

## は し が き

窃盗は、例年、刑法犯の認知件数の大半を占めており、国民が最も被害に遭いやすく、身近に不安を感じる犯罪の一つであり、出所受刑者の再入率も、覚せい剤取締法違反と並んで高く、再犯を繰り返す傾向のある犯罪類型でもある。また、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）では、対象者の特性に応じた指導・支援の強化が重点施策の一つとされているところ、同総合対策が対象者として掲げている「少年・若年者」、「高齢者」及び「女性」といった各類型のすべてにおいて、窃盗は最も高い割合を占めている。

このように、窃盗は、質・量の両面において、刑事政策上の中心的な課題となる犯罪類型の一つであるが、その手口は様々であり、動機や背景事情も多種多様であるため、効果的な再犯防止対策を検討するためには、窃盗事犯者の実態について、より詳細に分析し、再犯に関連する要因を把握する必要がある。そこで、本研究においては、各種の公的データに基づいて、窃盗事犯の動向や窃盗事犯者の特性等をマクロ的に分析するとともに、刑事確定記録等を用いた特別調査を実施し、その手口に応じた窃盗事犯者の実態や再犯状況を詳細に分析することとした。

本研究の成果の一部は、前科のない万引き事犯者を中心として、平成26年版犯罪白書の特集「窃盗事犯者と再犯」において紹介したが、本報告においては、その後に実施した特別調査の結果を踏まえて、前科を有する者も含め、侵入窃盗や車両関連盗、万引きを中心とする窃盗事犯者の実態や再犯状況について、統計的手法を用いて詳細に分析した。また、公的データに基づく窃盗事犯の動向等についても、より多角的な観点から検討した上で、窃盗事犯の増減の背景事情についても考察し、再犯防止対策を検討するに当たって、詳細な基礎資料を提供することを試みた。

本報告が、再犯防止対策の更なる充実・強化を検討する上で、幅広く活用していただければ幸いである。

最後に、本研究の実施に際して、多大な御理解と御協力をいただいた関係諸機関の各位に、心より謝意を表す次第である。

平成29年3月

法務総合研究所長 佐 久 間 達 哉

# 要 旨 紹 介

本報告では、各種公的統計に基づき、窃盗事犯の動向と窃盗事犯者の処遇の状況を明らかにしたほか（第1編）、法務総合研究所の特別調査に基づき、窃盗事犯者の実態と再犯状況を分析した上（第2編）、これらの結果を踏まえて、窃盗事犯の増減の背景事情を考察するとともに、窃盗事犯者の再犯防止に向けた課題を検討している（第3編）。

## 第1編 窃盗事犯の動向と処遇の状況

### （1）窃盗事犯の動向

窃盗の認知件数は、例年、刑法犯の認知件数の7割超を占めているところ、平成14年（戦後最多の約238万件）をピークに減少し続けており、26年以降は、戦後最少を更新している。手口別の認知件数では、侵入窃盗を始めとする大半の手口で大きく減少しているが、万引きの認知件数は、16年以降、おおむね横ばいで推移した後、22年から毎年減少しているものの、27年は4年と比べると、なお約1.8倍である。

窃盗の検挙人員も、平成17年から減少傾向にあるが、高齢化が進んでいる。11年までは少年が過半数を占めていたが、その割合は大きく低下するとともに、高齢者の割合が上昇し、25年以降は、高齢者が最も高い割合を占めている。特に、万引きの検挙人員においては、高齢化が顕著である。

また、窃盗の検挙人員は、年金等生活者を除く無職者が約3割を占めており、特に、侵入窃盗や自動車盗、車上ねらい、ひったくり、すりの検挙人員は、他の手口と比べると、無職者の割合が高い。他方、万引きの検挙人員は、高齢者の検挙人員の増加に伴い、年金等生活者の割合が上昇している。

### （2）窃盗事犯者の処遇

万引きの検挙人員は、他の手口と比べて、微罪処分率が最も高く、平成11年からは4割台で推移している。

窃盗の起訴猶予率は、女性では、窃盗罪に罰金刑が導入された後に大きく低下したのに対し、男性では大きな変化は認められない。また、窃盗の起訴人員は、高齢者が大幅に増加しており、その傾向は女性高齢者において顕著である。

窃盗の入所受刑者は、無職者が大半を占めており、入所度数が多くなるにつれて、無職者の割合や住居不定の者の割合が高くなっている。窃盗の2年以内再入率は、緩やかな低下傾向にあるものの、依然として、他の罪名と比べて最も高く、5年以内再入率も、覚せい剤取締法違反の次に高い水準で推移している。また、窃盗の再入率は、入所度数が高くなるにつれて、高い水準となっている。

窃盗の保護観察対象者について見ると、若年者は、他の年齢層と比べても、無職者の取消・再処分率が顕著に高く、年齢層が高くなるにつれて、無職者か有職者かによる差は小さくなっている。

## **第2編 窃盗事犯者の実態と再犯状況（特別調査）**

### **（1）調査の概要**

平成23年6月中に、全国の裁判所において、窃盗罪により有罪裁判（略式命令を含む。）が確定した2,421人を対象とし、裁判書等の資料に基づき、調査対象者の属性や調査対象事件の内容等について調査した上で、罰金処分者のほか侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者（自動車盗又は車上ねらいを主たる犯行とする者に限る。）、万引き事犯者について、刑事確定記録等を用いた調査を実施し、より詳細な実態を明らかにするとともに、約2年間における再犯状況を分析した。

### **（2）調査対象者全体の概要**

調査対象者のうち、男性は1,930人（79.7%）、女性は491人（20.3%）であった。犯行時の年齢層別構成比では、男女共に、50～64歳の割合が最も高いが、次いで、男性では、若年者と30歳代の割合が高いのに対し、女性では、高齢者の割合が高く、50歳以上の年齢層が過半数を占めた。

手口別構成比では、男女共に、万引きの割合が最も高く、男性では、万引きが5割近くを占めており、次いで、侵入窃盗、車上ねらい、自動車盗の順であり、これらの手口で約7割を占めているのに対し、女性では、万引きが9割近くを占めていた。

### **（3）罰金処分者**

罰金処分者は766人であり、そのうち、男性は485人（63.3%）、女性は281人（36.7%）であった。犯行時の年齢層別構成比では、男女共に、50～64歳の割合が最も高いが、男性は、女性

と比べて、若年者の割合が高いのに対し、女性は、男性と比べて、高齢者の割合が高く、50歳以上の年齢層が6割近くを占めていた。

手口別構成比では、万引きが8割を超えており、男女共に、万引きの割合が最も高いが、男性では万引き以外の手口も2割を占めていた。

罰金処分者の約6割が前科のない者であるが、窃盗前歴のある者が約8割を占めており、窃盗の微罪処分歴がある者も6割を超えていた。

#### **(4) 侵入窃盗事犯者**

侵入窃盗事犯者は302人であり、そのうち、男性は294人（97.4%）、女性は8人（2.6%）であった。犯行時の年齢層別構成比では、若年者の割合が最も高く、次いで、30歳代の順であり、40歳未満の年齢層が約6割を占めていた。

侵入窃盗事犯者は、約6割が婚姻歴のない者であり、大半は住居のある者であるが、住居不定の者も2割を超えていた。また、無職者が6割を超えており、無職者のうち、勤労意欲のない者が約6割を占めていた。

侵入窃盗事犯者のうち、執行猶予者は、約2年間の再犯率が22.0%、窃盗再犯率が19.7%であり、前科のある者の方が、再犯率や窃盗再犯率が高かった。

#### **(5) 車両関連盗事犯者**

車両関連盗事犯者は163人であり、そのうち、男性は158人（96.9%）、女性は5人（3.1%）であった。犯行時の年齢層別構成比では、30歳代の割合が最も高く、次いで、50～64歳、若年者の順であった。

車両関連盗事犯者は、婚姻歴のない者が5割近くを占めており、住居不定の者も3割を超えていた。また、無職者が約6割を占めており、無職者のうち、勤労意欲のない者が過半数を占めていた。

車両関連盗事犯者のうち、執行猶予者は、約2年間の再犯率が23.1%、窃盗再犯率が18.5%であり、犯行の背景事情として「無為徒食・怠け癖」に該当した者は、窃盗再犯率が高かった。

#### **(6) 万引き事犯者**

万引き事犯者は1,385人であり、そのうち、男性は944人（68.2%）、女性は441人（31.8%）であった。犯行時の年齢層別構成比では、男女共に、50～64歳の割合が最も高いが、男性は、

女性と比べて、若年者の割合が高いのに対し、女性は、男性と比べて、高齢者の割合が高く、50歳以上の年齢層が6割近くを占めていた。

万引き事犯者は、男性では、婚姻歴のない者の割合が高く、女性では、婚姻継続中の者の割合が高いが、年齢層が高くなるにつれて、配偶者と死別した者の割合も高くなっていた。また、万引き事犯者は、男女共に、無職者の割合が最も高いが、30歳以上の女性では「主婦・家事従事」の割合が3割を超えており、無職者の無職の理由についても、男性では、就職難や勤労意欲のない者の割合が高いのに対し、女性では、年金等の受給により就労の必要がない者や精神疾患を理由とする者の割合が高かった。

約2年間の再犯率について見ると、万引き事犯者のうち、罰金処分者は、「生活困窮」に該当する者の窃盗再犯率が高く、「家族と疎遠・身寄りなし」や「住居不安定」に該当する者の再犯率も高かった。また、男性の罰金処分者では、「習慣飲酒・アルコール依存」に該当する者の窃盗再犯率が高かった。他方、女性の罰金処分者は、高齢者では、「近親者の病気・死去」に該当する者の窃盗再犯率が極めて高く、39歳以下では「ストレス発散」や「摂食障害」といった要素の存在が、中高年層では「家族等と同居の自宅が帰住予定先」等といった要素の存在が、それぞれ窃盗再犯に影響を及ぼす要因として示されており、女性の場合、むしろ家族関係や対人関係等に問題があることの方が多いたことが示唆された。

### 第3編 まとめ

#### (1) 窃盗事犯の増減の背景事情

犯罪情勢の悪化・好転には様々な事情が複合的に影響しており、窃盗事犯の増減要因を一概に論ずることは困難であり、窃盗事犯の増減には我が国における人口の少子高齢化や雇用情勢の変化も影響していると思われる。もっとも、リーマンショックに象徴される世界的な金融不安に伴って、我が国の完全失業率が一時的に上昇した時期においても、窃盗の認知件数が一貫して減少していることなどからすれば、窃盗を含む犯罪抑止に向けた各種施策や取組の推進も、窃盗事犯の減少の一因になっているものと考えられる。

#### (2) 窃盗事犯者の再犯防止に向けた課題

窃盗事犯者の再犯防止のためには、刑事処分の早い段階における処遇等が重要である。特に万引き事犯者については、初入者であっても、既に何度も窃盗を繰り返して複数回にわたり刑事処分を受けている者が多く、犯罪傾向が相当進んでおり、犯罪傾向が進んでいない早い段階

において、より適切な指導や支援を行っていく必要がある。また、窃盗事犯者の中においても、「経済状況等が不良で生活困窮に陥っている者」や「社会的に孤立している者」、「心身に問題を抱えている者」、「若年者」、「高齢者」、「女性」などといったように、対象者によっても問題性は様々であり、個々の対象者の特性に応じた指導や支援が必要であり、今後は、矯正等の各施設で実施されている窃盗事犯者に対する再犯防止指導の内容等を精査し、より精度の高い効果的なプログラム等の処遇手法を開発することが望まれる。また、多種多様な窃盗事犯者に対して、きめ細かな支援や対策を実施するためには、関係諸機関における一層の連携強化も必要となる。

研究部長 石 井 隆

# 窃盗事犯者に関する研究

|                         |      |
|-------------------------|------|
| 総括研究官                   | 富田寛  |
| 研究官                     | 上岡靖之 |
| 研究官補                    | 只野智弘 |
| 研究官補                    | 吉永浩幸 |
| 研究官                     | 牟田和弘 |
| 研究官                     | 竹下賀子 |
| 北海道地方更生保護委員会統括審査官（前研究官） | 岡田和也 |
| 法務省保護局総務課補佐官（前研究官）      | 守谷哲毅 |
| 千葉少年鑑別所専門官（前研究官）        | 井上陽子 |

# 目 次

|                   |    |
|-------------------|----|
| 要旨紹介              | i  |
| 第1編 窃盗事犯の動向と処遇の状況 | 1  |
| 第1章 窃盗事犯の動向       | 2  |
| 第1節 認知件数・検挙件数・検挙率 | 2  |
| 1 総数              | 2  |
| 2 手口別             | 4  |
| 第2節 検挙人員          | 11 |
| 1 総数              | 11 |
| 2 属性別             | 12 |
| 3 職業別構成比の推移       | 16 |
| 4 手口別             | 18 |
| 5 再犯者             | 32 |
| 第2章 窃盗事犯者の処遇      | 36 |
| 第1節 検挙後の措置（微罪処分）  | 36 |
| 第2節 検察            | 38 |
| 1 検察庁新規受理人員       | 38 |
| 2 起訴猶予人員・起訴猶予率    | 38 |
| 3 起訴人員・起訴率        | 42 |
| 第3節 裁判            | 46 |
| 1 通常第一審の終局処理人員    | 46 |
| 2 科刑状況            | 46 |
| 第4節 矯正            | 47 |
| 1 窃盗の入所受刑者        | 47 |
| 2 窃盗の初入者と再入者      | 53 |
| 3 出所受刑者の再入率       | 64 |
| 第5節 更生保護          | 69 |
| 1 窃盗の仮釈放者         | 69 |
| 2 窃盗の保護観察付執行猶予者   | 79 |

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 第2編 窃盗事犯者の実態と再犯状況（特別調査） | 87  |
| 第1章 調査の概要               | 88  |
| 1 調査の目的                 | 88  |
| 2 調査対象者の選定              | 88  |
| 3 調査の方法                 | 89  |
| 4 統計的分析の方法              | 89  |
| 第2章 調査対象者全体の概要          | 91  |
| 第1節 調査対象者の実態            | 91  |
| 1 調査対象者の属性              | 91  |
| 2 調査対象事件の内容             | 93  |
| 3 前科の有無・内容              | 103 |
| 第2節 調査対象事件の裁判結果         | 108 |
| 1 認定罪名                  | 108 |
| 2 処断刑                   | 108 |
| 3 執行猶予者                 | 113 |
| 4 懲役刑の実刑に処せられた者         | 118 |
| 第3章 罰金処分者               | 123 |
| 第1節 概要                  | 123 |
| 1 罰金処分者の属性              | 123 |
| 2 調査対象事件の内容             | 124 |
| 3 科刑状況                  | 127 |
| 第2節 罰金処分者の生活環境          | 127 |
| 1 婚姻状況                  | 127 |
| 2 居住状況                  | 128 |
| 3 就労状況                  | 129 |
| 4 経済状況                  | 131 |
| 5 精神疾患の既往歴              | 132 |
| 第3節 罰金処分者の前科・前歴関係       | 132 |
| 1 前科の有無・内容              | 132 |
| 2 前歴の有無・内容              | 136 |

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 第4章 侵入窃盗事犯者       | 140 |
| 第1節 侵入窃盗事犯者の実態    | 140 |
| 1 属性              | 140 |
| 2 犯行時の生活環境        | 141 |
| 3 調査対象事件の内容       | 149 |
| 4 前科・前歴関係         | 160 |
| 第2節 調査対象事件の裁判結果   | 166 |
| 1 認定罪名            | 166 |
| 2 処断刑             | 166 |
| 3 執行猶予者           | 169 |
| 4 懲役刑の実刑に処せられた者   | 170 |
| 第3節 侵入窃盗事犯者の再犯状況  | 172 |
| 1 総数              | 172 |
| 2 執行猶予者の再犯状況      | 172 |
| 第5章 車両関連盗事犯者      | 175 |
| 第1節 車両関連盗事犯者の実態   | 175 |
| 1 属性              | 175 |
| 2 犯行時の生活環境        | 176 |
| 3 調査対象事件の内容       | 183 |
| 4 前科・前歴関係         | 187 |
| 第2節 調査対象事件の裁判結果   | 191 |
| 1 認定罪名            | 191 |
| 2 処断刑             | 191 |
| 3 執行猶予者           | 192 |
| 4 懲役刑の実刑に処せられた者   | 193 |
| 第3節 車両関連盗事犯者の再犯状況 | 195 |
| 1 総数              | 195 |
| 2 執行猶予者の再犯状況      | 195 |
| 第6章 万引き事犯者        | 198 |
| 第1節 万引き事犯者の実態     | 198 |

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 1 属性                          | 198 |
| 2 犯行時の生活環境                    | 200 |
| 3 調査対象事件の内容                   | 215 |
| 4 前科・前歴関係                     | 226 |
| 第2節 調査対象事件の裁判結果               | 233 |
| 1 認定罪名                        | 233 |
| 2 処断刑                         | 233 |
| 3 罰金処分者                       | 235 |
| 4 執行猶予者                       | 237 |
| 5 懲役刑の実刑に処せられた者               | 238 |
| 第3節 万引き事犯者の再犯状況               | 240 |
| 1 概要                          | 240 |
| 2 万引きの罰金処分者の再犯状況              | 240 |
| 3 執行猶予者の再犯状況                  | 256 |
| 4 窃盗再犯の関連要因についての多角的分析         | 264 |
| 第3編 まとめ                       | 275 |
| 第1章 窃盗事犯の増減の背景事情              | 276 |
| 1 人口の少子高齢化                    | 277 |
| 2 雇用情勢の変化                     | 278 |
| 3 各種の犯罪対策                     | 280 |
| 第2章 窃盗事犯者の再犯防止に向けた課題          | 287 |
| 第1節 刑事処分の早い段階における処遇等の重要性      | 287 |
| 第2節 対象者の特性を踏まえた指導・支援の重要性      | 288 |
| 1 経済状況等が不良で生活困窮に陥っている者（生活困窮型） | 288 |
| 2 社会的に孤立している者（社会的孤立型）         | 289 |
| 3 心身に問題を抱えている者                | 290 |
| 4 若年者                         | 291 |
| 5 高齢者                         | 292 |
| 6 女性                          | 294 |

|     |                                  |     |
|-----|----------------------------------|-----|
| 第3節 | 窃盗事犯者に対するプログラム等の処遇手法の開発の必要性…………… | 296 |
| 第4節 | 関係機関間の連携強化……………                  | 297 |
| 第5節 | 今後の研究課題……………                     | 298 |

## 凡例

## 第1編 窃盗事犯の動向と処遇の状況

## 第1章 窃盗事犯の動向

この章では、各種統計資料<sup>(※1)</sup>に基づき、窃盗事犯の動向を多角的に検討する。

### 第1節 認知件数・検挙件数・検挙率

#### 1 総数

窃盗は、例年、刑法犯の認知件数の7割超を占めており、その動向は、刑法犯全体の認知件数や検挙率の推移にも大きく影響している。そこで、窃盗事犯の全体的な動向を把握するため、刑法犯の認知件数と検挙率の推移（昭和21年以降）について、窃盗と窃盗以外の刑法犯別に見ると、1-1-1-1図のとおりである<sup>(※2)</sup>。

#### (1) 窃盗の認知件数の推移

窃盗の認知件数は、昭和49年頃から増加傾向にあったが、平成8年から戦後最多を更新し続け、14年には237万7,488件を記録するに至った。その後は一貫して減少し続けており、26年以降、戦後最少を更新し、27年は、ピーク時（14年）の約3分の1にまで減少（66.0%減）した。

刑法犯の認知件数に占める窃盗の割合は、昭和44年から平成15年までは8割台で、16年からは7割台（27年は73.5%）でそれぞれ推移しており、窃盗の認知件数の増減は、刑法犯全体の認知件数の推移にも大きな影響を及ぼしている。

窃盗の発生率（人口10万人当たりの認知件数）は、おおむね認知件数と同様に推移しており、昭和48年（892.6）を底に上昇傾向となり、平成14年には1,864.9（戦後最高）にまで上昇したが、その後は大きく低下しており、24年以降、戦後最低を更新し、27年は635.3であった<sup>(※3)</sup>。

---

(※1) 本章において掲載している統計数値は、特に断らない限り、警察庁の統計による。

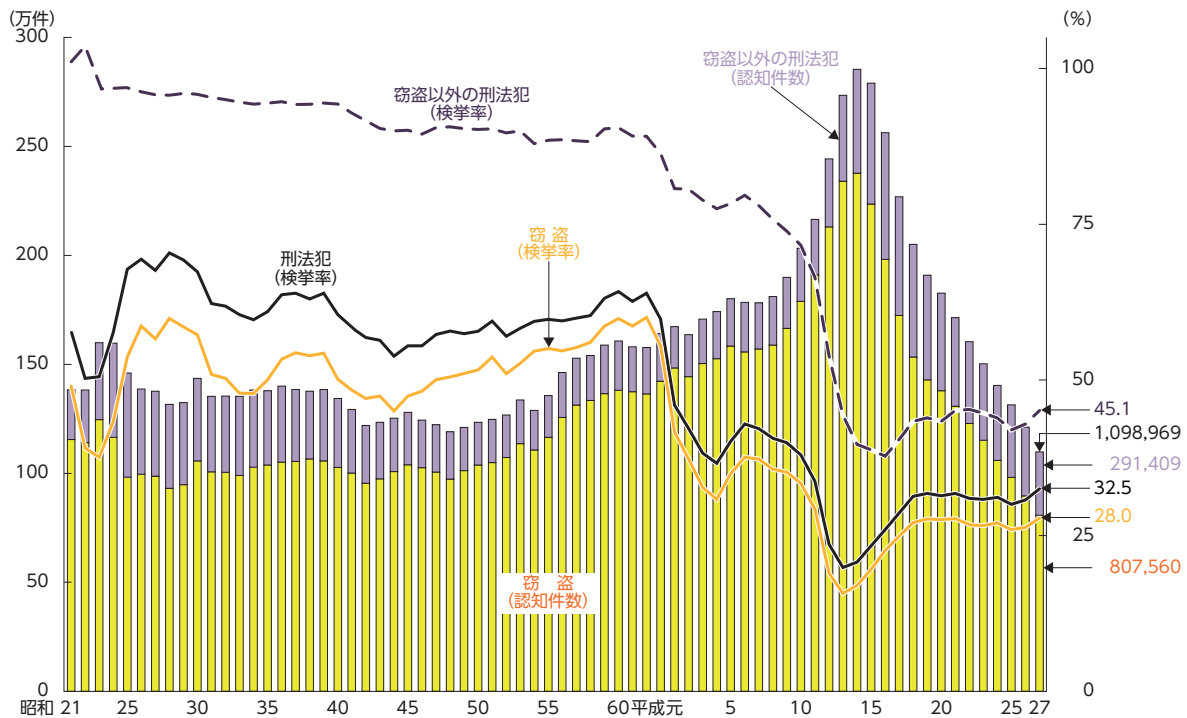
(※2) 窃盗を含む刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙率及び発生率の推移の詳細については、平成28年版犯罪白書1-1-1-1図 CD-ROM 参照。

(※3) 発生率の算出に用いた人口数値は、総務省統計局の人口資料による。

1-1-1-1図

刑法犯の認知件数・検挙率の推移（窃盗・窃盗以外の刑法犯別）

（昭和21年～平成27年）



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。  
 3 「窃盗以外の刑法犯」は、昭和40年以前は業過を含まず、平成14年から26年までは危険運転致死傷を含む。  
 4 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超えることがある。

## （2）窃盗の検挙件数と検挙率の推移

窃盗の検挙件数は、昭和60年（戦後最多の82万7,818件）をピークとして、減少傾向となった後、平成4年（46万8,479件）と13年（36万7,643件）を底に増減を繰り返していたが、17年からは毎年減少し、21年からは戦後最少を更新し続けている（27年は22万6,001件）。

窃盗の検挙率は、昭和62年（戦後最高の60.2%）をピークとして、平成4年（30.7%）まで大きく低下した後、一旦6年（37.7%）まで上昇したが、認知件数の急増により検挙率が再び低下し、13年には15.7%（戦後最低）を記録するに至った。その後、14年から16年までの検挙件数の増加と15年からの認知件数の減少に伴い、検挙率も上昇し、18年からは、おおむね横ばい（26～28%台）で推移している。

平成27年における窃盗の検挙率は、28.0%であり、前年から1.7pt 上昇したものの、窃盗以外の刑法犯の検挙率（27年は45.1%）と比べると、依然として低い水準にある。刑法犯全体の認知件数に占める窃盗の割合は極めて高く、窃盗の検挙率の推移が刑法犯全体の検挙率の推移にも大きな影響を及ぼしている。

## 2 手口別

前項では窃盗事犯の全体的な動向を俯瞰したが、その手口<sup>(※4)</sup>は千差万別である。そこで、窃盗の主な手口ごとに認知件数<sup>(※5)</sup>、検挙件数<sup>(※6)</sup>及び検挙率の推移（最近20年間）を見ると、1-1-1-2図のとおりである。

### (1) 侵入窃盗 (1-1-1-2図①)

侵入窃盗の認知件数は、平成9年（22万1,678件）を境に、14年（33万8,294件）まで大幅に増加していたが、15年からは一貫して減少しており、27年は、ピーク時（14年）と比べて、約4分の1にまで減少（74.5%減）した。

侵入窃盗の認知件数の中では、例年、空き巣が最も高い割合（平成27年は36.4%）を占めている。空き巣の認知件数も、平成9年（7万9,746件）を境に、14年（14万7,500件）まで大幅に増加していたが、その後は大きく減少している。27年（3万1,430件）には、ピーク時（14年）の4分の1以下にまで減少（78.7%減）しており、空き巣の認知件数の増減が侵入窃盗の認知件数の推移に大きく影響している。

侵入窃盗の検挙件数は、平成13年（8万9,456件）を底として、15年（10万9,920件）まで増加していたが、16年から毎年減少しており、27年は、15年と比べると半減（57.4%減）した。

侵入窃盗の検挙率は、平成7年（80.7%）をピークとして、14年（29.1%）まで大きく低下していたが、15年から上昇に転じ、19年からは5割台で推移している。

---

(※4) 警察庁の統計においては、窃盗の手口を「侵入盗」、「乗り物盗」及び「非侵入盗」の三類型に大別した上で、46種の手口につき、認知件数、検挙件数・検挙率及び検挙人員の数値が集計されている。

(※5) 窃盗の手口別認知件数の推移の詳細については、平成28年版犯罪白書1-1-2-2図 CD-ROM 参照。また、平成27年における窃盗の認知件数の手口別構成比については、同白書1-1-2-2図参照。

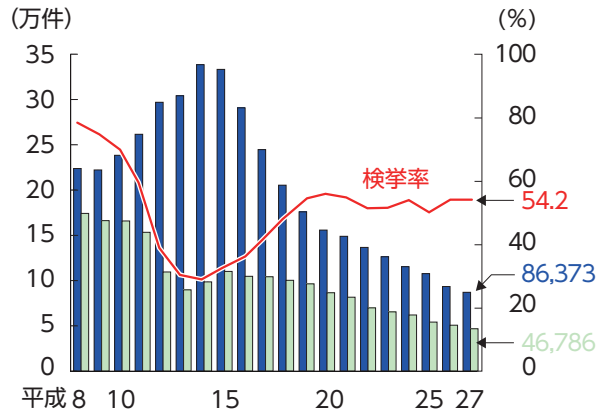
(※6) 平成27年における窃盗の検挙件数の手口別構成比については、平成28年版犯罪白書1-1-2-4図参照。

1-1-1-2図

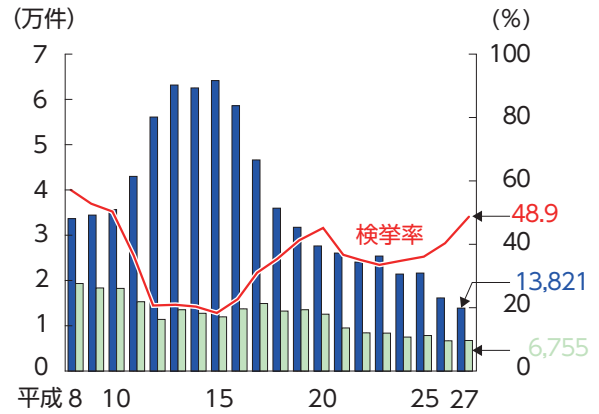
窃盗（手口別）の認知件数・検挙件数・検挙率の推移

(平成8年～27年)

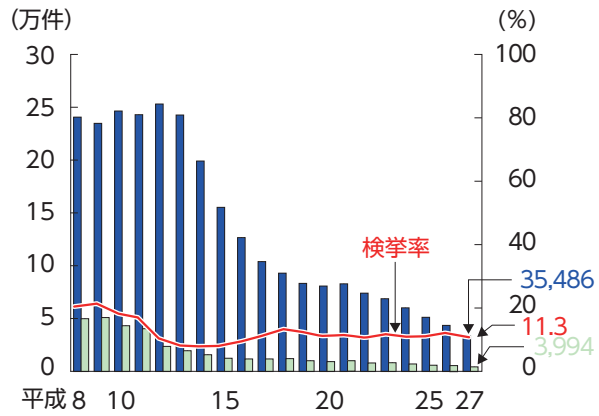
① 侵入窃盗



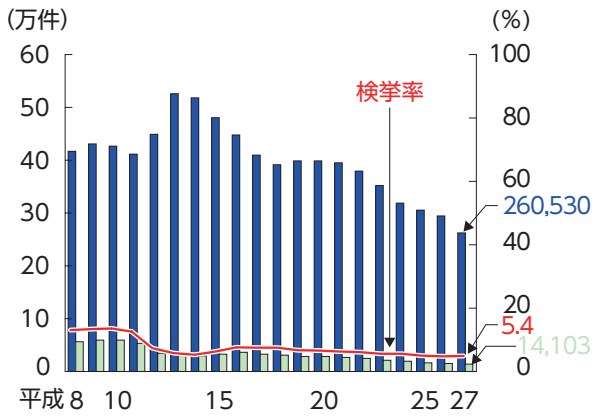
② 自動車盗



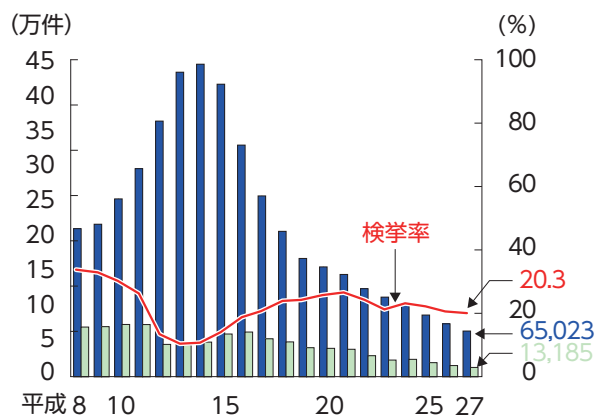
③ オートバイ盗



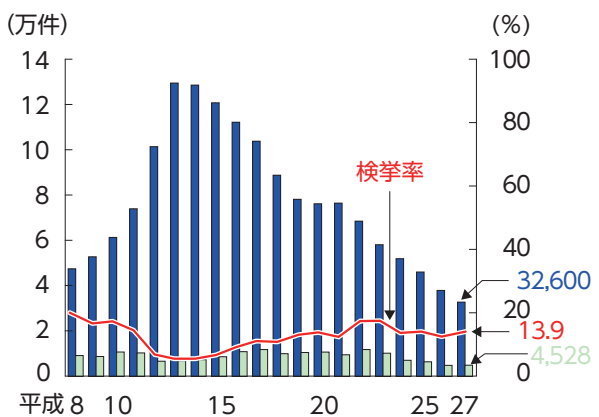
④ 自転車盗



⑤ 車上ねらい



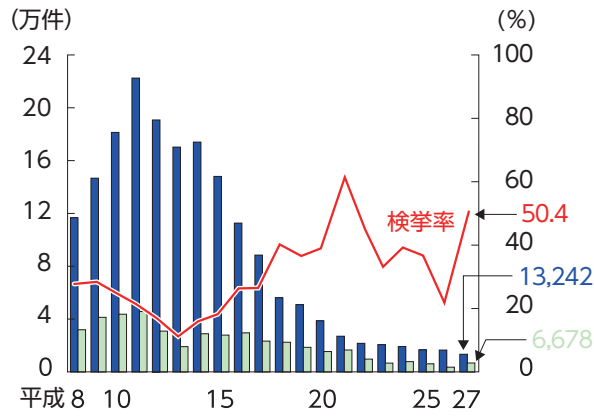
⑥ 部品ねらい



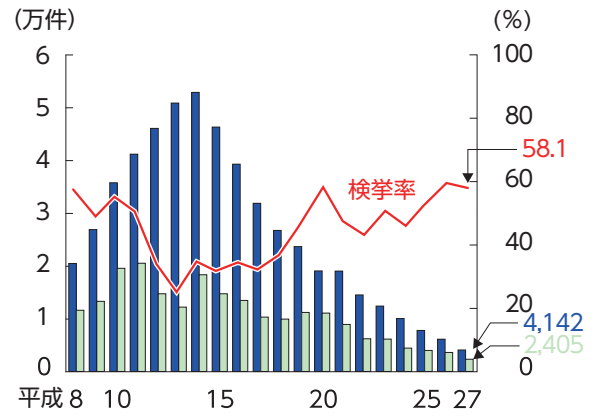
■ 認知件数 ■ 検挙件数

(平成8年～27年)

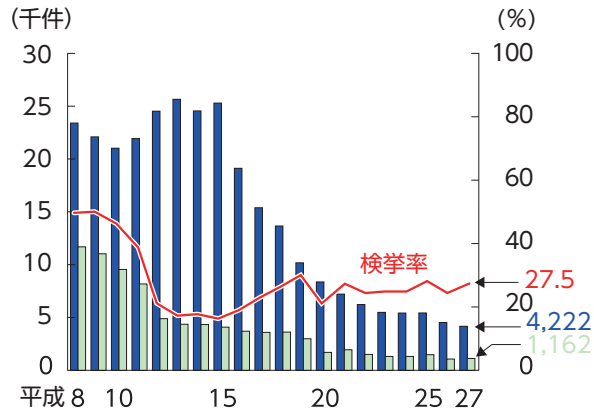
⑦ 自動販売機ねらい



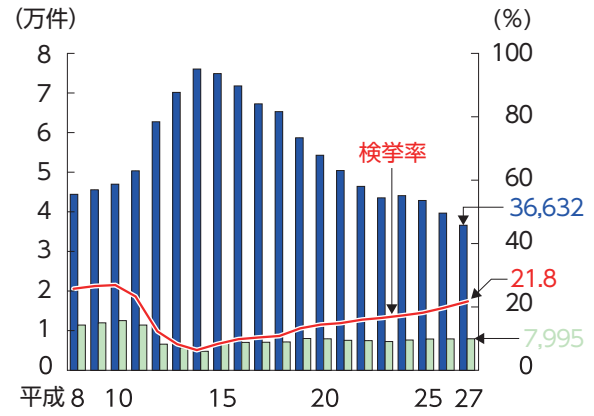
⑧ ひったくり



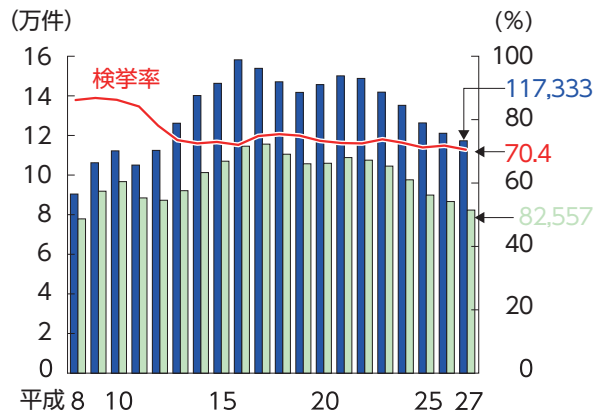
⑨ すり



⑩ 置引き



⑪ 万引き



■ 認知件数 ■ 検挙件数

注 警察庁の統計による。

## (2) 乗り物盗

### ア 自動車盗 (1-1-1-2図②)

自動車盗の認知件数は、平成9年から増加傾向にあったが、15年（6万4,223件）をピークとして、その後は大きく減少しており、27年は、ピーク時（15年）の約5分の1にまで減少（78.5%減）した。

自動車盗の検挙件数は、平成12年（1万1,415件）と15年（1万1,931件）を底に増減を繰り返していたが、18年からは減少傾向にある。

自動車盗の検挙率は、平成5年から10年（50.7%）までは5割台で推移していたが、11年から大幅に低下した。その後、15年（18.6%）を境に上昇に転じ、20年（45.4%）をピークに一旦は低下したものの、24年からは再び上昇している。

### イ オートバイ盗 (1-1-1-2図③)

オートバイ盗の認知件数は、昭和63年から平成13年（24万2,517件）まで毎年20万件を超えていたが、その後は大きく減少しており、27年は、13年の約7分の1にまで減少（85.4%減）した。オートバイ盗は、9年までは、侵入窃盗を除くと、自転車盗に次いで認知件数の多かった手口であり（3-1-3図参照）、窃盗全体の認知件数に占めるオートバイ盗の割合は、同年では14.1%であったが、27年には4.4%にまで低下した。

オートバイ盗の検挙件数は、平成11年（4万356件）まで毎年4万件を超えていたが、12年（2万3,078件）に大きく減少し、その後も減少傾向にある。

オートバイ盗の検挙率は、平成14年（7.9%）を底として、18年（13.3%）まで上昇していたが、その後は、おおむね横ばい（10～12%台）で推移しており、同じ乗り物盗である自動車盗と比べると、検挙率が低い。

### ウ 自転車盗 (1-1-1-2図④)

自転車盗は、例年、窃盗の認知件数の中で最も多い手口であるが（3-1-3図参照）、自転車盗の認知件数は、平成13年（52万1,801件）をピークとして減少傾向にあり、27年は、ピーク時（13年）から半減（50.1%減）するに至った。

自転車盗の検挙件数は、平成11年（5万3,060件）まで毎年5万件を超えていたが、12年（3万4,575件）に大幅に減少し、その後もおおむね減少傾向にある。

自転車盗の検挙率は、平成11年（13.0%）まで毎年1割を超えていたが、12年（7.8%）に大

きく低下し、14年（5.7%）を底として、16年（8.1%）までわずかながら上昇していたものの、25年以降は、5%台で推移している。

自転車盗は、例年、窃盗全体の認知件数において最も高い割合（平成27年は32.3%）を占めているが、その一方において、自転車盗の検挙率は、他の窃盗の手口と比べて顕著に低く、窃盗全体の検挙率の推移に相当の影響を及ぼしている。

### （3）非侵入窃盗

#### ア 車上ねらい<sup>(※7)</sup>（1-1-1-2図⑤）

車上ねらいの認知件数は、平成9年から14年（44万3,298件）まで増加し続けていたが、15年からは一貫して減少しており、27年は、ピーク時（14年）の約7分の1にまで減少（85.3%減）した。車上ねらいは、10年から20年までは、侵入窃盗を除くと、自転車盗に次いで認知件数の多かった手口であり（3-1-3図参照）、窃盗の認知件数に占める車上ねらいの割合は、14年では18.6%であったが、27年には8.1%にまで低下した。

車上ねらいの検挙件数は、平成5年から11年（7万3,715件）まで毎年7万件を超えていたが、12年（4万5,666件）に大幅に減少し、14年から16年（6万3,171件）まで増加したものの、17年からは減少傾向にある。

車上ねらいの検挙率は、平成9年（32.7%）まで3割台で推移していたが、その後は大きく低下し、13年（10.0%）を底に緩やかに上昇したものの、17年からは2割台で推移している。

#### イ 部品ねらい<sup>(※8)</sup>（1-1-1-2図⑥）

部品ねらいの認知件数は、平成13年（12万9,380件）まで大きく増加していたが、14年からは減少傾向にあり、27年は、ピーク時（13年）の約4分の1にまで減少（74.8%減）した。

部品ねらいの検挙件数は、平成12年（6,527件）を底に増減を繰り返していたが、22年（1万1,783件）をピークに、その後は減少し続けている。

部品ねらいの検挙率は、平成8年まで19%台で推移していたが、その後は大きく低下し、13年（5.1%）を底に緩やかに上昇したものの、24年からは13%前後で推移している。

---

（※7）「車上ねらい」は、自動車等の積荷等を窃取する手口をいう。

（※8）「部品ねらい」は、自動車等に取り付けられている部品等を窃取する手口をいう。

### ウ 自動販売機ねらい (1-1-1-2図⑦)

自動販売機ねらいの認知件数は、平成3年から11年(22万2,328件)まで大きく増加し、同年までの10年間で約6.8倍に増加したが、15年からは一貫して減少しており、27年は、ピーク時(11年)の16分の1以下にまで減少(94.0%減)した。

自動販売機ねらいの検挙件数は、平成11年(4万5,754件)をピークとして大きく減少し、13年(1万8,851件)を底に16年(2万9,748件)まで増加した後、おおむね減少傾向にあるが、27年は、前年(3,537件)から増加(前年比88.8%増)した。

自動販売機ねらいの検挙率は、平成10年から13年(11.1%)まで大きく低下したが、その後は、21年(61.8%)をピークに上昇と低下を繰り返している。

### エ ひったくり (1-1-1-2図⑧)

ひったくりの認知件数は、平成3年から14年(5万2,919件)まで大きく増加していたが、15年からは一貫して減少しており、27年は、ピーク時(14年)の約13分の1にまで減少(92.2%減)した。

ひったくりの検挙件数は、平成11年(2万597件)をピークとして、13年(1万2,925件)まで大きく減少し、14年(1万8,434件)に再び増加したが、その後は減少傾向にある。

ひったくりの検挙率は、平成5年から11年(50.0%)までは5割前後で推移していたが、同年から13年(25.4%)まで大きく低下し、その後の上昇を経て、19年からは4割台から5割台で上昇と低下を繰り返している。

### オ すり (1-1-1-2図⑨)

すりの認知件数は、平成元年から15年(2万5,338件)まで毎年2万件を超えていたが、16年からは大きく減少しており、27年は、15年の約6分の1にまで減少(83.3%減)した。

すりの検挙件数は、平成5年から9年(11万64件)まで毎年1万件を超えていたが、その後は減少傾向にある。

すりの検挙率は、平成5年から10年(45.7%)まで4割超で推移していたが、その後は大きく低下し、15年(16.4%)を底として、19年(30.0%)まで上昇した後、20年からは2割台で推移している。

### カ 置引き (1-1-1-2図⑩)

置引きの認知件数は、平成14年（7万6,170件）まで大きく増加していたが、その後は減少傾向にあり、27年は、ピーク時（14年）から半減（51.9%減）した。

置引きの検挙件数は、平成11年まで毎年1万件を超えていたが、12年から14年（4,884件）まで大きく減少した後、16年からは毎年7千件台から8千件台で推移している。

置引きの検挙率は、平成11年（23.1%）まで2割台で推移していたが、12年から14年（6.4%）まで大きく低下した後、15年からは緩やかに上昇し続けている。

### キ 万引き (1-1-1-2図⑪)

万引きの認知件数は、平成4年（6万6,852件）を底に増加傾向となり、16年（15万8,020件）をピークとして、その後、おおむね横ばいで推移した後、22年からは毎年減少しているが、27年は、ピーク時（16年）から25.7%減少するにとどまっており、4年と比べると、なお約1.8倍である。万引きは、他の窃盗の手口と比べて、認知件数の減少幅が小さいこともあり、21年からは自転車盗に次いで認知件数の多い手口となっている（3-1-3図参照）。窃盗の認知件数に占める万引きの割合も、4年（4.4%）を底に上昇傾向（27年は14.5%）にある。

万引きの検挙件数は、平成17年（11万5,636件）まで増加した後、おおむね横ばいで推移していたが、22年からは毎年減少している。

万引きの検挙率は、平成11年までは8割台で推移し、12年からは7割台で推移しており、他の窃盗の手口と比べると、検挙率が高い<sup>(＊9)</sup>。

---

(＊9) なお、万引きの検挙率と被害実態の暗数については、第3編第1章3項(5)参照。

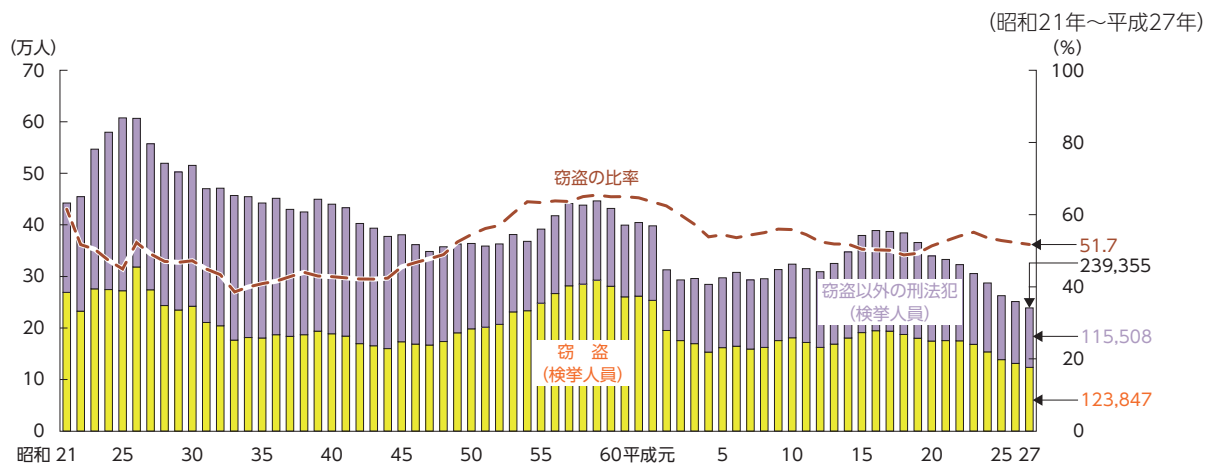
## 第2節 検挙人員

### 1 総数

窃盗は、例年、刑法犯の検挙人員の中で最も高い割合を占めており、その動向は、刑法犯全体の検挙人員の推移にも大きく影響している。そこで、窃盗の検挙人員の推移（昭和21年以降）について、窃盗以外の刑法犯とともに見ると、1-1-2-1図のとおりである<sup>(※10)</sup>。

1-1-2-1図

刑法犯の検挙人員等の推移（窃盗・窃盗以外の刑法犯別）



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。  
 3 「窃盗以外の刑法犯」は、昭和40年以前は業過を含まず、平成14年から26年までは危険運転致死傷を含む。  
 4 「窃盗の比率」は、刑法犯検挙人員に占める窃盗検挙人員の比率である。

窃盗の検挙人員は、昭和26年（戦後最多の31万8,716人）と59年（29万2,835人）をピークとして増減を繰り返し、60年から減少傾向にあったが、平成4年（15万3,444人）を底に増加傾向となり、13年から16年（平成期で最多の19万5,151人）までは毎年増加していた。17年から減少傾向にあり、25年からは戦後最少を更新しており、27年は、16年の約6割に減少（36.5%減）した。

刑法犯の検挙人員に占める窃盗の割合は、昭和59年（65.6%）をピークに低下傾向にあったが、平成4年以降はおおむね5割前後で推移している。なお、刑法犯全体に占める窃盗の割合は、認知件数で見た場合（27年は73.5%）より、検挙人員で見た場合（同51.7%）が低く、窃盗の検挙率が窃盗以外の刑法犯の検挙率よりも低いことを物語っている。

（※10） 窃盗を含む刑法犯の検挙人員の詳細な推移については、平成28年版犯罪白書1-1-1-1図 CD-ROM 参照。  
 また、平成27年における刑法犯検挙人員の罪名別構成比については、同白書1-1-1-4図参照。

## 2 属性別

### (1) 男女別

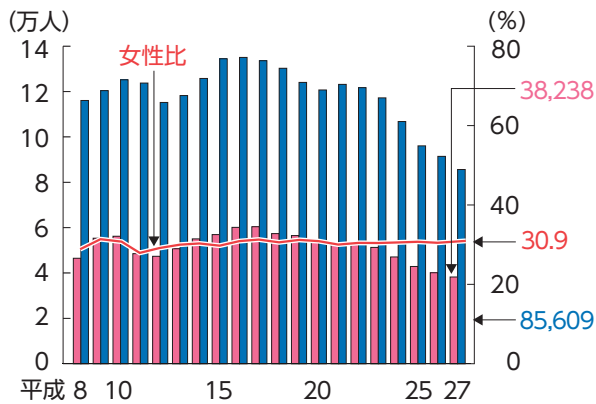
窃盗の男女別の検挙人員の推移（最近20年間）について、総数と年齢層別に見ると、1-1-2-2図のとおりである。

1-1-2-2図

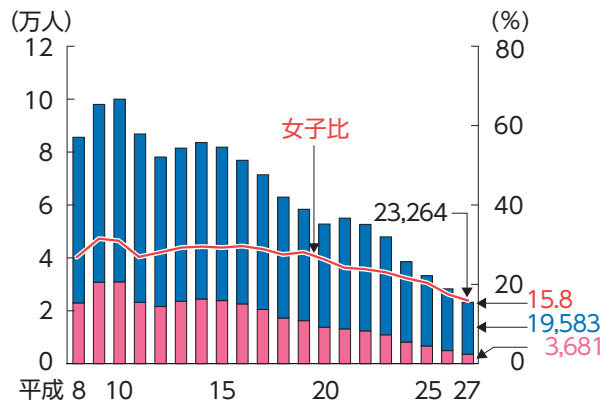
窃盗の男女別検挙人員・女性比の推移（総数・年齢層別）

（平成8年～27年）

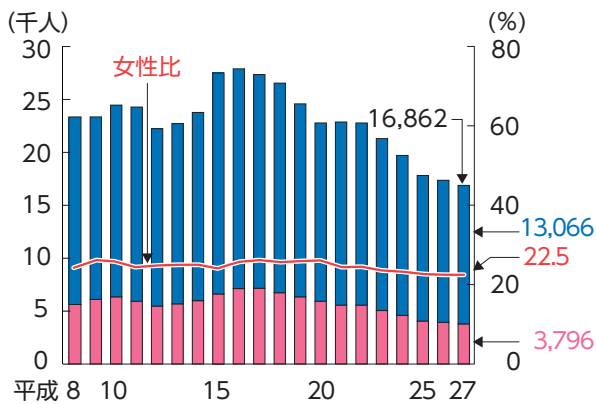
① 総数（男女別）



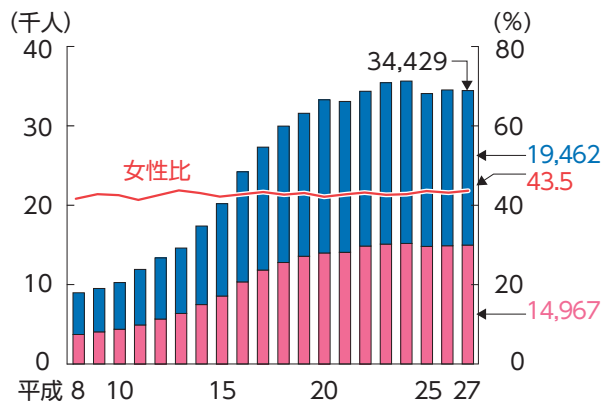
② 少年（20歳未満）



③ 若年者（20～29歳）



④ 高齢者（65歳以上）



■ 男性 ■ 女性

注 1 警察庁の統計による。  
2 犯行時の年齢による。

## ア 総数 (1-1-2-2図①)

窃盗の男性検挙人員は、平成13年から16年（13万5,023人）まで毎年増加していたが、その後は減少傾向にあり、27年は、16年の約6割に減少（36.6%減）した。

窃盗の女性検挙人員も、平成13年から17年（6万462人）まで毎年増加していたが、その後は減少傾向にあり、27年は、17年の約6割に減少（36.8%減）した。窃盗の検挙人員の女性比は、おおむね30%前後で推移している。

刑法犯の検挙人員に占める窃盗の割合は、女性では7割台（平成27年は77.6%）で推移しており、男性（同45.0%）と比べて、顕著に高い<sup>(＊11)</sup>。

## イ 少年 (1-1-2-2図②)

### (ア) 総数

窃盗の少年検挙人員<sup>(＊12)</sup>は、平成7年（8万1,408人）を底に、10年（10万10人）まで増加していたが、その後は減少傾向にあり、27年は、10年の4分の1以下にまで減少（76.7%減）した。

刑法犯の少年検挙人員に占める窃盗の割合は、平成4年から6割前後（平成27年は58.9%）で推移している<sup>(＊13)</sup>。

### (イ) 男子

窃盗の男子検挙人員は、平成10年（6万9,023人）をピークに減少傾向にあり、27年は、ピーク時（10年）の3分の1以下にまで減少（71.6%減）した。

刑法犯の男子検挙人員に占める窃盗の割合は、平成8年から5割台（27年は57.0%）で推移している。

### (ウ) 女子

窃盗の女子検挙人員も、平成10年（3万987人）をピークとして減少傾向にあり、27年は、ピーク時（10年）の8分の1以下にまで減少（88.1%減）しており、男子と比べて、減少幅が大きく、検挙人員の女子比も、20年から低下し続けている。

---

(＊11) 平成28年版犯罪白書1-1-1-6表 CD-ROM 及び4-6-1-3図参照。

(＊12) 本報告における「少年」の検挙人員は、特に断らない限り、犯罪少年（犯罪行為時に14歳以上であった少年）の検挙人員に限り、触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年）の補導人員を含まない。

(＊13) 年齢層別・男女別の刑法犯検挙人員の推移の詳細については、平成28年版犯罪白書1-1-1-5図 CD-ROM 参照。

刑法犯の女子検挙人員に占める窃盗の割合は、平成11年から7割前後（27年は71.7%）で推移しており、男子検挙人員に占める窃盗の割合より高い。

## ウ 若年者（1-1-2-2図③）

### （ア）総数

窃盗の若年者<sup>（\*14）</sup>の検挙人員は、平成13年から16年（2万7,874人）まで増加した後は減少傾向にあり、27年は、16年の約6割に減少（39.5%減）した。

刑法犯の若年者検挙人員に占める窃盗の割合は、平成4年から4割前後（27年は41.7%）で推移しており、少年検挙人員に占める窃盗の割合より低い。

### （イ）男性

窃盗の男性若年者の検挙人員は、平成13年から15年（2万854人）まで増加した後は減少傾向にあり、27年は、15年の約6割に減少（37.3%減）した。

刑法犯の男性若年者の検挙人員に占める窃盗の割合は、平成18年（35.3%）を底に、緩やかに上昇していたが、23年（40.1%）を境に毎年低下している（27年は37.9%）。

### （ウ）女性

窃盗の女性若年者の検挙人員は、平成13年から17年（7,164人）まで増加したが、その後は、減少し続け、27年は、17年の2分の1近くにまで減少（47.0%減）している。検挙人員の女性比は、2割台で推移している。

刑法犯の女性若年者の検挙人員に占める窃盗の割合は、6割台（平成27年は64.1%）で推移しており、男性若年者の検挙人員に占める窃盗の割合より高い。

## エ 高齢者（1-1-2-2図④）

### （ア）総数

窃盗の高齢者の検挙人員は、平成20年（3万3,276人）までに大きく増加し、22年からは毎年3万4千人を超えており、27年までの20年間で、約3.8倍にまで増加している。

刑法犯の高齢者検挙人員に占める窃盗の割合は、平成15年から21年まで6割台で推移していたが、22年からは7割台（27年は72.3%）で推移しており<sup>（\*15）</sup>、少年や若年者の検挙人員に占める窃盗の割合よりも高い。

（\*14）本章において「若年者」とは、特に断らない限り、20歳以上29歳以下の者をいう。

（\*15）平成28年版犯罪白書4-7-1-3図参照。

**(イ) 男性**

窃盗の男性高齢者の検挙人員は、平成24年（2万465人）まで大きく増加した後、25年からは毎年1万9千人超で推移しており、27年までの20年間で、約3.7倍にまで増加している。

刑法犯の男性高齢者の検挙人員に占める窃盗の割合は、平成15年から21年まで5割台で推移していたが、22年からは6割台（27年は62.1%）で推移している。

**(ウ) 女性**

窃盗の女性高齢者の検挙人員は、平成24年（1万5,194人）まで大きく増加した後、25年からは毎年1万4千人超で推移しており、27年までの20年間で、約4倍にまで増加している。

刑法犯の女性高齢者の検挙人員に占める窃盗の割合は、9割前後（平成27年は91.8%）で推移しており、男性高齢者の検挙人員に占める窃盗の割合より高い。

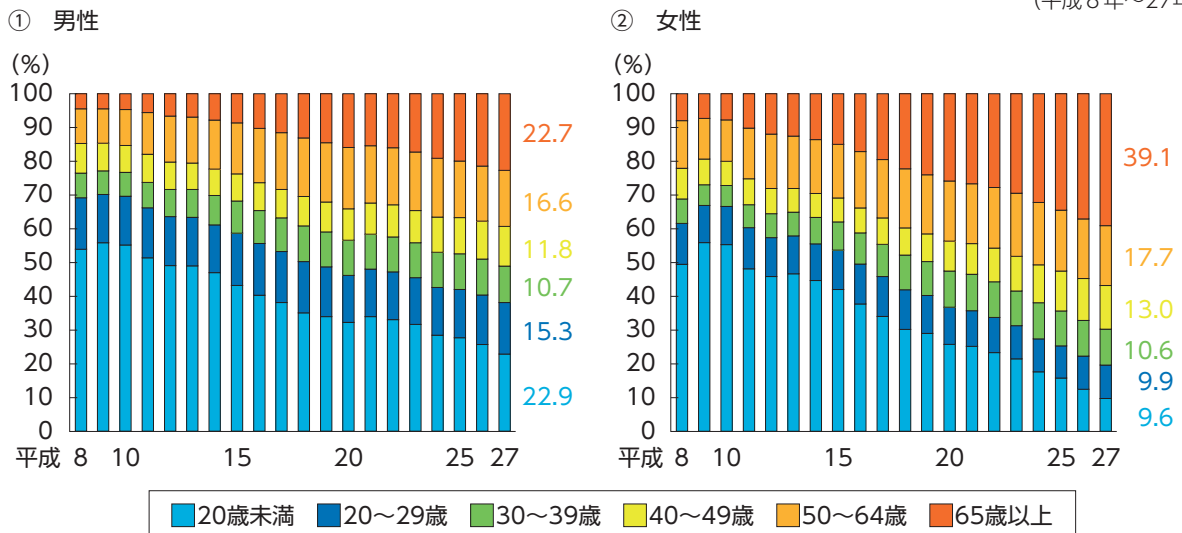
## (2) 年齢層別構成比の推移

窃盗の検挙人員について、犯行時の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、1-1-2-3図のとおりである。

1-1-2-3図

窃盗の検挙人員 年齢層別構成比の推移（男女別）

(平成8年～27年)



注 1 警察庁の統計による。  
2 犯行時の年齢による。

窃盗の検挙人員は、刑法犯全体の検挙人員と比べ、高年齢化が一層進んでいる<sup>(※16)</sup>。男女総数では、平成11年まで少年が過半数を占めていたが、少年の割合は大きく低下しており、27年には18.8%にまで低下した。これに対し、高齢者は、14年までは1割に満たなかったが、その割合は大きく上昇し、25年以降は、少年を超えて、最も高い割合（27年は27.8%）を占めるに至っている。

男女共に、窃盗の検挙人員の高年齢化が進んでいるが、その傾向は、女性の方が顕著であり、平成20年には、女性高齢者が女子少年を超えて、窃盗の女性検挙人員の中で最も高い割合を占めるに至り、24年以降は、窃盗の女性検挙人員の過半数が50歳以上である。

## 3 職業別構成比の推移

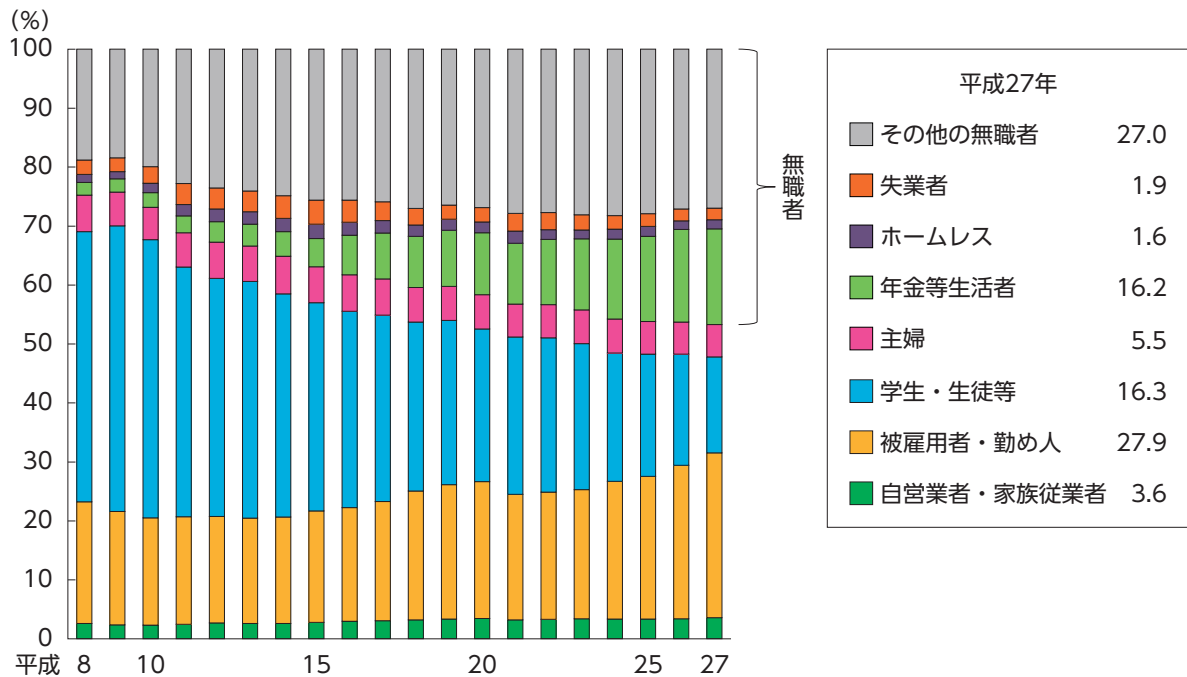
窃盗の検挙人員について、犯行時の職業別構成比の推移（最近20年間）を見ると、1-1-2-4図

(※16) 刑法犯検挙人員の年齢層別構成比の推移については、平成28年版犯罪白書1-1-1-5図参照。

のとおりである<sup>(※17)</sup>。

1-1-2-4図 窃盗の検挙人員 職業別構成比の推移

(平成8年～27年)



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 犯行時の職業による。  
 3 「年金等生活者」は、無職者のうち、年金、雇用保険、利子、配当、家賃等の収入による生活者をいう。  
 4 「無職者」は、年金等生活者、ホームレス、失業者及びその他の無職者の総称である。

「学生・生徒等」(中学生、高校生、大学生及び専修学校生等をいう。)の割合は、平成13年までは4割台で推移していたが、その後は大きく低下し、27年までの20年間で29.5ptも低下している。窃盗の少年検挙人員の割合の低下に伴い、「学生・生徒等」の割合も低下していると考えられる。

これに対し、「被雇用者・勤め人」の割合は、14年から上昇傾向にあり、27年は、13年(17.9%)と比べて、10.1pt上昇している。

(※17) 警察庁の統計においては、犯行時の職業を「自営業・家族従業者」、「被雇用者・勤め人」及び「無職」の三類型に大別した上で、49種の職種等別の検挙人員が集計されている。なお、同統計では、「学生・生徒等」や「主婦」も「無職」の類型に分類されているが、本報告では、同統計に基づく「無職者」の概念を「年金等生活者」、「ホームレス」、「失業者」及び「その他の無職者」に限定して再構成し、「学生・生徒等」や「主婦」とは区別して示している。

また、「年金等生活者」（無職者のうち、年金、雇用保険、利子、配当、家賃等の収入による生活者をいう。）の割合は、平成11年までは2 %台で推移していたが、その後は大きく上昇し、27年までの20年間で14.0pt 上昇している。窃盗の高齢者検挙人員の割合の上昇に伴い、「年金等生活者」の割合も上昇していると考えられる。

## 4 手口別

### （1）手口別の検挙人員の推移

窃盗の主な手口別の検挙人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、1-1-2-5図のとおりである。近年における検挙件数の推移（1-1-1-2図参照）と歩調を合わせ、大半の手口で検挙人員も減少傾向にある。

#### ア 侵入窃盗（1-1-2-5図①）

侵入窃盗の検挙人員は、平成11年まで毎年1万5千人を超えていたが、27年までの20年間で、半減（50.7%減）している。

侵入窃盗は、平成14年以降、万引きと自転車盗に次いで検挙人員の多い手口であるが、万引きの検挙人員が圧倒的に多いこともあり、窃盗全体の検挙人員に占める侵入窃盗の割合は1割未満（27年は6.3%）で推移している。

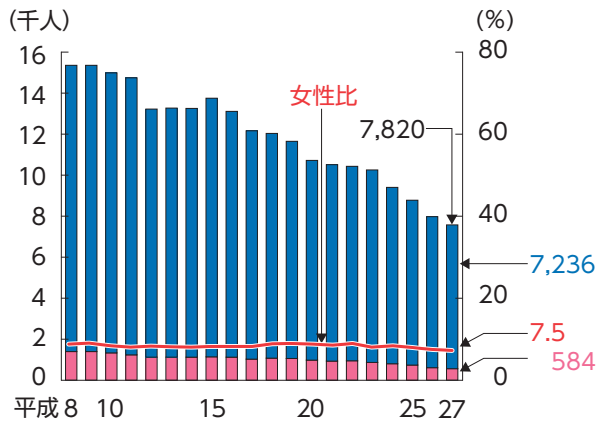
侵入窃盗の検挙人員の中では、例年、空き巣が最も高い割合（平成27年は26.7%）を占めているが、空き巣の検挙人員も、大きく減少しており、27年（2,089人）までの20年間で、ほぼ半減（48.1%減）している。

1-1-2-5図

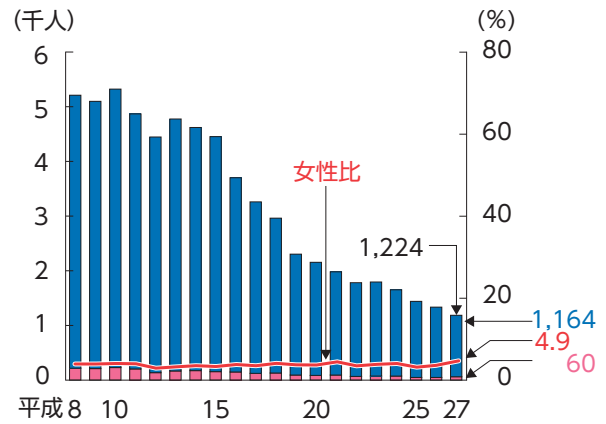
窃盗の手口別検挙人員（男女別）・女性比の推移

(平成8年～27年)

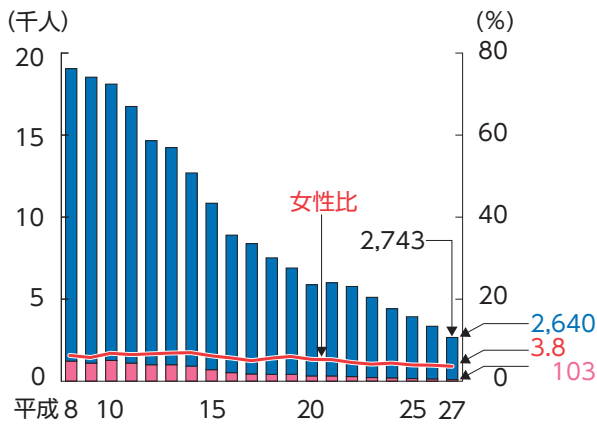
① 侵入窃盗



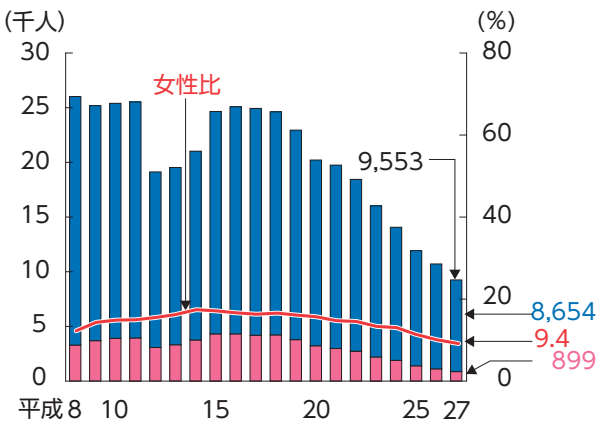
② 自動車盗



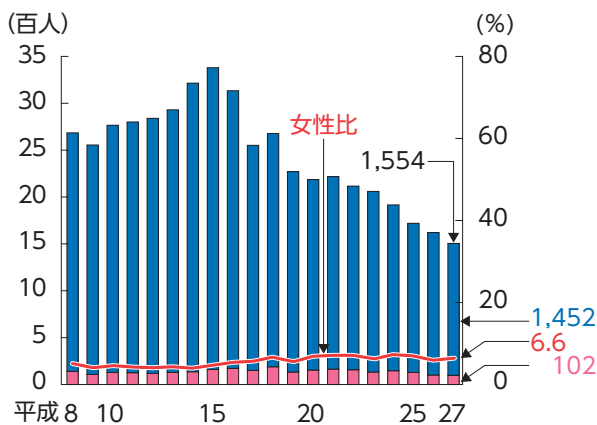
③ オートバイ盗



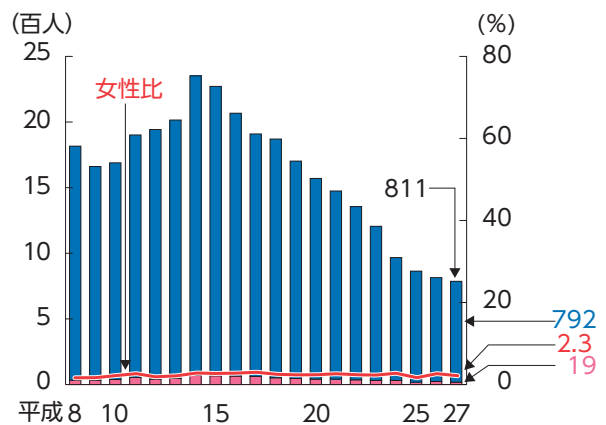
④ 自転車盗



⑤ 車上ねらい

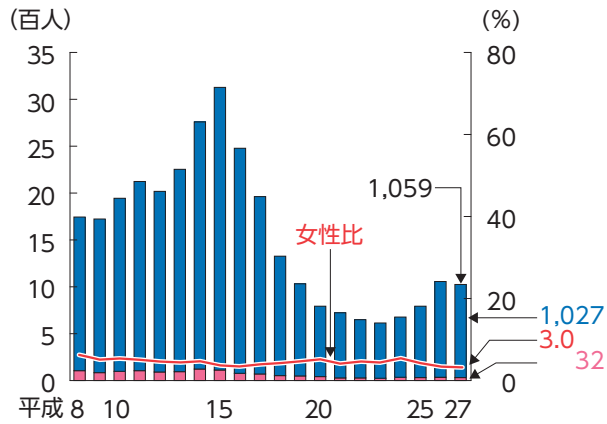


⑥ 部品ねらい

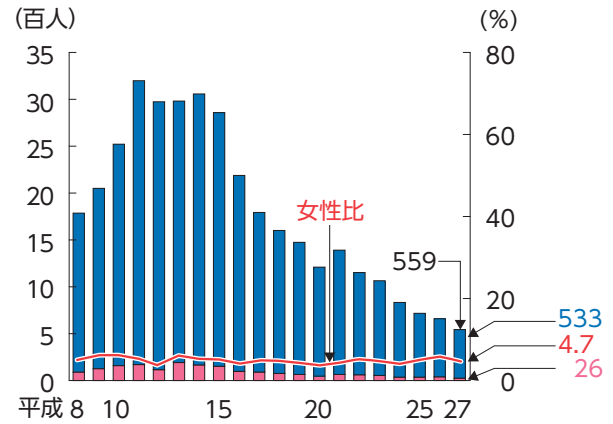


■ 男性 ■ 女性

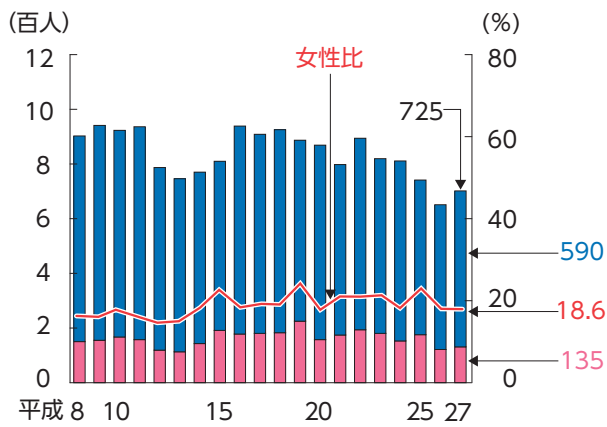
⑦ 自動販売機ねらい



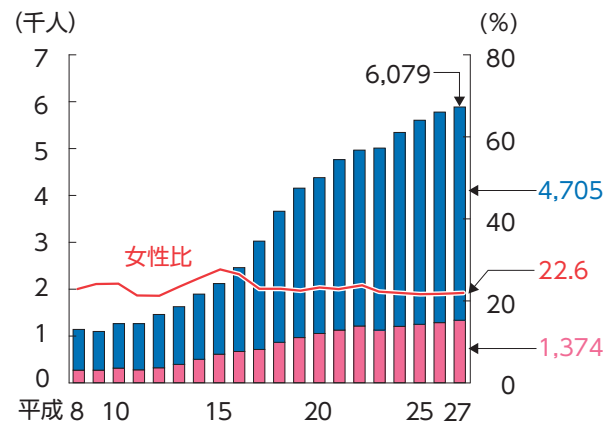
⑧ ひったくり



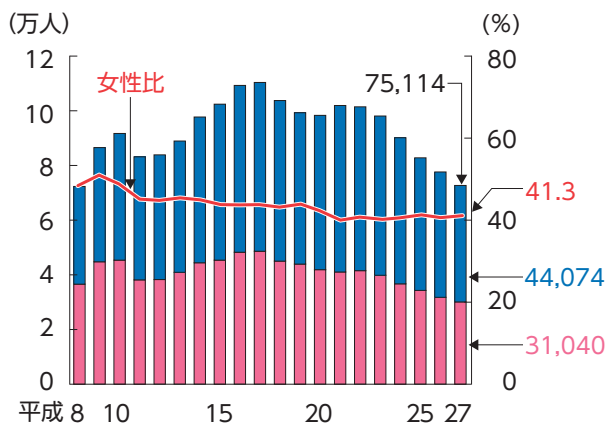
⑨ すり



⑩ 置き引き



⑪ 万引き



■ 男性 ■ 女性

注 1 警察庁の統計による。  
2 犯行時の年齢による。

## イ 乗り物盗

### (ア) 自動車盗 (1-1-2-5図②)

自動車盗の検挙人員は、平成11年まで毎年5千人を越えていたが、27年までの20年間で、4分の1以下にまで減少（77.2%減）している。

### (イ) オートバイ盗 (1-1-2-5図③)

オートバイ盗の検挙人員も、大きく減少しており、平成27年までの20年間で、7分の1以下にまで減少（86.1%減）している。

オートバイ盗は、平成2年（3万2,577人）まで、万引きに次いで検挙人員の多かった手口であり、窃盗の検挙人員に占めるオートバイ盗の割合は、同年では18.6%であったが、27年には2.2%にまで低下している。

### (ウ) 自転車盗 (1-1-2-5図④)

自転車盗の検挙人員は、平成12年（1万9,736人）に大きく減少した後、16年（2万5,926人）まで増加していたが、その後は毎年減少しており、27年は、16年の2分の1以下にまで減少（63.2%減）した。

自転車盗は、平成3年以降、万引きに次いで検挙人員の多い手口であるが、窃盗全体に占める自転車盗の割合は、認知件数で見た場合（27年は32.3%）より、検挙人員で見た場合（同7.7%）が顕著に低く、検挙率が低いことを物語っている。

## ウ 非侵入窃盗

### (ア) 車上ねらい (1-1-2-5図⑤)

車上ねらいの検挙人員は、平成9年（2,639人）を底に、15年（3,491人）まで増加し続けていたが、その後は大きく減少しており、27年は、ピーク時（15年）の2分の1以下にまで減少（55.5%減）した。

### (イ) 部品ねらい (1-1-2-5図⑥)

部品ねらいの検挙人員も、平成9年（1,716人）を底に、14年（2,429人）まで増加し続けていたが、その後は大きく減少しており、27年は、ピーク時（14年）の約3分の1にまで減少（66.6%減）した。

### (ウ) 自動販売機ねらい (1-1-2-5図⑦)

自動販売機ねらいの検挙人員は、平成13年から15年（3,231人）まで増加した後、大きく減少していたが、23年（633人）を底に再び増加傾向にある。

**(エ) ひったくり (1-1-2-5図⑧)**

ひったくりの検挙人員は、平成11年(3,304人)まで大きく増加していたが、その後は減少傾向にあり、27年は、ピーク時(11年)の約6分の1にまで減少(83.1%減)した。

**(オ) すり (1-1-2-5図⑨)**

すりの検挙人員は、平成13年(770人)と21年(824人)、26年(672人)を底に増減を繰り返しているが、他の窃盗の手口に比べると、増減幅は大きくはない。

**(カ) 置引き (1-1-2-5図⑩)**

置引きの検挙人員は、他の窃盗の手口とは異なり、増加傾向にあり、27年までの20年間で、約5.2倍にまで増加(417.4%増)している。

**(キ) 万引き (1-1-2-5図⑪)**

万引きの検挙人員は、平成12年から17年(11万3,953人)まで増加し続けた後、23年までは毎年10万人超で推移していたが、22年からは毎年減少しており、27年は、ピーク時(17年)の7割弱に減少(34.1%減)した。

万引きの検挙人員における女性比は、平成9年までは5割台で、10年以降は4割台で推移しており、他の窃盗の手口と比べて、女性比が顕著に高い。万引きの検挙人員の推移を男女別に見ると、万引きの男性検挙人員は、4年(2万3,786人)を底に大きく増加し、17年(6万3,704人)と21年(6万2,838人)の二つのピークを経て、22年からは毎年減少しており、27年は、17年の約7割に減少(30.8%減)している。万引きの女性検挙人員は、4年(2万8,406人)を底に大きく増加し、10年(4万6,780人)と17年(5万2,49人)の二つのピークを経て、18年からは減少傾向となり、27年は、17年の約6割に減少(38.2%減)している。

## (2) 検挙人員の手口別構成比

平成27年における窃盗の検挙人員について、主な手口別の構成比を見ると、万引きの割合(60.7%)が最も高く、次いで、自転車盗(7.7%)、侵入窃盗(6.3%)、置引き(4.9%)、オートバイ盗(2.2%)の順であった。窃盗全体の検挙人員に占める万引きの割合は、23年以降、6割台で推移しており、その動向は、窃盗全体の検挙人員の推移にも大きな影響を及ぼしている。

平成27年における窃盗の男女別検挙人員について、主な手口別構成比を年齢層別に見ると、**1-1-2-6図**のとおりである。

男女共に、いずれの年齢層においても、万引きの占める割合が最も高い。

窃盗の男性検挙人員では、少年を除くと、年齢層が高くなるにつれて、万引きの割合が高くなるとともに、侵入窃盗の割合が低くなっている。自転車盗の割合は、男子少年において、最も高く、年齢層が高くなるにつれて、その割合が低くなっている。また、男子少年は、他の年齢層と比べて、オートバイ盗の割合が顕著に高い。

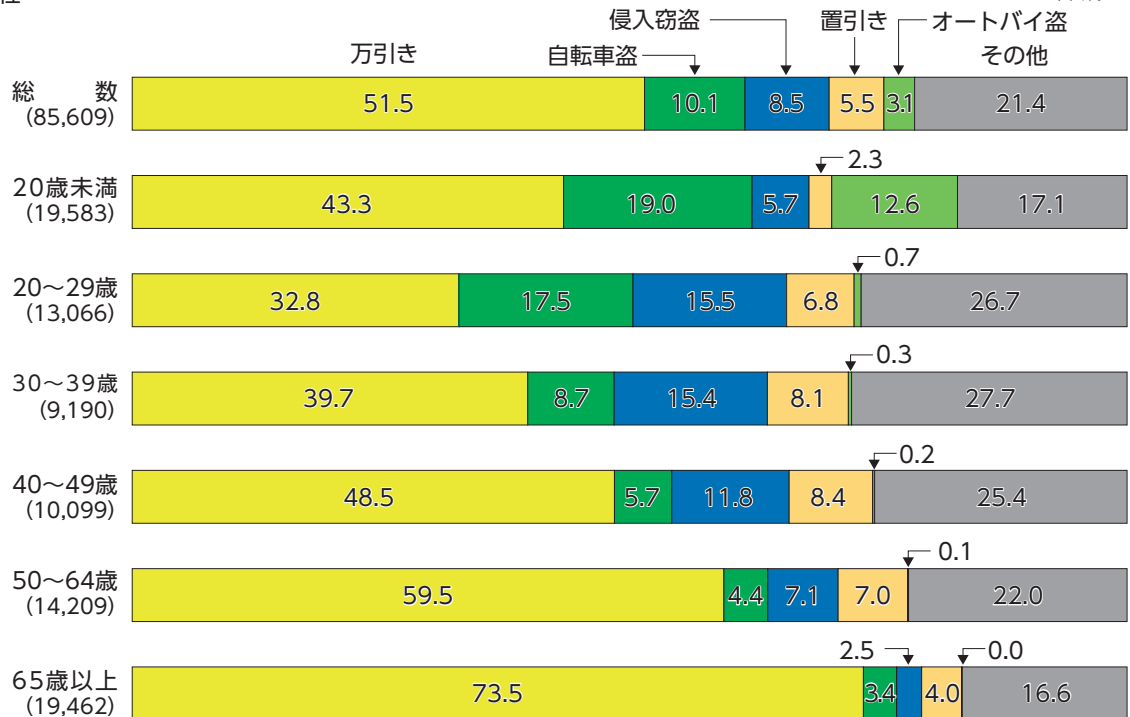
窃盗の女性検挙人員では、万引きの割合が極めて高く、いずれの年齢層においても7割を超えている。窃盗の女性検挙人員の総数に占める万引きの割合は、平成8年以降、8割台で推移している。

1-1-2-6図

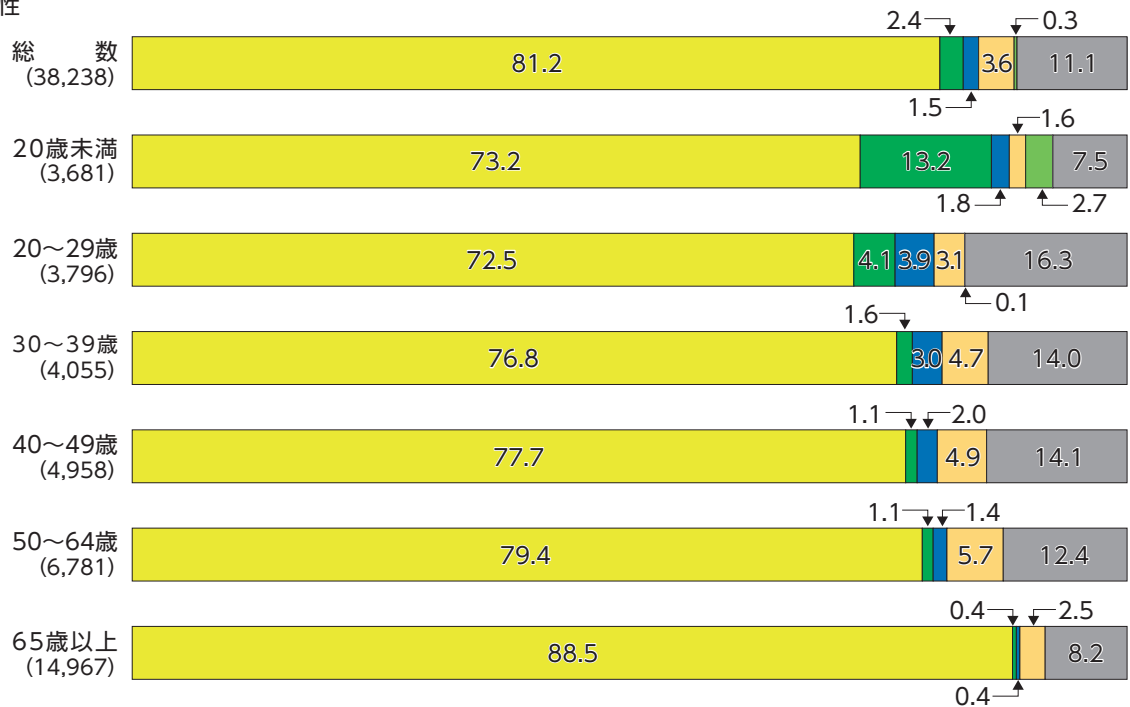
窃盗の男女別検挙人員 主な手口別構成比（年齢層別）

（平成27年）

① 男性



② 女性



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 手口別検挙人員の年齢層別・職業別構成比の推移

窃盗の主な手口別検挙人員について、犯行時の年齢層別・職業別構成比の推移（最近20年間）を見ると、1-1-2-7図のとおりである。

#### ア 侵入窃盗 (1-1-2-7図①)

年齢層別構成比では、侵入窃盗の検挙人員は、少年が平成16年まで最も高い割合を占めていたが、少年の割合は低下傾向にあり、27年までの20年間で19.1pt 低下している。他方、若年者の割合は、25～27%台で推移しており、17年以降は、最も高い割合を占めている。侵入窃盗の検挙人員においても、緩やかに高年齢化が進んでいるものの、依然として、少年・若年者の割合が高い。

職業別構成比では、侵入窃盗の検挙人員は、例年、「その他の無職者」の割合が高く、無職者（「年金等生活者」、「ホームレス」、「失業者」及び「その他の無職者」の総称をいう。）の割合は、4割台から5割台で推移している。他方、「被雇用者・勤め人」の割合が上昇傾向にあり、平成26年からは最も高い割合を占めている。少年の割合の低下に伴い、「学生・生徒等」の割合も低下傾向にある。

#### イ 乗り物盗

##### (ア) 自動車盗 (1-1-2-7図②)

年齢層別構成比では、自動車盗の検挙人員は、少年が一貫して最も高い割合を占めているが、その割合は低下傾向にあり、平成27年までの20年間で18.8pt 低下している。自動車盗の検挙人員においても、緩やかに高年齢化が進んでいるものの、依然として、少年・若年者の割合が高い。

職業別構成比では、自動車盗の検挙人員は、「その他の無職者」が一貫して最も高い割合を占めており、無職者の割合は5割前後で推移している。少年の割合の低下に伴い、「学生・生徒等」の割合も緩やかに低下しているが、「被雇用者・勤め人」の割合は、むしろ上昇傾向にある。

##### (イ) オートバイ盗 (1-1-2-7図③)

年齢層別構成比では、オートバイ盗の検挙人員は、少年の割合が顕著に高く、一貫して9割超で推移している。

職業別構成比では、オートバイ盗の検挙人員は、「学生・生徒等」の割合が顕著に高く、7割超で推移している。他方、「被雇用者・勤め人」の割合が、平成11年（7.6%）を底に、わずかながら上昇傾向にあり、27年は、11年と比べて8.6pt 上昇している。

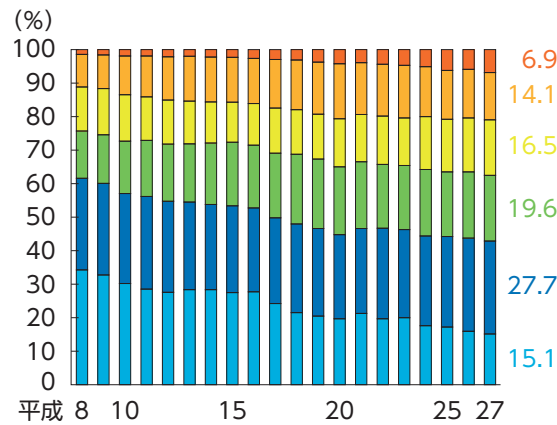
1-1-2-7図

窃盗の手口別検挙人員 年齢層別・職業別構成比の推移

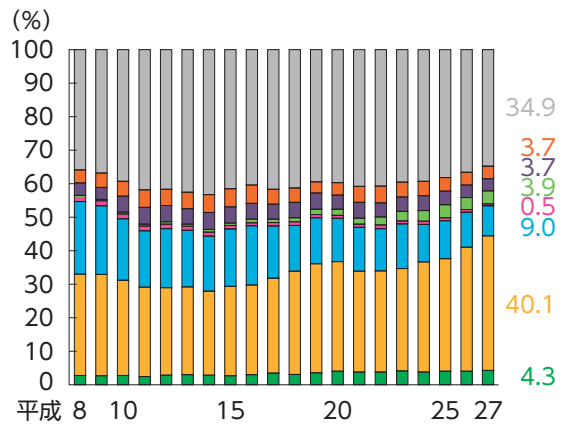
(平成8年～27年)

① 侵入窃盗

ア 年齢層別

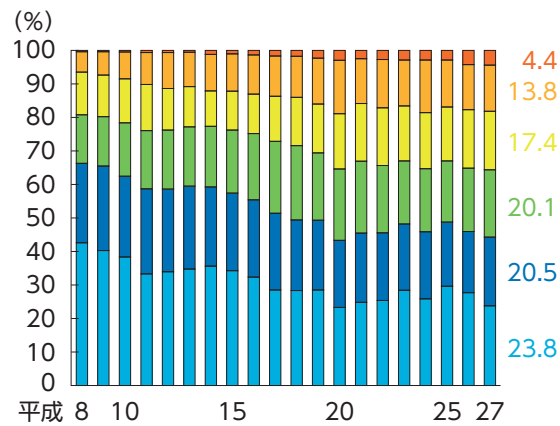


イ 職業別

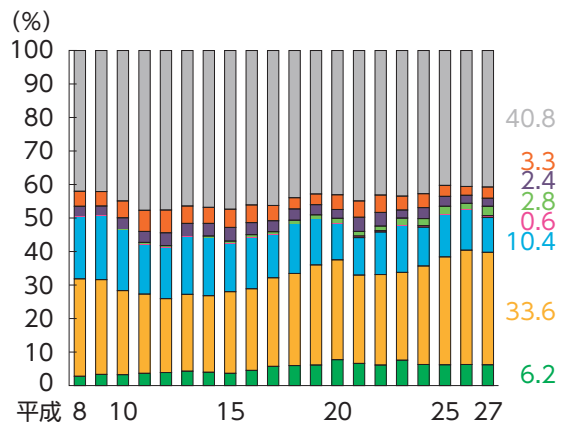


② 自動車盗

ア 年齢層別

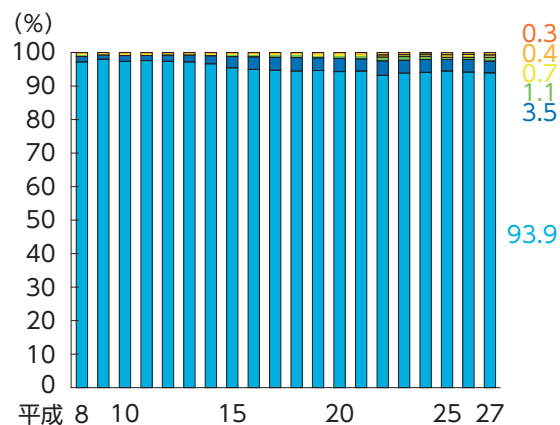


イ 職業別

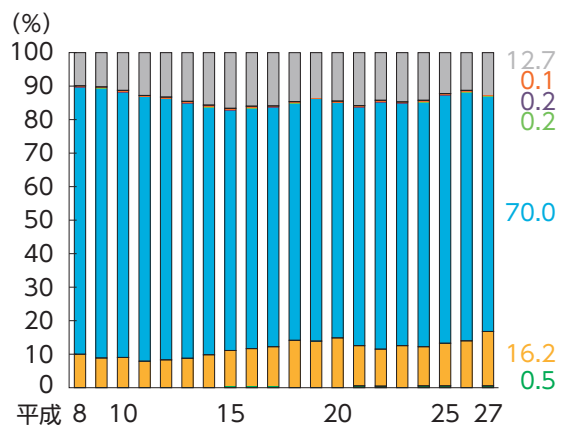


③ オートバイ盗

ア 年齢層別



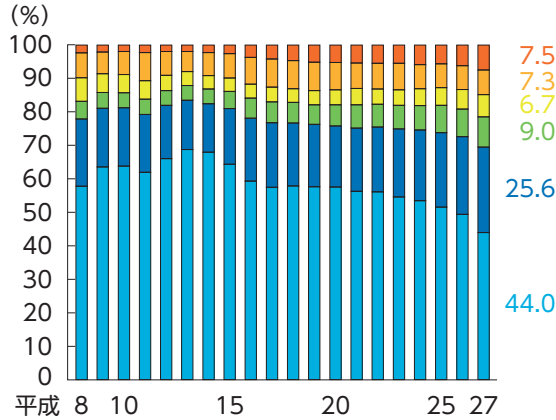
イ 職業別



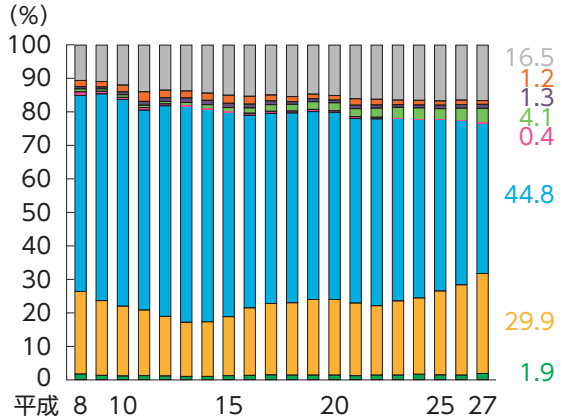
窃盗事犯者に関する研究

④ 自転車盗

ア 年齢層別

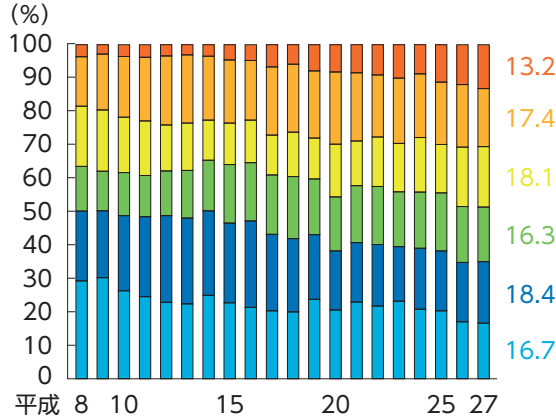


イ 職業別

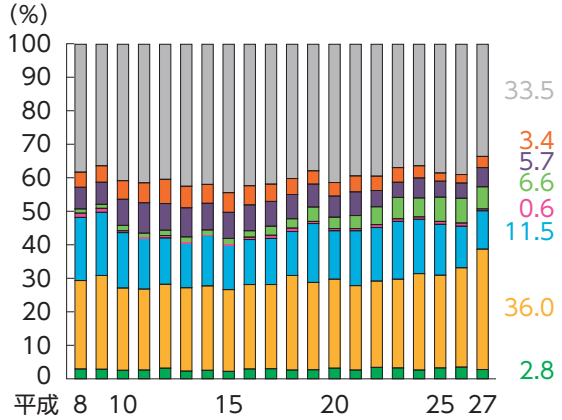


⑤ 車上ねらい

ア 年齢層別

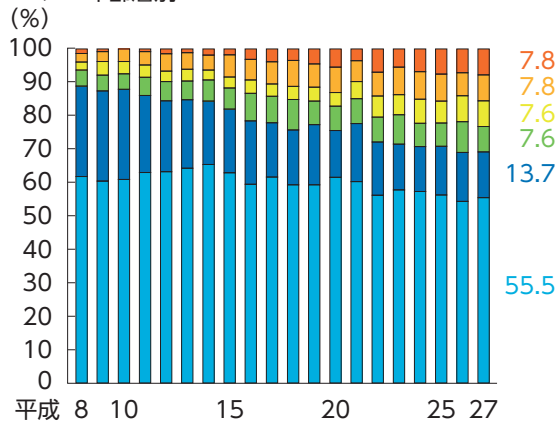


イ 職業別

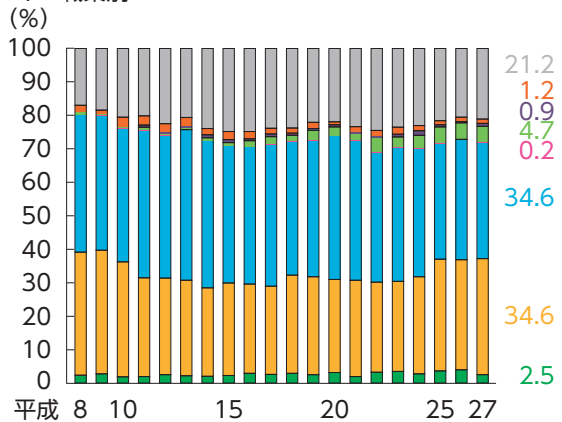


⑥ 部品ねらい

ア 年齢層別



イ 職業別



ア

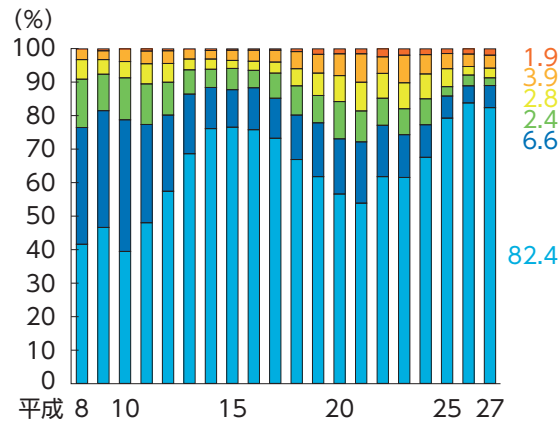
|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 20歳未満  | 20～29歳 | 30～39歳 |
| 40～49歳 | 50～64歳 | 65歳以上  |

イ

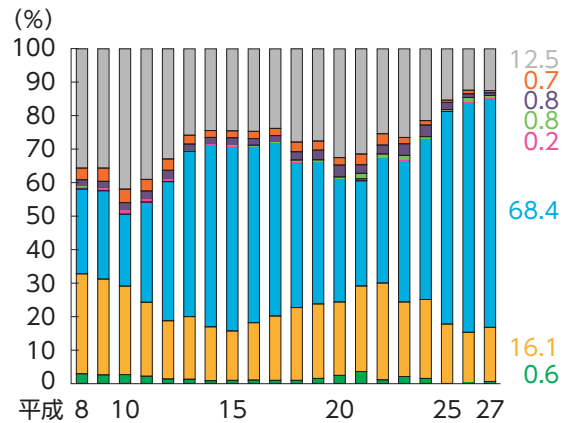
|            |          |        |         |
|------------|----------|--------|---------|
| 自営業者・家族従業者 | 被雇用者・勤め人 | 学生・生徒等 | 主婦      |
| 年金等生活者     | ホームレス    | 失業者    | その他の無職者 |

⑦ 自動販売機ねらい

ア 年齢層別

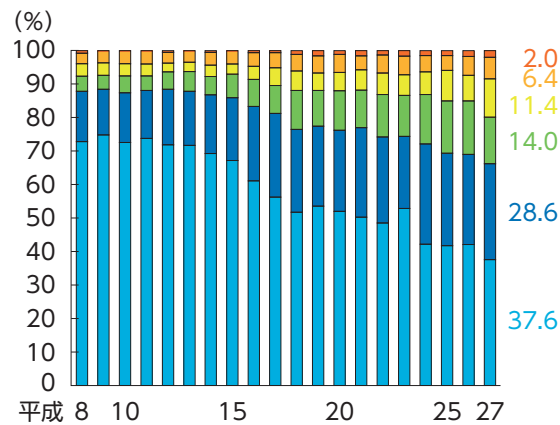


イ 職業別

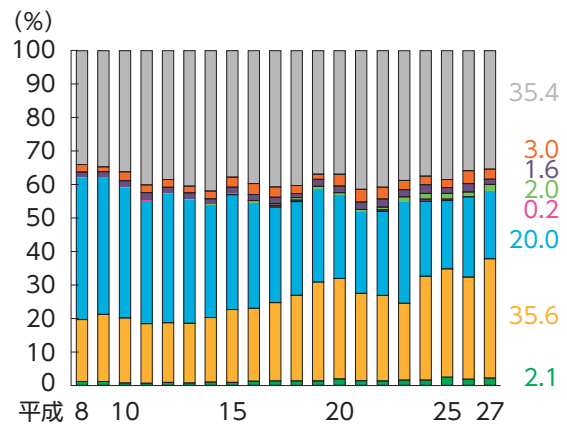


⑧ ひったくり

ア 年齢層別

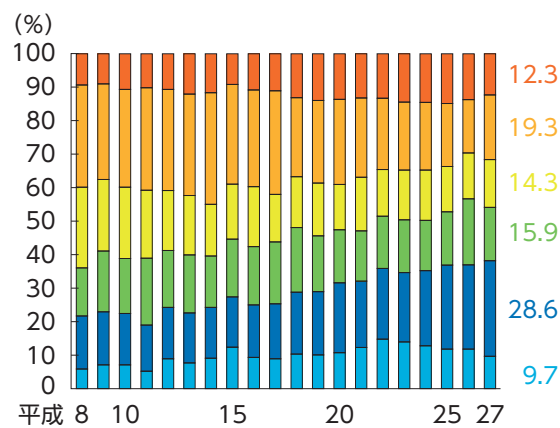


イ 職業別

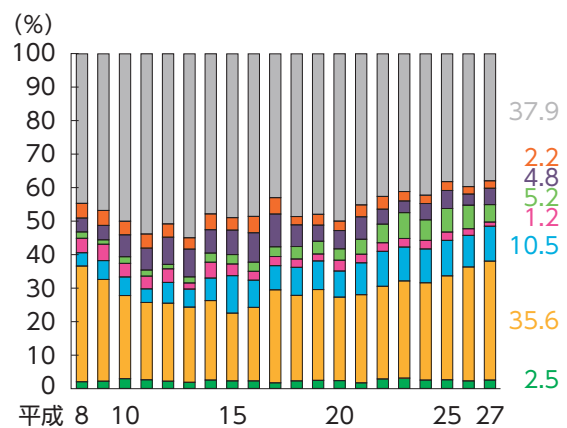


⑨ すり

ア 年齢層別



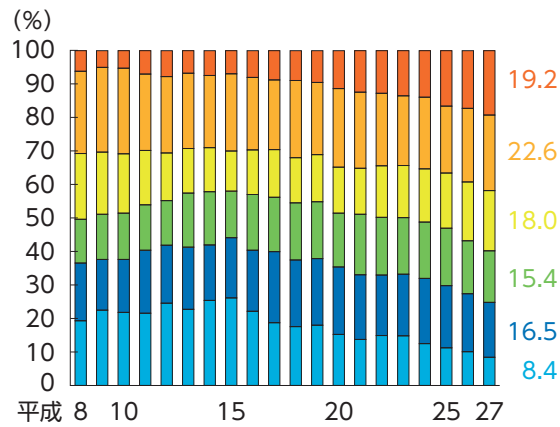
イ 職業別



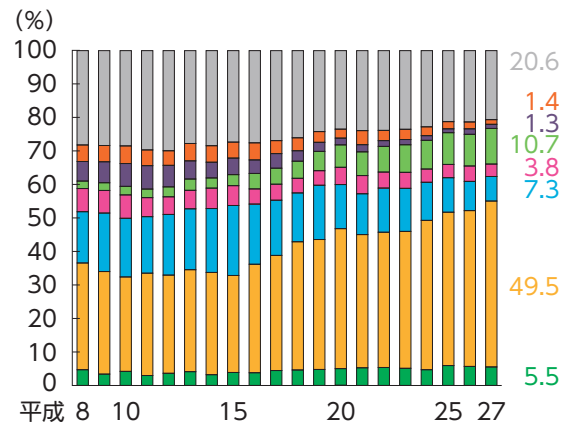
窃盗事犯者に関する研究

⑩ 置き

ア 年齢層別

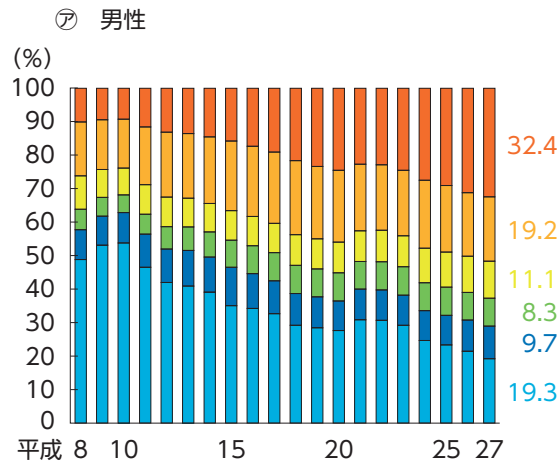


イ 職業別

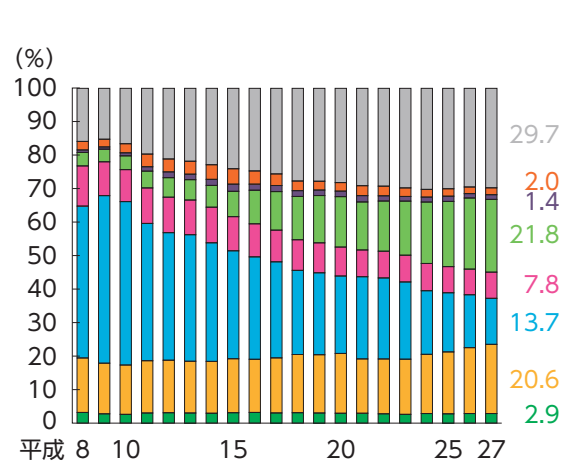


⑪ 万引き

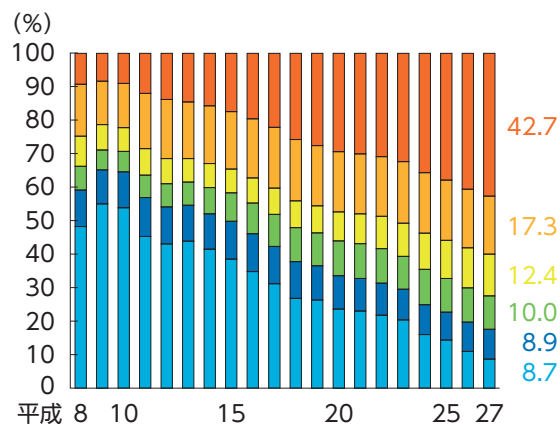
ア 年齢層別



イ 職業別

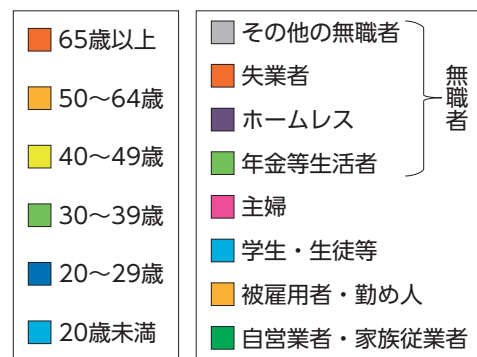


⑫ 女性



ア 年齢層別

イ 職業別



- 注 1 警察庁の統計による。  
2 アは、犯行時の年齢による。  
3 イは、犯行時の職業による。  
4 イの「年金等生活者」は、無職者のうち、年金、雇用保険、利子、配当、家賃等の収入による生活者をいう。  
5 イの「無職者」は、年金等生活者、ホームレス、失業者及びその他の無職者の総称をいう。

**(ウ) 自転車盗 (1-1-2-7図④)**

年齢層別構成比では、自転車盗の検挙人員は、少年が一貫して最も高い割合を占めているが、少年の割合は、平成13年（68.8%）をピークとして緩やかな低下傾向にあるのに対し、若年者の割合が、14年（14.5%）を底として緩やかな上昇傾向にある。自転車盗の検挙人員においても、緩やかに高年齢化が進んでいるものの、依然として、少年・若年者の割合が圧倒的に高い。

職業別構成比では、自転車盗の検挙人員は、依然として「学生・生徒等」の割合が最も高いが、その割合は、平成13年（64.6%）をピークとして低下傾向にあるのに対し、「被雇用者・勤め人」の割合が、同年（16.1%）を底に、緩やかな上昇傾向にあり、27年は、13年と比べて13.7pt 上昇している。

**ウ 非侵入窃盗****(ア) 車上ねらい (1-1-2-7図⑤)**

年齢層別構成比では、車上ねらいの検挙人員は、少年が平成11年まで最も高い割合を占めていたが、少年の割合は緩やかに低下しており、27年までの20年間で12.6pt 低下している。若年者の割合も、12年まで上昇し、同年から18年まで最も高い割合を占めていたが、その割合は緩やかに低下し、20年以降はおおむね横ばいで推移している。車上ねらいの検挙人員においても、緩やかに高年齢化が進んでおり、高齢者の割合が、27年までの20年間で9.5pt 上昇している。

職業別構成比では、車上ねらいの検挙人員は、「その他の無職者」が平成26年まで最も高い割合を占めており、無職者の割合は5割前後で推移している。他方、「被雇用者・勤め人」の割合は、2割台で推移していたが、22年から緩やかな上昇傾向にあり、27年は最も高い割合を占めている。無職者の中では、「年金等生活者」の割合が、わずかながら上昇傾向にある。

**(イ) 部品ねらい (1-1-2-7図⑥)**

年齢層別構成比では、部品ねらいの検挙人員は、少年が一貫して最も高い割合を占めており、少年の割合は、5割超で推移している。部品ねらいの検挙人員においても、緩やかに高年齢化が進んでおり、成人の各年齢層では、若年者の割合が低下傾向にあり、平成27年までの20年間で13.4pt 低下しているのに対し、高齢者の割合がわずかながら上昇しており、27年までの20年間で6.4pt 上昇している。

職業別構成比では、部品ねらいの検挙人員は、例年、「学生・生徒等」が最も高い割合を占めており、次いで「被雇用者・勤め人」の割合が高いが、平成27年では、両者の割合は同率であ

った。

### (ウ) 自動販売機ねらい (1-1-2-7図⑦)

年齢層別構成比では、自動販売機ねらいの検挙人員は、少年が一貫して最も高い割合を占めている。もっとも、少年の検挙人員が平成15年（2,474人）と26年（915人）をピークに大きく増減しているため、少年の割合も大きく変動している。また、他の窃盗の手口と比べると、検挙人員の高年齢化は顕著ではなく、依然として、少年・若年者の割合が圧倒的に高い。

職業別構成比では、自動販売機ねらいの検挙人員は、「その他の無職者」が平成11年まで最も高い割合を占めていたが、12年以降は、「学生・生徒等」が最も高い割合を占めている<sup>(※18)</sup>。

### (エ) ひったくり (1-1-2-7図⑧)

年齢層別構成比では、ひったくりの検挙人員は、少年が一貫して最も高い割合を占めているが、少年の割合は低下傾向にあり、平成27年までの20年間で35.3pt 低下している。これに対し、成人の各年齢層の割合は上昇傾向にあり、特に若年者の割合は、27年までの20年間で13.7pt 上昇している。

職業別構成比では、ひったくりの検挙人員は、「学生・生徒等」が平成10年まで最も高い割合を占めていたが、11年から26年までは「その他の無職者」が最も高い割合を占めており、無職者の割合は、10年以降、4割台で推移している。もっとも、「被雇用者・勤め人」の割合も、13年から上昇傾向にあり、27年では最も高い割合を占めている。

### (オ) すり (1-1-2-7図⑨)

年齢層別構成比では、すりの検挙人員は、50～64歳の者の割合が平成22年まで最も高かったが、その割合は低下傾向にあるのに対し、若年者の割合が上昇しており、23年以降は、若年者が最も高い割合を占めている。

職業別構成比では、すりの検挙人員は、「その他の無職者」の占める割合が一貫して最も高く、無職者の割合は5割超で推移している。もっとも、「その他の無職者」の割合は、平成13年（54.9%）をピークとして低下傾向にあり、「被雇用者・勤め人」の割合が15年（20.2%）を底に上昇傾向にある。

### (カ) 置引き (1-1-2-7図⑩)

年齢層別構成比では、置引きの検挙人員は、50～64歳の者の割合が2割台で推移しており、平成18年以降は、最も高い割合を占めている。少年の割合は、15年まで上昇傾向にあったが、

---

(※18) ただし、平成21年における自動販売機ねらいの検挙人員は、「学生・生徒等」と「その他の無職者」の検挙人員が同数であり、犯行時の職業別構成比も同率であった。

その後は低下しているのに対し、高齢者の割合が上昇傾向にあり、27年までの20年間で13.1pt 上昇している。

職業別構成比では、置引きの検挙人員は、平成13年から「被雇用者・勤め人」の割合が最も高く、その割合は16年から上昇傾向にある。

### (キ) 万引き (1-1-2-7図⑪)

年齢層別構成比では、万引きの検挙人員は、男女共に、少年の割合が大きく低下しているのに対し、高齢者の割合が大きく上昇しており、他の窃盗の手口と比べて、高年齢化が顕著である。

男女別に年齢層別構成比を見ると、男性の検挙人員は、平成23年まで少年の割合が最も高かったが、その割合は、27年までの20年間で29.6pt も低下している。これに対し、高齢者の割合は、27年までの20年間で22.4pt 上昇しており、24年以降は、最も高い割合を占めている。

女性の検挙人員は、平成18年まで少年の割合が最も高かったが、その割合は、27年までの20年間で39.5pt も低下しており、同年には、他の年齢層と比べて、最も低い割合を記録するに至った。これに対し、高齢者の割合は、27年までの20年間で33.3pt も上昇しており、19年以降は最も高い割合を占めており、男性の検挙人員と比べても、検挙人員の高年齢化が進んでいる。

職業別構成比<sup>(※19)</sup>では、万引きの検挙人員は、「学生・生徒等」が平成17年まで最も高い割合を占めていたが、その割合は9年(50.0%)をピークとして低下傾向にあり、27年はピーク時(9年)と比べて、36.3pt 低下している。これに対し、「年金等生活者」の占める割合が上昇傾向にあり、27年までの20年間で17.8pt 上昇している。また、万引きの検挙人員は、「主婦」の割合が、他の窃盗の手口よりも高い。

## 5 再犯者

窃盗の検挙人員のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。以下この節において同じ。）の人員及び再犯者率（検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下この節において同じ。）の推移（最近20年間）を見ると、1-1-2-8図のとおりである。

窃盗総数では、再犯者の人員は、平成18年まで増加し続けた後、おおむね横ばいで推移していたが、23年からは毎年減少している。これに対し、初犯者の人員は、17年から減少し続けて

(※19) 警察庁の統計においては、犯行時の職業別検挙人員について男女別の区分がないため、本報告においても、男女総数での職業別構成比を示している。

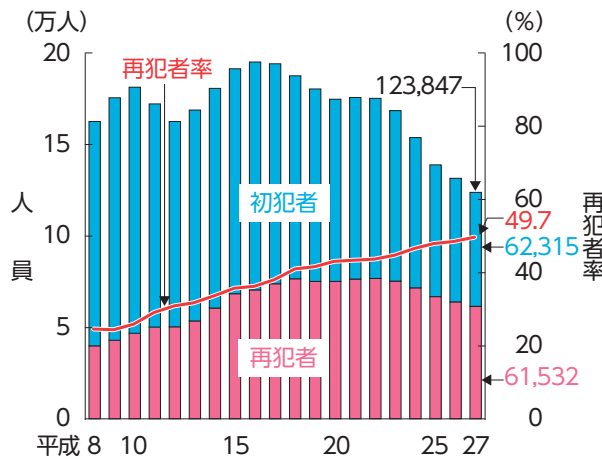
おり、初犯者の人員が減少の幅が大きいこともあり、再犯者率は、10年から上昇し続けている。  
侵入窃盗、乗り物盗及び非侵入窃盗においても、再犯者率は上昇傾向にある。

1-1-2-8図

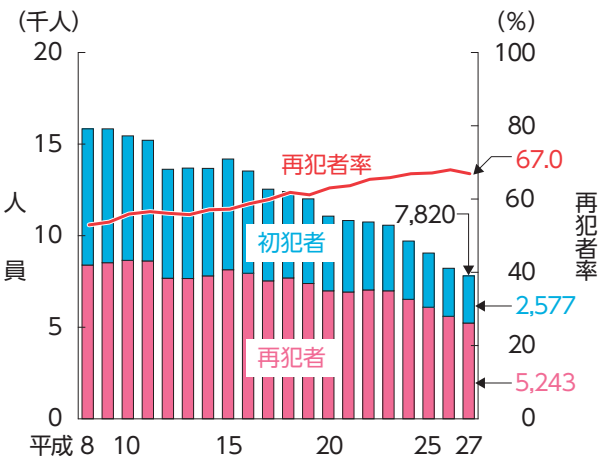
窃盗の検挙人員 初犯者・再犯者の人員等の推移（総数・侵入窃盗・乗り物盗・非侵入窃盗別）

(平成8年～27年)

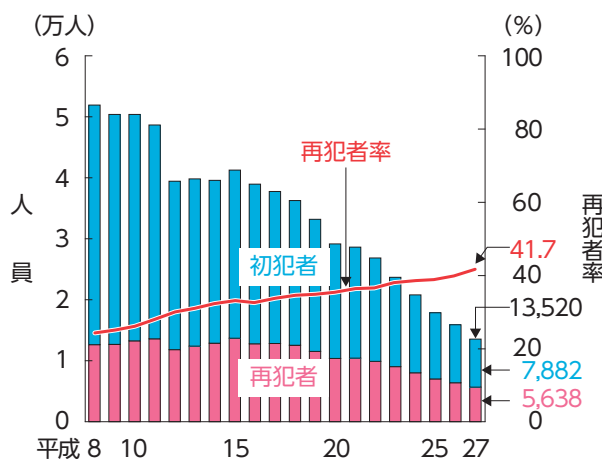
① 総数



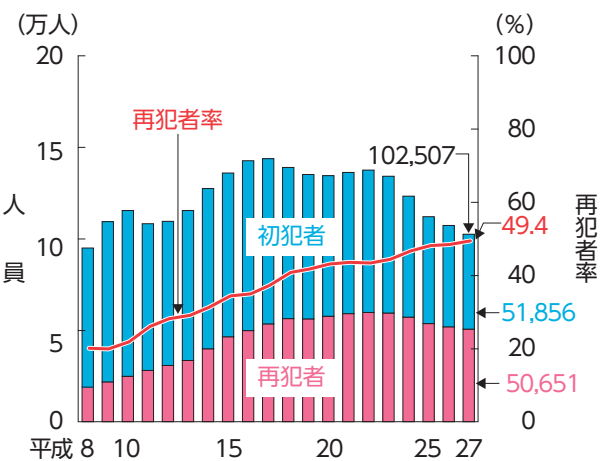
② 侵入窃盗



③ 乗り物盗



④ 非侵入窃盗



- 注 1 警察庁の統計による。  
2 「再犯者」は、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。  
3 「再犯者率」は、検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

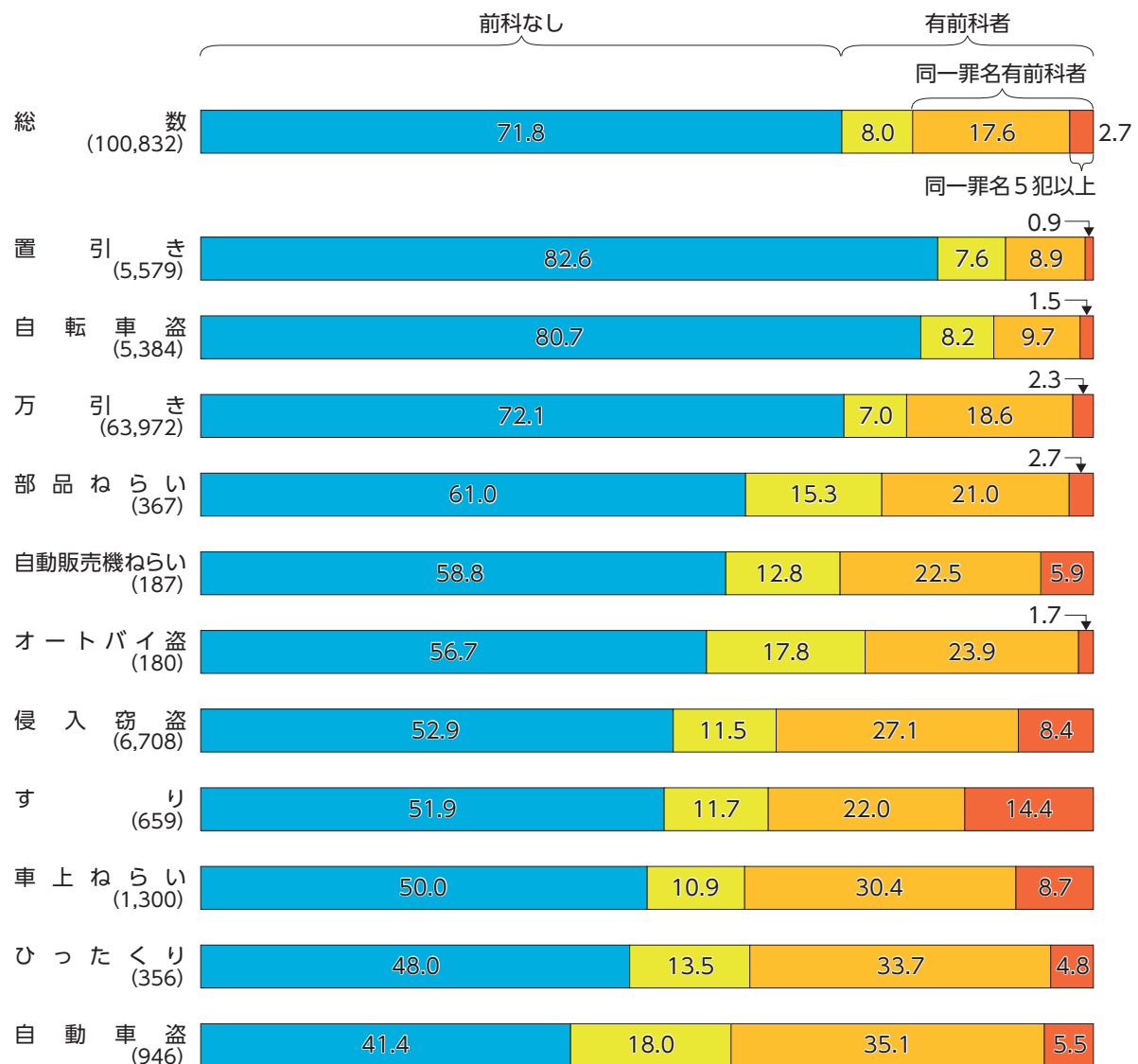
平成27年における窃盗の成人検挙人員の前科の有無別構成比を主な手口別に見ると、**1-1-2-9図**のとおりである。

置引きや自転車盗では、前科なしが8割以上を占める一方で、自動車盗では、前科なしが約4割であり、手口によって幅がある。窃盗の前科を有する者の割合（同一罪名有前科者率）は、侵入窃盗やすりでは3割以上、車上ねらい、ひったくりや自動車盗では約4割に及んでいる。

1-1-2-9図

窃盗の成人検挙人員 前科の有無別構成比（手口別）

（平成27年）



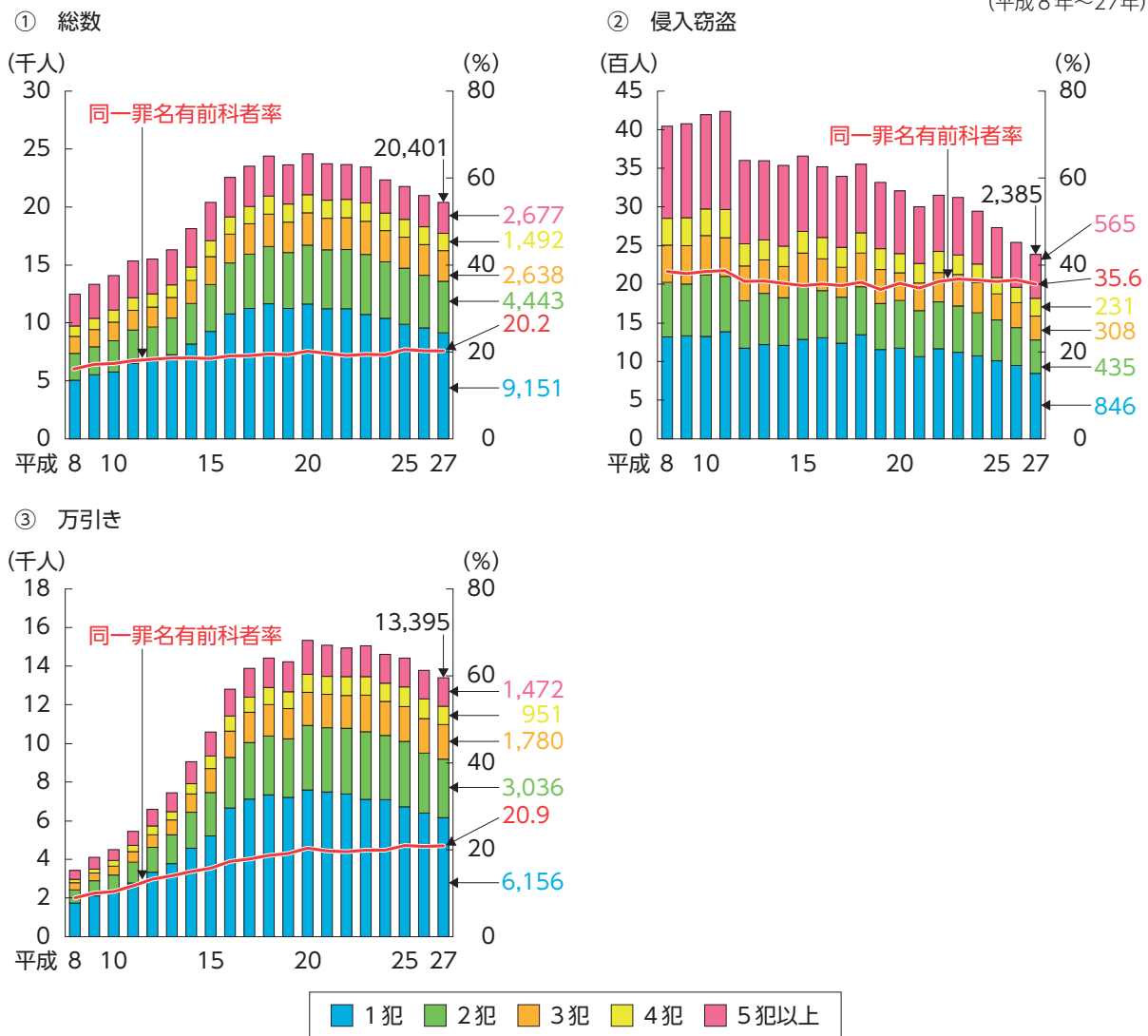
- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 検挙時の年齢が20歳以上の者に限る。  
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪による前科を有する者をいう。  
 4 「同一罪名有前科者」は、前に同一罪名（窃盗）の前科を有する者をいい、「同一罪名5犯以上」は、前に同一罪名（窃盗）の前科を5犯以上有する者をいう。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

窃盗の成人検挙人員について、同一罪名有前科者（窃盗による前科を有する者）の人員及び同一罪名有前科者率の推移（最近20年間）を窃盗総数、侵入窃盗及び万引きの別で見ると、1-1-2-10図のとおりである。同一罪名有前科者率は、窃盗総数や侵入窃盗では、おおむね横ばいで推移しているのに対し、万引きでは、上昇傾向にある。

1-1-2-10図

窃盗の成人検挙人員 同一罪名有前科者の人員・同一罪名有前科者率の推移（総数・手口別）

（平成8年～27年）



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 検挙時の年齢が20歳以上の者に限る。  
 3 「同一罪名有前科者」は、同一罪名（窃盗）の前科を有する者をいう。  
 4 「同一罪名有前科者率」は、成人による窃盗の検挙人員に占める、同一罪名有前科者の人員の比率をいう。

## 第2章 窃盗事犯者の処遇

この章では、各種統計資料に基づき、窃盗事犯者の再犯防止策を考察する上で留意すべき点を中心に、処遇の各段階における窃盗事犯者の属性や特性について検討する。

### 第1節 検挙後の措置（微罪処分）<sup>(※1)</sup>

警察等が検挙した事件は、その後、検察官に送致されるのが原則である。しかし、検察官があらかじめ指定した、犯情の特に軽微な窃盗や詐欺、横領等の事件については、司法警察員が、検察官に送致しない手続（微罪処分）を執る。平成27年の刑法犯の検挙人員のうち、微罪処分により処理された人員（微罪処分人員）は、7万1,496人であるが、そのうちの4万6,191人（64.6%）が窃盗の人員であった<sup>(※2)</sup>。

窃盗の微罪処分人員と微罪処分率（検挙人員のうち、微罪処分により処理された人員の占める比率）の推移（最近20年間）について、主な手口別に見ると、1-2-1-1図のとおりである。

窃盗の微罪処分人員は、例年、万引きによるものが最も多い。平成27年の窃盗の微罪処分人員について、手口別の構成比を見ると、万引きの割合（71.0%）が最も高く、次いで、自転車盗（7.3%）、置引き（5.0%）の順であり、これら三つの手口で、窃盗の微罪処分人員の約8割を占めている。

窃盗の微罪処分率は、平成15年からは3割台（27年は37.3%）で推移している。微罪処分率を主な手口別に見ると、万引きは、他の窃盗の手口と比べて、微罪処分率が最も高く、11年からは4割台で推移している。自転車盗と置引きの微罪処分率は、いずれも14年（各24.4%、11.7%）を底に上昇傾向にあり、特に置引きは、27年には14年と比べて26.3pt 上昇している。

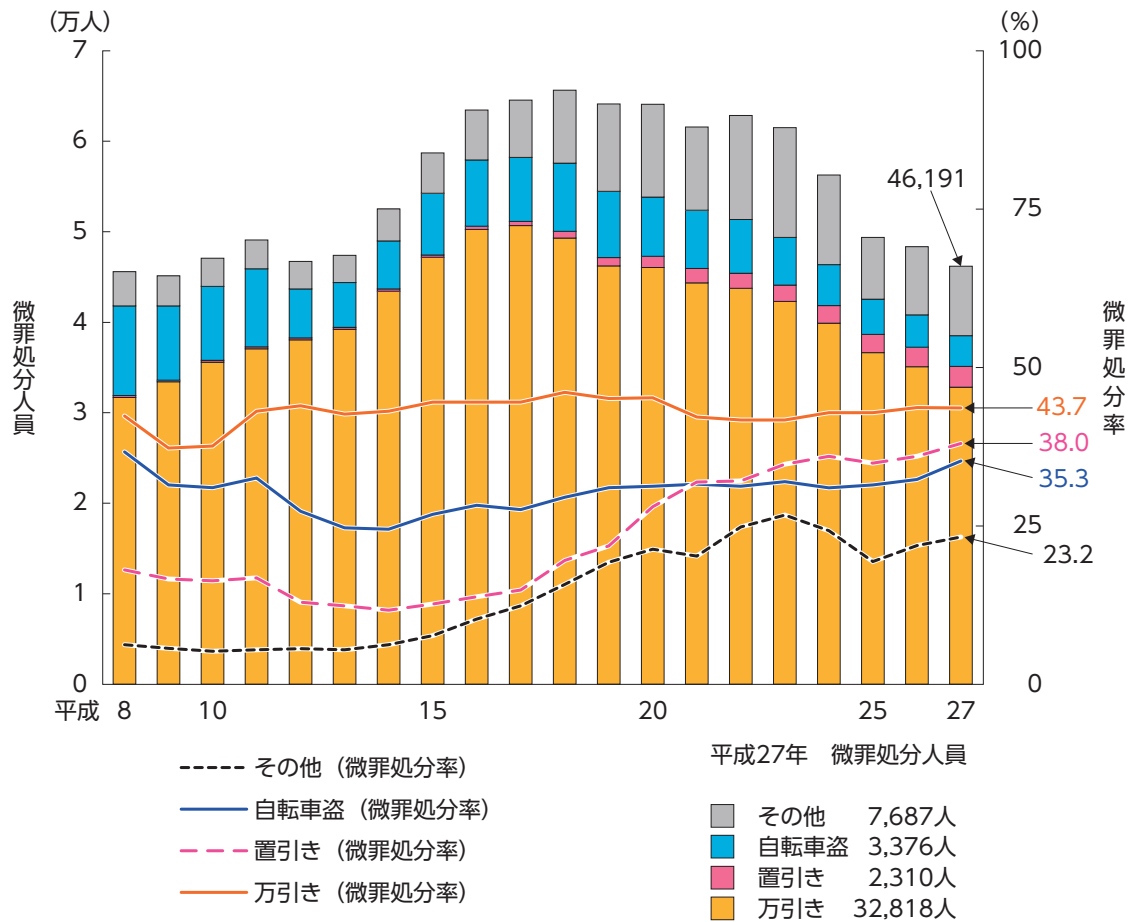
（※1） 本節において掲載している統計数値は、いずれも警察庁の統計による。

（※2） 平成27年の刑法犯の微罪処分人員のうち、窃盗以外の罪名では、暴行（1万2,162人）、遺失物等横領（1万1,134人）、詐欺（1,421人）、盗品譲受け等（420人）の順に多かった。また、同年の微罪処分率は、遺失物等横領（49.1%）が最も高く、次いで、暴行（47.7%）、盗品譲受け等（30.8%）の順であった。

1-2-1-1図

窃盗の微罪処分人員・微罪処分率の推移（主な手口別）

（平成8年～27年）



- 注 1 警察庁の統計による。  
 2 「微罪処分率」は、検挙人員のうち、微罪処分により処理された人員の占める比率をいう。  
 3 「その他」は、窃盗の微罪処分人員から自転車盗、置引き及び万引きの微罪処分人員を除いたものである。

## 第2節 検察<sup>(※3)</sup>

### 1 検察庁新規受理人員

窃盗は、例年、検察庁新規受理人員において、過失運転致死傷等及び道交違反を除き、最も高い割合を占めている<sup>(※4)</sup>。窃盗の検察庁新規受理人員は、平成7年（12万6,555人）を底に、18年（18万9,893人）まで増加傾向にあったが、同年をピークとして、その後は毎年減少しており、27年（10万8,105人）は、ピーク時（18年）の6割弱にまで減少（43.1%減）した<sup>(※5)</sup>。

### 2 起訴猶予人員・起訴猶予率

窃盗の起訴猶予人員及び起訴猶予率<sup>(※6)</sup>の推移（最近20年間）を男女別・年齢層別に見ると、1-2-2-1図のとおりである。

#### （1）起訴猶予人員の推移

窃盗の起訴猶予人員は、総数では、平成8年（1万6,864人）を底に、17年（3万6,277人）まで大きく増加した後、18年から若干減少したものの、20年から再び増加し、22年以降は、おおむね横ばいで推移している。年齢層別に見ると、高齢者の起訴猶予人員が、男女共に大きく増加しており、27年までの20年間で、約13.8倍（男性では約13.1倍、女性では約15.2倍）に増加している。

（※3） 本節において掲載している統計数値は、いずれも検察統計年報による。

（※4） 平成27年の検察庁新規受理人員の罪種別構成比では、窃盗は9.1%であるが、過失運転致死傷等と道交違反を除くと、32.3%であり、他の罪名と比べて、最も高い割合を占めている。

（※5） 検察庁新規受理人員の推移の詳細については、平成28年版犯罪白書 CD-ROM 資料2-1参照。

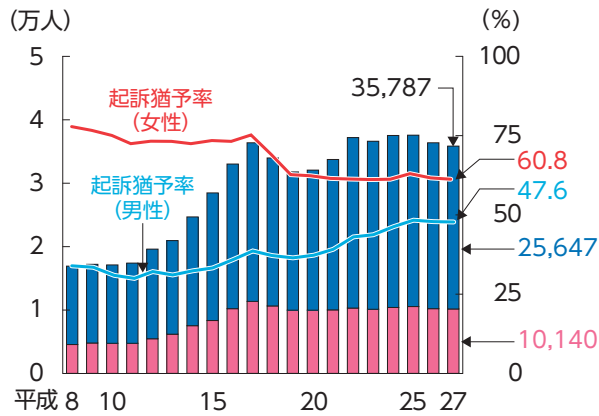
（※6） 「起訴猶予率」とは、起訴人員と起訴猶予人員の合計人員のうち、起訴猶予人員の占める比率をいう。

1-2-2-1図

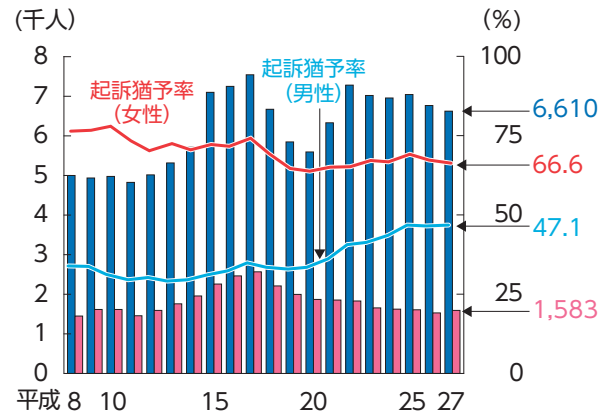
窃盗の起訴猶予人員・起訴猶予率の推移（男女別・年齢層別）

（平成8年～27年）

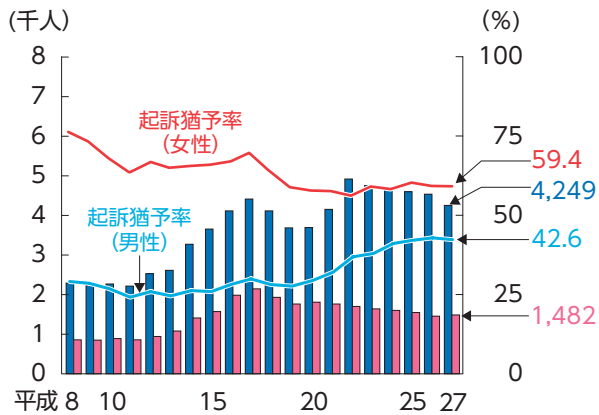
① 総数



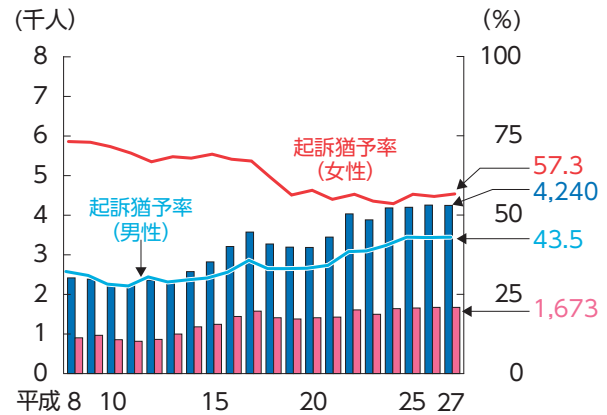
② 若年者（29歳以下）



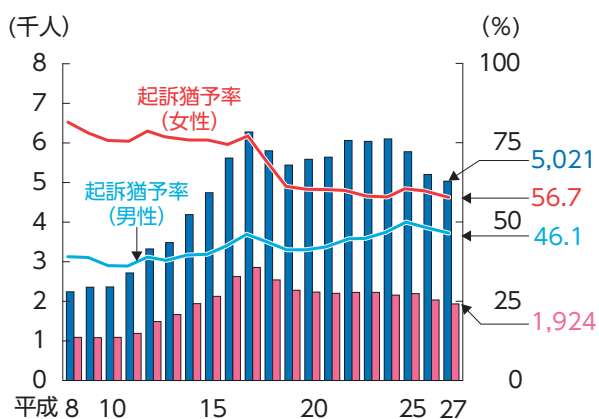
③ 30歳代



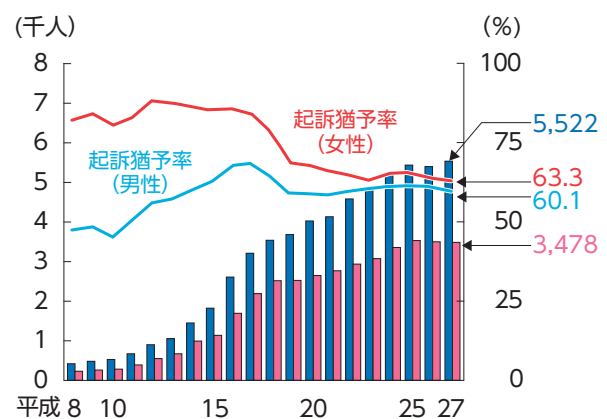
④ 40歳代



⑤ 50～64歳



⑥ 高齢者（65歳以上）



■ 男性 ■ 女性

- 注 1 検察統計年報による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 「起訴猶予率」は、起訴人員と起訴猶予人員の合計人員のうち、起訴猶予人員の占める比率をいう。  
 4 ①は、年齢不詳の者を含む。  
 5 ②において「29歳以下」は、犯行時20歳未満の者を含む。

## (2) 起訴猶予率の推移

窃盗の起訴猶予率は、総数では、男性が平成20年から上昇傾向にあるのに対し、女性は、17年までは7割台で、18年からは6割台で推移しており、男性に比べると、依然として女性の起訴猶予率が高い。もっとも、高齢者では、起訴猶予率の男女差は縮小しつつある。

高齢者は、他の年齢層に比べると、起訴猶予率が高く、男性において、その傾向が顕著である。

女性では、平成21年まで高齢者の起訴猶予率が最も高かったが、22年以降は、若年者<sup>(※7)</sup>の起訴猶予率が最も高く、次いで、高齢者の起訴猶予率の順で推移している。

窃盗罪に罰金刑が導入された平成18年前後に着目して起訴猶予率の推移を見ると、総数では、女性の起訴猶予率が、17年(74.7%)と比べて、19年(62.2%)には12.5pt低下しているのに対し、男性の起訴猶予率は、女性に比べると、大きな変化は認められない。もっとも、男性高齢者の起訴猶予率は、17年(68.9%)と比べて、19年(59.1%)には9.8pt低下しており、他の年齢層の男性と比べると、低下の幅が大きい。

## (3) 起訴猶予人員の年齢層別構成比の推移

窃盗の起訴猶予人員について、犯行時の年齢層別構成比の推移(最近20年間)を男女別に見ると、1-2-2-2図のとおりである。

男女共に、高年齢化の傾向にあるが、男性の起訴猶予人員は、依然として若年者の割合が最も高い。女性の起訴猶予人員は、平成17年までは若年者の割合が最も高かったが、18年以降は、高齢者の割合が最も高く、男性と比べても、高年齢化が顕著である。

---

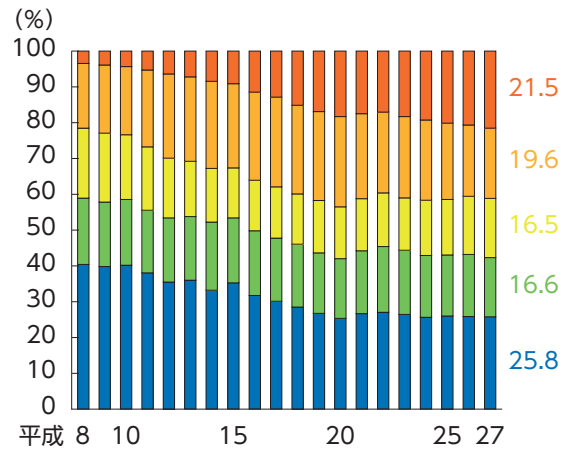
(※7) 本節において「若年者」とは、起訴・不起訴人員のうち、犯行時29歳以下であった者をいい、犯行時20歳未満の者を含む。

1-2-2-2図

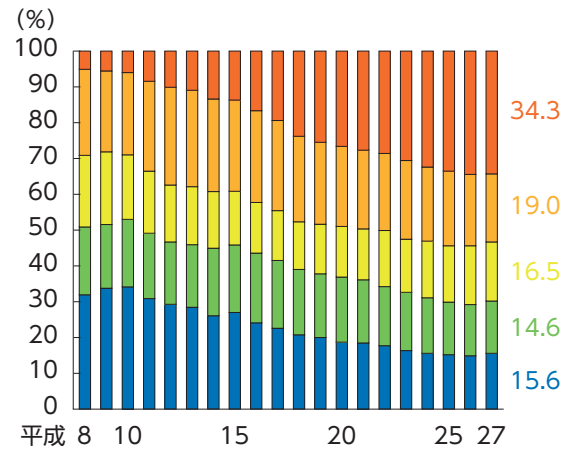
窃盗の起訴猶予人員 年齢層別構成比の推移（男女別）

（平成8年～27年）

① 男性



② 女性



■ 29歳以下 ■ 30～39歳 ■ 40～49歳 ■ 50～64歳 ■ 65歳以上

- 注 1 検察統計年報による。  
 2 犯行時の年齢による。  
 3 年齢不詳の者を除く。  
 4 「29歳以下」は、犯行時20歳未満の者を含む。

### 3 起訴人員・起訴率

#### (1) 総数

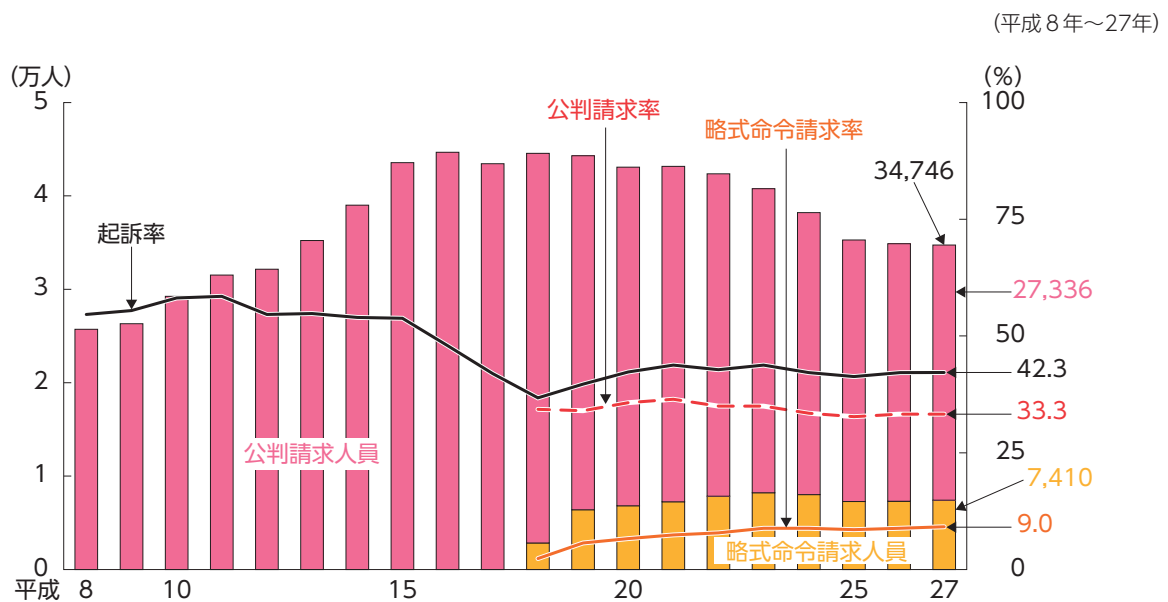
窃盗の起訴人員について、公判請求・略式命令請求別の人員及び起訴率<sup>(※8)</sup>等の推移（最近20年間）を見ると、1-2-2-3図のとおりである。

窃盗の起訴人員は、平成8年（2万5,718人）を底に、16年（4万4,668人）まで大きく増加した後、おおむね横ばい（毎年4万人超）で推移していたが、22年からは毎年減少している。窃盗の略式命令請求人員は、18年に窃盗罪に罰金刑が導入された後、23年（8,221人）まで毎年増加していたが、25年からは毎年7千人台で推移している。

窃盗の起訴率は、平成15年までは5割台で推移していたが、16年から大きく低下し、罰金刑が導入された18年（36.6%）を底に緩やかに上昇し、20年からは4割台で推移している。窃盗の略式命令請求率<sup>(※9)</sup>は、24年（8.9%）まで毎年上昇していたが、その後は横ばいで推移している。

1-2-2-3図

窃盗の起訴人員・起訴率等の推移（公判請求・略式命令請求別）



注 1 検察統計年報による。

2 「起訴率」は、起訴人員と不起訴人員の合計人員のうち、起訴人員の占める比率をいう。

3 「公判請求率」は、起訴人員と不起訴人員の合計人員のうち、公判請求人員の占める比率をいう。

4 「略式命令請求率」は、起訴人員と不起訴人員の合計人員のうち、略式命令請求人員の占める比率をいう。

5 「公判請求率」、「略式命令請求人員」及び「略式命令請求率」は、窃盗罪に罰金刑が導入された平成18年以降の数値を示した。

(※8) 「起訴率」とは、起訴人員と不起訴人員（起訴猶予処分のほか、嫌疑不十分等の理由により不起訴処分を受けた者を含む。）の合計人員のうち、起訴人員の占める比率をいう。

(※9) 「略式命令請求率」とは、起訴人員と不起訴人員の合計人員のうち、略式命令請求人員の占める比率をいう。

## (2) 属性別

### ア 男女別

窃盗の男女別起訴人員と起訴率等の推移（最近20年間）を見ると、1-2-2-4図①のとおりである。

男性の起訴人員は、平成16年（4万863人）までは増加し続けていたが、その後は減少傾向にある。他方、女性の起訴人員は、22年（6,632人）まで増加し続け、その後も毎年6千人超で推移しており、27年までの20年間で約4.9倍に増加している。窃盗の起訴人員の女性比も、上昇傾向にあり、27年までの20年間で13.7pt 上昇している。

窃盗の起訴率は、依然として男性の方が高いが、女性の起訴率は、罰金刑導入前の平成17年（24.9%）と比べて、19年（37.2%）には12.2pt 上昇し、その後はおおむね横ばいで推移している。

### イ 年齢層別

窃盗の男女別起訴人員について、犯行時の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見ると、1-2-2-4図②のとおりである。

男女共に、高年齢化の傾向にあるが、男性の起訴人員は、依然として若年者の割合が最も高い。女性の起訴人員は、平成16年までは若年者の割合が最も高かったが、18年から21年までは50～64歳の者の割合が最も高く、22年以降は、高齢者が最も高い割合を占めており、男性と比べても、高年齢化が顕著である。

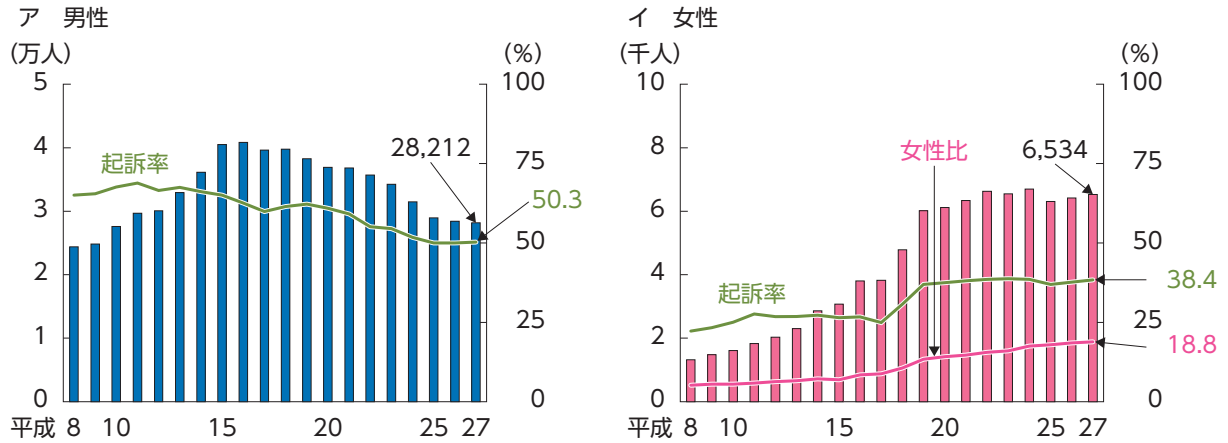
窃盗の高齢者の起訴人員は、平成27年（5,676人）までの20年間で約11.1倍に増加している。特に女性高齢者の起訴人員の増加が顕著であり、罰金刑導入前の17年（404人）と比べて、19年（1,143人）には約2.8倍に増加し、27年（2,014人）までの20年間で約41.1倍に増加している。高齢者の起訴人員は、女性比も上昇しており、27年は35.5%であり、同年までの20年間で25.9pt 上昇している。

1-2-2-4図

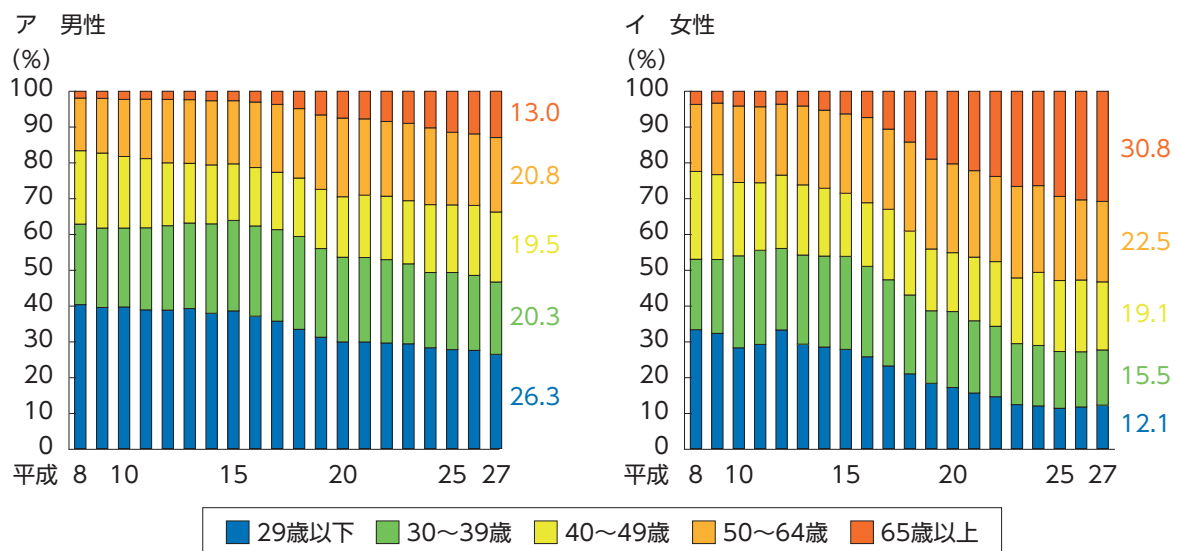
窃盗の男女別起訴人員・起訴率・年齢層別構成比等の推移

(平成8年～27年)

① 窃盗の男女別起訴人員・起訴率・女性比の推移



② 窃盗の男女別起訴人員の年齢層別構成比の推移



- 注 1 検察統計年報による。  
 2 ①は、年齢不詳の者を含む。  
 3 ①において「起訴率」は、起訴人員と不起訴人員の合計人員のうち、起訴人員の占める比率をいう。  
 4 ②は、犯行時の年齢による。  
 5 ②において「29歳以下」は、犯行時20歳未満の者を含む。

### (3) 初犯者・有前科者別

窃盗の起訴人員について、初犯者・有前科者（前に罰金以上の刑に処せられたことの有無による。）の人員と有前科者率<sup>(※10)</sup>等の推移（最近20年間）を男女別に見ると、1-2-2-5図のとおりである。

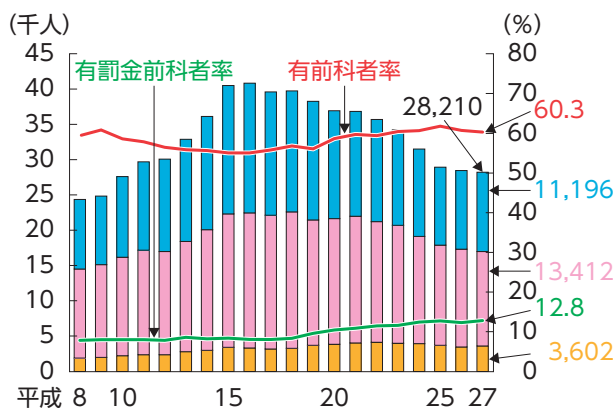
男性の起訴人員は、女性の起訴人員と比べると、有前科者率が高く、平成23年以降は6割台で推移している。

女性の起訴人員は、依然として初犯者の割合が高いものの、平成20年からは、有前科者率が上昇傾向にある。特に、女性の起訴人員は、有罰金前科者率<sup>(※11)</sup>が大きく上昇しており、27年は、罰金刑導入前の17年（3.4%）と比べて、18.3pt 上昇している。

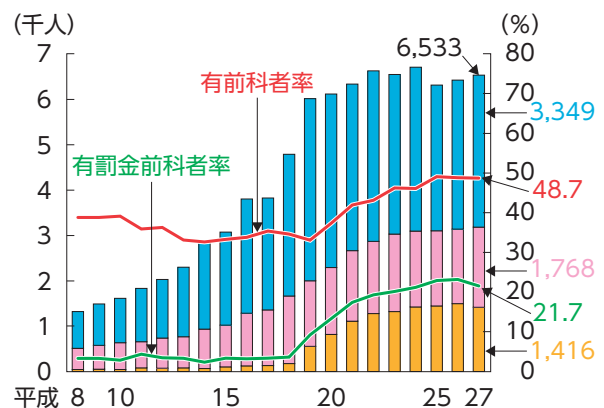
1-2-2-5図

窃盗の起訴人員 初犯者・有前科者の人員・有前科者率等の推移（男女別）

① 男性



② 女性



- 注 1 検察統計年報による。  
 2 前科の有無が不詳の者を除く。  
 3 「初犯者」及び「有前科者」は、前に罰金以上の刑に処せられたことの有無による。  
 4 「有罰金前科者」は、有前科者のうち、前科が罰金のみである者をいう。  
 5 「有前科者率」は、起訴人員のうち、有前科者の人員の占める比率をいう。  
 6 「有罰金前科者率」は、起訴人員のうち、有罰金前科者の人員の占める比率をいう。

(※10) 本節において「有前科者率」とは、起訴人員のうち、有前科者（前に罰金以上の刑に処せられたことがある者）の人員の占める比率をいう。

(※11) 本節において「有罰金前科者率」とは、起訴人員のうち、有罰金前科者（有前科者のうち、前科が罰金のみである者）の人員の占める比率をいう。

## 第3節 裁判<sup>(＊12)</sup>

### 1 通常第一審の終局処理人員

窃盗は、例年、通常第一審<sup>(＊13)</sup>の終局処理人員において、最も高い割合を占めている。平成27年における通常第一審の終局処理人員は5万9,728人であるが、そのうち、窃盗は1万6,778人(28.1%)であった<sup>(＊14)</sup>。

### 2 科刑状況

#### (1) 懲役刑

窃盗による懲役刑の科刑状況について見ると、平成27年の通常第一審における懲役刑言渡人員は、1万5,975人であり、刑期別構成比では、1年以上2年未満が過半数(55.6%)を占め、次いで割合が高かったのは、2年以上3年以下(24.1%)、1年未満(15.9%)、3年超(4.5%)の順であった<sup>(＊15)</sup>。

平成27年の通常第一審における執行猶予率<sup>(＊16)</sup>は、窃盗では53.1%であり、総数から窃盗を除いた場合の執行猶予率(63.9%)よりも低かった。他方、同年の通常第一審における執行猶予者の保護観察率は、窃盗では14.5%であり、総数から窃盗を除いた場合の執行猶予者の保護観察率(8.3%)よりも高かった<sup>(＊17)</sup>。

#### (2) 罰金刑

窃盗による罰金刑の科刑状況について見ると、平成27年の第一審における罰金刑言渡人員は、7,506人(通常第一審741人、略式手続<sup>(＊18)</sup>6,765人)であり、罰金額別構成比では、通常第一審・略式手続共に、20万円以上30万円未満の割合(通常第一審59.8%、略式手続49.1%)が最も高かった<sup>(＊19)</sup>。

(＊12) 本節において掲載している統計数値は、特に断らない限り、司法統計年報による。

(＊13) 「通常第一審」とは、地方裁判所及び簡易裁判所において行われる通常の公判手続をいう。

(＊14) 平成28年版犯罪白書2-3-2-1表参照。

(＊15) 平成28年版犯罪白書2-3-2-3表参照。

(＊16) 「執行猶予率」とは、有期懲役・禁錮の人員のうち、執行猶予人員の占める比率をいう。

(＊17) 平成28年版犯罪白書2-3-2-1表参照。なお、裁判確定人員における執行猶予者の保護観察率については、本報告1-2-5-7図参照。

(＊18) 「略式手続」とは、簡易裁判所において、書面審理に基づき、100万円以下の罰金又は料金の裁判を行う手続をいう。

(＊19) 平成28年版犯罪白書2-3-2-4表参照。

## 第4節 矯正<sup>(※20)</sup>

### 1 窃盗の入所受刑者

窃盗は、例年、入所受刑者の罪名別構成比において、最も高い割合を占めている。窃盗の入所受刑者の人員は、平成18年（9,948人）まで増加し続けた後、同年をピークとして減少傾向（27年は7,133人）にあるが、入所受刑者総数に占める窃盗の割合は、18年以降、3割台（27年は33.1%）で推移している<sup>(※21)</sup>。

#### (1) 属性別の推移

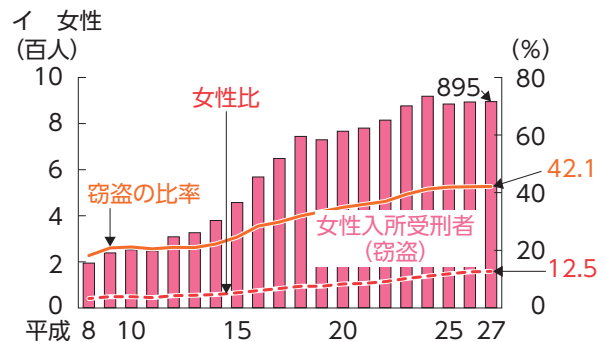
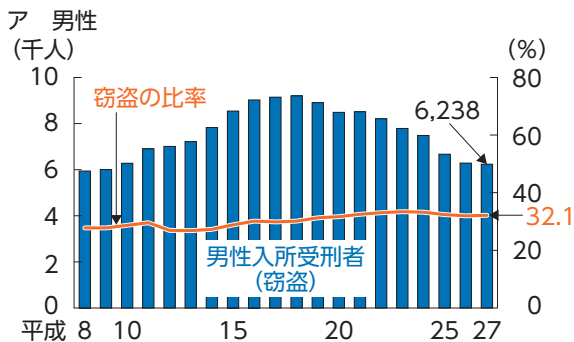
窃盗の入所受刑者について、男女別・年齢層別の人員等の推移（最近20年間）を見ると、1-2-4-1図のとおりである。

1-2-4-1図

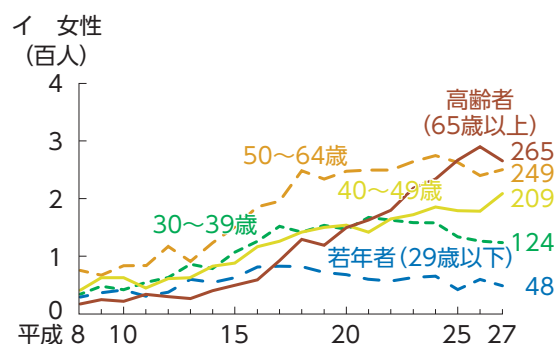
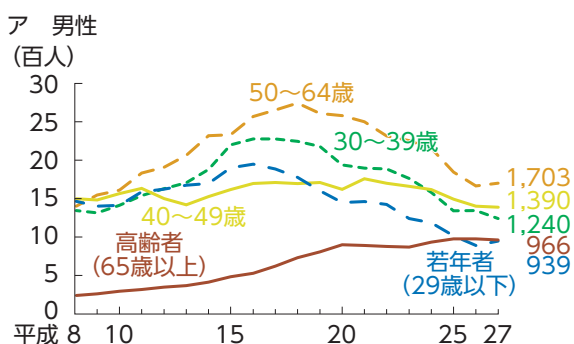
窃盗の入所受刑者 男女別・年齢層別の人員等の推移

(平成8年～27年)

#### ① 入所受刑者の男女別人員・窃盗の比率・女性比の推移



#### ② 入所受刑者の年齢層別人員の推移 (男女別)



注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 ②は、入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、判決時の年齢による。

(※20) 本節において掲載している統計数値は、特に断らない限り、矯正統計年報による。

(※21) 入所受刑者の罪名別人員の詳細については、平成28年版犯罪白書 CD-ROM 資料2-6参照。

## ア 男女別総数（1-2-4-1図①）

窃盗の男性入所受刑者は、平成18年（9,204人）まで増加し続けていたが、同年をピークとして、その後は減少傾向にある。

他方、窃盗の女性入所受刑者は、同年以降も増加傾向にあり、平成27年までの20年間で約4.6倍に増加し、窃盗の入所受刑者における女性比も、27年までの20年間で9.4pt 上昇している。

入所受刑者総数に占める窃盗の比率は、男性では、おおむね3割前後で推移しているのに対し、女性では、上昇傾向にあり、平成23年までは覚せい剤取締法違反の比率が最も高かったが、24年以降は窃盗の比率が最も高い<sup>（\*22）</sup>。

## イ 男女別・年齢層別（1-2-4-1図②）

窃盗の入所受刑者は、男女共に、高齢者が増加傾向にあり、総数では、平成27年（1,231人）までの20年間で約4.8倍に増加している。高齢者は、入所受刑者に占める窃盗の比率も高く、27年は53.2%（男性48.4%、女性83.1%）であった<sup>（\*23）</sup>。

### （ア）男性

窃盗の男性入所受刑者の人員は、若年者<sup>（\*24）</sup>と30歳代の各年齢層では平成16年（若年者1,949人、30歳代2,280人）を、50～64歳では18年（2,746人）を、それぞれピークとして減少傾向にある。

他方、高齢者は、平成20年まで増加し続けた後、その後も緩やかな増加傾向にあり、27年までの20年間で約4倍に増加している。また、40歳代は、増減を繰り返しているものの、他の年齢層の男性と比べると、増減の幅が大きくはない。

年齢層別構成比では、窃盗の男性入所受刑者は、平成9年以降、50～64歳が最も高い割合を占めている。

### （イ）女性

窃盗の女性入所受刑者の人員は、男性より少ないものの、40歳以上の各年齢層が、いずれも増加傾向にある。特に、高齢者の増加が顕著であり、平成27年は、前年（291人）から減少したものの、20年間で約15.6倍に増加している。

（\*22） 女性入所受刑者の罪名別人員の推移については、平成28年版犯罪白書4-6-2-4図参照。

（\*23） 高齢者の入所受刑者の罪名別構成比については、平成28年版犯罪白書4-7-2-3図参照。

（\*24） 本節において「若年者」とは、入所時の年齢（不定期刑の受刑者については、判決時の年齢）が29歳以下の者をいう。

他方、40歳未満の各年齢層は、若年者では平成17年（82人）を、30歳代では21年（168人）を、それぞれピークとして減少傾向にある。

年齢層別構成比では、窃盗の女性入所受刑者は、平成24年まで50～64歳の年齢層が最も高い割合を占めていたが、25年以降は、高齢者が最も高い割合を占めている。

なお、女性は、入所受刑者総数に占める窃盗の割合（平成27年は42.1%）が、男性（同32.1%）よりも高く、特に女性高齢者（同83.1%）において、その傾向が顕著である<sup>（\*25）</sup>。

## （2）犯行時の生活環境

### ア 婚姻状況

窃盗の入所受刑者（平成23年から27年までの累計）について、犯行時における婚姻状況別構成比を男女別・年齢層別に見ると、1-2-4-2図のとおりである。

男女共に、年齢層が高くなるにつれて、既婚者の割合が高くなっているが、いずれの年齢層においても、女性は、男性と比べて、既婚者の割合が高く、男性は、高齢者においても未婚者が約3割を占めている<sup>（\*26）</sup>。

男性は、いずれの年齢層においても、現に配偶者を有していた者の割合が1割台にとどまっており、未婚者や配偶者と離別・死別していた者の割合が8割を超えている。男性の入所受刑者は、年齢層が高くなるにつれて、配偶者と離別していた者の割合が高くなっており、50歳以上の各年齢層においては、配偶者と離別していた者の割合が最も高い。

女性は、若年者を除き、いずれの年齢層においても、現に配偶者を有していた者の割合が3割を超えている。女性は、年齢層が高くなるにつれて、配偶者と離別・死別していた者の割合が高くなっており、40歳代と50～64歳の各年齢層では、配偶者と離別していた者の割合が4割を超えている。また、配偶者と死別していた者の割合は、女性高齢者では3割を超えており、他の年齢層の女性や男性高齢者と比べても、その割合が顕著に高い。

（\*25） 入所受刑者の罪名別構成比（男女別）については、平成28年版犯罪白書2-4-1-6図参照。また、高齢者の入所受刑者の罪名別構成比（男女別）については同白書4-7-2-3図を、女性高齢者の入所受刑者の罪名別人員の推移については同白書4-6-2-6図をそれぞれ参照。

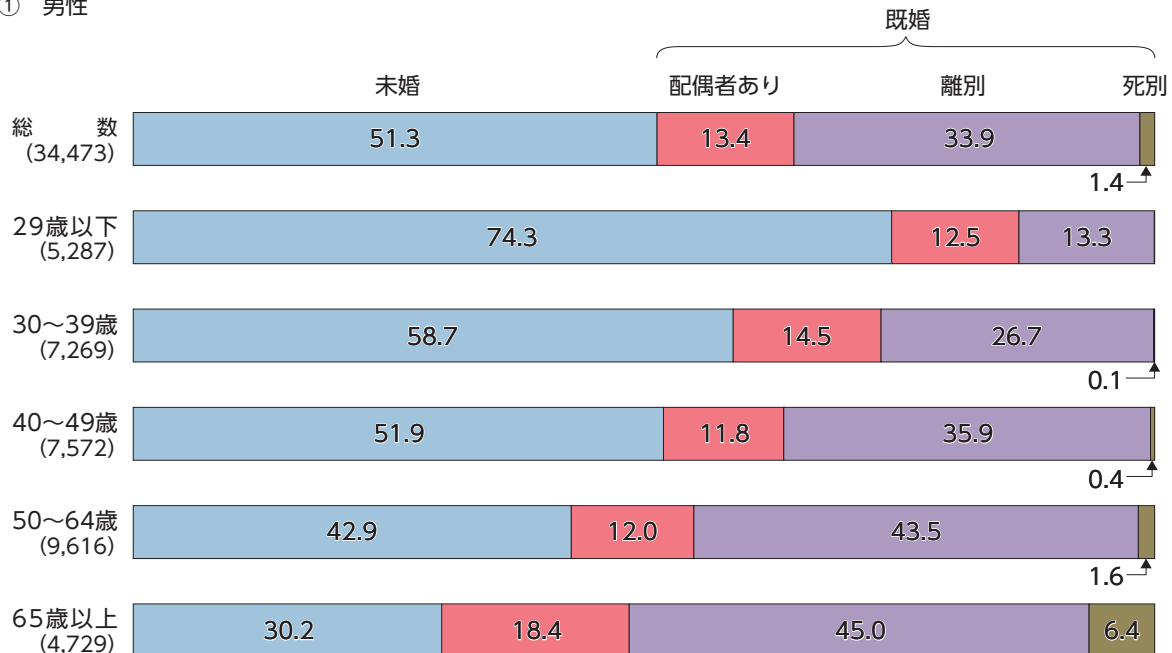
（\*26） 平成27年における一般成人のうち、既婚者の割合は、男性が73.2%、女性が81.8%であり、現に配偶者を有している者の割合は、男性が65.8%、女性が60.3%であった。また、65歳以上の一般高齢者のうち、既婚者の割合は、男性が95.8%、女性が96.6%であり、現に配偶者を有している者の割合は、男性が80.9%、女性が52.0%であった（総務省統計局の労働力調査による。）。

1-2-4-2図

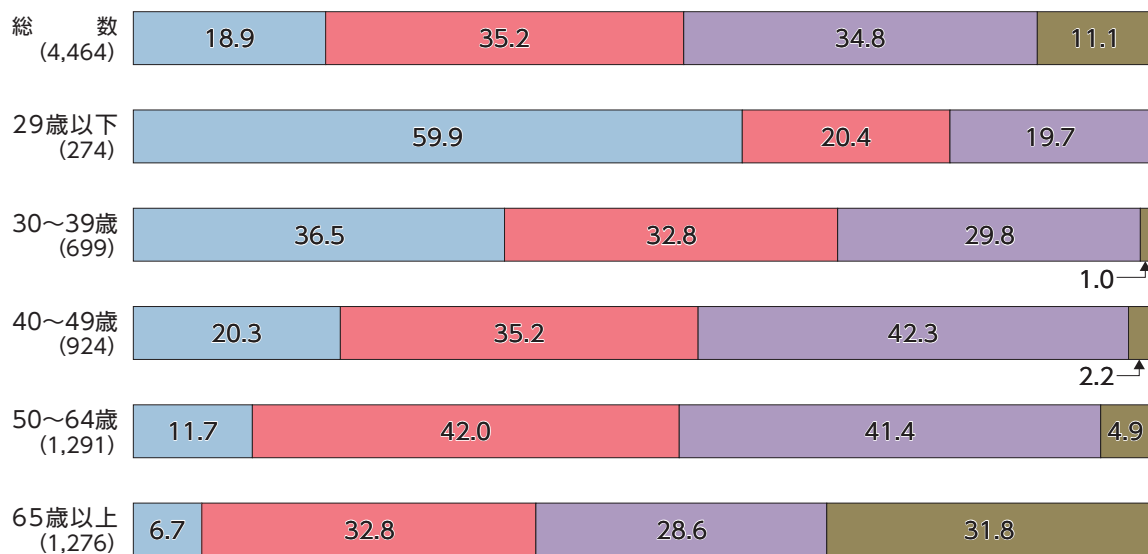
窃盗の入所受刑者 犯行時の婚姻状況別構成比（男女別・年齢層別）

（平成23年～27年の累計）

① 男性



② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 犯行時の婚姻状況による。ただし、婚姻状況が不詳の者を除く。  
 3 「配偶者あり」は、犯行時において、現に配偶者を有していた者をいう。  
 4 内縁関係を含む。  
 5 各年齢層の人員は、入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、判決時の年齢による。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

## イ 居住状況・就労状況

窃盗の入所受刑者（平成23年から27年までの累計）について、犯行時における居住状況別・就労状況別構成比を入所度数別に見ると、**1-2-4-3図**のとおりである。

犯行時の居住状況別構成比においては、入所度数が多くなるにつれて、犯行時に住居不定であった者の割合が高くなっている。

犯行時の就労状況別構成比においても、入所度数が多くなるにつれて、犯行時に無職であった者の割合が高くなっている。

なお、未婚者や配偶者と離別・死別していた高齢者（平成23年から27年までの累計）について、犯行時における居住状況<sup>(※27)</sup>を見ると、男性高齢者では、3,854人（未婚1,426人，離別2,125人，死別303人）のうち、犯行時に住居不定であった者は1,472人（未婚664人，離別750人，死別58人）であり、住居不定の者の割合は38.2%（未婚46.6%，離別35.3%，死別19.1%）であった。他方、女性高齢者では、852人（未婚86人，離別364人，死別402人）のうち、犯行時に住居不定であった者は31人（未婚7人，離別13人，死別11人）であり、住居不定の者の割合は3.6%（未婚8.1%，離別3.6%，死別2.7%）にとどまっていた<sup>(※28)</sup>。

---

(※27) 来日外国人及び婚姻状況又は居住状況が不詳の者を除く。

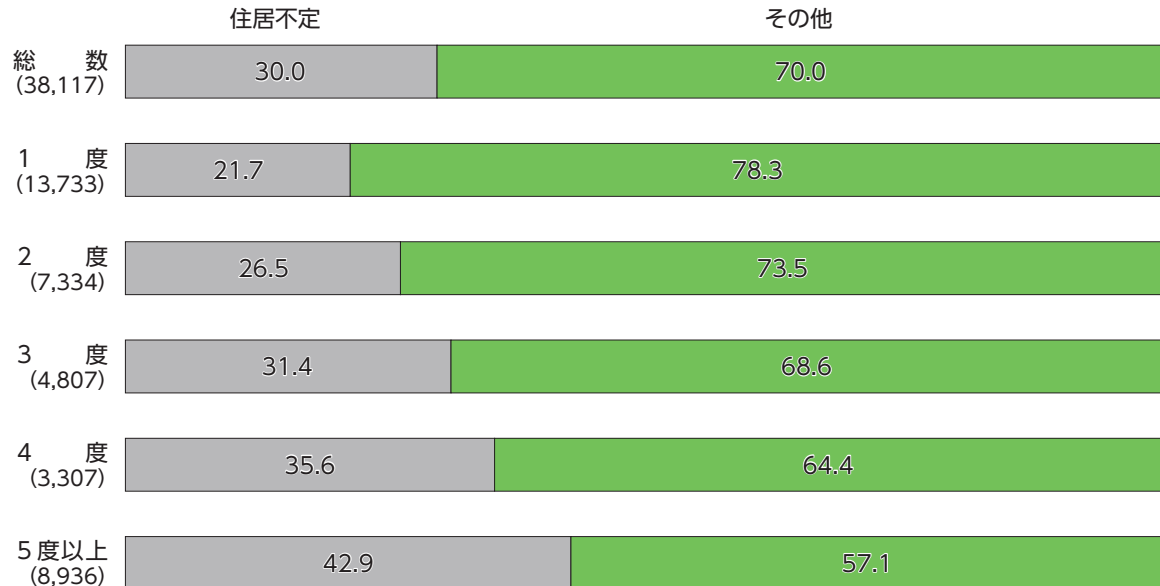
(※28) 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

1-2-4-3図

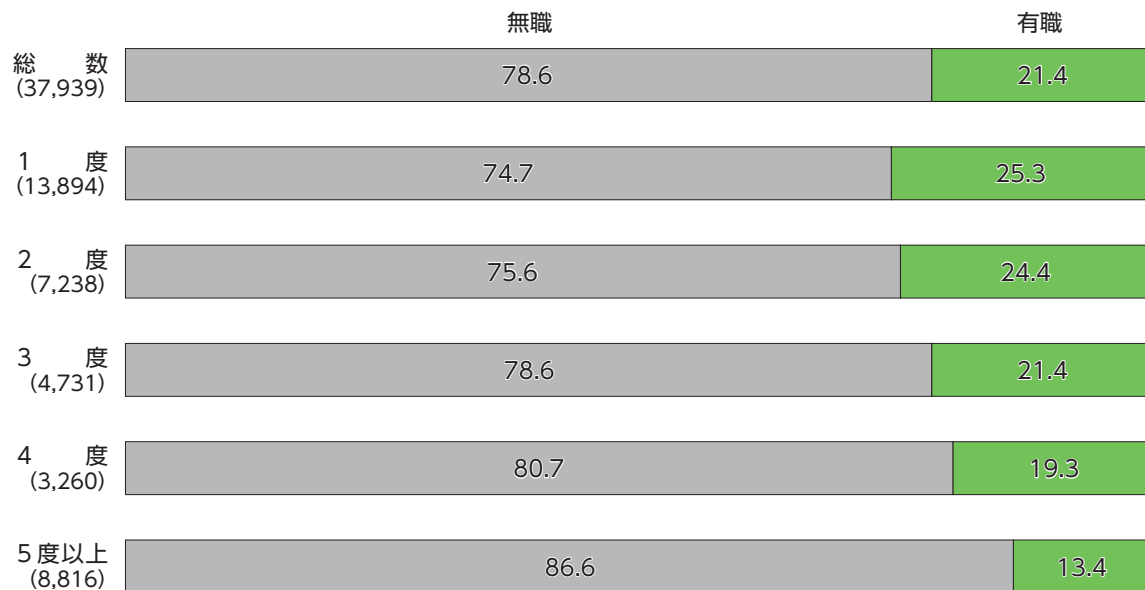
窃盗の入所受刑者 犯行時の居住状況別・就労状況別構成比（入所度数別）

（平成23～27年の累計）

① 犯行時の居住状況別構成比



② 犯行時の就労状況別構成比



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 ①は、犯行時の居住状況による。ただし、来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。

3 ②は、犯行時の就労状況による。ただし、学生・生徒、家事従事者、定収入のある無職者及び就労状況が不詳の者を除く。

4 ( ) 内は、実人員である。

## 2 窃盗の初入者と再入者

### (1) 初入者・再入者の人員と再入者率の推移

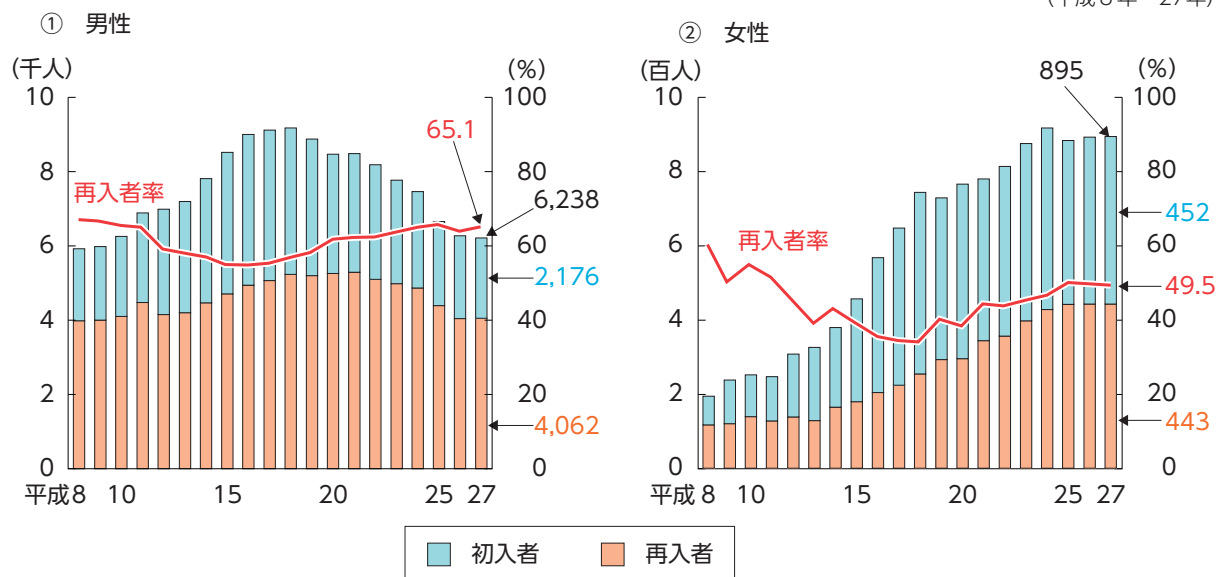
窃盗の初入者と再入者<sup>(※29)</sup>の各人員と再入者率<sup>(※30)</sup>の推移（最近20年間）を男女別に見ると、1-2-4-4図のとおりである。

男性の再入者率は、女性と比べると、高い水準で推移している。もっとも、再入者の人員は、男性では平成21年をピークとして減少傾向にあるのに対し、女性では増加傾向にあり、女性の再入者人員は、27年までの20年間で約3.8倍に増加している<sup>(※31)</sup>。

1-2-4-4図

窃盗の初入者・再入者 入所受刑者の人員と再入者率の推移（男女別）

(平成8年～27年)



注 矯正統計年報による。

### (2) 入所度数別構成比

#### ア 罪名別 (1-2-4-5図①)

平成23年から27年までの入所受刑者について、入所度数別構成比を罪名別に見ると、1-2-4-5図①のとおりである。

窃盗の入所受刑者は、入所度数が2度以上の者（再入者）が6割を超えている。窃盗の入所

(※29) 「初入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者をいい、「再入者」とは、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。

(※30) 「再入者率」は、入所受刑者人員の総数のうち、再入者人員の占める比率をいう。

(※31) 罪名別・男女別の再入者人員・再入者率の推移については、平成28年版犯罪白書5-1-3-2図参照。

受刑者における再入者の割合は、覚せい剤取締法違反と比べると、やや低いものの、その他の罪名と比べると、顕著に高い。

## イ 男女別・年齢層別（1-2-4-5図②）

窃盗の入所受刑者（平成23年から27年までの累計）について、入所度数別構成比を男女別・年齢層別に見ると、1-2-4-5図②のとおりである。

### （ア）男性

窃盗の男性入所受刑者は、女性と比べて、再入者の割合が高く、また、年齢層が高くなるにつれて、入所度数が5度以上の者の割合も高くなっており、男性高齢者では、再入者が約8割を占め、入所度数が5度以上の者も5割を超えている。

なお、前記のとおり、窃盗の入所受刑者は、入所度数が多くなるにつれて、犯行時に住居不定であった者の割合や無職であった者の割合が高くなっている（1-2-4-3図参照）。窃盗の男性高齢入所受刑者（平成23年から27年までの累計）について、犯行時における居住状況を見ると、4,720人<sup>（\*32）</sup>（初入者969人、再入者3,751人）のうち、住居不定であった者は1,540人（初入者142人、再入者1,398人）であり、住居不定の割合は32.6%（初入者14.7%、再入者37.3%）であるが、入所度数が5度以上の者（2,373人）に限ると、43.7%（1,038人）が住居不定であった。また、犯行時における就労状況を見ると、4,685人<sup>（\*33）</sup>（初入者961人、再入者3,724人）のうち、無職であった者は4,306人（初入者851人、再入者3,455人）であり、無職者の割合は91.9%（初入者88.6%、再入者92.8%）であった<sup>（\*34）</sup>。

### （イ）女性

窃盗の女性入所受刑者は、いずれの年齢層においても、入所度数が1度の者（初入者）の割合が最も高く、女性高齢者においても、初入者が5割近くを占めている。

（\*32） 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。

（\*33） 定収入のある無職者及び就労状況が不詳の者を除く。なお、学生・生徒及び家事従事者はいなかった。

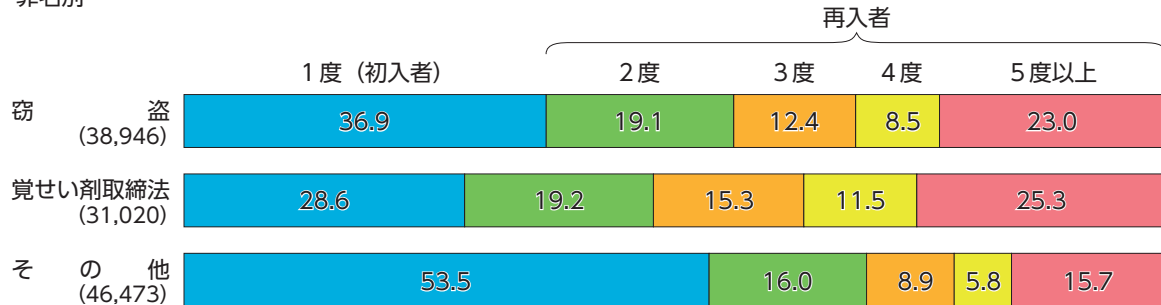
（\*34） 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

1-2-4-5図

窃盗の入所受刑者 入所度数別構成比（罪名別、男女別・年齢層別）

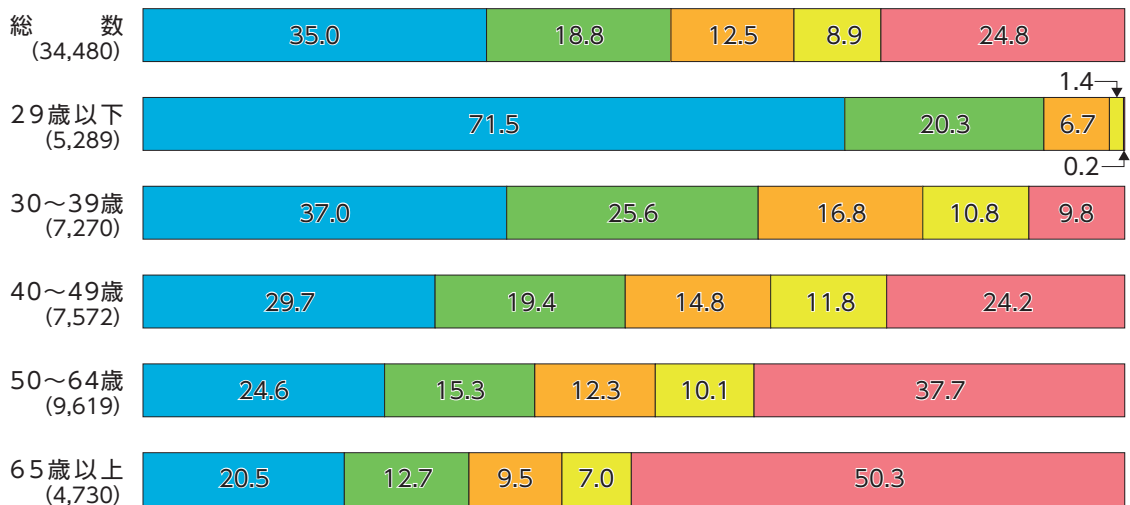
（平成23年～27年の累計）

① 罪名別



② 窃盗の入所受刑者（男女別・年齢層別）

ア 男性



イ 女性



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 ①において「その他」は、入所受刑者人員の総数のうち、窃盗と覚せい剤取締法違反を除いたものである。

3 ②において各年齢層の人員は、入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、判決時の年齢による。

4 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 年齢層別構成比

窃盗の初入者と再入者について、入所時の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、1-2-4-6図のとおりである。

#### ア 初入者（1-2-4-6図①）

男性の初入者は、緩やかに高年齢化しているものの、若年者が一貫して最も高い割合を占めており、40歳未満の年齢層が初入者の5割超を占めている。

これに対し、女性の初入者は、男性と比べて、高年齢化が顕著であり、平成23年以降、初入者の5割前後を50歳以上の年齢層が占めており、25年からは高齢者が最も高い割合を占めている。

#### イ 再入者（1-2-4-6図②）

男性の再入者は、50～64歳の年齢層が一貫して最も高い割合を占めており、高齢者の割合も上昇傾向にある。男性の再入者は、男性の初入者と比べると、年齢層が顕著に高く、平成17年からは、50歳以上の年齢層が再入者の5割前後を占めている。

女性の再入者は、女性の初入者や男性の再入者と比べても、全体的に年齢層が高く、50歳以上の年齢層が再入者のおおむね6割前後を占めており、高齢者の割合も上昇傾向にある。

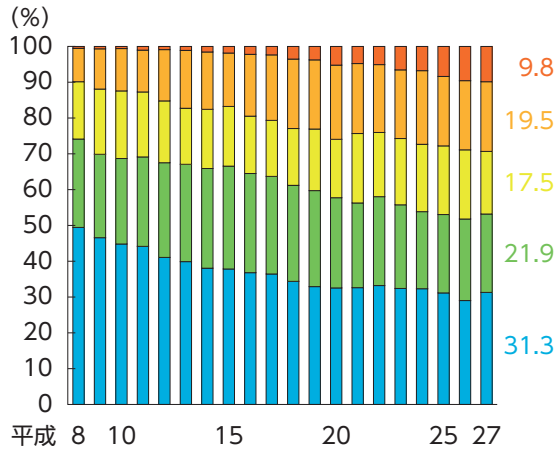
1-2-4-6図

窃盗の初入者・再入者 年齢層別構成比の推移 (男女別)

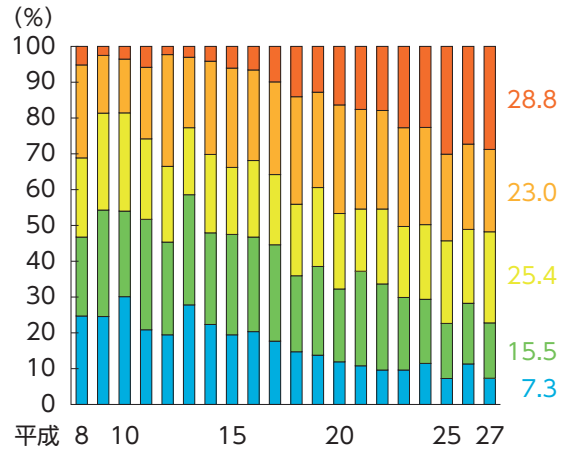
(平成8年～27年)

① 初入者

ア 男性

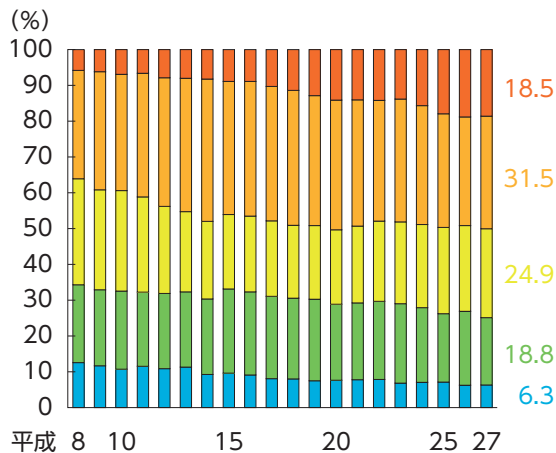


イ 女性

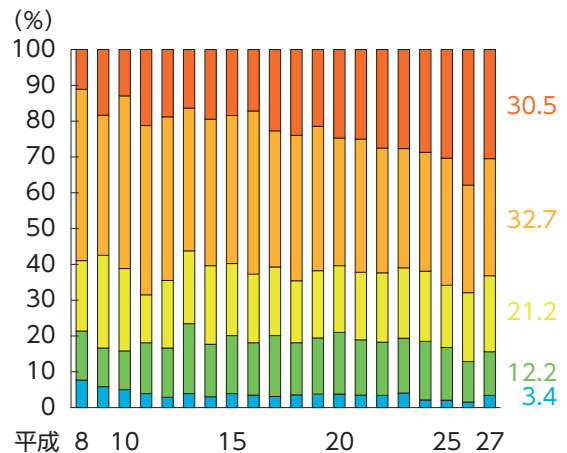


② 再入者

ア 男性



イ 女性



■ 29歳以下 ■ 30～39歳 ■ 40～49歳 ■ 50～64歳 ■ 65歳以上

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、判決時の年齢による。

#### (4) 初入者の執行猶予歴

##### ア 執行猶予歴の有無別構成比

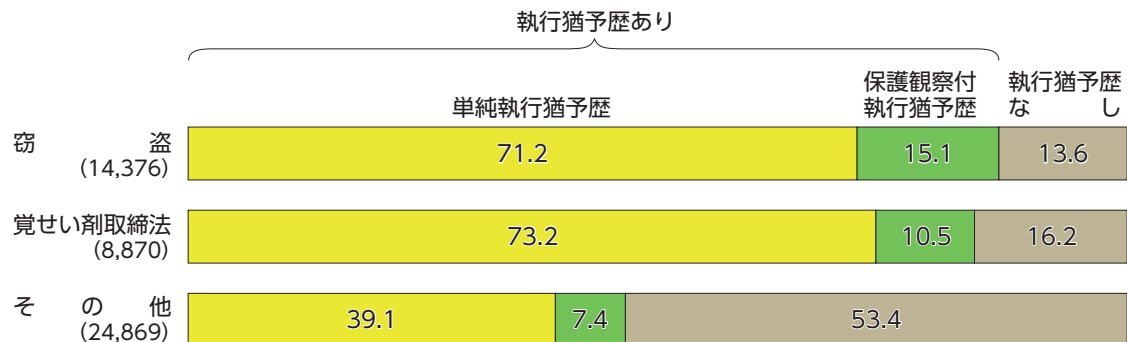
平成23年から27年までの初入者について、執行猶予歴（前に執行猶予に付されたことのある経歴）の有無別構成比を見ると、1-2-4-7図のとおりである。

## 1-2-4-7図

## 窃盗の初入者 執行猶予歴の有無別構成比（罪名別，男女別・年齢層別）

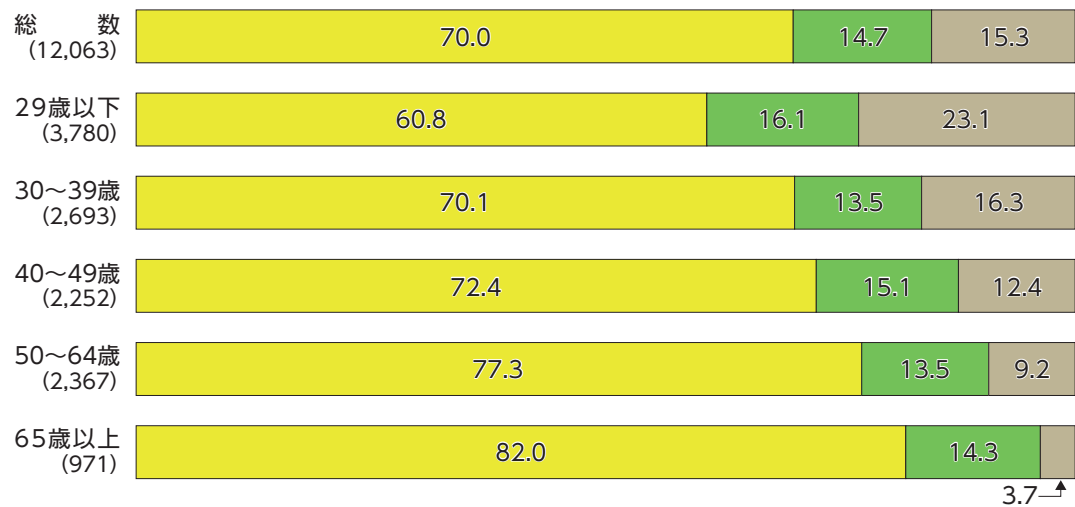
（平成23年～27年の累計）

## ① 罪名別

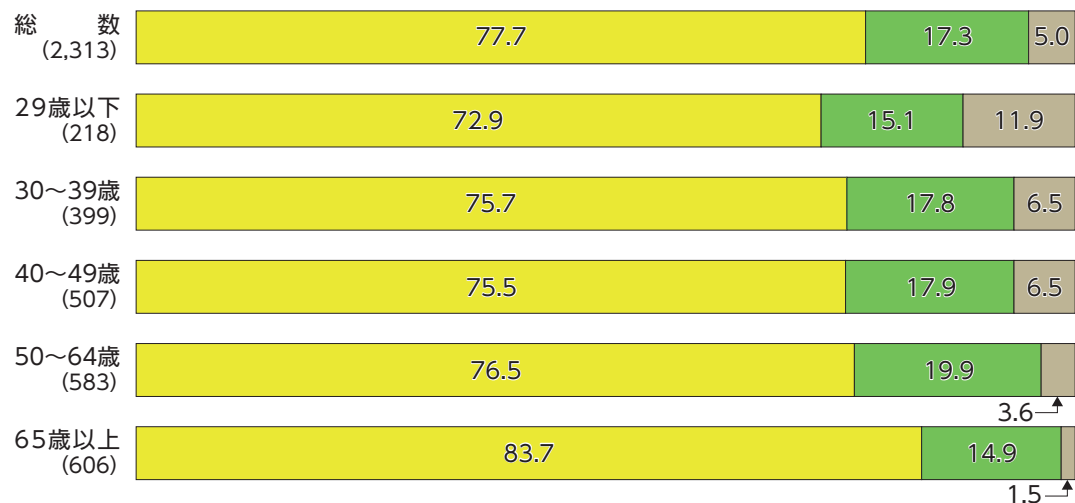


## ② 窃盗の初入者（男女別・各年齢層別）

## ア 男性



## イ 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 「単純執行猶予歴」と「保護観察付執行猶予歴」の双方がある場合には、「保護観察付執行猶予歴」に計上している。  
 4 平成23年から27年までの初入者のうち、売春防止法17条1項の規定による補導処分に付された執行猶予歴のある者はいなかった。  
 5 ①において「その他」は、初入者の人員のうち窃盗と覚せい剤取締法違反の人員を除いたものである。  
 6 ②において各年齢層の人員は、入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、判決時の年齢による。  
 7 ( ) 内は、実人員である。

### (ア) 罪名別 (1-2-4-7図①)

窃盗の初入者は、執行猶予歴のある者が9割近くを占めており、覚せい剤取締法違反の初入者と同程度の割合であるが、その他の罪名の初入者と比べると、執行猶予歴のある者の割合が顕著に高い。

また、窃盗の初入者は、覚せい剤取締法違反やその他の罪名の初入者と比べて、保護観察付執行猶予歴のある者の割合が高い。

### (イ) 男女別・年齢層別 (1-2-4-7図②)

窃盗の男性初入者は、年齢層が高くなるにつれて、単純執行猶予歴のある者の割合が高くなっているが、保護観察付執行猶予歴のある者の割合については、年齢層による差は大きくない。他方、年齢層が低くなるにつれて、執行猶予歴のない者、つまり、一度も執行猶予に付されることなく、懲役刑の実刑に処せられた者の割合が高くなっており、若年者では、2割を超えている。

窃盗の女性初入者は、いずれの年齢層においても、男性初入者と比べて、執行猶予歴のある者の割合が高い。

なお、一般的に、入所受刑者の年齢層が低くなるにつれて、少年時における保護処分歴を有する者の割合が高くなる傾向がある<sup>(※35)</sup>。執行猶予歴のない若年の初入者（平成23年から27年までの累計）について、保護処分歴の有無を罪名別に見ると、窃盗の若年初入者では、898人（男性872人、女性26人）のうち、保護処分歴のある者は302人（男性299人、女性3人）であり、執行猶予歴のない若年初入者に占める割合は33.6%（男性34.3%、女性11.5%）であった。これに対し、窃盗以外の若年初入者では、執行猶予歴のない若年初入者のうち、保護処分歴のある者の割合は22.1%（男性22.9%、女性7.8%）であり、その割合は、窃盗の若年初入者の方が高かった<sup>(※36)</sup>。

## イ 執行猶予期間中の再犯による初入者

窃盗の初入者のうち、執行猶予期間中の再犯による初入者（以下「再犯初入者」という。）の人員の推移（最近20年間）について、男女別・年齢層別に見ると、1-2-4-8図のとおりである。

(※35) 平成28年版犯罪白書5-1-3-4図参照。

(※36) 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

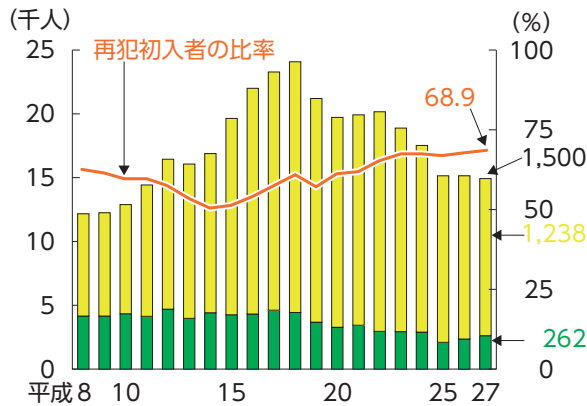
1-2-4-8図

窃盗の初入者 執行猶予期間中の再犯による初入者の人員等の推移

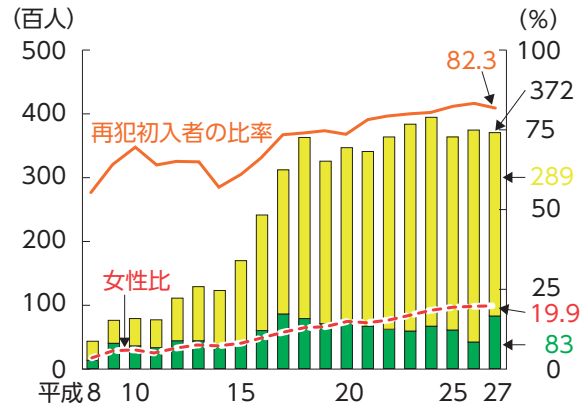
(平成8年～27年)

① 男女別・保護観察の有無別

ア 男性



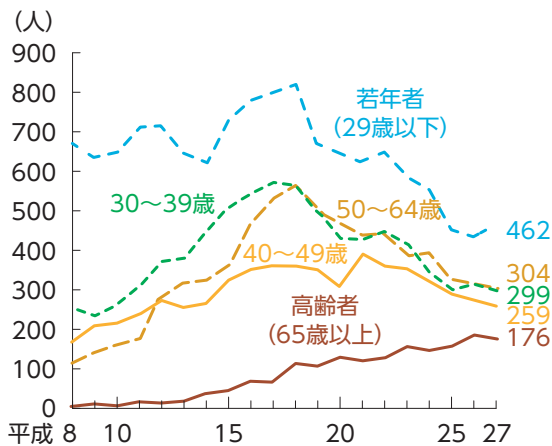
イ 女性



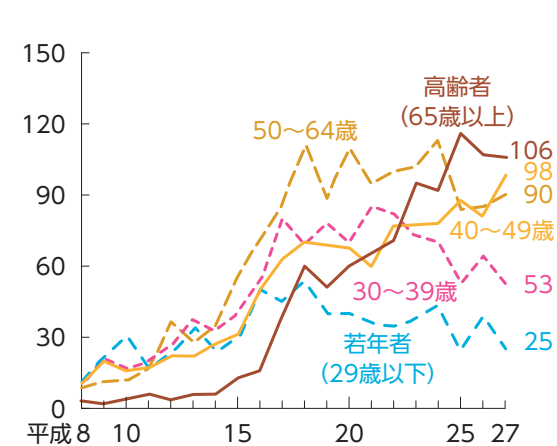
■保護観察付執行猶予期間中の再犯による初入者 ■単純執行猶予期間中の再犯による初入者

② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 ①において「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 ①において「再犯初犯者の比率」は、窃盗の初入者の人員のうち、再犯初犯者（執行猶予期間中の再犯により、受刑のため刑事施設に初めて入所するに至った者）の人員の占める比率をいう。  
 4 ①において「女性比」は、再犯初犯者の人員のうち、女性の占める比率をいう。  
 5 ②は、入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、判決時の年齢による。

(ア) 男女別 (1-2-4-8図①)

男性の再犯初犯者は、平成18年（2,419人）まで大きく増加していたが、その後は減少傾向にある。窃盗の初入者に占める再犯初犯者の人員の比率（以下「再犯初犯者の比率」という。）は、14年（50.6%）を底に上昇傾向にあり、20年以降は、窃盗の初入者のうち6割以上が再犯初犯者である。

女性の再犯初入者は、平成18年（364人）まで大きく増加した後、おおむね横ばいで推移しており、27年までの20年間で約8.7倍に増加している。再犯初入者の比率は、14年（57.2%）を底に上昇傾向にあるが、総じて、男性よりも、再犯初入者の比率が高く、23年以降は、窃盗の初入者のうち8割以上が再犯初入者である。

再犯初入者における女性比も、上昇傾向にあり、平成27年までの20年間で16.5pt 上昇している。

#### **（イ）年齢層別（1-2-4-8図②）**

男性の再犯初入者は、一貫して若年者の人員が最も多いが、若年者の再犯初入者は、平成18年（820人）をピークとして減少傾向にあり、27年はピーク時（18年）から43.7%減少した。30歳代では17年（573人）を、50～64歳では18年（564人）を、40歳代では21年（391人）を、それぞれピークとして減少傾向にある。他方、高齢者は、他の年齢層の男性と比べると、多くはないものの、再犯初入者の人員が増加傾向にあり、27年までの20年間で約25.1倍に増加している。

女性の再犯初入者は、いずれの年齢層においても、平成18年前後まで増加傾向にあったが、その後の推移については、年齢層によって差異がある。まず、40歳未満の各年齢層について見ると、若年者では平成18年（54人）を、30歳代では21年（85人）を、それぞれピークとして減少傾向にある。他方、50～64歳は、18年（111人）まで大きく増加した後、80人台から110人台の間で増加と減少を繰り返している。また、40歳代や高齢者は、依然として増加傾向にあり、特に高齢者の再犯初入者は、27年までの20年間で約35.3倍に増加しており、25年以降は、他の年齢層の女性と比べると、高齢者の人員が最も多い。

#### **（5）再入者の再犯期間**

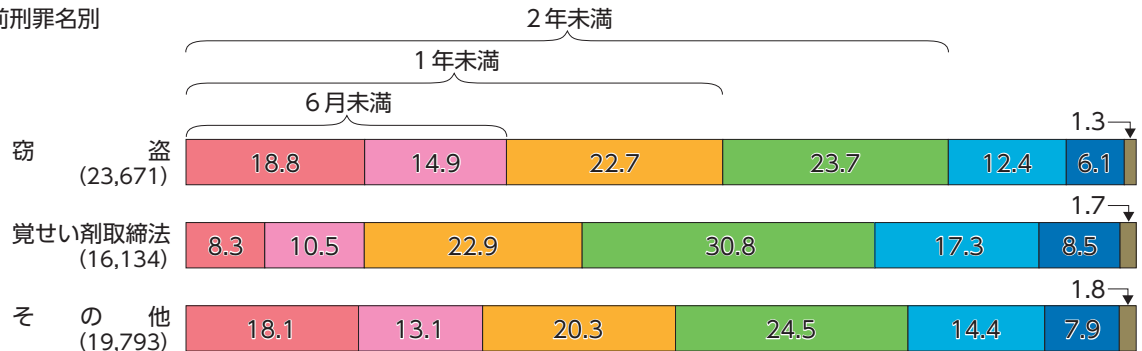
再入者が、前刑を出所した後、どの程度の期間で再犯に及んでいるのかを把握するため、平成19年から23年の各年の出所受刑者（仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）のうち、それぞれ23年から27年の各年の年末までに、前刑出所後の犯罪により再入所した者（5年以内再入者）の人員を累計した上で、再犯期間別構成比を前刑罪名別・男女別・年齢層別に見ると、1-2-4-9図のとおりである。

## 1-2-4-9図

## 窃盗の5年以内再入者 再犯期間別構成比（前刑罪名別，男女別・年齢層別）

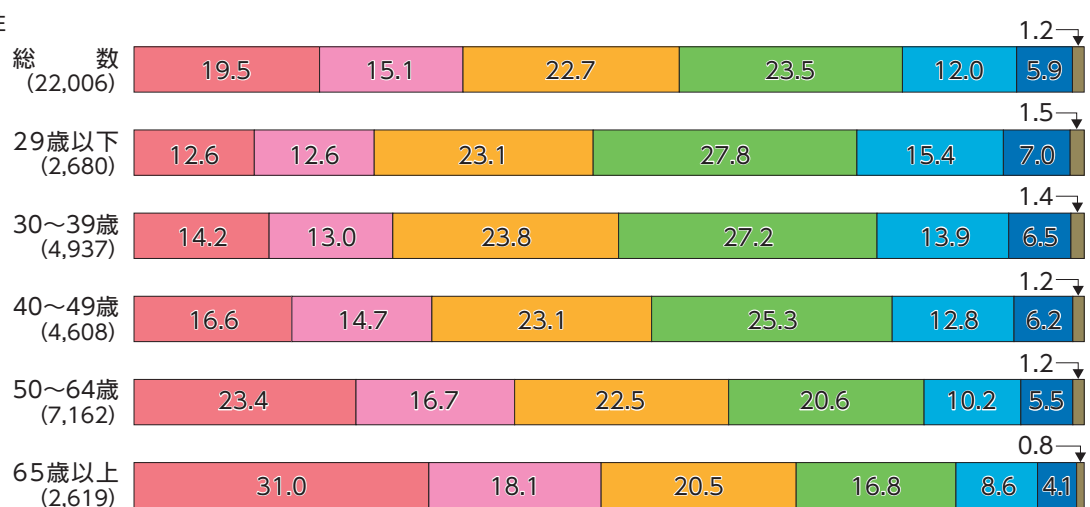
（平成19年～23年出所受刑者の累計）

## ① 前刑罪名別



## ② 窃盗（前刑罪名）の5年以内再入者（男女別・年齢層別）

## ア 男性



## イ 女性



■ 3月未満   
 ■ 3月以上6月未満   
 ■ 6月以上1年未満   
 ■ 1年以上2年未満   
 ■ 2年以上3年未満  
■ 3年以上4年未満   
■ 4年以上

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「5年以内再入者」は、平成19年から23年の各年の出所受刑者（仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）のうち、それぞれ23年から27年の各年の年末までに、前刑出所後の犯罪により再入所した者の人員の累計である。

3 「再犯期間」は、前刑出所日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。

4 ①において「前刑罪名」は、前刑入所時の罪名であり、「その他」は、全罪名のうち窃盗と覚せい剤取締法違反を除いたものをいう。

5 ②において各年齢層の人員は、前刑出所時の年齢（再入所時の年齢と前刑出所年から算出した推計値）による。

6 ( ) 内は、実人員である。

#### ア 前刑罪名別（1-2-4-9図①）

前刑罪名が窃盗であった5年以内再入者は、前刑出所後、2年未満のうちに再犯に及んだ者が約8割を占め、1年未満のうちに再犯に及んだ者も5割を超えており、覚せい剤取締法違反と比べると、短期間のうちに再犯に及んでいる者の割合が高い。

#### イ 男女別・年齢層別（1-2-4-9図②）

前刑罪名が窃盗であった男性の5年以内再入者は、年齢層が高くなるにつれて、再犯期間の短い者の割合が高くなっている。男性高齢者では、前刑出所後、6月未満のうちに再犯に及んだ者が約5割を占め、3月未満のうちに再犯に及んだ者も約3割を占めており、他の年齢層の男性や女性高齢者と比べても、短期間のうちに再犯に及んだ者の割合が高い。

これに対し、前刑罪名が窃盗であった女性の5年以内再入者は、年齢層による顕著な差は認められず、いずれの年齢層においても、前刑出所後、1年以上経過した後に再犯に及んだ者の割合が5割を超えており、男性と比べると、短期間のうちに再犯に及んだ者の割合が低い。

### 3 出所受刑者の再入率<sup>(※37)</sup>

#### (1) 罪名別

窃盗は、例年、覚せい剤取締法違反と並んで、出所受刑者の再入率が高い<sup>(※38)</sup>。出所受刑者の再入率のうち、出所年を含む5年以内と2年以内の各再入率の推移について、罪名別に見ると、1-2-4-10図のとおりである。

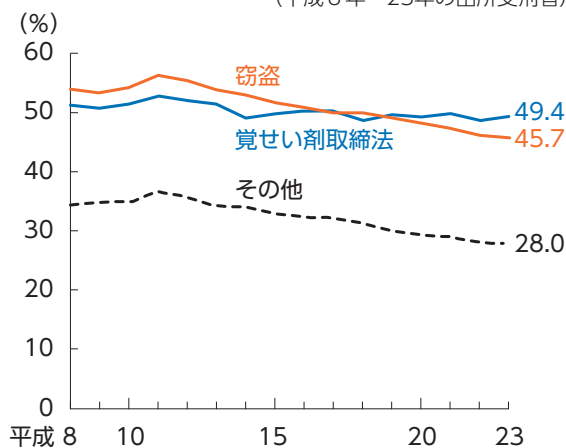
まず、5年以内再入率の推移を見ると、窃盗の再入率は、平成11年の出所受刑者（56.3%）をピークとして低下傾向にあり、23年の出所受刑者では、ピーク時（11年）と比べると、10.5pt低下している。窃盗の再入率は、16年までは他の罪名と比べて最も高かったが、覚せい剤取締法違反の再入率がおおむね横ばいで推移していることもあり、19年以降、覚せい剤取締法違反を下回っている。

次に、2年以内再入率の推移を見ると、窃盗の再入率は、平成11年の出所受刑者（32.7%）をピークとして低下傾向にはあるが、他の罪名と比べると、依然として最も高い水準で推移している。

1-2-4-10図 出所受刑者の再入率の推移（罪名別）

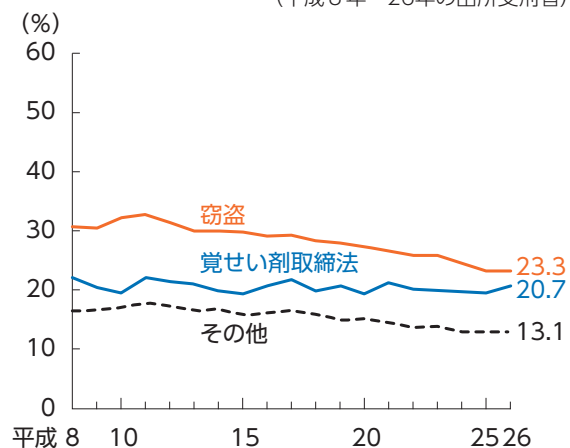
① 5年以内再入率

（平成8年～23年の出所受刑者）



② 2年以内再入率

（平成8年～26年の出所受刑者）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 出所受刑者は、仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。

3 「その他」は、全罪名のうち窃盗と覚せい剤取締法違反を除いたものをいう。

4 ①において「5年以内再入率」は、平成8年から23年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ12年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。

5 ②において「2年以内再入率」は、平成8年から26年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ9年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。

(※37) 各年の出所受刑者の人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいう。なお、再入率の意味については、平成28年版犯罪白書210頁参照。

(※38) 罪名別の5年以内再入率については、平成28年版犯罪白書5-1-3-11図・5-1-3-13図参照。

## (2) 出所事由別

窃盗の出所受刑者について、5年以内再入率と2年以内再入率の推移を出所事由別に見ると、1-2-4-11図のとおりである。

まず、5年以内再入率の推移を見ると、満期釈放・仮釈放共に、平成11年の出所受刑者（満期釈放69.0%、仮釈放47.2%）をピークとして低下傾向にあるが、満期釈放の再入率は、仮釈放と比べると、一貫して顕著に高い。

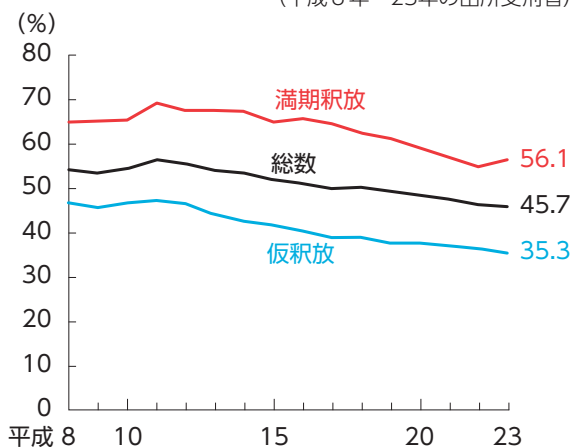
次に、2年以内再入率の推移を見ると、満期釈放では平成11年の出所受刑者（47.1%）を、仮釈放では10年の出所受刑者（23.0%）を、それぞれピークとして低下傾向にあるが、満期釈放の再入率は、仮釈放と比べると、一貫して顕著に高い。

1-2-4-11図

窃盗の出所受刑者 再入率の推移（出所事由別）

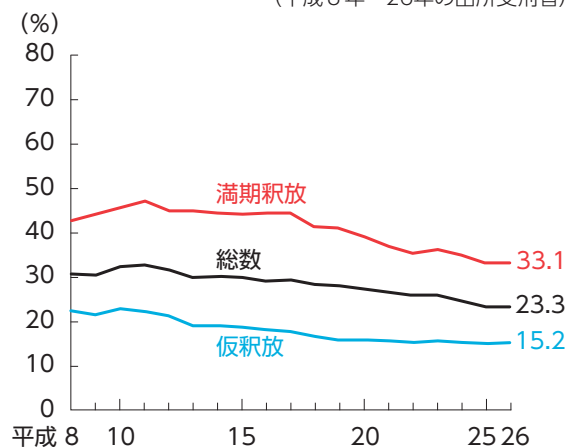
① 5年以内再入率

（平成8年～23年の出所受刑者）



② 2年以内再入率

（平成8年～26年の出所受刑者）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 出所受刑者は、仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。  
 3 ①において「5年以内再入率」は、平成8年から23年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ12年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。  
 4 ②において「2年以内再入率」は、平成8年から26年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ9年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。

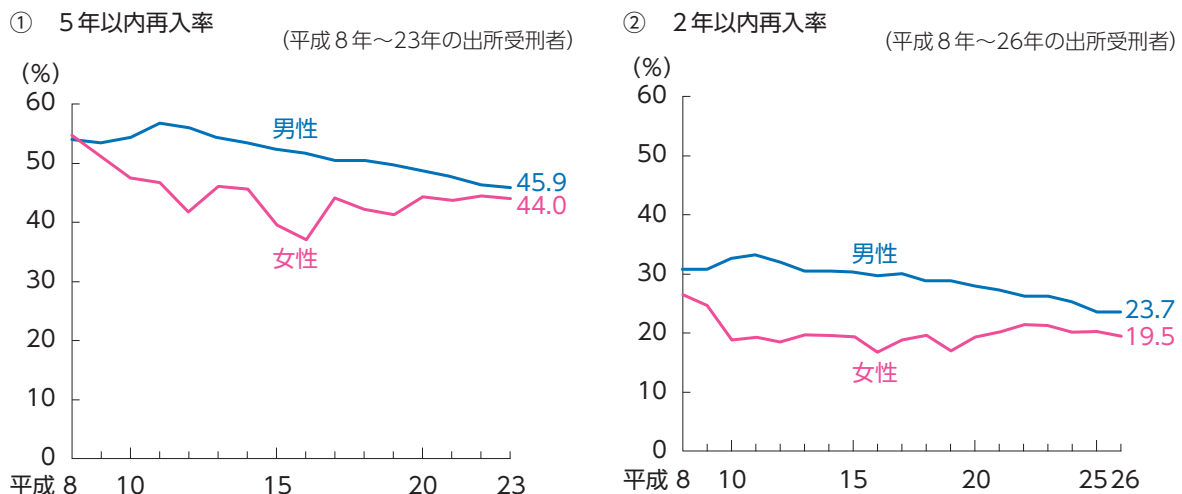
### (3) 男女別

窃盗の出所受刑者について、5年以内再入率と2年以内再入率の推移を男女別に見ると、**1-2-4-12図**のとおりである。

まず、5年以内再入率の推移を見ると、男性の再入率は、平成11年の出所受刑者（56.6%）をピークとして低下傾向にある。これに対し、女性の再入率は、16年の出所受刑者（36.9%）を底に上昇傾向にあり、依然として男性の再入率の方が高いものの、男女差がなくなりつつある。

次に、2年以内再入率の推移を見ると、男性の再入率は、平成11年の出所受刑者（33.2%）をピークに低下傾向にあるのに対し、女性の再入率は、10年以降おおむね2割前後で増減を繰り返しており、依然として男性の再入率の方が高いものの、男女差は縮小している。

**1-2-4-12図 窃盗の出所受刑者 再入率の推移（男女別）**



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 出所受刑者は、仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。  
 3 ①において「5年以内再入率」は、平成8年から23年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ12年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。  
 4 ②において「2年以内再入率」は、平成8年から26年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ9年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。

#### (4) 年齢層別

窃盗の出所受刑者について、5年以内再入率と2年以内再入率の推移を年齢層別に見ると、1-2-4-13図のとおりである。

まず、5年以内再入率の推移を見ると、若年者と30歳代の再入率は、いずれも平成11年の出所受刑者（若年者53.2%，30歳代53.5%）をピークとして低下傾向にある。40歳以上の各年齢層も、上昇と低下を繰り返しながら、おおむね低下傾向にはあるが、40歳未満の各年齢層の再入率と比べると、高い水準で推移している。

次に、2年以内再入率の推移を見ると、おおむね年齢層が高くなるにつれて、再入率も高い水準で推移している。

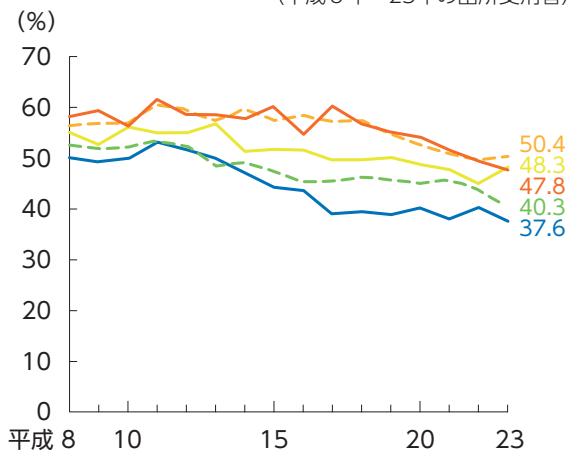
なお、高齢者の再入率は、5年以内・2年以内共に、平成17年の出所受刑者（5年以内60.4%，2年以内44.3%）をピークとして、それぞれ大幅に低下しており、27年末の再入所状況では、ピーク時（17年出所受刑者）と比べて、5年以内再入率（23年出所受刑者）では12.6pt、2年以内再入率（26年出所受刑者）では19.4pt 低下している。

1-2-4-13図

窃盗の出所受刑者 再入率の推移（年齢層別）

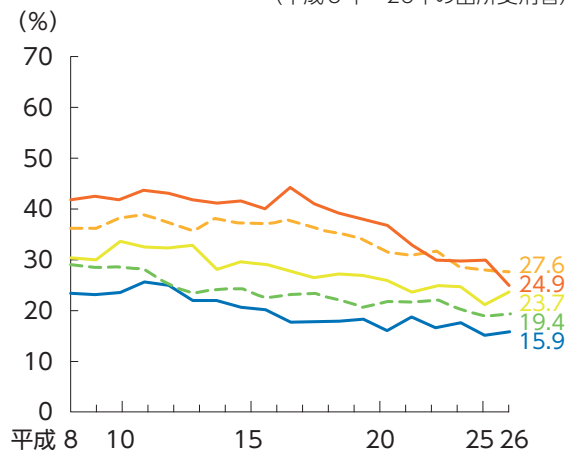
① 5年以内再入率

（平成8年～23年の出所受刑者）



② 2年以内再入率

（平成8年～26年の出所受刑者）



— 29歳以下 — 30～39歳 — 40～49歳 — 50～64歳 — 65歳以上

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 出所受刑者は、仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。  
 3 前刑出所時の年齢（再入所時の年齢と前刑出所年から算出した推計値）による。  
 4 ①において「5年以内再入率」は、平成8年から23年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ12年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。  
 5 ②において「2年以内再入率」は、平成8年から26年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ9年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。

## (5) 入所度数別

窃盗の出所受刑者について、5年以内再入率と2年以内再入率の推移を入所度数別に見ると、1-2-4-14図のとおりである。

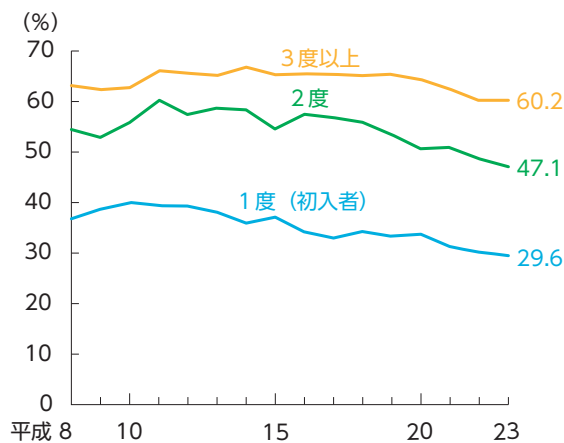
再入率は、5年以内・2年以内共に、入所度数が1度の者（初入者）が一貫して最も低く、入所度数が多くなるにつれて、再入率も高い水準で推移している。

1-2-4-14図

窃盗の出所受刑者 再入率の推移（入所度数別）

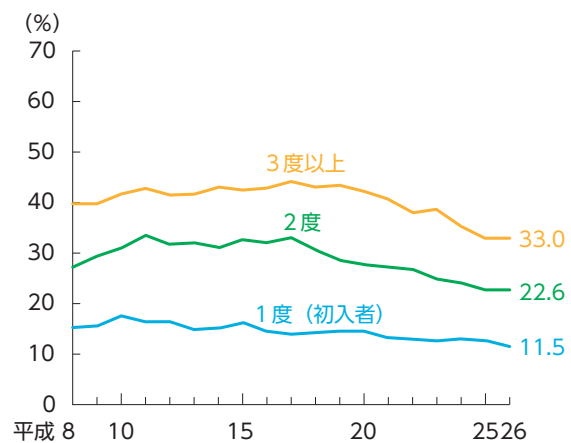
① 5年以内再入率

(平成8年～23年の出所受刑者)



② 2年以内再入率

(平成8年～26年の出所受刑者)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 出所受刑者は、仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。

3 ①において「5年以内再入率」は、平成8年から23年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ12年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。

4 ②において「2年以内再入率」は、平成8年から26年までの各年の出所受刑者の人員のうち、それぞれ9年から27年の各年の年末までに、出所後の犯罪により再入所した者の人員の占める比率をいう。

## 第5節 更生保護

### 1 窃盗の仮釈放者

#### (1) 仮釈放者の人員と仮釈放率

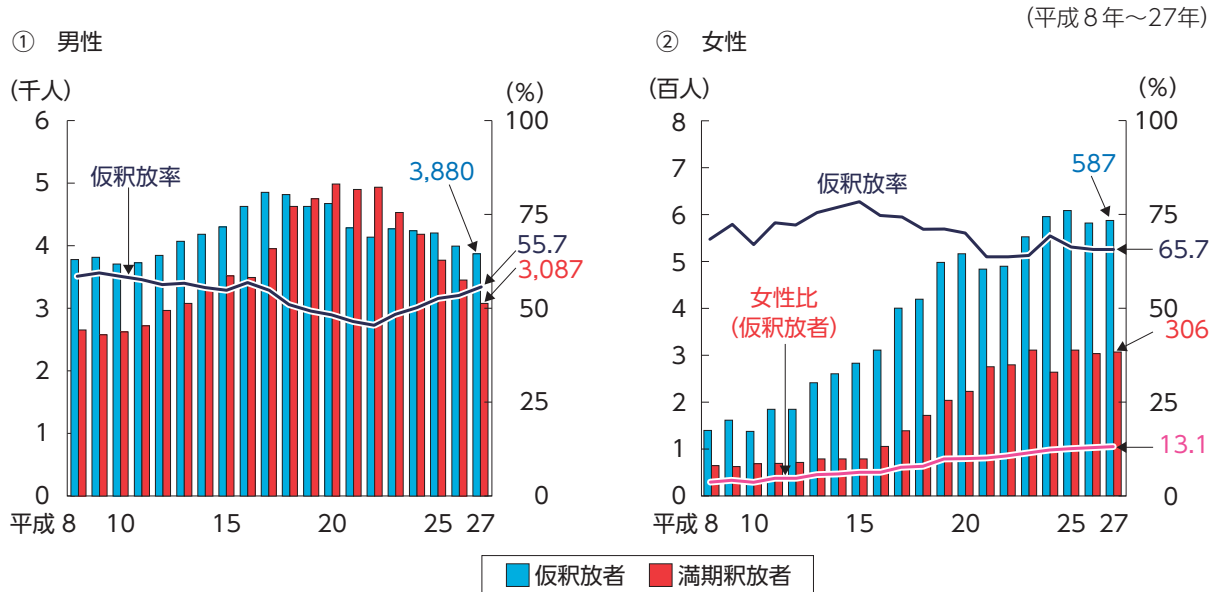
窃盗の仮釈放者及び満期釈放者の各人員と仮釈放率の推移（最近20年間）を男女別に見ると、1-2-5-1図のとおりである<sup>(※39)</sup>。

まず、窃盗の仮釈放者の人員の推移について見ると、男性の仮釈放者は、平成17年（4,863人）をピークとして減少傾向にある。他方、女性の仮釈放者は、同年の後も増加傾向にあり、27年までの20年間で約4.2倍に増加し、仮釈放者の女性比も上昇傾向にある<sup>(※40)</sup>。

次に、窃盗の仮釈放率の推移について見ると、男性の仮釈放率は、平成22年（45.6%）まで低下傾向にあったが、同年を底として、その後は上昇傾向にある。他方、女性の仮釈放率は、15年（78.3%）をピークとして低下傾向にあったが、20年以降、6割台で推移しており、男性に比べると、高い水準で推移している。

1-2-5-1図

窃盗の仮釈放者 出所受刑者人員・仮釈放率等の推移（男女別）



注 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

(※39) 全罪名での仮釈放者の人員と仮釈放率の推移については、平成28年版犯罪白書2-5-1-1図参照。

(※40) 全罪名での女性の仮釈放者の人員と女性比の推移については、平成28年版犯罪白書4-6-2-8図③参照。

## (2) 年齢層別

### ア 年齢層別構成比の推移

窃盗の仮釈放者について、保護観察開始人員の年齢層別構成比の推移（平成10年以降）<sup>(※41)</sup>を男女別に見ると、1-2-5-2図のとおりである。

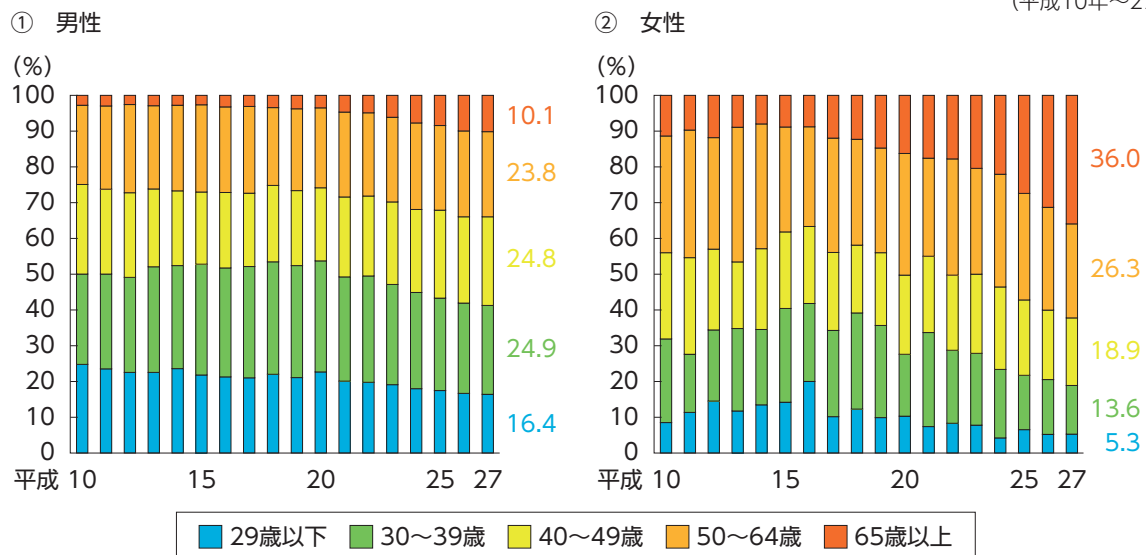
窃盗の仮釈放者は、男女共に高年齢化の傾向にあるが、男性の仮釈放者は、30歳代が一貫して最も高い割合を占めている。

女性の仮釈放者は、平成25年までは50～64歳が最も高い割合を占めていたが、高齢者の割合が大きく上昇しており、26年からは高齢者が最も高い割合を占めており、その割合は、27年までの18年間で24.6pt 上昇している。女性の仮釈放者に占める50歳以上の年齢層の割合は、22年から5割超で推移しており、26年以降は6割を超えるに至っている。

1-2-5-2図

窃盗の仮釈放者 保護観察開始人員の年齢層別構成比の推移（男女別）

(平成10年～27年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
2 保護観察に付された日の年齢による。

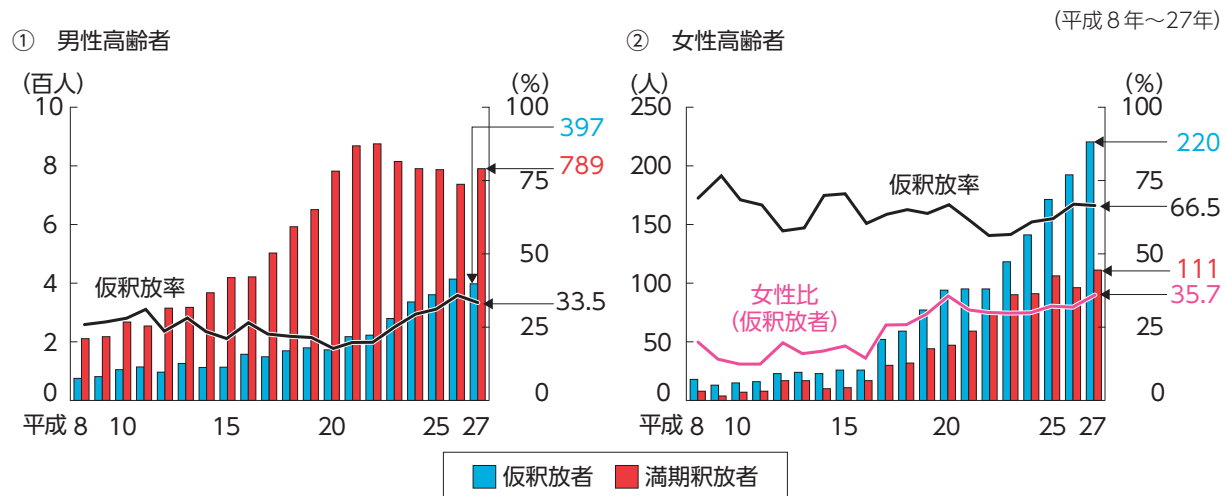
(※41) 本報告では、法務省大臣官房司法法制部の資料のみに基づいて行った分析のうち、保護観察に関するものについては、統計資料のある平成10年以降の数値を示している。

## イ 高齢者

高齢者について、窃盗の仮釈放者及び満期釈放者の各人員と仮釈放率の推移（最近20年間）を男女別に見ると、1-2-5-3図のとおりである。

1-2-5-3図

高齢者の窃盗 出所受刑者人員・仮釈放率等の推移（男女別）



注 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

### (ア) 仮釈放者の人員

高齢者の仮釈放者の人員は、男女共に増加傾向にあり、平成27年までの20年間で、男性高齢者は約5.3倍に、女性高齢者は約12.2倍に増加している。

### (イ) 仮釈放率

#### ① 男性高齢者

男性高齢者の仮釈放率は、平成20年（18.0%）を底に上昇傾向にはあるが、女性高齢者の仮釈放率と比べると、顕著に低いだけでなく、全年齢層の男性の仮釈放率（1-2-5-1図①参照）と比べても、低い水準で推移している。

男性高齢者の窃盗事犯者は、入所受刑者において、犯行時の婚姻状況が未婚者や配偶者と離別・死別していた者が約8割を占めていること（1-2-4-2図①参照）に加え、再入者が約8割を占め、他の年齢層の男性と比べると、再入者の割合が最も高く、入所度数が5度以上の者も5割を超えていること（1-2-4-5図②ア参照）、犯行時に住居不定であった者の割合も高いこと（本章第4節2項（2）イ（ア）参照）などの傾向が認められ、男性高齢者の窃盗の出所受刑者には、犯罪傾向が著しく進んだ者や釈放後の帰住先の確保が困難な者が相当数を占めており、このことが男性高齢者の仮釈放率の低さに影響しているものと考えられる。

## ② 女性高齢者

女性高齢者の仮釈放率は、上昇と低下を繰り返しながらも、5割超で推移しており、女性の全年齢層の仮釈放率（1-2-5-1図②参照）と比べても、年齢層による差は大きくない。

女性の窃盗事犯者は、いずれの年齢層においても、窃盗の検挙人員に占める万引きの割合が極めて高いこと（1-1-2-6図参照）、入所受刑者に占める初入者の割合が最も高く、高齢者であっても初入者が5割近くを占めていること（1-2-4-5図②イ参照）、女性高齢者の入所受刑者は、犯行時において現に配偶者を有していた者が約3割を占めており、他の年齢層の女性や男性高齢者と比べると、配偶者と死別していた者の割合が高いものの（1-2-4-2図②参照）、住居不定の者の割合が顕著に低いこと（本章第4節1項（2）イ参照）などの傾向が認められる。こうしたことから、女性の窃盗事犯者は、窃盗の手口や入所度数、生活環境等の点において年齢層による差が大きくはなく、女性高齢者であっても、配偶者や父・母以外の「その他の親族」と同居することのできる環境にある者が少なくない（1-2-5-4図②参照）ということができ、これらの事情が、女性高齢者の仮釈放率の推移にも一定の影響を及ぼしているものと考えられる。

## （3）居住状況

窃盗の仮釈放者（平成23年から27年までの累計）について、保護観察開始時における居住状況別構成比を男女別・年齢層別に見ると、1-2-5-4図のとおりである。

窃盗の仮釈放者は、男女共に、年齢層が高くなるにつれて、「父・母と同居」の割合が低くなっている。

## ア 男性

男性の仮釈放者は、いずれの年齢層においても、女性の仮釈放者と比べて、更生保護施設に居住する者の割合が顕著に高い。40歳以上の各年齢層においては、更生保護施設に居住する者の割合が最も高く、特に、50歳以上の各年齢層においては、更生保護施設に居住する者が過半数を占めている。

仮釈放が許可されるためには、帰住予定先の確保等の生活環境の調整が重要であるところ、50歳以上の各年齢層においては、仮釈放者であっても、親族と同居している者が約3割に満たず、これらの年齢層の出所受刑者については、適切な引受人がいないなど、生活環境の調整が困難な者が相当数を占めているものと考えられる。

## イ 女性

女性の仮釈放者は、いずれの年齢層においても、男性の仮釈放者と比べると、親族と同居する者の割合が高く、高齢者を除き、年齢層が高くなるにつれて、「配偶者と同居」の割合が高くなっている。また、若年者<sup>(※42)</sup>を除き、年齢層が高くなるにつれて、「その他の親族と同居」の割合が高くなっており、特に、女性高齢者においては、「その他の親族と同居」の割合が最も高く、その割合は、他の年齢層の女性や男性高齢者と比べても顕著に高い。

窃盗事犯者は、入所受刑者では、男女共に、年齢層が高くなるにつれて、犯行時に配偶者と離別・死別していた者の割合が高くなっており、特に女性高齢者においては、配偶者と死別していた者の割合が顕著に高い（1-2-4-2図参照）。他方、前記のとおり、女性の仮釈放者では、若年者を除き、年齢層が高くなるにつれて、「その他の親族と同居」の割合が高くなっており、男性の仮釈放者と比べても、その割合が顕著に高いことを考慮すると、女性の窃盗事犯者においては、配偶者と離別・死別している場合であっても、子や孫を始め、婚姻を契機として形成された親族関係が保たれている者が少なくないものと考えられる<sup>(※43)</sup>。

---

（※42） 本節において「若年者」とは、保護観察の開始時又は終了時の年齢が29歳以下の者をいう。

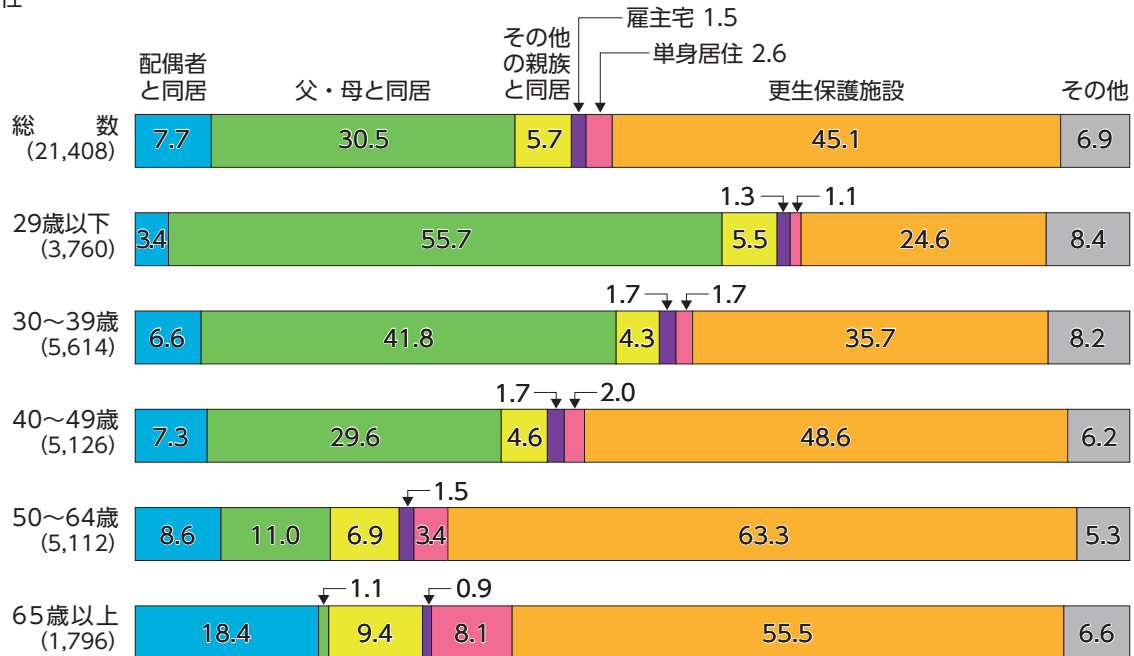
（※43） 平成25年版犯罪白書では、「女子受刑者は、男子に比べ婚姻歴を有している者の割合が高く、子や孫、配偶者の親族を含め、婚姻を契機として形成された家族や親族等も更生に向けた支援者・協力者となり得るものとして、関係調整に努める必要がある」旨を指摘している（同白書209頁参照）。

1-2-5-4図

## 窃盗の仮釈放者 保護観察開始人員の居住状況別構成比（男女別・年齢層別）

（平成23年～27年の累計）

## ① 男性



## ② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察開始時の居住状況による。  
 3 「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。  
 4 各年齢層の人員は、保護観察に付された日の年齢による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

#### (4) 取消・再処分率

##### ア 罪名別 (1-2-5-5図①)

平成10年から27年までの間に保護観察が終了した仮釈放者について、取消・再処分率<sup>(※44)</sup>の推移を罪名別に見ると、1-2-5-5図①のとおりである。

窃盗の取消・再処分率は、緩やかな低下傾向にあり、平成27年は10年(12.9%)と比べて5.8pt低下しているが、他の罪名と比べると、最も高い水準で推移している<sup>(※45)</sup>。

##### イ 属性別 (窃盗の仮釈放者)

平成10年から27年までの間に保護観察が終了した窃盗の仮釈放者について、取消・再処分率の推移を男女別・年齢層別に見ると、1-2-5-5図②③のとおりである。

##### (ア) 男女別 (1-2-5-5図②)

男性の取消・再処分率は、緩やかな低下傾向にあり、平成27年は10年(13.1%)と比べて5.6pt低下しているが、女性と比べると、おおむね高い水準で推移している。

女性の取消・再処分率は、平成16年(8.5%)をピークとして緩やかな低下傾向にはあるが、男性と比べると、低下の幅が小さく、男女差が縮小しつつある。

##### (イ) 年齢層別 (1-2-5-5図③)

年齢層別に取消・再処分率の推移を見ると、保護観察の終了年によって、各年齢層の取消・再処分率に多少の変動があるものの、中長期的に見れば、いずれの年齢層においても、おおむね低下傾向にあり、年齢層による顕著な差は認められない。

##### ウ 就労状況別 (1-2-5-5図④)

平成10年から27年までの間に保護観察が終了した窃盗の仮釈放者について、取消・再処分率の推移を保護観察終了時の就労状況別に見ると、1-2-5-5図④のとおりである。

---

(※44) 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付執行猶予を取り消され、又は保護観察期間中の再犯により刑事処分(起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。)を受けた者の人員(双方に該当する場合には1人として計上される。)の占める比率をいう。追跡期間が保護観察期間に限られていることに留意する必要があるものの、対象者の再犯等の状況を見るには有益な指標の一つである。

(※45) 一般的に、仮釈放者の取消・再処分率は、保護観察付執行猶予者の取消・再処分率(1-2-5-11図参照)と比べると、著しく低い水準で推移しているが、これは、仮釈放者は、保護観察付執行猶予者と比べると、保護観察の期間が極めて短いこと(平成28年版犯罪白書2-5-2-3図参照)が大きく影響しているものと考えられる。

保護観察終了時に無職であった者の取消・再処分率は、大きく低下しており、平成27年は10年（34.4%）と比べて18.9pt 低下しているが、保護観察終了時に有職であった者と比べると、27年では13.0pt も高く、依然として顕著に高い水準にある。

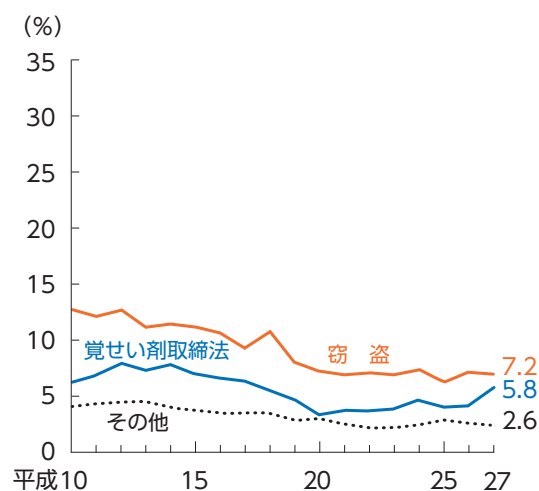
他方、保護観察終了時に有職であった者の取消・再処分率は、2%から4%台で推移しており、おおむね横ばいである。

1-2-5-5図

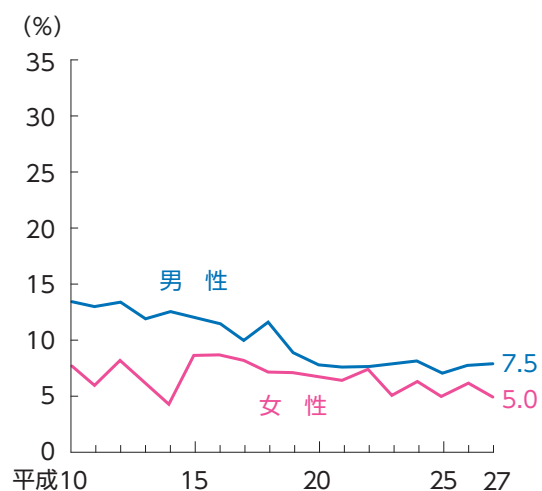
窃盗の仮釈放者 取消・再処分率の推移（罪名別、男女別・年齢層別・就労状況別）

（平成10年～27年）

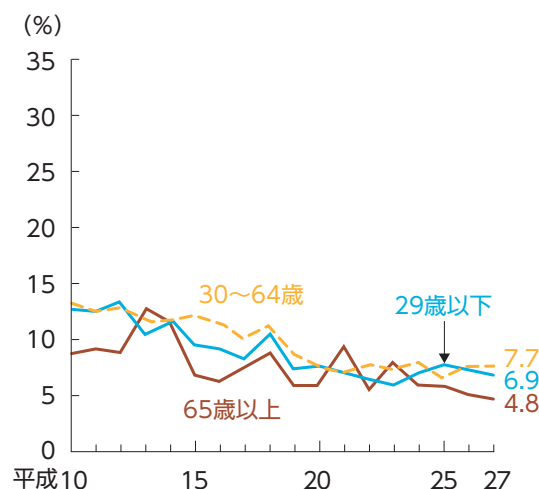
① 罪名別



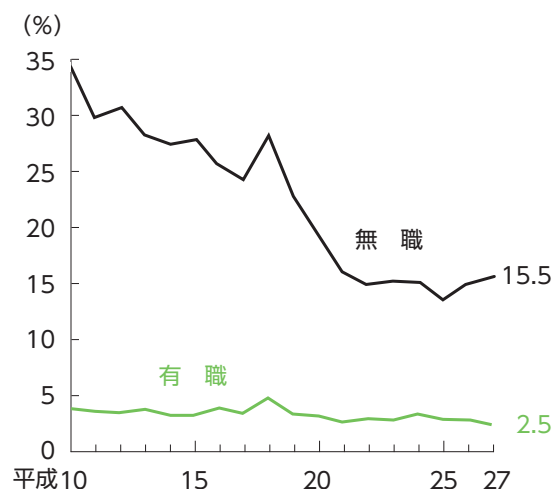
② 窃盗の仮釈放者（男女別）



③ 窃盗の仮釈放者（年齢層別）



④ 窃盗の仮釈放者（就労状況別）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放を取り消され、又は保護観察期間中の再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する場合には1人として計上される。）の占める比率をいう。

3 ①において「その他」は、全罪名のうち窃盗と覚せい剤取締法違反を除いたものである。

4 ③は、保護観察終了時の年齢による。

5 ④は、保護観察終了時の就労状況による。ただし、就労状況が不詳の者を除く。

6 ④において「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある無職者を除く。

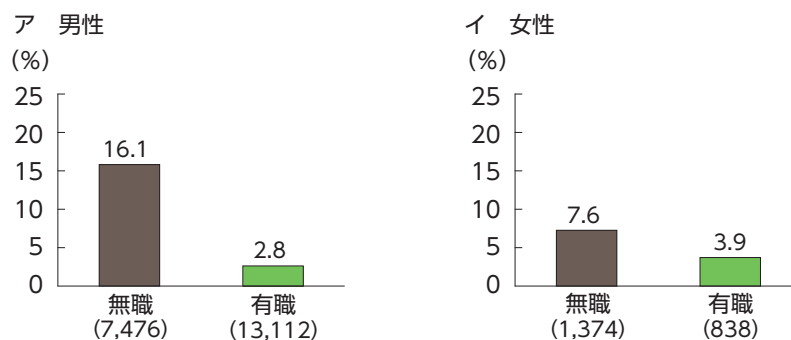
以上のとおり、窃盗の仮釈放者について、男女別・年齢層別・就労状況別に取消・再処分率の推移を見たが、近年では、性別や年齢といった属性（静的要素）では、その差が大きいものに対し、就労状況といった動的要素では、顕著な差が認められる。そこで、さらに窃盗の仮釈放者（平成23年から27年までの累計）について、保護観察終了時の就労状況別の取消・再処分率を男女別・年齢層別に見ると、1-2-5-6図のとおりである。

1-2-5-6図

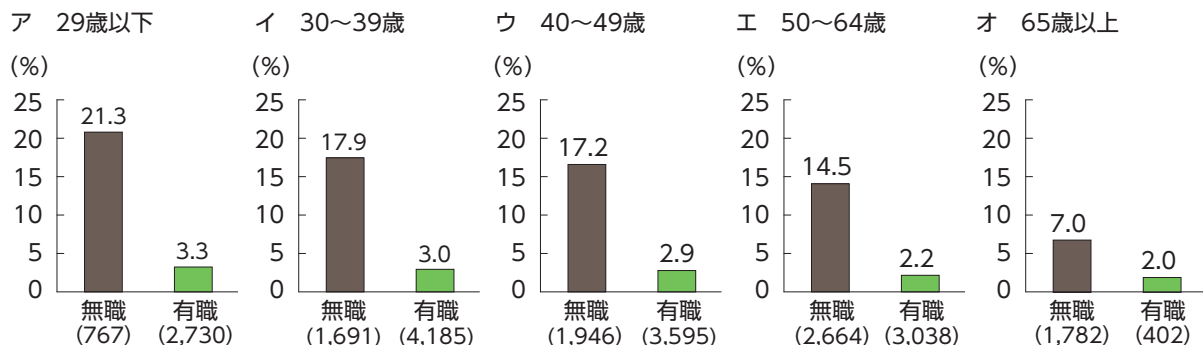
窃盗の仮釈放者 就労状況別の取消・再処分率（男女別・年齢層別）

（平成23年～27年の累計）

① 男女別



② 年齢層別



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放を取り消され、又は保護観察期間中の再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する場合には1人として計上される。）の占める比率をいう。  
 3 保護観察終了時の就労状況による。ただし、就労状況が不詳の者を除く。  
 4 「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある無職者を除く。  
 5 ②は、保護観察終了時の年齢による。  
 6 ( ) 内は、保護観察終了者の実人員である。

男女別に見ると、男女共に、保護観察終了時に無職であった者は、有職であった者と比べて、取消・再処分率が高いが、その差は、男性が13.4ptであるのに対し、女性は3.6ptにとどまっております。男性において、無職か有職かによる差が大きい。

年齢層別に見ると、年齢層が高くなるにつれて、無職者の取消・再処分率が低くなっている。

また、いずれの年齢層においても、無職者は、有職者と比べて、取消・再処分率が高いが、その差は、若年者が18.0pt、30歳代が14.9pt、40歳代が14.3pt、50～64歳が12.2pt、高齢者が5.0ptであり、年齢層が高くなるにつれて、無職か有職かによる差が小さくなっている。

## 2 窃盗の保護観察付執行猶予者

### (1) 保護観察付執行猶予者の人員と執行猶予者の保護観察率

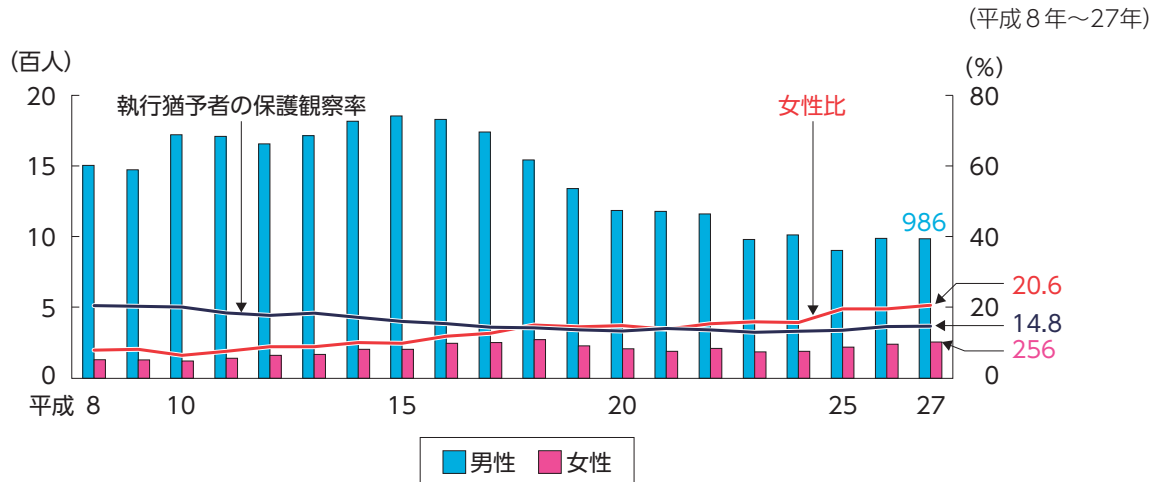
窃盗の保護観察付執行猶予者の男女別人員と執行猶予者の保護観察率<sup>(※46)</sup>の推移（最近20年間）を見ると、1-2-5-7図のとおりである。

まず、窃盗の保護観察付執行猶予者の人員の推移について見ると、男性の保護観察付執行猶予者は、平成15年（1,855人）をピークとして減少傾向にある。他方、女性の保護観察付執行猶予者は、18年（273人）をピークとして減少傾向にあったが、23年（186人）を境に、その後は毎年増加している。女性の保護観察付執行猶予者は、男性と比べると、人員が多くはないものの、女性比は、10年（6.6%）を底に上昇傾向にあり、27年は10年と比べて14.0pt 上昇している<sup>(※47)</sup>。

次に、窃盗の執行猶予者の保護観察率の推移について見ると、平成23年（13.1%）まで低下傾向にあったが、その後はわずかながら上昇している。なお、窃盗以外の罪名での執行猶予者の保護観察率は、13年以降、10%未満（27年は8.4%）で推移しており、窃盗は、他の罪名と比べて、執行猶予者の保護観察率が高い<sup>(※48)</sup>。

1-2-5-7図

窃盗の保護観察付執行猶予者 保護観察開始人員（男女別）・執行猶予者の保護観察率等の推移



注 保護統計年報及び検察統計年報による。

(※46) 執行猶予者の保護観察率を把握するためには、確定裁判における執行猶予者と保護観察付執行猶予者の各人員を基に算出する必要があるところ、これらの人員に関する男女別・年齢層別での公的な統計資料がないため、執行猶予者の保護観察率については総数のみを示している。

(※47) 全罪名での女性の保護観察付執行猶予者の人員と女性比の推移については、平成28年版犯罪白書4-6-2-8図④参照。

(※48) 全罪名での保護観察付執行猶予者の人員と執行猶予者の保護観察率の推移については、平成28年版犯罪白書2-5-2-1図参照。

## (2) 年齢層別

### ア 年齢層別構成比の推移

窃盗の保護観察付執行猶予者について、保護観察開始人員の年齢層別構成比の推移（平成10年以降）を男女別に見ると、1-2-5-8図のとおりである。

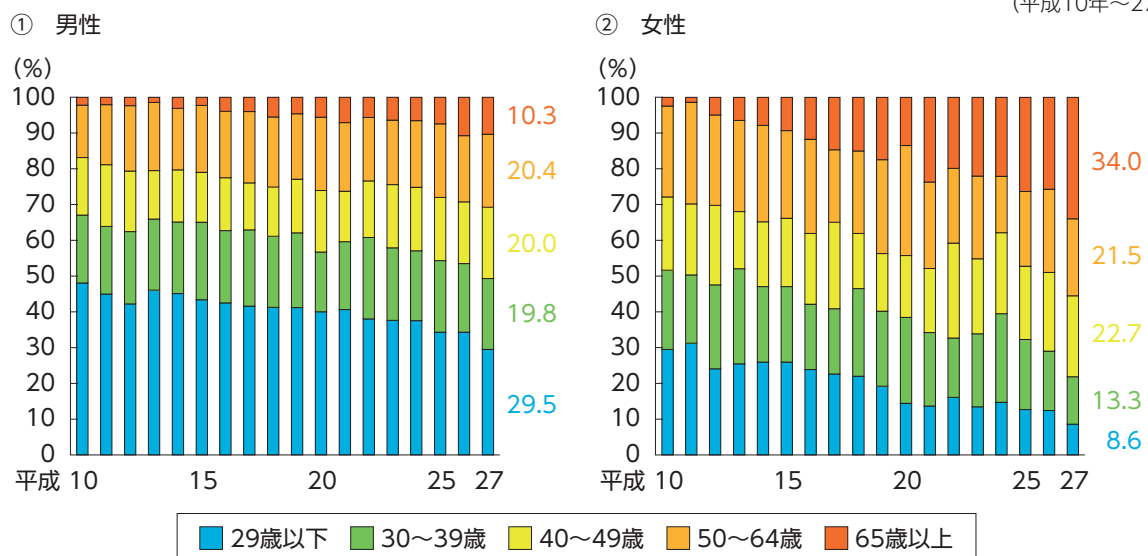
窃盗の保護観察付執行猶予者は、男女共に高年齢化の傾向にあるが、男性の保護観察付執行猶予者は、若年者が一貫して最も高い割合を占めており、平成26年までは40歳未満の年齢層が過半数を占めていた。

女性の保護観察付執行猶予者は、高齢者の割合が大きく上昇しており、平成25年以降は、高齢者が最も高い割合を占めており、27年は、10年（2.5%）と比べて31.5pt 上昇している。

1-2-5-8図

窃盗の保護観察付執行猶予者 保護観察開始人員の年齢層別構成比の推移（男女別）

(平成10年～27年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察に付された日の年齢による。

## イ 高齢者

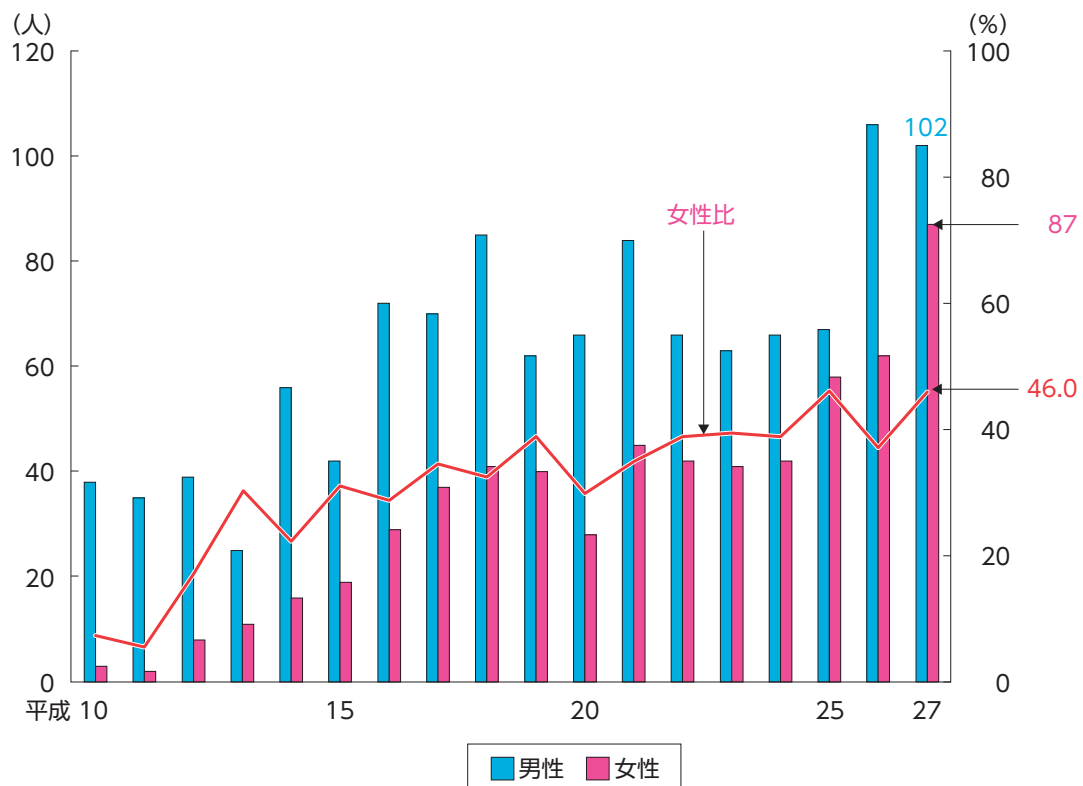
高齢者について、窃盗の保護観察付執行猶予者の男女別人員と女性比の推移（平成10年以降）を見ると、**1-2-5-9図**のとおりである。

高齢者の保護観察付執行猶予者の人員は、男女共に、増減を繰り返しながらも、増加傾向にあり、平成27年は、10年と比べると、男性高齢者は約2.7倍に、女性高齢者は29倍に増加しており、女性高齢者の増加が顕著である。高齢者の保護観察付執行猶予者における女性比も、上昇傾向にあり、27年は、10年（7.3%）と比べて38.7pt 上昇している。

1-2-5-9図

高齢者の窃盗 保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員等の推移（男女別）

（平成10年～27年）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
2 保護観察に付された日の年齢による。

### (3) 居住状況

窃盗の保護観察付執行猶予者（平成23年から27年までの累計）について、保護観察開始時における居住状況別構成比を男女別・年齢層別に見ると、1-2-5-10図のとおりである。

窃盗の保護観察付執行猶予者は、仮釈放者の場合（1-2-5-4図参照）と同様に、男女共に、年齢層が高くなるにつれて、「父・母と同居」の割合が低くなっている。また、仮釈放者の場合と比べると、男女共に、更生保護施設に居住する者の割合が顕著に低い。

男性の保護観察付執行猶予者は、年齢層が高くなるにつれて、単身居住の割合が高くなっており、40歳以上の各年齢層においては、単身居住の割合が最も高く、特に、男性高齢者の約5割が単身居住である。

女性の保護観察付執行猶予者は、年齢層が高くなるにつれて、「配偶者と同居」の割合が高くなっており、その割合は、いずれの年齢層においても、男性と比べると、相当高い。また、女性の保護観察付執行猶予者は、いずれの年齢層においても、男性と比べると、「その他の親族と同居」の割合が高い。

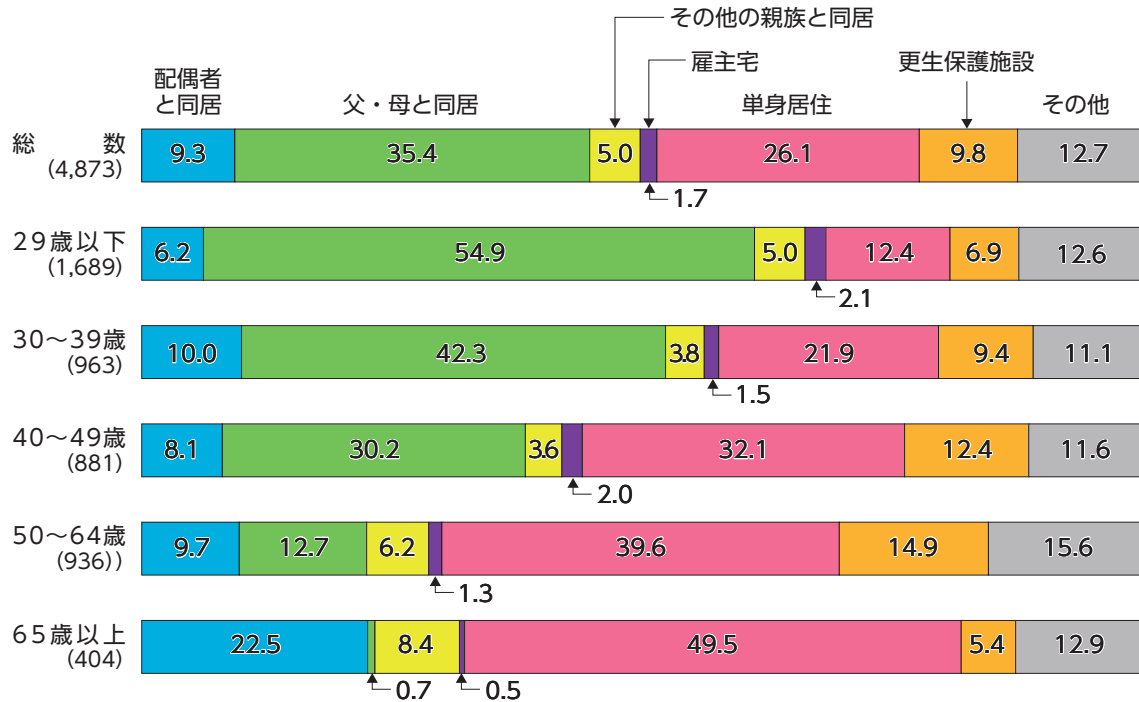
高齢者の保護観察付執行猶予者の居住状況を男女で比較すると、男性高齢者は、単身居住の割合が高いのに対し、女性高齢者は、親族と同居している者の割合が顕著に高い。

1-2-5-10図

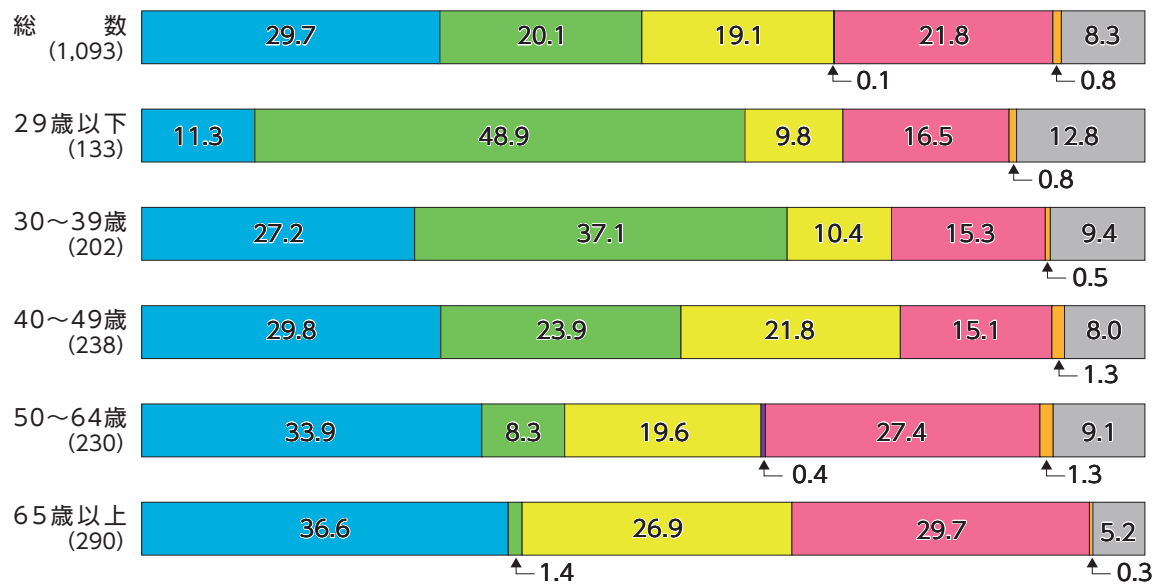
窃盗の保護観察付執行猶予者 保護観察開始人員の居住状況別構成比（男女別・年齢層別）

（平成23年～27年の累計）

① 男性



② 女性



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。  
 2 保護観察開始時の居住状況による。  
 3 「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。  
 4 各年齢層の人員は、保護観察に付された日の年齢による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

#### (4) 取消・再処分率

##### ア 罪名別 (1-2-5-11図①)

平成10年から27年までの間に保護観察が終了した保護観察付執行猶予者について、取消・再処分率の推移を罪名別に見ると、1-2-5-11図①のとおりである。

窃盗の取消・再処分率は、覚せい剤取締法違反と同様に、上昇と低下を繰り返しながらも、その他の罪名と比べると、おおむね高い水準で推移しており、仮釈放者の場合(1-2-5-5図①参照)のような低下の傾向までは認められない。

##### イ 属性別 (窃盗の保護観察付執行猶予者)

平成10年から27年までの間に保護観察が終了した窃盗の保護観察付執行猶予者について、取消・再処分率の推移を男女別・年齢層別に見ると、1-2-5-11図②③のとおりである。

##### (ア) 男女別 (1-2-5-11図②)

男性の取消・再処分率は、平成15年(47.5%)をピークとして緩やかな低下傾向にあり、27年はピーク時(15年)と比べて8.0pt 低下している。

女性の取消・再処分率は、平成18年(48.1%)と24年(44.7%)をピークとして、上昇と低下を繰り返しており、保護観察の終了年によって男性の取消・再処分率を上回っていることもあるが、16年以降、男女による差は大きくはない<sup>(※49)</sup>。

##### (イ) 年齢層別 (1-2-5-11図③)

年齢層別に取消・再処分率の推移を見ると、若年者の取消・再処分率は、他の年齢層と比べて、おおむね最も高い水準で推移しており、仮釈放者の場合における年齢層別の推移(1-2-5-5図③参照)とは、異なる傾向を示している。

他方、高齢者の取消・再処分率は、平成17年(52.9%)まで大きく上昇していたが、同年をピークとして20年(31.1%)まで大きく低下した後は、上昇と低下を繰り返しており、他の年齢層と比べると、保護観察の終了年によって変動が大きい<sup>(※50)</sup>。

(※49) 窃盗の女性の保護観察付執行猶予者は、平成8年以降、多くても300人未満で推移しており(保護観察開始人員の推移については、1-2-5-7図参照)、取消・再処分率を算出する上での分母となる保護観察終了人員も、男性と比べると、圧倒的に少ないため、分子となる取消・再処分の人員が若干増減した場合であっても、保護観察の終了年によって取消・再処分率が大きく上昇・低下する可能性があることにも留意する必要がある。

(※50) 窃盗の高齢者の保護観察付執行猶予者は、平成10年以降、多くても200人未満で推移しており(保護観察開始人員の推移については、1-2-5-9図参照)、保護観察終了人員も、他の年齢層と比べると、圧倒的に少

## ウ 就労状況別（1-2-5-11図④）

平成10年から27年までの間に保護観察が終了した窃盗の保護観察付執行猶予者について、取消・再処分率の推移を保護観察終了時の就労状況別に見ると、1-2-5-11図④のとおりである。

保護観察終了時に無職であった者の取消・再処分率は、おおむね低下傾向にあり、27年は10年（73.8%）と比べて14.6pt 低下しているが、保護観察終了時に有職であった者と比べると、27年では35.2pt も高く、依然として顕著に高い水準にある。

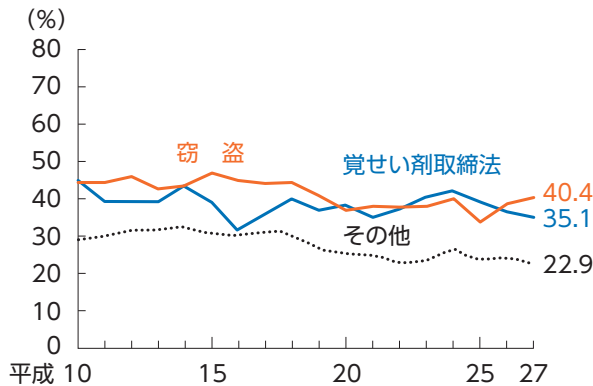
他方、保護観察終了時に有職であった者の取消・再処分率は、おおむね2割台で推移している。

1-2-5-11図

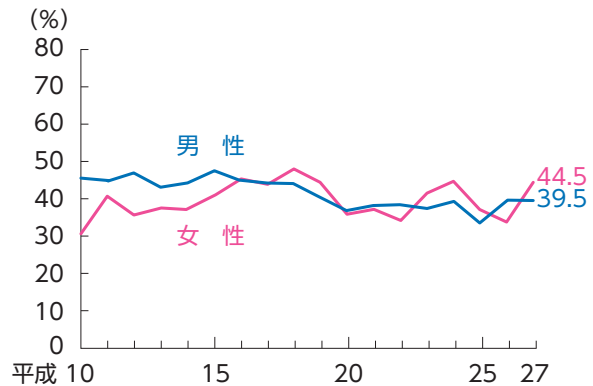
窃盗の保護観察付執行猶予者 取消・再処分率の推移（罪名別、男女別・年齢層別・就労状況別）

（平成18年～27年）

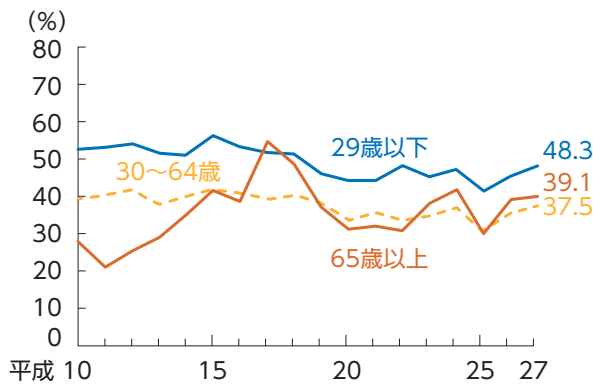
① 罪名別



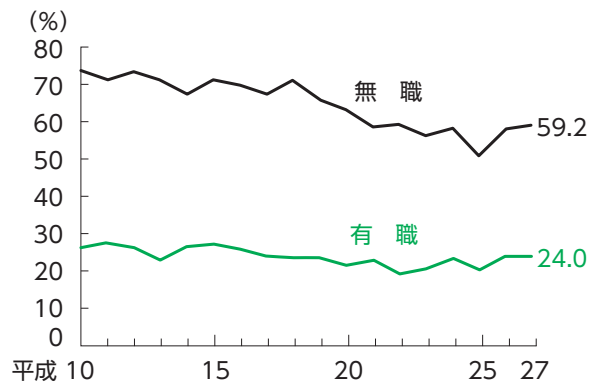
② 窃盗の保護観察付執行猶予者（男女別）



③ 窃盗の保護観察付執行猶予者（年齢層別）



④ 窃盗の保護観察付執行猶予者（就労状況別）



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により保護観察付執行猶予を取り消され、又は保護観察期間中の再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する場合には1人として計上される。）の占める比率をいう。

3 ①において「その他」は、全罪名のうち窃盗と覚せい剤取締法違反を除いたものである。

4 ③は、保護観察終了時の年齢による。

5 ④は、保護観察終了時の就労状況による。ただし、就労状況が不詳の者を除く。

6 ④において「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある無職者を除く。

ないため、女性の保護観察付執行猶予者と同様に、保護観察の終了年によって取消・再処分率が大きく上昇・低下する可能性があることに留意する必要がある。

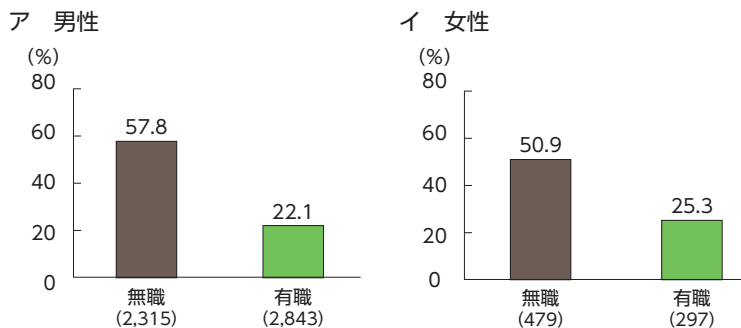
以上のとおり、窃盗の保護観察付執行猶予者においても、仮釈放者の場合と同様に、就労状況といった動的要素において、取消・再処分率に顕著な差が認められる。そこで、さらに窃盗の保護観察付執行猶予者（平成23年から27年までの累計）について、保護観察終了時の就労状況別の取消・再処分率を男女別・年齢層別に見ると、1-2-5-12図のとおりである。

1-2-5-12図

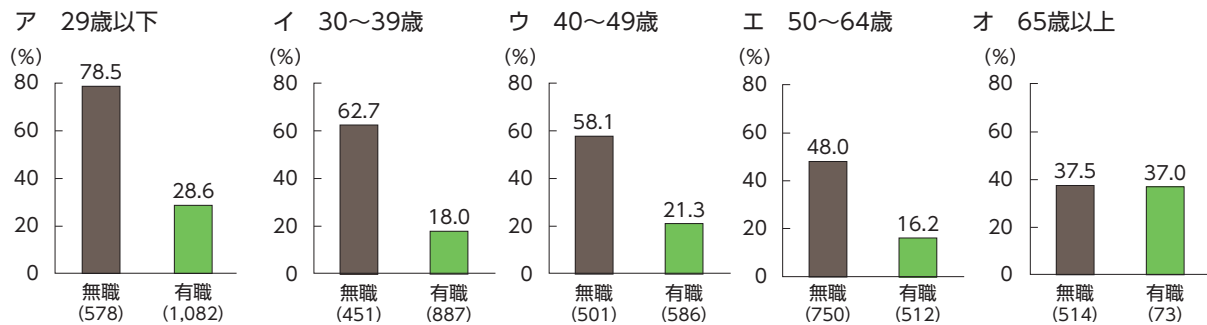
窃盗の保護観察付執行猶予者 就労状況別の取消・再処分率（男女別・年齢層別）

（平成23年～27年の累計）

① 男女別



② 年齢層別



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により保護観察付執行猶予を取り消され、又は保護観察期間中の再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する場合には1人として計上される。）の占める比率をいう。

3 保護観察終了時の就労状況による。ただし、就労状況が不詳の者を除く。

4 「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び定収入のある無職者を除く。

5 ②は、保護観察終了時の年齢による。

6 ( ) 内は、保護観察終了者の実人員である。

男女別に見ると、男女共に、保護観察終了時に無職であった者は、有職であった者と比べて、取消・再処分率が高いが、その差は、男性が35.6ptであるのに対し、女性は25.7ptであり、男性において、無職か有職かによる差が大きい。

年齢層別に見ると、年齢層が高くなるにつれて、無職者の取消・再処分率が低くなっている。また、いずれの年齢層においても、無職者は、有職者と比べて、取消・再処分率が高いが、その差は、若年者が50.0pt、30歳代が44.7pt、40歳代が36.8pt、50～64歳が31.8pt、高齢者が0.6ptであり、年齢層が高くなるにつれて、無職か有職かによる差が顕著に小さくなっている。

## 第2編 窃盗事犯者の実態と再犯状況 (特別調査)

第1編においては、各種統計資料に基づいて窃盗事犯の動向等を検討したが、これらの公的資料は、経年比較等の分析を行う上では極めて有益であるものの、より詳細に窃盗事犯者の実態等を把握するためには、必ずしも十分な情報を得ることはできない。そこで、法務総合研究所では、より効果的な再犯防止対策を検討する上での基礎資料を提供するため、窃盗事犯者に関する特別調査を実施した。

本編においては、特別調査の内容とその分析結果について報告する。

## 第1章 調査の概要

### 1 調査の目的

今回の特別調査（以下「本調査」という。）においては、窃盗といっても、その手口は多様であることに鑑み、可能な限り、窃盗事犯者の実態を手口ごとに明らかにすることを目的とした。また、再犯防止のためには、「初犯者」に対する処遇が重要であると指摘されていることに鑑み、窃盗事犯者のうち、犯罪傾向が比較的進んでいないと思料される「前科のない者」にも焦点を当てて、その実態等を明らかにすることを目的とした<sup>(※1)</sup>。

さらに、平成18年の刑法改正により窃盗罪に罰金刑が導入された後、窃盗事犯者のうち、罰金刑に処せられている者の実態については、これまで十分には明らかにされていなかったため、本調査において、その実態を明らかにすることも目的とした。

### 2 調査対象者の選定

本調査では、平成23年6月中に<sup>(※2)</sup>、全国の裁判所において、窃盗罪（常習特殊窃盗又は常習累犯窃盗を含む。）<sup>(※3)</sup>により、略式命令を含む有罪裁判の確定した者を調査対象者とした。

---

(※1) 「前科のない者」であっても、微罪処分や起訴猶予処分等により、起訴されていない前歴のある者もいるため、厳密な意味では「初犯者」と評価することができない。しかしながら、窃盗事犯者のうち、前科はないものの、前歴がある者の実態についても、これまで十分には明らかにされていなかったものと思われるため、本調査においては、窃盗事犯者のうち、重要な類型について、前科の有無だけでなく、前歴の有無・内容等についても、その実態を明らかにすることを目的としている。なお、前科のない万引き事犯者や侵入窃盗事犯者の調査結果については、平成26年版犯罪白書の特集「窃盗事犯者と再犯」において掲載されている。

(※2) 本調査の対象である有罪裁判の確定時期として平成23年6月を基準としたのは、略式命令による刑事確定記録の保存期間をも考慮しつつ、再犯状況についての追跡期間を確保するためである。

(※3) 窃盗罪について、未遂・既遂の成否を問わないほか、幫助・教唆も含む。

もっとも、調査対象事件<sup>(※4)</sup>の裁判において、認定罪名として、殺人、傷害致死、強盗、強姦又は放火が含まれている者については、長期にわたる懲役刑の実刑に処せられている可能性が高く、「初犯者」に焦点を当てた本調査において、比較対象群として含めることは適当でないと考え、本調査の対象からは除外した。

### 3 調査の方法

調査対象者のすべての調査対象事件に関して、裁判書等の資料に基づき、調査対象者の属性や調査対象事件の内容、前科の有無・内容、調査対象事件の裁判結果について調査した（本編第2章）<sup>(※5)</sup>。

また、調査対象者のうち、調査対象事件に関して罰金刑に処せられた者については、より詳細な実態を把握するため、刑事確定記録等を用いた調査を実施した（本編第3章）。

さらに、調査対象事件のうち、主たる犯行（同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、被害額の最も多額な犯行をいう。以下この編において同じ。）の手口が、侵入窃盗、車両関連盗、万引きであった者についても、より詳細な実態を把握するとともに、再犯状況についても検討するため、刑事確定記録等を用いた調査を実施した（本編第4章、第5章及び第6章）。なお、本調査における「再犯」とは、調査対象事件の起訴（複数の起訴がある場合には、最終の起訴）後、新たに行った犯罪により、平成25年6月末までに有罪裁判が確定した事件をいう。

### 4 統計的分析の方法

本調査においては、基本的な分析方法として、個々の項目間に統計的に有意な関係があるといえるのかを検討するため、それぞれの項目（従属変数・目的変数）と関連のありそうな項目（独立変数・説明変数）の組合せごとにクロス集計分析を行い、有意性を確認するため、 $\chi^2$ （カイ二乗）検定<sup>(※6)</sup>を実施した。

---

（※4） 本調査における「調査対象事件」とは、平成23年6月中に窃盗による有罪裁判の確定した事件をいう。

（※5） なお、調査対象者のうち、4人においては、裁判確定前の余罪について刑の同時言渡しの裁判がなされていたが、本調査の分析に当たっては、重複を避けるため、当該余罪を分析対象から除外することとした。

（※6） 「 $\chi^2$ （カイ二乗）検定」とは、クロス集計表の項目（変数）間に何らかの関係があるのかどうかを判定するための検定方法であり、項目間に「関係がない」ことを仮定した上で、検定結果が有意水準を下回った場合には、その仮定（帰無仮説）が棄却され、当該項目間には「何らかの関係がある」（有意である）と解釈することができる。

もっとも、クロス集計表<sup>(※7)</sup>において、期待度数<sup>(※8)</sup>5未満の枠（セル）が20%以上ある場合等においては、一般的に、 $\chi^2$ 検定の漸近有意確率によることは適切でないとされているため、より正確な確率の検定（モンテカルロ法やFisherの直接法）を実施した。

また、共通する項目（変数）について、3グループ（例えば、侵入窃盗・車両関連盗・万引きの3群）での比較分析を行う場合には、3群間の $\chi^2$ 検定により有意性が確認されたことを前提として、更に2群ごとの差異を検討するため、事後検定として、多重比較（2群ごとの $\chi^2$ 検定）を実施した。

統計的検定においては、特に断らない限り、有意水準を5%（ $p < 0.05$ ）としているが、3群間の比較分析を行った場合の事後検定（2群ごとの $\chi^2$ 検定）においては、有意水準を1.66%（ $p < 0.0166 = (0.05/3)$ ）とした（ボンフェローニ法による調整）。

これらの検定の結果、クロス集計表について有意性が確認された場合には、どの部分（セル）が有意性に貢献しているのかを判定するため、更に残差分析<sup>(※9)</sup>を行っており、調整済み残差の値が1.96以上であった部分（セル）について、当該項目が有意であると判断した<sup>(※10)</sup>。

なお、本調査において、統計的分析により有意性が認められた場合には、原則として、その検定方法<sup>(※11)</sup>と有意確率（ $p$ 値）を本文中に付記している。例えば、本文中に「 $(\chi^2(4) = 115.647, p < .000)$ 」と表記している場合（本編第2章第1節1項（2）参照）には、 $\chi^2$ 検定を実施した結果、当該クロス集計表の自由度は4、統計量（ $\chi^2$ 値）は115.647であり、有意確率（ $p$ 値）は0.1%未満であることを示している<sup>(※12)</sup>。

---

（※7）「クロス集計表」（分割表）は、二つ以上の項目（変数）を行と列で組み合わせた表であり、質的データ間の関係を表すものである。

（※8）「期待度数」（期待値・理論値）とは、クロス集計表における各項目の組合せについて相互に関連がない（独立している）ことを仮定した場合において、個々の枠（セル）に入ることが期待（予測）される理論上の数値をいい、観測度数（実際に観測された数値）の対概念である。

（※9）「残差分析」とは、観測度数と期待度数との差（残差）について、統計的に調整した上で分析する手法である。

（※10）統計的分析の詳細については、B.S.エヴェリット（山内光哉監訳）「質的データの解析 カイ二乗検定とその展開」新曜社（1980）参照。

（※11） $\chi^2$ 検定による場合には、自由度と統計量（ $\chi^2$ 値）を含む。

（※12）残差分析における調整済み残差の値については、その記載を省略した。また、比較分析を行った場合における事後検定（2群ごとの $\chi^2$ 検定）の結果については、本文の脚注に付記することとした。

## 第2章 調査対象者全体の概要

この章では、調査対象者全体について、調査対象者の属性等の実態を明らかにするとともに、調査対象事件の裁判結果についても報告する。

### 第1節 調査対象者の実態

#### 1 調査対象者の属性

##### (1) 人員と性別

調査対象者の総数は、2,421人であった。そのうち、男性は1,930人（79.7%）、女性は491人であり、調査対象者における女性比は20.3%であった<sup>(※1)</sup>。

##### (2) 年齢層<sup>(※2)</sup>

調査対象者について、犯行時の年齢層別構成比を総数と男女別に見ると、2-2-1-1図のとおりである<sup>(※3)</sup>。

総数では、50～64歳の割合が最も高く、次いで、若年者、30歳代、40歳代、高齢者の順であった。平均年齢は45.3歳（標準偏差＝16.5）であり、最年少は17歳、最高齢は87歳、最頻値の年齢は39歳（67人）であった。

男女共に、50～64歳の割合が最も高く、特に女性は、50歳以上の年齢層が過半数を占めていた。男女で比較すると、男性は、若年者と30歳代の割合が有意に高く、女性は、50歳以上の各年齢層の割合が有意に高かった（ $\chi^2(4)=115.647, p<.000$ ）。

男性の平均年齢は43.5歳（標準偏差＝16.0）であり、最年少は17歳、最高齢は85歳、最頻値の年齢は25歳（57人）であった。他方、女性の平均年齢は52.5歳（標準偏差＝16.3）であり、最年少は19歳、最高齢は87歳、最頻値の年齢は62歳（20人）であった。

---

(※1) 窃盗の起訴人員における女性比は、平成16年（8.5%）から上昇し続けており、23年は16.1%であった（1-2-2-4図①イ参照）。なお、裁判確定人員の女性比に関する公的な統計資料は見当である。

(※2) 本調査における「年齢」は、特に断らない限り、調査対象事件の犯行時の年齢による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、主たる犯行（被害額の最も多額な事件）時の年齢による。

(※3) 窃盗の起訴人員における年齢層別構成比は、平成23年では、男性は、29歳以下29.3%、30歳代22.4%、40歳代17.7%、50～64歳21.6%、65歳以上9.0%であり、女性は、29歳以下12.3%、30歳代17.1%、40歳代18.4%、50～64歳25.6%、65歳以上26.6%であった（1-2-2-4図参照）。

2-2-1-1図 調査対象者 犯行時の年齢層別構成比（総数・男女別）

|                | 29歳以下 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～64歳 | 65歳以上 |
|----------------|-------|--------|--------|--------|-------|
| 総 数<br>(2,421) | 21.3  | 20.8   | 18.0   | 25.3   | 14.6  |
| 男 性<br>(1,930) | 23.9  | 22.4   | 18.1   | 24.2   | 11.3  |
| 女 性<br>(491)   | 11.0  | 14.7   | 17.5   | 29.3   | 27.5  |

注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

各年齢層における女性比は、高齢者（38.1%）が最も高く、次いで、50～64歳（23.5%）、40歳代（19.7%）、30歳代（14.3%）、若年者（10.5%）の順であった。年齢層が高くなるにつれて、女性比が高くなっており、50歳以上の各年齢層は、女性比が有意に高かった（ $\chi^2(4) = 115.647, p < .000$ ）。

### （3）国籍等

調査対象者のうち、日本人（日本国籍の者）は2,299人（95.0%）と圧倒的に多く、日本国籍以外の者は122人（5.0%）であった。日本国籍以外の者について、国籍等別の人員を見ると、韓国・朝鮮が46人と最も多く、次いで、中国<sup>(＊4)</sup>35人、ベトナム17人、ブラジル9人の順であった。

日本国籍以外の者のうち、男性は90人、女性は32人であり、日本国籍以外の者における女性比は、26.2%であった。

日本国籍以外の者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、若年者が41.0%（50人）と最も高く、次いで、30歳代24.6%（30人）、40歳代16.4%（20人）、50～64歳13.1%（16人）、高齢者4.9%（6人）の順であり、40歳未満の年齢層が6割を超えていた。日本国籍の有無で比較すると、日本人は、50歳以上の各年齢層の割合が有意に高く、日本国籍以外の者は、若年者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(4) = 40.324, p < .000$ ）。

日本国籍以外の者の平均年齢は36.8歳（標準偏差＝14.1）であり、最年少は20歳、最高齢は75歳、最頻値の年齢は26歳（11人）であった。

（＊4）本調査における「中国」は、台湾及び香港等を含む。

## 2 調査対象事件の内容

### (1) 事件数

#### ア 概要

調査対象者による窃盗の事件数（主たる犯行か否かを問わない）<sup>(※5)</sup> は、延べ4,031件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は、1.67件（標準偏差＝1.99）であった。

調査対象者における事件数別構成比を見ると、1件の割合が73.2%（1,773人）と最も高く、次いで、2件14.7%（357人）、3件4.9%（119人）、4件2.4%（59人）の順であり、5件以上は4.7%（113人）であった。また、窃盗の事件数が最も多かった調査対象者の事件数は、39件（1人）であった。

#### イ 国籍等別

調査対象者のうち、日本人による窃盗の事件数は、延べ3,684件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は、1.60件（標準偏差＝1.82）であった。他方、日本国籍以外の者による窃盗の事件数は、延べ347件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は、2.84件（同＝3.86）であった。

日本国籍以外の者における事件数別構成比を見ると、1件の割合が61.5%（75人）と最も高く、次いで、2件11.5%（14人）、4件5.7%（7人）、3件4.9%（6人）の順であり、5件以上は16.4%（20人）であった。また、日本国籍以外の者のうち、窃盗の事件数が最も多かった調査対象者の事件数は、29件（1人）であった。

### (2) 窃盗の手口

#### ア 概要

調査対象者について、主たる犯行（被害額の最も多額な事件）の手口別人員を見ると、万引きが1,385人（57.2%）と最も多く、次いで、侵入窃盗302人（12.5%）、車上ねらい89人（3.7%）、自動車盗74人（3.1%）、置引き62人（2.6%）、払出盗48人（2.0%）、自転車盗47人（1.9%）、色情ねらい42人（1.7%）、職場ねらい40人（1.7%）、ひったくり31人（1.3%）、さい銭ねらい25人（1.0%）、仮睡者ねらい20人（0.8%）、すり18人（0.7%）、工事場ねらい17人（0.7%）、訪問盗14人（0.6%）、オートバイ盗と同居ねらいの各13人（各0.5%）、自動販売機ねらい12人（0.5%）、部品ねらい10人（0.4%）の順であった。

---

（※5） 常習特殊窃盗又は常習累犯窃盗として法的に一罪の評価がされた事件については、個々の窃盗の事件数による。

他方、調査対象事件について、手口別の事件数（主たる犯行であるか否かを問わない。）を見ると、万引きが1,681件（41.7%）と最も多く、次いで、侵入窃盗818件（20.3%）、払出盗271件（6.7%）、車上ねらい213件（5.3%）、自動車盗129件（3.2%）、置引き85件（2.1%）、色情ねらい75件（1.9%）、ひったくり71件（1.8%）、職場ねらい66件（1.6%）、自転車盗57件（1.4%）、自動販売機ねらい44件（1.1%）、部品ねらい37件（0.9%）、工事場ねらい33件（0.8%）、仮睡者ねらい31件（0.8%）、さい銭ねらい30件（0.7%）、すり28件（0.7%）、オートバイ盗22件（0.5%）の順であった。

主たる犯行の手口別人員（各人員が10人以上であった手口に限る。）について、一人当たりの窃盗の平均事件数<sup>(※6)</sup>を見ると、払出盗が5.98件（標準偏差＝8.40）と最も多く、次いで、自動販売機ねらい3.75件（同＝4.31）、侵入窃盗2.86件（同＝2.72）、部品ねらい2.50件（同＝1.72）、自動車盗2.30件（同＝1.91）、ひったくり2.16件（同＝1.57）、車上ねらい2.00件（同＝1.53）の順であった<sup>(※7)</sup>。また、窃盗の事件数が最も多かった調査対象者の手口は、払出盗（39件）であった。

## イ 男女別

調査対象者について、主たる犯行の手口別構成比を男女別に見ると、**2-2-1-2図**のとおりである。

男女共に、万引きの割合が最も高かった。男性では、万引きが5割近くを占めており、次いで、侵入窃盗、車上ねらい、自動車盗の順に割合が高く、これらの手口で約7割を占めていた。他方、女性は、万引きが9割近くを占めており、男性と比べても、その割合は顕著に高かった。

主たる犯行の手口別人員（各人員が10人以上であった手口に限る。）における女性比を見ると、万引きの女性比（31.8%）が最も高く、次いで、すり（27.8%）、置引き（16.1%）、職場ねらい（15.0%）、ひったくり（12.9%）の順であった。

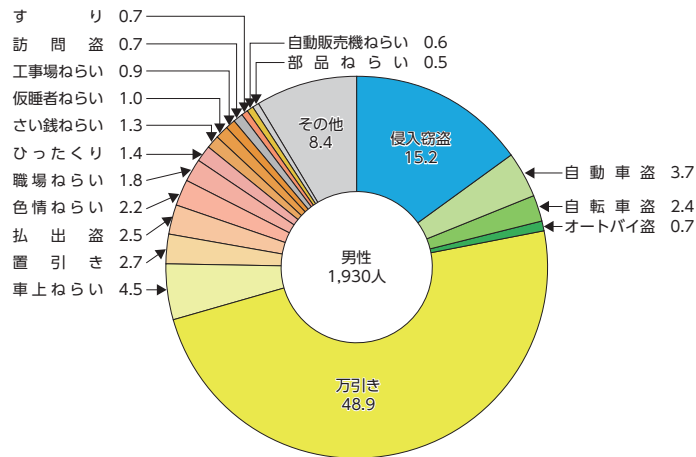
（※6） 手口別の各人員について、その窃盗の事件数の合計を算出した上で、これを手口別の各人員で除した数値を示している。

（※7） 平成23年の窃盗の検挙人員一人当たりの検挙件数は1.82件であるが、手口別の検挙人員一人当たりの検挙件数では、払出盗6.51件、自動販売機ねらい10.66件、侵入窃盗6.17件、自動車盗4.51件、ひったくり5.76件、車上ねらい11.12件であり（警察庁の統計による。）、いずれも窃盗総数で見た場合よりも多かった。

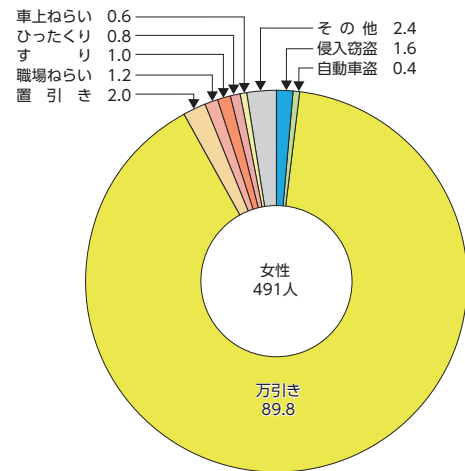
2-2-1-2図

調査対象者 主たる犯行の手口別構成比（男女別）

① 男性



② 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 主たる犯行の手口による。

## ウ 年齢層別

### (ア) 手口別構成比

調査対象者について、主たる犯行の手口別構成比を男女別・年齢層別に見ると、2-2-1-3図のとおりである。

男性は、年齢層が高くなるにつれて、侵入窃盗の割合が低くなっていた。40歳未満の各年齢層は、侵入窃盗の割合が有意に高いのに対し、50歳以上の各年齢層は、万引きの割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p < .000$ ）。

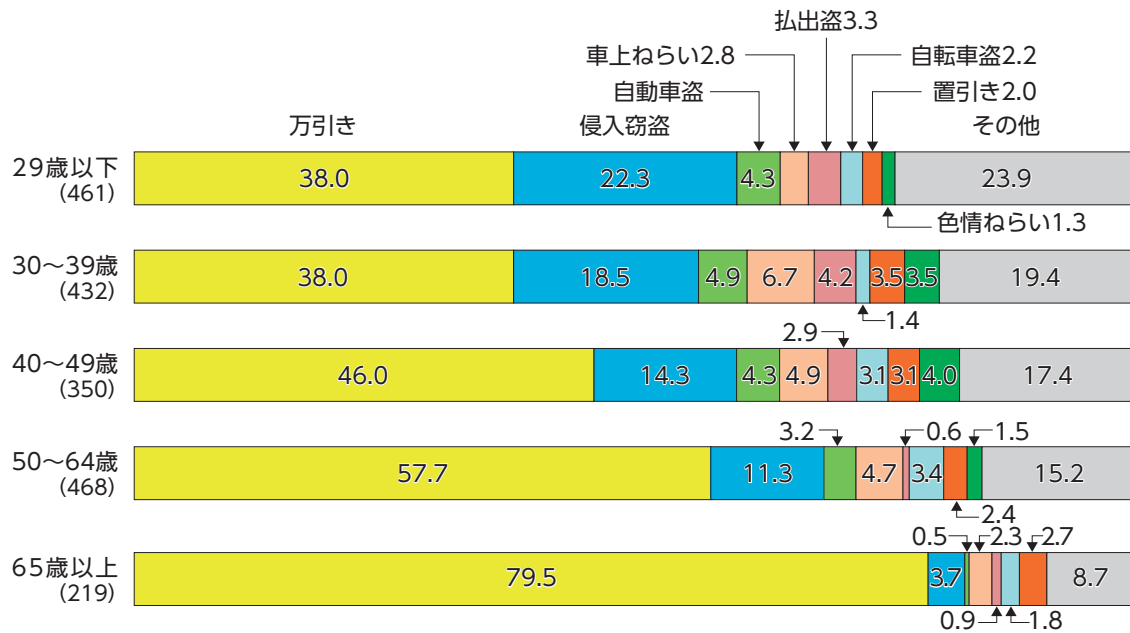
女性は、いずれの年齢層においても、万引きの割合が最も高く、40歳以上の各年齢層においては、万引きが9割を超えていた。

各年齢層における万引きの割合について、男女で比較すると、いずれの年齢層においても、女性は、万引きの割合が有意に高かった（いずれもモンテカルロ法による。若年者につき、 $p = .029$ 。30歳代・40歳代・50～64歳につき、いずれも  $p < .000$ 。高齢者につき、 $p = .001$ ）。

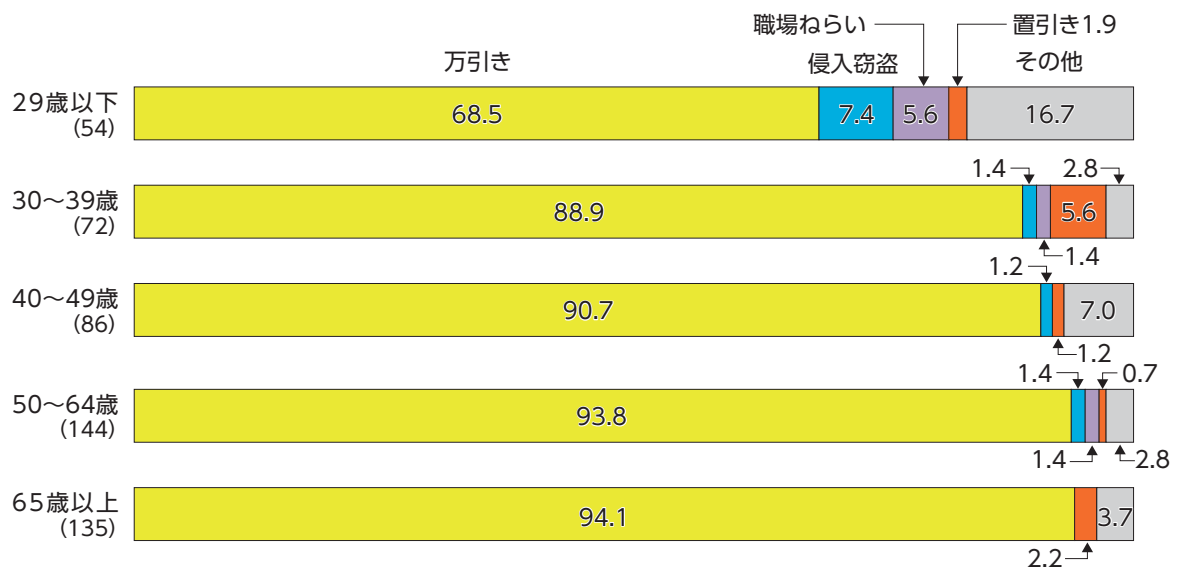
2-2-1-3図

調査対象者 主たる犯行の手口別構成比（男女別・年齢層別）

① 男性



② 女性



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行の手口による。  
 3 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## (イ) 年齢層別構成比

調査対象者の主な手口別の人員について、年齢層別構成比を見ると、**2-2-1-4図**のとおりである。

実人員の少ない手口については解釈に留意する必要もあるが<sup>(※8)</sup>、同居ねらい、オートバイ盗、部品ねらい、訪問盗、仮睡者ねらい、ひったくり、職場ねらい、侵入窃盗の各手口においては、若年者の割合が有意に高かった<sup>(※9)</sup>。また、侵入窃盗、払出盗、車上ねらいの各手口においては、30歳代の割合が有意に高く<sup>(※10)</sup>、色情ねらいにおいては、30歳代と40歳代の割合が有意に高かった。他方、さい銭ねらいにおいては、50～64歳の割合が有意に高く、万引きにおいては、50歳以上の各年齢層の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p<.000$ ）。

## エ 国籍等別

日本国籍以外の者のうち、主な国籍等別の人員について、主たる犯行の手口別構成比を見ると、韓国・朝鮮は、万引きの割合（50.0%）が最も高く、次いで、侵入窃盗（15.2%）、車上ねらい（8.7%）、自動車盗（6.5%）の順であった。中国も、万引きの割合（54.3%）が最も高く、次いで、侵入窃盗（37.1%）であり、ベトナムは、万引き（88.2%）が圧倒的に多かった。他方、ブラジルは、自動車盗（33.3%）の割合が最も高く、次いで、車上ねらい（22.2%）であった<sup>(※11)</sup>。

---

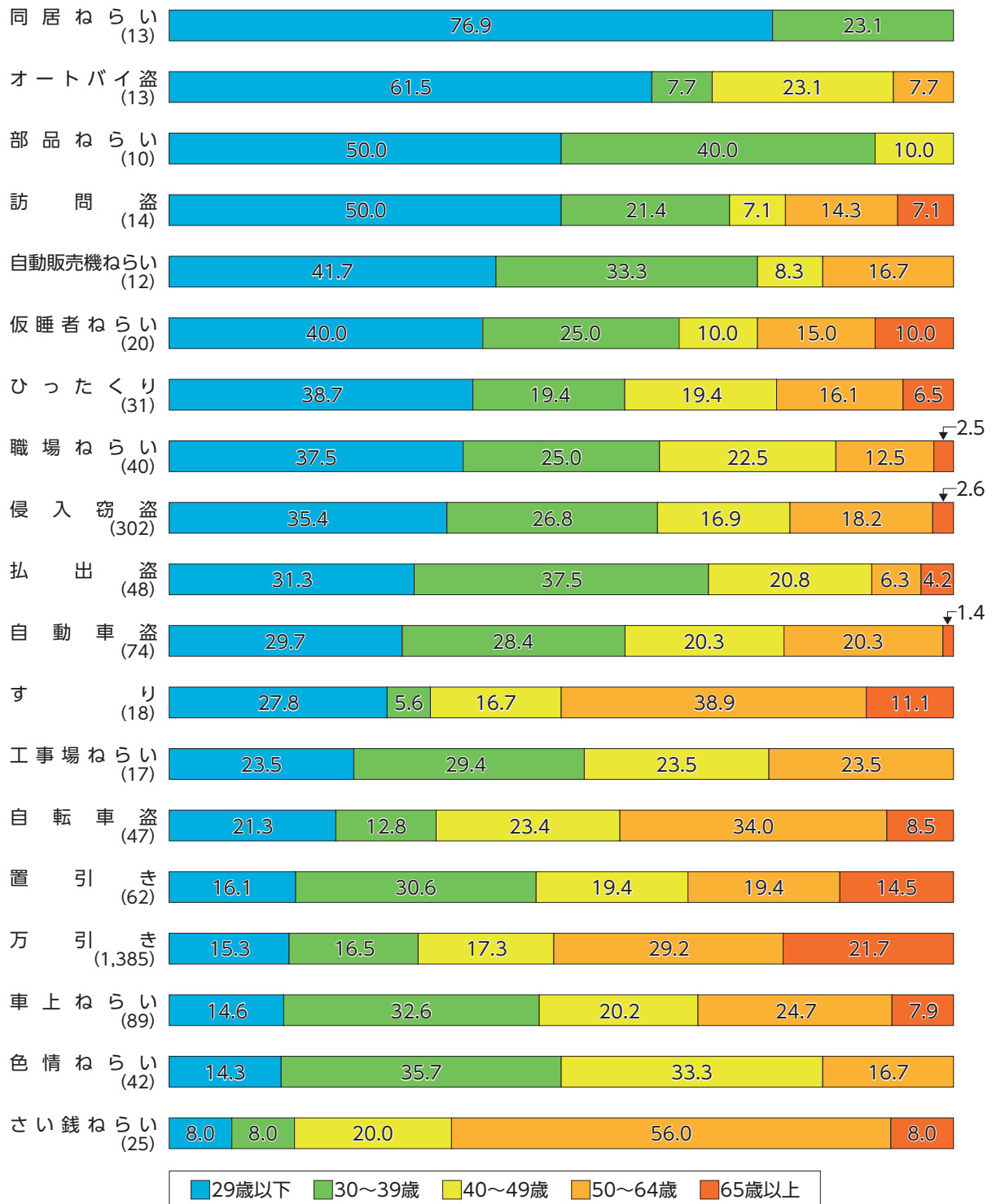
（※8） 例えば、自転車盗は、検挙人員の年齢層別構成比では、29歳以下の年齢層が約7割を占めている（1-1-2-7図④ア参照）のに対し、調査対象者の年齢層別構成比では、若年者は約3割にとどまり、むしろ40歳以上の年齢層が6割を超えており、一見すると、年齢層別構成比が大きく乖離しているようにも思われる。しかしながら、自転車盗の検挙人員は、少年の占める割合が最も高く、刑事裁判の対象とならない可能性のある者が相当数を占めているのに対し、本調査は有罪裁判の確定した者のみを対象としており、自転車盗で検挙されたとしても、その後の処分（家庭裁判所送致のほか、微罪処分や起訴猶予処分等）により起訴されなかった者は含まれていないことにも留意する必要がある。

（※9） 自動販売機ねらいにおいては、残差分析の結果、若年者の割合につき有意な差までは認められなかった。

（※10） 部品ねらいと自動販売機ねらいにおいては、残差分析の結果、30歳代の割合につき有意な差までは認められなかった。

（※11） なお、来日外国人による窃盗の手口別検挙件数の国籍等別構成比については、平成25年版犯罪白書237頁参照。

2-2-1-4図 調査対象者 犯行時の年齢層別構成比（主な手口別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行時の年齢による。  
 3 各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 共犯関係

#### ア 男女別・年齢層別

犯罪内容の組織性を見極めるためには、共犯関係の存在を把握することが重要である。そこで、調査対象者のうち、主たる犯行について共犯者<sup>(＊12)</sup>がいた者の人員を男女別に見ると、男性では259人(13.4%)、女性で26人(5.3%)であり、男性は、女性と比べて、共犯者がいた者の割合が有意に高かった( $\chi^2(1)=24.875, p<.000$ )。

また、共犯者がいた者の割合について、年齢層別に見ると、若年者が31.3%(161人)、30歳代が14.7%(74人)、40歳代が6.2%(27人)、50～64歳が2.9%(18人)、高齢者が1.4%(5人)であり、若年者と30歳代は、共犯者がいた者の割合が有意に高かった( $\chi^2(4)=288.065, p<.000$ )。

#### イ 国籍等別

調査対象者のうち、主たる犯行について共犯者がいた者の人員は、日本人では238人(10.4%)、日本国籍以外の者では47人(38.5%)であり、日本国籍以外の者は、日本人と比べると、共犯者がいた者の割合が有意に高かった( $\chi^2(1)=88.530, p<.000$ )。

共犯者のいる者の割合について、国籍等別(合計人員が10人以上の国籍等に限る。)に見ると、中国が51.4%(18人)と最も高く、次いで、ベトナム35.3%(6人)、韓国・朝鮮19.6%(9人)の順であった。

#### ウ 主な手口別

主たる犯行について、共犯者の有無及び共犯者の人数(当該調査対象者を含まない。)別構成比を総数と主な手口別に見ると、2-2-1-5図のとおりである。

総数では、「共犯者あり」の割合は、11.8%(285人)であった。

手口別に見ると、いずれの手口においても、「単独犯」が過半数を占めており、特に、自転車盗、色情ねらい、職場ねらい、すり、訪問盗の各手口は、調査対象者の「単独犯」による犯行のみであった。他方、自動販売機ねらい、部品ねらい、払出盗、オートバイ盗、自動車盗、ひったくりの各手口は、「共犯者あり」が3割を超え、侵入窃盗も「共犯者あり」が約3割を占めており、各割合は有意に高かった(モンテカルロ法による。 $p<.000$ )。

(＊12) 本調査における「共犯者」とは、調査対象事件の裁判結果において、犯罪事実として共犯関係が認定された者に限る。

共犯者の人数について見ると、3人以上の共犯者がいた者の割合は、オートバイ盗が最も高く、次いで、自動車盗、侵入窃盗、工事場ねらい、払出盗の順であった。また、払出盗は、「共犯者の人数不詳」<sup>(＊13)</sup>の割合が有意に高く（モンテカルロ法による。 $p<.000$ ）、組織的な背景の存在をうかがわせる手口であることが示唆された。

「共犯者あり」の調査対象者（共犯者の人数不詳の者を除く。）のうち、一人当たりの共犯者の平均人数について見ると、総数では1.65人（標準偏差=0.96）であり、主な手口別では、オートバイ盗が2.80人（同=0.45）と最も多く、次いで、払出盗2.00人（同=1.41）、工事場荒し2.00人（同=1.73）、侵入窃盗1.99人（同=1.13）、自動車盗1.78人（同=0.93）、ひったくり1.50人（同=0.53）、自動販売機ねらい1.40人（同=0.55）の順であった。

なお、共犯者の人数が最も多かった調査対象者の手口は、侵入窃盗（共犯者6人）であった。

#### （４）被害状況

調査対象者について、主たる犯行（未遂及び被害額が不詳のものを除く。）の被害額別構成比を総数と主な手口別に見ると、**2-2-1-6図**のとおりである。

総数では、1万円未満の被害額が過半数を占めていた。

実人員の少ない手口については解釈に留意する必要もあるが、自動車盗、払出盗、侵入窃盗、工事場ねらいの各手口においては、50万円以上の被害額の割合が有意に高かった。他方、さい銭ねらいや万引きにおいては、1,000円未満の被害額の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p<.000$ ）。

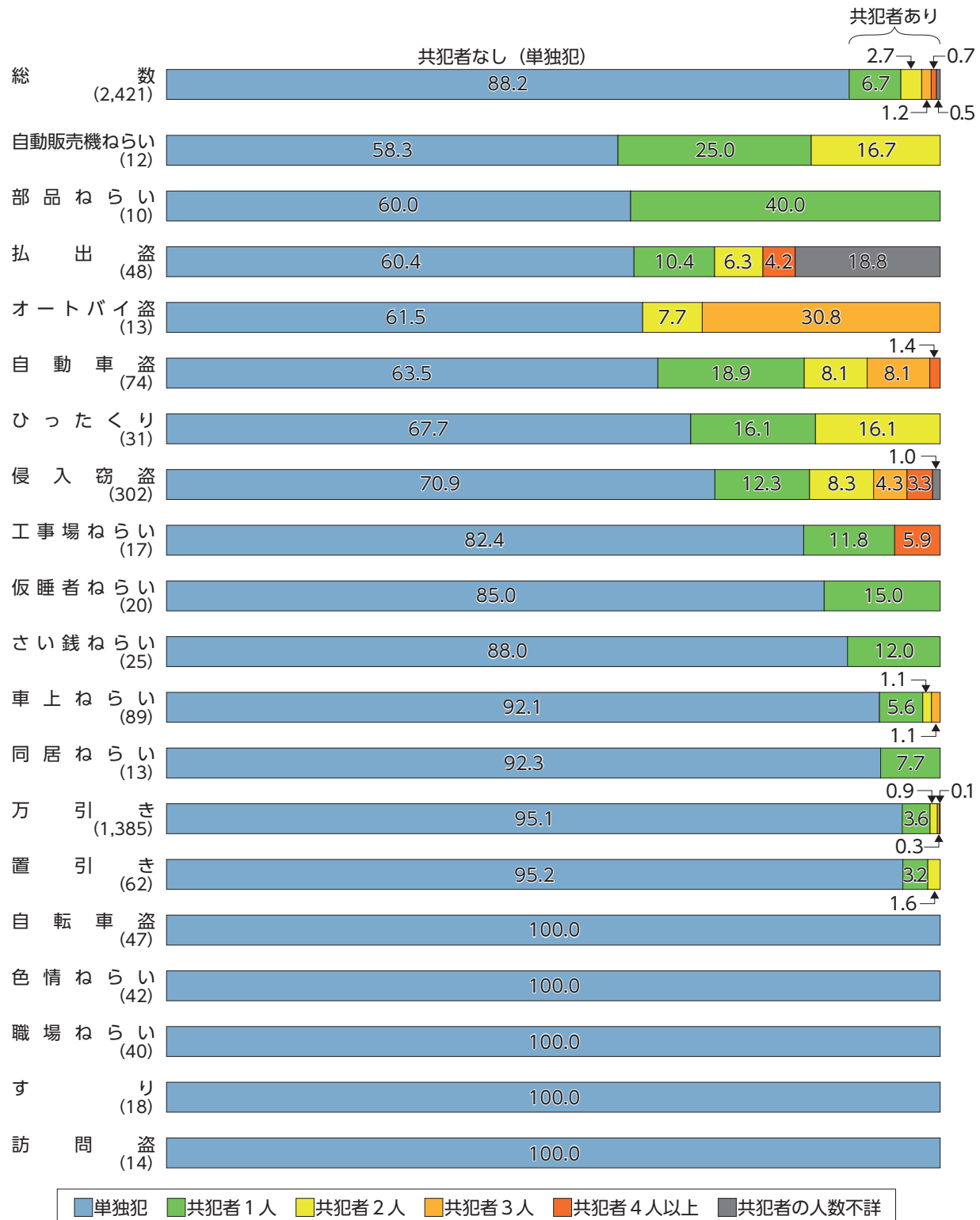
なお、調査対象事件のうち最も多額な被害額は、侵入窃盗による3,102万1,500円であった。

---

（＊13） 本調査における「共犯者の人数不詳」とは、調査対象事件の裁判結果において、犯罪事実として「氏名不詳者と共謀の上」と認定されている場合など、共犯関係が認められるものの、共犯者の人定や人数が必ずしも明確でない場合をいう。

2-2-1-5図

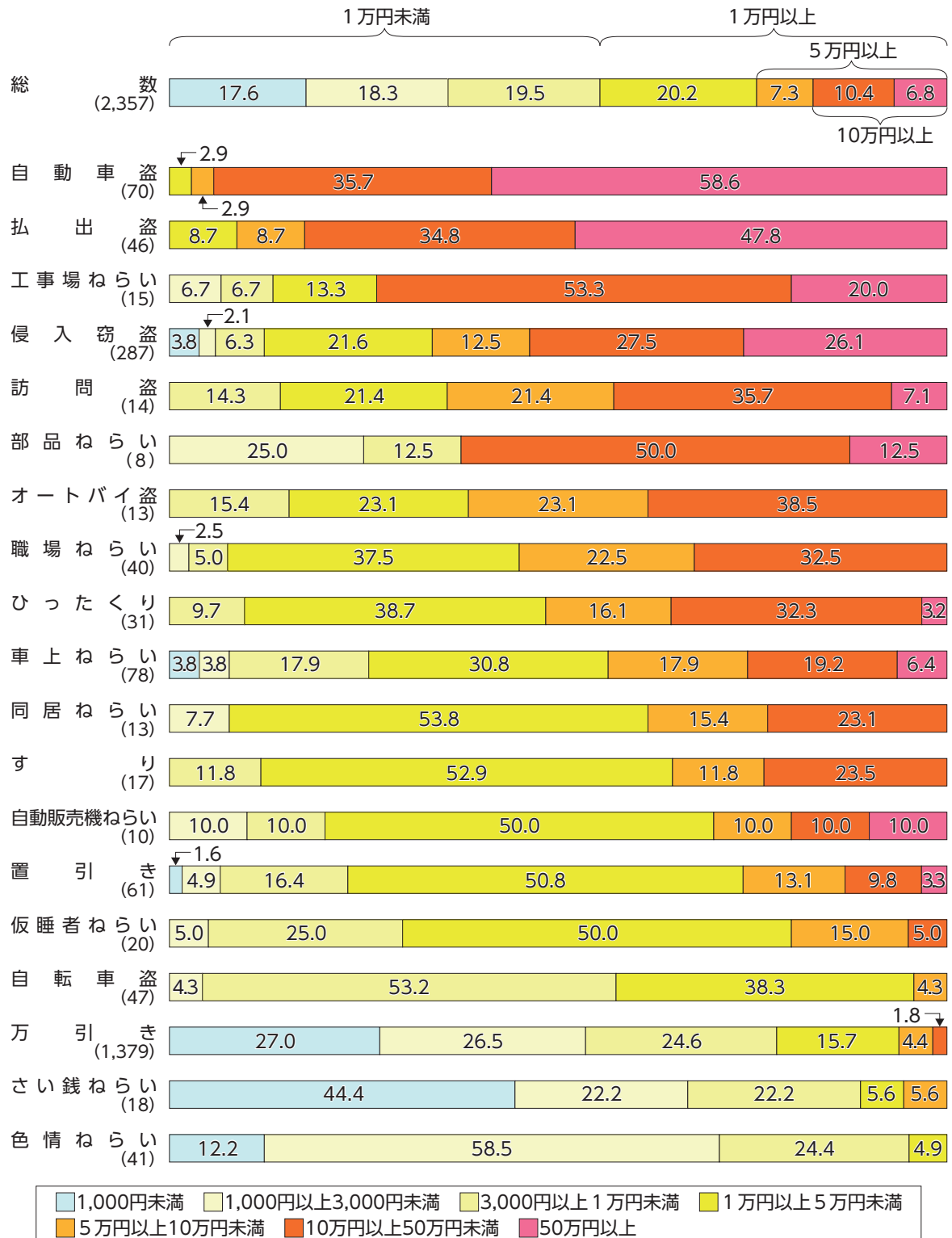
調査対象者 共犯者の有無・人数別構成比（総数・主な手口別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行についての共犯者の有無・人数による。  
 3 「共犯者の人数不詳」は、共犯者がいるものの、その人数が不詳の場合をいう。  
 4 各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

2-2-1-6図

調査対象者 主たる犯行の被害額別構成比（総数・主な手口別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行の被害額による。  
 3 未遂及び被害額が不詳のものを除く。  
 4 各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

### 3 前科の有無・内容

#### (1) 前科一般

調査対象者のうち、前科<sup>(＊14)</sup>のない者は913人(37.7%)であり、前科のある者は1,508人(62.3%)であった。

また、調査対象者のうち、窃盗による前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は320人(13.2%)であり、その回数別人員は、1回が215人、2回が42人、3回が24人、4回以上が39人であった。なお、前科が最も多かった者の回数は、28回(1人)であった。

#### (2) 窃盗の前科

##### ア 総数

調査対象者のうち、窃盗前科<sup>(＊15)</sup>のない者は1,233人(50.9%)であり、窃盗前科のある者は1,188人(49.1%)であった。

窃盗前科の回数別人員について見ると、1回が557人(23.0%)、2回が262人(10.8%)、3回が136人(5.6%)、4回以上が233人(9.6%)であった。なお、窃盗前科が最も多かった者の回数は、22回(1人)であった。

##### イ 窃盗の罰金前科

調査対象者のうち、窃盗による罰金前科のある者は331人(13.7%)であり、その回数別人員は、1回が301人、2回が30人であり、3回以上はいなかった。

なお、窃盗による罰金前科のある者のうち、窃盗による懲役前科のない者は228人であり、窃盗による懲役前科もある者は103人であった。

##### ウ 窃盗の懲役前科

調査対象者のうち、窃盗による懲役前科のある者は960人(39.7%)であり、その回数別人員は、1回が419人、2回が200人、3回が114人、4回以上が227人であった。また、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、22回(1人)であった。

---

(＊14) 本調査における「前科」とは、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通関係違反のみによる前科を除く。

(＊15) 本調査における「窃盗前科」とは、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。

なお、窃盗による懲役前科のある者のうち、窃盗による罰金前科のない者は857人であった。

### (3) 男女別・年齢層別

#### ア 男女別

調査対象者について、前科の有無・内容別構成比を総数と男女別に見ると、2-2-1-7図①のとおりである<sup>(※16)</sup>。

総数では、「前科あり」が約6割を、「窃盗前科あり」も約5割を占めているが、前科の有無・内容について、男女で比較すると、男性は、「窃盗前科なし・その他前科あり」や「窃盗前科（懲役）1回」、「窃盗前科（懲役）4回以上」の割合が有意に高く、女性は、「前科なし」や「窃盗前科（罰金）のみ」の割合が有意に高かった（ $\chi^2(6)=160.312$ ,  $p<.000$ ）。

#### イ 年齢層別

調査対象者について、前科の有無・内容別構成比を男女別・年齢層別に見ると、2-2-1-7図②のとおりである。

男女共に、年齢層が高くなるにつれて、「前科なし」の割合が低くなるとともに、「窃盗前科（罰金のみ）」の割合が高くなっていった。

男性は、年齢層が高くなるにつれて、「窃盗前科あり」の割合が高くなっており、40歳以上の各年齢層においては、「前科あり」が7割を超えており、「窃盗前科（懲役）あり」も約5割を占めていた。他方、女性は、40歳以上の各年齢層では、年齢層が高くなるにつれて、「窃盗前科（懲役）あり」の割合も高くなっていった。

各年齢層における前科の有無・内容について、男女で比較すると、若年者では男女に有意な差は認められなかったが、男性は、女性と比べて、40歳以上の各年齢層において、「窃盗前科（懲役）4回以上」の割合が有意に高く、30歳代と高齢者では「窃盗前科なし・その他前科あり」の割合が、30歳代と40歳代では「窃盗前科（懲役）1回」の割合が、50～64歳では「窃盗前科（懲役）2回」の割合が、それぞれ有意に高かった。他方、女性は、30歳以上の各年齢層において、「前科なし」や「窃盗前科（罰金のみ）」の割合が有意に高かった<sup>(※17)</sup>。

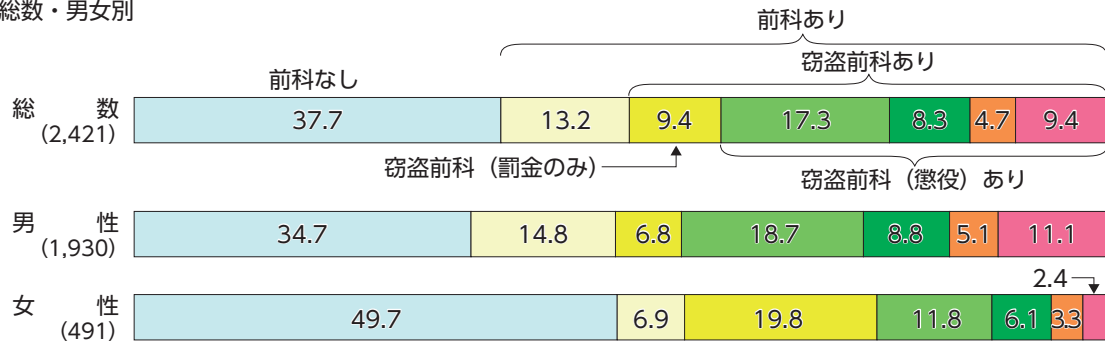
(※16) 平成23年の窃盗の起訴人員における有前科者率は、男性では60.4%、女性では46.2%であった（1-2-2-5図参照）。

(※17) 各検定結果は、若年者と30歳代については、いずれもモンテカルロ法により、若年者が $p=.533$ 、30歳代が $p<.000$ であった。また、40歳代は、 $\chi^2(6)=50.737$ ,  $p<.000$ 、50～64歳は、 $\chi^2(6)=66.797$ ,  $p<.000$ 、高齢者は、 $\chi^2(6)=51.701$ ,  $p<.000$ であった。

2-2-1-7図

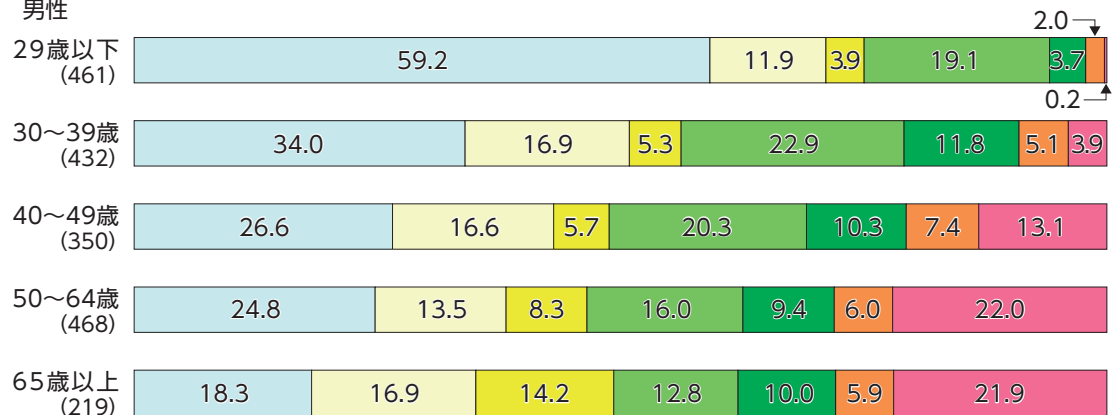
調査対象者 前科の有無・内容別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

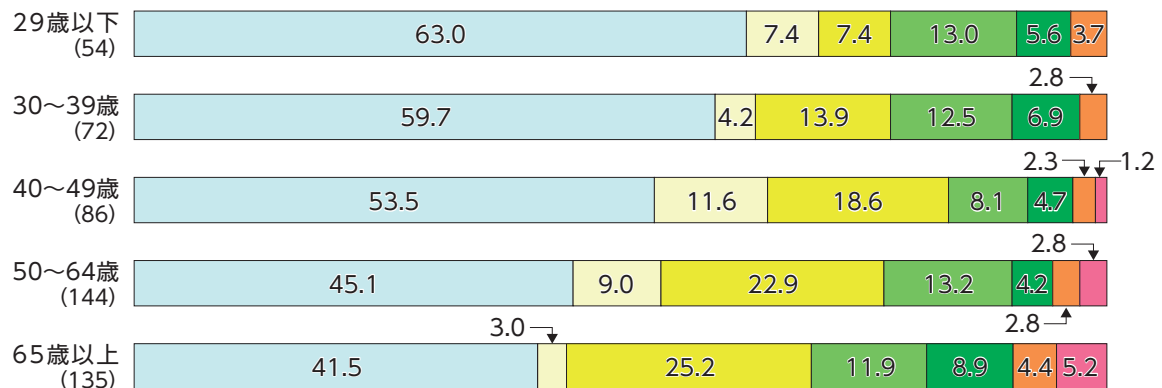


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



■ 前科なし ■ 窃盗前科なし・その他前科あり ■ 窃盗前科（罰金のみ） ■ 窃盗前科（懲役）1回  
■ 窃盗前科（懲役）2回 ■ 窃盗前科（懲役）3回 ■ 窃盗前科（懲役）4回以上

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 4 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 5 「窃盗前科（罰金のみ）」は、窃盗による罰金前科のある者をいい、窃盗による懲役前科のある者を含まない。  
 6 「窃盗前科（懲役）」は、窃盗による懲役前科のある者をいい、回数は、窃盗による懲役前科の回数による。  
 7 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 8 ( ) 内は、実人員である。

#### (4) 手口別

主な手口別人員について、前科の有無・内容別構成比を見ると、**2-2-1-8図**のとおりである。

実人員の少ない手口については解釈に留意する必要もあるが、各手口における前科の有無について見ると、さい銭ねらい、車上ねらい、万引きの各手口では、「前科あり」の割合が有意に高い<sup>(※18)</sup>のに対し、職場ねらい、工事場ねらい、払出盗、同居ねらいの各手口では、「前科なし」の割合が有意に高かった。また、さい銭ねらい、仮睡者ねらい、車上ねらい、自転車盗、自動車盗、侵入窃盗の各手口では、「窃盗前科（懲役）あり」の割合が有意に高く、万引きでは、「窃盗前科（罰金のみ）」の割合が有意に高かった（いずれもモンテカルロ法による。 $p<.000$ ）。

なお、自転車盗は、本調査では、「窃盗前科あり」が約6割を占め、「窃盗前科（懲役）あり」の割合も高いが、自転車盗の成人検挙人員における同一罪名有前科者率は1割前後で推移しており<sup>(※19)</sup>、自転車盗の微罪処分率も高いこと（**1-2-1-1図**参照）も考慮すると、自転車盗で検挙された者の中には、微罪処分や起訴猶予処分等により刑事裁判の対象とならない者が相当数を占めており、主として窃盗前科の多い者が起訴され、刑事裁判の対象となっている可能性があるものと考えられる。

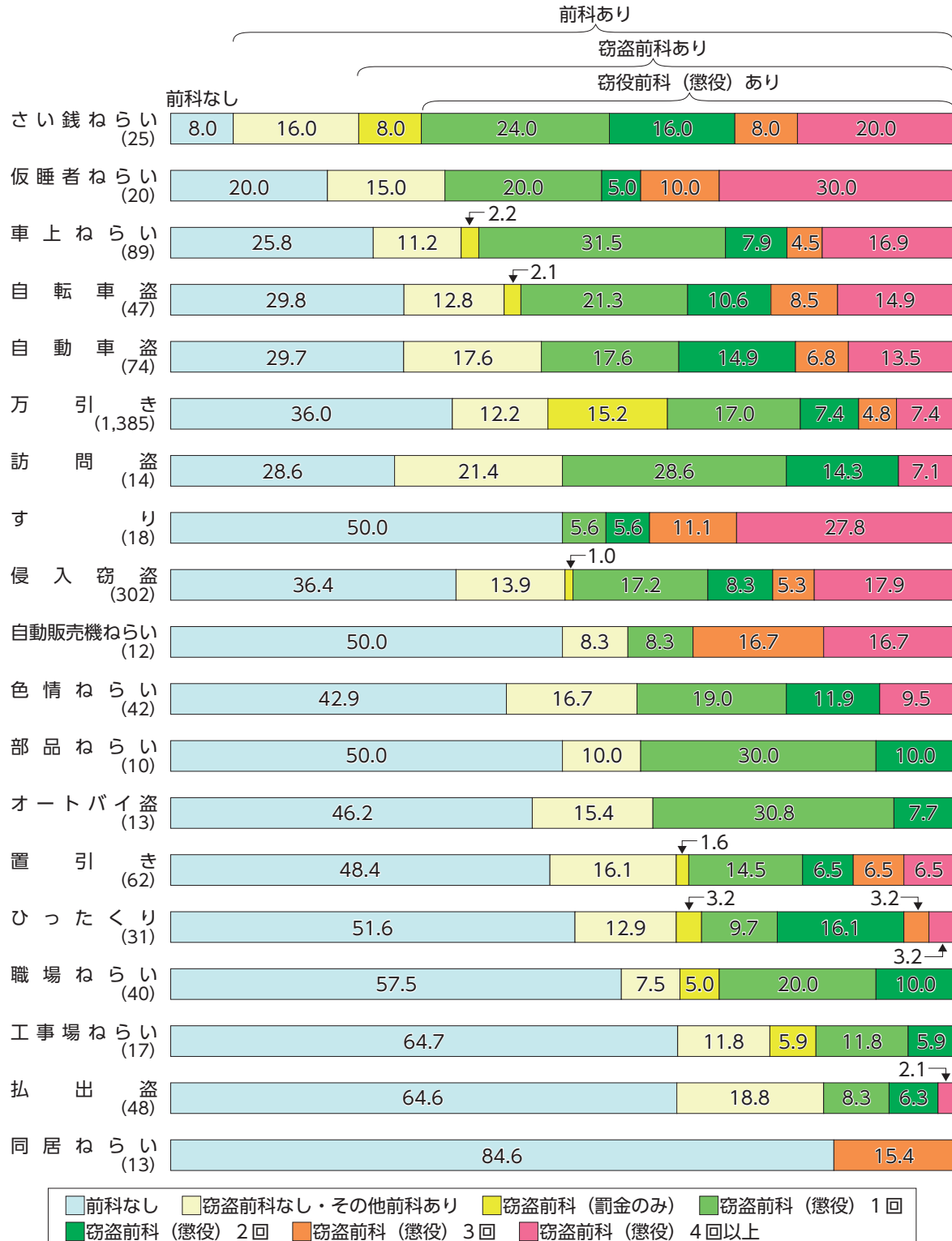
---

(※18) 仮睡者ねらい、自転車盗、自動車盗においては、残差分析の結果、前科の有無につき有意な差までは認められなかった。

(※19) 警察庁の統計による。なお、平成27年における成人検挙人員の同一罪名有前科者率については、1-1-2-9図参照。

2-2-1-8図

調査対象者 前科の有無・内容別構成比（主な手口別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 4 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 5 「窃盗前科（罰金のみ）」は、窃盗による罰金前科のある者をいい、窃盗による懲役前科のある者を含めない。  
 6 「窃盗前科（懲役）」は、窃盗による懲役前科のある者をいい、回数は、窃盗による懲役前科の回数による。  
 7 各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 8 ( ) 内は、実人員である。

## 第2節 調査対象事件の裁判結果

### 1 認定罪名

調査対象者の主たる犯行について、裁判確定時の認定罪名を見ると、窃盗既遂が2,212人（91.4%）と最も多く、次いで、常習累犯窃盗155人（6.4%）、窃盗未遂50人（2.1%）、窃盗幫助と常習特殊窃盗の各2人（各0.1%）の順であった。

なお、調査対象者のうち、窃盗以外の罪についても認定された者は562人（23.2%）であり、その主な罪名（重複計上による。）は、住居侵入<sup>（\*20）</sup>が358人と最も多く、次いで、覚せい剤取締法違反65人、詐欺48人、道路交通法違反37人、傷害32人の順であった。

### 2 処断刑

#### （1）概要

調査対象者について、処断刑別の人員を見ると、罰金刑が766人（31.6%）であり、懲役刑が1,655人（68.4%）であった<sup>（\*21）</sup>。

また、懲役刑に処せられた者のうち、執行猶予が付された者（以下「執行猶予者」という。）は、795人であり、執行猶予率は48.0%であった<sup>（\*22）</sup>。また、懲役刑の執行猶予者のうち、保護観察付執行猶予者は、117人であり、執行猶予者の保護観察率は14.7%であった<sup>（\*23）</sup>。

#### （2）男女別・年齢層別

##### ア 男女別

調査対象者について、処断刑別構成比を総数と男女別に見ると、**2-2-2-1図①**のとおりである。

（\*20） 本調査における「住居侵入」は、建造物侵入及び邸宅侵入を含む。

（\*21） 平成23年の第一審における窃盗の有罪人員は2万7,050人であり、そのうち、罰金刑は8,522人（31.5%）、懲役刑は1万8,528人（68.5%）であった（平成28年版犯罪白書2-3-2-3表 CD-ROM・2-3-2-4表 CD-ROM・CD-ROM 資料2-4参照）。

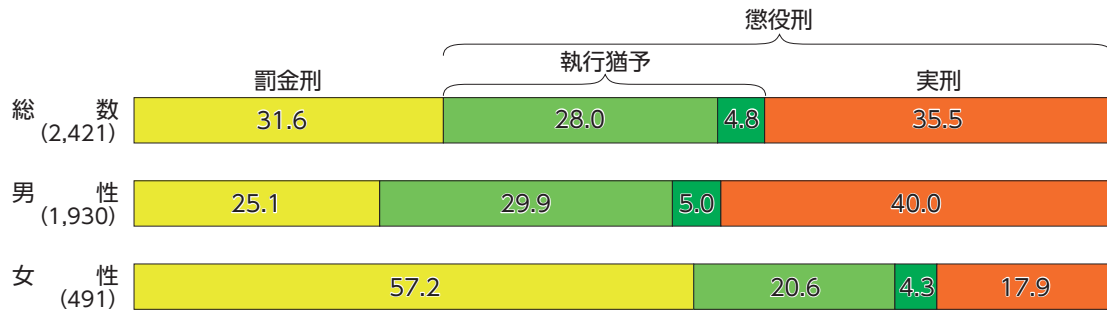
（\*22） 平成23年の通常第一審における窃盗の懲役刑言渡人員のうち、執行猶予者は9,224人であり、窃盗の執行猶予率は49.8%であった（平成28年版犯罪白書2-3-2-1表 CD-ROM 参照）。

（\*23） 平成23年の窃盗の懲役刑確定人員のうち、執行猶予者は9,339人、そのうち保護観察付執行猶予者は1,223人であり、執行猶予者の保護観察率は13.1%であった（1-2-5-7図参照）。

2-2-2-1図

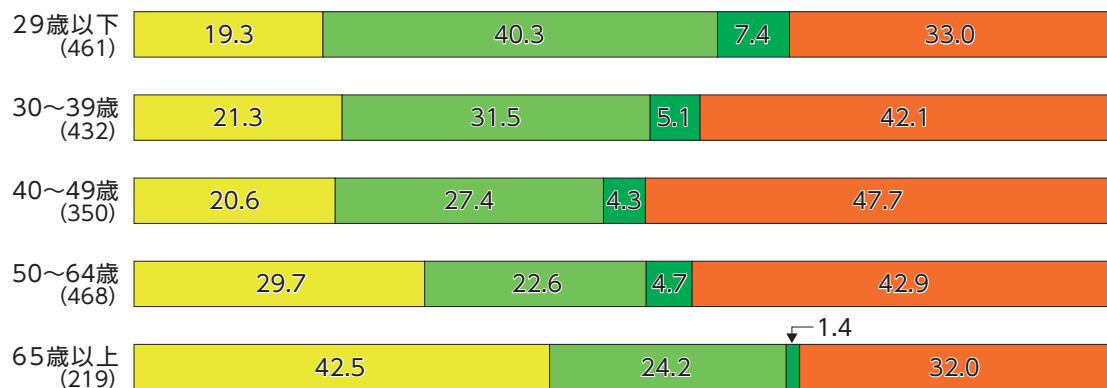
調査対象者 処断刑別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

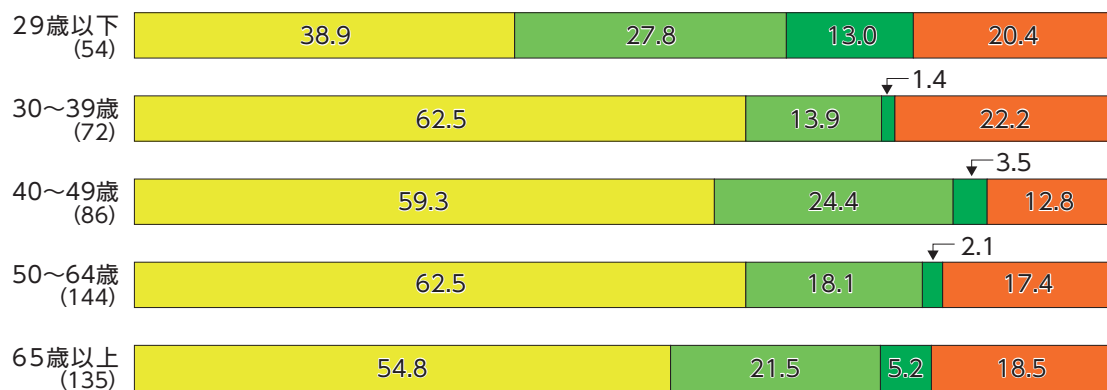


② 年齢層別

ア 男性



イ 女性



罰金刑
  単純執行猶予（懲役）
  保護観察付執行猶予（懲役）
  実刑（懲役）

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

総数では、「懲役刑」が約7割を占めており、「実刑（懲役）」の割合が最も高かった。

また、男性では、「懲役刑」が7割を超えており、「実刑（懲役）」も4割を占めているのに対し、女性では、「罰金刑」が過半数を占めていた。

## イ 年齢層別

調査対象者の処断刑別構成比を男女別・年齢層別に見ると、2-2-2-1図②のとおりである。

男性は、若年者と高齢者を除き、「実刑（懲役）」の割合が最も高かった。また、40歳以上の各年齢層においては、年齢層が高くなるにつれて、「罰金刑」の割合も高くなっており、高齢者では、「罰金刑」の割合が最も高かった。他方、女性は、30歳以上の各年齢層において、「罰金刑」が過半数を占めていた。

各年齢層における処断刑について、男女で比較すると、いずれの年齢層においても、女性は、「罰金刑」の割合が有意に高く、30歳以上の各年齢層においては、男性は、「実刑（懲役）」の割合が有意に高かった。また、30歳代の男性は、「単純執行猶予（懲役）」の割合が有意に高く、女性高齢者は、「保護観察付執行猶予（懲役）」の割合が有意に高かった<sup>(※24)</sup>。

## (3) 手口別

主な手口別人員について、処断刑別構成比を見ると、2-2-2-2図のとおりである。

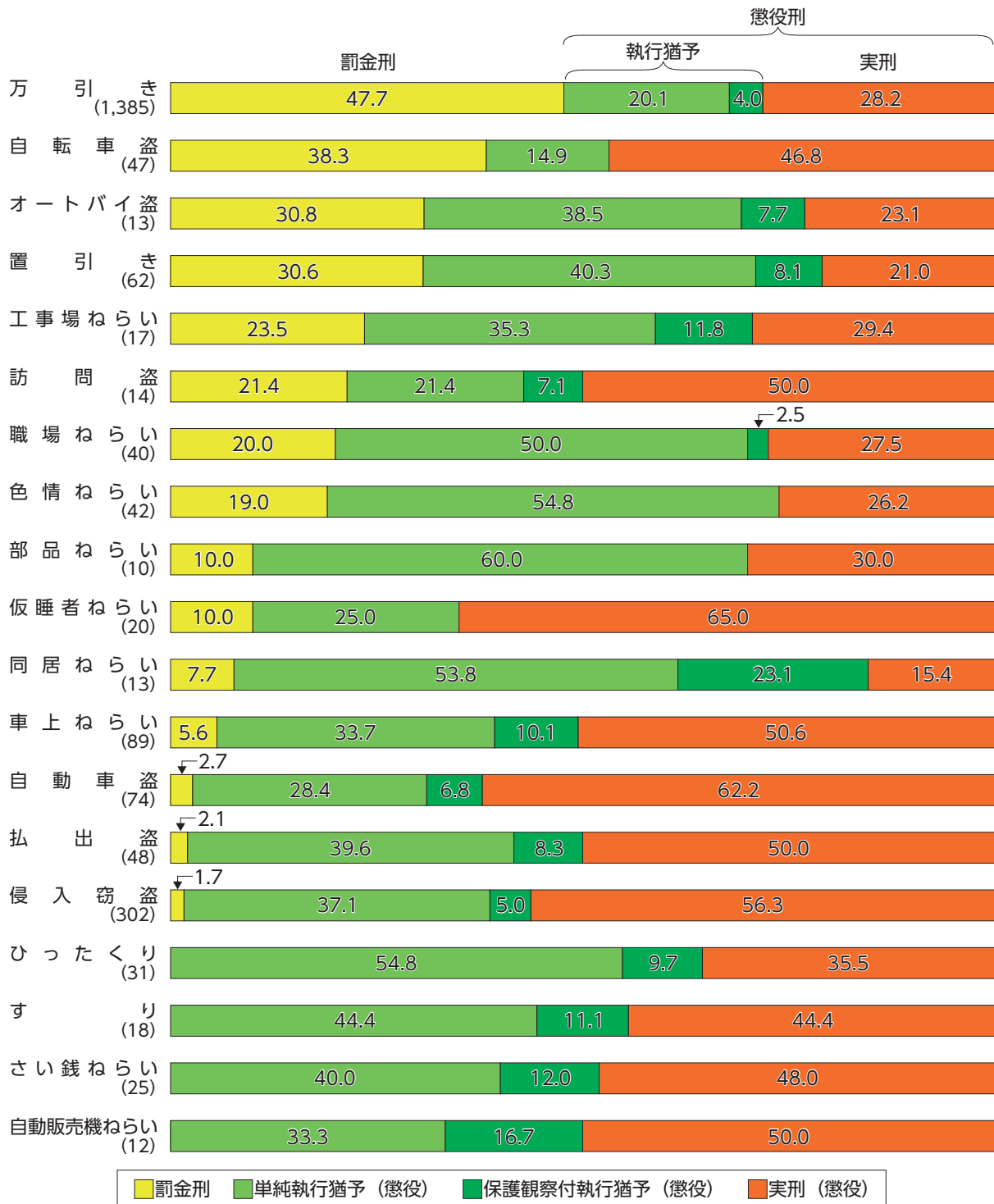
なお、量刑に当たっては、当該事件の内容だけでなく、前科の有無・内容（2-2-1-8図参照）等も考慮されている可能性がある（2-2-2-3図参照）<sup>(※25)</sup>。そこで、調査対象者のうち、前科のない者に限定した上で、各手口の処断刑について見ると、万引きと自転車盗では、「罰金刑」の割合が有意に高いのに対し、自動車盗、払出盗、侵入窃盗の各手口では、「実刑（懲役）」の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p<.000$ ）。

(※24) 各検定結果は、若年者が $\chi^2(3)=14.956$ ,  $p=.002$ , 30歳代が $\chi^2(3)=53.219$ ,  $p<.000$ 。40歳代が $\chi^2(3)=57.673$ ,  $p<.000$ , 50～64歳が $\chi^2(3)=54.107$ ,  $p<.000$ , 高齢者が $\chi^2(3)=12.896$ ,  $p=.005$ であった。

(※25) 例えば、本調査における自転車盗では、「実刑（懲役）」の割合が最も高いが、「実刑（懲役）」に処せられた者（22人）には、いずれも窃盗による懲役前科があった。

2-2-2-2図

調査対象者 処断刑別構成比（主な手口別）



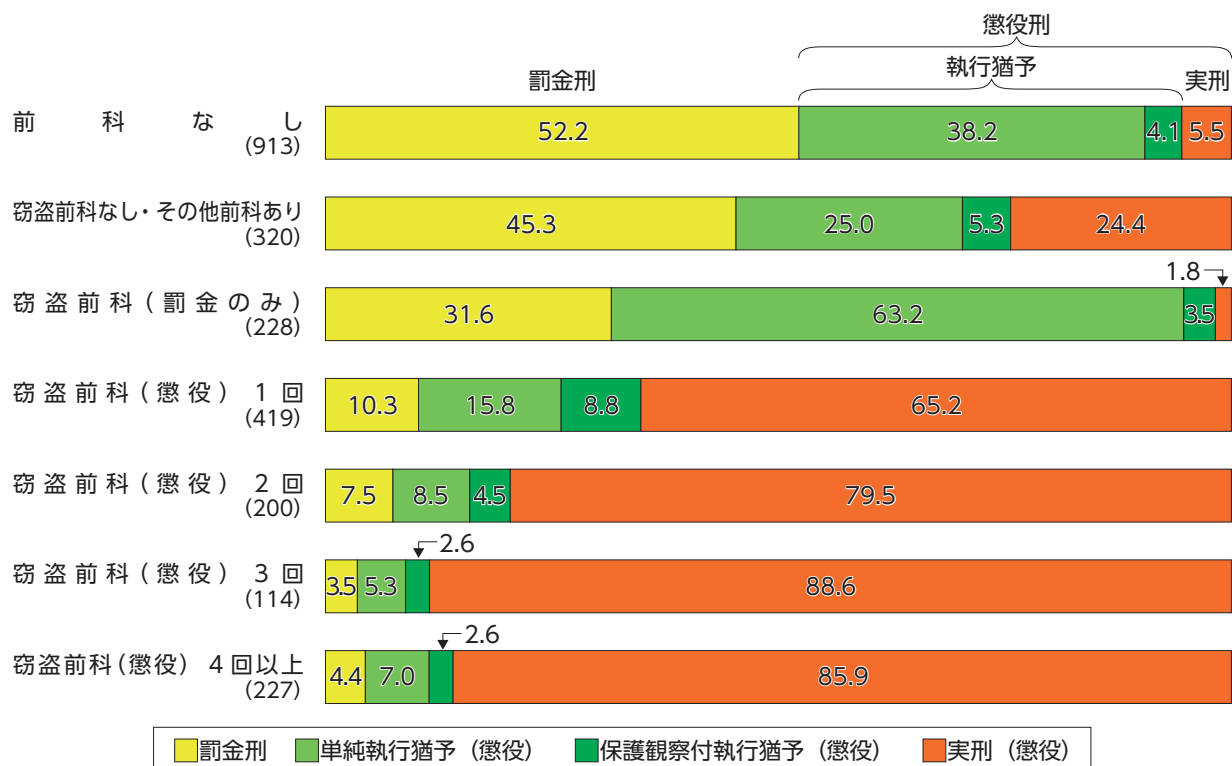
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

#### (4) 前科の有無・内容

調査対象者について、処断刑別構成比を前科の有無・内容別人員に見ると、2-2-2-3図のとおりである。

「前科なし」や「窃盗前科なし・その他前科あり」の者は、「罰金刑」の割合が有意に高く、また、「前科なし」や「窃盗前科（罰金のみ）」の者は、「単純執行猶予（懲役）」の割合が有意に高かった。他方、窃盗による懲役前科のある者は、「実刑（懲役）」の割合が有意に高かった（ $\chi^2(18)=1363.387, p<.000$ ）。

2-2-2-3図 調査対象者 処断刑別構成比（前科の有無・内容別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 4 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 5 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 6 「窃盗前科（罰金のみ）」は、窃盗による罰金前科のある者をいい、窃盗による懲役前科のある者を含まない。  
 7 「窃盗前科（懲役）」は、窃盗による懲役前科のある者をいい、回数は、窃盗による懲役前科の回数による。  
 8 ( ) 内は、実人員である。

### 3 執行猶予者

#### (1) 科刑状況

執行猶予者について、懲役刑の科刑状況別の構成比を見ると、1年未満が10.9%（87人）、1年以上1年6月以下が65.4%（520人）、1年6月を超えて2年以下の者が15.2%（121人）、2年を超えて3年以下が8.4%（67人）であり、1年以上1年6月以下の割合が最も高かった<sup>(※26)</sup>。

また、執行猶予者について、執行猶予に付された期間別の構成比を見ると、2年間が2.6%（21人）、3年間が67.2%（534人）、4年間が23.3%（185人）、5年間が6.9%（55人）であり、3年間の割合が最も高かった。

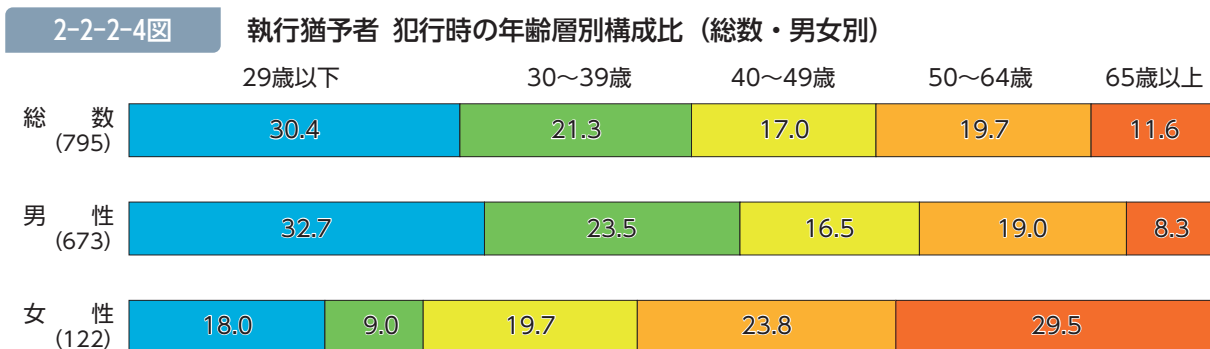
#### (2) 男女別・年齢層別

執行猶予者について、犯行時の年齢層別構成比を総数と男女別に見ると、**2-2-2-4図**のとおりである。

総数では、若年者の割合が最も高く、次いで、30歳代、50～64歳、40歳代、高齢者の順であった。

男女別に見ると、男性は、若年者の割合が最も高く、40歳未満の年齢層が過半数を占めているのに対し、女性は、高齢者の割合が最も高く、50歳以上の年齢層が過半数を占めていた。

犯行時の平均年齢は、男性が39.8歳（標準偏差＝15.7）、女性が51.2歳（同＝17.7）であり、最年少は男性が17歳、女性が19歳であり、最高齢は男性が81歳、女性が83歳であった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

(※26) 平成23年の通常第一審における科刑状況では、窃盗の執行猶予者は9,224人であり、そのうち、1年未満が986人（10.7%）、1年以上2年未満が6,197人（67.2%）、2年以上3年以下が2,041人（22.1%）であり、1年以上2年未満の懲役刑に処せられた者が最も多かった（平成28年版犯罪白書2-3-2-3表 CD-ROM 及び CD-ROM 資料2-4参照）。

### (3) 手口別

#### ア 男女別

執行猶予者について、主たる犯行の手口別構成比を総数と男女別に見ると、**2-2-2-5図①**のとおりである。

男女共に、万引きの割合が最も高いが、男女で比較すると、男性は、侵入窃盗、車上ねらい、自動車盗、払出盗、色情ねらいの割合が有意に高く、女性は、万引きの割合が有意に高かった(モンテカルロ法による。 $p<.000$ )。

#### イ 年齢層別

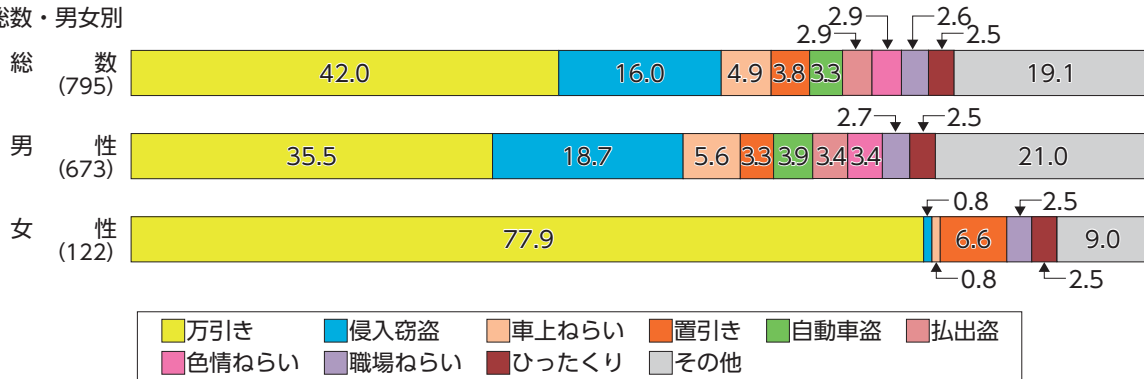
執行猶予者について、主たる犯行の手口別構成比を男女別・年齢層別に見ると、**2-2-2-5図②**のとおりである。

男性は、年齢層が高くなるにつれて、侵入窃盗の割合が低くなっており、30歳以上の各年齢層では、年齢層が高くなるにつれて、万引きの割合が高くなっていた。他方、女性は、40歳以上の各年齢層において、万引きが8割を超えていた。

2-2-2-5図

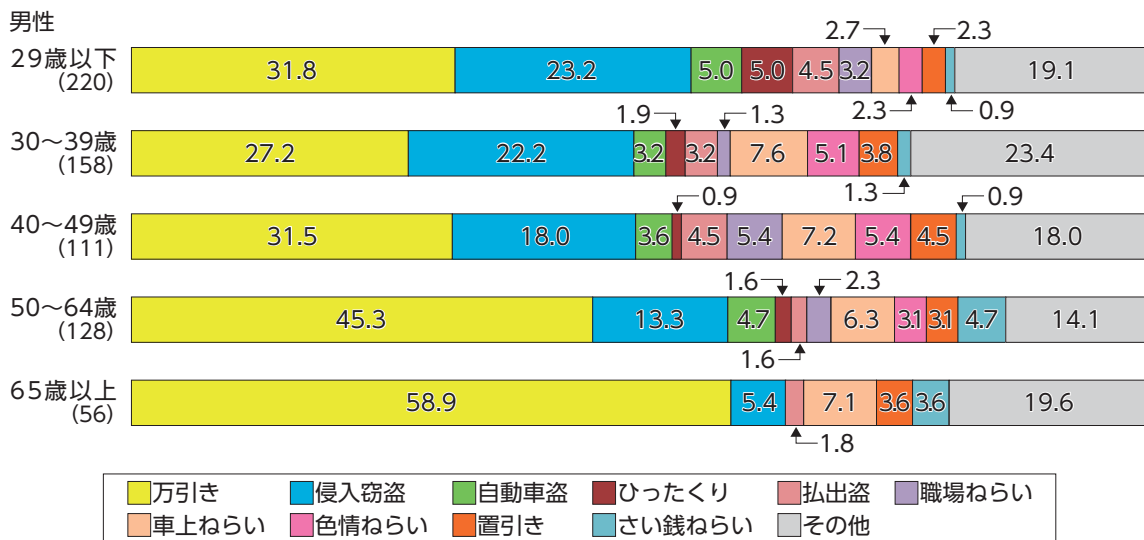
執行猶予者 主たる犯行の手口別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

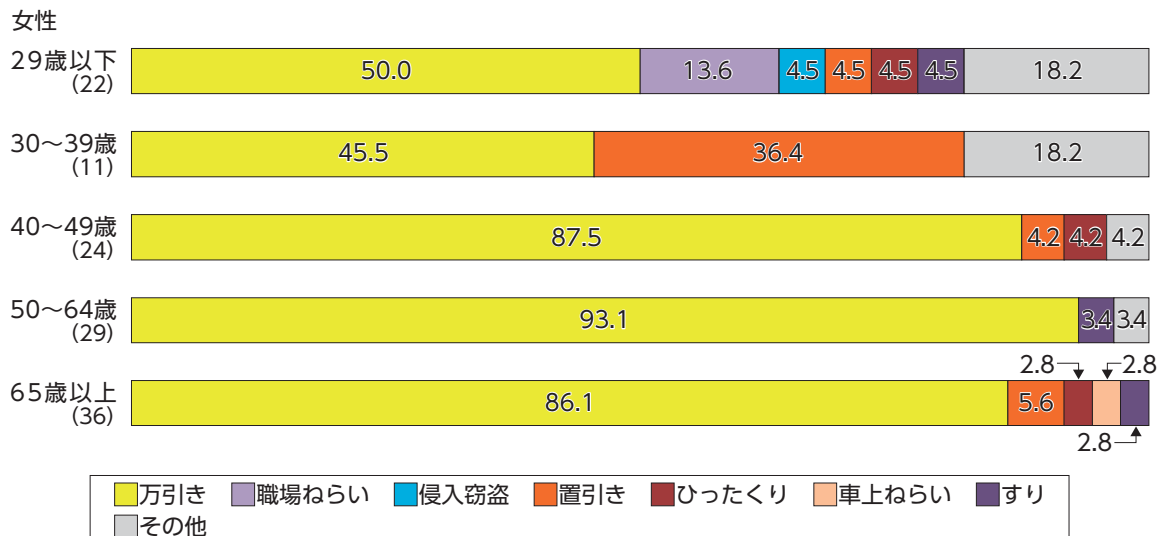


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行の手口による。  
 3 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

#### (4) 前科の有無・内容

執行猶予者のうち、前科のない者は386人(48.6%)であり、前科のある者は409人(51.4%)であった。

また、執行猶予者のうち、窃盗前科のある者は312人(39.2%)であり、窃盗による懲役前科はないものの、窃盗による罰金前科がある者は152人(19.1%)であった。窃盗による懲役前科のある者は160人(20.1%)であり、その回数別人員は、1回が103人、2回が26人、3回が9人、4回以上が22人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、11回(1人)であった。

#### (5) 保護観察付執行猶予者

##### ア 科刑状況

保護観察付執行猶予者(117人)に限定して、懲役刑の科刑状況別の構成比を見ると、1年未満が7.7%(9人)、1年以上1年6月以下が59.0%(69人)、1年6月を超えて2年以下の者が19.7%(23人)、2年を超えて3年以下が13.7%(16人)であり、1年以上1年6月以下の割合が最も高かった。

また、保護観察付執行猶予者について、執行猶予に付された期間別の構成比を見ると、2年未満が0.9%(1人)、3年未満が44.4%(52人)、4年未満が38.5%(45人)、5年未満が16.2%(19人)であり、3年未満の割合が最も高かった。執行猶予の期間について、保護観察の有無で比較すると、保護観察付執行猶予者は、4年未満と5年未満の割合が有意に高かった( $\chi^2(3)=43.040$ ,  $p<.000$ )。

##### イ 男女別・年齢層別

保護観察付執行猶予者のうち、男性は96人(82.1%)、女性は21人(17.9%)であった<sup>(※27)</sup>。

男性は、若年者の割合が35.4%(34人)と最も高く、次いで、30歳代と50～64歳の各22.9%(各22人)、40歳代15.6%(15人)、高齢者3.1%(3人)の順であった。他方、女性は、実人員が少なく、若年者と高齢者がそれぞれ7人であり、次いで、40歳代と50～64歳が各3人、30歳代が1人であった。

---

(※27) 平成23年の窃盗の保護観察付執行猶予者における女性比は、15.9%であった(1-2-5-7図参照)。

## ウ 手口別

保護観察付執行猶予者について、主たる犯行の手口別構成比を見ると、万引きの割合が47.9%（56人）と最も高く、次いで、侵入窃盗12.8%（15人）、車上ねらい7.7%（9人）、自動車盗と置引きの各4.3%（各5人）の順であった。

## エ 前科の有無・内容

保護観察付執行猶予者のうち、前科のない者は37人（31.6%）であり、前科のある者は80人（68.4%）であった。

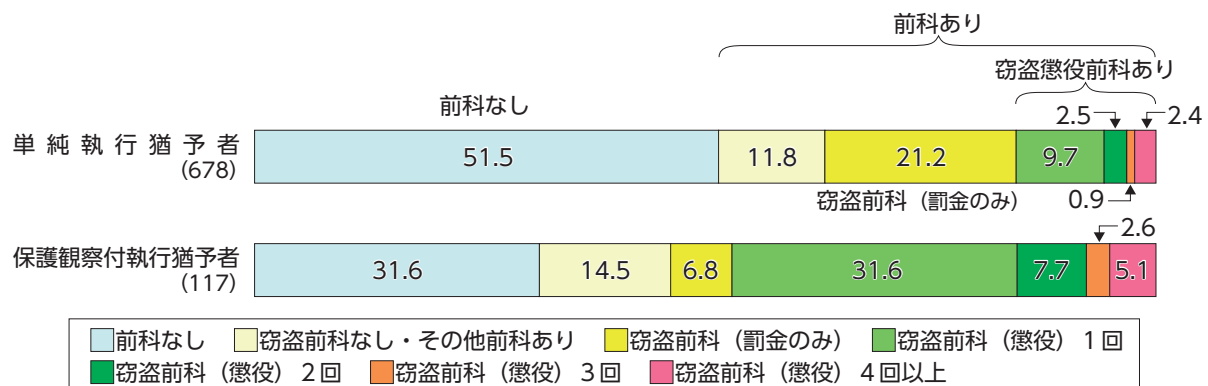
また、窃盗前科のある者は63人（53.8%）であり、窃盗による懲役前科はないものの、窃盗による罰金前科がある者は8人であった。窃盗による懲役前科がある者は55人（47.0%）であり、その回数別人員は、1回が37人、2回が9人、3回が3人、4回以上が6人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、9回（1人）であった。

執行猶予者について、前科の有無・内容別構成比を保護観察の有無別に見ると、2-2-2-6図のとおりである。

保護観察の有無で比較すると、単純執行猶予者は、「前科なし」や「窃盗前科（罰金のみ）」の割合が有意に高いのに対し、保護観察付執行猶予者は、「窃盗前科（懲役）1回」や「窃盗前科（懲役）2回」の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p<.000$ ）。

2-2-2-6図

執行猶予者 前科の有無・内容別構成比（保護観察の有無別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 4 「窃盗前科なし・その他前科あり」は窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 5 「窃盗前科（罰金のみ）」は、窃盗による罰金前科のある者をいい、窃盗による懲役前科のある者を含まない。  
 6 「窃盗前科（懲役）」は、窃盗による懲役前科のある者をいい、回数は、窃盗による懲役前科の回数による。  
 7 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 8 ( ) 内は、実人員である。

## 4 懲役刑の実刑に処せられた者

### (1) 科刑状況

調査対象者のうち、懲役刑の実刑に処せられた者は、860人（35.5%）であった。

実刑（懲役）に処せられた者について、懲役刑の科刑状況の構成比を見ると、1年未満が20.2%（174人）、1年以上1年6月以下が33.1%（285人）、1年6月を超えて2年以下が11.6%（100人）、2年を超えて3年以下が23.4%（201人）、3年を超えて4年以下が8.0%（69人）、4年を超えて5年以下が2.6%（22人）、5年超が1.0%（9人）であった。1年以上1年6月以下の割合が最も高く、最短は4月（1人）、最長は7年（4人）であった<sup>（\*28）</sup>。

### (2) 男女別・年齢層別

実刑（懲役）に処せられた者について、犯行時の年齢層別構成比を総数と男女別に見ると、**2-2-2-7図**のとおりである<sup>（\*29）</sup>。

総数では、50～64歳の割合が最も高く、次いで、30歳代、40歳代、若年者、高齢者の順であった。

男性は、50～64歳の割合が最も高いが、50歳未満の年齢層が6割を超えていた。他方、女性は、50～64歳と高齢者の割合が最も高く、50歳以上の年齢層が過半数を占めていた。

犯行時の平均年齢は、男性が43.9歳（標準偏差＝14.7）、女性が52.0歳（同＝15.7）であり、最年少は男性が18歳、女性が23歳であり、最高齢は男性が83歳、女性が73歳であった。

（\*28）平成23年の通常第一審における科刑状況では、窃盗により懲役の実刑に処せられた者は9,304人であり、そのうち、1年未満が1,906人（20.5%）、1年以上2年未満が3,935人（42.3%）、2年以上3年以下が2,507人（26.9%）、3年を超えて5年以下が884人（9.5%）、5年超が72人（0.8%）であり、1年以上2年未満の懲役刑に処せられた者が最も多かった（平成28年版犯罪白書2-3-2-3表 CD-ROM 及び CD-ROM 資料2-4参照）。

（\*29）平成23年の窃盗の入所受刑者における女性比は、10.1%であった（1-2-4-1図①イ参照）。また、同年の窃盗の入所受刑者の年齢層別構成比では、男性は、29歳以下16.0%、30歳代22.6%、40歳代21.3%、50～64歳28.9%、65歳以上11.2%であり、女性は、29歳以下7.1%、30歳代18.0%、40歳代19.7%、50～64歳30.1%、65歳以上25.0%であった（1-2-4-1図②参照）。

2-2-2-7図 実刑（懲役）犯行時の年齢層別構成比（男女別）

|              | 29歳以下 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～64歳 | 65歳以上 |
|--------------|-------|--------|--------|--------|-------|
| 総 数<br>(860) | 19.0  | 23.0   | 20.7   | 26.3   | 11.0  |
| 男 性<br>(772) | 19.7  | 23.6   | 21.6   | 26.0   | 9.1   |
| 女 性<br>(88)  | 12.5  | 18.2   | 12.5   | 28.4   | 28.4  |

注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 手口別

#### ア 総数・男女別

実刑（懲役）に処せられた者について、主たる犯行の手口別構成比を総数と男女別に見ると、**2-2-2-8図①**のとおりである。

男女共に、万引きの割合が最も高いが、男女で比較すると、男性は、侵入窃盗の割合が有意に高く、女性は、万引きの割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p = .002$ ）。

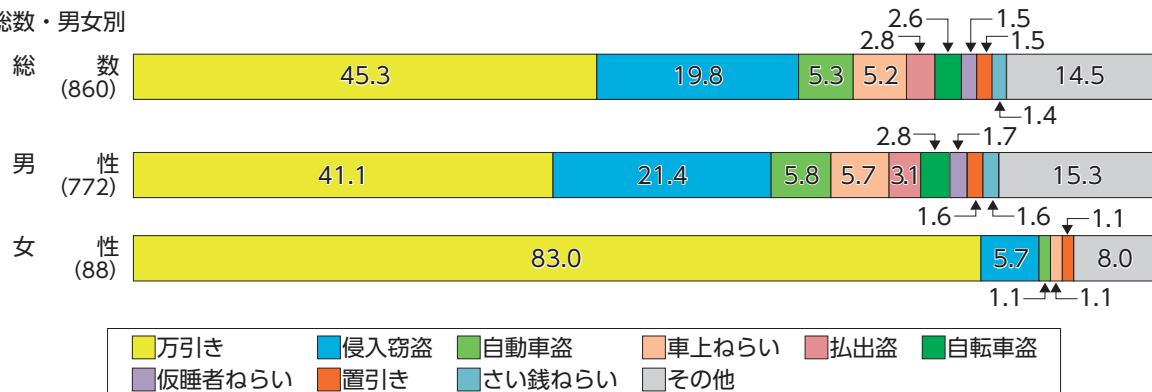
#### イ 男女別・年齢層別

実刑（懲役）に処せられた者について、主たる犯行の手口別構成比を男女別・年齢層別に見ると、**2-2-2-8図②**のとおりである。

男性は、年齢層が高くなるにつれて、侵入窃盗の割合が低くなっており、30歳以上の各年齢層では、年齢層が高くなるにつれて、万引きの割合が高くなっていた。他方、女性は、いずれの年齢層においても、万引きが7割を超えており、高齢者では万引きが9割を超えていた。

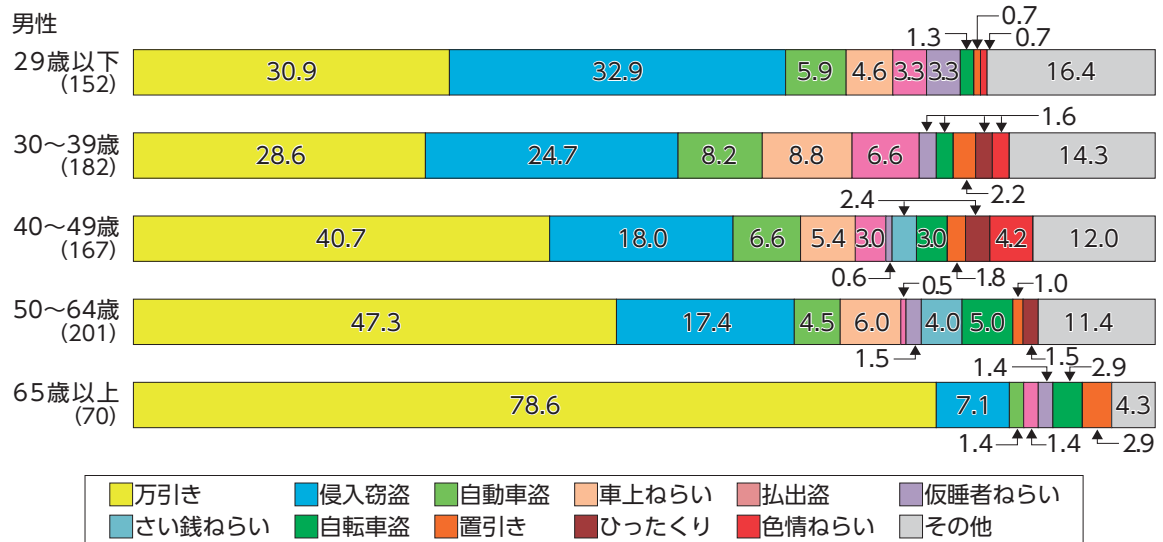
2-2-2-8図 実刑（懲役）主たる犯行の手口別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

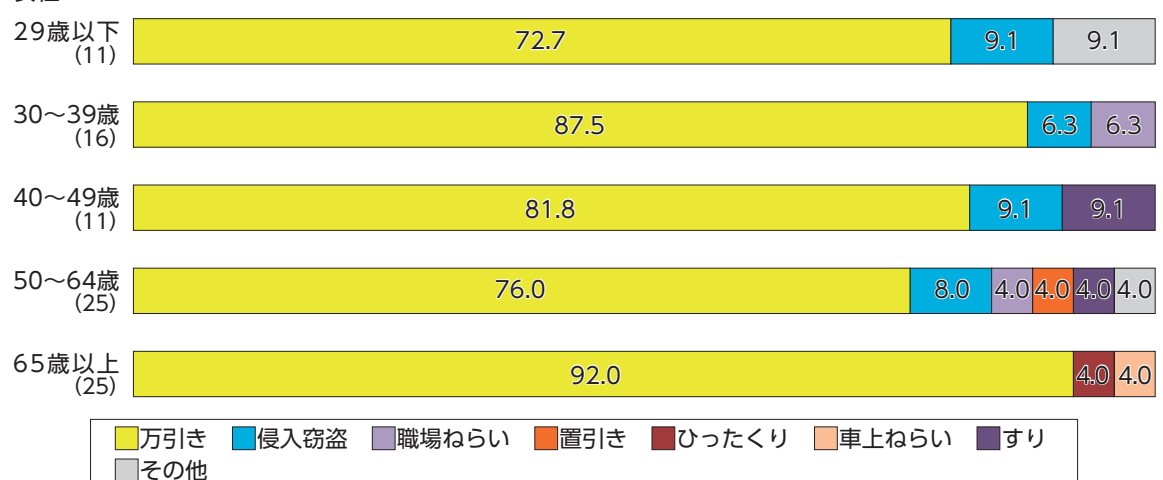


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行の手口による。  
 3 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

#### (4) 前科関係

実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科のない者は50人（5.8%）であり、前科のある者は810人（94.2%）であった。

また、窃盗前科のある者は732人（85.1%）であり、窃盗による懲役前科はないものの、窃盗による罰金前科がある者は4人（0.5%）であった。窃盗による懲役前科がある者は728人（84.7%）であり、その回数別人員は、1回が273人、2回が159人、3回が101人、4回以上が195人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多い者の回数は、22回（1人）であった。

#### (5) 常習特殊窃盗・常習累犯窃盗

##### ア 科刑状況

調査対象者のうち、常習特殊窃盗又は常習累犯窃盗の罪名が認定された者は157人（常習特殊窃盗2人、常習累犯窃盗155人）であり、いずれも実刑（懲役）に処せられていた。

常習特殊窃盗又は常習累犯窃盗が認定された者について、懲役刑の科刑状況別構成比を見ると、1年6月以上2年以下が16.6%（26人）、2年を超えて3年以下が63.7%（100人）、3年を超えて4年以下が15.9%（25人）、4年を超えて5年以下が3.2%（5人）、5年超が0.6%（1人）であった。2年を超えて3年以下の割合が最も高く、最短は1年6月（1人）、最長は5年6月（1人）であった<sup>（\*30）</sup>。

##### イ 男女別・年齢層別

常習特殊窃盗又は常習累犯窃盗が認定された者のうち、男性は145人（92.4%）であり、女性は12人（7.6%）であった。

常習特殊窃盗又は常習累犯窃盗が認定された者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、男性は、50～64歳の割合が40.7%（59人）と最も高く、次いで、40歳代27.6%（40人）、高齢者13.8%（20人）、30歳代12.4%（18人）、若年者5.5%（8人）の順であった。他方、女性は、実人員が少なく、高齢者が6人と最も多く、若年者、40歳代及び50～64歳が各2人であり、30歳代はいなかった。

---

（\*30） 常習特殊窃盗及び常習累犯窃盗の法定刑は、3年以上の懲役であるが（盗犯等の防止及び処分に関する法律2条・3条）、酌量減刑により懲役刑の下限を1年6月まで減ずることも可能である（刑法66条・71条）。

## ウ 手口別

常習特殊窃盗又は常習累犯窃盗が認定された者について、主たる犯行の手口別構成比を見ると、男性は、万引きの割合が47.6%（69人）と最も高く、次いで、侵入窃盗19.3%（28人）、車上ねらい8.3%（12人）、自転車4.1%（6人）、さい銭ねらい3.4（5人）の順であった。これに対し、女性は、万引きが11人（91.7%）と圧倒的に多く、その余の1人（40歳代）はすりであった。

なお、常習特殊窃盗が認定された者は、いずれも、男性であり、主たる犯行の手口は、侵入窃盗であった。

## エ 前科関係

常習特殊窃盗又は常習累犯窃盗が認定された者は、いずれも窃盗による懲役前科が3回以上ある者であり、その回数別人員は、3回が45人（28.7%）、4回が33人（21.0%）、5回が19人（12.1%）、6回が13人（8.3%）であり、7回以上が47人（29.9%）であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、22回（1人）であった。

## 第3章 罰金処分者

この章では、罰金処分者の特性や犯行の内容等の実態を明らかにする（なお、罰金処分者の再犯状況については、本編第6章において検討する。）。

### 第1節 概要

#### 1 罰金処分者の属性

##### （1）人員と性別

調査対象者のうち、罰金処分者の実人員は766人（31.6%）であった（調査対象者の処断刑別構成比については、2-2-2-1図参照）。

また、罰金処分者のうち、男性は485人（63.3%）、女性は281人（36.7%）であり、罰金処分者における女性比は有意に高かった（ $\chi^2(2)=193.161, p<.000$ ）。

##### （2）年齢層

罰金処分者について、犯行時の年齢層別構成比を総数と男女別に見ると、2-3-1-1図のとおりである。

総数では、50～64歳の割合が最も高く、50歳以上の年齢層が過半数を占めていた。罰金処分者は、執行猶予者（2-2-2-4図参照）や実刑（懲役）に処せられた者（2-2-2-7図参照）と比べると、高齢者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(8)=117.573, p<.000$ ）<sup>(＊1)</sup>。

また、男女共に、50～64歳の割合が最も高いが、男女で比較すると、男性は、若年者の割合が有意に高く、女性は、高齢者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(4)=21.595, p<.000$ ）。

---

（＊1） 執行猶予者との比較につき、 $\chi^2(4)=88.044, p<.000$ 。実刑（懲役）に処せられた者との比較につき、 $\chi^2(4)=45.972, p<.000$ 。

2-3-1-1図 罰金処分者 犯行時の年齢層別構成比（総数・男女別）

|             | 29歳以下 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～64歳 | 65歳以上 |
|-------------|-------|--------|--------|--------|-------|
| 総数<br>(766) | 14.4  | 17.9   | 16.1   | 29.9   | 21.8  |
| 男性<br>(485) | 18.4  | 19.0   | 14.8   | 28.7   | 19.2  |
| 女性<br>(281) | 7.5   | 16.0   | 18.1   | 32.0   | 26.3  |

注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 国籍等

罰金処分者の国籍等別人員は、日本人が732人（95.6%）と圧倒的多数を占めており、日本国籍以外の者は34人（4.4%）であった。

日本国籍以外の罰金処分者について、国籍等別の人員を見ると、韓国・朝鮮が15人と最も多く、次いで、中国13人、ベトナム3人の順であった。

## 2 調査対象事件の内容

### (1) 事件数

調査対象事件のうち、罰金処分者による窃盗の事件数は、延べ849件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は、1.11件（標準偏差＝0.37）であった。

罰金処分者一人当たりの事件数別構成比は、1件の割合が91.1%（698人）と圧倒的多数を占めており、次いで、2件7.0%（54人）、3件1.7%（13人）、4件0.1%（1人）の順であった。

### (2) 窃盗の手口

罰金処分者について、主たる犯行の手口別構成比を総数・男女別・年齢層別に見ると、2-3-1-2図のとおりである。

総数では、万引きが8割を超えていた。男女共に、万引きの割合が極めて高いが、男性では、万引き以外の手口も2割を占めていた。

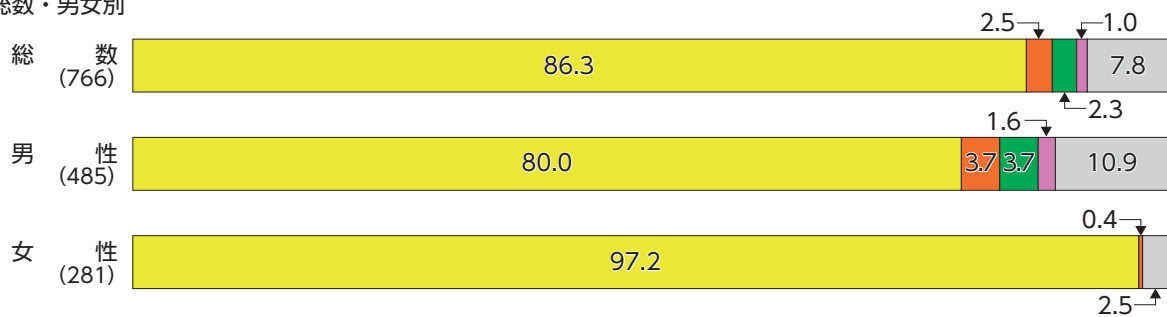
年齢層別に見ると、男性は、年齢層が高くなるにつれて、万引きの割合が高くなっており、特に、高齢者は、万引きの割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.002$ ）<sup>(＊2)</sup>。他方、女性は、いずれの年齢層においても、万引きが8割を超えていた。

(＊2) なお、30歳代の男性は、色情ねらいの割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.002$ ）

2-3-1-2図

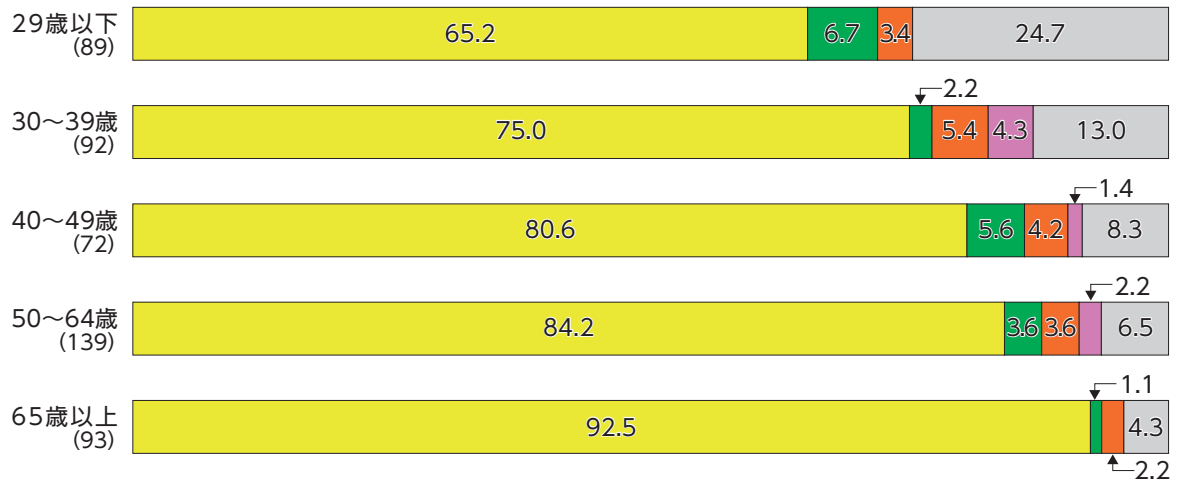
罰金処分者 主たる犯行の手口別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

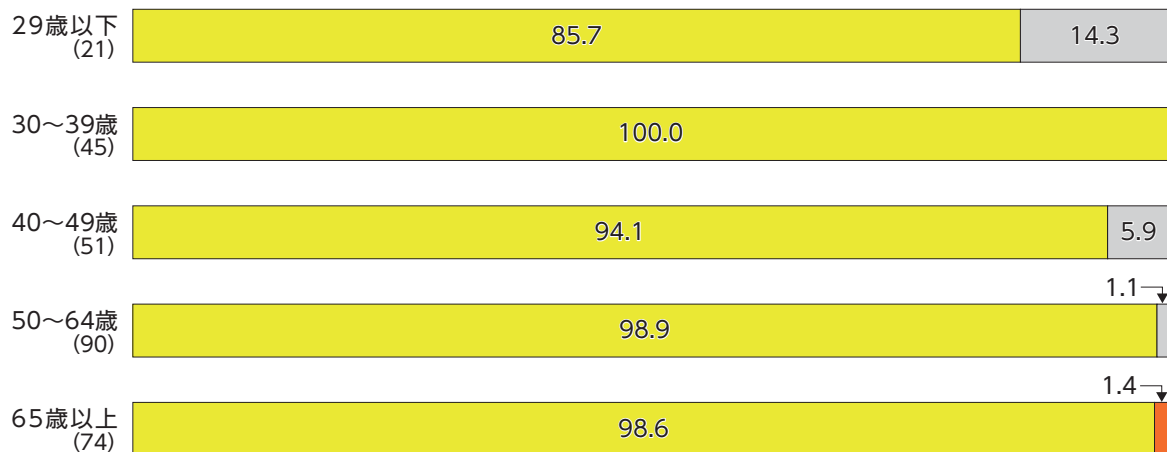


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



■ 万引き ■ 置引き ■ 自転車盗 ■ 色情ねらい ■ その他

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 共犯関係

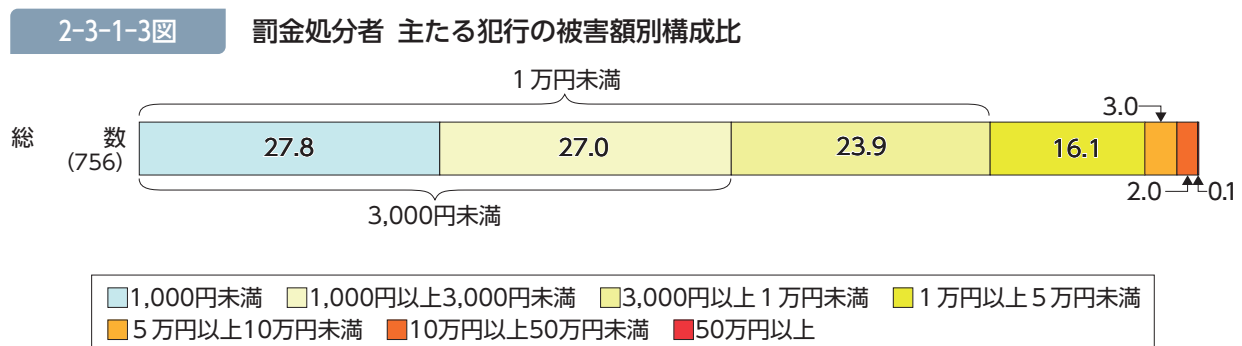
罰金処分者のうち、主たる犯行について、共犯者がいた者の人員は28人（3.7%）であり、単独犯が圧倒的多数を占めていた（調査対象者総数における共犯者の有無別構成比については、2-2-1-5図参照）。

### (4) 被害状況

罰金処分者の主たる犯行について、裁判確定時の認定罪名を見ると、窃盗既遂が758人（99.0%）であり、窃盗未遂は8人であった。

窃盗既遂の罰金処分者について、主たる犯行（被害額が不詳のものを除く。）の被害額別構成比を見ると、2-3-1-3図のとおりである。

3,000円未満の被害額が過半数を占めており、約8割は1万円未満の被害額であった（調査対象者総数における被害額別構成比については、2-2-1-6図参照）。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行の被害額による。  
 3 未遂及び被害額が不詳のものを除く。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

なお、罰金処分者のうち、調査対象事件（主たる犯行であるか否かを問わない。）について、被害金品の還付（押収により還付予定のものを含む。）によって、被害の全部が回復されている者は675人（88.1%）であり、被害金品の一部のみが還付されている者（28人）も含めると、ほとんどの場合が被害回復されていた。また、罰金処分者のうち、被害金品の還付とは別に、金銭賠償による積極的弁償措置（弁償済みのものに限る。）を行った者は、298人（38.9%）であった。

### 3 科刑状況

罰金処分者について、罰金額の科刑状況を見ると、20万円の割合が47.8%（366人）と最も高く、次いで、30万円34.7%（266人）、40万円5.6%（43人）、10万円5.2%（40人）、50万円5.1%（39人）の順であり、最高額は60万円（1人）であった。

なお、罰金処分者のうち、略式命令により罰金に処せられた者は671人（87.6%）であり、通常裁判により罰金に処せられた者は95人（12.4%）であった。

また、罰金刑の執行状況について見ると、罰金額を完納した者が583人（76.1%）と大半を占めており、労役場留置により刑の執行を終えた者は93人（12.1%）であった。

## 第2節 罰金処分者の生活環境

### 1 婚姻状況

罰金処分者について、犯行時の婚姻状況別構成比を総数と男女別に見ると、2-3-2-1図のとおりである<sup>(※3)</sup>。

総数では、「婚姻歴あり」が6割以上を占めているが、「婚姻継続中」は3割台にとどまっていた。

男性は、「婚姻歴なし」が4割以上を占めており、「婚姻歴あり」の者であっても、その過半数を、配偶者と「離別」又は「死別」した者で占めていた。他方、女性は、「婚姻継続中」の者が過半数を占めていた。

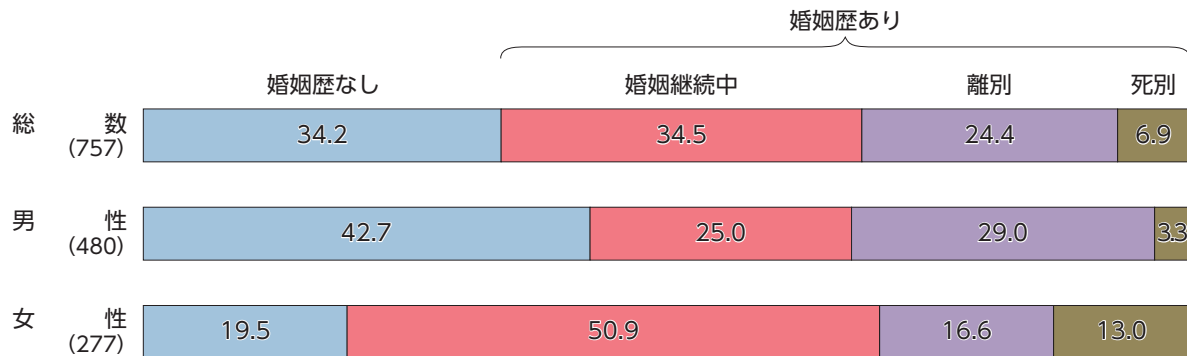
婚姻状況について男女で比較すると、男性は、「婚姻歴なし」や「離別」の割合が有意に高く、女性は、「婚姻継続中」や「死別」の割合が有意に高かった（ $\chi^2(3)=96.683$ 。  $p<.000$ ）。

---

(※3) 本調査における「婚姻歴」は、原則として、犯行時における法律婚の有無で集計しているが、「離別」は、犯行時に離婚していた場合のほか、婚姻関係が事実上破綻していた場合も含めている。

2-3-2-1図

罰金処分者 犯行時の婚姻状況別構成比（総数・男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の婚姻状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の婚姻状況による。  
 3 婚姻状況が不詳の者を除く。  
 4 「離別」は、犯行時に配偶者と離婚していた場合のほか、婚姻関係が事実上破綻していた場合を含む。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

## 2 居住状況

### (1) 住居の有無

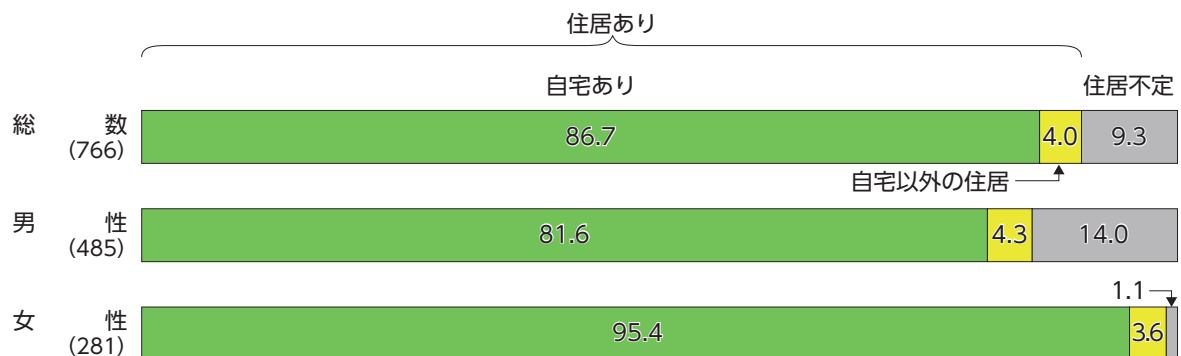
罰金処分者について、犯行時における住居の有無別構成比を総数と男女別に見ると、2-3-2-2図のとおりである。

総数では、「住居あり」が約9割を占めており、「自宅あり」が圧倒的に多かった。

男女共に、「住居あり」が大半を占めているが、男女で比較すると、女性は、「自宅あり」の割合が有意に高く、男性は、「住居不定」の割合が有意に高かった( $\chi^2(2)=36.333, p<.000$ )。

2-3-2-2図

罰金処分者 犯行時の住居の有無別構成比（総数・男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の居住状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の居住状況による。  
 3 「自宅」は、賃貸を含む。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

「住居不定」の罰金処分者（71人）について、その年齢層別の人員を見ると、50～64歳が31人（43.7%）と最も多く、次いで、40歳代12人（16.9%）、若年者と30歳代の各11人（各15.5%）、高齢者6人（8.5%）の順であった。

なお、「住居不定」の罰金処分者のうち、略式命令により罰金刑に処せられた者は10人であり、大半が通常裁判により罰金刑に処せられていた。

## （2）同居人等の有無

罰金処分者のうち、「住居あり」の者に限定した上で、同居人等の有無別構成比を総数と男女別に見ると、**2-3-2-3図**のとおりである。

総数では、「同居人あり」が約7割を占めていた。

男女共に、「同居人あり」が過半数を占めているが、男女で比較すると、女性は、「同居人あり」の割合が有意に高いのに対し、男性は、「単身居住者」のうち「交流のある近親者なし」の割合が有意に高かった（ $\chi^2(2)=24.317, p<.000$ ）。

2-3-2-3図

罰金処分者 犯行時の同居人等の有無別構成比（総数・男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の居住状況による。なお同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の居住状況による。  
 3 居住状況が不詳の者及び住居不定の者を除く。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## 3 就労状況

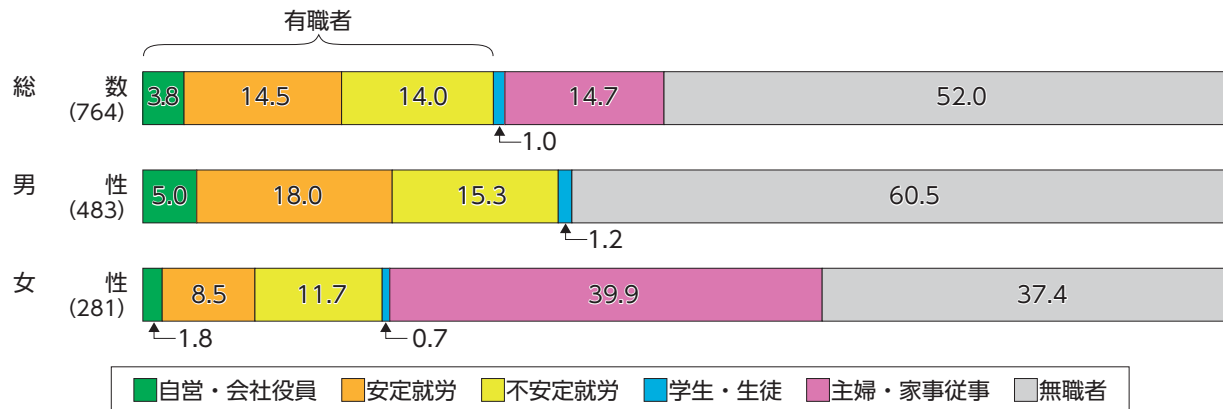
罰金処分者について、犯行時の就労状況別構成比を総数と男女別で見ると、**2-3-2-4図**のとおりである。

総数では、「無職者」（学生・生徒及び主婦・家事従事を含まない。）が過半数を占めていた。

犯行時の就労状況について、男女で比較すると、男性は、「無職者」の割合が有意に高いのに

対し、女性は、「主婦・家事従事」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(5)=228.568, p<.000$ )<sup>(＊4)</sup>。

2-3-2-4図 罰金処分者 犯行時の就労状況別構成比（総数・男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の就労状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の就労状況による。  
 3 就労状況が不明の者を除く。  
 4 「安定就労」は、会社員等の正規被雇用者をいう。  
 5 「不安定就労」は、不定期派遣、アルバイト等をいう。  
 6 「無職者」は、学生・生徒及び主婦・家事従事を含まない。  
 7 ( ) 内は、実人員である。

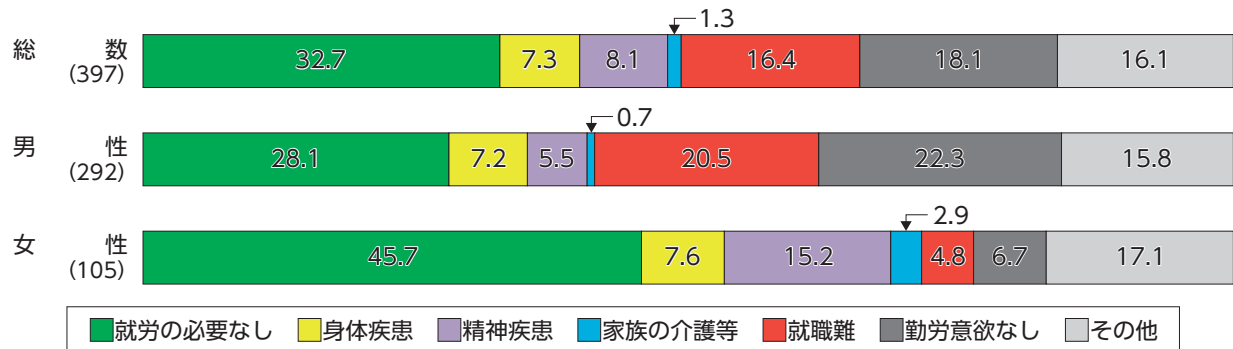
さらに、罰金処分者のうち、「無職者」に限定した上で、無職の理由別構成比を総数と男女別に見ると、2-3-2-5図のとおりである。

男女共に、「就労の必要なし」<sup>(＊5)</sup>の割合が最も高かったが、男女で比較すると、男性は、「就職難」や「勤労意欲なし」の割合が有意に高く、女性は、「就労の必要なし」や「精神疾患」(精神疾患の疑いがある旨の診断を含む。)の割合が有意に高かった(モンテカルロ法による。 $p<.000$ )。

(＊4) なお、男性は、女性と比べて、有職者のうち、「自営・会社役員」や「安定就労」の割合も有意に高かった ( $\chi^2(5)=228.568, p<.000$ )。

(＊5) 本調査における「就労の必要なし」とは、高齢により年金を受給している場合等、一般的な観点からも、就労の必要性が認められない場合をいう。

2-3-2-5図 罰金処分者 無職者の無職理由別構成比（総数・男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「無職者」に限る。  
 3 犯行時の無職理由による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の無職理由による。  
 4 「就労の必要なし」は、年金を受給している場合等をいう。  
 5 「精神疾患」は、その疑いがある旨の診断を含む。  
 6 「就職難」は、就職活動をしているが、就職先が決まらない場合をいう。  
 7 「その他」は、無職理由が不詳の場合を含む。  
 8 ( ) 内は、実人員である。

## 4 経済状況

### (1) 収入状況

罰金処分者について、犯行時における収入<sup>(＊6)</sup>の有無を見ると、総数（収入の有無が不詳の者を除く。685人）では、収入のある者が77.2%（529人）を占めていた。

男女で比較すると、収入のある者の割合は、女性（91.8%）の方が、男性（69.2%）と比べて、有意に高かった（ $\chi^2(1)=45.791$ ,  $p<.000$ ）。

また、収入がある者について、犯行時における収入額（1か月間の手取額）別の人員を見ると、10万円を超え20万円以下の者が232人と最も多く、次いで、10万円以下164人、20万円超133人の順であった。

### (2) 資産・負債の状況

#### ア 資産の状況

罰金処分者について、犯行時における資産の有無・状況を見ると、総数（資産の有無が不詳の者を除く。726人）では、何らかの資産のある者が50.7%（368人）を占めており、100万円以上の預貯金がある者も15.0%（109人）を占めていた。

男女で比較すると、資産のある者の割合は、女性（63.7%）の方が、男性（43.6%）と比べ

（＊6）本調査における「収入」は、生計を維持することのできる状況にあったかを見るため、職場からの給与のほか、生活保護、年金、家族からの仕送り、配偶者の収入等も含めている。

て、有意に高かった ( $\chi^2(1)=26.668, p<.000$ )。また、100万円以上の預貯金がある者の割合（預貯金が不詳の者を除く。）は、女性（25.9%）の方が、男性（11.3%）と比べて、有意に高かった ( $\chi^2(1)=23.681, p<.000$ )。

## イ 負債の状況

罰金処分者について、犯行時における負債の有無を見ると、総数（負債の有無が不詳の者を除く。643人）では、借金や債務のない者が73.4%（472人）を占めていた。

男女で比較すると、負債のない者の割合は、女性（78.2%）の方が、男性（70.8%）と比べて、有意に高かった ( $\chi^2(1)=4.113, p=.043$ )。

## 5 精神疾患の既往歴

罰金処分者のうち、精神疾患の既往歴がある者は105人（13.7%）であり、そのうち、男性は49人、女性は56人であった。

男女で比較すると、精神疾患の既往歴がある者の割合は、女性（19.9%）の方が、男性（10.1%）と比べて、有意に高かった ( $\chi^2(1)=14.345, p<.000$ )。

また、精神疾患の既往歴のある者について、その診断名別の人員（重複計上による。）を見ると、鬱病等の気分障害が52人と最も多く、次いで、アルコール依存症13人、統合失調症12人、摂食障害12人、パニック障害7人の順であった。男女共に、気分障害の人員が最も多いが、男性は、気分障害（22人）に次いで、アルコール依存症（11人）、統合失調症（8人）が多いのに対し、女性は、気分障害（30人）に次いで、摂食障害（11人）が多かった。

# 第3節 罰金処分者の前科・前歴関係

## 1 前科の有無・内容

### (1) 前科一般

罰金処分者のうち、前科のない者は477人（62.3%）であり、前科のある者は289人（37.7%）であった。

また、罰金処分者のうち、窃盗前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は145人（18.9%）であった。その回数別人員は、1回が109人、2回が15人、3回が8人であり、4回以上が13人であった。なお、前科が最も多い者の回数は、28回（1人）であった。

## (2) 窃盗前科

### ア 総数

罰金処分者のうち、窃盗前科のない者は622人(81.2%)であり、窃盗前科のある者は144人(18.8%)であった。

窃盗前科の回数別人員について見ると、罰金処分者のうち、窃盗前科1回が112人(14.6%)、2回が17人(2.2%)、3回が5人(0.7%)であり、4回以上が10人(1.3%)であった。なお、窃盗前科が最も多い者の回数は、9回(1人)であった。

### イ 窃盗の罰金前科

罰金処分者のうち、窃盗による罰金前科のある者は76人(9.9%)であり、その回数別人員は、1回が75人、2回が1人であった。

なお、窃盗による罰金前科のある者のうち、窃盗による懲役前科のない者は72人であり、窃盗による懲役前科もある者は4人であった。

### ウ 窃盗の懲役前科

罰金処分者のうち、窃盗による懲役前科のある者は72人(9.4%)であった。その回数別人員は、1回が43人、2回が15人、3回が4人であり、4回以上が10人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、9回(1人)であった。

また、窃盗による懲役前科のある者のうち、窃盗による罰金前科のない者は68人であった。

### (3) 男女別・年齢層別

#### ア 男女別

罰金処分者について、前科の有無・内容別構成比を総数と男女別に見ると、2-3-3-1図①のとおりである。

男女共に、「前科なし」が過半数を占めているが、男女で比較すると、男性は、「窃盗前科なし・その他前科あり」の割合のほか、「窃盗前科（懲役）1回」や「窃盗前科（懲役）2回」の割合が有意に高いのに対し、女性は、「前科なし」や「窃盗前科（罰金のみ）」の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p<.000$ ）。

#### イ 年齢層別

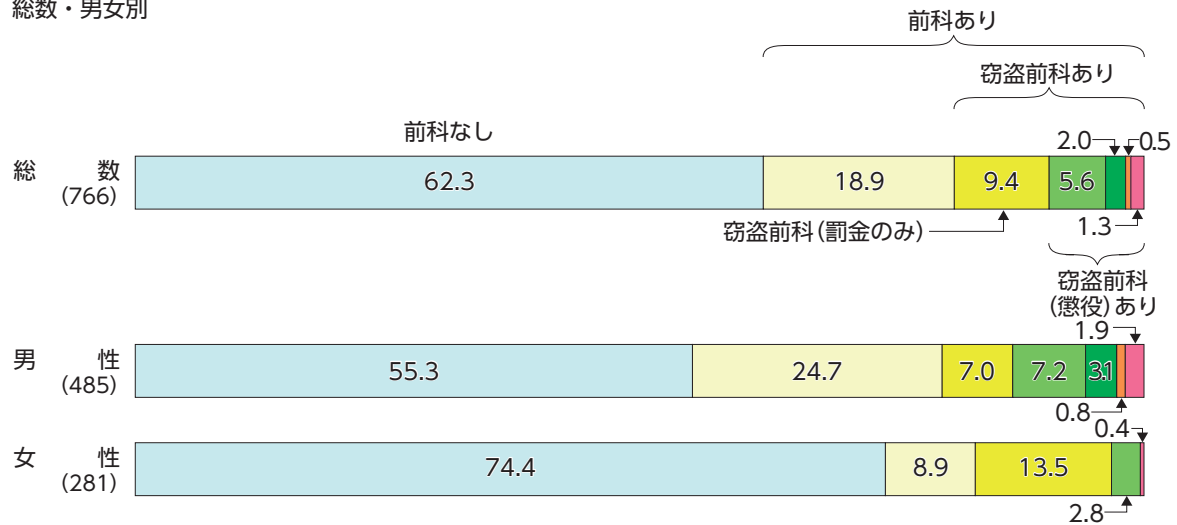
罰金処分者について、前科の有無・内容別構成比を年齢層別に見ると、2-3-3-1図②のとおりである。

いずれの年齢層においても、「前科なし」が過半数を占めているが、年齢層が高くなるにつれて、その割合は低くなっていた。また、40歳以上の各年齢層においては、年齢層が高くなるにつれて、「窃盗前科あり」の割合も高くなっていた。年齢層で比較すると、若年者は、「前科なし」の割合が有意に高いのに対し、高齢者は、「窃盗前科（罰金のみ）」や「窃盗前科（懲役）4回以上」の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.004$ ）。

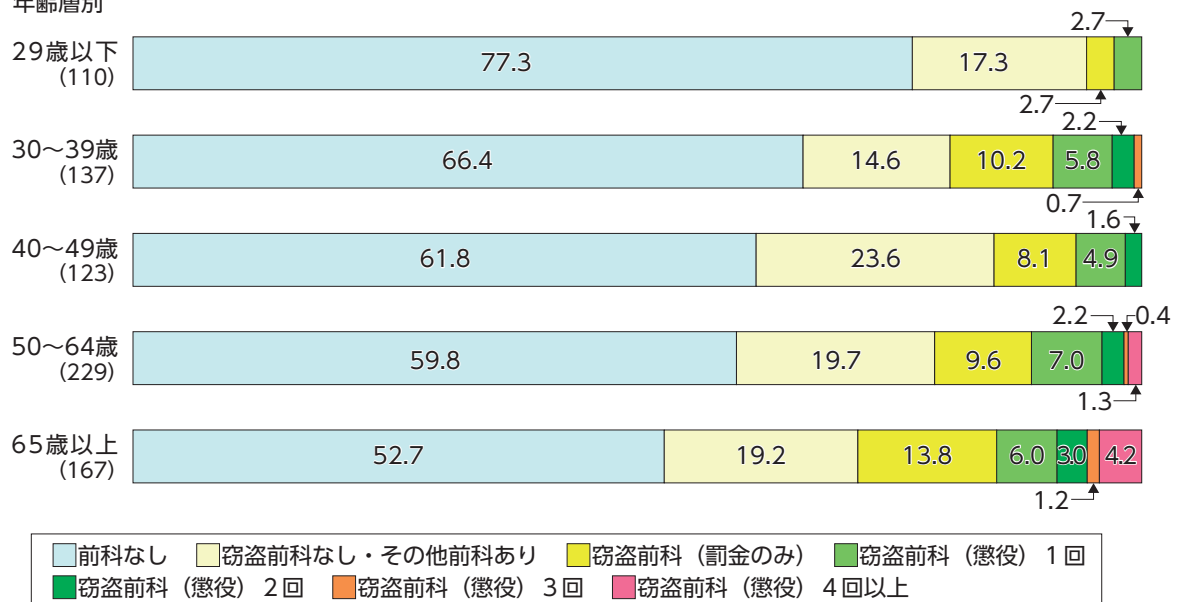
2-3-3-1図

罰金処分者 前科の有無・内容別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別



② 年齢層別



■ 前科なし   
 ■ 窃盗前科なし・その他前科あり   
 ■ 窃盗前科（罰金のみ）   
 ■ 窃盗前科（懲役）1回  
■ 窃盗前科（懲役）2回   
■ 窃盗前科（懲役）3回   
■ 窃盗前科（懲役）4回以上

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 4 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 5 「窃盗前科（罰金のみ）」は、窃盗による罰金前科のある者をいい、窃盗による懲役前科のある者を含まない。  
 6 「窃盗前科（懲役）」は、窃盗による懲役前科のある者をいい、回数は、窃盗による懲役前科の回数による。  
 7 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 8 ( ) 内は、実人員である。

## 2 前歴の有無・内容

### (1) 前歴一般

罰金処分者のうち、前歴<sup>(※7)</sup>のない者は81人(10.6%)であり、そのうち、前科もない者は57人であった。他方、罰金処分者のうち、前歴のある者は685人(89.4%)であり、前科があり、かつ、前歴もある者は265人(34.6%)であった。

また、罰金処分者のうち、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名による前歴がある者は44人(5.7%)であった。その回数別人員は、1回が27人、2回が12人、3回以上が5人であり、前歴が最も多い者の回数は5回(1人)であった。

### (2) 窃盗前歴

罰金処分者のうち、窃盗前歴のない者は122人(15.9%)であり、そのうち、前科もない者は80人、窃盗前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は24人であった。

他方、罰金処分者のうち、窃盗前歴のある者は644人(84.1%)であり、窃盗前科があり、かつ、窃盗前歴もある者は126人(16.4%)であった。窃盗前歴の回数別人員は、1回が220人、2回が214人、3回が121人であり、4回以上が89人であった。なお、窃盗前歴が最も多い者の回数は、15回(1人)であった。

なお、窃盗前歴がある者のうち、前科のない者は397人であり、窃盗前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は121人であった。

### (3) 男女別・年齢層別

#### ア 男女別

罰金処分者について、前科・前歴の有無・内容別構成比を総数と男女別に見ると、**2-3-3-2図①**のとおりである。

男女共に、前科又は前歴のある者が9割を超えており、特に、女性は、「窃盗前歴あり」の割合が7割近くを占めており、「窃盗前歴2回」や「窃盗前歴3回以上」の割合が有意に高かった

---

(※7) 本調査における「前歴」は、前科関係との重複を避けるため、刑事確定記録から把握することのできる犯罪・非行の検挙歴のうち、起訴猶予処分や微罪処分等により、起訴されていないものに限定して集計しており、前科と同内容の前歴は除外されるが、少年院送致等により保護処分となった非行歴のほか、審判不開始となった非行歴は含まれる。なお、交通法令違反や自動車運転過失致死傷等の前歴については、刑事確定記録から統一的に把握することが困難であるため、本調査における「前歴」からは除外している。

$\chi^2(6)=60.725, p<.000$ 。

また、前科のない罰金処分者に限定した上で、男女で比較すると、女性は、「窃盗前歴あり」の割合が有意に高く ( $\chi^2(1)=14.495, p<.000$ )、「窃盗前歴2回」や「窃盗前歴3回以上」の割合も有意に高かった ( $\chi^2(4)=24.217, p<.000$ )。

## イ 年齢層別

罰金処分者について、前科・前歴の有無・内容別構成比を年齢層別に見ると、**2-3-3-2図②**のとおりである。

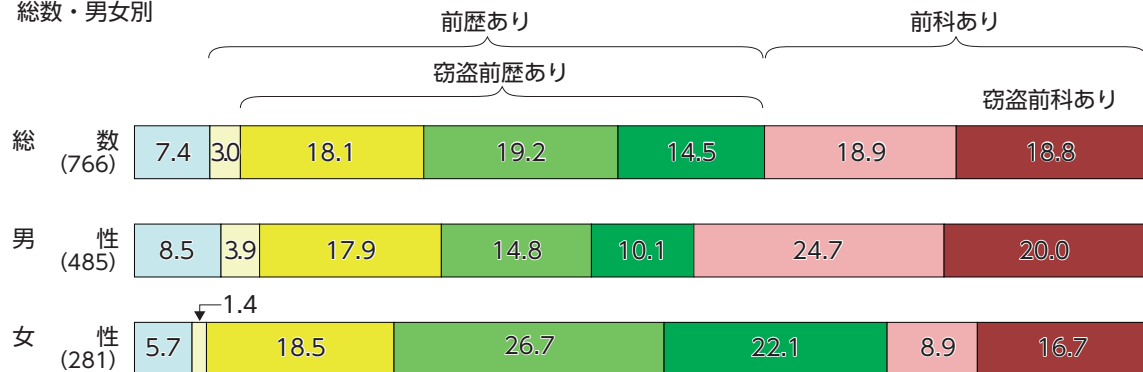
40歳以上の各年齢層においては、前科又は前歴のある者が9割を超えており、特に高齢者においては、「前科・前歴なし」がおらず、前科のない高齢者の全員が「窃盗前歴あり」であった。

前科のない罰金処分者に限定した上で、年齢層で比較すると、50歳以上の各年齢層は、「窃盗前歴あり」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(4)=54.310, p<.000$ )。また、50歳以上の各年齢層は、「窃盗前歴3回以上」の割合も有意に高く、高齢者は、「窃盗前歴2回」の割合も有意に高かった ( $\chi^2(16)=97.596, p<.000$ )。

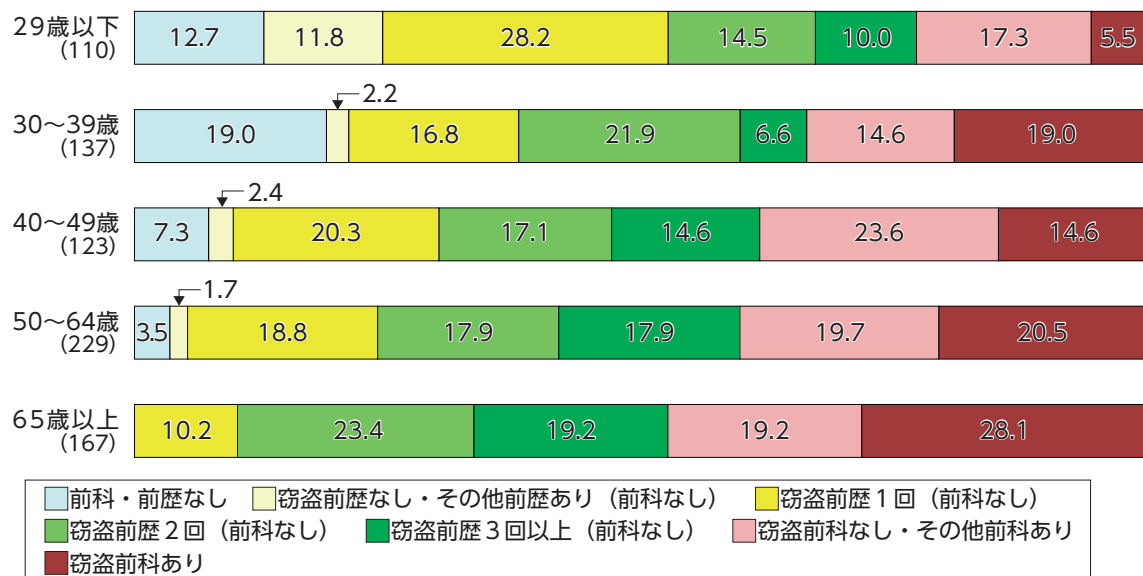
2-3-3-2図

罰金処分者 前科・前歴の有無・内容別構成比（総数・男女別・年齢層別）

## ① 総数・男女別



## ② 年齢層別



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。

3 「前歴」は、交通法令違反や過失運転致死傷等のみによるものを除く。

4 「窃盗前歴」は、前科はないが、窃盗による前歴がある者をいい、回数は、窃盗前歴の回数による。

5 「窃盗前歴なし・その他前歴あり」は、前科がなく、かつ窃盗前歴もないが、窃盗以外の罪名による前歴がある者をいう。

6 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。

7 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。

8 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。

9 ( ) 内は、実人員である。

#### （4）初回検挙時の年齢

前科のない罰金処分者に限定した上で、窃盗前歴のある者について、窃盗による初回検挙時の年齢を見ると、男性は、初回検挙時の平均年齢が41.1歳（標準偏差＝17.1）であり、最年少は15歳、最高齢は80歳、最頻値の年齢は20歳（9人）であった。他方、女性は、初回検挙時の平均年齢が44.8歳（標準偏差＝16.9）であり、最年少は14歳、最高齢は86歳、最頻値の年齢は

62歳（9人）であった。

### （5）微罪処分歴

前科のない罰金処分者のうち、窃盗の微罪処分歴がある者は315人（66.0%）であった。その回数別人員は、1回が240人（50.3%）、2回が59人（12.4%）、3回以上が16人（3.4%）であり、微罪処分歴が最も多かった者の回数は、6回（1人）であった。

また、前科のない罰金処分者のうち、窃盗の微罪処分歴がある者の割合を男女別に見ると、男性が56.3%（151人）、女性が78.5%（164人）であり、女性は、男性と比べて、窃盗の微罪処分歴のある者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(1)=25.631, p<.000$ ）。

さらに、前科のない罰金処分者のうち、窃盗の微罪処分歴がある者の割合を年齢層別に見ると、若年者が38.8%（33人）、30歳代が52.7%（48人）、40歳代が68.4%（52人）、50～64歳が75.9%（104人）、高齢者が88.6%（78人）であり、50歳以上の各年齢層は、窃盗の微罪処分歴がある者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(4)=61.423, p<.000$ ）。

## 第4章 侵入窃盗事犯者

この章では、侵入窃盗事犯者について、その実態等を明らかにするとともに、再犯状況を分析する。

### 第1節 侵入窃盗事犯者の実態

#### 1 属性

##### (1) 人員と性別

調査対象者のうち、主たる犯行の手口が侵入窃盗である者（侵入窃盗事犯者）の総数は、302人（12.5%）であった。

また、侵入窃盗事犯者のうち、男性は294人（97.4%）、女性は8人（2.6%）であった。

なお、侵入窃盗事犯者は、女性の実人員が極めて少ないため、以下、この章では、特に断らない限り、男女総数で検討する<sup>(※1)</sup>。

##### (2) 年齢層

侵入窃盗事犯者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、若年者（107人）の割合が最も高く、次いで、30歳代（81人）、50～64歳（55人）、40歳代（51人）、高齢者（8人）の順であり、40歳未満の年齢層が約6割を占めていた（2-2-1-4図参照）。

犯行時の平均年齢は、37.2歳（標準偏差＝13.7）であり、最年少は17歳、最高齢は78歳、最頻値の年齢は21歳と23歳（各15人）であった。

以上のとおり、侵入窃盗事犯者については、高齢者の実人員が極めて少ないため<sup>(※2)</sup>、以下、この章において、年齢層別の検討をする場合には、特に断らない限り、若年者、30歳代、40歳代、50歳以上（高齢者を含む。）の四区分で検討する。

---

（※1） 侵入窃盗は、検挙人員の女性比においても、1割未満で推移している（1-1-2-5図①参照）。

（※2） 侵入窃盗は、検挙人員の年齢層別構成比においても、高齢者の割合が1割未満で推移している（1-1-2-7図①③参照）。なお、同検挙人員には、保護処分の対象となる少年も含まれていることに留意する必要がある。

### (3) 国籍等

侵入窃盗事犯者の国籍等別人員は、日本人が275人(91.1%)と圧倒的多数を占めており、日本国籍以外の者は27人(8.9%)であった。

日本国籍以外の侵入窃盗事犯者について、国籍等別の人員を見ると、中国が13人と最も多く、次いで、韓国・朝鮮7人、ベトナムとコロンビアの各2人の順であった<sup>(※3)</sup>。

日本国籍以外の侵入窃盗事犯者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、若年者の割合が63.0%(17人)と最も高く、次いで、30歳代18.5%(5人)、50歳以上11.1%(3人)、40歳代7.4%(2人)の順であり、日本人と比べて、若年者の割合が有意に高かった( $\chi^2(3)=10.035$ ,  $p=.018$ )。

日本国籍以外の侵入窃盗事犯者は、犯行時の平均年齢が31.5歳(標準偏差=13.4)であり、最年少は20歳、最高齢は64歳、最頻値の年齢は22歳(4人)であった。

### (4) 成育歴・教育歴

侵入窃盗事犯者について、成育歴別の構成比を見ると、両親<sup>(※4)</sup>により養育された者の割合が76.8%(232人)と最も高く、次いで、母親のみ10.6%(32人)、父親のみ5.6%(17人)、児童養護施設3.6%(11人)、両親以外の親族1.0%(3人)の順であった。

また、侵入窃盗事犯者について、教育歴別の構成比を見ると、中学卒業の割合が40.7%(123人)と最も高く、次いで、高校卒業23.5%(71人)、高校中退21.2%(64人)、大学進学8.9%(27人)、専門学校卒業3.0%(9人)の順であった<sup>(※5)</sup>。

## 2 犯行時の生活環境

### (1) 婚姻状況

侵入窃盗事犯者について、犯行時の婚姻状況別構成比を総数と年齢層別に見ると、**2-4-1-1図**のとおりである。

総数では、「婚姻歴なし」が約6割を占めており、「婚姻継続中」は約1割にとどまっていた。

(※3) 以上の国籍等のほか、侵入窃盗事犯者には、「南米その他」(南アメリカのうち、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、チリ、パラグアイ、ブラジル、ペルー及びベネズエラ以外の国をいう。)として集計された者が3人いた。

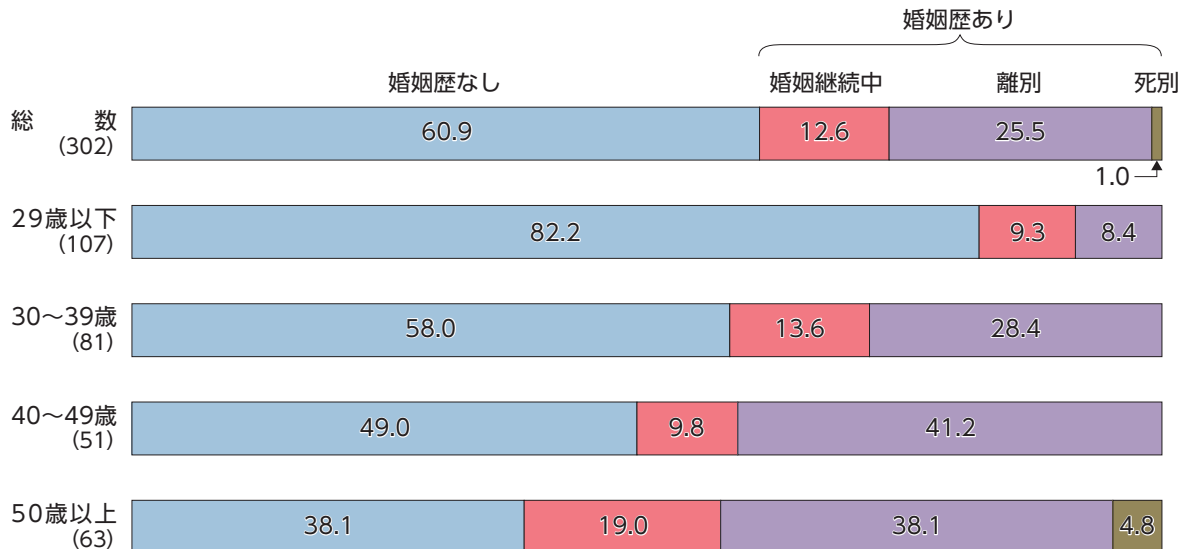
(※4) 本調査における「親」は、実親のほか、養親を含む。

(※5) 本調査における「中学卒業」は、高校中退を含まない。また、「大学進学」は、大学中退・卒業のほか、大学院進学・修了を含む。

年齢層別に見ると、年齢層が高くなるにつれて、「婚姻歴あり」の割合が高くなっていたが、いずれの年齢層においても、「婚姻継続中」の割合は2割に満たなかった。

2-4-1-1図

侵入窃盗事犯者 犯行時の婚姻状況別構成比（総数・年齢層別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 犯行時の婚姻状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には最初の犯行日の婚姻状況による。

3 「離婚」は、犯行時に配偶者と離婚していた場合のほか、婚姻関係が事実上破綻していた場合を含む。

4 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。

5 ( ) 内は、実人員である。

## (2) 居住状況

侵入窃盗事犯者の犯行時における居住状況について、住居の有無別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-4-1-2図①のとおりである。

総数では、「自宅あり」が約7割を占めているが、「住居不定」も2割を超えていた。

年齢層別に見ると、いずれの年齢層においても、「自宅あり」が過半数を占めているが、その一方において、「住居不定」も2割を超えていた。

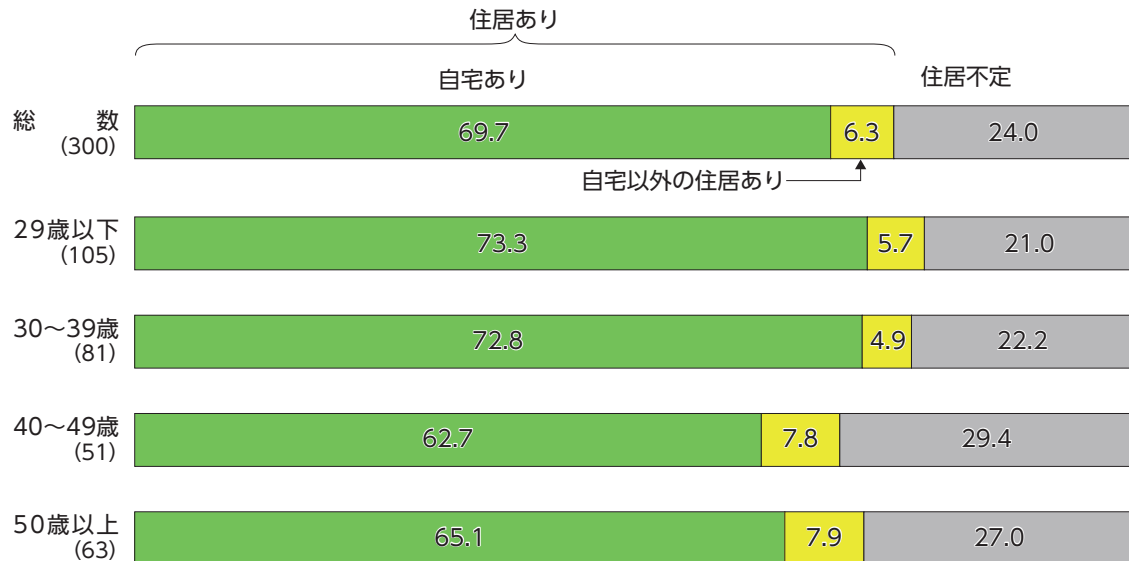
さらに、「住居あり」の者に限定した上で、同居人等の有無別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-4-1-2図②のとおりである。

総数では、「同居人あり」の者が約6割を占めていた。特に、若年者においては、「同居人あり」が約7割を占めているが、30歳以上の各年齢層では、「同居人あり」が5割台にとどまっていた。また、50歳以上では、「単身居住者」であり、かつ、「交流のある近親者なし」が約3割を占めていた。

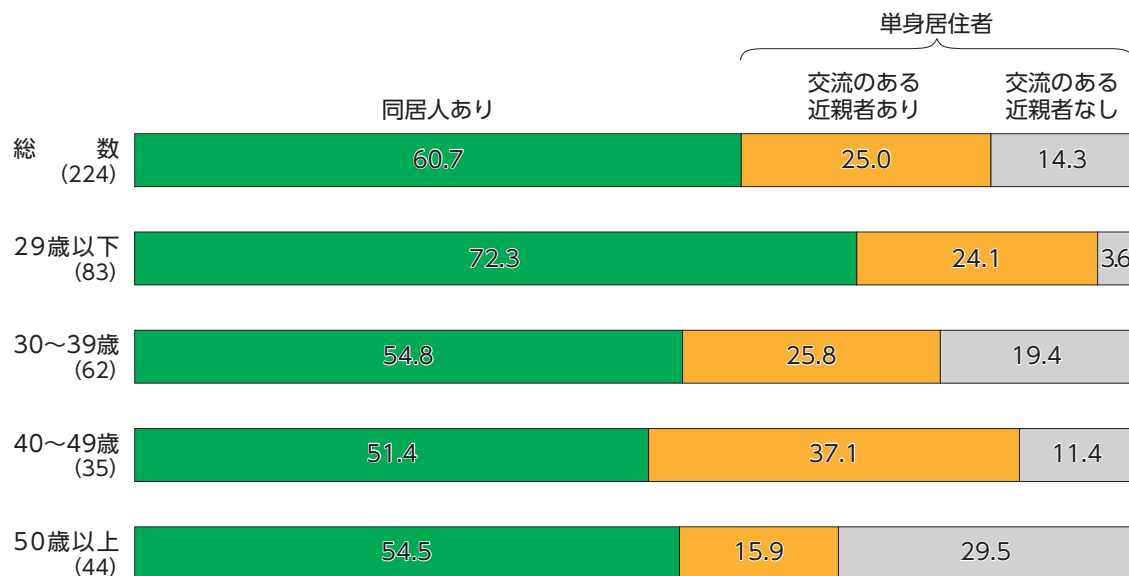
2-4-1-2図

侵入窃盗事犯者 犯行時の居住状況別構成比（総数・年齢層別）

① 住居の有無



② 同居人等の有無



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の居住状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の居住状況による。  
 3 居住状況が不詳の者を除く。  
 4 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 5 ②において、犯行時に住居（自宅以外の住居を含む。）があった者に限る。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 就労状況

侵入窃盗事犯者について、犯行時の就労状況別構成比を総数と年齢層別に見ると、**2-4-1-3図①**のとおりである。

総数では、「有職者」が3割台にとどまっており、「無職者」が6割を超えていた。また、年齢層が高くなるにつれて、「無職者」の割合も高くなっていた。

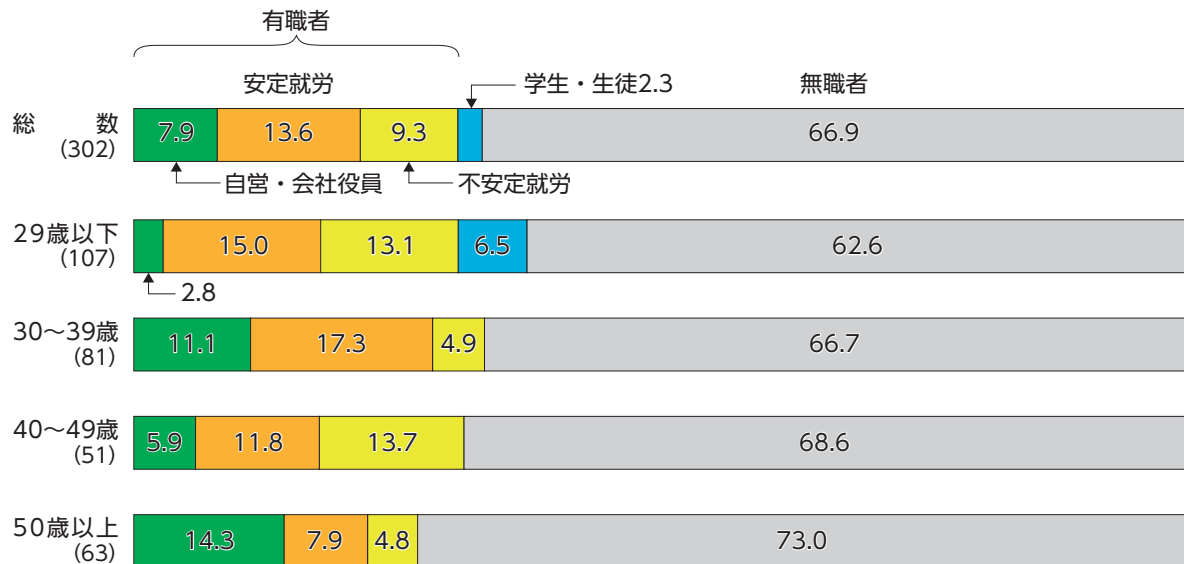
さらに、「無職者」に限定した上で、無職の理由別構成比を総数と年齢層別に見ると、**2-4-1-3図②**のとおりである。

総数では、「勤労意欲なし」が約6割を占めていた。いずれの年齢層においても、「勤労意欲なし」の割合が最も高く、特に40歳未満の各年齢層では、「勤労意欲なし」が7割を超えていた。

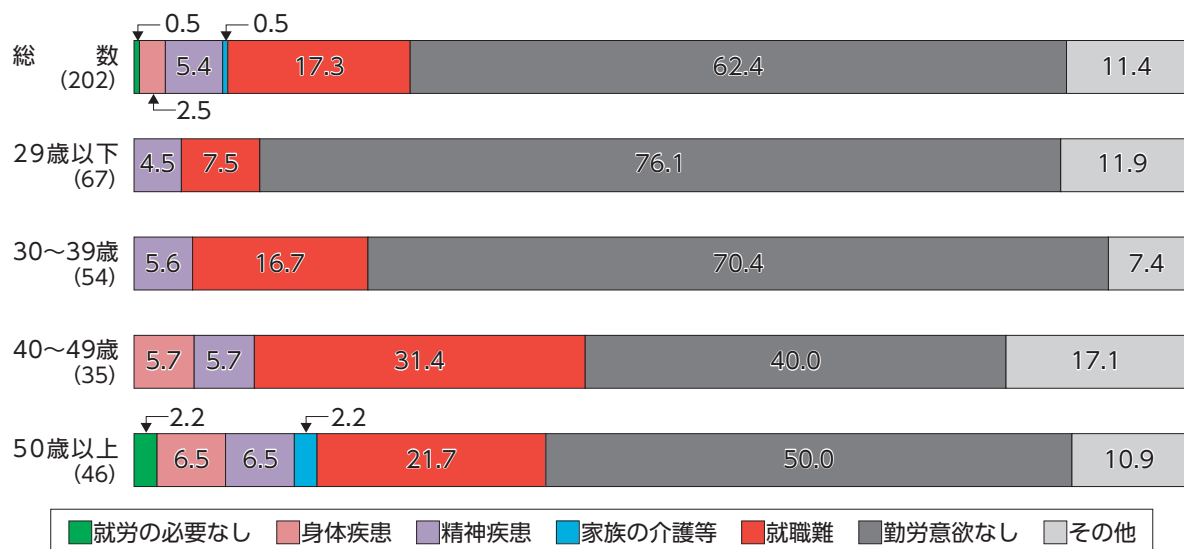
他方、犯行時に「有職者」であった者（勤続期間が不詳の者を除く。84人）について、犯行時までの勤続期間別構成比を見ると、3月未満が17.9%（15人）、3月以上6月未満が13.1%（11人）、6月以上1年未満が13.1%（11人）、1年以上3年未満が26.2%（22人）、3年以上5年未満が8.3%（7人）、5年以上10年未満が14.3%（12人）、10年以上が7.1%（6人）であり、勤続期間が1年に満たない者が4割を超えていた。

2-4-1-3図 侵入窃盗事犯者 犯行時の就労状況別構成比（総数・年齢層別）

① 就労の有無・内容



② 無職者の無職理由



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の就労状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の就労状況による。  
 3 「無職者」は、学生・生徒及び主婦・家事従事を含まない。  
 4 ①において、「安定就労」は会社員等の正規被雇用者を、「不安定就労」は不定期派遣やアルバイト等をいう。  
 5 ②において、「就労の必要なし」は年金を受給している場合等を、「就職難」は、就職活動をしているが、就職先が決まらない場合をいう。  
 6 ②において、「精神疾患」は、その疑いがある旨の診断を含む。  
 7 ②において、「その他」は、無職理由が不詳の場合を含む。  
 8 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 9 ( ) 内は、実人員である。

## (4) 経済状況

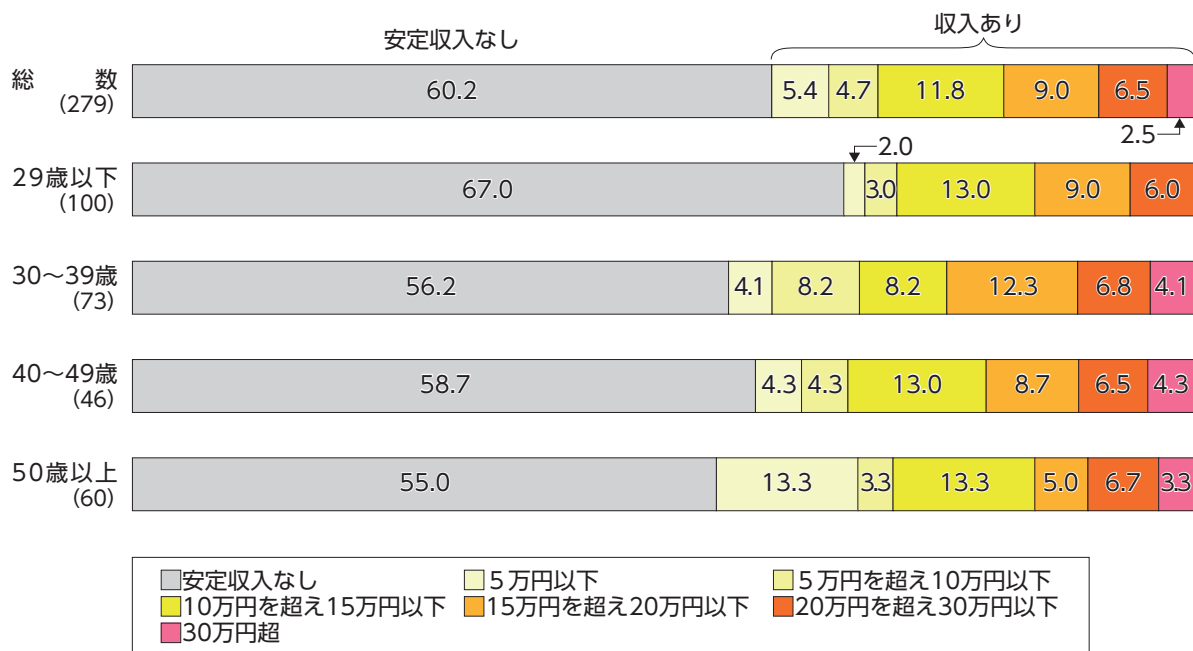
### ア 収入状況

侵入窃盗事犯者について、犯行時における収入の有無及び収入額別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-4-1-4図のとおりである。

総数では、「安定収入なし」が約6割を占めており、収入額が月額20万円を超える者は1割に満たなかった。また、いずれの年齢層においても、「安定収入なし」が過半数を占めていた。

なお、「収入あり」の者(111人)について、主な収入源別の人員を見ると、職場からの給与が72人と最も多く、次いで、生活保護25人、家族の収入6人の順であった。

2-4-1-4図 侵入窃盗事犯者 犯行時の収入状況別構成比（総数・年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の収入状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の収入状況による。  
 3 収入状況が不詳の者を除く。  
 4 収入額は月額による。なお、収入源は、給与のほか、生活保護、年金、家族からの仕送り、配偶者の収入等を含む。  
 5 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

## イ 資産・負債の状況

### (ア) 資産の状況

侵入窃盗事犯者について、犯行時の資産の有無及び預貯金額別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-4-1-5図①のとおりである。

総数では、「資産なし」が6割を超えており、預貯金額が10万円以上の者は1割に満たなかった。また、いずれの年齢層においても、「資産なし」が6割を超えていた。

### (イ) 負債の状況

侵入窃盗事犯者について、犯行時の負債の有無及び負債額別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-4-1-5図②のとおりである。

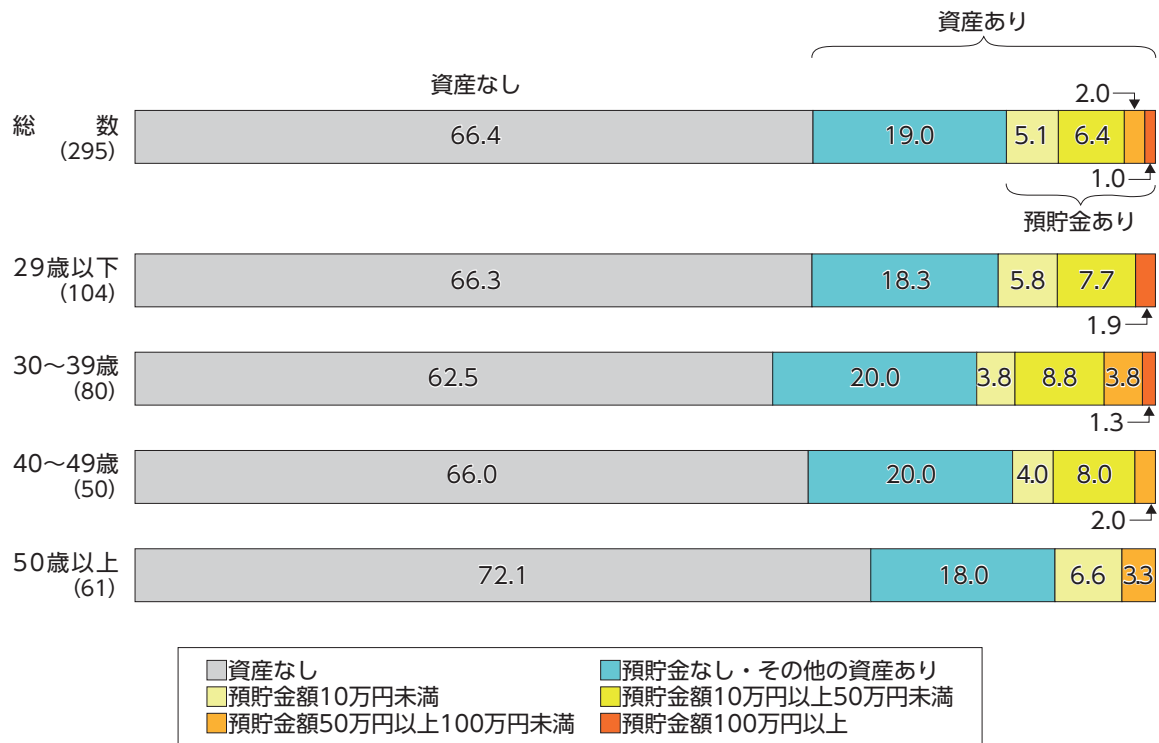
総数では、「負債あり」が過半数を占めており、負債額が100万円以上の者も2割を超えていた。年齢層別に見ると、若年者は、「負債あり」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(3)=16.136, p=.001$ )。

なお、「負債あり」の者(155人)について、借入先別の人員(重複計上による。)を見ると、消費者金融が65人と最も多く、次いで、カードローン27人、車両関係ローン24人、友人・知人23人の順であった。

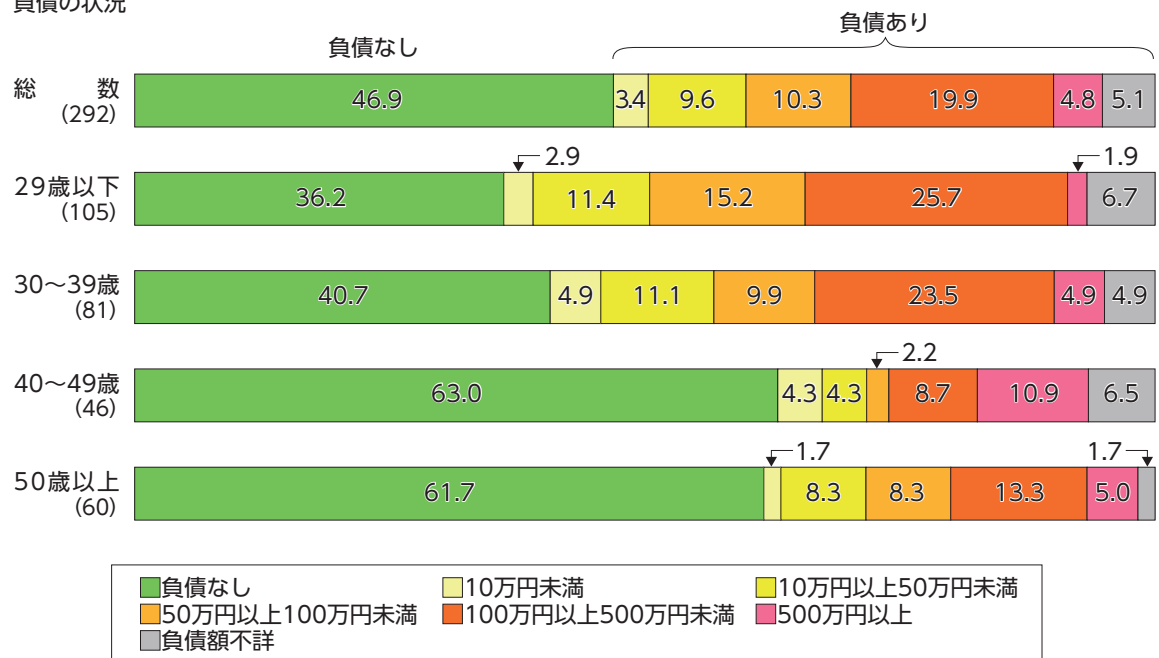
2-4-1-5図

侵入窃盗事犯者 犯行時の資産・負債の状況別構成比（総数・年齢層別）

① 資産の状況



② 負債の状況



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の資産・負債の状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の資産・負債の状況による。  
 3 資産・負債の有無が不詳の者を除く。  
 4 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

### (5) 精神疾患の既往歴

侵入窃盗事犯者のうち、精神疾患（その疑いがある旨の診断を含む。）の既往歴がある者は、34人（11.3%）であった。また、精神疾患による入院歴のある者は、4人であり、いずれも任意入院によるものであった。

精神疾患の既往歴のある者について、その診断名別の人員（重複計上による。）を見ると、鬱病等の気分障害が12人と最も多く、次いで、精神遅滞（知的障害）、てんかん、アルコール依存症、覚せい剤依存症の各4人、統合失調症が3人の順であった。

### (6) 暴力団歴

侵入窃盗事犯者のうち、暴力団関係<sup>(※6)</sup>の経歴がある者は37人（12.3%）であり、万引き事犯者（本編第6章第1節2項（6）参照）と比べると、暴力団関係の経歴がある者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(1)=31.194$ ,  $p<.000$ ）。

また、侵入窃盗事犯者のうち、調査対象事件の犯行時も暴力団構成員であった者は4人、準構成員又は周辺者であった9人であった。

## 3 調査対象事件の内容

### (1) 事件数

#### ア 概要

侵入窃盗事犯者による窃盗の事件数は、延べ865件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は2.86件（標準偏差=2.72）であった<sup>(※7)</sup>。

侵入窃盗事犯者一人当たりの事件数別構成比は、1件の割合が41.7%（126人）と最も高く、次いで、2件20.5%（62人）、3件13.2%（40人）、5件6.6%（20人）、4件6.3%（19人）の順であり、6件以上は11.6%（35人）であった。また、窃盗の事件数が最も多かった侵入窃盗事犯者の事件数は、14件（4人）であった。

---

（※6） 本調査における「暴力団関係」とは、暴力団の構成員として加入した者のほか、準構成員又は周辺者であった者を含む。

（※7） 平成23年の侵入窃盗の検挙人員一人当たりの検挙件数は、6.17件であり、窃盗総数の検挙人員一人当たりの検挙件数（1.82件）よりも多かった（警察庁の統計による。）。

## イ 国籍等別

侵入窃盗事犯者のうち、日本人による窃盗の事件数は、延べ688件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は2.50件（標準偏差＝2.25）であった。他方、侵入窃盗事犯者のうち、日本国籍以外の者による窃盗の事件数は、延べ177件であり、一人当たりの窃盗の事件数は6.56件（同＝4.12）であった。侵入窃盗事犯者に占める日本国籍以外の者の割合は、人員では8.9%に過ぎないが、窃盗の事件数では20.5%を占めていた。

日本国籍以外の侵入窃盗事犯者について、一人当たりの事件数別構成比を見ると、4件が22.2%（6人）と最も高く、次いで、10件14.8%（4人）の順であった。また、窃盗の事件数が最も多かった侵入窃盗事犯者の事件数は、14件（2人）であった。

## （2）侵入窃盗の手口

### ア 概要

#### （ア）人員

侵入窃盗事犯者のうち、主たる犯行の手口別人員を更に詳細に見ると、空き巣が89人（29.5%）と最も多く、次いで、出店荒し61人（20.2%）、忍込み29人（9.6%）、事務所荒し27人（8.9%）、倉庫荒し24人（7.9%）、金庫破り11人（3.6%）、学校荒し8人（2.6%）、工場荒し5人（1.7%）の順であった。また、「住宅を対象とする侵入窃盗」（空き巣・忍込み・居空き）<sup>（\*8）</sup>を主たる犯行の手口とする人員は、148人（49.0%）であった。

#### （イ）事件数

侵入窃盗を手口とする調査対象事件（主たる犯行であるか否かを問わない。）の事件数は、延べ818件であった。このうち、更に詳細な手口別の事件数を見ると、空き巣が314件（38.4%）と最も多く、次いで、出店荒し155件（18.9%）、忍込み84件（10.3%）、事務所荒し74件（9.0%）、倉庫荒し52件（6.4%）、金庫破り24件（2.9%）の順であった。

#### （ウ）手口別人員の平均事件数

主たる犯行の手口別人員（合計人員が10人以上であった手口に限る。）について、一人当たりの平均事件数<sup>（\*9）</sup>を見ると、空き巣が3.58件（標準偏差＝3.25）と最も多く、次いで、忍込み

（\*8） 本調査における「住宅を対象とする侵入窃盗」とは、調査対象者のうち、主たる犯行の手口が空き巣、忍込み又は居空きのいずれかであるものの、その区別が困難であるものを含む。

（\*9） 手口別の各人員について、その窃盗の事件数の合計を算出した上で、これを手口別の各人員で除した数値を示している。

3.03件（同＝2.31）、出店荒し2.84件（同＝3.17）、事務所荒し2.59件（同＝2.27）、金庫破り2.55件（同＝1.92）、倉庫荒し2.17件（同＝2.50）の順であった。また、窃盗の事件数が最も多かった侵入窃盗事犯者の主たる犯行の手口は、空き巣と出店荒し（各14件・各2人）であった。

## イ 年齢層別

### （ア）手口別構成比

侵入窃盗事犯者について、主たる犯行の手口別構成比を総数と年齢層別に見ると、**2-4-1-6図①**のとおりである。

いずれの年齢層においても、「住宅を対象とする侵入窃盗」の割合が最も高かった。また、40歳未満の各年齢層では、出店荒しが2割を超えていた。

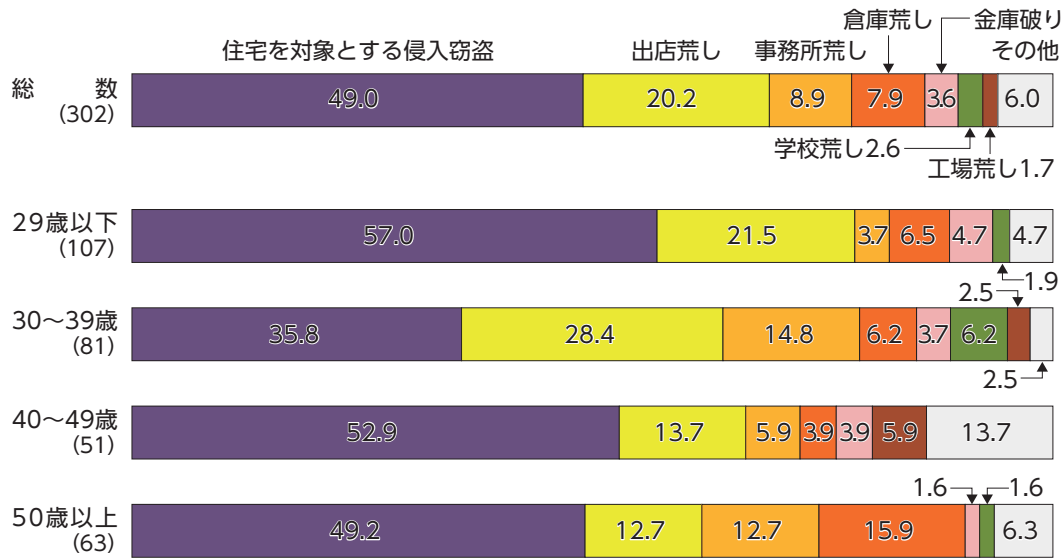
### （イ）年齢層別構成比

侵入窃盗事犯者の主な手口別の人員（合計人員が10人以上であった手口に限る。）について、年齢層別構成比を見ると、**2-4-1-6図②**のとおりである。

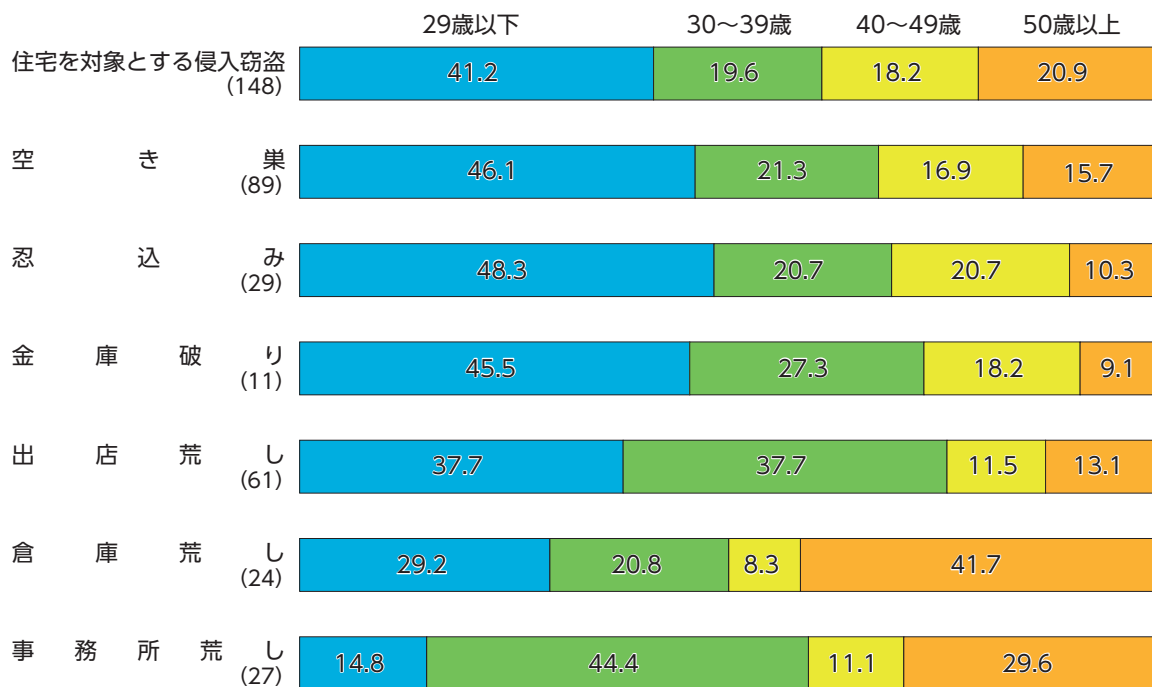
実人員の少ない手口については、解釈に留意する必要もあるが、「住宅を対象とする侵入窃盗」は、若年者の割合が最も高く、次いで、30歳代であり、40歳未満の年齢層が約6割を占めており、空き巣、忍込みの各手口においても、40歳未満の年齢層が6割を超えていた。他方、事務所荒しでは、30歳代の割合が最も高く、次いで、50歳以上であり、倉庫荒しでは、50歳以上の割合が最も高かった。

## 2-4-1-6図 侵入窃盗事犯者 手口別・年齢層別構成比

## ① 手口別構成比（総数・年齢層別）



## ② 主な手口別人員の年齢層別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各手口は、主たる犯行の手口による。  
 3 各年齢層は、主たる犯行時の年齢による。  
 4 「住宅を対象とする侵入窃盗」は、空き巣、忍込み及び居空きの総称であり、各手口の区別が困難なものを含む。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

## ウ 国籍等別

日本人の侵入窃盗事犯者のうち、主たる犯行の手口別人員は、「住宅を対象とする侵入窃盗」が126人（45.8%）と最も多く、次いで、出店荒し58人（21.1%）、事務所荒し27人（9.8%）、倉庫荒し24人（8.7%）の順であった。

他方、日本国籍以外の侵入窃盗事犯者のうち、主たる犯行の手口別人員は、「住宅を対象とする侵入窃盗」が22人（81.5%）と圧倒的多数を占めており、そのうち空き巣が21人であった。また、侵入窃盗事犯者のうち、中国とコロンビアの各人員は、いずれも空き巣を主たる犯行の手口とするものであった<sup>(＊10)</sup>。

## （3）共犯関係

### ア 概要

侵入窃盗事犯者のうち、主たる犯行について共犯者のいた者の人員は、88人（29.1%）であった。侵入窃盗事犯者は、共犯者のいる者の割合が有意に高かった（本編第2章第1節2項（3）ウ参照）。

主たる犯行について共犯者のいた侵入窃盗事犯者（共犯者の人数不詳の者を除く。）のうち、一人当たりの共犯者の平均人数は、1.99人（標準偏差＝1.13）であった。共犯者のいた侵入窃盗事犯者について、共犯者の人数（当該調査対象者を含まない。）別構成比を見ると、共犯者1人であった者の割合が42.0%（37人）と最も高く、次いで、共犯者2人28.4%（25人）、共犯者3人14.8%（13人）、共犯者4人9.1%（8人）、共犯者5人以上2.3%（2人）の順であり、共犯者の人数不詳の者は3人であった。また、共犯者の最も多かった侵入窃盗事犯者の共犯者人数は、6人であった。

## イ 年齢層別

侵入窃盗事犯者の主たる犯行について、共犯者の有無及び共犯者との関係別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-4-1-7図のとおりである。

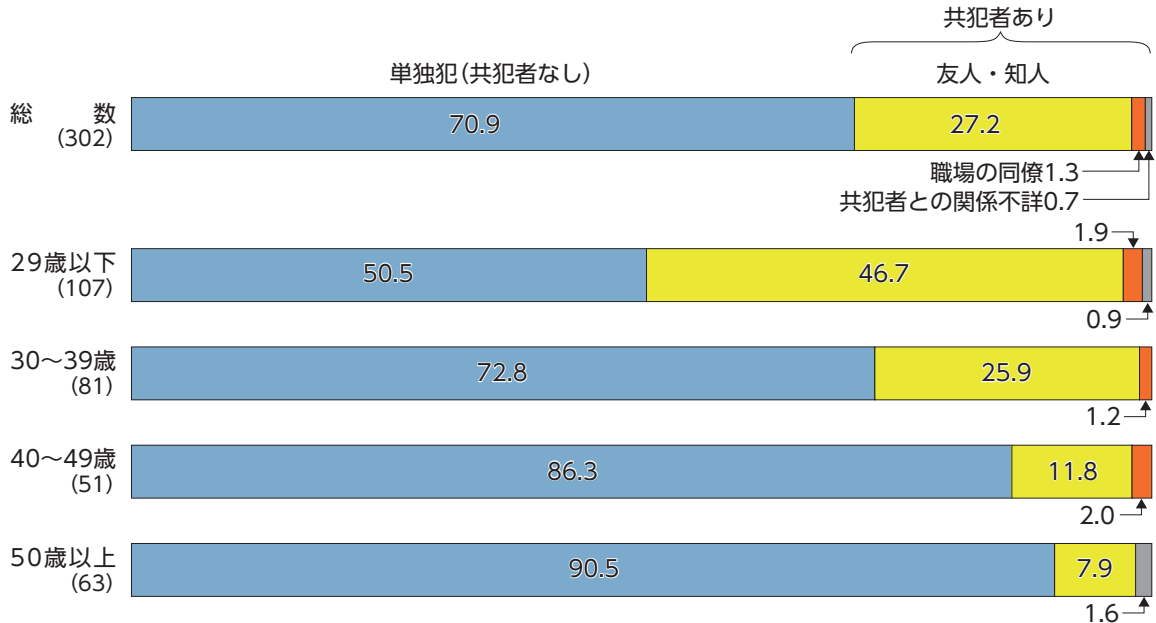
総数では、「単独犯」が約7割を占めており、「共犯者あり」の中では、「友人・知人」の割合が最も高かった。年齢層別に見ると、若年者は、「共犯者あり」の割合が有意に高く（ $\chi^2(3) = 39.313$ ,  $p < .000$ ）、年齢層が高くなるにつれて、「共犯者あり」の割合が低くなっていた。

---

（＊10）「南米その他」として集計された3人についても、いずれも空き巣を主たる犯行の手口とする者であった。

2-4-1-7図

侵入窃盗事犯者 共犯者の有無・関係別構成比（総数・年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行についての共犯者の有無・関係による。  
 3 「共犯者との関係不詳」は、共犯者がいるものの、調査対象者との関係が不詳の場合をいう。  
 4 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

## ウ 手口別

侵入窃盗事犯者の主たる犯行について、共犯者の有無及び共犯者の人数別構成比を主な手口別に見ると、2-4-1-8図のとおりである（侵入窃盗総数については、2-2-1-5図参照）。

実人員の少ない手口については、解釈に留意する必要もあるが、「共犯者あり」の割合は、金庫破りが63.6%（7人）と最も高く、次いで、空き巣39.3%（35人）、出店荒し34.4%（21人）の順であった。3人以上の共犯者がいた者の割合も、金庫破りが最も高く、次いで、空き巣、出店荒しの順であった。また、金庫破りは、「共犯者の人数不詳」の割合が1割近くを占めており、組織的な背景の存在をうかがわせた。

さらに、「共犯者あり」の侵入窃盗事犯者（共犯者の人数不詳の者を除く。）のうち、一人当たりの共犯者の平均人数を主な手口別に見ると、金庫破りが2.33人（標準偏差＝1.03）と最も多く、次いで、空き巣2.06人（同＝0.92）、出店荒し2.05（同＝1.36）、倉庫荒し1.80人（同＝0.45）、忍込み1.20人（同＝0.45）の順であった<sup>(＊11)</sup>。また、共犯者の人数が最も多かった侵入窃盗事犯者の主たる犯行の手口は「住宅を対象とする侵入窃盗」<sup>(＊12)</sup>（共犯者の人数は6人）で

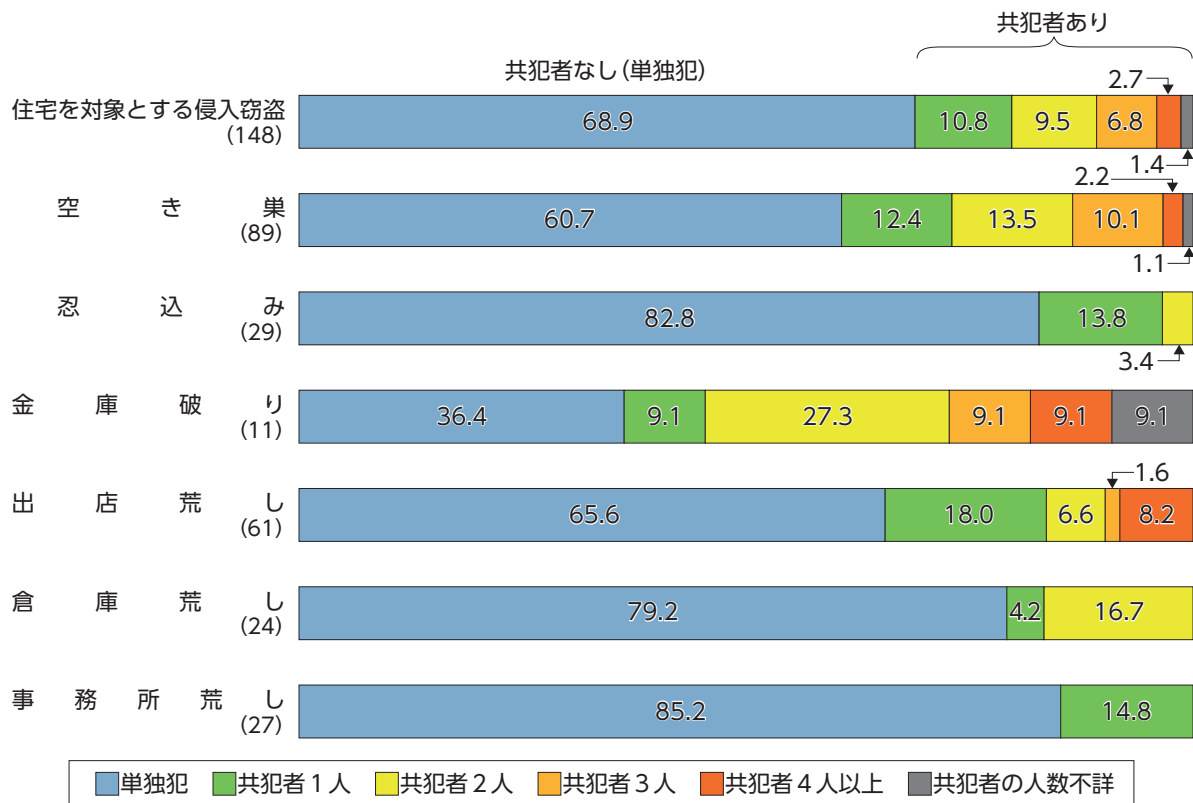
(＊11) 事務所荒しは、「共犯者あり」の者が4人であり、いずれも共犯者の人数は1人であった。

(＊12) 「住宅を対象とする侵入窃盗」の共犯者の平均人数は、2.09人（標準偏差＝1.12）であった。

あった。

2-4-1-8図

侵入窃盗事犯者 共犯者の有無・人数別構成比（主な手口別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行についての共犯者の有無・人数による。  
 3 「共犯者の人数不詳」は、共犯者がいるものの、その人数が不詳の場合をいう。  
 4 各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

## 工 国籍等別

侵入窃盗事犯者のうち、主たる犯行について共犯者のいた者の割合は、日本人では24.0% (66人) であるのに対し、日本国籍以外の者では81.5% (22人) と圧倒的多数を占めていた。また、侵入窃盗事犯者のうち、中国とコロンビアの各人員は、いずれも共犯者がいた者であった<sup>(＊13)</sup>。

また、共犯者のいた侵入窃盗事犯者（共犯者の人数不詳の者を除く。）のうち、一人当たりの共犯者の平均人数は、日本人では1.91人（標準偏差＝1.22）であり、日本国籍以外の者では2.25人（同＝0.72）であった。

(＊13) 「南米その他」として集計された3人についても、いずれも共犯者がいた者であった。

#### (4) 被害状況

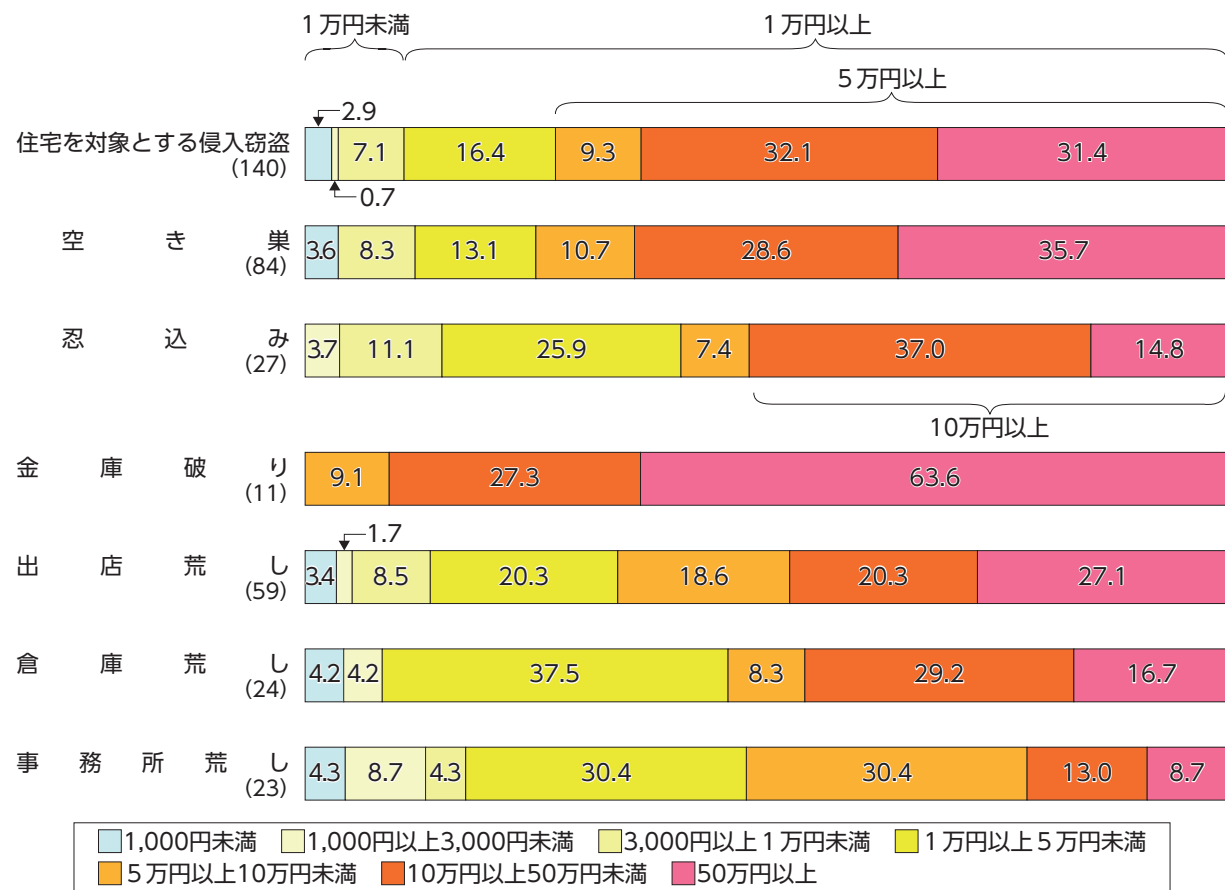
侵入窃盗事犯者について、主たる犯行（未遂及び被害額が不詳のものを除く。）の被害額別構成比を見ると、被害額が5万円以上の割合が6割以上を占めており、10万円以上の割合も5割を超えていた（2-2-1-6図参照）。

主たる犯行の被害額別構成比を更に詳細な手口別に見ると、2-4-1-9図のとおりである。

実人員の少ない手口については、解釈に留意する必要もあるが、被害額が50万円以上の割合は、金庫破りが最も高く、次いで、空き巣、出店荒しの順であった。また、金庫破りは、被害額が10万円以上の割合が9割を超えていた。なお、調査対象事件のうち、最も多額な被害額は、空き巣による3,102万1,500円（うち現金被害額3,090万円）であった。

2-4-1-9図

侵入窃盗事犯者 主たる犯行の被害額別構成比（主な手口別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行の被害額による。  
 3 未遂及び被害額が不詳のものを除く。  
 4 各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

他方、侵入窃盗事犯者のうち、調査対象事件（主たる犯行であるか否かを問わない。）について、被害金品の還付（還付予定のものを含む。）によって、被害の全部が回復されている者は69人であり、被害金品の一部のみが還付されている者は136人であった。

また、侵入窃盗事犯者のうち、被害金品の還付とは別に、金銭賠償による積極的な弁償措置（弁償予定のものを含まない。）を行った者は113人であるが、そのうち、被害額の全部を弁償した者は66人であった。

## (5) 動機・背景事情

本調査のうち、刑事確定記録を用いた調査においては、窃盗事犯に至る動機・理由又は目的（以下、単に「動機」という。）及び背景事情・原因（以下、単に「背景事情」という。）として想定し得る項目をあらかじめ複数設定した上で、主として調査対象者の捜査段階及び裁判時における供述内容を基に、犯行に至った動機・背景事情として各項目に該当するものを選別して集計（重複計上による。）する調査を行った。

### ア 犯行の動機

侵入窃盗事犯者について、犯行の動機として該当する比率の高かった項目を総数と年齢層別に見ると、**2-4-1-10図①**のとおりである。

総数では、「生活困窮」や「自己使用・費消目的」、「換金目的」、「職業的」、「その他の遊興費欲しさ」が上位にあった。

年齢層別に見ると、いずれの年齢層においても、「自己使用・費消目的」や「換金目的」、「生活困窮」、「職業的」が上位にあり、30歳代と50歳以上では、「ギャンブル代欲しさ」も上位にあった。また、若年者では「その他の遊興費欲しさ」が、40歳代では「盗み癖」が、それぞれ上位にあった。

### イ 犯行の背景事情

侵入窃盗事犯者について、犯行の背景事情として該当する比率の高かった項目を総数と年齢層別に見ると、**2-4-1-10図②**のとおりである。

総数では、「無為徒食・怠け癖」や「ギャンブル耽溺」、「不良交友」、「住居不安定」、「家族と疎遠・身寄りなし」が上位にあった。

年齢層別に見ると、いずれの年齢層においても、「無為徒食・怠け癖」や「ギャンブル耽溺」、「住居不安定」が上位にあり、30歳以上の各年齢層では、「家族と疎遠・身寄りなし」も上位にあった。若年者と30歳代では「不良交友」が、30歳代を除く各年齢層では「収入減」も、それぞれ上位にあった。また、40歳代では、「習慣飲酒・アルコール依存」も上位にあった。

2-4-1-10図

侵入窃盗事犯者 犯行の動機・背景事情（総数・年齢層別）

① 犯行の動機

| 総数<br>(301)    | 生活困窮<br>43.9%             | 自己使用・<br>費 消 目 的<br>43.5% | 換金目的<br>38.5% | 職業的<br>32.6%  | その他の遊<br>興費欲しさ<br>17.6%   |
|----------------|---------------------------|---------------------------|---------------|---------------|---------------------------|
| 29歳以下<br>(107) | 自己使用・<br>費 消 目 的<br>50.5% | 換金目的<br>47.7%             | 生活困窮<br>42.1% | 職業的<br>33.6%  | その他の遊<br>興費欲しさ<br>23.4%   |
| 30～39歳<br>(81) | 換金目的<br>40.7%             | 自己使用・<br>費 消 目 的<br>38.3% | 生活困窮<br>34.6% | 職業的<br>30.9%  | ギャンブル<br>代 欲 し さ<br>19.8% |
| 40～49歳<br>(51) | 生活困窮<br>52.9%             | 自己使用・<br>費 消 目 的<br>39.2% | 職業的<br>33.3%  | 換金目的<br>27.5% | 盗み癖<br>17.6%              |
| 50歳以上<br>(62)  | 生活困窮<br>51.6%             | 自己使用・<br>費 消 目 的<br>41.9% | 職業的<br>32.3%  | 換金目的<br>29.0% | ギャンブル<br>代 欲 し さ<br>22.6% |

② 犯行の背景事情

|                |                         |                              |                       |                |                              |                                |
|----------------|-------------------------|------------------------------|-----------------------|----------------|------------------------------|--------------------------------|
| 総数<br>(296)    | 無為徒食・<br>怠 け 癖<br>44.6% | ギャンブル<br>耽 溺<br>29.7%        | 不良交友<br>23.0%         | 住居不安定<br>22.6% | 家族と疎遠・<br>身 寄 り な し<br>20.9% |                                |
| 29歳以下<br>(103) | 無為徒食・<br>怠 け 癖<br>48.5% | 不良交友<br>35.0%                | ギャンブル<br>耽 溺<br>21.4% | 住居不安定<br>17.5% | 収入減<br>12.6%                 |                                |
| 30～39歳<br>(80) | 無為徒食・<br>怠 け 癖<br>45.0% | ギャンブル<br>耽 溺<br>32.5%        | 不良交友<br>25.0%         | 住居不安定<br>22.5% | 家族と疎遠・<br>身 寄 り な し<br>20.0% |                                |
| 40～49歳<br>(50) | 無為徒食・<br>怠 け 癖<br>36.0% | ギャンブル<br>耽 溺<br>34.0%        | 住居不安定<br>26.0%        | 収入減<br>24.0%   | 家族と疎遠・<br>身 寄 り な し<br>18.0% | 習慣飲酒・<br>アルコール<br>依 存<br>18.0% |
| 50歳以上<br>(63)  | 無為徒食・<br>怠 け 癖<br>44.4% | 家族と疎遠・<br>身 寄 り な し<br>39.7% | ギャンブル<br>耽 溺<br>36.5% | 住居不安定<br>28.6% | 収入減<br>23.8%                 |                                |

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 各人員のうち、それぞれ各項目に該当した者（重複計上による。）の合計人員の占める比率による。  
3 各項目に該当する比率について、上位5つまでの項目（ただし、該当した者が5人以上のものに限る。）を示している。  
4 動機・背景事情が不詳の者を除く。  
5 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
6 ①において、「自己使用・費消目的」は、空腹、換金又は収集目的以外の動機による自己使用又は費消の目的をいう。  
7 ①において、「その他の遊興費欲しさ」は、ギャンブル代、酒代又は違法薬物代以外の遊興費欲しさをいう。  
8 ( ) 内は、実人員である。

## 4 前科・前歴関係

### (1) 前科の有無・内容

#### ア 前科一般

侵入窃盗事犯者のうち、前科のない者は110人（36.4%）であり、前科のある者は192人（63.6%）であった（2-2-1-8図参照）。

また、侵入窃盗事犯者のうち、窃盗前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は42人（13.9%）であり、その回数別人員は、1回が25人、2回が4人、3回が6人、4回以上が7人であった。なお、前科が最も多かった者の回数は、13回（1人）であった。

#### イ 窃盗前科

##### (ア) 総数

侵入窃盗事犯者のうち、窃盗前科のない者は152人（50.3%）であり、窃盗前科のある者は150人（49.7%）であった（2-2-1-8図参照）。

窃盗前科の回数別人員について見ると、侵入窃盗事犯者のうち、窃盗前科1回が54人（17.9%）、2回が26人（8.6%）、3回が16人（5.3%）であり、4回以上が54人（17.9%）であった。なお、窃盗前科が最も多かった者の回数は、16回（1人）であった。

##### (イ) 窃盗の罰金前科

侵入窃盗事犯者のうち、窃盗による罰金前科のある者は、4人（1.3%）であり、その回数は、いずれも1回であった。

また、窃盗による罰金前科のある者のうち、窃盗による懲役前科のない者は3人であり、窃盗による懲役前科もある者は1人であった。

##### (ウ) 窃盗の懲役前科

侵入窃盗事犯者のうち、窃盗による懲役前科のある者は、147人（48.7%）であった。その回数別人員は、1回が52人、2回が25人、3回が16人であり、4回以上が54人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、16回（1人）であった。

また、窃盗による懲役前科のある者のうち、窃盗による罰金前科のない者は146人であった。

#### ウ 年齢層別

侵入窃盗事犯者について、前科の有無・内容別構成比を年齢層別に見ると、2-4-1-11図①のとおりである（侵入窃盗総数については、2-2-1-8図参照）。

若年者では、「前科なし」が6割以上を占めているが、年齢層が高くなるにつれて、その割合が低くなるとともに、「窃盗前科（懲役）あり」の割合が高くなっていた。特に、「窃盗前科（懲役）4回以上」の割合は、年齢層が高くなるにつれて、その割合が高くなっており、50歳以上では5割を超えていた。

## エ 手口別

主な手口別人員について、前科の有無・内容別構成比を見ると、**2-4-1-11図②**のとおりである。

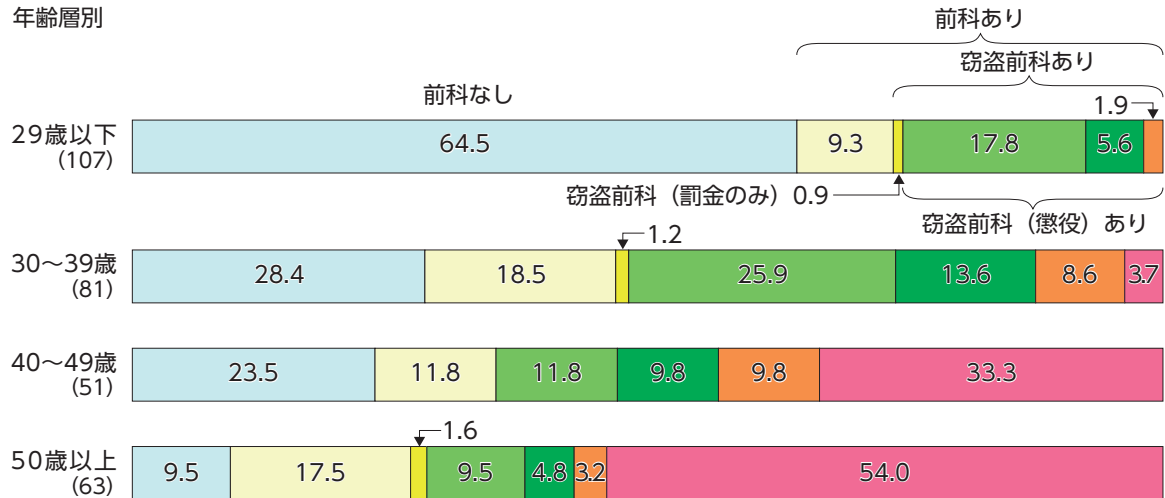
実人員の少ない手口については、解釈に留意する必要もあるが、「窃盗前科あり」の割合は、事務所荒しが最も高く、次いで、「住宅を対象とする侵入窃盗」、出店荒しの順であり、「窃盗前科（懲役）あり」の割合も同様であった。他方、金庫破りは、「前科なし」が5割を超えているが、3回以上の窃盗前科（懲役）のある者も3割近くを占めていた。また、倉庫荒しは、「窃盗前科なし・その他前科あり」の割合が他の手口よりも高かった。

なお、窃盗前科のある侵入窃盗事犯者のうち、前科の内容も侵入窃盗であった者の割合は、75.3%（113人）であり、いずれも懲役前科であった。また、調査対象事件の主たる犯行の手口について、窃盗前科の手口との一致率を見ると、「住宅を対象とする侵入窃盗」が65.3%（72人中47人）と最も高く、次いで、事務所荒し25.0%（20人中5人）、金庫破り25.0%（4人中1人）、出店荒し21.4%（28人中6人）の順であった。

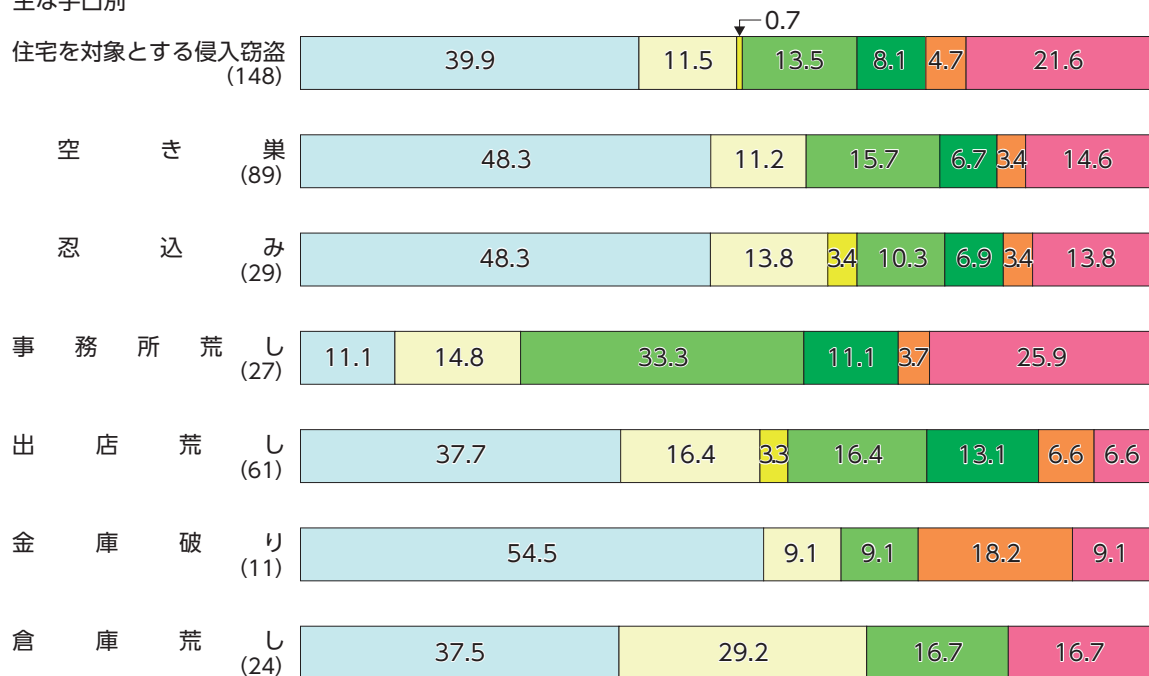
2-4-1-11図

侵入窃盗事犯者 前科の有無・内容別構成比（年齢層別，主な手口別）

① 年齢層別



② 主な手口別



■ 前科なし ■ 窃盗前科なし・その他前科あり ■ 窃盗前科（罰金のみ） ■ 窃盗前科（懲役）1回  
■ 窃盗前科（懲役）2回 ■ 窃盗前科（懲役）3回 ■ 窃盗前科（懲役）4回以上

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 4 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 5 「窃盗前科（罰金のみ）」は、窃盗による罰金前科のある者をいい、窃盗による懲役前科のある者を含まない。  
 6 「窃盗前科（懲役）」は、窃盗による懲役前科のある者をいい、回数は、窃盗による懲役前科の回数による。  
 7 ①において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 8 ②において、各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 9 ( ) 内は、実人員である。

## (2) 前歴の有無・内容

### ア 前歴一般

侵入窃盗事犯者について、前科・前歴の有無・内容別構成比を見ると、2-4-1-12図①のとおりである。

総数では、侵入窃盗事犯者のうち、前歴のない者は121人（40.1%）であり、そのうち、「前科・前歴なし」の者は、64人であった。

他方、侵入窃盗事犯者のうち、前歴のある者は181人（59.9%）であり、前科があり、かつ、前歴もある者は135人（44.7%）であった。

また、侵入窃盗事犯者のうち、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名による前歴がある者は30人（9.9%）であった。その回数別人員は、1回が20人、2回が7人、3回が2人であり、前歴が最も多かった者の回数は4回（1人）であった。

以上のとおり、侵入窃盗事犯者は、前科又は前歴のある者が8割近くを占めているが、「前科なし」の者に限定すると、侵入窃盗事犯者は、万引き事犯者と比べて、前歴のない者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(1)=114.696, p<.000$ ）。

### イ 窃盗前歴

侵入窃盗事犯者のうち、窃盗前歴のない者は151人（50.0%）であり、そのうち、前科もない者は72人、窃盗前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は24人であった。

他方、侵入窃盗事犯者のうち、窃盗前歴のある者は151人（50.0%）であり、窃盗前科があり、かつ、窃盗前歴もある者は95人（31.5%）であった。窃盗前歴の回数別人員は、1回が60人、2回が39人、3回が22人であり、4回以上が30人であった。なお、窃盗前歴が最も多かった者の回数は、11回（1人）であった。

「前科なし」の者に限定すると、侵入窃盗事犯者は、万引き事犯者と比べて、窃盗前歴のない者の割合が有意に高く（ $\chi^2(1)=115.762, p<.000$ ）、前科がなく、窃盗前歴がない者であっても、起訴猶予処分を受けることなく、起訴されている者が相当数を占めていることが示唆された。

### ウ 年齢層別

侵入窃盗事犯者について、前科・前歴の有無・内容別構成比を年齢層別に見ると、2-4-1-12図①のとおりである。

年齢層が高くなるにつれて、「前科・前歴なし」の割合が低くなっていた。なお、50歳以上で

は、「窃盗前歴あり」の者はいなかったが、その一方で、「窃盗前科あり」が7割を超えていた。

## エ 手口別

侵入窃盗事犯者のうち、主な手口別人員について、前科・前歴の有無・内容別構成比を見ると、2-4-1-12図②のとおりである。

実人員の少ない手口については、解釈に留意する必要もあるが、「窃盗前歴あり」の割合は、金庫破りが最も高く、次いで、出店荒し、「住宅を対象とする侵入窃盗」の順であった<sup>(※14)</sup>。また、事務所荒しは、前科又は前歴のある者が圧倒的に多く、その割合は9割を超えていた。他方、「前科・前歴なし」の割合は、空き巣や忍込みを含め「住宅を対象とする侵入窃盗」が最も高く、次いで、倉庫荒し、金庫破りの順であった。

なお、窃盗前歴のある侵入窃盗事犯者（窃盗前科のない者に限る。）のうち、前歴の内容も侵入窃盗であった者の割合は、26.8%（15人）であった。また、調査対象事件の主たる犯行の手口について、窃盗前歴の手口との一致率を見ると、金庫破りが25.0%（4人中1人）と最も高く、次いで、出店荒し20.0%（15中3人）、「住宅を対象とする侵入窃盗」12.0%（25人中3人）の順であった。

## オ 初回検挙時の年齢

前科のない者に限定した上で、窃盗前歴のある侵入窃盗事犯者について、窃盗による初回検挙時の年齢を見ると、平均年齢は19.5歳（標準偏差=7.64）であり、最年少は14歳、最高齢は47歳、最頻値の年齢は14歳（8人）であった。

## カ 微罪処分歴

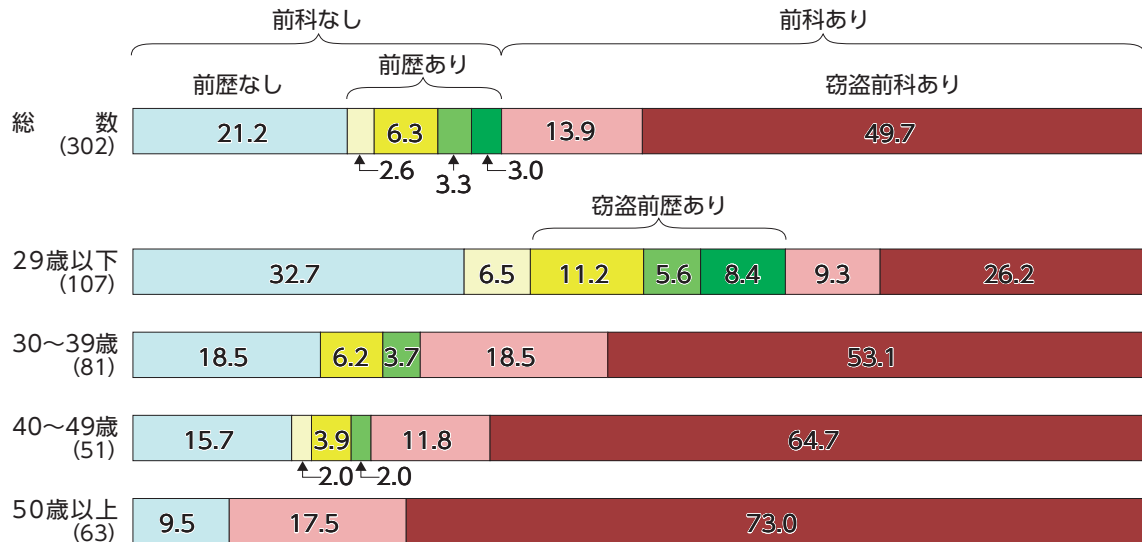
侵入窃盗事犯者のうち、窃盗の微罪処分歴がある者は26人（8.6%）であり、その回数別人員は、1回が17人、2回が8人であった。また、微罪処分歴が最も多かった者の回数は、3回（1人）であった。

（※14） 実人員が少ないものの、金庫破りは、「窃盗前歴3回以上」の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.006$ ）。

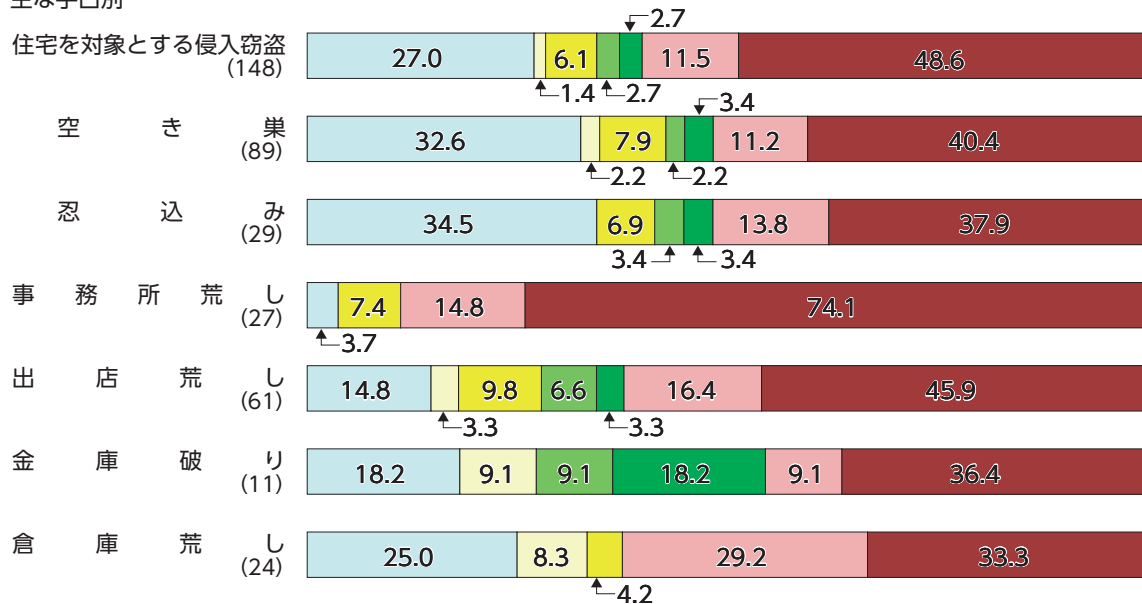
2-4-1-12図

侵入窃盗事犯者 前科・前歴の有無・内容別構成比（総数・年齢層別，主な手口別）

① 総数・年齢層別



② 主な手口別



■ 前科・前歴なし ■ 窃盗前歴なし・その他前歴あり（前科なし） ■ 窃盗前歴1回（前科なし）  
■ 窃盗前歴2回（前科なし） ■ 窃盗前歴3回以上（前科なし） ■ 窃盗前科なし・その他前科あり  
■ 窃盗前科あり

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「前歴」は、交通法令違反や過失運転致死傷等のみによるものを除く。  
 4 「窃盗前歴」は、前科はないが、窃盗による前歴がある者をいい、回数は、窃盗前歴の回数による。  
 5 「窃盗前歴なし・その他前歴あり」は、前科がなく、かつ窃盗前歴もないが、窃盗以外の罪名による前歴がある者をいう。  
 6 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 7 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 8 ①において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 9 ②において、各手口の人員は、主たる犯行の手口による。  
 10 ( ) 内は、実人員である。

## 第2節 調査対象事件の裁判結果

### 1 認定罪名

侵入窃盗事犯者について、裁判確定時の認定罪名を見ると、窃盗既遂が260人（86.1%）と最も多く、次いで、常習累犯窃盗26人（8.6%）、窃盗未遂12人（4.0%）、窃盗幫助と常習特殊窃盗の各2人（各0.7%）の順であった。

なお、侵入窃盗事犯者のうち、窃盗以外の罪についても認定されていた者は284人（94.0%）であり、その主な罪名（重複計上による。）は、住居侵入が280人と最も多く、次いで、覚せい剤取締法違反23人、入管法違反10人、道路交通法違反9人、詐欺8人の順であった。

### 2 処断刑

#### （1）概要

侵入窃盗事犯者について、処断刑別構成比を見ると、懲役刑が98.3%（297人）と圧倒的多数を占めており、罰金刑は1.7%（5人）であった（2-2-2-2図参照）。

懲役刑に処せられた者のうち、執行猶予者は127人であり、執行猶予率は42.8%であった。また、懲役刑の執行猶予者のうち、保護観察付執行猶予者は15人であり、執行猶予者の保護観察率は11.8%であった。

#### （2）年齢層別

侵入窃盗事犯者について、処断刑別構成比を年齢層別に見ると、2-4-2-1図①のとおりである。

年齢層が高くなるにつれて、「実刑（懲役）」の割合が高くなっていた。なお、侵入窃盗事犯者のうち、「罰金刑」に処せられた者は、若年者（4人）と50歳以上の年齢層（1人）のみであった。

#### （3）手口別

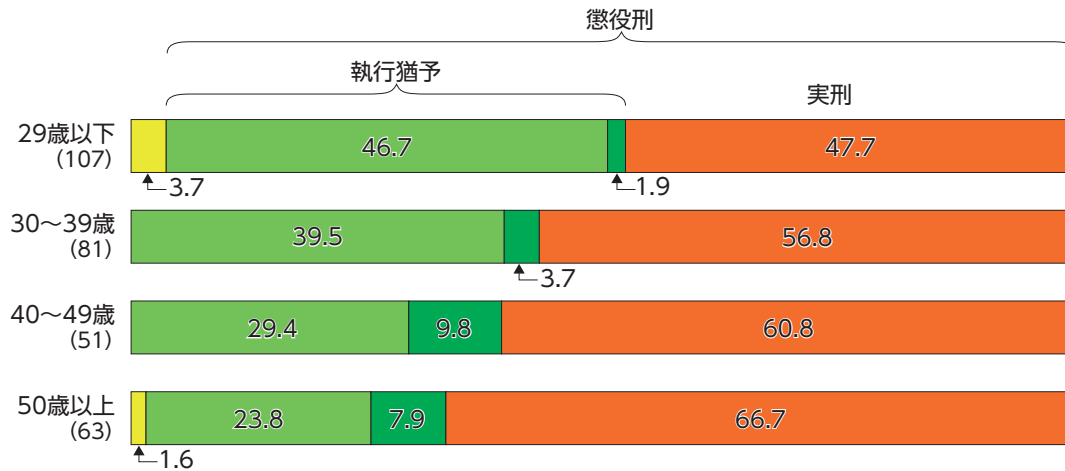
侵入窃盗事犯者について、主な手口別人員の処断刑別構成比を見ると、2-4-2-1図②のとおりである。

事務所荒しや金庫破り、空き巣においては、「実刑（懲役）」が6割を超えていた。

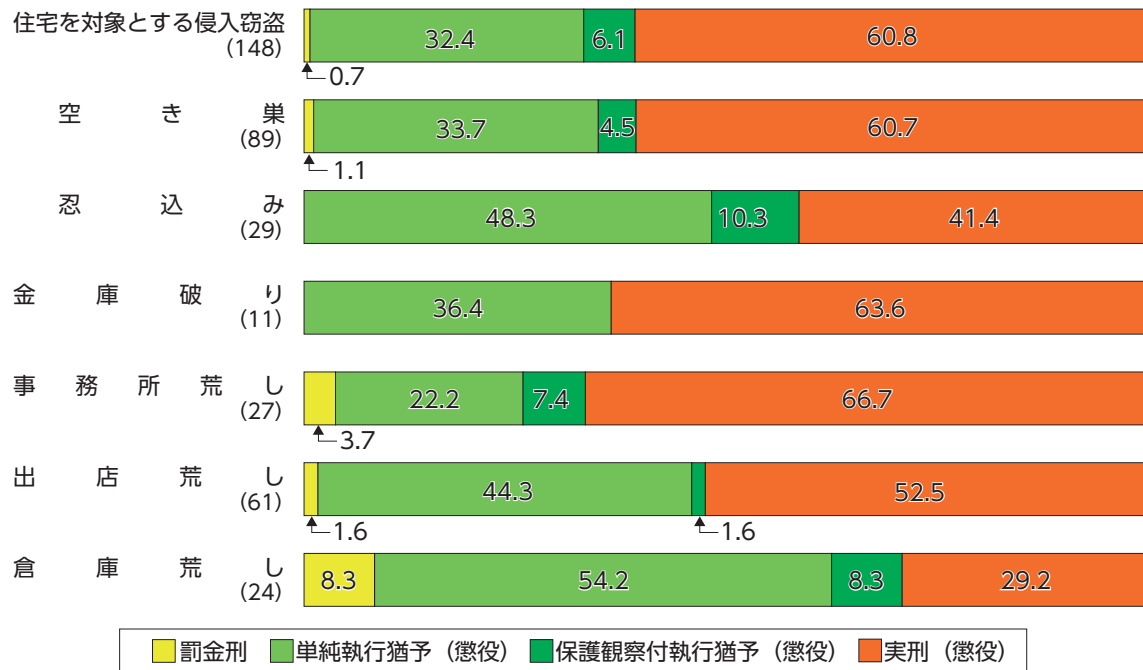
2-4-2-1図

侵入窃盗事犯者 処断刑別構成比（年齢層別，主な手口別）

① 年齢層別



② 主な手口別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は，保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 ①において，各年齢層の人員は，主たる犯行時の年齢による。  
 4 ②において，各手口の人員は，主たる犯行の手口による。  
 5 ( ) 内は，実人員である。

#### (4) 前科・前歴関係

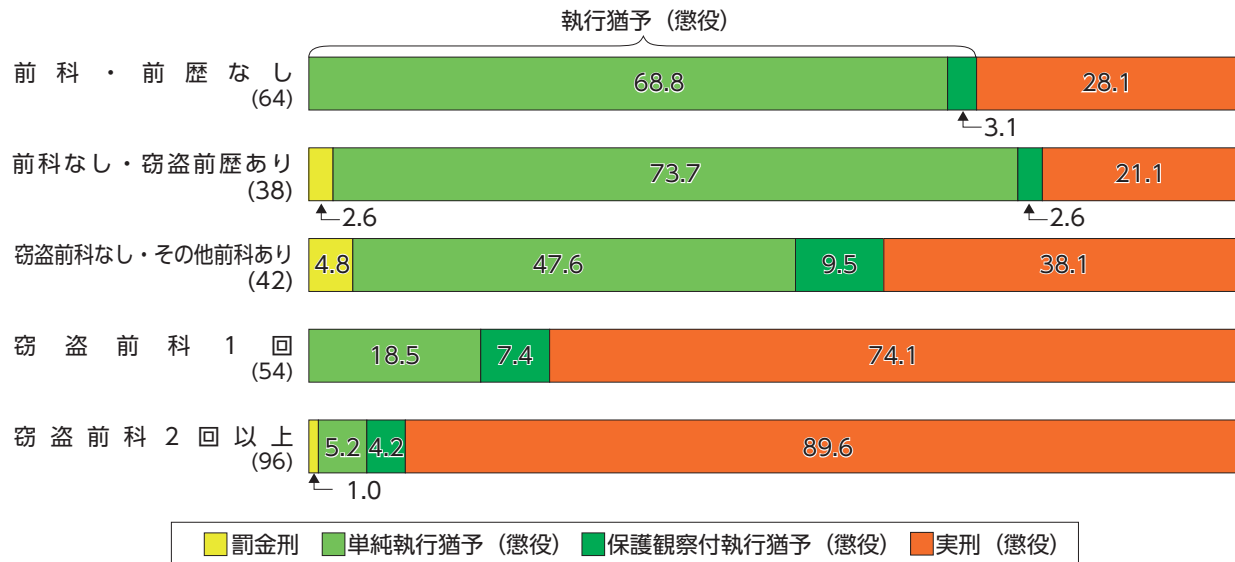
侵入窃盗事犯者について，処断刑別構成比を前科・前歴の有無・内容別に見ると，2-4-2-2図のとおりである。

侵入窃盗事犯者のうち，窃盗前科のない者は，「執行猶予（懲役）」が過半数を占めているの

に対し、窃盗前科のある者の大半は、「実刑（懲役）」であった。

2-4-2-2図

侵入窃盗事犯者 処断刑別構成比（前科・前歴の有無・内容別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 4 「前歴」は、交通法令違反や過失運転致死傷等のみによるものを除く。  
 5 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。なお、回数は、窃盗前科の回数による。  
 6 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科があるものをいう。  
 7 ( ) 内は、実人員である。

### 3 執行猶予者

#### (1) 科刑状況

侵入窃盗事犯者のうち、執行猶予者（以下「侵入窃盗の執行猶予者」という。）について、懲役刑の科刑状況別構成比を見ると、1年未満が0.8%（1人）、1年以上1年6月以下が52.8%（67人）、1年6月を超えて2年以下の者が29.9%（38人）、2年を超えて3年以下が16.5%（21人）であり、1年以上1年6月以下の割合が最も高かった。

また、執行猶予に付された期間別の構成比を見ると、3年間が67.7%（86人）、4年間が24.4%（31人）、5年間が7.9%（10人）であり、3年間の割合が最も高かった。

#### (2) 年齢層

侵入窃盗の執行猶予者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、若年者の割合が40.9%（52人）と最も高く、次いで、30歳代27.6%（35人）、40歳代と50歳以上の各15.7%（各20人）の順であった。

犯行時の平均年齢は、34.9歳（標準偏差＝12.9）であり、最年少は17歳、最高齢は74歳、最頻値の年齢は23歳と24歳（各8人）であった。

#### (3) 手口

侵入窃盗事犯者の執行猶予者について、主たる犯行の手口別人員を見ると、「住宅を対象とする侵入窃盗」が57人（44.9%）と最も多く、次いで、出店荒し28人（22.0%）、倉庫荒し15人（11.8%）の順であった。

#### (4) 前科・前歴関係

##### ア 前科の有無・内容

侵入窃盗の執行猶予者のうち、前科のない者は80人（63.0%）であり、前科のある者は47人（37.0%）であった。

また、侵入窃盗の執行猶予者のうち、窃盗前科のある者は23人（18.1%）であり、窃盗による懲役前科はないものの、窃盗による罰金前科がある者は3人であった。窃盗による懲役前科がある者は20人（15.7%）であり、その回数別人員は、1回が11人、2回が1人、3回が2人、4回が4人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、5回（2人）であった。

## イ 前歴の有無・内容

前科のない者に限定すると、侵入窃盗の執行猶予者のうち、前歴のない者は46人（57.5%）であり、前歴のある者は34人（42.5%）であった。また、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名による前歴がある者は5人（6.3%）であり、窃盗前歴のある者は29人（36.3%）であった。窃盗前歴の回数別人員を見ると、1回が16人、2回が7人、3回が3人、4回が2人であり、窃盗前歴が最も多かった者の回数は、5回（1人）であった。

### （5）監督者の有無・帰住予定先

侵入窃盗の執行猶予者のうち、今後の指導監督を誓約した者（以下「監督者」という。）がいた者は、87人（68.5%）であり、そのうち、当該裁判に証人出廷して指導監督を誓約した者がいた者は73人であった。

また、侵入窃盗の執行猶予者について、調査対象事件の裁判時における帰住予定先を見ると、「家族の同居する自宅」が80人と最も多く、次いで、「単身の自宅」15人、「雇用主・上司方」4人の順であった。他方、帰住先が未定の者は、18人であった。

## 4 懲役刑の実刑に処せられた者

### （1）科刑状況

侵入窃盗事犯者のうち、懲役刑の実刑に処せられた者は、170人（56.3%）であり、侵入窃盗事犯者の過半数を占めていた。

実刑（懲役）に処せられた者について、懲役刑の科刑状況別構成比を見ると、1年未満が2.9%（5人）、1年以上1年6月以下が16.5%（28人）、1年6月を超えて2年以下が13.5%（23人）、2年を超えて3年以下が40.6%（69人）、3年を超えて4年以下が18.2%（31人）、4年を超えて5年以下が6.5%（11人）、5年超が1.8%（3人）であった。2年を超えて3年以下の割合が最も高く、最短は4月（1人）、最長は7年（1人）であった。

### （2）年齢層

侵入窃盗事犯者のうち、実刑（懲役）に処せられた者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、若年者の割合が30.0%（51人）と最も高く、次いで、30歳代27.1%（46人）、50歳以上24.7%（42人）、40歳代18.2%（31人）の順であった。

犯行時の平均年齢は39.1歳（標準偏差＝13.9）であり、最年少は18歳、最高齢は78歳、最頻

値の年齢は21歳（9人）であった。

### （3）手口

侵入窃盗事犯者のうち、実刑（懲役）に処せられた者について、主たる犯行の手口別人員を見ると、「住宅を対象とする侵入窃盗」が90人（52.9%）と最も多く、次いで、出店荒し32人（18.8%）、事務所荒し18人（10.6%）の順であった。

### （4）前科・前歴関係

#### ア 前科の有無・内容

侵入窃盗事犯者で実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科のない者は28人（16.5%）であり、前科のある者は142人（83.5%）であった。

また、侵入窃盗事犯者で実刑（懲役）に処せられた者のうち、窃盗前科のある者は126人（74.1%）であり、いずれも窃盗による懲役前科がある者であった。その回数別人員は、1回が41人、2回が24人、3回が14人、4回が10人であり、5回以上は37人であった。また、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、16回（1人）であった。

さらに、侵入窃盗事犯者で、実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科のある者について、調査対象事件における犯行時の立場を見ると、前刑の執行猶予期間中であった者は21人（そのうち、保護観察付執行猶予期間中の者は4人）、前刑の仮釈放期間中であった者は5人であった。

#### イ 前歴の有無・内容

前科のない侵入窃盗事犯者に限定すると、実刑（懲役）に処せられた者のうち、前歴のない者は18人（64.3%）であり、前歴のある者は10人（35.7%）であった。

なお、前科のない侵入窃盗事犯者のうち、実刑（懲役）に処せられた者について、調査対象事件（主たる犯行以外の事件を含む。）の被害総額を見ると、最少でも45万4,954円、最高は2,693万5,143円であり、いずれも被害総額が高額であった。

### 第3節 侵入窃盗事犯者の再犯状況

#### 1 総数

侵入窃盗事犯者のうち、平成25年6月末までの約2年間に於いて、再犯が認められた者の実人員は、31人であり、そのうち、窃盗再犯（窃盗による再犯が認められた場合をいい、窃盗に加えて窃盗以外の罪名による再犯が認められた場合を含む。以下同じ。）が認められた者は27人、窃盗以外の再犯（窃盗以外の再犯のみが認められた場合をいう。以下同じ。）が認められた者は4人であった。

再犯が認められた者の人員を犯行時（調査対象事件）の年齢層別に見ると、若年者では9人（窃盗再犯6人、窃盗以外の再犯3人）、30歳代では10人（窃盗再犯9人、窃盗以外の再犯1人）、40歳代では5人（いずれも窃盗再犯）、50歳代では7人（いずれも窃盗再犯）であった。

また、調査対象事件における処断刑別に見ると、再犯が認められた者の人員は、罰金刑では1人（窃盗以外の再犯）であり、懲役刑では30人（窃盗再犯27人、窃盗以外の再犯3人）であった。なお、調査対象事件において実刑（懲役）に処せられた者のうち、再犯が認められた者は、2人（いずれも窃盗再犯）に過ぎなかったが、刑事施設における受刑のため、再犯に及ぶ可能性が制限されていることに留意する必要がある。

そこで、以下、この節においては、侵入窃盗の執行猶予者について、その再犯状況を統計的に分析し、特徴が認められた点を中心に報告する。

#### 2 執行猶予者の再犯状況

##### (1) 前科の有無

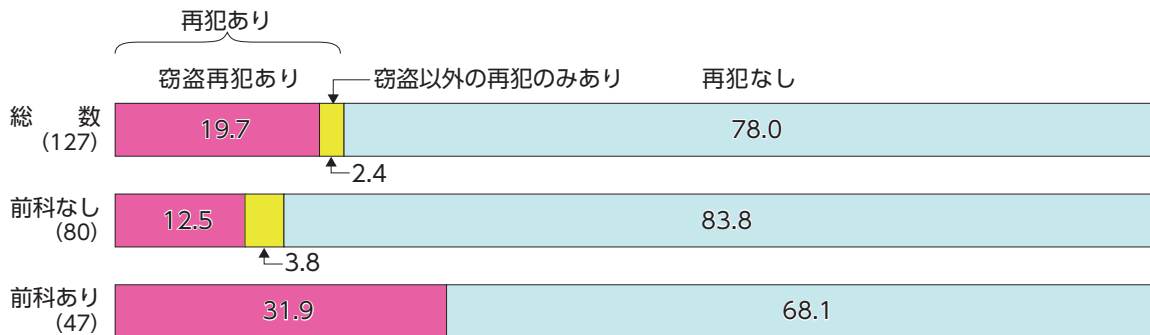
侵入窃盗の執行猶予者について、約2年間の再犯状況を総数と前科の有無別に見ると、2-4-3-1図のとおりである。

総数では、侵入窃盗の執行猶予者のうち、罪名を問わず、再犯が認められた者の人員の占める比率（以下「再犯率」という。）は22.0%（27人）であり、窃盗再犯が認められた者の人員の占める比率（以下「窃盗再犯率」という。）は19.7%（25人）であった。

また、前科の有無で見ると、前科のある者は、窃盗再犯率が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.012$ ）<sup>(\*)15)</sup>。

(\*)15) 前科のある者においては、「窃盗以外の再犯のみあり」がいなかったものの、再犯率も有意に高かった（ $\chi^2(1)=4.227$ ,  $p=.040$ ）。

2-4-3-1図 侵入窃盗の執行猶予者 総数・前科の有無別の再犯状況



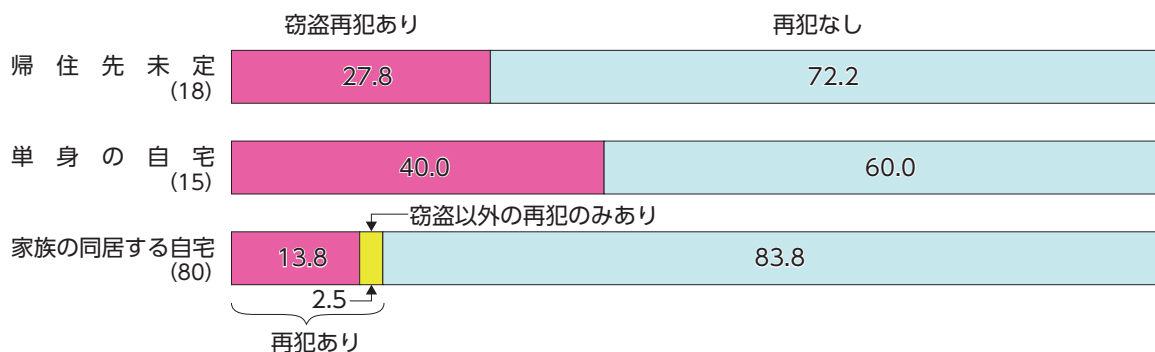
注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( ) 内は、実人員である。

## (2) 帰住予定先別

侵入窃盗の執行猶予者について、調査対象事件の裁判時における帰住予定先別の再犯状況を見ると、2-4-3-2図のとおりである。

「帰住先未定」や「単身の自宅」の実人員が多くはないことに留意する必要があるが、再犯率・窃盗再犯率共に、帰住予定先別で有意な差までは認められなかったものの、「家族の同居する自宅」であった者は、再犯率が有意に低い傾向が認められた（モンテカルロ法による。 $p = .089$ ）。

2-4-3-2図 侵入窃盗事犯者（執行猶予者）帰住予定先別の再犯状況



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( ) 内は、実人員である。

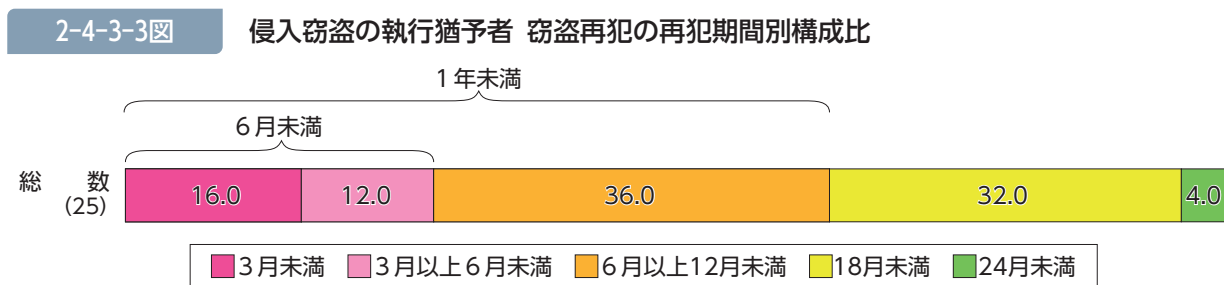
### (3) 窃盗再犯の内容と裁判結果

#### ア 窃盗再犯の内容

##### (ア) 窃盗再犯の再犯期間

侵入窃盗の執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の再犯期間別構成比を見ると、2-4-3-3図のとおりである。

窃盗再犯が認められた者の実人員が多くはないため、解釈には留意する必要があるものの、1年未満のうちに窃盗再犯に及んでいた者が6割を超えていた。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 調査対象事件の裁判確定日から窃盗再犯の犯行日（複数の再犯がある場合には、最初の犯行日による。）までの日数による。  
 3 月数の算出においては、1か月を30日として算出している。  
 4 調査対象事件の起訴後・裁判確定前に窃盗再犯を行った者については、3月未満として計上している。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

##### (イ) 窃盗再犯の手口

侵入窃盗の執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、再犯内容の手口別人員（重複計上による。）を見ると、万引きが8人と最も多く、次いで、空き巣と工事場ねらいの各3人の順であった。

#### イ 窃盗再犯の裁判結果

侵入窃盗の執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の裁判結果を見ると、懲役刑の実刑に処せられていた者が24人（96.0%）と圧倒的に多く、再度の執行猶予に付された者はいなかった。なお、窃盗再犯が認められた者のうち、罰金刑に処せられた者（1人）は、窃盗再犯の手口が自転車盗によるものであった。

## 第5章 車両関連盗事犯者

車両を対象とする窃盗の手口としては、乗り物盗として分類される自動車盗、オートバイ盗及び自転車盗のほか、非侵入窃盗として分類される車上ねらいと部品ねらいがある。これらの手口のうち、この章においては、自動車盗と車上ねらいを主たる犯行の手口とする者（以下「車両関連盗事犯者」という。）について、その実態等を明らかにするとともに、再犯状況を分析する<sup>(＊1)</sup>。

### 第1節 車両関連盗事犯者の実態

#### 1 属性

##### (1) 人員と性別

調査対象者のうち、主たる犯行の手口が自動車盗又は車上ねらいである者（車両関連盗事犯者）の総数は、163人（6.7%）であった。

また、車両関連盗事犯者のうち、男性は158人（96.9%）、女性は5人（3.1%）であった<sup>(＊2)</sup>。

なお、車両関連盗事犯者は、女性の実人員が極めて少ないため、以下、この章では、特に断らない限り、男女総数で検討する。

##### (2) 年齢層

車両関連盗事犯者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、30歳代の割合が30.7%（50人）と最も高く、次いで、50～64歳22.7%（37人）、若年者21.5%（35人）、40歳代20.2%（33人）、高齢者4.9%（8人）の順であった（自動車盗と車上ねらいの年齢層別構成比については、2-2-1-4図参照）。

犯行時の平均年齢は、41.1歳（標準偏差＝13.8）であり、最年少は19歳、最高齢は79歳、最頻値の年齢は39歳（8人）であった。

---

(＊1) オートバイ盗や自転車盗、部品ねらいの各手口については、本調査における実人員が多くはないことに加え、これらの手口は、自動車盗や車上ねらいと比べると、その属性等も大きく異なっているため（2-2-1-4図・2-2-1-5図・2-2-1-6図・2-2-1-8図・2-2-2-2図参照）、この章における分析の対象から除外することとした。

(＊2) 検挙人員における自動車盗や車上ねらいの女性比の推移については、1-1-2-5図②⑤参照。

以上のとおり、車両関連盗事犯者については、高齢者の実人員が極めて少ないため<sup>(※3)</sup>、以下、この章において、年齢層別に検討をする場合には、特に断らない限り、若年者、30歳代、40歳代、50歳以上（高齢者を含む。）の四区分で検討する。

### （3）国籍等

車両関連盗事犯者の国籍等別人員は、日本人が150人（92.0%）と圧倒的多数を占めており、日本国籍以外の者は13人（8.0%）であった。

日本国籍以外の車両関連盗事犯者について、国籍等別の人員を見ると、韓国・朝鮮が7人と最も多く、次いで、ブラジル5人、フランス1人の順であった。

日本国籍以外の車両関連盗事犯者は、犯行時の平均年齢が32.3歳（標準偏差＝6.3）であり<sup>(※4)</sup>、最年少は22歳、最高齢は40歳、最頻値の年齢は26歳と39歳（各2人）であった。

### （4）成育歴・教育歴

車両関連盗事犯者について、成育歴別の構成比を見ると、両親により養育された者の割合が79.8%（130人）と最も高く、次いで、母親のみ9.2%（15人）、児童養護施設2.5%（4人）、父親のみと両親以外の親族の各1.2%（各2人）の順であった。

また、車両関連盗事犯者について、教育歴別の構成比を見ると、中学卒業の割合が44.8%（73人）と最も高く、次いで、高校卒業27.0%（44人）、高校中退19.0%（31人）、大学進学3.7%（6人）、専門学校卒業1.2%（2人）の順であった。

## 2 犯行時の生活環境

### （1）婚姻状況

車両関連盗事犯者について、犯行時の婚姻状況別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-1図のとおりである。

総数では、「婚姻歴なし」が5割近くを占めており、「婚姻継続中」は約1割にとどまっている。

年齢層別に見ると、年齢層が高くなるにつれて、「婚姻歴あり」の割合が高くなるとともに、

（※3） 検挙人員における自動車盗や車上ねらいの年齢層別構成比については、1-1-2-7図②ア・同図⑤ア参照。

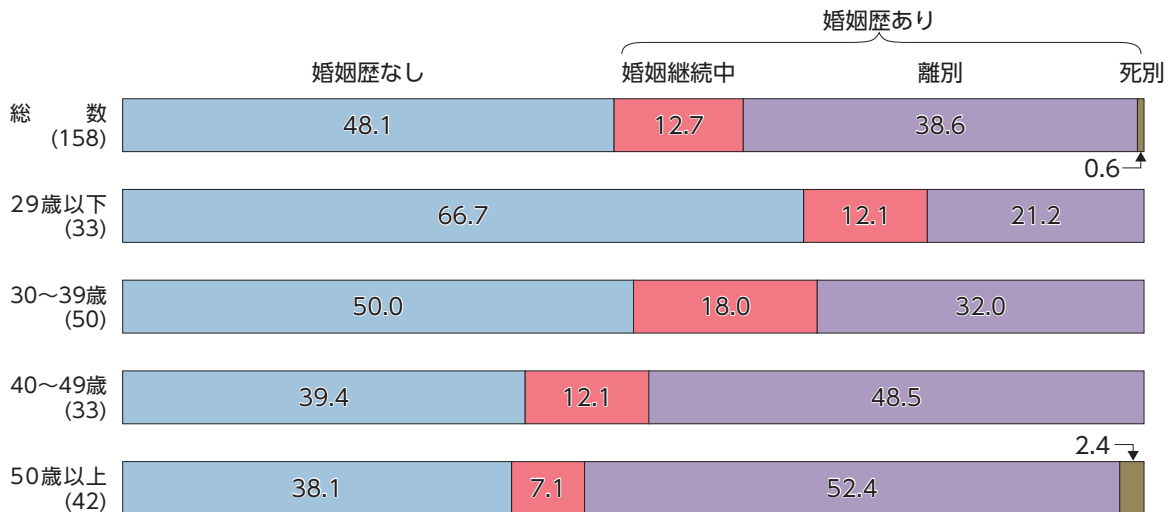
なお、同検挙人員には、保護処分の対象となる少年が含まれていることにも留意する必要がある。

（※4） 日本人の車両関連盗事犯者は、犯行時の平均年齢が41.9歳（標準偏差＝14.0）であった。

「離別」の割合も高くなっていた。また、いずれの年齢層においても、「婚姻継続中」の割合は2割に満たず、50歳以上では1割に満たなかった。

2-5-1-1図

車両関連盗事犯者 犯行時の婚姻状況別構成比（総数・年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の婚姻状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には最初の犯行日の婚姻状況による。  
 3 婚姻状況が不詳の者を除く。  
 4 「離別」は、犯行時に配偶者と離婚していた場合のほか、婚姻関係が事実上破綻していた場合を含む。  
 5 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

## (2) 居住状況

車両関連盗事犯者の犯行時における居住状況について、住居の有無別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-2図①のとおりである。

総数では、「自宅あり」の割合が最も高いが、「住居不定」も3割を超えていた。年齢層別に見ると、いずれの年齢層においても、「自宅あり」の割合が最も高いが、30歳以上の各年齢層においては、年齢層が高くなるにつれて、「住居不定」の割合が高くなっており、50歳以上では、「住居不定」が4割を超えていた。

さらに、「住居あり」の者に限定した上で、同居人等の有無別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-2図②のとおりである。

総数では、「同居人あり」が約7割を占めており、特に、若年者においては、「同居人あり」が9割を超えていた。もっとも、年齢層が高くなるにつれて、「同居人あり」の割合が低くなっており、50歳以上においては、「単身居住者」が約6割を占めていた。

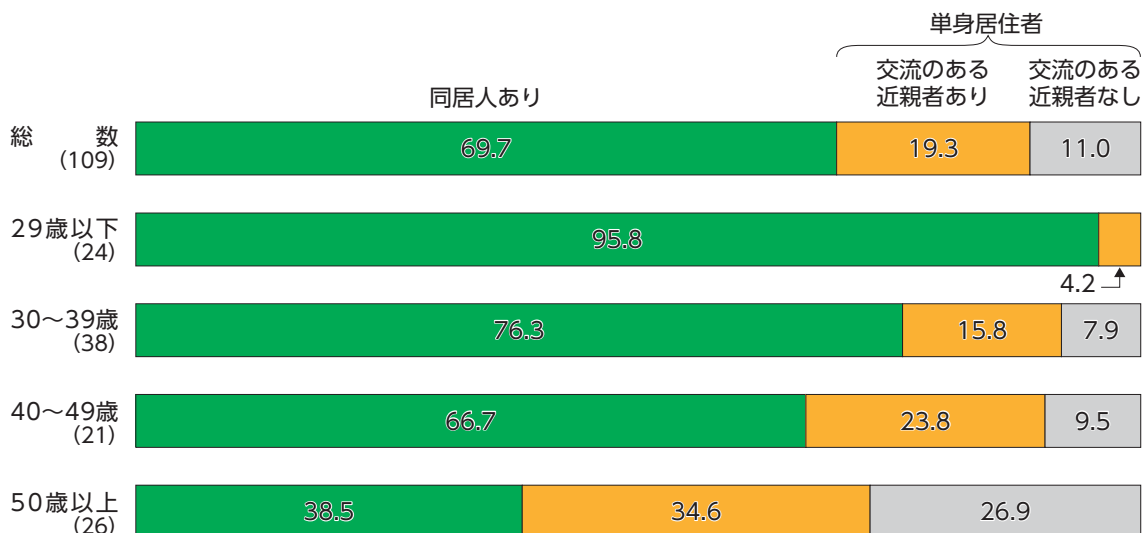
2-5-1-2図

車両関連盗事犯者 犯行時の居住状況別構成比（総数・年齢層別）

① 住居の有無



② 同居人等の有無



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の居住状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の居住状況による。  
 3 居住状況が不詳の者を除く。  
 4 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 5 ②において、犯行時に住居（自宅以外の住居を含む。）があった者に限る。  
 6 （ ）内は、実人員である。

### （3）就労状況

車両関連盗事犯者について、犯行時の就労状況別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-3図①のとおりである。

総数では、「有職者」が4割弱にとどまり、「無職者」が約6割を占めていた。また、年齢層が高くなるにつれて、「無職者」の割合が高くなっており、50歳以上においては、約8割が「無

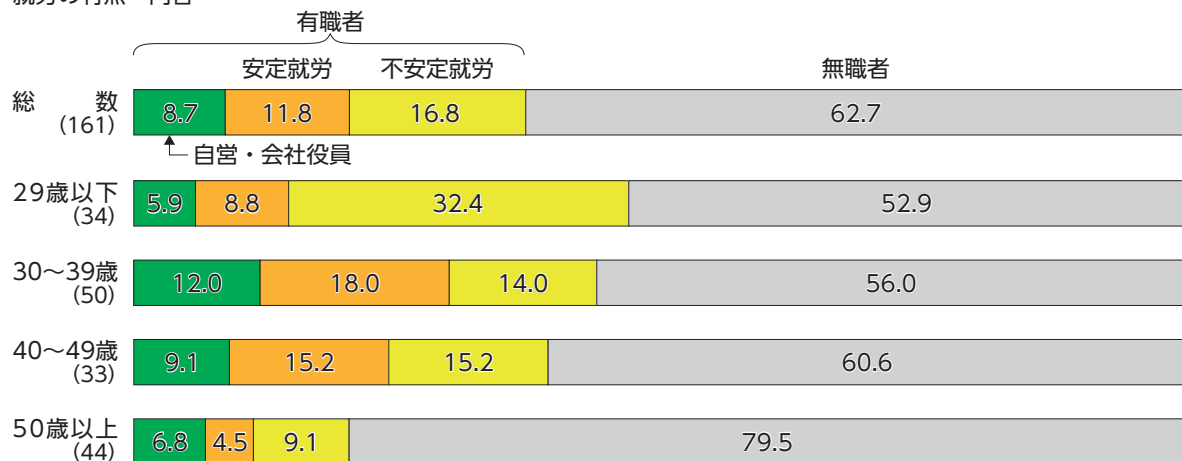
職者」であった。

さらに、「無職者」に限定した上で、無職の理由別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-3図②のとおりである。

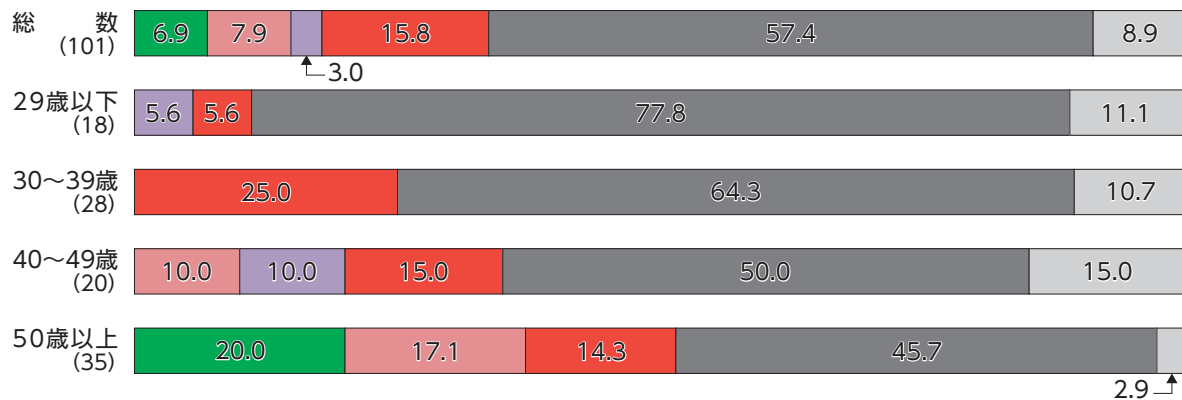
総数では、「勤労意欲なし」が過半数を占めていた。いずれの年齢層においても、「勤労意欲なし」の割合が最も高いが、年齢層が高くなるにつれて、その割合は低くなっていった。

2-5-1-3図 車両関連盗事犯者 犯行時の就労状況別構成比（総数・年齢層別）

① 就労の有無・内容



② 無職者の無職理由



■ 就労の必要なし ■ 身体疾患 ■ 精神疾患 ■ 就職難 ■ 勤労意欲なし ■ その他

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の就労状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の就労状況による。  
 3 就労状況が不詳の者を除く。  
 4 「無職者」は、学生・生徒及び主婦・家事従事を含まない。  
 5 ①において、「安定就労」は会社員等の正規被雇用者を、「不安定就労」は不定期派遣やアルバイト等をいう。  
 6 ②において、「就労の必要なし」は年金を受給している場合等を、「就職難」は、就職活動をしているが、就職先が決まらない場合をいう。  
 7 ②において、「精神疾患」は、その疑いがある旨の診断を含む。  
 8 ②において、「その他」は、無職理由が不詳の場合を含む。  
 9 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 10 ( ) 内は、実人員である。

他方、犯行時に「有職者」であった者（勤続期間が不詳の者を除く。54人）について、犯行時までの勤続期間別構成比を見ると、3月未満が9.3%（5人）、3月以上6月未満が13.0%（7人）、6月以上1年未満が22.2%（12人）、1年以上3年未満が20.4%（11人）、3年以上5年未満が9.3%（5人）、5年以上10年未満が14.8%（8人）、10年以上が11.1%（6人）であり、勤続期間が1年に満たない者が4割を超えていた。

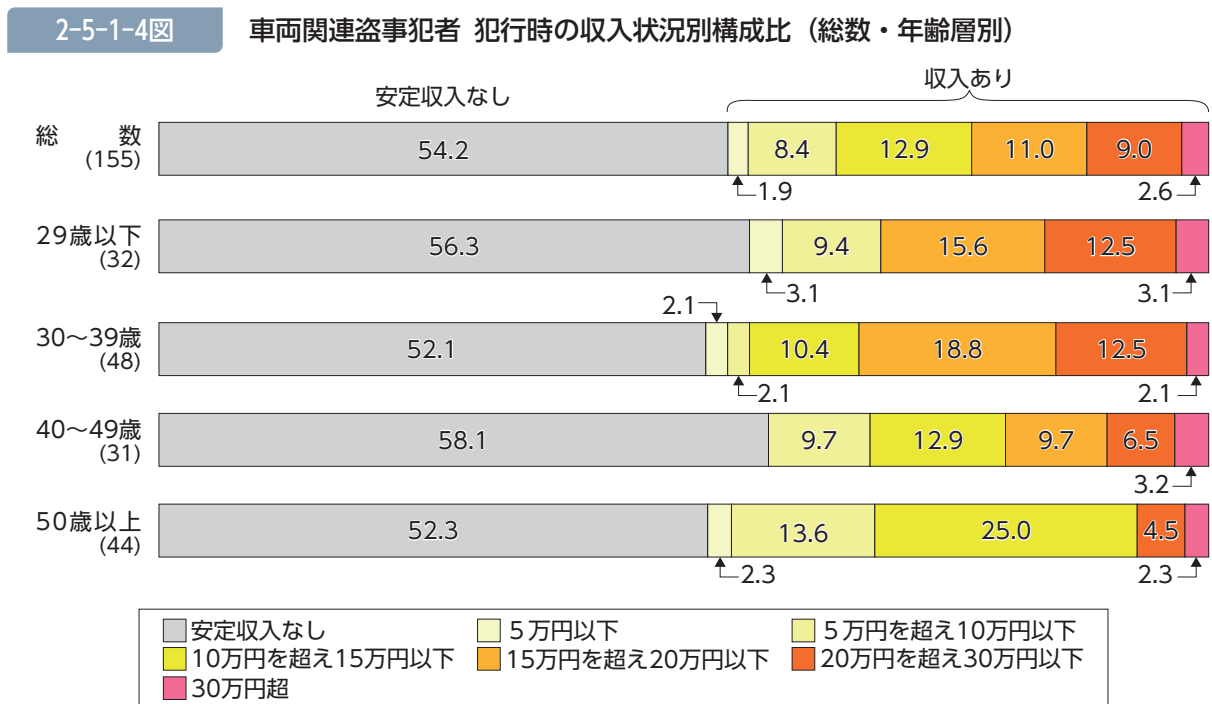
#### （４）経済状況

##### ア 収入状況

車両関連盗事犯者について、犯行時における収入の有無及び収入額別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-4図のとおりである。

総数では、「安定収入なし」が過半数を占めており、収入額が月額20万円を超える者は約1割にとどまっていた。また、いずれの年齢層においても、「安定収入なし」が過半数を占めていた。

なお、「収入あり」の者（71人）について、主な収入源別の人員を見ると、職場からの給与が51人と最も多く、次いで、生活保護12人、年金5人の順であった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の収入状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の収入状況による。  
 3 収入状況が不詳の者を除く。  
 4 収入額は月額による。なお、収入源は、給与のほか、生活保護、年金、家族からの仕送り、配偶者の収入等を含む。  
 5 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

## イ 資産・負債の状況

### (ア) 資産の状況

車両関連盗事犯者について、犯行時の資産の有無及び預貯金額別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-5図①のとおりである。

総数では、「資産なし」が7割を超えており、預貯金額が10万円以上の者は1割に満たなかった。また、いずれの年齢層においても、「資産なし」が大半を占めていた。

### (イ) 負債の状況

車両関連盗事犯者について、犯行時の負債の有無及び負債額別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-5図②のとおりである。

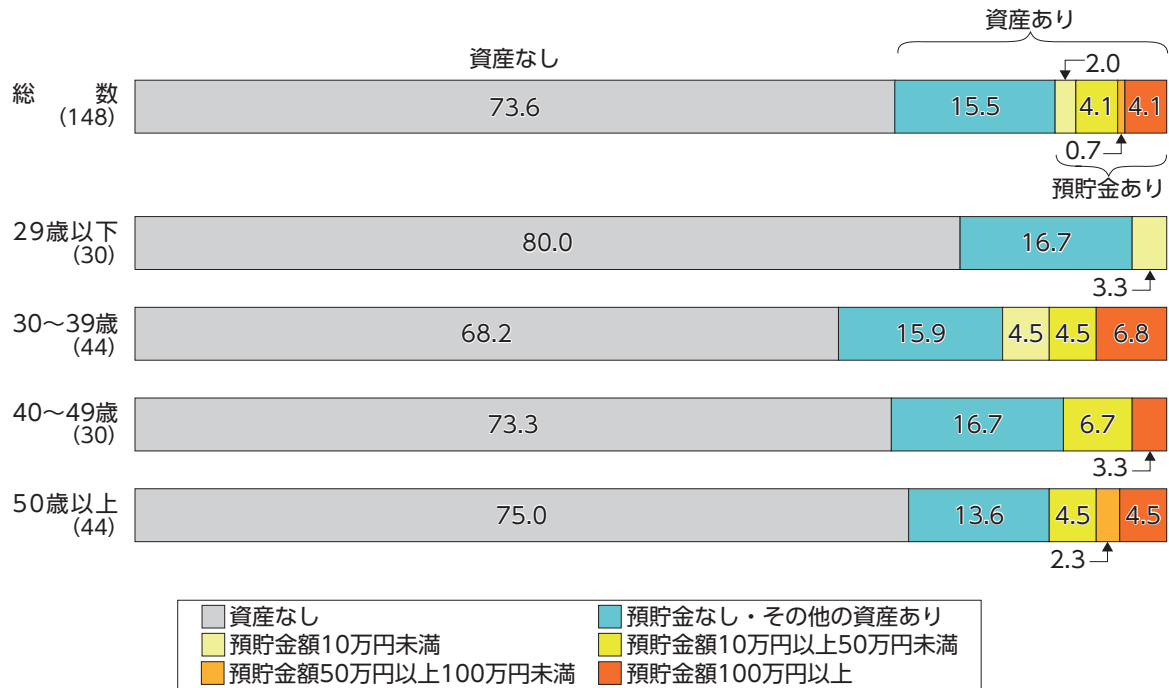
総数では、「負債あり」が過半数を占めていた。また、年齢層が高くなるにつれて、「負債なし」の割合が高くなっていた。

なお、「負債あり」の者（79人）について、借入先別の人員（重複計上による。）を見ると、消費者金融が38人と最も多く、次いで、車両関係ローン14人、友人・知人13人、家族・親族12人の順であった。

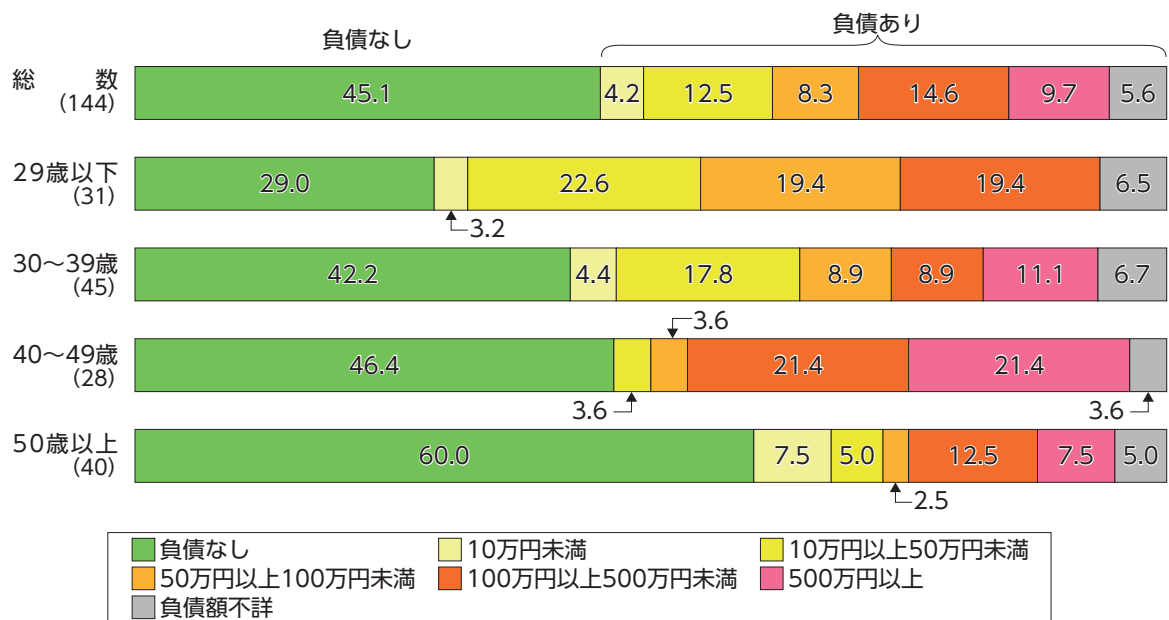
2-5-1-5図

車両関連盗事犯者 犯行時の資産・負債の状況別構成比（総数・年齢層別）

① 資産の状況



② 負債の状況



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の資産・負債の状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の資産・負債の状況による。  
 3 資産・負債の有無が不詳の者を除く。  
 4 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

### (5) 精神疾患の既往歴

車両関連盗事犯者のうち、精神疾患（その疑いがある旨の診断を含む。）の既往歴がある者は、19人（11.7%）であった。また、精神疾患による入院歴のある者は、2人であり、そのうち1人は措置入院によるものであった。

精神疾患の既往歴のある者について、その診断名別の人員（重複計上による。）を見ると、鬱病等の気分障害が6人と最も多く、次いで、精神遅滞（知的障害）と統合失調症の各3人、パニック障害2人の順であった。

### (6) 暴力団歴

車両関連盗事犯者のうち、暴力団関係の経歴がある者は、27人（16.6%）であり、万引き事犯者と比べると、暴力団関係の経歴がある者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(1)=44.040$ ,  $p<.000$ ）。

また、車両関連盗事犯者のうち、調査対象事件の犯行時も暴力団構成員であった者は5人、準構成員又は周辺者であった者は10人であった。

## 3 調査対象事件の内容

### (1) 事件数

車両関連盗事犯者による窃盗の事件数は、延べ348件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は2.14件（標準偏差=1.71）であった。

車両関連盗事犯者一人当たりの事件数別構成比は、1件の割合が49.7%（81人）と最も高く、次いで、2件25.8%（42人）、3件8.6%（14人）、4件8.0%（13人）の順であり、5件以上は8.0%（13人）であった。また、窃盗の事件数が最も多かった車両関連盗事犯者の事件数は、10件（1人）であった。

なお、車両関連盗事犯者のうち、日本人による窃盗の事件数は延べ309件、一人当たりの窃盗の平均事件数は2.06件（標準偏差=1.67）であるのに対し、日本国籍以外の者による窃盗の事件数は延べ39件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は3.00件（同=2.04）であった。

### (2) 共犯関係

車両関連盗事犯者のうち、主たる犯行について共犯者のいた者の人員は、34人（20.9%）であった。車両関連盗事犯者は、万引き事犯者と比べると、共犯者のいる者の割合が有意に高か

った ( $\chi^2(1)=60.272$ ,  $p<.000$ 。なお、自動車盗と車上ねらいの共犯者の有無別構成比については、**2-2-1-5図**参照)。

主たる犯行について共犯者のいた車両関連盗事犯者（共犯者の人数不詳の者を除く。）のうち、一人当たりの共犯者の平均人数は、1.71人（標準偏差=0.91）であった。共犯者のいた車両関連盗事犯者について、共犯者の人数（当該調査対象者を含まない。）別構成比を見ると、共犯者1人の割合が55.9%（19人）と最も高く、次いで、共犯者2人と3人の各20.6%（各7人）の順であった。また、共犯者の最も多かった車両関連盗事犯者の共犯者人数は、4人であった。

車両関連盗事犯者のうち、共犯者のいた者の割合を年齢層別に見ると、若年者では48.6%（17人）、30歳代では20.0%（10人）、40歳代では9.1%（3人）、50歳以上では8.9%（4人）であり、若年者は、共犯者のいた者の割合が有意に高かった ( $\chi^2(3)=22.979$ ,  $p<.000$ )。

また、車両関連盗事犯者のうち、共犯者のいた者の割合を国籍等別に見ると、日本人では18.7%（28人）であるのに対し、日本国籍以外の者では46.2%（6人）であった。

### （3）被害状況

車両関連盗事犯者について、主たる犯行（未遂及び被害額が不詳のものを除く。）の被害額別構成比を見ると、50万円以上の割合が31.1%（46人）と最も高く、次いで、10万円以上50万円未満27.0%（40人）、1万円以上5万円未満17.6%（26人）、5万円以上10万円未満10.8%（16人）、3,000円以上1万円未満9.5%（14人）の順であり、10万円以上の被害額が過半数を占めていた（自動車盗と車上ねらいの被害額別構成比については、**2-2-1-6図**参照）。また、被害額の最高額は、自動車盗の1,500万円であった。

他方、車両関連盗事犯者のうち、調査対象事件（主たる犯行であるか否かを問わない。）について、被害金品の還付（還付予定のものを含む。）によって、被害の全部が回復されている者は78人であり、被害金品の一部のみが還付されている者は46人であった。

また、車両関連盗事犯者のうち、被害金品の還付とは別に、金銭賠償による積極的な弁償措置（弁償予定のものを含まない。）を行った者は45人であるが、そのうち、被害額の全部を弁償した者は31人であった。

### （4）動機・背景事情

#### ア 犯行の動機

車両関連盗事犯者について、犯行の動機として該当する比率の高かった項目を総数と年齢層

別に見ると、2-5-1-6図①のとおりである。

総数では、侵入窃盗事犯者と同様に、「自己使用・費消目的」や「換金目的」、「職業的」、「生活困窮」、「その他の遊興費欲しさ」が上位にあった。

年齢層別に見ると、いずれの年齢層においても、「自己使用・費消目的」や「換金目的」、「職業的」が上位にあるほか、40歳未満の各年齢層では、「その他の遊興費欲しさ」が、30歳以上の各年齢層では、「生活困窮」が、それぞれ上位にあった。また、50歳以上では、「盗み癖」が上位にあった。

## イ 犯行の背景事情

車両関連盗事犯者について、犯行の背景事情として該当する比率の高かった項目を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-6図②のとおりである。

総数では、侵入窃盗事犯者と同様に、「無為徒食・怠け癖」や「住居不安定」、「不良交友」、「ギャンブル耽溺」、「家族と疎遠・身寄りなし」が上位にあった。

年齢層別に見ると、いずれの年齢層においても、「無為徒食・怠け癖」と「住居不安定」が上位にあり、30歳以上の各年齢層では、「ギャンブル耽溺」も上位にあった。若年者と30歳代では、「不良交友」が上位にあり、40歳以上の各年齢層では、「家族と疎遠・身寄りなし」が、30歳代を除いた各年齢層では、「収入減」が、それぞれ上位にあった。また、若年者では、「辞職・退学」が、30歳代では、「習慣飲酒・アルコール依存」と「薬物依存」も、それぞれ上位にあった。

2-5-1-6図

## 車両関連盗事犯者 犯行の動機・背景事情（総数・年齢層別）

## ① 犯行の動機

| 総数<br>(161)    | 自己使用・<br>費消目的<br>54.7% | 換金目的<br>31.7%          | 職業的<br>26.7%  | 生活困窮<br>25.5%           | その他の遊<br>興費欲しさ<br>13.0% |
|----------------|------------------------|------------------------|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 29歳以下<br>(33)  | 自己使用・<br>費消目的<br>69.7% | 換金目的<br>36.4%          | 職業的<br>24.2%  | その他の遊<br>興費欲しさ<br>18.2% |                         |
| 30～39歳<br>(50) | 職業的<br>42.0%           | 自己使用・<br>費消目的<br>40.0% | 換金目的<br>40.0% | その他の遊<br>興費欲しさ<br>26.0% | 生活困窮<br>22.0%           |
| 40～49歳<br>(33) | 自己使用・<br>費消目的<br>60.6% | 生活困窮<br>33.3%          | 換金目的<br>24.2% | 職業的<br>18.2%            |                         |
| 50歳以上<br>(45)  | 自己使用・<br>費消目的<br>55.6% | 生活困窮<br>37.8%          | 換金目的<br>24.4% | 職業的<br>17.8%            | 盗み癖<br>13.3%            |

## ② 犯行の背景事情

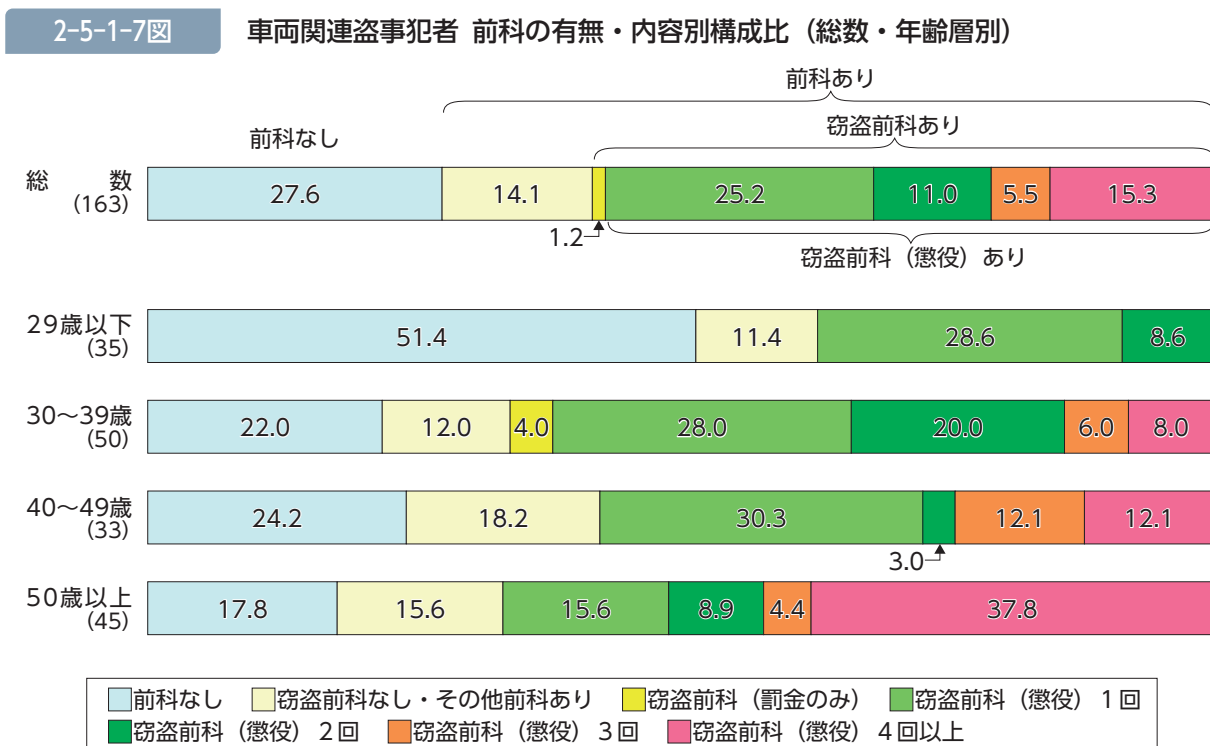
| 総数<br>(158)    | 無為徒食・<br>怠け癖<br>36.7%    | 住居不安定<br>28.5%           | 不良交友<br>24.7%         | ギャンブル<br>耽溺<br>23.4% | 家族と疎遠・<br>身寄りなし<br>22.8%      |
|----------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|----------------------|-------------------------------|
| 29歳以下<br>(33)  | 不良交友<br>60.6%            | 無為徒食・<br>怠け癖<br>36.4%    | 住居不安定<br>15.2%        | 収入減<br>15.2%         | 辞職・退学<br>15.2%                |
| 30～39歳<br>(48) | 無為徒食・<br>怠け癖<br>39.6%    | ギャンブル<br>耽溺<br>31.3%     | 不良交友<br>29.2%         | 住居不安定<br>20.8%       | 習慣飲酒・<br>アルコール<br>依存<br>18.8% |
| 40～49歳<br>(32) | 住居不安定<br>37.5%           | 家族と疎遠・<br>身寄りなし<br>31.3% | 無為徒食・<br>怠け癖<br>28.1% | 収入減<br>25.0%         | ギャンブル<br>耽溺<br>18.8%          |
| 50歳以上<br>(45)  | 家族と疎遠・<br>身寄りなし<br>42.2% | 無為徒食・<br>怠け癖<br>40.0%    | 住居不安定<br>40.0%        | ギャンブル<br>耽溺<br>28.9% | 収入減<br>20.0%                  |

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 各人員のうち、それぞれ各項目に該当した者（重複計上による。）の合計人員の占める比率による。  
3 各項目に該当する比率について、上位5つまでの項目（ただし、該当した者が5人以上のものに限る。）を示している。  
4 動機・背景事情が不詳の者を除く。  
5 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
6 ①において、「自己使用・費消目的」は、空腹、換金又は収集目的以外の動機による自己使用又は費消の目的をいう。  
7 ①において、「その他の遊興費欲しさ」は、ギャンブル代、酒代又は違法薬物代以外の遊興費欲しさをいう。  
8 （ ）内は、実人員である。

## 4 前科・前歴関係

### (1) 前科の有無・内容

車両関連盗事犯者について、前科の有無・内容別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-1-7図のとおりである（自動車盗と車上ねらいの前科の有無・内容別構成比については、2-2-1-8図参照）。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 4 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 5 「窃盗前科（罰金のみ）」は、窃盗による罰金前科のある者をいい、窃盗による懲役前科のある者を含まない。  
 6 「窃盗前科（懲役）」は、窃盗による懲役前科のある者をいい、回数は、窃盗による懲役前科の回数による。  
 7 各年齢層は、主たる犯行時の年齢による。  
 8 ( ) 内は、実人員である。

### ア 前科一般

車両関連盗事犯者のうち、前科のない者は45人（27.6%）であり、前科のある者は118人（72.4%）であった。

また、車両関連盗事犯者のうち、「窃盗前科なし・その他前科あり」の者は23人（14.1%）であった。その回数別人員は、1回が13人、2回が6人、3回が1人、4回以上が3人であり、前科が最も多かった者の回数は、9回（1人）であった。

## イ 窃盗前科

### (ア) 総数

車両関連盗事犯者のうち、窃盗前科のない者は68人（41.7%）であり、窃盗前科のある者は95人（58.3%）であった。

窃盗前科の回数別人員について見ると、車両関連盗事犯者のうち、窃盗前科1回が42人（25.8%）、2回が17人（10.4%）、3回が10人（6.1%）であり、4回以上が26人（16.0%）であった。また、窃盗前科が最も多かった者の回数は、18回（1人）であった。

なお、窃盗前科のある車両関連盗事犯者について、前科内容の手口別人員（重複計上による。）を見ると、車上ねらいの前科のある者が44人と最も多く、次いで、自動車盗24人、万引き21人（うち罰金前科4人）、空き巣11人、事務所荒し7人の順であり、これらの手口に関しては、万引きの4人を除くと、いずれも懲役前科であった。

### (イ) 窃盗の罰金前科

車両関連盗事犯者のうち、窃盗による罰金前科のある者は、5人（3.1%）であり、その回数別人員は、1回が4人、2回が1人であった。

また、窃盗による罰金前科のある者のうち、窃盗による懲役前科のない者は2人であり、窃盗による懲役前科もある者は3人であった。

### (ウ) 窃盗の懲役前科

車両関連盗事犯者のうち、窃盗による懲役前科のある者は、93人（57.1%）であった。その回数別人員は、1回が41人、2回が18人、3回が9人であり、4回以上が25人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、18回（1人）であった。

また、窃盗による懲役前科のある者のうち、窃盗による罰金前科のない者は90人であった。

## ウ 年齢層別

車両関連盗事犯者について、前科の有無・内容別構成比を年齢層別に見ると、若年者では、「前科なし」が過半数を占めているが、30歳以上の各年齢層では、「前科あり」が大半であり、「窃盗前科あり」や「窃盗前科（懲役）あり」も過半数を占めていた。

### (2) 前歴の有無・内容

#### ア 前歴一般

車両関連盗事犯者のうち、前歴のない者は39人（23.9%）であり、そのうち、前科もない者

は16人であった。

他方、車両関連盗事犯者のうち、前歴のある者は124人（76.1%）であり、前科があり、かつ、前歴もある者は95人（58.3%）であった。

また、車両関連盗事犯者のうち、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名による前歴がある者は81人（49.7%）であった。その回数別人員は、1回が30人、2回が24人、3回と4回が各9人であり、5回以上が9人であった。なお、前歴が最も多かった者の回数は、12回（1人）であった。

以上のとおり、車両関連盗事犯者は、前科又は前歴のある者が約9割を占めているが、前科のない者に限定すると、車両関連盗事犯者は、万引き事犯者と比べて、前歴のない者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(1)=17.912, p<.000$ ）。

## イ 窃盗前歴

車両関連盗事犯者のうち、窃盗前歴のない者は120人（73.6%）であり、そのうち、前科もない者は30人、窃盗前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は19人であった。

他方、車両関連盗事犯者のうち、窃盗前歴のある者は43人（26.4%）であり、窃盗前科があり、かつ、窃盗前歴もある者は24人（14.7%）であった。窃盗前歴の回数別人員は、1回が39人、2回が17人、3回が12人であり、4回以上が23人であった。なお、窃盗前歴が最も多かった者の回数は、7回（1人）であった。

前科のない者に限定すると、車両関連盗事犯者は、万引き事犯者と比べて、窃盗前歴のない者の割合が有意に高く（ $\chi^2(1)=64.465, p<.000$ ）、前科がなく、窃盗前歴がない者であっても、起訴猶予処分を受けることなく、起訴されている者が相当数を占めていることが示唆された。

なお、窃盗前歴のある車両関連盗事犯者（窃盗前科のない者に限る。）について、窃盗前歴の手口別人員（重複計上による。）を見ると、万引きの前歴のある者が8人と最も多く、次いで、オートバイ盗と車上ねらいの各4人の順であった。

## ウ 年齢層別

車両関連盗事犯者について、前科・前歴の有無・内容を年齢層別に見ると、若年者では、前科・前歴がない者の割合は、17.1%（6人）であった。前科のない若年者（18人）のうち、前歴のある者は12人であり、窃盗前歴のある者が5人、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名

による前歴がある者が7人であった。

30歳以上の各年齢層においては、前科・前歴がない者の割合は、30歳代では12.0%（6人）、40歳代では9.1%（3人）、50歳以上では2.2%（1人）であり、いずれの年齢層においても、前科又は前歴のある者が圧倒的多数を占めていた。

## エ 初回検挙時の年齢

前科のない者に限定した上で、窃盗前歴のある車両関連盗事犯者について、窃盗による初回検挙時の年齢を見ると、平均年齢は26.7歳（標準偏差＝14.4）であり、最年少は14歳、最高齢は55歳、最頻値の年齢は17歳（3人）であった。

## オ 微罪処分歴

車両関連盗事犯者のうち、窃盗の微罪処分歴がある者は25人（15.3%）であり、その回数別人員は、1回が18人、2回が7人であり、3回以上はいなかった。

## 第2節 調査対象事件の裁判結果

### 1 認定罪名

車両関連盗事犯者について、裁判確定時の認定罪名を見ると、窃盗既遂が137人（84.0%）と最も多く、次いで、常習累犯窃盗16人（9.8%）、窃盗未遂10人（6.1%）の順であった。

なお、車両関連盗事犯者のうち、窃盗以外の罪についても認定されていた者は59人（36.2%）であり、その主な罪名（重複計上による。）は、道路交通法違反が16人と最も多く、次いで、覚せい剤取締法違反15人、住居侵入11人、詐欺6人、傷害5人の順であった。

### 2 処断刑

#### （1）概要

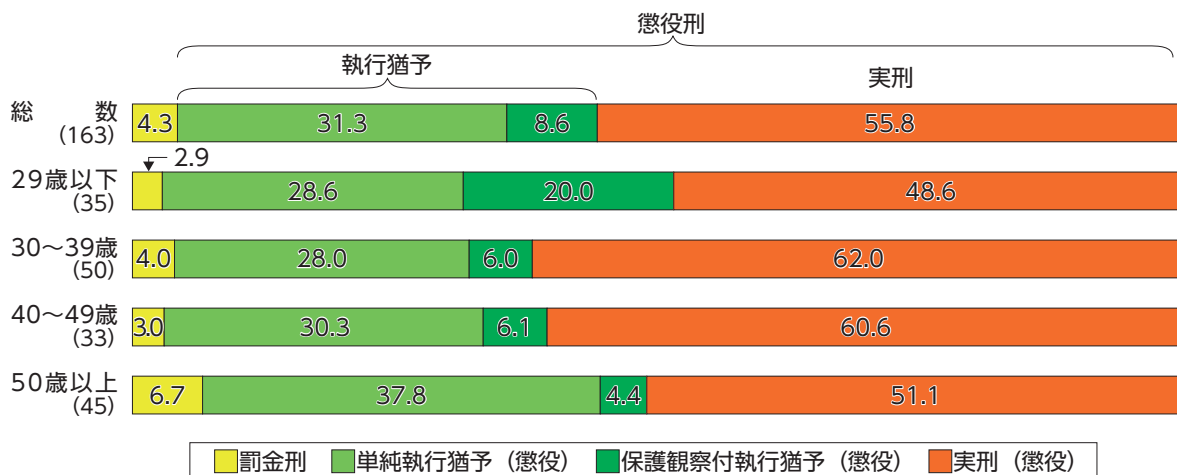
車両関連盗事犯者について、処断刑別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-5-2-1図のとおりである。

車両関連盗事犯者の処断刑別の人員は、懲役刑が156人（95.7%）と圧倒的多数を占めていた（自動車盗と車上ねらいの処断刑別構成比については、2-2-2-2図参照）。

懲役刑に処せられた者のうち、執行猶予者は65人であり、執行猶予率は41.7%であった。また、懲役刑の執行猶予者のうち、保護観察付執行猶予者は14人であり、執行猶予者の保護観察率は21.5%であった。

2-5-2-1図

車両関連盗事犯者 処断刑別構成比（総数・年齢層別）

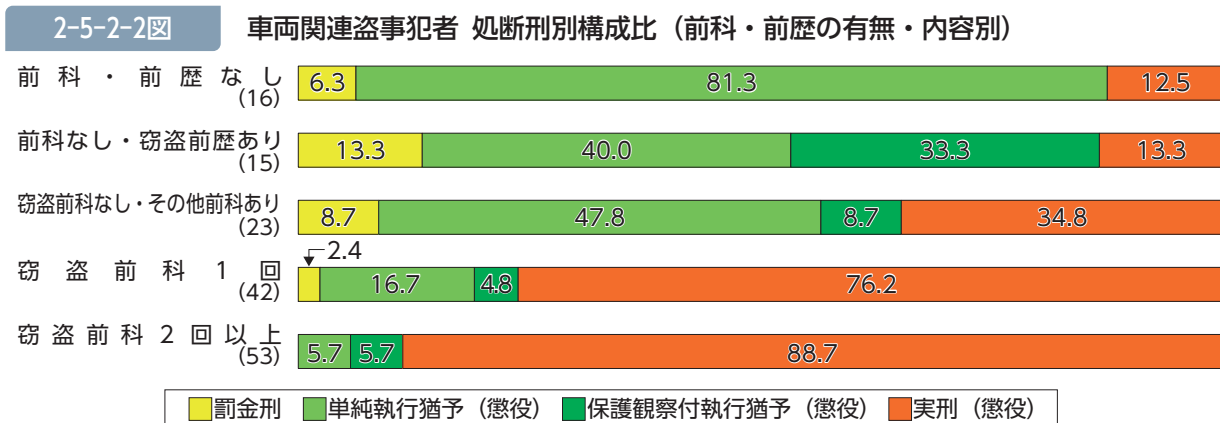


- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## (2) 前科・前歴関係

車両関連盗事犯者について、処断刑別構成比を前科・前歴の有無・内容別に見ると、2-5-2-2図のとおりである。

車両関連盗事犯者のうち、窃盗前科のある者の大半は、「実刑（懲役）」であった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 4 「前歴」は、交通法令違反や過失運転致死傷等のみによるものを除く。  
 5 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。なお、回数は、窃盗前科の回数による。  
 6 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 7 ( ) 内は、実人員である。

## 3 執行猶予者

### (1) 科刑状況

車両関連盗事犯者のうち、執行猶予者（以下「車両関連盗の執行猶予者」という。）について、懲役刑の科刑状況別構成比を見ると、1年未満が6.2%（4人）、1年以上1年6月以下が63.1%（41人）、1年6月を超えて2年以下の者が15.4%（10人）、2年を超えて3年以下が15.4%（10人）であり、1年以上1年6月以下の割合が最も高かった。

また、執行猶予に付された期間別の構成比を見ると、2年間が3.1%（2人）、3年間が66.2%（43人）、4年間が18.5%（12人）、5年間が12.3%（8人）であり、3年間の割合が最も高かった。

### (2) 年齢層

車両関連盗の執行猶予者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、50歳以上の割合が29.2%（19人）と最も高く、次いで、若年者と30歳代の各26.2%（各17人）、40歳代18.5%（12人）の順であった。

犯行時の平均年齢は、40.4歳（標準偏差＝15.7）であり、最年少は19歳、最高齢は79歳、最

頻値の年齢は21歳と31歳（各5人）であった。

### （３）前科・前歴関係

#### ア 前科の有無・内容

車両関連盗の執行猶予者のうち、前科のない者は37人（56.9%）であり、前科のある者は28人（43.1%）であった。

また、車両関連盗の執行猶予者のうち、窃盗前科のある者は15人（23.1%）であり、窃盗による懲役前科はないものの、窃盗による罰金前科がある者は1人であった。窃盗による懲役前科がある者は14人（21.5%）であり、その回数別人員は、1回が9人、2回と3回が各1人であり、4回以上が3人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、11回（1人）であった。

#### イ 前歴の有無・内容

前科のない者に限定すると、車両関連盗の執行猶予者のうち、前歴のない者は13人（35.1%）であり、前歴のある者は24人（64.9%）であった。また、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名による前歴がある者は13人（35.1%）であり、窃盗前歴のある者は11人（29.7%）であった。窃盗前歴の回数別人員を見ると、1回が5人、2回が2人であり、3回以上が4人であった。また、窃盗前歴が最も多かった者の回数は、7回（1人）であった。

### （４）監督者の有無・帰住予定先

車両関連盗の執行猶予者のうち、監督者がいた者は、44人（67.7%）であり、そのうち、当該裁判に証人出廷して指導監督を誓約した者がいた者は35人であった。

また、車両関連盗の執行猶予者について、調査対象事件の裁判時における帰住予定先を見ると、「家族の同居する自宅」が36人と最も多く、次いで、「単身の自宅」10人、「更生保護施設」4人、「雇用主・上司方」2人の順であった。

## ４ 懲役刑の実刑に処せられた者

### （１）科刑状況

車両関連盗事犯者のうち、懲役刑の実刑に処せられた者は、91人（55.8%）であり、車両関連盗事犯者の過半数を占めていた。

実刑（懲役）に処せられた者について、懲役刑の科刑状況別構成比を見ると、1年未満が8.8%（8人）、1年以上1年6月以下が27.5%（25人）、1年6月を超えて2年以下が8.8%（8人）、2年を超えて3年以下が34.1%（31人）、3年を超えて4年以下が15.4%（14人）、4年を超えて5年以下が3.3%（3人）、5年超が2.2%（2人）であった。2年を超えて3年以下の割合が最も高く、最短は6月（3人）、最長は5年6月（2人）であった。

## （2）年齢層

車両関連盗事犯者のうち、実刑（懲役）に処せられた者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、30歳代の割合が34.1%（31人）と最も高く、次いで、50歳以上25.3%（23人）、40歳代22.0%（20人）、若年者18.7%（17人）の順であった。

犯行時の平均年齢は41.3歳（標準偏差＝12.4）であり、最年少は21歳、最高齢は74歳、最頻値の年齢は39歳（8人）であった。

## （3）前科・前歴関係

### ア 前科の有無・内容

車両関連盗事犯者で実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科のない者は4人（4.4%）であり、前科のある者は87人（95.6%）であった。

また、車両関連盗事犯者で実刑（懲役）に処せられた者のうち、窃盗前科のある者は79人（86.8%）であり、いずれも窃盗による懲役前科がある者であった。その回数別人員は、1回が32人、2回が17人、3回が8人、4回が4人であり、5回以上は18人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、18回（1人）であった。

さらに、車両関連盗事犯者で実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科のある者について、調査対象事件における犯行時の立場を見ると、前刑の執行猶予期間中であった者は22人（そのうち、保護観察付執行猶予期間中の者は4人）、前刑の仮釈放期間中であった者は3人であった。

### イ 前歴の有無・内容

車両関連盗事犯者で実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科がなく、かつ、前歴もない者は2人であり、いずれも共犯者がいる者であり、調査対象事件（主たる犯行以外の事件を含む。）の被害総額も400万円超と高額であった。

## 第3節 車両関連盗事犯者の再犯状況

### 1 総数

車両関連盗事犯者のうち、平成25年6月末までの約2年間に於いて、再犯が認められた者の実人員は、19人であり、そのうち、窃盗再犯は13人、窃盗以外の再犯は6人であった。

再犯が認められた者の人員を犯行時（調査対象事件）の年齢層別に見ると、若年者では8人（窃盗再犯5人、窃盗以外の再犯3人）、30歳代では1人（窃盗再犯）、40歳代では5人（窃盗再犯2人、窃盗以外の再犯3人）、50歳以上では5人（いずれも窃盗再犯）であった。

また、調査対象事件における処断刑別に見ると、再犯が認められた者は、いずれも懲役刑に処せられた者であり、罰金処分者にはいなかった。なお、調査対象事件において実刑（懲役）に処せられた者のうち、再犯が認められた者は、4人（窃盗再犯1人、窃盗以外の再犯3人）に過ぎなかったが、刑事施設における受刑のため、再犯に及ぶ可能性が制限されていることに留意する必要がある。

そこで、以下、この節においては、車両関連盗の執行猶予者について、その再犯状況を統計的に分析し、特徴が認められた点を中心に報告する。

### 2 執行猶予者の再犯状況

#### (1) 属性

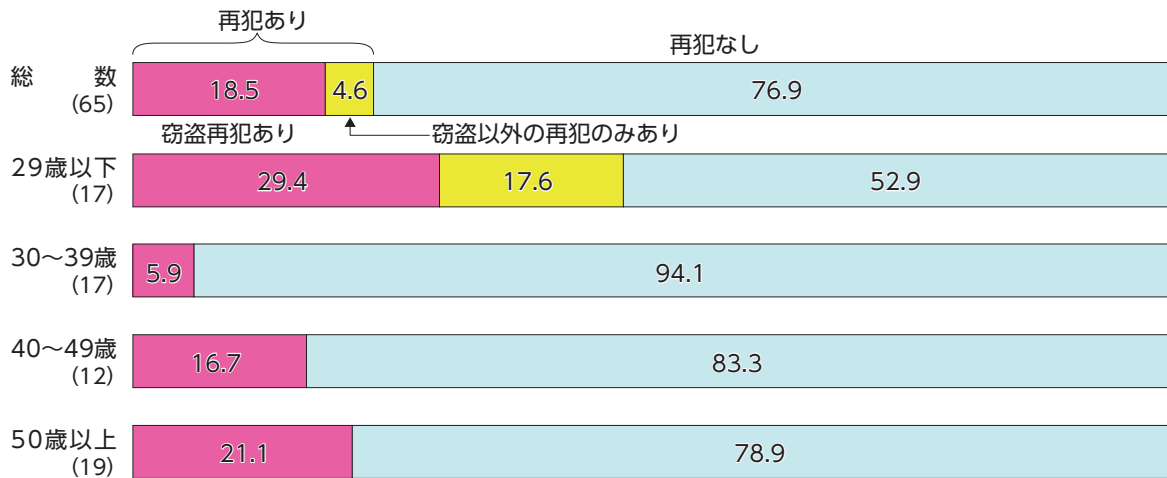
車両関連盗の執行猶予者について、約2年間の再犯状況を総数と犯行時（調査対象事件）の年齢層別に見ると、2-5-3-1図のとおりである。

総数では、再犯率が23.1%（15人）、窃盗再犯率が18.5%（12人）であった。

年齢層別の実人員が少ないことに留意する必要があるものの、若年者は、再犯率が有意に高いのに対し、30歳代は、再犯率が有意に低かった（モンテカルロ法による。 $p=.031$ ）。

2-5-3-1図

車両関連盗の執行猶予者 総数・年齢層別の再犯状況



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各年齢層の人員は、調査対象事件の犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

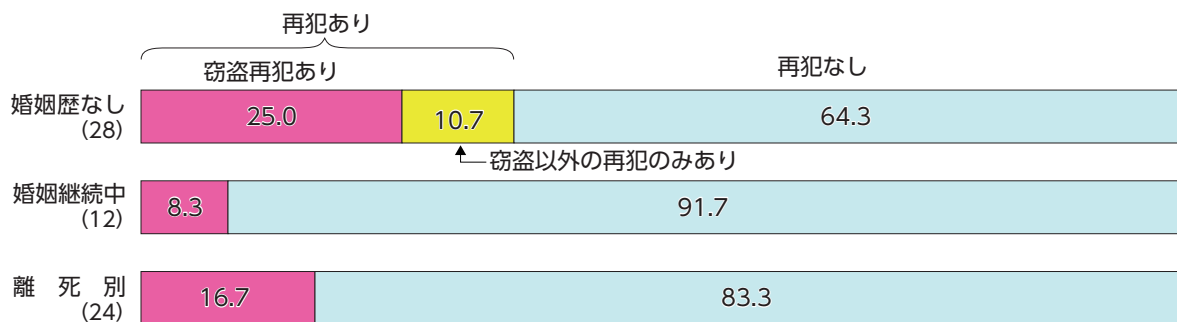
## (2) 婚姻状況

車両関連盗の執行猶予者について、犯行時（調査対象事件）における婚姻状況別の再犯状況を見ると、2-5-3-2図のとおりである。

再犯率・窃盗再犯率共に、犯行時の婚姻状況では有意な差は認められなかったが、婚姻歴の有無で比較すると、再犯率は、婚姻歴のある者では13.9%（5人）、婚姻歴のない者では35.7%（10人）であり、婚姻歴のない者は、再犯率が有意に高かった（ $\chi^2(1)=4.181$ ,  $p=.041$ ）。

2-5-3-2図

車両関連盗の執行猶予者 婚姻状況別の再犯状況



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各婚姻状況の人員は、調査対象事件の犯行時の婚姻状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の婚姻状況による。  
 3 婚姻状況が不詳の者を除く。  
 4 「離死別」は、犯行時に配偶者と離婚又は死別していた場合のほか、婚姻関係が事実上破綻していた場合を含む。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

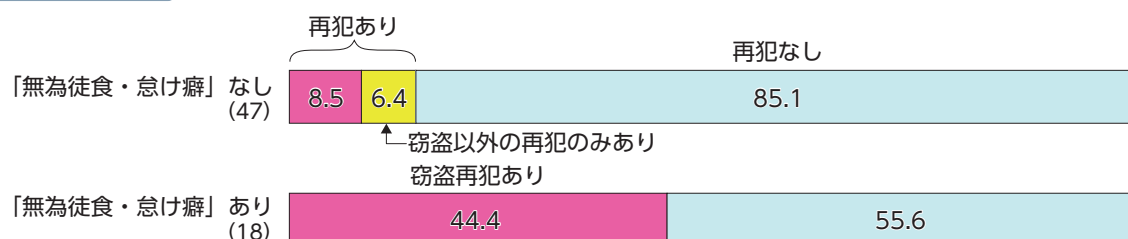
### (3) 犯行の動機・背景事情

車両関連盗の執行猶予者のうち、調査対象事件における犯行の動機・背景事情について、各項目の該当の有無で再犯状況を見ると、背景事情として上位にあった「無為徒食・怠け癖」に特徴が認められた。「無為徒食・怠け癖」該当の有無別の再犯状況を見ると、**2-5-3-3図**のとおりである。

犯行の背景事情として「無為徒食・怠け癖」に該当した者は、窃盗再犯率が有意に高いのに対し（モンテカルロ法による。 $p=.002$ ）、これに該当しない者は、再犯率が有意に低かった（モンテカルロ法による。 $p=.011$ ）<sup>(※5)</sup>。

2-5-3-3図

車両関連盗の執行猶予者 「無為徒食・怠け癖」該当の有無別の再犯状況



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ( ) 内は、実人員である。

### (4) 窃盗再犯の内容と裁判結果

#### ア 窃盗再犯の内容

##### (ア) 窃盗再犯の再犯期間

車両関連盗の執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の再犯期間別人員を見ると、3月未満が2人、3月以上6月未満が3人、6月以上1年未満が4人、1年以上1年6月未満が2人、1年6月以上2年未満が1人であり、1年未満のうちに窃盗再犯に及んだ者が7割を超えていた。

##### (イ) 窃盗再犯の手口

車両関連盗の執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、再犯内容の手口別人員（重複計上による。）を見ると、車上ねらいと万引きの各3人が最も多く、次いで、空き巣2人の順であった。

#### イ 窃盗再犯の裁判結果

車両関連盗の執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の裁判結果を見ると、いずれも懲役刑の実刑に処せられていた。

(※5) なお、「無為徒食・怠け癖」に該当した者は、再犯率も有意に高かったが（モンテカルロ法による。 $p=.011$ ）、「窃盗以外の再犯のみあり」はいなかった。

## 第6章 万引き事犯者

この章では、万引き事犯者について、その実態等を明らかにするとともに、再犯状況を分析する。

### 第1節 万引き事犯者の実態

#### 1 属性

##### (1) 人員と性別

調査対象者のうち、主たる犯行の手口が万引きである者（万引き事犯者）の総数は、1,385人（57.2%）であった。

また、万引き事犯者のうち、男性は944人（68.2%）、女性は441人（31.8%）であり、万引き事犯者の女性比は、万引き以外の手口の女性比（4.8%）と比べて、有意に高かった（ $\chi^2(1) = 267.530, p < .000$ ）。

##### (2) 年齢層

##### ア 総数

万引き事犯者について、犯行時の年齢層別構成比（2-2-1-4図参照）を見ると、50～64歳（405人）の割合が最も高く、次いで、高齢者（301人）、40歳代（239人）、30歳代（228人）、若年者（212人）の順であり50歳以上の各年齢層の割合が有意に高かった（本編第2章第1節2項（2）ウ（イ）参照）。

万引き事犯者は、犯行時の平均年齢が49.8歳（標準偏差＝16.7）であり、最年少は19歳（2人）、最高齢は87歳（1人）、最頻値の年齢は62歳（46人）であった。

##### イ 男女別

万引き事犯者について、犯行時の年齢層別構成比を男女別に見ると、2-6-1-1図のとおりである。

男女共に、50～64歳の割合が最も高いが、男女で比較すると、男性は、若年者の割合が有意に高いのに対し、女性は、高齢者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(4) = 37.064, p < .000$ ）。

男性は、犯行時の平均年齢が48.0歳（標準偏差＝16.8）であり、最年少は19歳、最高齢は85

歳、最頻値の年齢は62歳（28人）であった。他方、女性は、犯行時の平均年齢が53.5歳（標準偏差＝15.8）であり、最年少は20歳、最高齢は87歳、最頻値の年齢は62歳（18人）であった。

2-6-1-1図 万引き事犯者 犯行時の年齢層別構成比（男女別）

|              | 29歳以下 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～64歳 | 65歳以上 |
|--------------|-------|--------|--------|--------|-------|
| 男 性<br>(944) | 18.5  | 17.4   | 17.1   | 28.6   | 18.4  |
| 女 性<br>(441) | 8.4   | 14.5   | 17.7   | 30.6   | 28.8  |

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

各年齢層における女性比は、高齢者（42.2%）において最も高く、次いで、50～64歳（33.3%）、40歳代（32.6%）、30歳代（28.1%）、若年者（17.5%）の順であり、年齢層が高くなるにつれて、女性比も高くなっていた。

### （3）国籍等

万引き事犯者の国籍等別人員は、日本人が1,319人（95.2%）と圧倒的多数を占めており、日本国籍以外の者は66人（4.8%）であった。

日本国籍以外の万引き事犯者について、国籍等別の人員を見ると、韓国・朝鮮が23人と最も多く、次いで、中国19人、ベトナム15人、フィリピン2人の順であった。

日本国籍以外の万引き事犯者のうち、男性は37人（56.1%）、女性は29人（43.9%）であり、日本国籍以外の者の女性比は、日本人における女性比（31.2%）と比べて、有意に高かった（ $\chi^2(1)=4.674, p=.031$ ）。

また、日本国籍以外の万引き事犯者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、若年者の割合が34.8%（23人）と最も高く、次いで、30歳代22.7%（15人）、40歳代19.7%（13人）、50～64歳13.6%（9人）、高齢者9.1%（6人）の順であり、日本人と比べて、若年者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(4)=30.049, p<.000$ ）。

日本国籍以外の万引き事犯者は、犯行時の平均年齢が39.4歳（標準偏差＝15.2）であり、最年少は21歳、最高齢は75歳、最頻値の年齢は26歳（5人）であった。

#### (4) 成育歴・教育歴

万引き事犯者について、成育歴別の構成比を見ると、両親により養育された者の割合が71.6% (991人) と最も高く、次いで、母親のみ7.1% (98人)、父親のみ2.1% (29人)、両親以外の親族1.2% (16人)、児童養護施設1.1% (15人) の順であった。

また、万引き事犯者について、教育歴別の構成比を見ると、中学卒業の割合が32.3% (447人) と最も高く、次いで、高校卒業30.8% (427人)、大学進学14.9% (206人)、高校中退13.0% (180人)、専門学校卒業4.8% (66人) の順であった。万引き事犯者は、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べると、中学卒業の割合が有意に低く、大学進学の割合が有意に高かった ( $\chi^2(8)=52.330, p<.000$ )<sup>(\*)1)</sup>。

## 2 犯行時の生活環境

### (1) 婚姻状況

#### ア 総数・男女別

万引き事犯者について、犯行時の婚姻状況別構成比を総数と男女別に見ると、**2-6-1-2図①**のとおりである。

総数では、「婚姻歴あり」が約6割を占めているが、「婚姻継続中」は3割に満たなかった。もっとも、万引き事犯者は、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べると、「婚姻継続中」や「死別」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(6)=88.034, p<.000$ )<sup>(\*)2)</sup>。

男女別に見ると、男性は、「婚姻歴なし」の割合が有意に高いのに対し、女性は、「婚姻継続中」や「死別」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(3)=205.153, p<.000$ )。

#### イ 男女別・年齢層別

犯行時の婚姻状況別構成比を男女別・年齢層別に見ると、**2-6-1-2図②**のとおりである。

男性は、年齢層が高くなるにつれて、「婚姻歴あり」の割合も高くなっていた。他方、女性は、30歳以上の各年齢層では、「婚姻継続中」の割合が最も高かったが、年齢層が高くなるにつれて、「死別」の割合も高くなっていた。

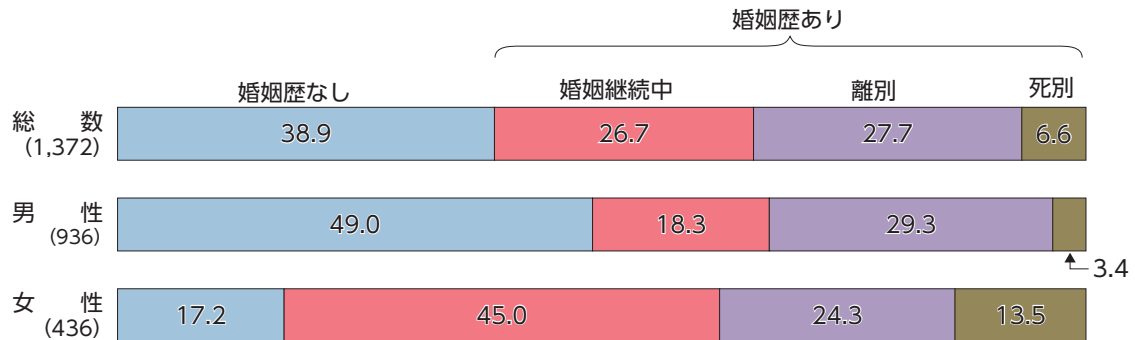
(\*) 1) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(4)=28.979, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(4)=28.886, p<.000$ 。

(\*) 2) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(3)=62.934, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(3)=29.240, p<.000$ 。

2-6-1-2図

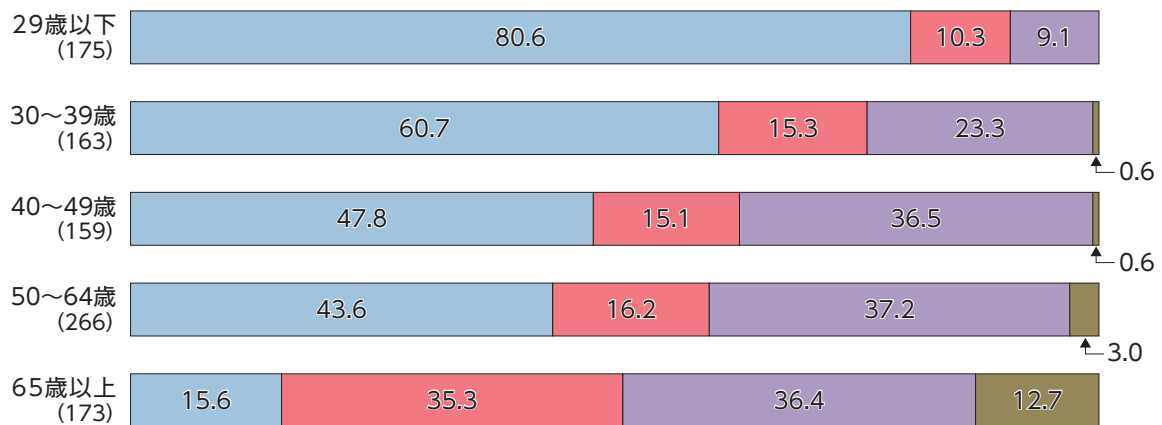
万引き事犯者 犯行時の婚姻状況別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

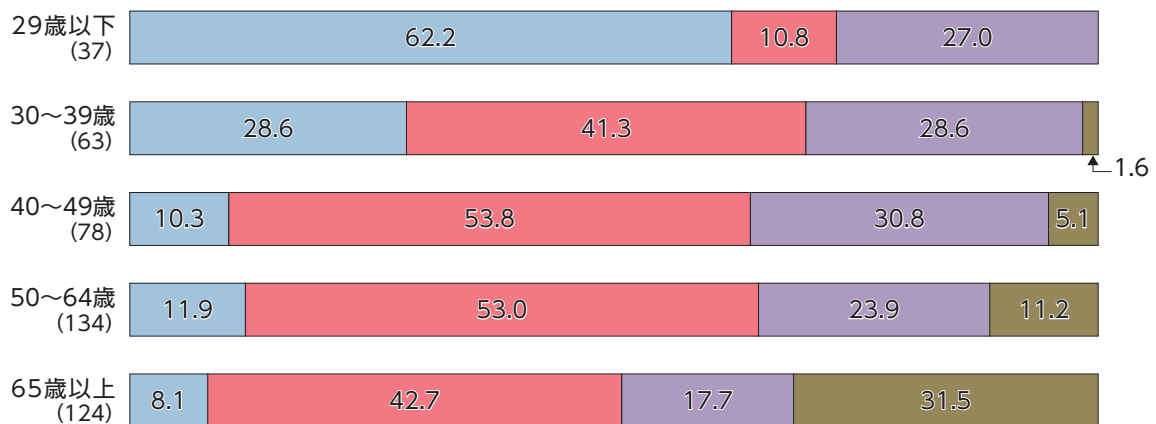


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の婚姻状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の婚姻状況による。  
 3 婚姻状況が不詳の者を除く。  
 4 「離別」は、犯行時に配偶者と離婚していた場合のほか、婚姻関係が事実上破綻していた場合を含む。  
 5 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

## (2) 居住状況

### ア 住居関係

#### (ア) 総数・男女別

万引き事犯者について、犯行時における住居の有無別構成比を総数と男女別に見ると、**2-6-1-3図①**のとおりである。

総数では、「住居あり」が8割以上を占めており、その割合は、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べても、有意に高かった ( $\chi^2(4)=33.315, p<.000$ )<sup>(※3)</sup>。

男女共に、「自宅あり」の割合が最も高いが、男女で比較すると、男性は、「自宅以外の住居」や「住居不定」の割合が有意に高く、女性は、「自宅あり」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(2)=101.946, p<.000$ )。

#### (イ) 男女別・年齢層別

犯行時における住居の有無別構成比を男女別・年齢層別に見ると、**2-6-1-3図②**のとおりである。

男性は、いずれの年齢層においても、「自宅あり」の割合が最も高いが、若年者では「自宅以外の住居」の割合が、50～64歳では「住居不定」の割合が、それぞれ有意に高かった ( $\chi^2(8)=26.032, p=.001$ )。

女性は、いずれの年齢層においても、「住居あり」が9割を超えており、30歳以上の各年齢層では、「自宅あり」も9割を超えていた。

---

(※3) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(2)=12.224, p=.0024$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(2)=26.715, p<.000$ 。

2-6-1-3図

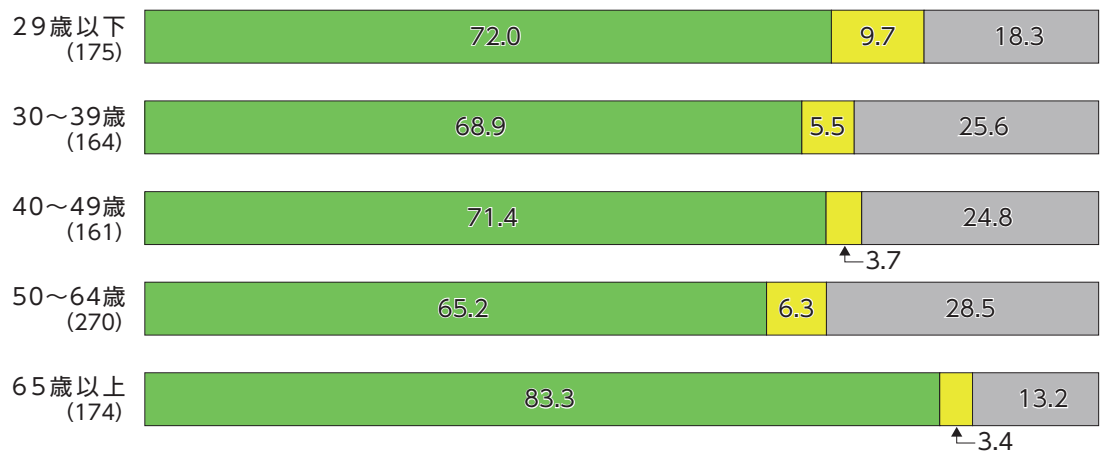
万引き事犯者 犯行時の住居の有無別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

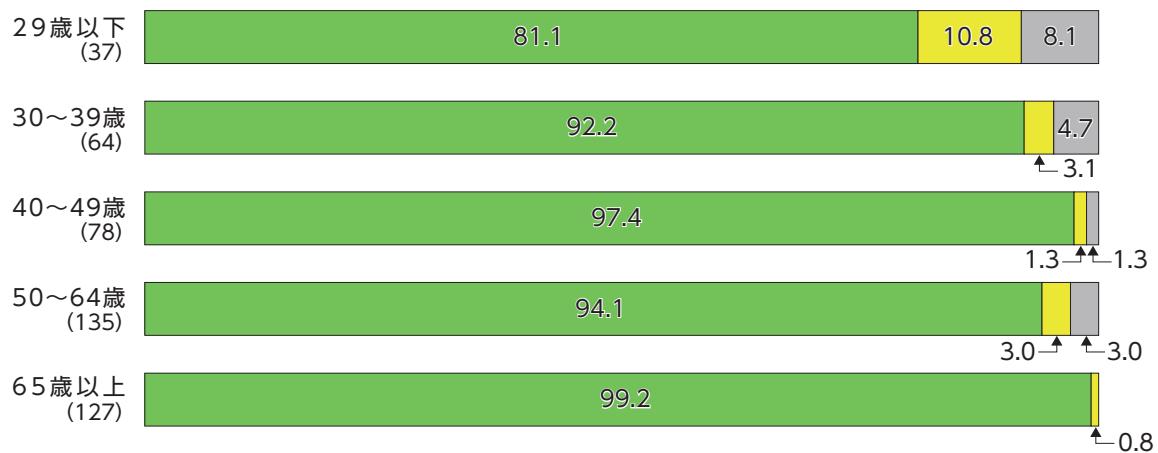


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の居住状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の居住状況による。  
 3 「自宅」は、賃貸を含む。  
 4 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

## イ 同居人等の有無

### (ア) 総数・男女別

万引き事犯者のうち、「住居あり」の者に限定した上で、同居人等の有無別構成比を総数と男女別に見ると、**2-6-1-4図①**のとおりである。

総数では、「同居人あり」が6割を超えており、「単身居住者」であっても「交流のある近親者あり」の者が2割近くを占めていた。

男女共に、「同居人あり」が過半数を占めているが、男女で比較すると、男性は、「単身居住者」の割合が有意に高く ( $\chi^2(1)=44.812, p<.000$ ), 「単身居住者」で「交流のある近親者なし」の割合も有意に高かった ( $\chi^2(2)=52.547, p<.000$ )。

### (イ) 男女別・年齢層別

犯行時における同居人等の有無別構成比について、男女別・年齢層別に見ると、**2-6-1-4図②**のとおりである。

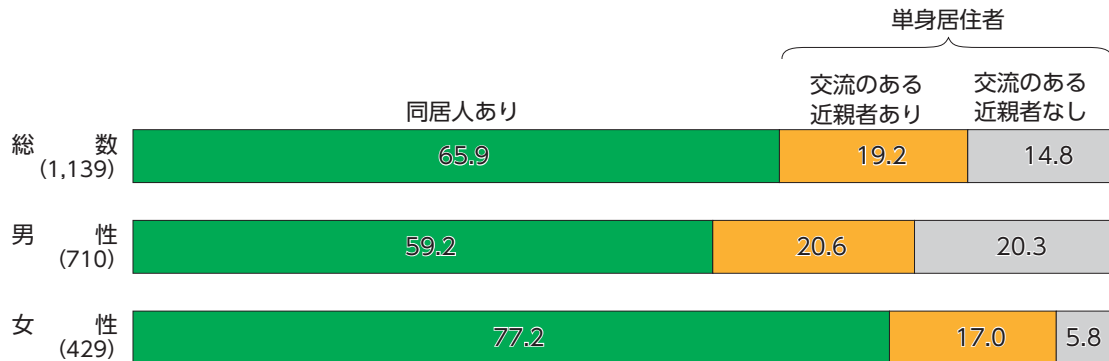
男性では、50～64歳において、「単身居住者」の割合が有意に高く ( $\chi^2(4)=28.643, p<.000$ ), 50歳以上の各年齢層においては、「単身居住者」で「交流のある近親者なし」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(8)=39.836, p<.000$ )。

他方、女性では、いずれの年齢層においても、「同居人あり」の割合が最も高く、若年者を除き、「単身居住者」であっても、「交流のある近親者あり」の割合が高かった。

2-6-1-4図

万引き事犯者 犯行時の同居人等の有無別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

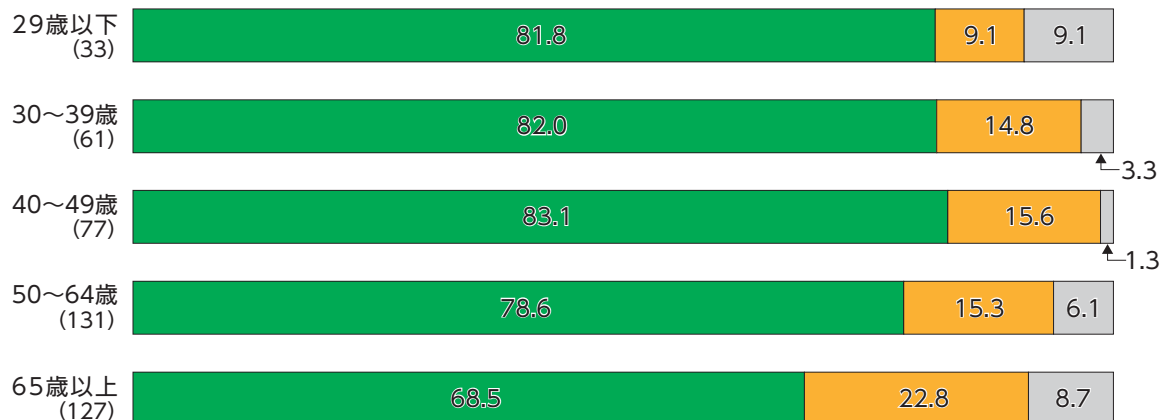


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の居住状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の居住状況による。  
 3 居住状況が不詳の者及び住居不定の者を除く。  
 4 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 就労状況

#### ア 就労の有無

##### (ア) 総数・男女別

万引き事犯者について、犯行時の就労状況別構成比を総数と男女別に見ると、2-6-1-5図①のとおりである。

総数では、「無職者」が約6割を占めていた。男女共に「無職者」の割合が最も高いが、男女で比較すると、男性は、「無職者」の割合が有意に高いのに対し、女性は、「主婦・家事従事」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(5)=361.305, p<.000$ )<sup>(\*4)</sup>。

##### (イ) 男女別・年齢層別

犯行時の就労状況別構成比を男女別・年齢層別に見ると、2-6-1-5図②のとおりである。

男性は、いずれの年齢層においても、「無職者」が過半数を占めており、年齢層が高くなるにつれて、その割合も高くなっていた。

女性は、30歳以上の各年齢層において、「主婦・家事従事」の割合が3割を超えていた。

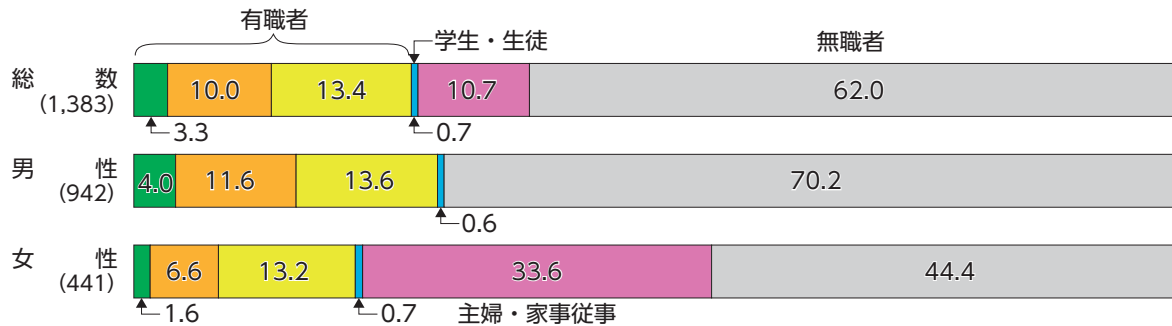
---

(\*4) なお、男性は、女性と比べて、有職者のうち、「自営・会社役員」や「安定就労」の割合も有意に高かった ( $5)=361.305, p<.000$ )。

2-6-1-5図

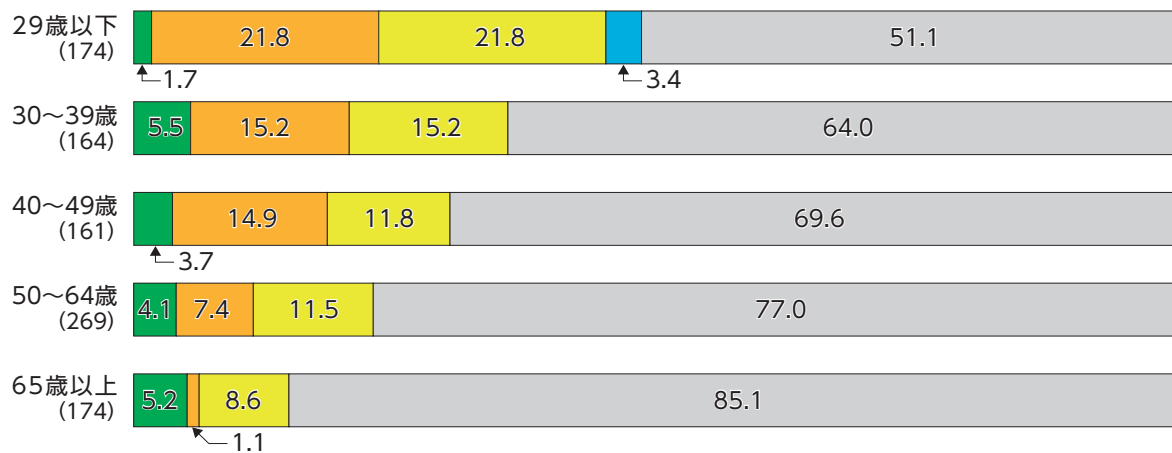
万引き事犯者 犯行時の就労状況別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

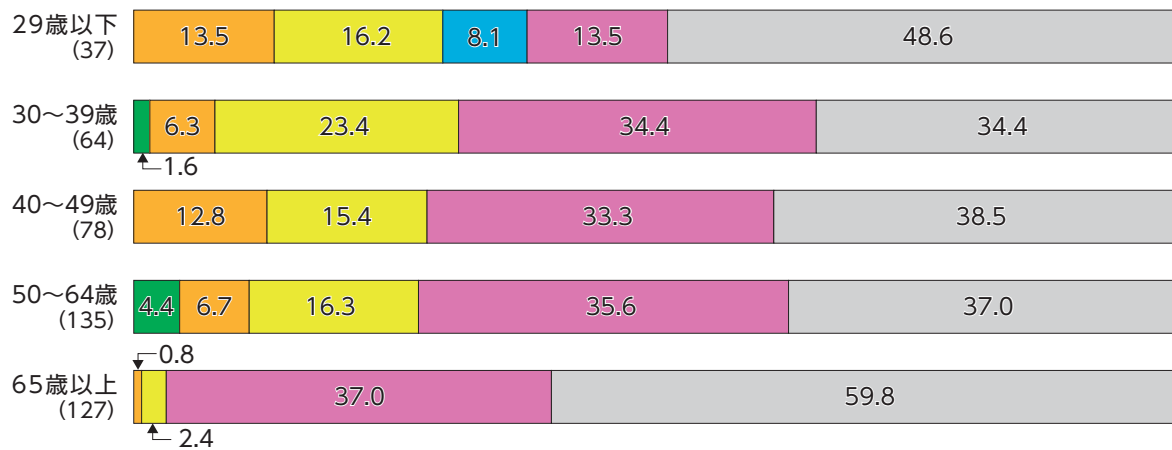


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



■ 自営・会社役員 ■ 安定就労 ■ 不安定就労 ■ 学生・生徒 ■ 主婦・家事従事 ■ 無職者

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の就労状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の就労状況による。  
 3 就労状況が不詳の者を除く。  
 4 「安定就労」は、会社員等の正規被雇用者をいう。  
 5 「不安定就労」は、不定期派遣、アルバイト等をいう。  
 6 「無職者」は、学生・生徒及び主婦・家事従事を含まない。  
 7 ②において、各年齢層は、主たる犯行時の年齢による。  
 8 ( ) 内は、実人員である。

## イ 無職者の無職理由

### (ア) 総数・男女別

万引き事犯者のうち、「無職者」に限定した上で、無職理由別の構成比を総数と男女別に見ると、2-6-1-6図①のとおりである。

総数では、「勤労意欲なし」の割合が最も高く、次いで、「就労の必要なし」、「就職難」の順に高かった。男女で比較すると、男性は、「就職難」や「勤労意欲なし」の割合が有意に高いのに対し、女性は、「就労の必要なし」や「精神疾患」、「家族の介護等」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(6)=116.477, p<.000$ )。

### (イ) 男女別・年齢層別

無職者の無職理由別構成比を男女別・年齢層別に見ると、2-6-1-6図②のとおりである。

男性は、若年者では、「勤労意欲なし」が7割近くを占めているのに対し、高齢者では「就労の必要なし」が6割を超えていた。また、「就職難」の割合は、30歳代において有意に高く、「精神疾患」の割合は、30歳代と40歳代において有意に高かった ( $\chi^2(24)=344.325, p<.000$ )。

女性は、年齢層が高くなるにつれて、「就労の必要なし」の割合が高くなっていた。また、50歳未満の各年齢層では、「精神疾患」が約3割を占めていた。

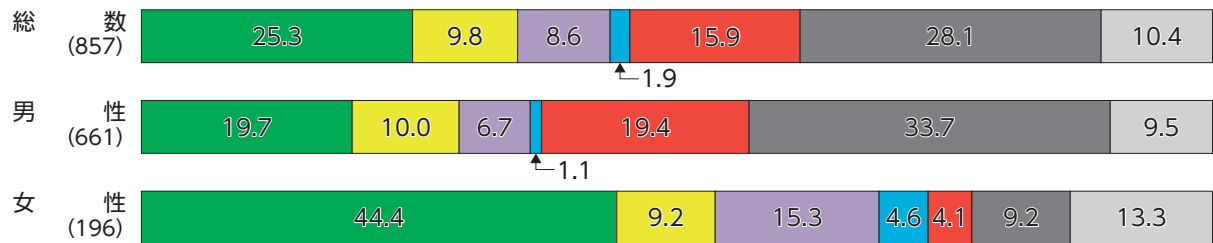
## ウ 有職者の勤続期間

万引き事犯者のうち、犯行時に「有職者」であった者（勤続期間が不詳の者を除く。304人）について、犯行時までの勤続期間別構成比を見ると、3月未満が17.1%（52人）、3月以上6月未満が9.2%（28人）、6月以上1年未満が14.1%（43人）、1年以上3年未満が19.1%（58人）、3年以上5年未満が8.6%（26人）、5年以上10年未満が14.5%（44人）、10年以上が17.4%（53人）であり、勤続期間が1年に満たない者が約4割を占めていた。

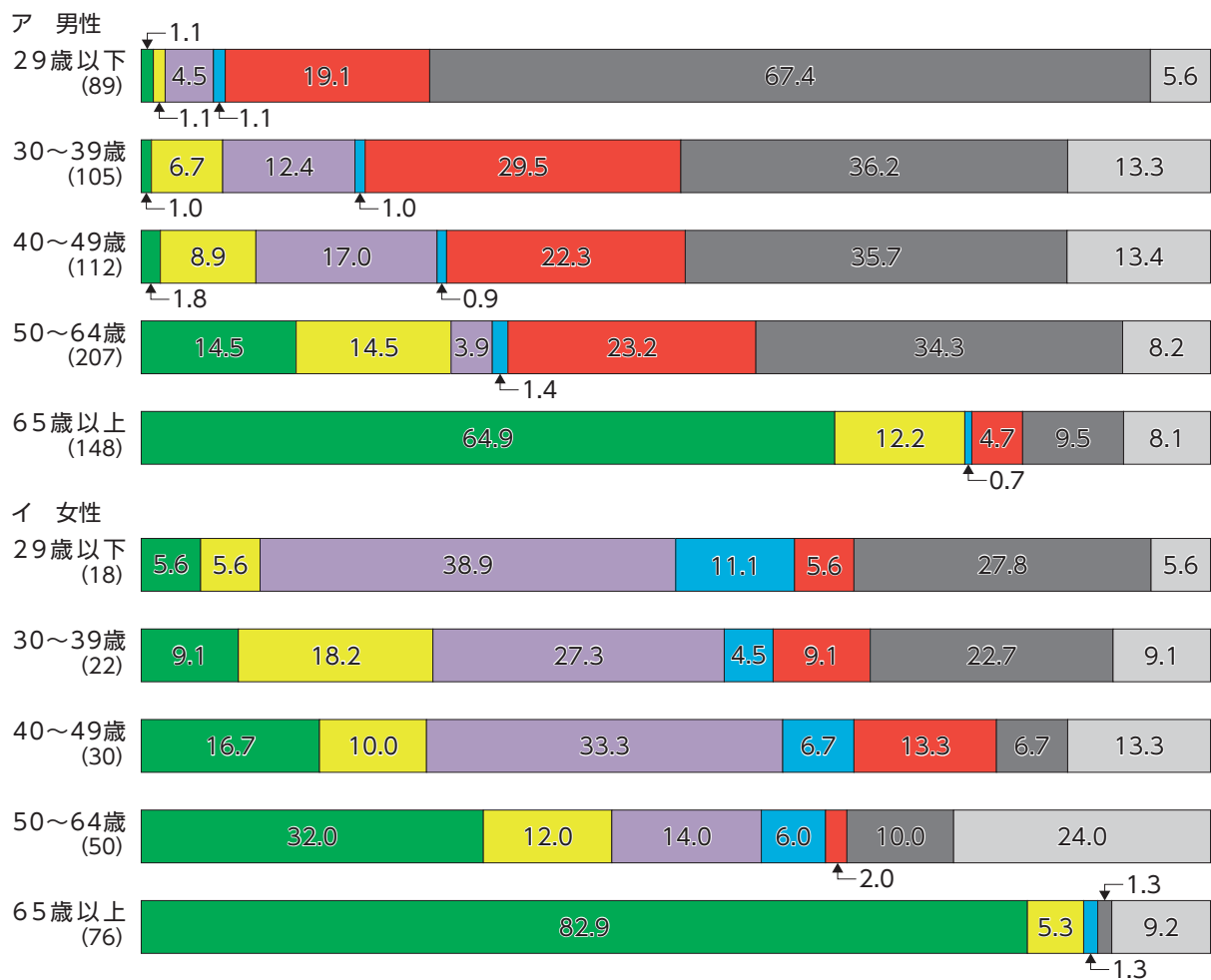
2-6-1-6図

万引き事犯者 無職者の無職理由別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別



② 男女別・年齢層別



■ 就労の必要なし ■ 身体疾患 ■ 精神疾患 ■ 家族の介護等 ■ 就職難 ■ 勤労意欲なし ■ その他

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「無職者」に限る。  
 3 犯行時の無職理由による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の無職理由による。  
 4 「就労の必要なし」は、年金を受給している場合等をいう。  
 5 「精神疾患」は、その疑いがある旨の診断を含む。  
 6 「就職難」は、就職活動をしているが、就職先が決まらない場合をいう。  
 7 「その他」は、無職理由が不詳である場合を含む。  
 8 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 9 ( ) 内は、実人員である。

#### (4) 経済状況

##### ア 収入状況

##### (ア) 総数・男女別

万引き事犯者について、犯行時における収入の有無及び収入額別構成比を総数と年齢層別に見ると、2-6-1-7図①のとおりである。

総数では、「安定収入なし」が約3割を占めているが、安定収入の有無について、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べると、万引き事犯者は「安定収入なし」の割合が有意に低かった ( $\chi^2(2)=103.768, p<.000$ )<sup>(※5)</sup>。

また、男性は、「安定収入なし」が約4割を占めているのに対し、女性は、「収入あり」が約9割を占めていた。

##### (イ) 男女別・年齢層別

犯行時の収入の有無及び収入額別構成比について、男女別・年齢層別に見ると、2-6-1-7図②のとおりである。

男性は、高齢者を除き、各年齢層において「安定収入なし」が4割を超えていた。他方、女性は、若年者を除き、各年齢層において「収入あり」が8割を超えていたが、40歳以上の各年齢層においては、年齢層が高くなるにつれて、月額10万円を超える収入のある者の割合が低くなっていた。

「収入あり」の者（男性532人、女性348人）について、主な収入源別の構成比を見ると、男性は、職場の割合が43.6%（232人）と最も高く、次いで、生活保護23.7%（126人）、年金22.6%（120人）の順であった。これに対し、女性は、年金の割合が29.9%（104人）と最も高く、次いで、家族の収入27.6%（96人）、職場20.4%（71人）、生活保護17.5%（61人）の順であった。なお、「収入あり」の高齢者（男性137人、女性115人）に限定すると、男女共に、年金の割合（男性65.0%、女性70.4%）が最も高かった。

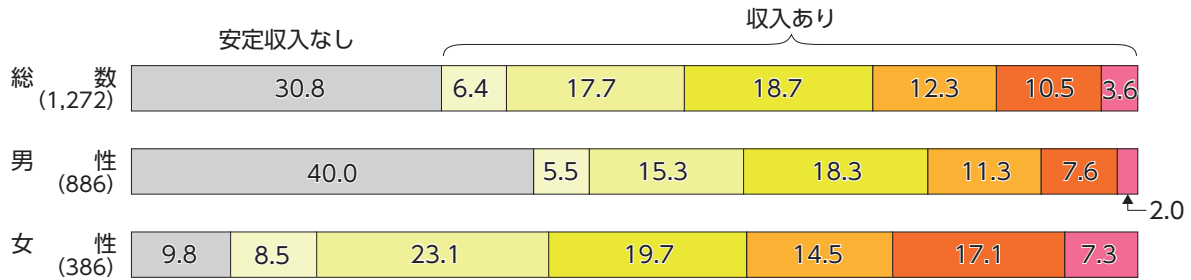
---

(※5) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=85.716, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=33.962, p<.000$ 。

2-6-1-7図

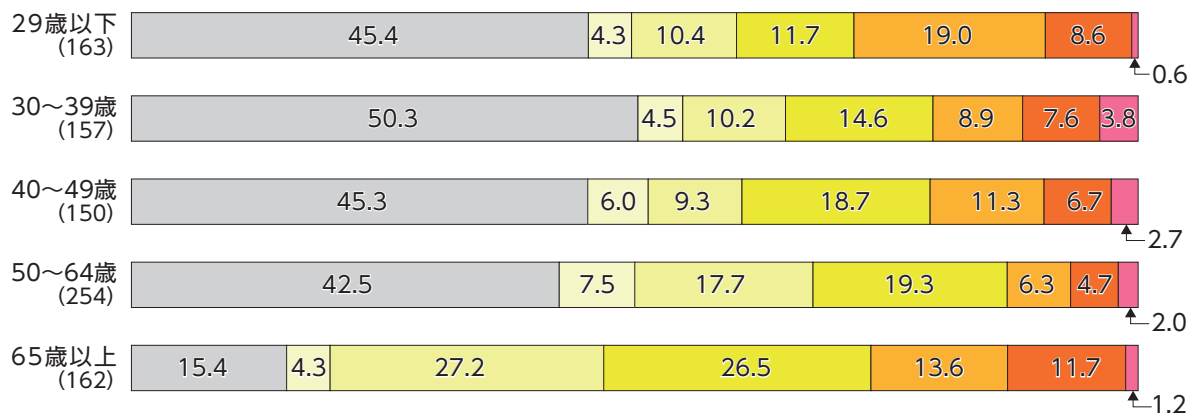
万引き事犯者 犯行時の収入状況別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

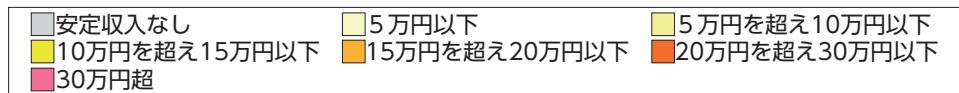
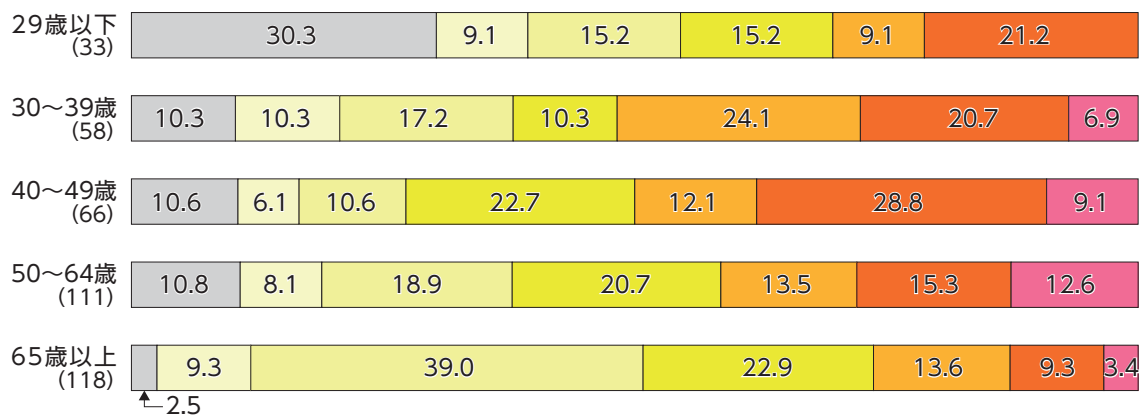


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の収入状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の収入状況による。  
 3 収入状況が不詳の者を除く。  
 4 収入額は月額による。なお、収入源は、給与のほか、生活保護、年金、家族からの仕送り、配偶者の収入等を含む。  
 5 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 6 ( ) 内は、実人員である。

## イ 資産・負債の状況

### (ア) 資産状況

万引き事犯者について、犯行時の資産状況別構成比を総数と男女別に見ると、2-6-1-8図①のとおりである。

総数では、「資産なし」が約6割を占めており、50万円以上の預貯金がある者は2割に満たなかった。

男性は、「資産なし」の割合が有意に高く、50万円以上の預貯金がある者は、1割に満たなかった。他方、女性は、男性と比べて、「預貯金額10万円以上50万円未満」、「預貯金額50万円以上100万円未満」、「預貯金額100万円以上」の各割合が有意に高く ( $\chi^2(5)=113.410$ ,  $p<.000$ ), 50万円以上の預貯金がある者が約3割を占めていた。

なお、安定収入のない者に限定した上で、資産の有無について、男女で比較すると、男性は、安定収入がなく、かつ、資産もない者の割合が有意に高かった ( $\chi^2(1)=7.273$ ,  $p=.007$ )。

### (イ) 負債状況

万引き事犯者について、犯行時の負債状況別構成比を総数と男女別に見ると、2-6-1-8図②のとおりである。

総数・男女共に、「負債なし」が7割以上を占めており、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べると、「負債なし」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(2)=94.307$ ,  $p<.000$ )<sup>(\*6)</sup>。

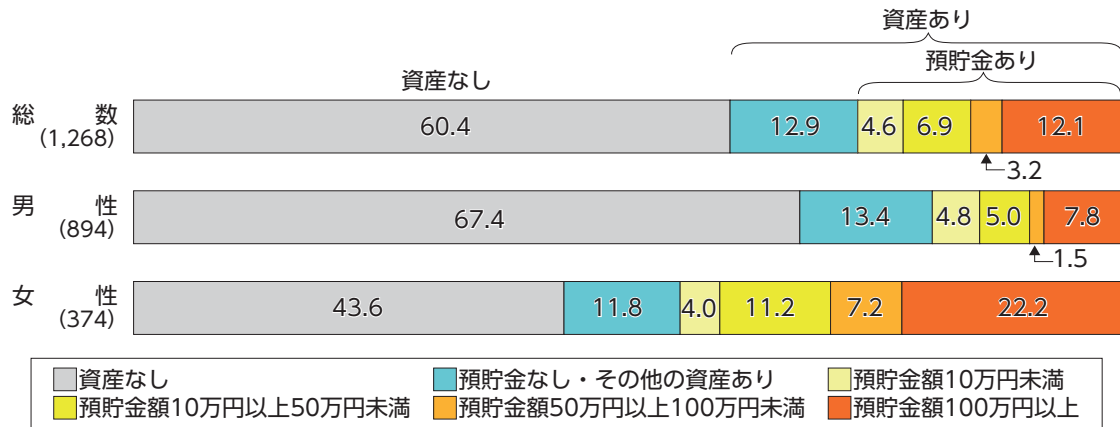
「負債あり」の者（男性230人、女性65人）について、借入先の内訳（重複計上による。）を見ると、男性は、消費者金融に該当する者の割合が40.9%（94人）と最も高く、次いで、友人・知人14.8%（34人）、カードローンや車関係ローンの各13.0%（各30人）、住宅ローン12.6%（29人）の順であった。他方、女性は、消費者金融と住宅ローンに該当する者の割合がそれぞれ24.6%（16人）と最も高く、次いで、車関係ローン12.3%（8人）、カードローンと家族・親族の各10.8%（各7人）の順であった。

(\*6) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=68.492$ ,  $p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=44.103$ ,  $p<.000$ 。

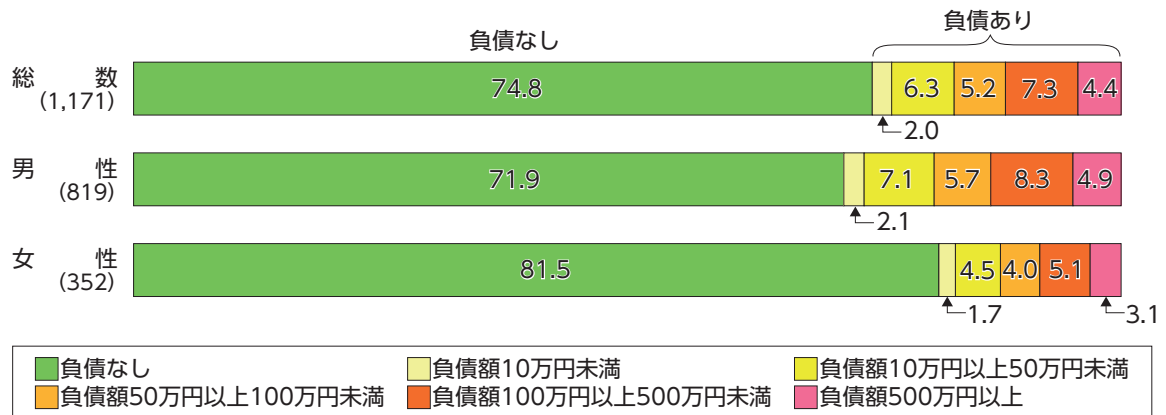
2-6-1-8図

万引き事犯者 犯行時の資産・負債の状況別構成比（総数・男女別）

① 資産の状況



② 負債の状況



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 犯行時の資産・負債の状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の資産・負債の状況による。  
 3 資産・負債の状況が不詳の者を除く。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## (5) 精神疾患の既往歴

### ア 総数

万引き事犯者のうち、精神疾患（その疑いがある旨の診断を含む。）の既往歴のある者は、239人（17.3%）であった。また、精神疾患による入院歴のある者は、51人であり、そのうち措置入院歴のある者は2人であった。

精神疾患の既往歴のある者について、その診断名別の人員（重複計上による。）を見ると、鬱病等の気分障害が124人と最も多く、次いで、アルコール依存症29人、摂食障害27人、統合失調症19人、てんかん17人、パニック障害15人の順であった。

### イ 男女別

精神疾患の既往歴のある者の割合（既往歴が不詳の者を除く。）について、男女別に見ると、男性は13.8%（130人）、女性は24.7%（109人）であり、女性は、精神疾患の既往歴のある者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(1)=25.039, p<.000$ ）。

精神疾患の診断名別の人員（重複計上による。）について見ると、男性は、気分障害が60人と最も多く、次いで、アルコール依存症26人、統合失調症とてんかんの各14人、パニック障害9人、精神遅滞（知的障害）6人の順であった。他方、女性は、気分障害が64人と最も多く、次いで、摂食障害22人、パニック障害6人、統合失調症5人の順であった。

### ウ 年齢層別

精神疾患の既往歴のある者の割合（既往歴が不詳の者を除く。）について、年齢層別に見ると、若年者は10.8%（23人）、30歳代は30.4%（69人）、40歳代は28.9%（69人）、50～64歳は15.1%（61人）、高齢者は5.7%（17人）であり、30歳代と40歳代は、精神疾患の既往歴のある者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(4)=85.612, p<.000$ ）。

主な精神疾患の診断名別に年齢層別人員を見ると、気分障害は、30歳代（38人）が最も多く、次いで、40歳代（34人）、50～64歳（32人）、若年者と高齢者（各10人）の順であった。アルコール依存症は、40歳代（14人）が最も多く、次いで、50～64歳（7人）の順であり、摂食障害は、30歳代（15人）が過半数を占めており、次いで、若年者と40歳代（各5人）の順であった。統合失調症は、40歳代（10人）が過半数を占めており、次いで、30歳代と50～64歳（各4人）の順であり、てんかんは、40歳代（7人）が最も多く、次いで、30歳代（4人）、若年者（3人）の順であった。パニック障害は、30歳代（6人）が最も多く、次いで、40歳代（4人）、50～64

歳（3人）の順であった。

なお、万引き事犯者のうち、クレプトマニアの診断歴<sup>(※7)</sup>のある者は5人であり、そのうち、30歳代が2人（男性・女性の各1人）、50～64歳が3人（男性1人、女性2人）であった。また、認知症の診断歴のある者は、1人（女性・50～64歳）であった。

## （6）暴力団歴

万引き事犯者のうち、暴力団関係の経歴がある者は57人（4.1%）であり、その割合は、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べても、有意に低かった（ $\chi^2(2)=56.232, p<.000$ ）<sup>(※8)</sup>。

また、調査対象事件の犯行時も暴力団構成員であった者は5人であり、準構成員又は周辺者であった者は5人であった。

## 3 調査対象事件の内容

### （1）事件数

万引き事犯者による窃盗の事件数は、延べ1,655件であり、一人当たりの窃盗の平均事件数は1.20件（標準偏差=0.60）であった。

万引き事犯者一人当たりの事件数別構成比は、1件が86.2%（1,194人）と圧倒的多数を占めており、次いで、2件10.4%（144人）、3件2.2%（30人）、4件0.9%（12人）の順であり、5件以上は0.4%（5人）であった。また、窃盗の事件数が最も多かった万引き事犯者の事件数は、8件（2人）であった。

---

（※7） クレプトマニア（kleptomania）は、「病的窃盗（窃盗癖）」又は「窃盗症」とも称される精神疾患であり、その「本質的な特徴は、個人用に用いるためでもなく、またはその金銭的な価値のためでもなく、物を盗もうとする衝動に抵抗できなくなることが繰り返されることである」とされている（日本精神神経学会（監修）「DSM-5『精神疾患の診断・統計マニュアル』医学書院（2014）469頁以下参照）。もっとも、その診断基準の解釈については、医療の分野においても議論があるため、本調査における結果の解釈に当たっても留意する必要がある（竹村道夫「窃盗癖患者の臨床—犯罪行為か精神症状か、司法との関わり—」日本嗜癖行動学会誌『アディクションと家族』30巻1号（2014）23頁以下、瀧井正人「万引きを繰り返す摂食障害患者の病態とその取り扱いに関して—「収容か治療か問題」についての考察—（1）」誌友会『研修』807号（2015）25頁以下参照）。

（※8） 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=31.194, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=44.040, p<.000$ 。

## (2) 共犯関係の有無等

### ア 共犯関係

#### (ア) 総数

万引き事犯者のうち、主たる犯行について共犯者のいた者の人員は、68人（4.9%）であり、単独犯が圧倒的多数を占めていた（2-2-1-5図参照）。

共犯者のいた万引き事犯者のうち、共犯者の人数（当該調査対象者を含まない。）別の構成比を見ると、共犯者1人の割合が73.5%（50人）と最も高く、次いで、共犯者2人19.1%（13人）、共犯者3人5.9%（4人）の順であった。また、共犯者の最も多かった万引き事犯者の共犯者人数は、5人であった。

#### (イ) 男女別・年齢層別

万引き事犯者のうち、主たる犯行について共犯者のいた者の割合は、男性では5.5%（52人）、女性では3.6%（16人）であった。

他方、主たる犯行について共犯者のいた者の割合を年齢層別に見ると、若年者では21.7%（46人）、30歳代では6.1%（14人）、40歳代では2.1%（5人）、50～64歳では0.5%（2人）、高齢者では0.3%（1人）であり、若年者は、その割合が有意に高かった（ $\chi^2(4)=163.214$ ,  $p<.000$ ）。

#### (ウ) 国籍等別

万引き事犯者のうち、主たる犯行について共犯者のいた者の割合は、日本人では4.1%（54人）、日本国籍以外の者では21.2%（14人）であり、日本国籍以外の者は、共犯者のいた者の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p<.000$ ）。

なお、日本国籍以外の者のうち、共犯者のいた者の国籍等別人員は、ベトナム（5人）が最も多く、次いで、韓国・朝鮮（4人）、中国（2人）の順であった。

### イ 共犯者以外の同行者の有無

万引きは、外形上は、営業中の店舗内で「買い物」という日常生活の場面において行われる犯罪であり、共犯関係にはなくても、家族等の同行者がいる場合に行われることも考えられる。そこで、万引き事犯者のうち、主たる犯行について同行者（共犯者を除く。）の有無を見ると、同行者のいた者は92人（6.6%）であった。

同行者のいた者の割合を男女別に見ると、男性は5.0%（47人）、女性は10.2%（45人）であり、女性は、同行者のいた者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(1)=13.234$ ,  $p<.000$ ）。

また、同行者のいた者の割合を年齢層別に見ると、若年者が12.3% (26人)、30歳代が10.5% (24人)、40歳代が7.5% (18人)、50～64歳が2.5% (10人)、高齢者が4.7% (14人) であり、若年者と30歳代は、同行者のいた者の割合が有意に高かった ( $\chi^2(4)=29.954, p<.000$ )。

### (3) 被害状況

#### ア 被害額

万引き事犯者について、主たる犯行（未遂及び被害額が不詳のものを除く。）の被害額別構成比を見ると、3,000円未満の被害額が過半数を占めていた（2-2-1-6図参照）。

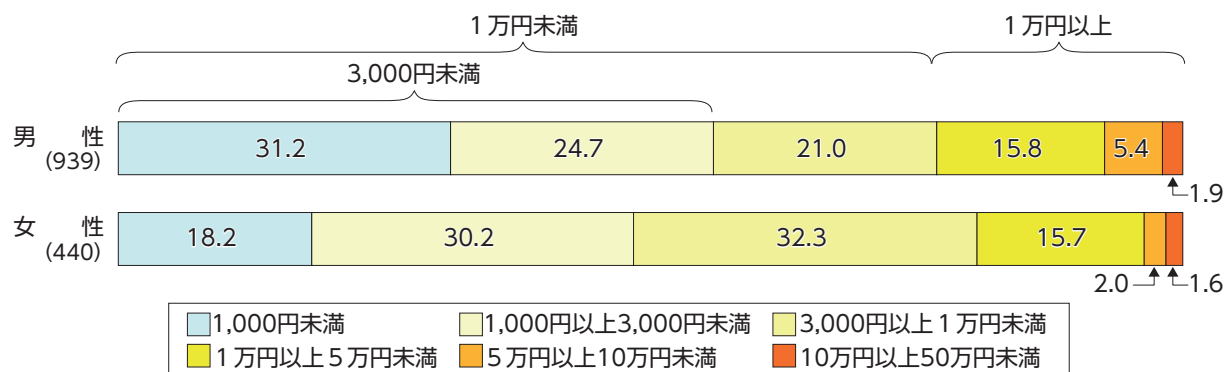
主たる犯行の被害額別構成比を男女別に見ると、2-6-1-9図のとおりである。

男性は、1,000円未満の被害額の割合が最も高く、3,000円未満の被害額が過半数を占めているが、その一方において、1万円以上の被害額も2割を超えていた。女性は、3,000円以上1万円未満の被害額の割合が最も高かった。

被害額の最少額は、男性では63円、女性では78円であり、最高額は、男性では43万9,425円、女性では26万6,838円であった。

なお、万引き事犯者の主たる犯行について、被害物品の平均点数を見ると、男性は7.4点（標準偏差＝11.4）、女性は13.5点（同＝19.8）であり、被害物品が最も多かった万引き事犯者の物品点数は、男性では115点、女性では200点であった。

2-6-1-9図 万引き事犯者 主たる犯行の被害額別構成比（男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行の被害額による。  
 3 未遂及び被害額が不詳の者を除く。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

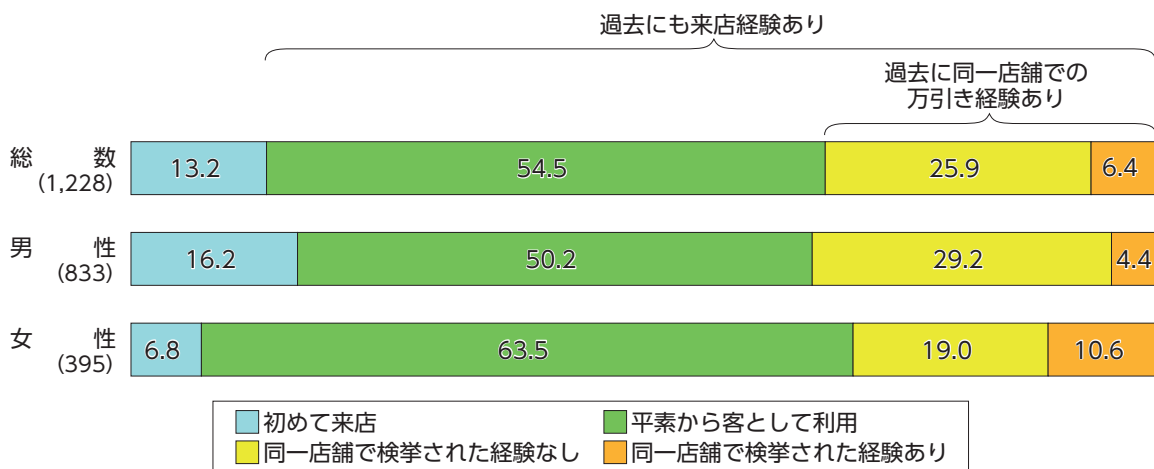
## イ 被害店舗との関係

万引き事犯者のうち、主たる犯行について、被害店舗との関係別構成比を総数と男女別に見ると、2-6-1-10図のとおりである。

男女共に、「平素から客として利用」の割合が最も高いが、「過去に同一店舗での万引き経験あり」も3割前後を占めていた。男女で比較すると、男性は、「初めて来店」の割合が有意に高く、また、「過去に同一店舗での万引き経験あり」のうち「同一店舗で検挙された経験なし」の割合も有意に高かった。これに対し、女性は、「平素から客として利用」の割合が有意に高く、また、「過去に同一店舗での万引き経験あり」のうち「同一店舗で検挙された経験あり」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(3)=53.317, p<.000$ )。

2-6-1-10図

万引き事犯者 被害店舗との関係別構成比（総数・男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 主たる犯行時の被害店舗との関係による。  
 3 被害店舗との関係が不詳の者を除く。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

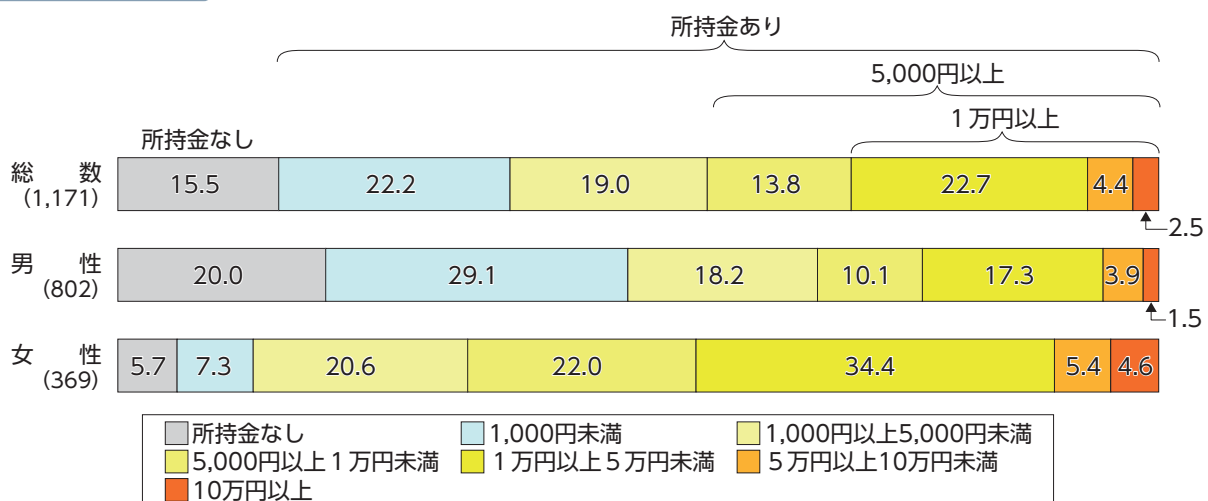
## ウ 検挙時の所持金

万引きは、その犯行を現認した被害関係者を通じて、犯行直後に検挙されることの多い犯罪であり、検挙時における万引き事犯者の所持金額は、犯行時の所持金額とおおむね附合することが多いと思われる。そこで、万引き事犯者について、検挙時の所持金額別構成比を総数と男女別に見ると、2-6-1-11図のとおりである。

総数では、「所持金あり」が8割を超えており、所持金額が1万円以上であった者も約3割を占めていた。男性は、「所持金なし」を含め、所持金額が5,000円未満だった者が7割近くを占めているのに対し、女性は、所持金額が5,000円以上であった者が6割を超えていた。

また、主たる犯行の被害額（未遂及び被害額が不詳の者を除く。）と検挙時の所持金額の関係（所持金額が不詳の者を除く。）について見ると、被害額が3,000円未満の者（男性474人、女性177人）のうち、検挙時に5,000円以上の所持金があった者の割合は、男性では24.5%（116人）であるのに対し、女性では61.0%（108人）であった。また、被害額が1万円未満の者（男性650人、女性293人）のうち、検挙時に1万円以上の所持金があった者の割合は、男性では20.2%（131人）であるのに対し、女性では42.7%（125人）であった。

2-6-1-11図 万引き事犯者 検挙時の所持金額別構成比（総数・男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 検挙時の所持金額による。  
 3 所持金額が不詳の者を除く。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

万引き事犯者のうち、調査対象事件（主たる犯行であるか否かを問わない。）について、被害金品の還付（還付予定のものを含む。）により、被害の全部が回復されている者は1,233人、被

害金品の一部のみが還付されている者は50人であり、ほとんどの場合が被害回復されていた。

また、万引き事犯者のうち、被害金品の還付とは別に、金銭賠償による積極的な弁償措置（弁償予定のものを含まない。）を行った者は581人であるが、そのうち、被害額の全部を弁償した者は528人であった。

#### （４）検挙時における心身の状況

万引き事犯者について、検挙時における身体疾患又は精神疾患（その疑いがある旨の診断を含む。）の有無別構成比を総数と男女別に見ると、**2-6-1-12図①**のとおりである。

男女共に、心身に問題のない者が大半を占めているが、何らかの身体疾患や精神疾患を抱えている者も少なからず存在しており、特に女性は、「精神疾患のみ」や「身体疾患及び精神疾患」の割合が有意に高かった（ $\chi^2(3)=28.812$ ,  $p<.000$ ）。

また、検挙時における身体疾患又は精神疾患の有無別構成比を年齢層に見ると、**2-6-1-12図②**のとおりである。

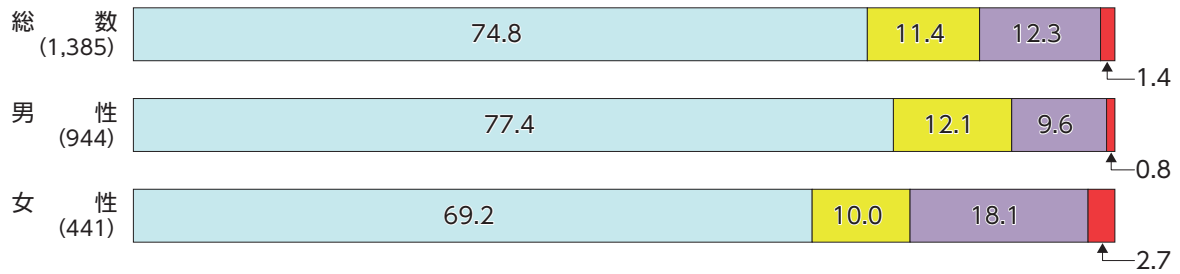
30歳代と40歳代は、「精神疾患のみ」の割合が有意に高く、50歳以上の各年齢層は、「身体疾患のみ」の割合が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p<.000$ ）。

検挙時における疾患の病名別内訳（重複計上による。）を見ると、精神疾患では、鬱病が102人と最も多く、次いで、摂食障害（20人）、アルコール依存症（17人）の順であり、身体疾患では、糖尿病が43人と最も多く、次いで、C型肝炎（11人）の順であった。なお、検挙時における疾患として、クレプトマニアの診断があった者は2人（いずれも女性）であり、認知症はいなかった。

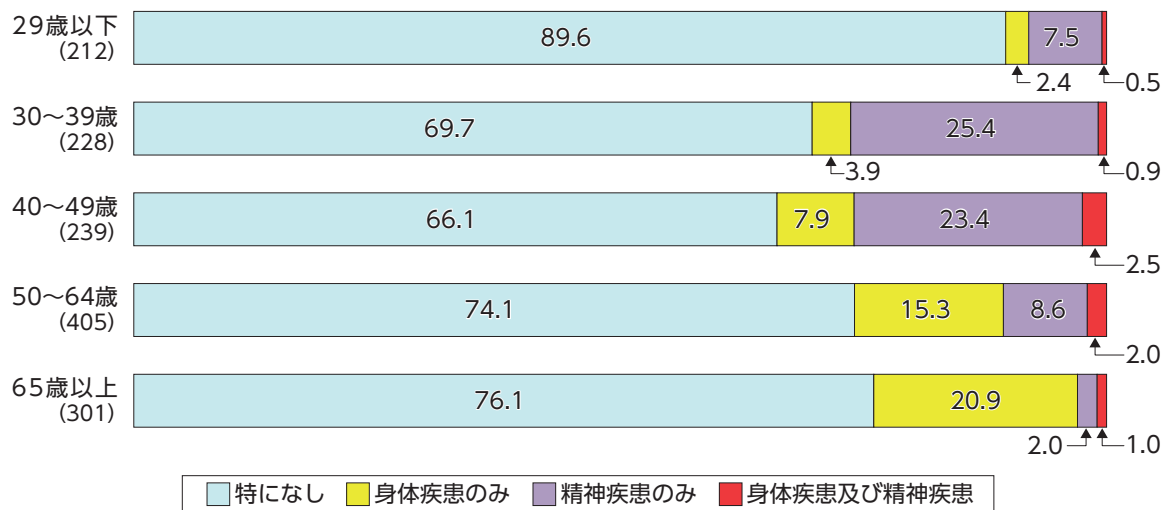
2-6-1-12図

万引き事犯者 検挙時の心身の状況別構成比（総数・男女別，年齢層別）

① 総数・男女別



② 年齢層別



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( ) 内は，実人員である。

## (5) 動機・背景事情

### ア 犯行の動機

#### (ア) 総数・男女別

万引き事犯者について、犯行の動機として該当する比率の高かった項目を総数・男女別に見ると、2-6-1-13図①のとおりである。

総数では、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と同様に、「自己使用・費消目的」や「生活困窮」が上位にあったほか、万引き事犯者においては、「節約」や「盗み癖」、「空腹」も上位にあった。

また、男女共に、「自己使用・費消目的」や「節約」、「生活困窮」が上位にあったほか、男性では、「空腹」や「換金目的」が、女性では、「盗み癖」や「ストレス発散」が、それぞれ上位にあった。

#### (イ) 男女別・年齢層別

犯行の動機として該当する比率の高かった項目を男女別・年齢層別に見ると、2-6-1-13図②のとおりである。

男女共に、いずれの年齢層においても、「自己使用・費消目的」や「節約」が上位にあるほか、若年者では、「換金目的」が上位にあった。

男性では、いずれの年齢層においても、「生活困窮」が上位にあるほか、30歳以上の各年齢層においては「空腹」が、30歳代を除く各年齢層においては「盗み癖」が、それぞれ上位にあった。また、「換金目的」は、若年者のほか、30歳代においても上位にあった。

女性では、いずれの年齢層においても、「盗み癖」が上位にあるほか、50～64歳を除き、「生活困窮」が、30歳代と高齢者を除き、「ストレス発散」が、それぞれ上位にあった。また、30歳代においては「衝動的」が、50歳以上の各年齢層においては「軽く考えていた」が、それぞれ上位にあった。

2-6-1-13図

## 万引き事犯者 犯行の動機（総数・男女別・年齢層別）

## ① 総数・男女別

|               |                        |                        |               |                     |               |
|---------------|------------------------|------------------------|---------------|---------------------|---------------|
| 総数<br>(1,376) | 自己使用・<br>費消目的<br>56.5% | 節約<br>46.1%            | 生活困窮<br>27.5% | 盗み癖<br>19.2%        | 空腹<br>15.6%   |
| 男性<br>(936)   | 自己使用・<br>費消目的<br>56.9% | 節約<br>34.5%            | 生活困窮<br>32.7% | 空腹<br>21.4%         | 換金目的<br>17.9% |
| 女性<br>(440)   | 節約<br>70.9%            | 自己使用・<br>費消目的<br>55.5% | 盗み癖<br>23.9%  | ストレス<br>発散<br>17.0% | 生活困窮<br>16.4% |

## ② 男女別・年齢層別

## ア 男性 (936)

|                 |                        |               |               |              |              |
|-----------------|------------------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 29歳以下<br>(173)  | 自己使用・<br>費消目的<br>56.1% | 換金目的<br>47.4% | 生活困窮<br>27.2% | 節約<br>22.0%  | 盗み癖<br>18.5% |
| 30～39歳<br>(162) | 自己使用・<br>費消目的<br>46.9% | 生活困窮<br>30.9% | 換金目的<br>25.9% | 節約<br>24.7%  | 空腹<br>20.4%  |
| 40～49歳<br>(160) | 自己使用・<br>費消目的<br>55.0% | 節約<br>33.8%   | 生活困窮<br>31.3% | 空腹<br>21.9%  | 盗み癖<br>20.6% |
| 50～64歳<br>(267) | 自己使用・<br>費消目的<br>62.2% | 生活困窮<br>41.9% | 節約<br>35.6%   | 空腹<br>31.8%  | 盗み癖<br>15.7% |
| 65歳以上<br>(174)  | 自己使用・<br>費消目的<br>60.9% | 節約<br>55.2%   | 生活困窮<br>27.0% | 盗み癖<br>19.5% | 空腹<br>17.2%  |

## イ 女性 (440)

|                 |                        |                        |                     |                     |                      |              |
|-----------------|------------------------|------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 29歳以下<br>(36)   | 自己使用・<br>費消目的<br>50.0% | 節約<br>47.2%            | ストレス<br>発散<br>22.2% | 生活困窮<br>16.7%       | 換金目的<br>16.7%        | 盗み癖<br>16.7% |
| 30～39歳<br>(64)  | 節約<br>65.6%            | 自己使用・<br>費消目的<br>59.4% | 生活困窮<br>18.8%       | 盗み癖<br>17.2%        | 衝動的<br>15.6%         |              |
| 40～49歳<br>(78)  | 節約<br>71.8%            | 自己使用・<br>費消目的<br>57.7% | 盗み癖<br>21.8%        | 生活困窮<br>17.9%       | ストレス<br>発散<br>17.9%  |              |
| 50～64歳<br>(135) | 節約<br>71.9%            | 自己使用・<br>費消目的<br>51.1% | 盗み癖<br>26.7%        | ストレス<br>発散<br>21.5% | 軽く考えて<br>いた<br>18.5% |              |
| 65歳以上<br>(127)  | 節約<br>78.7%            | 自己使用・<br>費消目的<br>58.3% | 盗み癖<br>27.6%        | 生活困窮<br>15.7%       | 軽く考えて<br>いた<br>13.4% |              |

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 各人員のうち、それぞれ各項目に該当した者（重複計上による。）の合計人員の占める比率による。  
3 犯行の動機が不詳の者を除く。  
4 各項目に該当する比率について、上位5つまでの項目（ただし、該当した者が5人以上のものに限る。）を示している。  
5 「自己使用・費消目的」は、空腹、換金又は収集目的以外の動機による自己使用又は費消の目的をいう。  
6 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
7 ( ) 内は、実人員である。

## イ 犯行の背景事情

### (ア) 総数・男女別

万引き事犯者について、犯行の背景事情として該当する比率の高かった項目を総数と男女別に見ると、**2-6-1-14図①**のとおりである。

総数では、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と同様に、「家族と疎遠・身寄りなし」や「無為徒食・怠け癖」、「住居不安定」が上位にあったほか、万引き事犯者においては、「体調不良」や「収入減」も上位にあった。

また、男女共に、「家族と疎遠・身寄りなし」や「体調不良」が上位にあったほか、男性では、「無為徒食・怠け癖」や「住居不安定」、「習慣飲酒・アルコール依存」が、女性では、「近親者の病気・死去」や「配偶者等とのトラブル」、「収入減」が、それぞれ上位にあった。

### (イ) 男女別・年齢層別

犯行の背景事情として該当する比率の高かった項目を男女別・年齢層別に見ると、**2-6-1-14図②**のとおりである。

男女共に、若年者では、「不良交友」が上位にあり、40歳代では、「習慣飲酒・アルコール依存」が上位にあった。また、50歳以上の各年齢層においては、男女共に、「家族と疎遠・身寄りなし」や「収入減」が上位にあった。

男性では、いずれの年齢層においても、「家族と疎遠・身寄りなし」や「無為徒食・怠け癖」、「住居不安定」が上位にあるほか、40歳以上の各年齢層においては「習慣飲酒・アルコール依存」が、若年者と50～64歳を除く各年齢層においては「体調不良」が、それぞれ上位にあった。また、若年者においては、「不良交友」のほか、「ギャンブル耽溺」も上位にあり、30歳代においては「就職難」が上位にあった。

女性では、いずれの年齢層においても、「体調不良」が上位にあるほか、30歳以上の各年齢層においては「配偶者等とのトラブル」や「収入減」が、40歳以上の各年齢層においては「近親者の病気・死去」が、それぞれ上位にあった。また、若年者においては、「不良交友」のほか、「家族に犯罪者あり」も上位にあり、30歳代では、「摂食障害」や「親子兄弟等とのトラブル」が上位にあった。

2-6-1-14図

## 万引き事犯者 犯行の背景事情（総数・男女別・年齢層別）

## ① 総数・男女別

|               |                          |                          |                         |                               |                         |
|---------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 総数<br>(1,151) | 家族と疎遠・<br>身寄りなし<br>25.1% | 無為徒食・<br>怠け癖<br>23.5%    | 体調不良<br>21.3%           | 住居不安定<br>18.1%                | 収入減<br>14.2%            |
| 男性<br>(819)   | 無為徒食・<br>怠け癖<br>31.4%    | 家族と疎遠・<br>身寄りなし<br>31.3% | 住居不安定<br>24.3%          | 習慣飲酒・<br>アルコール依<br>存<br>16.8% | 体調不良<br>16.6%           |
| 女性<br>(332)   | 体調不良<br>32.8%            | 近親者の<br>病気・死去<br>19.0%   | 配偶者等と<br>のトラブル<br>16.3% | 収入減<br>12.3%                  | 家族と疎遠・<br>身寄りなし<br>9.9% |

## ② 男女別・年齢層別

## ア 男性 (819)

|                 |                              |                                |                |                                |                       |                         |
|-----------------|------------------------------|--------------------------------|----------------|--------------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 29歳以下<br>(153)  | 無為徒食・<br>怠 け 癖<br>39.9%      | 不良交友<br>25.5%                  | 住居不安定<br>20.3% | 家族と疎遠・<br>身 寄 り な し<br>18.3%   | ギャンブル<br>耽 溺<br>13.7% |                         |
| 30～39歳<br>(148) | 無為徒食・<br>怠 け 癖<br>29.7%      | 家族と疎遠・<br>身 寄 り な し<br>27.0%   | 住居不安定<br>22.3% | 体調不良<br>18.2%                  | 就職難<br>16.9%          |                         |
| 40～49歳<br>(145) | 無為徒食・<br>怠 け 癖<br>33.8%      | 家族と疎遠・<br>身 寄 り な し<br>30.3%   | 住居不安定<br>26.9% | 習慣飲酒・<br>アルコール<br>依 存<br>25.5% | 体調不良<br>20.0%         |                         |
| 50～64歳<br>(238) | 家族と疎遠・<br>身 寄 り な し<br>38.7% | 無為徒食・<br>怠 け 癖<br>34.9%        | 住居不安定<br>31.1% | 習慣飲酒・<br>アルコール<br>依 存<br>22.7% | 収入減<br>20.2%          |                         |
| 65歳以上<br>(135)  | 家族と疎遠・<br>身 寄 り な し<br>38.5% | 習慣飲酒・<br>アルコール<br>依 存<br>20.0% | 体調不良<br>20.0%  | 住居不安定<br>16.3%                 | 収入減<br>14.8%          | 無為徒食・<br>怠 け 癖<br>14.8% |

## イ 女性 (332)

|                |                        |                         |                          |                         |                               |
|----------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------------|
| 29歳以下<br>(34)  | 体調不良<br>29.4%          | 家族に<br>犯罪者あり<br>20.6%   | 不良交友<br>14.7%            |                         |                               |
| 30～39歳<br>(53) | 体調不良<br>28.3%          | 配偶者等と<br>のトラブル<br>24.5% | 摂食障害<br>20.8%            | 収入減<br>13.2%            | 親子兄弟等<br>との<br>トラブル<br>13.2%  |
| 40～49歳<br>(59) | 体調不良<br>37.3%          | 近親者の<br>病気・死去<br>15.3%  | 配偶者等と<br>のトラブル<br>13.6%  | 収入減<br>10.2%            | 習慣飲酒・<br>アルコール依<br>存<br>10.2% |
| 50～64歳<br>(95) | 体調不良<br>37.9%          | 近親者の<br>病気・死去<br>22.1%  | 配偶者等と<br>のトラブル<br>17.9%  | 収入減<br>15.8%            | 家族と疎遠・<br>身寄りなし<br>13.7%      |
| 65歳以上<br>(91)  | 近親者の<br>病気・死去<br>28.6% | 体調不良<br>28.6%           | 家族と疎遠・<br>身寄りなし<br>15.4% | 配偶者等と<br>のトラブル<br>13.2% | 収入減<br>11.0%                  |

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 各人員のうち、それぞれ各項目に該当した者（重複計上による。）の合計人員の占める比率による。  
3 犯行の背景事情が不詳の者を除く。  
4 各項目に該当する比率について、上位5つまでの項目（ただし、該当した者が5人以上のものに限る。）を示している。  
5 「体調不良」は、摂食障害又はてんかん以外の理由による体調不良をいう。  
6 「配偶者等」は、交際相手を含む。  
7 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
8 ( ) 内は、実人員である。

## 4 前科・前歴関係

### (1) 前科の有無・内容

#### ア 前科一般

万引き事犯者のうち、前科のない者は498人(36.0%)であり、前科のある者は887人(64.0%)であった(2-2-1-8図参照)。

また、万引き事犯者のうち、窃盗前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は169人(12.2%)であった。その回数別人員は、1回が121人、2回が18人、3回が13人、4回以上が17人であり、前科が最も多かった者の回数は、28回(1人)であった。

#### イ 窃盗前科

##### (ア) 総数

万引き事犯者のうち、窃盗前科のない者は667人(48.2%)であり、窃盗前科のある者は718人(51.8%)であった(2-2-1-8図参照)。

窃盗前科の回数別人員について見ると、万引き事犯者のうち、窃盗前科1回が362人(26.1%)、2回が164人(11.8%)、3回が85人(6.1%)であり、4回以上が107人(7.7%)であった。なお、窃盗前科が最も多かった者の回数は、22回(1人)であった。

##### (イ) 窃盗の罰金前科

万引き事犯者のうち、窃盗による罰金前科のある者は、301人(21.7%)であり、その回数別人員は、1回が272人、2回が29人であり、3回以上の者はいなかった。

また、窃盗による罰金前科のある者のうち、窃盗による懲役前科のない者は211人であり、窃盗による懲役前科もある者は90人であった。

##### (ウ) 窃盗の懲役前科

万引き事犯者のうち、窃盗による懲役前科のある者は、507人(36.6%)であった。その回数別人員は、1回が235人、2回が103人、3回が67人であり、4回以上が102人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、22回(1人)であった。

また、窃盗による懲役前科のある者のうち、窃盗による罰金前科のない者は417人であった。

なお、万引き事犯者は、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べて、窃盗による懲役前科のある者の割合が有意に低かった( $\chi^2(2)=35.651, p<.000$ )<sup>(\*)9)</sup>。

(\*)9) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=15.214, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=25.691, p<.000$ 。

## ウ 男女別・年齢層別

### (ア) 男女別

万引き事犯者について、前科の有無・内容別構成比を男女別に見ると、2-6-1-15図①のとおりである（万引き事犯者総数については、2-2-1-8図参照）。

男性は、「前科あり」が約7割を占めているのに対し、女性は、約5割が「前科なし」であった。また、男性は、「窃盗前科（懲役）あり」や「窃盗前科なし・その他の前科あり」の割合が有意に高く、女性は、「前科なし」や「窃盗前科（罰金のみ）」の割合が有意に高かった（ $\chi^2(3) = 101.933, p < .000$ ）。

なお、窃盗前科のある万引き事犯者（男性523人、女性195人）のうち、前科の内容も万引きであった者の割合は、男性が70.9%（371人）、女性が94.4%（184人）であった。

### (イ) 年齢層別

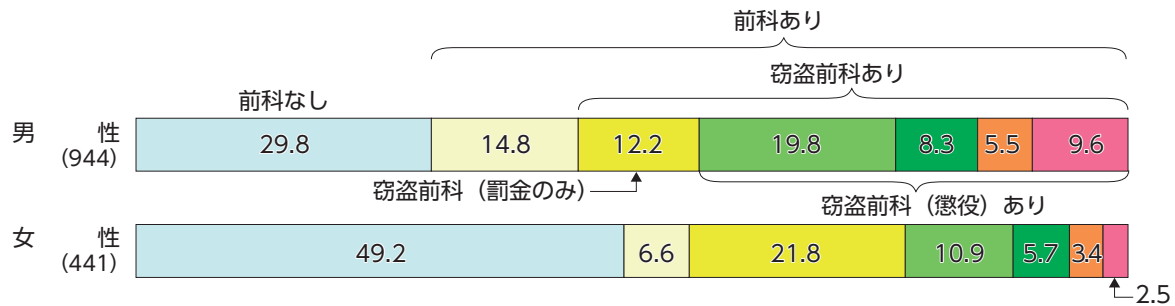
万引き事犯者について、前科の有無・内容別構成比を男女別・年齢層別に見ると、2-6-1-15図②のとおりである。

男女共に、年齢層が高くなるにつれて、「窃盗前科（罰金のみ）」の割合が高くなっていた。また、男性では、年齢層が高くなるにつれて、「窃盗前科（懲役）4回以上」の割合が高くなっていた。

2-6-1-15図

万引き事犯者 前科の有無・内容別構成比（男女別・年齢層別）

① 男女別

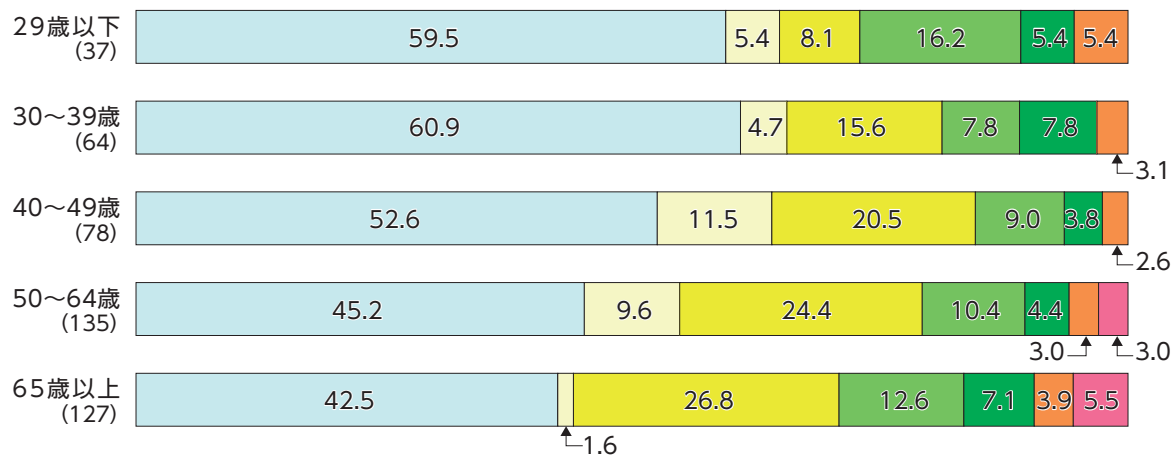


② 年齢層別

ア 男性



イ 女性



■ 前科なし ■ 窃盗前科なし・その他前科あり ■ 窃盗前科（罰金のみ） ■ 窃盗前科（懲役）1回  
■ 窃盗前科（懲役）2回 ■ 窃盗前科（懲役）3回 ■ 窃盗前科（懲役）4回以上

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 4 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 5 「窃盗前科（罰金のみ）」は、窃盗による罰金前科のある者をいい、窃盗による懲役前科のある者を含まない。  
 6 「窃盗前科（懲役）」は、窃盗による懲役前科のある者をいい、回数は、窃盗による懲役前科の回数による。  
 7 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 8 ( ) 内は、実人員である。

## (2) 前歴の有無・内容

### ア 前歴一般

万引き事犯者について、前科・前歴の有無・内容別構成比を見ると、2-6-1-16図①のとおりである。

万引き事犯者のうち、前歴のない者は142人(10.3%)であり、そのうち、「前科・前歴なし」の者は、62人であった。

他方、万引き事犯者のうち、前歴のある者は1,244人(89.8%)であり、前科があり、かつ、前歴もある者は808人(58.3%)であった。

また、万引き事犯者のうち、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名による前歴がある者は70人(5.1%)であった。その回数別人員は、1回が34人、2回が21人、3回が10人であり、4回以上が5人であった。なお、前歴が最も多かった者の回数は、7回(1人)であった。

以上のとおり、万引き事犯者は、前科又は前歴のある者が9割を超えているが、「前科なし」の者に限定しても、万引き事犯者は、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べて、前歴のある者の割合が有意に高かった( $\chi^2(2)=116.149, p<.000$ )<sup>(\*10)</sup>。

### イ 窃盗前歴

万引き事犯者のうち、窃盗前歴のない者は212人(15.3%)であり、そのうち、前科もない者は81人(5.8%)、窃盗前科はないものの、窃盗以外の罪名による前科がある者は36人であった。

他方、万引き事犯者のうち、窃盗前歴のある者は1,173人(84.7%)であり、窃盗前科があり、かつ、窃盗前歴もある者は623人(45.0%)であった。窃盗前歴の回数別人員は、1回が342人、2回が377人、3回が235人であり、4回以上が219人であった。なお、窃盗前歴が最も多かった者の回数は、15回(1人)であった。

「前科なし」の者に限定すると、万引き事犯者は、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べて、窃盗前歴のある者の割合が有意に高く( $\chi^2(2)=167.260, p<.000$ )<sup>(\*11)</sup>、万引き事犯者の中には、過去にも窃盗で検挙されたことがあるにもかかわらず、微罪処分や起訴猶予処分により、刑事罰を受けずに済んだ経験のある者が相当数を占めていることが示された。

(\*10) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=114.696, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=17.912, p<.000$ 。

(\*11) 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=115.762, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=99.175, p<.000$ 。

## ウ 男女別・年齢層別

### (ア) 男女別

万引き事犯者について、前科・前歴の有無・内容別構成比を男女別に見ると、**2-6-1-16図①**のとおりである。

男女共に、前科又は前歴のある者が9割を超えており、女性は、「窃盗前歴あり」の割合が4割を超えていた。前科のない者に限定しても、女性は、男性と比べて、「窃盗前歴あり」の割合が有意に高く ( $\chi^2(1)=14.028, p<.000$ )、また「窃盗前歴3回以上」の割合も有意に高かった ( $\chi^2(4)=22.448, p<.000$ )。

なお、窃盗前科のない者に限定すると、窃盗前歴のある万引き事犯者（男性330人、女性220人）のうち、前歴の内容も万引きであった者の割合は、男性が85.8%（283人）、女性が97.3%（214人）であった。

### (イ) 年齢層別

万引き事犯者について、前科・前歴の有無・内容別構成比を男女別・年齢層別に見ると、**2-6-1-16図②**のとおりである。

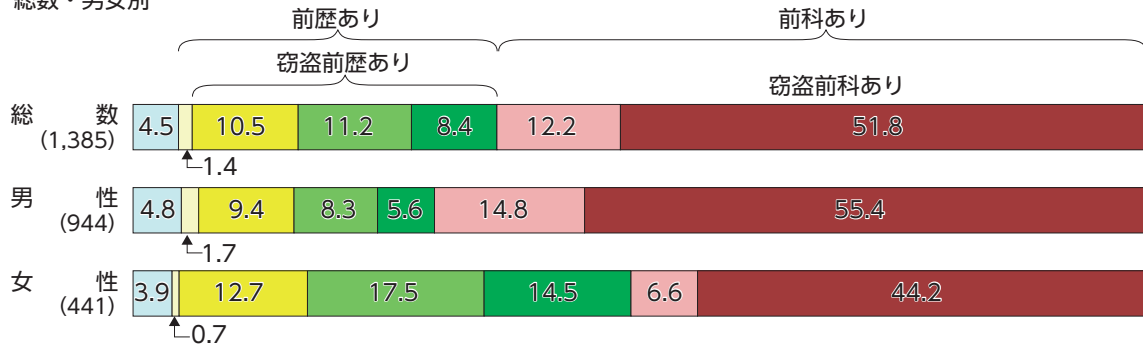
男性は、年齢層が高くなるにつれて、「前科・前歴なし」の割合が低くなっており、前科のない者の中では、高齢者において、「窃盗前歴あり」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(4)=19.459, p=.001$ )。

女性は、30歳代を除き、各年齢層において、前科又は前歴のある者が9割を超えており、特に高齢者においては、「前科・前歴なし」がおらず、前科のない者の全員が「窃盗前歴あり」であった。前科のない者の中では、50歳以上の各年齢層において、「窃盗前歴あり」の割合が有意に高く、「窃盗前歴3回以上」の割合も有意に高かった（いずれもモンテカルロ法による。 $p<.000$ ）。

2-6-1-16図

万引き事犯者 前科・前歴の有無・内容別構成比（総数・男女別・年齢層別）

① 総数・男女別

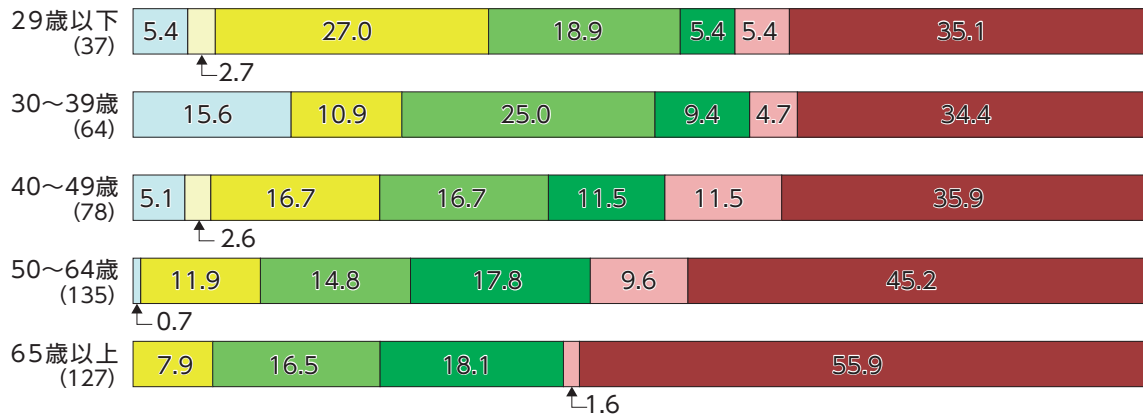


② 年齢層別

ア 男性



イ 女性



■ 前科・前歴なし ■ 窃盗前歴なし・その他前歴あり（前科なし） ■ 窃盗前歴1回（前科なし）  
■ 窃盗前歴2回（前科なし） ■ 窃盗前歴3回以上（前科なし） ■ 窃盗前科なし・その他前科あり  
■ 窃盗前科あり

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 「前歴」は、交通法令違反や過失運転致死傷等のみによるものを除く。  
 4 「窃盗前歴」は、前科はないが、窃盗による前歴がある者をいい、回数は、窃盗前歴の回数による。  
 5 「窃盗前歴なし・その他前歴あり」は、前科がなく、かつ窃盗前歴もないが、窃盗以外の罪名による前歴がある者をいう。  
 6 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。  
 7 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 8 ②において、各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 9 ( ) 内は、実人員である。

## エ 初回検挙時の年齢

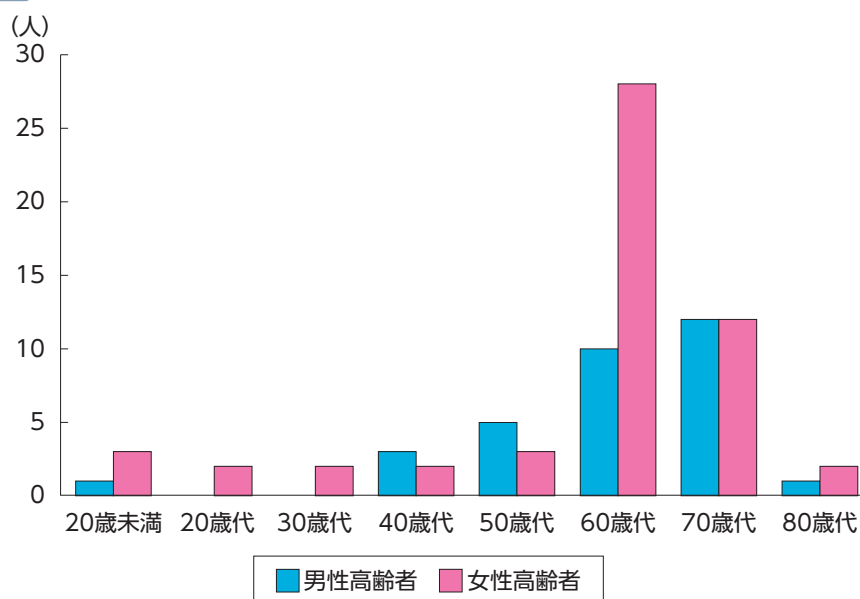
前科のない者に限定した上で、窃盗前歴のある万引き事犯者について、窃盗による初回検挙時の年齢を見ると、男性は、初回検挙時の平均年齢が38.5歳（標準偏差＝17.5）であり、最年少は14歳、最高齢は80歳、最頻値の年齢は15歳（13人）であった。他方、女性は、初回検挙時の平均年齢が44.4歳（標準偏差＝17.1）であり、最年少は14歳、最高齢は86歳、最頻値の年齢は62歳（9人）であった。

さらに、前科のない高齢者に限定した上で、窃盗による初回検挙時の年齢層別人員を男女別に見ると、**2-6-1-17図**のとおりである。

前科のない男性高齢者は、初回検挙時の平均年齢が63.3歳（標準偏差＝12.6）であり、最年少は19歳、最高齢は80歳、最頻値の年齢は74歳（4人）であった。他方、前科のない女性高齢者は、初回検挙時の平均年齢が60.6歳（標準偏差＝15.7）であり、最年少は18歳、最高齢は86歳、最頻値の年齢は65歳（7人）であった。

男女共に、初回検挙時の年齢は、60歳を超えてからピーク（最頻値）があり、比較的高年齢になってから窃盗の初犯に及ぶ万引き事犯者が一定数存在することが示された。

**2-6-1-17図** 万引き事犯者（前科のない高齢者）窃盗による初回検挙時の年齢層別人員（男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 前科のない高齢者に限る。  
 3 各年齢層の人員は、窃盗による初回検挙時の年齢による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## オ 微罪処分歴

万引き事犯者のうち、窃盗の微罪処分歴がある者は809人（58.4%）であり、その割合は、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べて、有意に高かった（ $\chi^2(2)=315.295, p<.000$ ）<sup>(\*12)</sup>。

微罪処分歴の回数別人員は、1回が576人（41.6%）、2回が168人（12.1%）であり、3回以上が65人（4.7%）であった。また、微罪処分歴が最も多かった者の回数は、13回（1人）であった。

万引き事犯者のうち、窃盗の微罪処分歴がある者の割合を男女別に見ると、男性が50.4%（476人）、女性が75.5%（333人）であり、女性は、窃盗の微罪処分歴のある者の割合が有意に高かった（ $\chi^2(1)=76.821, p<.000$ ）。また、窃盗の微罪処分歴がある者の割合を年齢層別に見ると、若年者が31.1%（66人）、30歳代が48.2%（110人）、40歳代が61.1%（146人）、50～64歳が62.7%（254人）、高齢者が77.4%（233人）であり、年齢層が高くなるにつれて、微罪処分歴がある者の割合が高くなっていた。

## 第2節 調査対象事件の裁判結果

### 1 認定罪名

万引き事犯者について、裁判確定時の認定罪名を見ると、窃盗既遂が1,300人（93.9%）と最も多く、次いで、常習累犯窃盗80人（5.8%）、窃盗未遂5人（0.4%）の順であった。

なお、万引き事犯者のうち、窃盗以外の罪についても認定されていた者は71人（5.1%）であり、その主な罪名（重複計上による。）は、傷害が17人と最も多く、次いで、覚せい剤取締法違反の15人であった。

### 2 処断刑

#### (1) 概要

万引き事犯者について、処断刑別の人員を見ると、懲役刑が724人（52.3%）、罰金刑が661人（44.7%）であり（2-2-2-2図参照）、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べると、罰金刑の割合が有意に高かった（ $\chi^2(4)=308.929, p<.000$ ）<sup>(\*13)</sup>。

（\*12） 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=245.818, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(1)=107.202, p<.000$ 。

（\*13） 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(2)=221.603, p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(2)=113.737, p<.000$ 。

懲役刑に処せられた者のうち、執行猶予者は334人であり、執行猶予率は46.1%であった。また、懲役刑の執行猶予者のうち、保護観察付執行猶予者は56人であり、執行猶予者の保護観察率は16.8%であった。

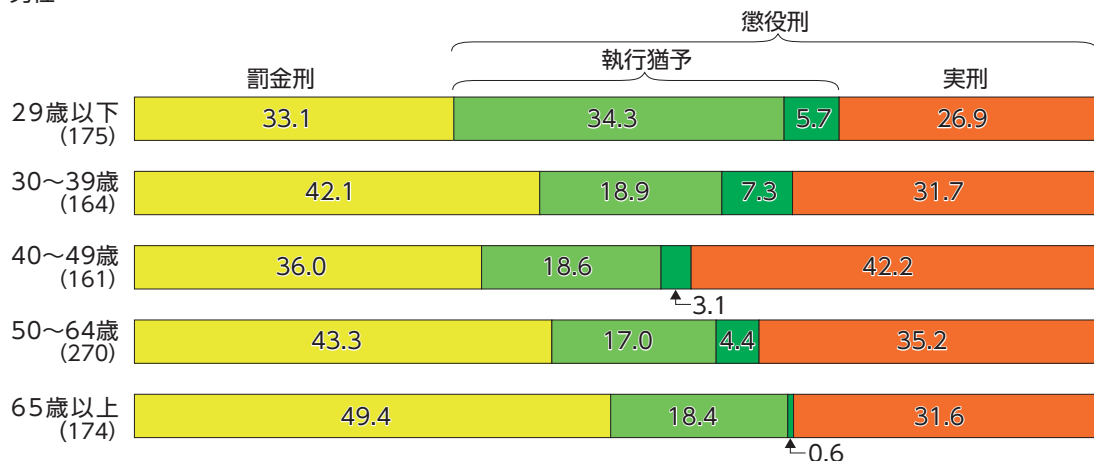
## (2) 年齢層

万引き事犯者について、処断刑別構成比を年齢層別に見ると、2-6-2-1図のとおりである。

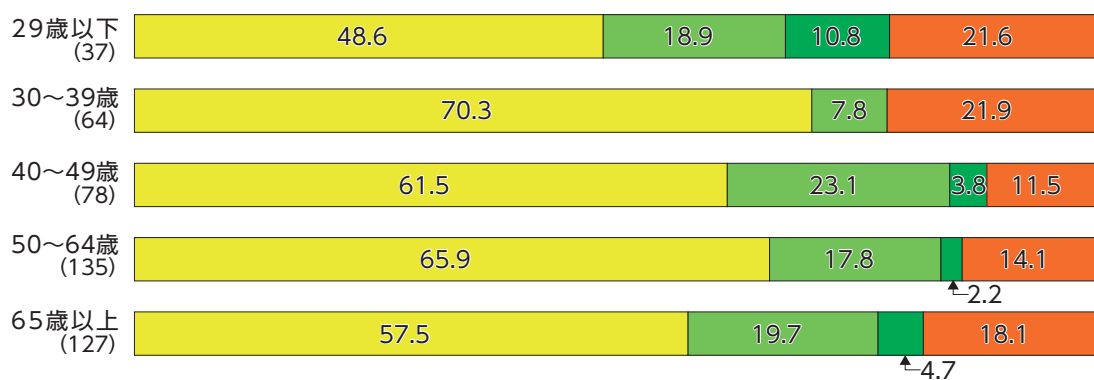
男性は、40歳以上の各年齢層において、年齢層が高くなるにつれて、「罰金刑」の割合が高くなっており、特に高齢者は、「罰金刑」の割合が有意に高かった ( $\chi^2(12)=42.120$ ,  $p<.000$ )。他方、女性は、いずれの年齢層においても、「罰金刑」の割合が最も高かった。

2-6-2-1図 万引き事犯者 処断刑別構成比 (男女別・年齢層別)

### ① 男性



### ② 女性



■ 罰金刑 ■ 単純執行猶予 (懲役) ■ 保護観察付執行猶予 (懲役) ■ 実刑 (懲役)

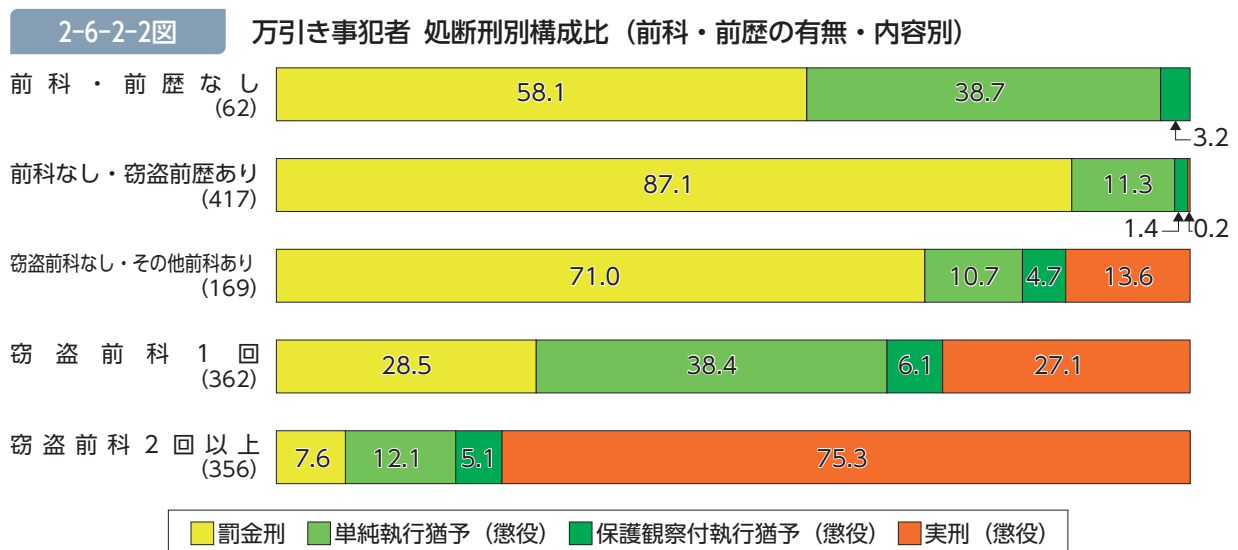
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 各年齢層の人員は、主たる犯行時の年齢による。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 前科関係

万引き事犯者について、処断刑別構成比を前科・前歴の有無・内容別に見ると、2-6-2-2図のとおりである。

万引き事犯者のうち、窃盗前科のない者は、「罰金刑」が過半数を占めているのに対し、窃盗前科のある者の大半は、懲役刑に処せられており、特に「窃盗前科2回以上」の者は、「実刑（懲役）」が7割を超えていた。

なお、「前科・前歴なし」の者のうち、懲役刑に処せられた者（26人）も4割を超えているが、窃盗の事件数が2件以上の者（11人）や、主たる犯行の被害額が5万円以上の者（10人）、共犯者がいた者（8人）が多かった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。  
 3 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 4 「前歴」は、交通法令違反や過失運転致死傷等のみによるものを除く。  
 5 「窃盗前科」は、窃盗のみによる前科のほか、窃盗と窃盗以外の罪名による前科を含む。なお、回数は、窃盗前科の回数による。  
 6 「窃盗前科なし・その他前科あり」は、窃盗前科はないが、窃盗以外の罪名による前科がある者をいう。  
 7 ( ) 内は、実人員である。

## 3 罰金処分者

### (1) 科刑状況

万引き事犯者のうち、罰金処分者（以下「万引きの罰金処分者」という。）について、罰金額の科刑状況を見ると、20万円の割合が48.6%（321人）と最も高く、次いで、30万円が35.1%（232人）、40万円が5.6%（37人）、50万円が5.3%（35人）、10万円が3.9%（26人）の順であり、最高額は60万円（1人）であった。

なお、万引きの罰金処分者のうち、略式命令により罰金に処せられた者は581人（87.9％）であり、通常裁判により罰金に処せられた者は80人（12.1％）であった。

また、罰金刑の執行状況について見ると、罰金額を完納した者が504人（76.2％）と大半を占めており、労役場留置により刑の執行を終えた者は78人（11.8％）であった。

## （2）年齢層

万引きの罰金処分者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、50～64歳の割合が31.2％（206人）と最も高く、次いで、高齢者24.1％（159人）、30歳代17.2％（114人）、40歳代16.0％（106人）、若年者11.5％（76人）の順であった。

犯行時の平均年齢は51.6歳（標準偏差＝16.7）であり、最年少は20歳、最高齢は87歳、最頻値の年齢は62歳（27人）であった。

## （3）前科・前歴関係

### ア 前科の有無・内容

万引きの罰金処分者のうち、前科のない者は411人（62.2％）であり、前科のある者は250人（37.8％）であった。

また、万引きの罰金処分者のうち、窃盗前科のある者は130人（19.7％）であった。窃盗による罰金前科のある者は71人（10.7％）であり、その回数別人員は、1回が70人、2回が1人であった。また、窃盗による懲役前科がある者は61人（9.2％）であり、その回数別人員は、1回が36人、2回が13人、3回が4人であり、4回以上が8人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、9回（1人）であった。

### イ 前歴の有無・内容

前科のない者に限定すると、万引きの罰金処分者のうち、前歴のない者は36人（8.8％）であり、前歴のある者は375人（91.2％）であった。また、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名による前歴がある者は12人（2.9％）、窃盗前歴のある者は363人（88.3％）であり、窃盗前歴のある者が圧倒的多数を占めていた。

前科のない者について、窃盗前歴の回数別人員を見ると、1回が117人、2回が138人、3回が67人であり、4回以上が41人であった。また、窃盗前歴が最も多かった者の回数は、15回（1人）であった。

#### (4) 監督者の有無・帰住予定先

万引きの罰金処分者のうち、調査対象事件の裁判（略式命令による場合には捜査段階）時に監督者のいた者は164人（24.8%）であった。

また、万引きの罰金処分者について、調査対象事件の裁判時における帰住予定先を見ると、「家族の同居する自宅」が391人と最も多く、次いで、「単身の自宅」170人、「更生保護施設」9人、「兄弟姉妹宅」8人、「交際相手宅」7人の順であった。

### 4 執行猶予者

#### (1) 科刑状況

万引き事犯者のうち、執行猶予者（以下「万引きの執行猶予者」という。）について、懲役刑の科刑状況別構成比を見ると、1年未満が18.6%（62人）、1年以上1年6月以下が72.2%（241人）、1年6月を超えて2年以下の者が5.4%（18人）、2年を超えて3年以下が3.9%（13人）であり、1年以上1年6月以下の割合が最も高かった。

また、執行猶予に付された期間について見ると、2年間が4.2%（14人）、3年間が68.0%（227人）、4年間が22.2%（74人）、5年間が5.7%（19人）であり、3年間の割合が最も高かった。

#### (2) 年齢層

万引きの執行猶予者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、50～64歳の割合が25.4%（85人）と最も高く、次いで、若年者24.3%（81人）、高齢者19.2%（64人）、40歳代16.8%（56人）、30歳代14.4%（48人）の順であった。

犯行時の平均年齢は46.8歳（標準偏差＝17.7）であり、最年少は19歳、最高齢は83歳、最頻値の年齢は25歳（12人）であった。

#### (3) 前科・前歴関係

##### ア 前科の有無・内容

万引きの執行猶予者のうち、前科のない者は86人（25.7%）であり、前科のある者は248人（74.3%）であった。

また、万引きの執行猶予者のうち、窃盗前科のある者は222人（66.5%）であった。窃盗による罰金前科のある者は163人（48.8%）であり、その回数別人員は、1回が142人、2回が21人

であった。また、窃盗による懲役前科のある者は84人（25.1%）であり、その回数別人員は、1回が57人、2回が12人、3回が4人であり、4回以上が11人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、9回（1人）であった。

## イ 前歴の有無・内容

前科のない者に限定すると、万引きの執行猶予者のうち、前歴のない者は26人（30.2%）であり、前歴のある者は60人（69.8%）であった。また、窃盗前歴はないものの、窃盗以外の罪名による前歴がある者は7人（8.1%）であり、窃盗前歴のある者は53人（61.6%）であった。

前科のない者について、窃盗前歴の回数別人員を見ると、1回が27人、2回が17人、3回が6人であり、4回以上が3人であった。また、窃盗前歴が最も多かった者の回数は、5回（1人）であった。

## （4）監督者の有無・帰住予定先

万引きの執行猶予者のうち、調査対象事件の裁判時に監督者のいた者は184人（55.1%）であり、そのうち、当該裁判に証人出廷して指導監督を誓約した者がいた者は165人であった。

また、万引きの執行猶予者について、調査対象事件の裁判時における帰住予定先を見ると、「家族の同居する自宅」が196人と最も多く、次いで、「単身の自宅」66人、「知人・友人方」と「更生保護施設」の各6人の順であった。

## 5 懲役刑の実刑に処せられた者

### （1）科刑状況

万引き事犯者のうち、懲役刑の実刑に処せられた者は、390人（28.2%）であり、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者と比べると、実刑（懲役）に処せられた者の割合が有意に低かった（ $\chi^2(4)=308.929$ ,  $p<.000$ ）<sup>(＊14)</sup>。

実刑（懲役）に処せられた者について、懲役刑の科刑状況別構成比を見ると、1年未満が32.6%（127人）、1年以上1年6月以下が41.5%（162人）、1年6月を超えて2年以下が9.5%（37人）、2年を超えて3年以下が14.9%（58人）、3年超が1.5%（6人）であった。1年以上1年6月以下の割合が最も高く、最短は6月（8人）、最長は3年6月（2人）であった。

（＊14） 侵入窃盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(2)=221.603$ ,  $p<.000$ 。車両関連盗事犯者との比較につき、 $\chi^2(2)=113.737$ ,  $p<.000$ 。

## (2) 年齢層

万引き事犯者のうち、実刑（懲役）に処せられた者について、犯行時の年齢層別構成比を見ると、50～64歳の割合が29.2%（114人）と最も高く、次いで、高齢者20.0%（78人）、40歳代19.7%（77人）、30歳代16.9%（66人）、若年者14.1%（55人）の順であった。

犯行時の平均年齢は49.2歳（標準偏差＝15.5）であり、最年少は20歳、最高齢は83歳、最頻値の年齢は36歳と45歳（各12人）であった。

## (3) 前科・前歴関係

### ア 前科の有無・内容

万引き事犯者で実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科のない者は1人（0.3%）であり、前科のある者は389人（99.7%）であった。

また、万引き事犯者で実刑（懲役）に処せられた者のうち、窃盗前科のある者は366人（93.8%）であった。窃盗による罰金前科のある者は67人（17.2%）であり、その回数別人員は、1回が60人、2回が7人であった。また、窃盗による懲役前科がある者は362人（92.8%）であり、その回数別人員は、1回が142人、2回が78人、3回が59人、4回が31人であり、5回以上は52人であった。なお、窃盗による懲役前科が最も多かった者の回数は、22回（1人）であった。

さらに、万引き事犯者で、実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科のある者について、調査対象事件における犯行時の立場を見ると、前刑の執行猶予期間中であった者は149人（そのうち、保護観察付執行猶予期間中が24人）、前刑の仮釈放期間中であった者は7人であった。

### イ 前歴の有無・内容

万引き事犯者で、実刑（懲役）に処せられた者のうち、前科のない者（1人）は、万引きの窃盗前歴のある者であり、かつ、調査対象事件における窃盗の事件数が4件あり、被害総額は40万円を超えていた。

## 第3節 万引き事犯者の再犯状況

### 1 概要

万引き事犯者のうち、平成25年6月末までの約2年間において、再犯が認められた者の実人員は329人であり、そのうち、窃盗再犯は294人、窃盗以外の再犯は35人であった。

再犯が認められた者の人員を男女別に見ると、男性は220人（窃盗再犯191人、窃盗以外の再犯29人）であり、女性は109人（窃盗再犯103人、窃盗以外の再犯6人）であった。

また、調査対象事件における犯行時の年齢層別に見ると、再犯が認められた者の人員は、若年者が50人（窃盗再犯38人、窃盗以外の再犯12人）、30歳代が50人（窃盗再犯47人、窃盗以外の再犯3人）、40歳代が68人（窃盗再犯61人、窃盗以外の再犯7人）、50～64歳が101人（窃盗再犯89人、窃盗以外の再犯12人）、高齢者が60人（窃盗再犯59人、窃盗以外の再犯1人）であった。

さらに、調査対象事件における処断刑別に見ると、再犯が認められた者の人員は、罰金刑では195人（窃盗再犯179人、窃盗以外の再犯16人）、懲役刑では134人（窃盗再犯115人、窃盗以外の再犯19人）であった。なお、調査対象事件において実刑（懲役）に処せられた者のうち、再犯が認められた人員は32人（窃盗再犯27人、窃盗以外の再犯5人）に過ぎないが、刑事施設における受刑のため、再犯に及ぶ可能性が制限されていることに留意する必要がある。

以下、この節においては、万引きの罰金処分者と万引きの執行猶予者について、その再犯状況を統計的に分析した上で、万引きの罰金処分者に焦点を当てて、窃盗再犯の関連要因を多角的に分析する。

### 2 万引きの罰金処分者の再犯状況

#### (1) 属性

##### ア 総数・男女別

万引きの罰金処分者について、約2年間の再犯状況を総数と男女別に見ると、**2-6-3-1図①**のとおりである。

万引きの罰金処分者は、総数では、再犯率が29.5%、窃盗再犯率が27.1%であった。

男女別では、男性の再犯率が29.1%、窃盗再犯率が26.0%であり、女性の再犯率が30.0%、窃盗再犯率が28.6%であり、男女で有意な差は認められなかった。

## イ 年齢層別

万引きの罰金処分者の再犯状況について、犯行時（調査対象事件）の年齢層別に見ると、  
2-6-3-1図②のとおりである。

男女共に、若年者・30歳代・40歳代・50～64歳・高齢者の区分では、再犯率・窃盗再犯率共に、有意な差までは認められなかった。

もっとも、65歳未満の年齢層の区分を非高齢者とした上で、非高齢者・高齢者の別で再犯状況を見ると、男性においては、高齢者は、再犯率が有意に低いのに対し、非高齢者は、再犯率が有意に高く（ $\chi^2(1)=5.923, p=.015$ ），窃盗再犯率も有意に高かった（ $\chi^2(2)=6.187, p=.045$ ）。他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、高齢者か否かで有意な差は認められなかった。

また、高齢者の再犯状況について、男女で比較すると、女性高齢者は、男性高齢者と比べて、窃盗再犯率が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.024$ ）<sup>(＊15)</sup>。

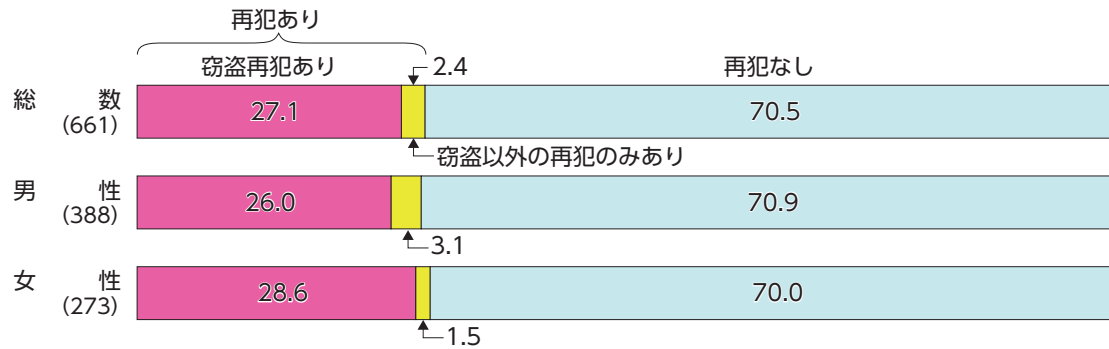
---

(＊15) 万引きの罰金処分者のうち、女性高齢者は、男性高齢者と比べて、再犯率も有意に高かったが（ $\chi^2(1)=5.048, p=.025$ ），女性高齢者には、「窃盗以外の再犯のみ」がいなかった。

2-6-3-1図

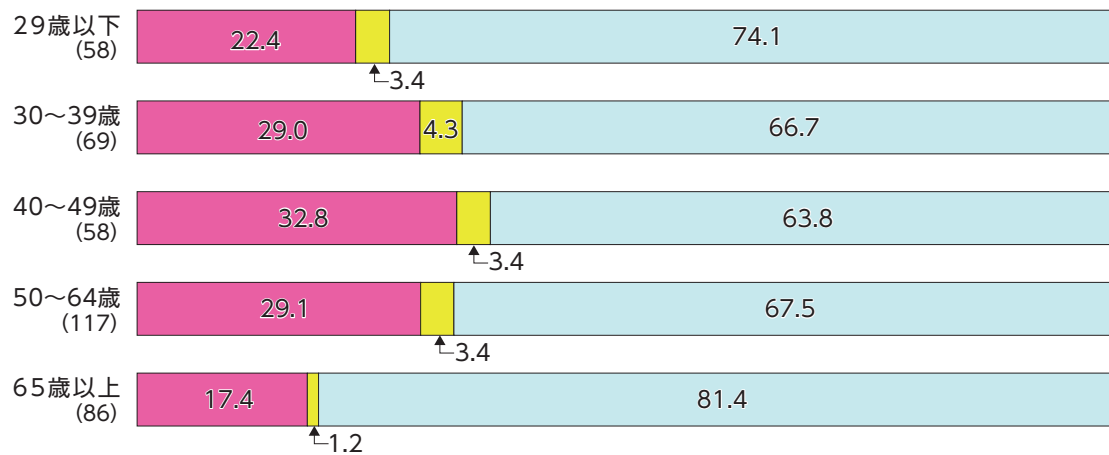
万引きの罰金処分者 総数・男女別・年齢層別の再犯状況

① 総数・男女別

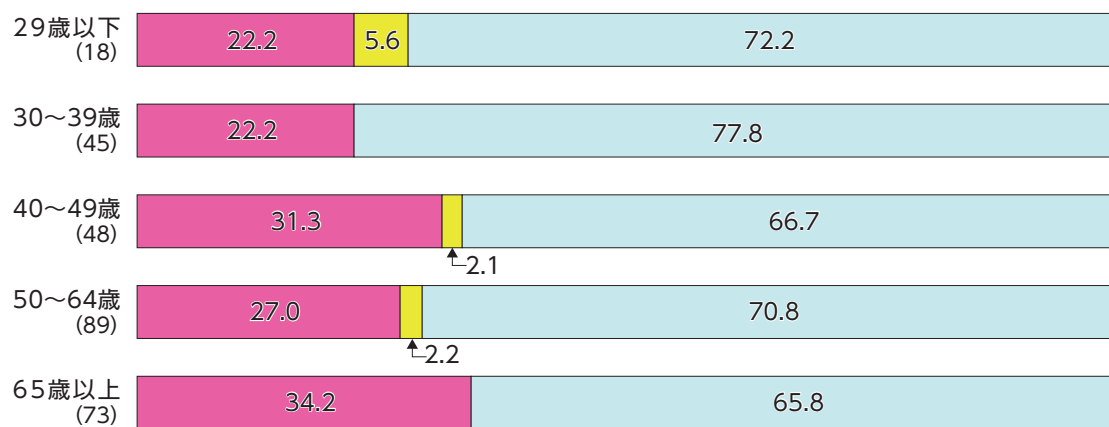


② 男女別・年齢層別

ア 男性



イ 女性



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ②において、各年齢層の人員は、調査対象事件の犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

## (2) 生活環境

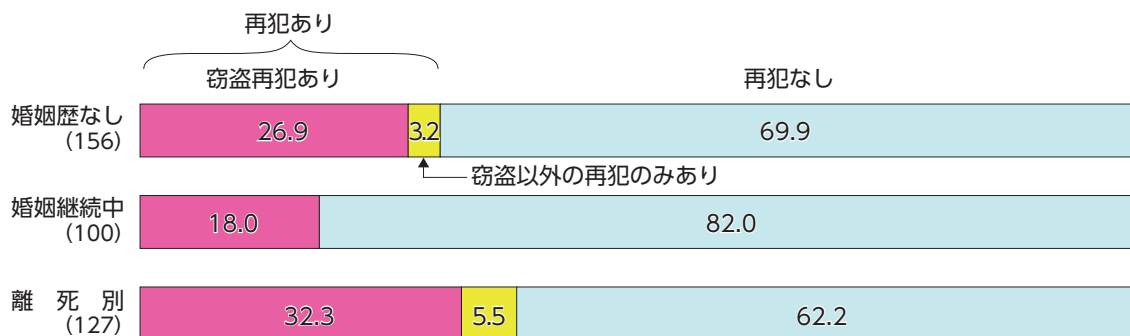
### ア 婚姻状況

万引きの罰金処分者について、犯行時（調査対象事件）における婚姻状況別の再犯状況を男女別に見ると、2-6-3-2図のとおりである。

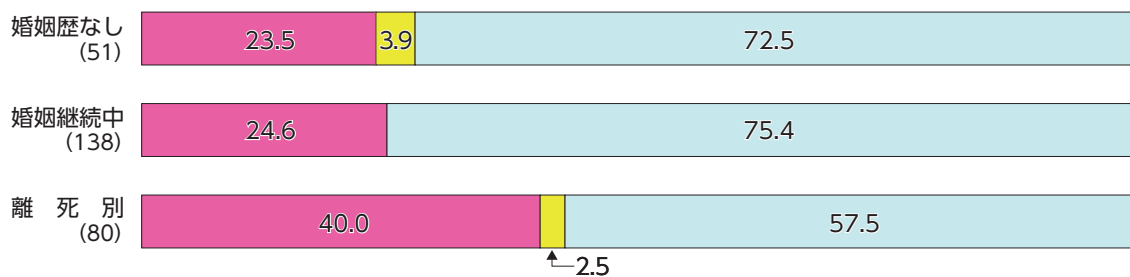
男性においては、「離死別」の者は再犯率が有意に高いのに対し、「婚姻継続中」の者は再犯率が有意に低かった（ $\chi^2(2)=10.590$ ,  $p=.005$ ）。また、女性においても、「離死別」の者は、再犯率が有意に高いのに対し、「婚姻継続中」の者は再犯率が有意に低かったほか（ $\chi^2(2)=7.898$ ,  $p=.019$ ）、「離死別」の者は窃盗再犯率も有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.012$ ）<sup>(\*16)</sup>。

2-6-3-2図 万引きの罰金処分者 婚姻状況別の再犯状況（男女別）

#### ① 男性



#### ② 女性



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各婚姻状況の人員は、調査対象事件の犯行時の婚姻状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の婚姻状況による。  
 3 婚姻状況が不詳の者を除く。  
 4 「離死別」は、犯行時に配偶者と離婚又は死別していた場合のほか、婚姻関係が事実上破綻していた場合を含む。  
 5 ( ) 内は、実人員である。

(\*16) 万引きの罰金処分者のうち、「婚姻継続中」の者には、男女共に、「窃盗以外の再犯のみ」はいなかった。

## イ 居住状況

万引きの罰金処分者のうち、犯行時（調査対象事件）における居住状況別の再犯状況について、住居の有無別に見ると、**2-6-3-3図①**のとおりである<sup>(※17)</sup>。

「自宅以外の住居」や「住居不定」の者は、再犯率が有意に高く（ $\chi^2(2)=18.707$ ,  $p<.000$ ）、窃盗再犯率も有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.003$ ）。

また、住居のあった者に限定した上で、同居人の有無別の再犯状況を男女別に見ると、**2-6-3-3図②**のとおりである。

男性においては、「単身居住者」は、再犯率が有意に高く（ $\chi^2(1)=5.929$ ,  $p=.015$ ）、窃盗再犯率も有意に高かった（ $\chi^2(2)=6.204$ ,  $p=.045$ ）。他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、同居人の有無による有意な差は認められなかった。

なお、「単身居住者」のうち、交流のある近親者の有無で再犯状況を見ると、男性では、交流のある近親者がいる者の再犯率は29.2%（窃盗再犯率23.1%）、交流のある近親者がいない者の再犯率は38.9%（窃盗再犯率37.0%）であった。また、女性では、交流のある近親者がいる者の再犯率は36.6%（窃盗再犯率34.1%）、交流のある近親者がいない者の再犯率は31.3%（窃盗再犯率31.3%）であった。男女共に、有意な差までは認められなかったが、前科のない者に限定すると、男性の「単身居住者」においては、交流のある近親者がいない者は、窃盗再犯率（42.9%）が有意に高い傾向が認められた（モンテカルロ法による。 $p=.064$ ）。

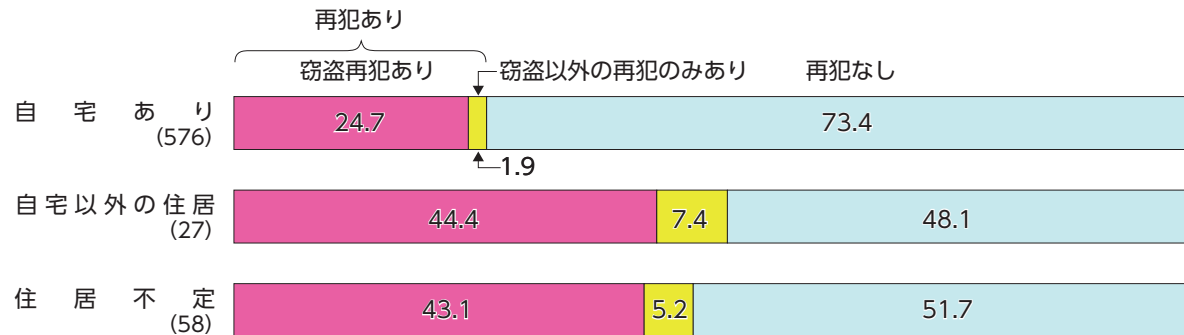
---

(※17) 女性の万引き事犯者は、「自宅以外の住居」（住居はあるものの、自宅がないことをいう。）や「住居不定」の人員が極めて少ないため（2-6-1-3図①参照）、住居の有無別の再犯状況については、男女総数で検討している。

2-6-3-3図

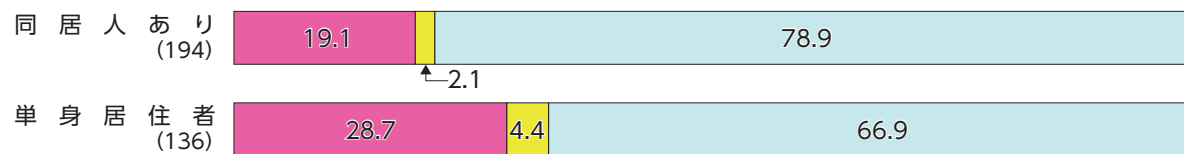
万引きの罰金処分者 居住状況別の再犯状況（住居の有無別，同居人の有無別）

① 住居の有無

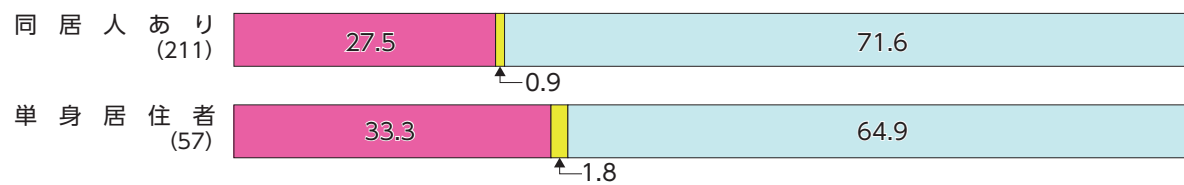


② 同居人の有無

ア 男性



イ 女性



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各居住状況別の人員は，調査対象事件の犯行時の居住状況による。なお，同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には，最初の犯行時の居住状況による。  
 3 ②において，住居不定の者及び同居人の有無が不詳の者を除く。  
 4 ( ) 内は，実人員である。

## ウ 就労状況

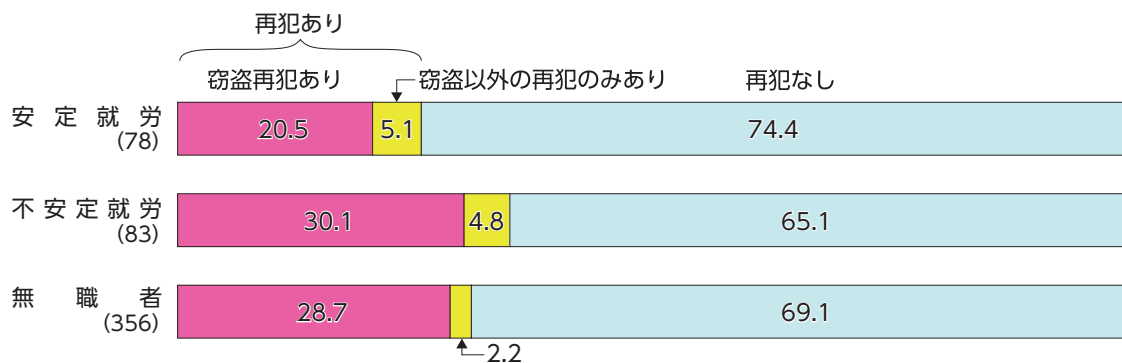
万引きの罰金処分者について、犯行時（調査対象事件）における就労状況別の再犯状況を見ると、2-6-3-4図①のとおりである。

再犯率・窃盗再犯率共に、就労状況で有意な差は認められなかった。

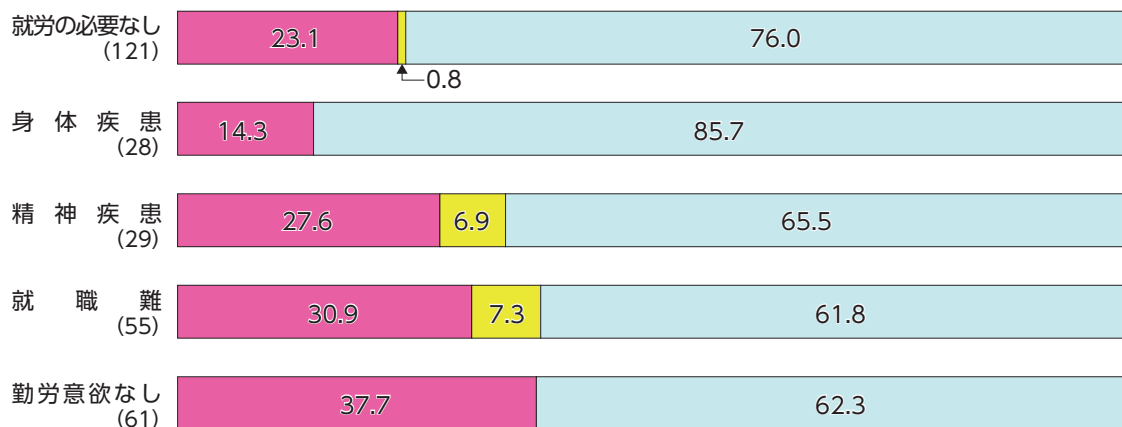
もっとも、「無職者」に限定した上で、無職の理由別に再犯状況を見ると、2-6-3-4図②のとおりであり、無職の理由が「勤労意欲なし」の者は、窃盗再犯率が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.013$ ）。

2-6-3-4図 万引きの罰金処分者 就労状況別の再犯状況

### ① 就労状況別



### ② 無職者の無職理由別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ①において、2-6-1-5図の脚注2～6に同じ。  
 3 ②において、2-6-1-6図の脚注2～6に同じ。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

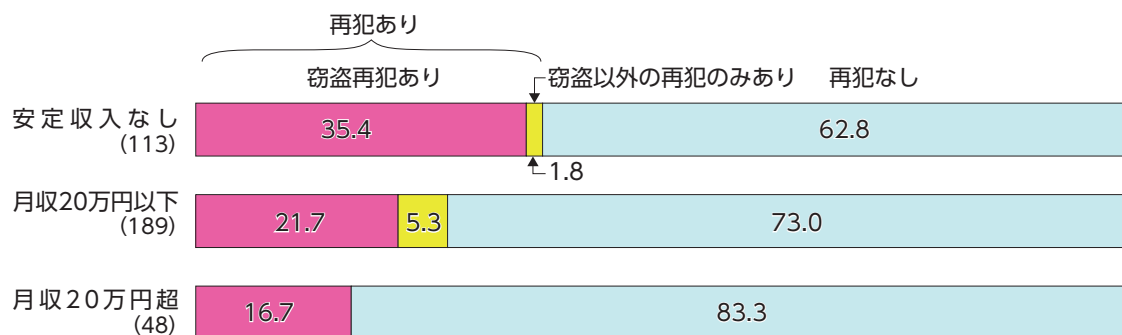
## エ 収入状況

万引きの罰金処分者について、犯行時（調査対象事件）における収入状況別の再犯状況を男女別に見ると、**2-6-3-5図**のとおりである。

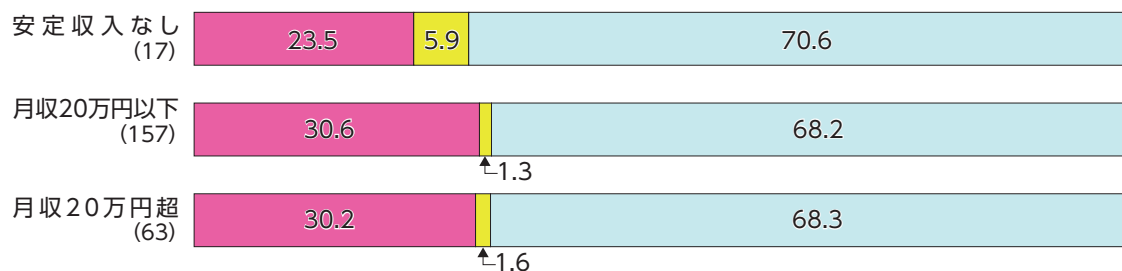
男性においては、「月収20万円超」の者は、再犯率が有意に低いのに対し、「安定収入なし」の者は、再犯率が有意に高く（ $\chi^2(2)=7.599$ ,  $p=.022$ ）、窃盗再犯率も有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.006$ ）。他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、収入状況による有意な差は認められなかった。

**2-6-3-5図** 万引きの罰金処分者 収入状況別の再犯状況（男女別）

### ① 男性



### ② 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 各収入状況の人員は、調査対象事件の犯行時の収入状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の収入状況による。

3 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 犯行の動機・背景事情

#### ア 犯行の動機

万引きの罰金処分者について、調査対象事件における犯行の動機別の再犯状況を男女別に見ると、2-6-3-6図のとおりである。

##### (ア)「節約」該当の有無別 (2-6-3-6図①)

男性においては、犯行の動機として「節約」に該当した者は、再犯率が有意に低く ( $\chi^2(1) = 4.747, p = .029$ )、窃盗再犯率も有意に低い傾向が認められた ( $\chi^2(2) = 5.188, p = .075$ )。

他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、「節約」該当の有無による有意による差は認められなかった。もっとも、「節約」に該当した者の再犯状況について、男女で比較すると、「節約」に該当した女性は、男性と比べて、窃盗再犯率が有意に高かった (モンテカルロ法による。  $p = .035$ )。

##### (イ)「生活困窮」該当の有無別 (2-6-3-6図②)

男性においては、犯行の動機として「生活困窮」に該当した者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1) = 9.141, p = .002$ )、窃盗再犯率も有意に高かった ( $\chi^2(2) = 10.346, p = .006$ )。

他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、「生活困窮」該当の有無による有意な差は認められなかった。

##### (ウ)「空腹」該当の有無別 (2-6-3-6図③)

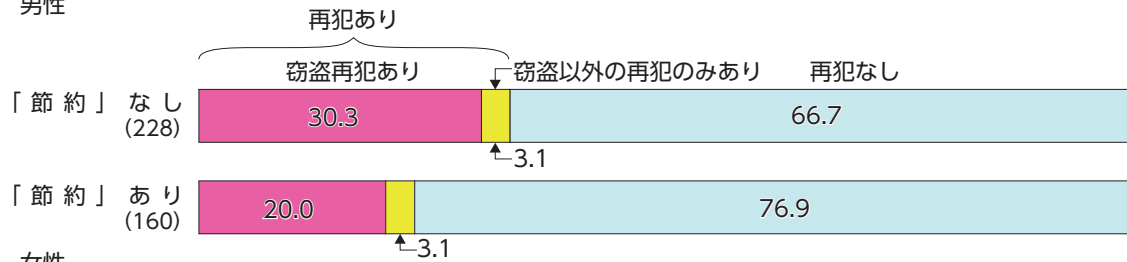
男性においては、犯行の動機として「空腹」に該当した者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1) = 5.386, p = .020$ )、窃盗再犯率も有意に高かった ( $\chi^2(2) = 6.776, p = .034$ )。

他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、「空腹」該当の有無による有意な差は認められなかった。なお、「空腹」に該当した女性は、「窃盗再犯以外の再犯のみあり」の割合が有意に高かったが (モンテカルロ法による。  $p = .020$ )、「空腹」に該当した者の実人員が極めて少ないことに留意する必要がある。

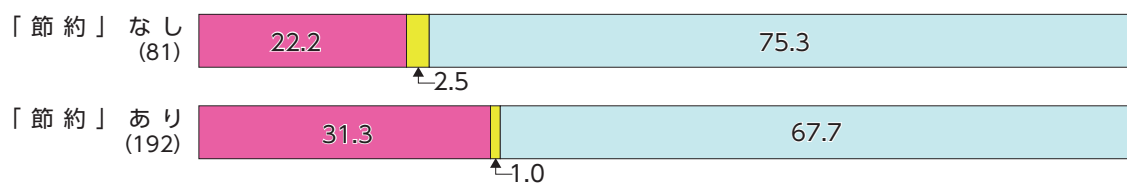
2-6-3-6図 万引きの罰金処分者 犯行の動機別の再犯状況（男女別）

① 「節約」該当の有無別

ア 男性

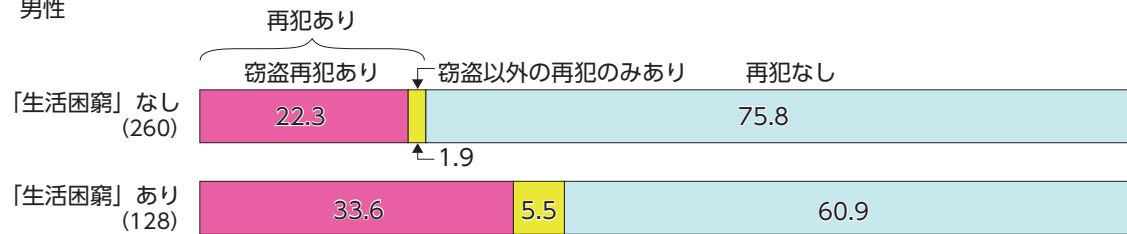


イ 女性

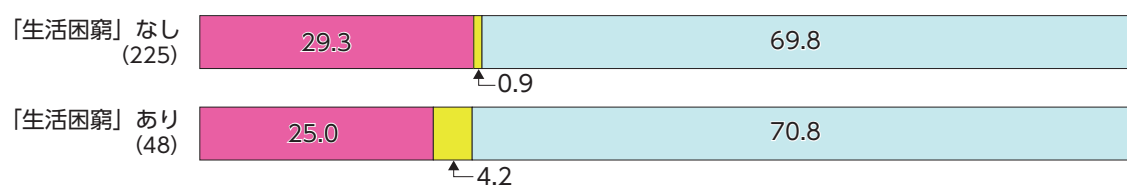


② 「生活困窮」該当の有無別

ア 男性

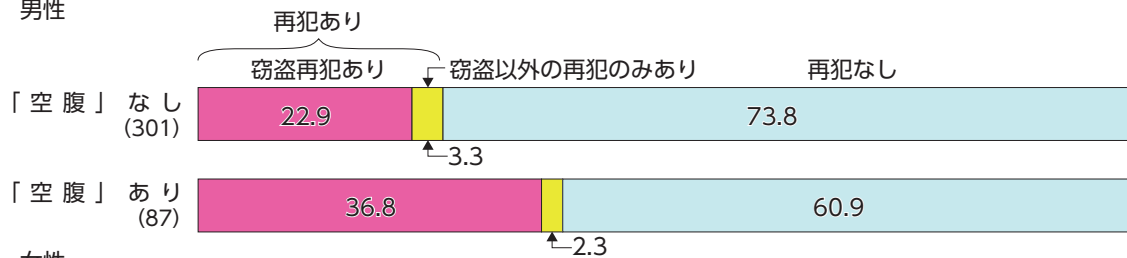


イ 女性

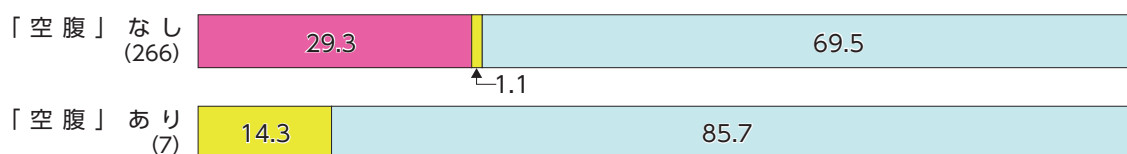


③ 「空腹」該当の有無別

ア 男性



イ 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( ) 内は、実人員である。

## イ 犯行の背景事情

万引きの罰金処分者について、調査対象事件における犯行の背景事情別の再犯状況を男女別に見ると、2-6-3-7図のとおりである。

### (ア)「家族と疎遠・身寄りなし」該当の有無別 (2-6-3-7図①)

男性においては、犯行の背景事情として「家族と疎遠・身寄りなし」に該当した者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1)=7.171, p=.007$ ), 窃盗再犯率も有意に高かった ( $\chi^2(2)=8.609, p=.014$ )。

他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、「家族と疎遠・身寄りなし」該当の有無による有意な差は認められなかった。

### (イ)「住居不安定」該当の有無別 (2-6-3-7図②)

男性においては、犯行の背景事情として「住居不安定」に該当した者は、再犯率が有意に高かった ( $\chi^2(1)=4.175, p=.041$ )。

他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、「住居不安定」該当の有無による有意差は認められなかった。なお、「住居不安定」該当した女性は、「窃盗以外の再犯のみあり」の割合が有意に高かったが (モンテカルロ法による。  $p=.029$ ), 「住居不安定」に該当した者の実人員が極めて少ないことに留意する必要がある。

### (ウ)「習慣飲酒・アルコール依存」該当の有無別 (2-6-3-7図③)

男性においては、犯行の背景事情として「習慣飲酒・アルコール依存」に該当した者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1)=6.297, p=.012$ ), 窃盗再犯率も有意に高かった ( $\chi^2(2)=6.339, p=.042$ )。

他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、「習慣飲酒・アルコール依存」該当の有無で有意差は認められなかったが、「習慣飲酒・アルコール依存」に該当した者の実人員が極めて少ないことに留意する必要がある。

### (エ)「近親者の病気・死去」該当の有無別 (2-6-3-7図④)

男性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、「近親者の病気・死去」該当の有無で有意な差は認められなかった。

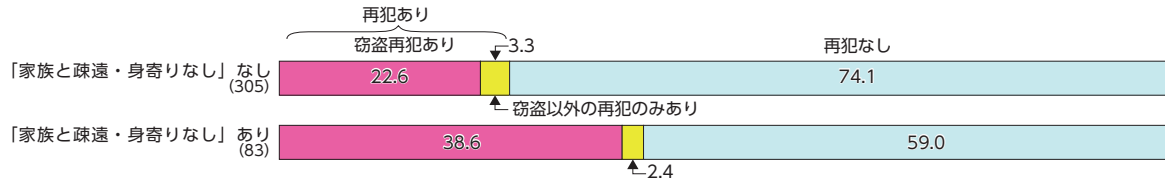
他方、女性においては、犯行の背景事情として「近親者の病気・死去」に該当した者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1)=5.155, p=.023$ ), 窃盗再犯率も有意に高い傾向が認められた (モンテカルロ法による。  $p=.076$ )。なお、高齢者に限定すると、「近親者の病気・死去」に該当した女性高齢者は、窃盗再犯率が64.3%であり、これに該当しなかった女性高齢者と比べて、その割合は有意に高かった (モンテカルロ法による。  $p=.010$ )。

2-6-3-7図

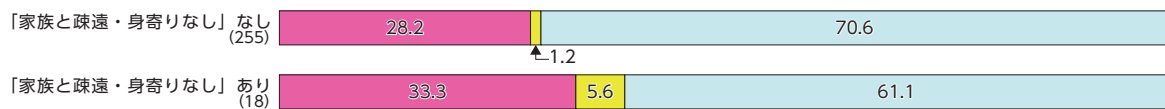
万引きの罰金処分者 犯行の背景事情別の再犯状況（男女別）

①「家族と疎遠・身寄りなし」該当の有無別

ア 男性

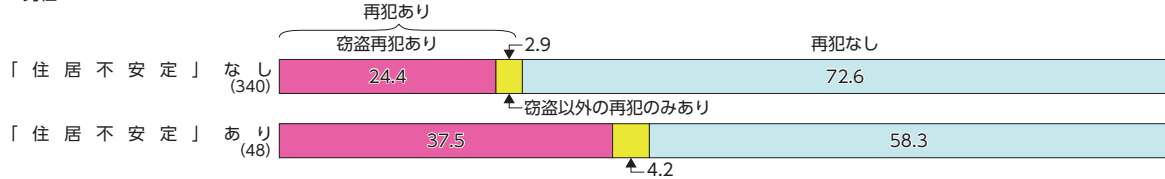


イ 女性

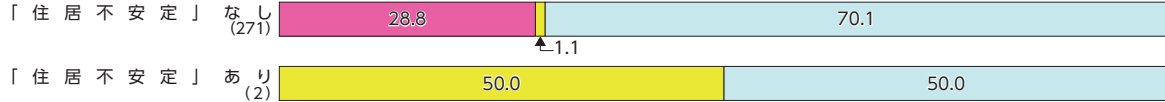


②「住居不安定」該当の有無別

ア 男性



イ 女性

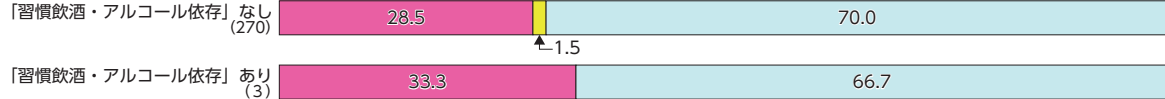


③「習慣飲酒・アルコール依存」該当の有無別

ア 男性

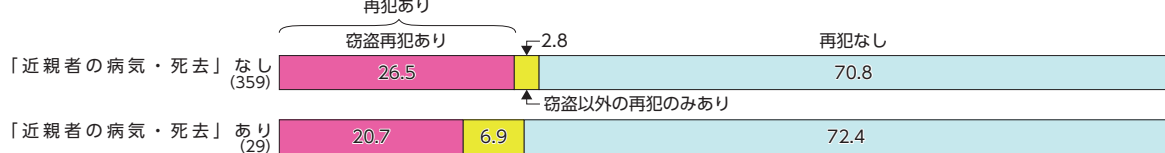


イ 女性

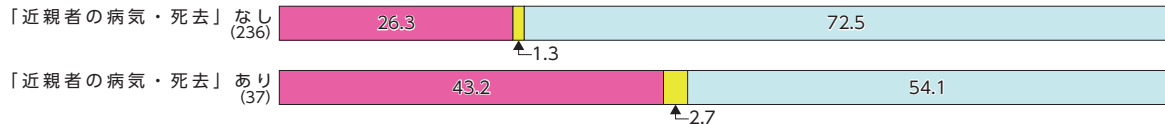


④「近親者の病気・死去」該当の有無別

ア 男性



イ 女性



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( ) 内は、実人員である。

#### (4) 前科・前歴関係

万引きの罰金処分者について、前科・前歴の有無・内容別の再犯状況を男女別に見ると、2-6-3-8図のとおりである。

##### ア 前科の有無 (2-6-3-8図①)

男性においては、前科のある者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1)=9.255, p=.002$ )、窃盗再犯率も有意に高かった ( $\chi^2(2)=10.741, p=.005$ )。

他方、女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、前科の有無で有意な差は認められなかった。

##### イ 前歴の有無 (2-6-3-8図②)

窃盗前科のない者に限定すると、男性においては、前歴のある者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1)=4.138, p=.042$ )、窃盗再犯率も有意に高い傾向が認められた ( $\chi^2(2)=5.019, p=.081$ )。

他方、窃盗前科のない女性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、前歴の有無で有意な差は認められなかったが、「前歴なし」の実人員が多くないことに留意する必要がある。

##### ウ 窃盗前歴の回数 (2-6-3-8図③)

窃盗前科のない者に限定すると、男性においては、窃盗前歴が3回以上ある者は、窃盗再犯率が有意に高い傾向が認められた (モンテカルロ法による。  $p=.080$ )。

また、窃盗前科のない女性においては、窃盗前歴が3回以上ある者は、窃盗再犯率が有意に高かった (モンテカルロ法による。  $p=.016$ )<sup>(\*)18)</sup>。

##### エ 窃盗の微罪処分歴の有無 (2-6-3-8図④)

窃盗前科のない男性においては、再犯率・窃盗再犯率共に、窃盗の微罪処分歴の有無で有意な差は認められなかった。

他方、窃盗前科のない女性においては、窃盗の微罪処分歴のある者は、窃盗再犯率が有意に高かった (モンテカルロ法による。  $p=.007$ )。

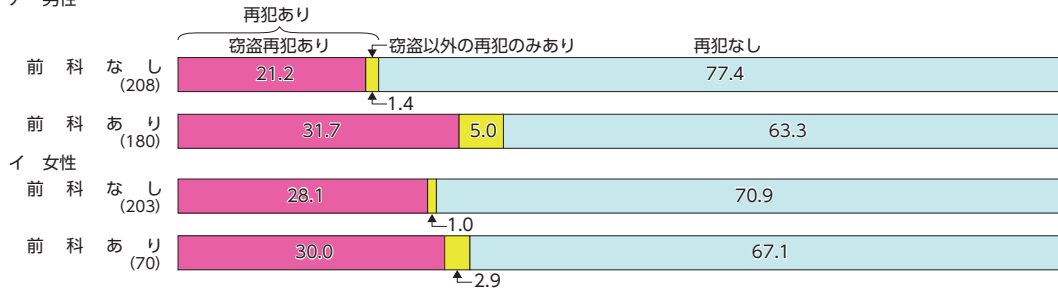
---

(\*)18) 窃盗前科のない女性のうち、窃盗前歴が3回以上ある者は、再犯率も有意に高かったが ( $\chi^2(3)=10.342, p=.016$ )、「窃盗以外の再犯のみ」はいなかった。

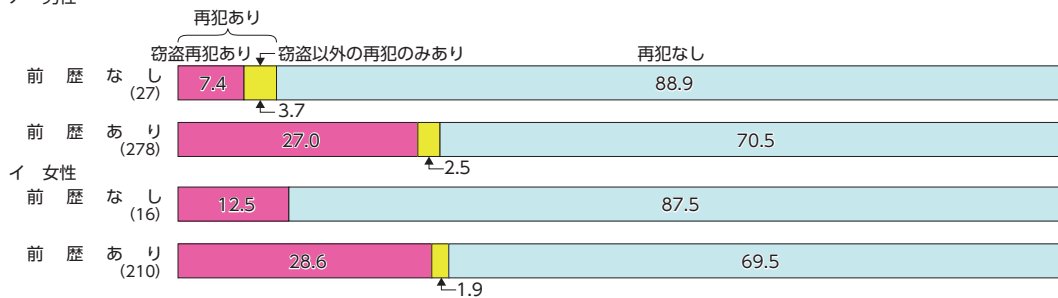
2-6-3-8図

万引きの罰金処分者 前科・前歴の有無・内容別の再犯状況（男女別）

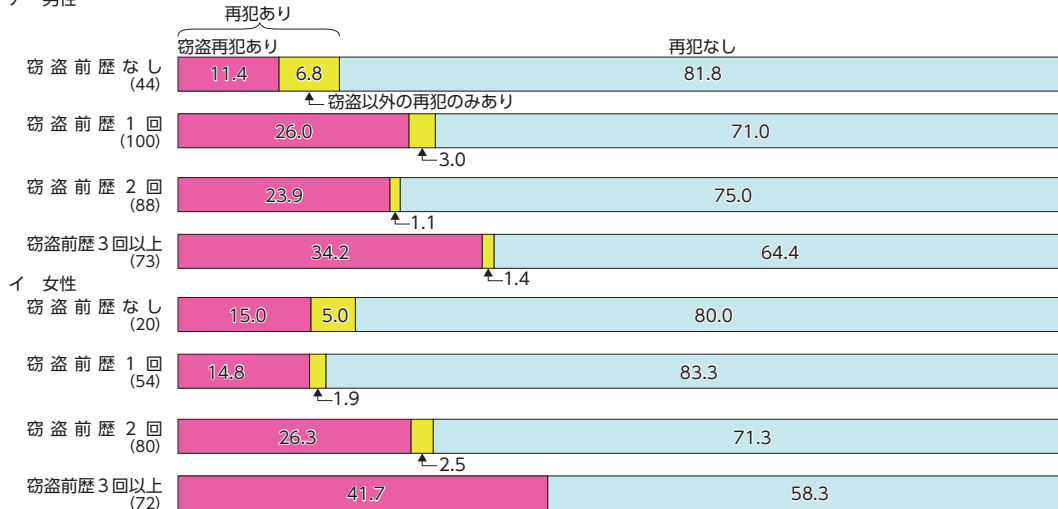
① 前科の有無別  
ア 男性



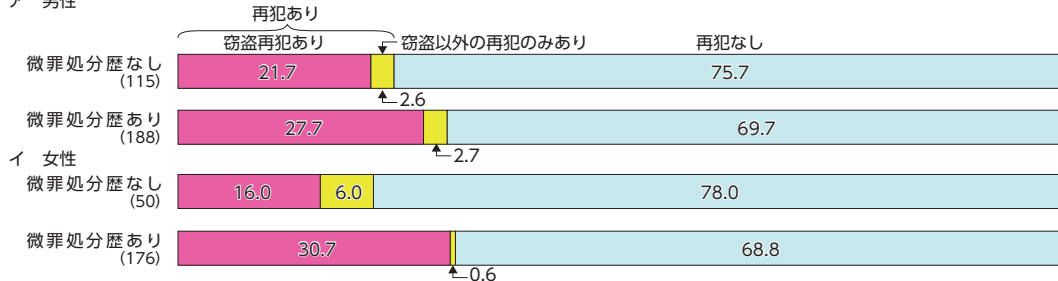
② 前歴の有無別（窃盗前科なし）  
ア 男性



③ 窃盗前歴の回数別（窃盗前科なし）  
ア 男性



④ 窃盗の微罪処分歴の有無（窃盗前科なし）  
ア 男性



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
 3 ②～④において、窃盗前科のない者に限る。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## (5) 窃盗再犯の内容と裁判結果

### ア 窃盗再犯の内容

#### (ア) 窃盗再犯の再犯期間

万引きの罰金処分者のうち、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の再犯期間別構成比を総数と男女別に見ると、2-6-3-9図①のとおりである。

総数では、1年未満のうちに窃盗再犯に及んだ者が8割近くを占めており、男女共に、6月未満のうちに窃盗再犯に及んだ者が5割前後を占めていた。

さらに、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の再犯期間別構成比を年齢層別に見ると、2-6-3-9図②のとおりである。

若年者については、窃盗再犯が認められた者の実人員が多くないことに留意する必要があるものの、若年者と高齢者は、6月未満のうちに窃盗再犯に及んだ者が過半数を占めており、「3月未満」の割合も約4割を占めていた。

#### (イ) 窃盗再犯の手口

万引きの罰金処分者のうち、窃盗再犯が認められた者について、再犯内容の手口別人員（重複計上による。）を見ると、万引きが166人と圧倒的に多く、次いで、置引き4人、自転車盗2人の順であった。

### イ 窃盗再犯の裁判結果

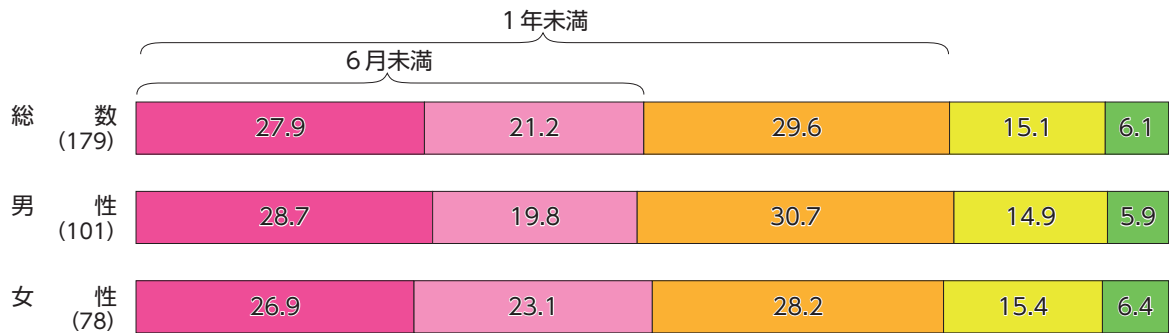
万引きの罰金処分者のうち、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の裁判結果を見ると、懲役刑に処せられた者が140人（78.2%）であり、再び罰金刑に処せられた者は39人（21.8%）であった。また、懲役刑に処せられた者のうち、執行猶予が付された者は131人（うち保護観察付執行猶予が16人）であり、実刑が9人であった。

なお、窃盗再犯について罰金刑に処せられた者のうち、平成25年6月末までに、再び再犯が認められた者は4人（10.3%）であり、いずれも二度目の再犯も窃盗再犯（万引き3人、置引き1人）であった。また、窃盗再犯について執行猶予付の懲役刑に処せられた者のうち、平成25年6月末までに、再び再犯が認められた者は28人（21.4%）であり、二度目の再犯も窃盗再犯であった者は27人（万引き26人、さい銭ねらい1人）であり、窃盗以外の再犯は1人（傷害）であった。

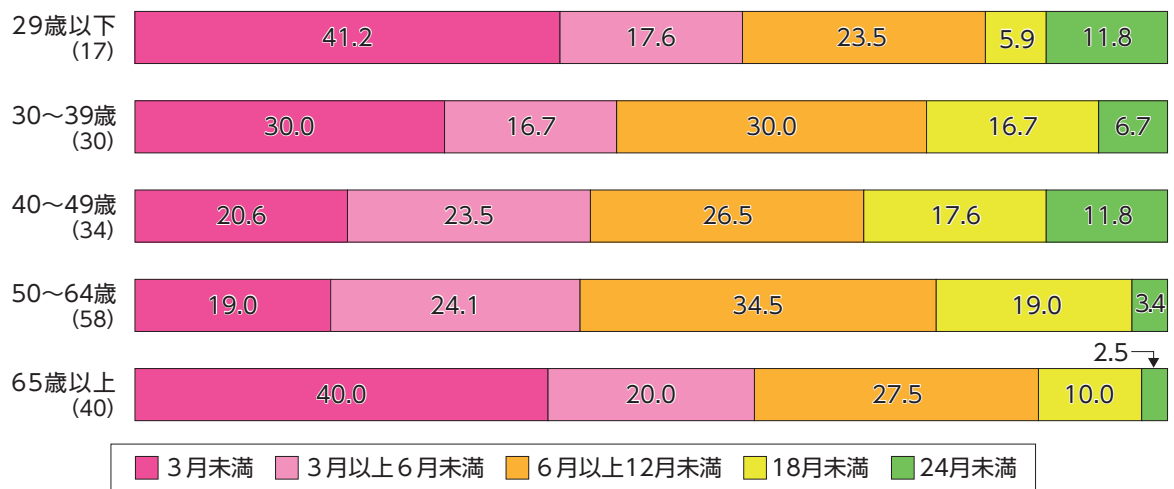
2-6-3-9図

万引きの罰金処分者 窃盗再犯の再犯期間別構成比（総数・男女別，年齢層別）

① 総数・男女別



② 年齢層別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 調査対象事件の裁判確定日から窃盗再犯の犯行日（複数の再犯がある場合には，最初の犯行日による。）までの日数による。  
 3 月数の算出においては，1か月を30日として算出している。  
 4 調査対象事件の起訴後・裁判確定前に窃盗再犯を行った者については，3月未満として計上している。  
 5 ( ) 内は，実人員である。

### 3 執行猶予者の再犯状況

#### (1) 属性

##### ア 男女別

万引きの執行猶予者について、約2年間の再犯状況を総数と男女別に見ると、**2-6-3-10図①**のとおりである。

万引きの執行猶予者は、総数では、再犯率が30.5%、窃盗再犯率が26.3%であり、侵入窃盗の執行猶予者や車両関連盗の執行猶予者と比較しても、有意な差は認められなかった。

男女別では、男性の再犯率が32.6%、窃盗再犯率が27.6%であり、女性の再犯率が25.3%、窃盗再犯率が23.2%であり、男女で有意な差は認められなかった。

##### イ 年齢層別

万引きの執行猶予者について、犯行時（調査対象事件）の年齢層別の再犯状況を見ると、**2-6-3-10図②**のとおりである。

再犯率に年齢層での有意な差は認められなかったが、窃盗再犯率は、40歳代が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.011$ ）。なお、65歳未満の年齢層の区分を非高齢者とした上で、非高齢者・高齢者の別で再犯状況を見ると、高齢者は、再犯率が有意に低いのに対し、非高齢者は、再犯率が有意に高かった（ $\chi^2(1)=3.903$ ,  $p<.048$ ）

#### (2) 生活環境

##### ア 婚姻状況

万引きの執行猶予者について、犯行時（調査対象事件）における婚姻状況別の再犯状況を見ると、**2-6-3-11図**のとおりである。

再犯率・窃盗再犯率共に、婚姻状況で有意な差までは認められなかったが、「婚姻歴なし」の者には再犯率が有意に高い傾向が認められたのに対し、「婚姻継続中」の者には再犯率が有意に低い傾向が認められた（ $\chi^2(2)=5.963$ ,  $p=.051$ ）<sup>(\*19)</sup>。

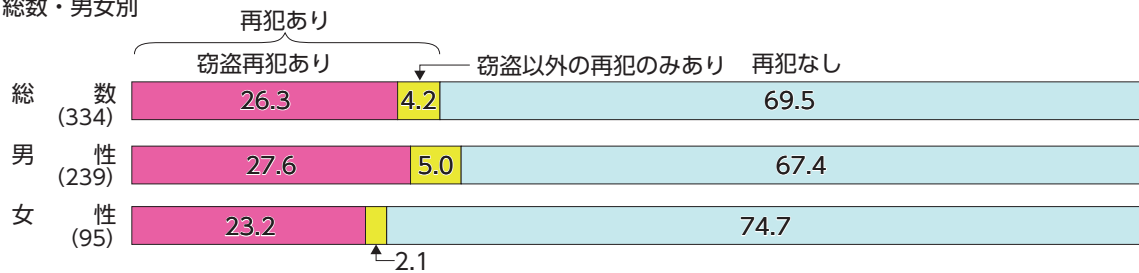
---

(\*19) 万引きの執行猶予者のうち、「婚姻継続中」の者には、「窃盗以外の再犯のみ」はいなかった。

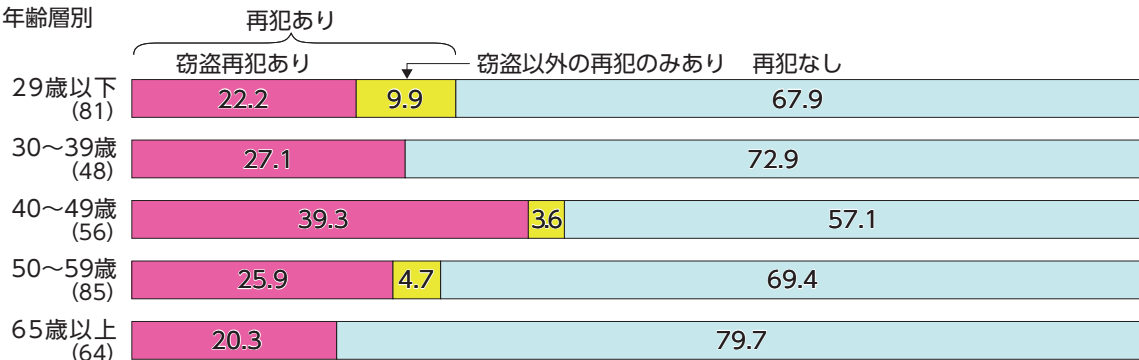
2-6-3-10図

万引きの執行猶予者 総数・男女別・年齢層別の再犯状況

① 総数・男女別



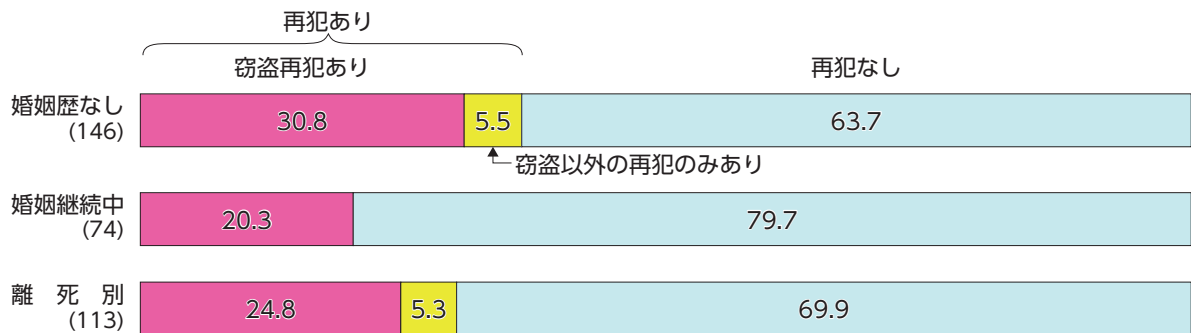
② 年齢層別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ②において、各年齢層の人員は、調査対象事件の犯行時の年齢による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

2-6-3-11図

万引きの執行猶予者 婚姻状況別の再犯状況



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各婚姻状況の人員は、調査対象事件の犯行時の婚姻状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の婚姻状況による。  
 3 「離死別」は、犯行時に配偶者と離婚又は死別していた場合のほか、婚姻関係が事実上破綻していた場合を含む。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## イ 居住状況

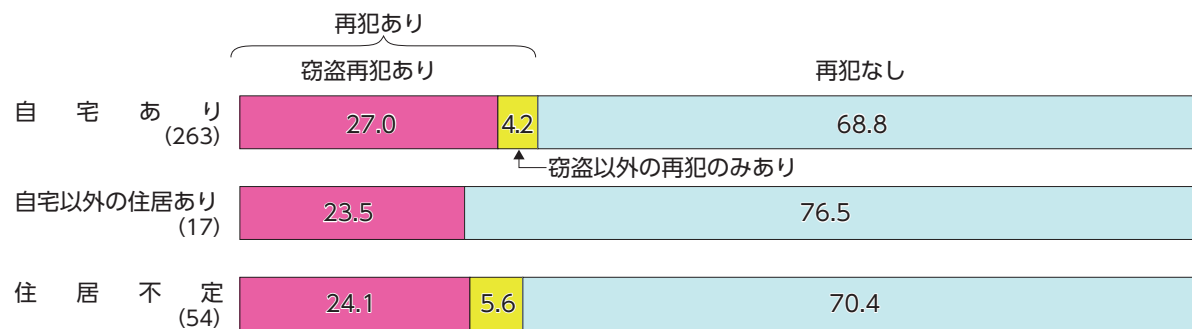
万引きの執行猶予者について、犯行時（調査対象事件）における住居の有無別の再犯状況を見ると、2-6-3-12図①のとおりである。

再犯率・窃盗再犯率共に、住居の有無等で有意な差は認められなかった。

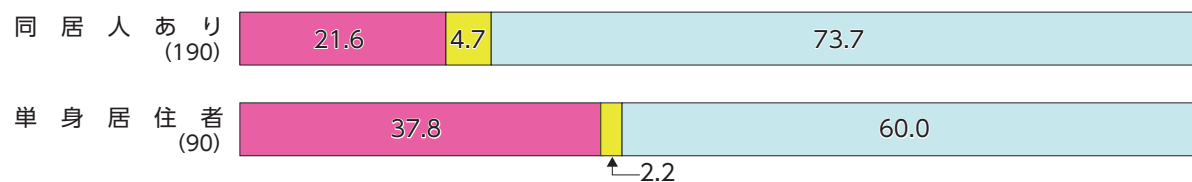
もっとも、住居のあった者に限定した上で、同居人の有無別の再犯状況を見ると、2-6-3-12図②のとおりであり、「単身居住者」は、再犯率が有意に高く（ $\chi^2(1)=5.374$ ,  $p=.020$ ）、窃盗再犯率も有意に高かった（ $\chi^2(2)=8.616$ ,  $p=.013$ ）。

2-6-3-12図 万引きの執行猶予者 居住状況別の再犯状況（住居の有無別，同居人の有無別）

### ① 住居の有無



### ② 同居人の有無



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各居住状況の人員は、調査対象事件の犯行時の居住状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の居住状況による。  
 3 ②において、住居不定の者及び同居人の有無が不詳の者を除く。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

## ウ 就労状況

万引きの執行猶予者について、犯行時（調査対象事件）における就労状況別の再犯状況を見ると、2-6-3-13図①のとおりである。

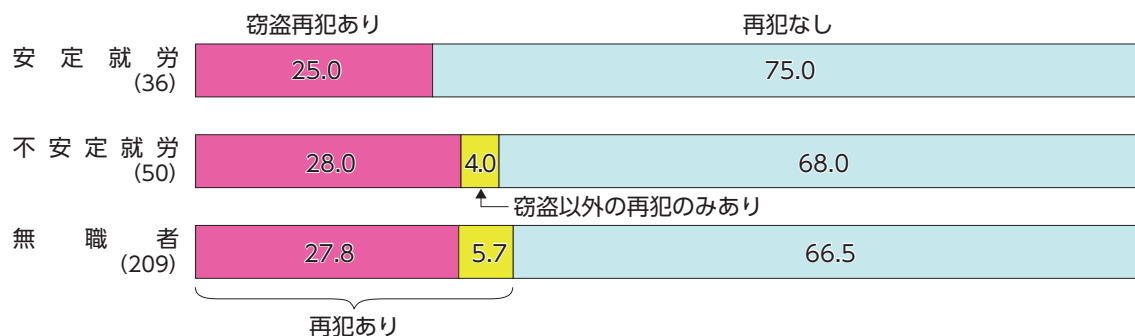
再犯率・窃盗再犯率共に、就労状況で有意な差は認められなかった。

更に「無職者」に限定した上で、無職の理由別の再犯状況を見ると、2-6-3-13図②のとおりである。

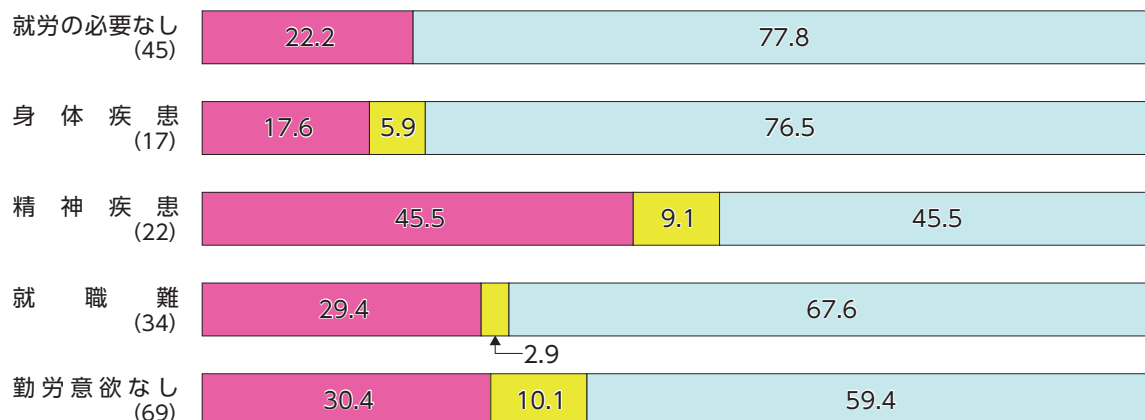
再犯率・窃盗再犯率共に、無職の理由で有意な差までは認められなかったが、「就労の必要なし」の者には再犯率が有意に低い傾向が認められ<sup>(※20)</sup>、「精神疾患」の者には再犯率が有意に高い傾向が認められた ( $\chi^2(4)=8.980, p=.062$ )。

2-6-3-13図 万引きの執行猶予者 就労状況別の再犯状況

### ① 就労状況別



### ② 無職者の無職理由別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ①において、2-6-1-5図の脚注2～6に同じ。  
 3 ②において、2-6-1-6図の脚注2～6に同じ。  
 4 ( ) 内は、実人員である。

(※20) 万引きの執行猶予者のうち、「就労の必要なし」の者には、「窃盗以外の再犯のみ」はいなかった。

## エ 収入状況

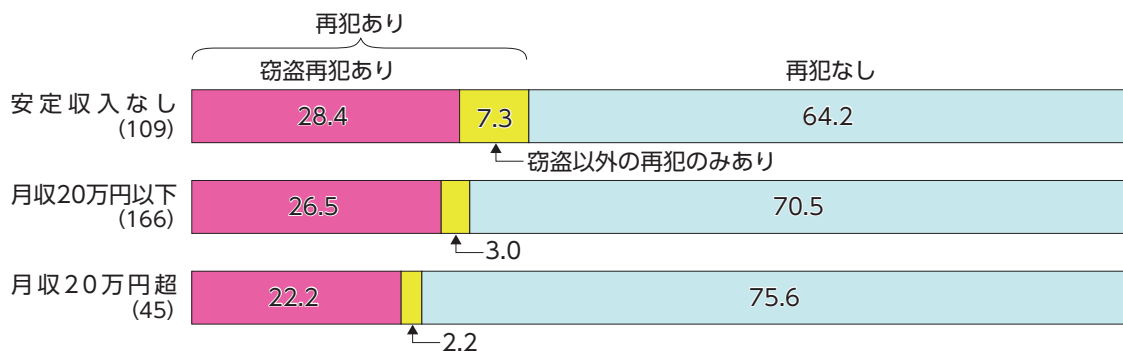
万引き事犯者のうち、執行猶予者の再犯状況について、犯行時（調査対象事件）における収入状況別に見ると、2-6-1-14図①のとおりである。

総数では、再犯率・窃盗再犯率共に、収入状況で有意な差は認められなかった。

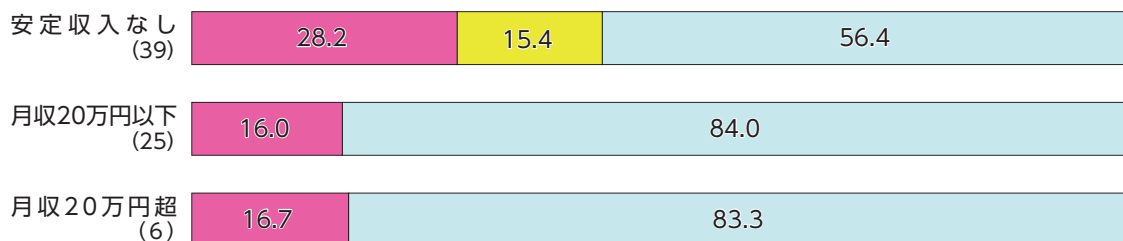
もっとも、前科のない男性に限定すると、2-6-1-14図②のとおりであり、「安定収入なし」の者は、再犯率が有意に高かった（モンテカルロ法による。 $p=.045$ ）。

2-6-3-14図 万引きの執行猶予者 収入状況別の再犯状況

### ① 総数



### ② 前科のない男性



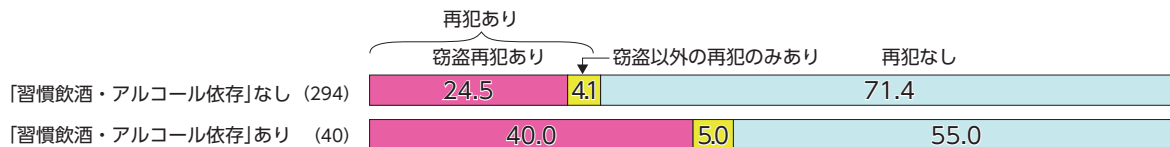
- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 各収入状況の人員は、調査対象事件の犯行時の収入状況による。なお、同一の調査対象者に複数の窃盗事件がある場合には、最初の犯行時の収入状況による。  
 3 ( ) 内は、実人員である。

### (3) 犯行の動機・背景事情

万引きの執行猶予者のうち、調査対象事件における犯行の動機・背景事情について、各項目の該当の有無で再犯状況を見ると、「習慣飲酒・アルコール依存」に特徴が認められた。

そこで、「習慣飲酒・アルコール依存」該当の有無別の再犯状況を見ると、2-6-3-15図のとおりであり、犯行の背景事情として「習慣飲酒・アルコール依存」に該当した者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1)=4.480, p=.034$ )、窃盗再犯率についても有意に高い傾向が認められた ( $\chi^2(2)=4.654, p=.098$ )。

2-6-3-15図 万引きの執行猶予者「習慣飲酒・アルコール依存」該当の有無別の再犯状況



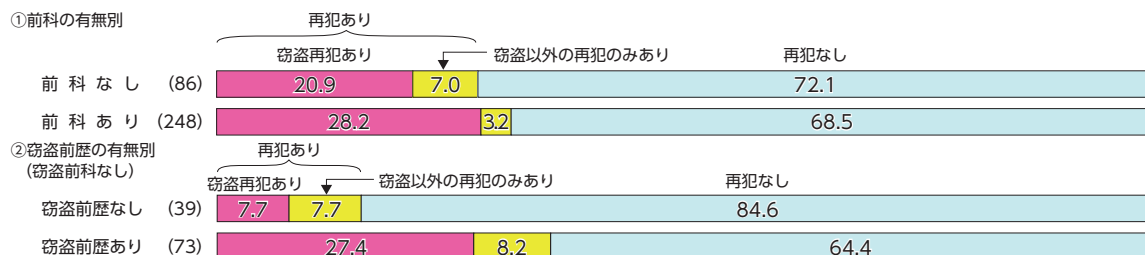
注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 ( ) 内は、実人員である。

### (4) 前科・前歴関係

万引きの執行猶予者について、前科の有無別の再犯状況を見ると、2-6-3-16図①のとおりであり、再犯率・窃盗再犯率共に、前科の有無で有意な差は認められなかった。

他方、窃盗前科のない者に限定した上で、窃盗前歴の有無別の再犯状況を見ると、2-6-3-16図②のとおりであり、窃盗前歴のある者は、再犯率が有意に高く ( $\chi^2(1)=5.098, p=.024$ )、窃盗再犯率も有意に高かった ( $\chi^2(2)=6.272, p=.043$ )。

2-6-3-16図 万引きの執行猶予者 前科・前歴の有無・内容別の再犯状況



注 1 法務総合研究所の調査による。  
2 「前科」は、前に罰金以上の刑に処せられたことをいい、交通法令違反のみによる前科を除く。  
3 ②において、窃盗前科のない者に限る。  
4 ( ) 内は、実人員である。

## (5) 窃盗再犯の内容と裁判結果

### ア 窃盗再犯の内容

#### (ア) 窃盗再犯の再犯期間

万引きの執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の再犯期間別構成比を総数と男女別に見ると、**2-6-3-17図①**のとおりである。

総数では、1年未満のうちに窃盗再犯に及んだ者が8割近くを占めていた。男女共に、6月未満のうちに窃盗再犯に及んだ者が過半数を占めており、「3月未満」の割合が最も高かった。

さらに、窃盗再犯の再犯期間別構成比を年齢層別に見ると、**2-6-3-17図②**のとおりである。各年齢層の実人員が多くはないことに留意する必要があるものの、30歳未満の各年齢層と高齢者においては、6月未満のうちに窃盗再犯に及んだ者が過半数を占めていた。

#### (イ) 窃盗再犯の手口

万引きの執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、再犯内容の手口別の人員（重複計上による。）を見ると、万引きが79人と圧倒的に多く、次いで、出店荒し、自転車盗、買い物盗、脱衣所ねらいの各2人の順であった。

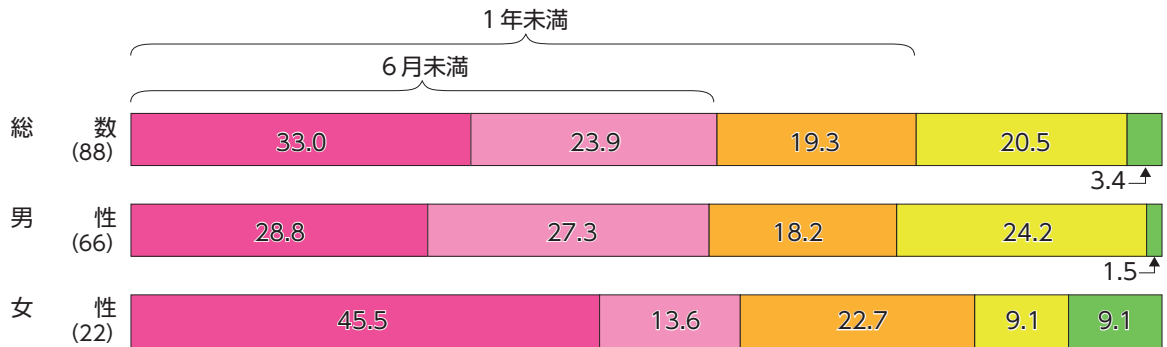
### イ 窃盗再犯の裁判結果

万引きの執行猶予者のうち、窃盗再犯が認められた者について、窃盗再犯の裁判結果を見ると、いずれも懲役刑に処せられており、罰金刑に処せられた者はいなかった。窃盗再犯について懲役刑に処せられた者は、実刑が81人（92.0%）と圧倒的に多かった。他方、再度の執行猶予に付された者（保護観察付執行猶予）は、7人（8.0%）であり、窃盗再犯の手口は、いずれも万引きによるものであった。

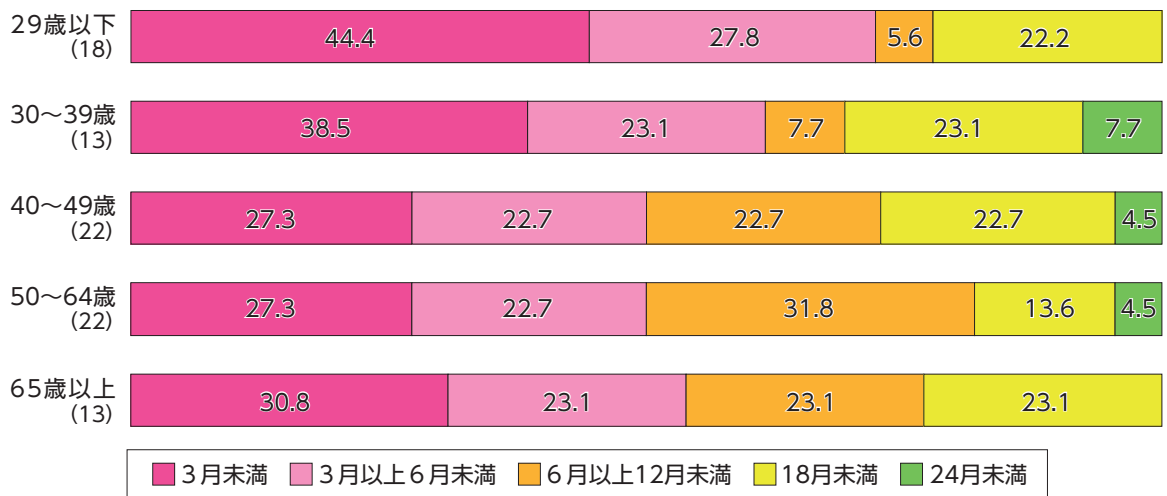
なお、窃盗再犯について再度の執行猶予に付された者のうち、平成25年6月末までに、当該執行猶予期間中に、再び再犯が認められた者は3人であり、そのうち2人は、二度目の再犯も窃盗再犯（いずれも万引き）によるものであった。

2-6-3-17図 万引きの執行猶予者 窃盗再犯の再犯期間別構成比（総数・男女別，年齢層別）

① 総数・男女別



② 年齢層別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 調査対象事件の裁判確定日から窃盗再犯の犯行日（複数の再犯がある場合には，最初の犯行日による。）までの日数による。  
 3 月数の算出においては，1か月を30日として算出している。  
 4 調査対象事件の起訴後・裁判確定前に窃盗再犯を行った者については，3月未満として計上している。  
 5 ( ) 内は，実人員である。

#### 4 窃盗再犯の関連要因についての多角的分析

前項までに、万引き事犯者の再犯状況に関する基礎的な分析を行ってきたが、万引き事犯者といっても、その属性や生活環境、犯行の動機・背景事情等によって再犯状況は様々であり、複数の要因が窃盗再犯の発生に影響を及ぼしている可能性がある。そこで、この項においては、比較的幅広いサンプルを確保することのできた万引きの罰金処分者を対象として、窃盗再犯に関連する要因を多角的に分析する。

なお、本項における年齢層は、いずれも調査対象事件の犯行時の年齢によるものであり、その区分は、各年齢層の差異を考慮しつつ、統計解析における必要なサンプル数を維持するため、「39歳以下」、「40～64歳」（以下「中高年層」という。）、「65歳以上」（高齢者）の三区分によって分析する。

##### （1）窃盗再犯率（推定）の推移

万引きの罰金事犯者について、調査対象事件の裁判確定日からの経過日数に応じて、各年齢層における窃盗再犯の発生状況（窃盗再犯率（推定）<sup>（\*21）</sup>）の推移を男女別に見ると、**2-6-3-18図**のとおりである<sup>（\*22）</sup>。

各年齢層における窃盗再犯率（推定）の推移を男女で比較すると、39歳以下の窃盗再犯率（推定）は、男女で類似した推移を示しており、調査対象事件の裁判確定から約2年後となる720日目の窃盗再犯率（推定）は、男性が23.4%、女性が18.9%であった。また、中高年層の窃盗再犯率（推定）も、男女で類似した推移を示しており、720日目の窃盗再犯率（推定）は、男性が30.5%、女性が27.7%であり、男女共に、39歳以下の窃盗再犯率（推定）よりも高かった。

他方、高齢者の窃盗再犯率（推定）は、男女で顕著に異なった推移を示している。男性高齢

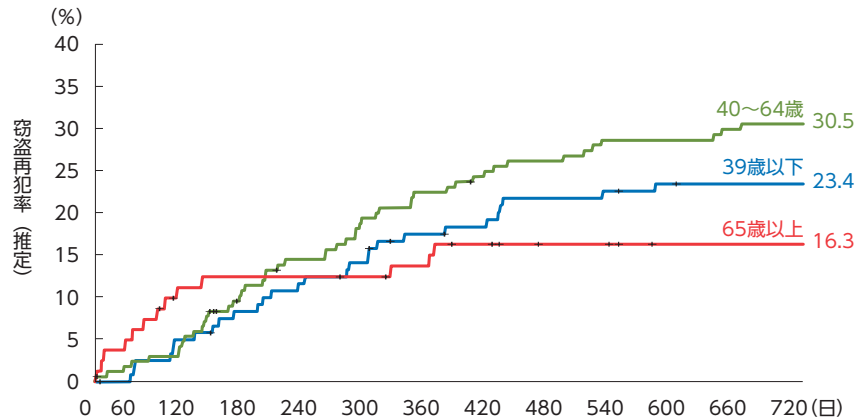
（\*21） 調査対象事件の裁判確定から最初の窃盗再犯に至るまでの日数を経過期間とした、カプラン・マイヤー法（生存時間分析の一種）によるものであり、観測期間は、平成25年6月末までの約2年間である。また、「窃盗再犯率（推定）」は、各時点における生存確率であるカプラン・マイヤー推定量  $\hat{S}(t) = \prod_{j=1}^k \left( \frac{n_j - d_j}{n_j} \right)$  を1から引いた値  $(1 - \hat{S}(t))$  を算出したものである。なお、本項においては、調査対象事件の裁判確定日を起点として分析しているため、万引きの罰金処分者（661人）のうち、調査対象事件の裁判確定前の余罪により同裁判確定後に有罪裁判を受けた者（24人）については、本分析の対象から除外している。

（\*22） 2-6-3-18図の横軸は、調査対象事件の裁判確定日から経過した日数であり、縦軸は、各時点における窃盗再犯率（推定）を示している。また、図中の「+」は、当該時点において、死亡又は窃盗以外の再犯により、その後の観測を終了した者の存在を示している。

2-6-3-18図

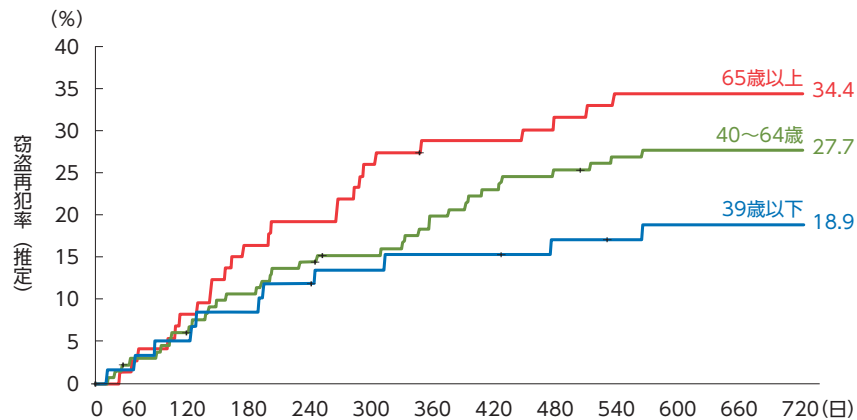
## 万引きの罰金処分者 窃盗再犯率（推定）の推移（男女別・年齢層別）

## ① 男性



| 区 分          | 経 過 日 数     |              |              |              |              |
|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|              | ～90日        | ～180日        | ～360日        | ～540日        | ～720日        |
| 39歳以下 (122)  | 6<br>[5.0]  | 12<br>[10.0] | 21<br>[17.5] | 26<br>[21.7] | 28<br>[23.4] |
| 40～64歳 (169) | 6<br>[3.6]  | 20<br>[12.0] | 37<br>[22.4] | 46<br>[28.0] | 50<br>[30.5] |
| 65歳以上 (81)   | 9<br>[11.2] | 10<br>[12.4] | 12<br>[15.0] | 13<br>[16.3] | 13<br>[16.3] |

## ② 女性



| 区 分          | 経 過 日 数    |              |              |              |              |
|--------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|              | ～90日       | ～180日        | ～360日        | ～540日        | ～720日        |
| 39歳以下 (59)   | 3<br>[5.1] | 6<br>[10.2]  | 9<br>[15.3]  | 10<br>[17.1] | 11<br>[18.9] |
| 40～64歳 (133) | 8<br>[6.0] | 16<br>[12.2] | 26<br>[19.9] | 34<br>[26.1] | 36<br>[27.7] |
| 65歳以上 (73)   | 5<br>[6.8] | 12<br>[16.4] | 21<br>[28.8] | 24<br>[33.0] | 25<br>[34.4] |

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 万引きの罰金処分者に限る。  
 3 調査対象事件の裁判確定前の余罪により、同裁判確定後に有罪裁判を受けた者を除く。  
 4 図中の「窃盗再犯率（推定）」は、各時点までに窃盗再犯を行った者の累積人員を分子とし、当該時点までに観測中の者で、かつ、再犯を行うことの可能な立場にあった者の人員を分母として算出している推定値であるため、各年齢層の人員に占める窃盗再犯を行った者の人員の比率とは一致しないことがある。  
 5 図中の「+」は、当該時点において、死亡等により、その後の観測を終了した者の存在を示している。  
 6 表中の「経過日数」は、調査対象事件の裁判確定日から経過した日数である。  
 7 表中の数値は、当該時点までに窃盗再犯を行った者の累積人員を示している。  
 8 表中の（ ）内は、各群の実人員を、[ ]内は、当該時点での窃盗再犯率（推定）を示している。

者は、調査対象事件の裁判確定から約4か月後となる115日目までに、窃盗再犯率（推定）が急激に上昇しており、他の年齢層の男性と比べても、同期間における窃盗再犯率（推定）は最も高かったが、その後は、おおむね横ばいで推移しており、225日目以降は、他の年齢層の男性と比べて、窃盗再犯率（推定）が最も低い水準で推移していた。これに対し、女性高齢者は、123日目までは、他の年齢層の女性とおおむね同程度の水準で、窃盗再犯率（推定）が上昇していたが、女性高齢者の窃盗再犯率（推定）は、その後も大きく上昇し続けており、140日目以降は、男女を通じて、最も高い水準で推移していた<sup>(※23)</sup>。

## （2）窃盗再犯と関連する要因

### ア 前提（共変量候補の抽出）

以上のとおり、窃盗再犯の発生状況には、性別や年齢層によって相違があることが示された。そこで、性別や年齢層に応じた窃盗再犯の関連要因について、更に多角的に検討するため、その前提として、生活環境や犯行の動機・背景事情、前科・前歴等といった様々な要素について、多変量解析に投入する共変量候補を単変量解析により抽出する<sup>(※24)</sup>。

なお、本分析に当たり、万引きの罰金処分者を性別と年齢層とで区分したことに伴い、各区分のサンプル数も減少するため、統計的検定における検出力も低下することが見込まれる。しかしながら、この後に実施する予定の多変量解析で投入する共変量の候補として、窃盗再犯に関連する可能性がある諸要素を幅広く抽出しておく必要もある。そこで、本項における単変量解析においては、有意水準を15% ( $p < .15$ ) に設定した上で、共変量候補となる要因を抽出した<sup>(※25)</sup>。

### （ア）男性

万引きの罰金処分者のうち、男性について、窃盗再犯と有意な関連が示された要素を年齢層別に見ると、**2-6-3-19表**のとおりである。

39歳以下の男性においては、生活環境では、「単身居住者」や「資産なし」が窃盗再犯と有意な関連を示していた。また、犯行の動機としては「生活困窮」、「空腹」、「知人・友人の誘い」

(※23) なお、死亡により観測を終了した者の人員は、男性高齢者では9人、女性高齢者では1人であった。

(※24) 死亡等により、その後の観測を終了した者については、本分析の対象から除外している。

(※25) 生存時間分析における共変量選択法の指針については、Hosmer, D. W., Lemeshow, Stanley., & May, S(2008), Applied Survival Analysis: Regression Modeling of Time-to-Event data. (第2版) 参照。

2-6-3-19表

万引きの罰金処分者 窃盗再犯の関連要因（男性・年齢層別）

|                  | 該当    |                   | 非該当   |                   | p 値    |
|------------------|-------|-------------------|-------|-------------------|--------|
|                  | 窃盗再犯率 | (窃盗再犯者数<br>/該当者数) | 窃盗再犯率 | (窃盗再犯者数<br>/該当者数) |        |
| ① 39歳以下 (N=116)  |       |                   |       |                   |        |
| 生活環境             |       |                   |       |                   |        |
| 単身居住者            | 31.8  | (14/44)           | 19.4  | (14/72)           | p=.131 |
| 資産なし             | 33.3  | (25/75)           | 7.9   | (3/38)            | p=.003 |
| 犯行の動機            |       |                   |       |                   |        |
| 生活困窮             | 34.4  | (11/32)           | 20.2  | (17/84)           | p=.112 |
| 空腹               | 42.1  | (8/19)            | 20.6  | (20/97)           | p=.045 |
| 知人・友人の誘い         | 75.0  | (3/4)             | 22.3  | (25/112)          | p=.043 |
| 犯行の背景事情          |       |                   |       |                   |        |
| 辞職・退学            | 41.2  | (7/17)            | 21.2  | (21/99)           | p=.076 |
| 住居不安定            | 41.7  | (5/12)            | 22.1  | (23/104)          | p=.134 |
| 習慣飲酒・アルコール依存     | 50.0  | (4/8)             | 22.2  | (24/108)          | p=.076 |
| ギャンブル耽溺          | 66.7  | (4/6)             | 21.8  | (24/110)          | p=.029 |
| 不良交友             | 60.0  | (3/5)             | 22.5  | (25/111)          | p=.090 |
| 交友者がいない          | 75.0  | (3/4)             | 22.3  | (25/112)          | p=.043 |
| 前科・前歴            |       |                   |       |                   |        |
| 窃盗前歴あり           | 29.9  | (26/87)           | 6.9   | (2/29)            | p=.012 |
| ② 40～64歳 (N=162) |       |                   |       |                   |        |
| 生活環境             |       |                   |       |                   |        |
| 配偶者との離死別         | 39.7  | (25/63)           | 26.3  | (25/95)           | p=.077 |
| 住居不定             | 50.0  | (17/34)           | 25.8  | (33/128)          | p=.007 |
| 単身居住者            | 37.4  | (34/91)           | 22.5  | (16/71)           | p=.043 |
| 月収10万円以下         | 40.9  | (36/88)           | 17.2  | (10/58)           | p=.003 |
| 動機               |       |                   |       |                   |        |
| 酩酊の影響            | 60.0  | (6/10)            | 28.9  | (44/152)          | p=.039 |
| 背景事情             |       |                   |       |                   |        |
| 習慣飲酒・アルコール依存     | 57.9  | (11/19)           | 27.3  | (39/143)          | p=.007 |
| 家族と疎遠・身寄り無し      | 47.7  | (21/44)           | 24.6  | (29/118)          | p=.005 |
| 前科・前歴            |       |                   |       |                   |        |
| 窃盗前歴あり           | 33.1  | (46/139)          | 17.4  | (4/23)            | p=.131 |
| ③ 65歳以上 (N=71)   |       |                   |       |                   |        |
| 生活環境             |       |                   |       |                   |        |
| 単身居住者            | 26.7  | (8/30)            | 12.2  | (5/41)            | p=.119 |
| 月収10万以下          | 28.0  | (7/25)            | 8.1   | (3/37)            | p=.037 |
| 動機               |       |                   |       |                   |        |
| 生活困窮             | 35.3  | (6/17)            | 13.0  | (7/54)            | p=.038 |
| 空腹               | 40.0  | (4/10)            | 14.8  | (9/61)            | p=.056 |
| 背景事情             |       |                   |       |                   |        |
|                  | —     |                   | —     |                   |        |

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 万引きの罰金処分者に限る。

3 調査対象事件の裁判確定前の余罪により、同裁判確定後に有罪裁判を受けた者を除く。

4 各項目について、不詳の者を除く。

5 「窃盗再犯率」は、調査対象事件の裁判確定後、新たに行った窃盗により、平成25年6月末までに有罪裁判が確定した者の人員の占める比率をいう。

6  $p$  値は、カイ二乗検定による漸近有意確率である。ただし、期待度数が少ないなど、漸近有意確率を用いるのが適当でない場合には、Fisherの直接法による。

が、背景事情としては「辞職・退学」、「住居不安定」、「習慣飲酒・アルコール依存」、「ギャンブル耽溺」、「不良交友」、「交友者がいない」が、それぞれ窃盗再犯と有意な関連を示しており、前科・前歴では、「窃盗前歴あり」が窃盗再犯と有意な関連を示していた。

中高年層の男性においても、39歳以下の男性における上記の諸要素について、いずれも窃盗再犯と有意な関連が示されたほか、生活環境では、「配偶者との離死別」<sup>(※26)</sup>や「住居不定」、「月収10万円以下」が窃盗再犯と有意な関連を示した。また、犯行の動機としては「酩酊の影響」が、背景事情としては「家族と疎遠・身寄りなし」が、それぞれ窃盗再犯と有意な関連を示していた。

男性高齢者においては、生活環境では、「単身居住者」や「月収10万円以下」が窃盗再犯と有意な関連を示していた。また、犯行の動機としては「生活困窮」や「空腹」が窃盗再犯と有意な関連を示していた。

## (イ) 女性

万引きの罰金処分者のうち、女性について、窃盗再犯と有意な関連が示された要素を年齢層別に見ると、**2-6-3-20表**のとおりである。

39歳以下の女性においては、生活環境では、「配偶者との離死別」<sup>(※27)</sup>が窃盗再犯と有意な関連を示していた。また、犯行の動機としては「自己使用・消費目的」や「ストレス発散」が、背景事情としては「摂食障害」が、それぞれ窃盗再犯と有意な関連を示しており、前科・前歴では、「窃盗前歴あり」が窃盗再犯と有意な関連を示していた。

中高年層の女性においては、生活環境では、「母親が監督者」や「家族等と同居の自宅が帰住予定先」が窃盗再犯と有意な関連を示していた。また、犯行の動機としては「高価な物欲しさ」や「盗み癖」、「酩酊の影響」が、背景事情としては「親子兄弟等とのトラブル」や「相談相手なし」が、それぞれ窃盗再犯と有意な関連を示していた。

女性高齢者においては、生活環境では、「単身居住者」が窃盗再犯と有意な関連を示していた。また、犯行の背景事情としては、「職場の倒産・解雇」や「近親者の病気・死去」が窃盗再犯と有意な関連を示していた。

(※26) 中高年層の男性で窃盗再犯が認められた者のうち、犯行時（調査対象事件）において、婚姻歴があったものの、配偶者と「離死別」していた者は25人であるが、そのうち24人が「離別」であり、「死別」は1人であった。

(※27) 39歳以下の女性で窃盗再犯が認められた者のうち、犯行時（調査対象事件）において、婚姻歴があったものの、配偶者と「離死別」していた者は5人であるが、そのうち4人が離婚しており、1人は婚姻関係が事実上破綻している者であった。

2-6-3-20表

万引きの罰金処分者 窃盗再犯の関連要因（女性・年齢層別）

|                  | 該当    |                   | 非該当   |                    | p 値    |
|------------------|-------|-------------------|-------|--------------------|--------|
|                  | 窃盗再犯率 | (窃盗再犯者数/<br>該当者数) | 窃盗再犯率 | (窃盗再犯者数/<br>非該当者数) |        |
| ① 39歳以下 (N=56)   |       |                   |       |                    |        |
| 生活環境             |       |                   |       |                    |        |
| 配偶者との離死別         | 45.5  | (5/11)            | 13.6  | (6/44)             | p=.018 |
| 犯行の動機            |       |                   |       |                    |        |
| 自己使用・消費目的        | 30.3  | (10/33)           | 4.3   | (1/23)             | p=.016 |
| ストレス発散           | 60.0  | (3/5)             | 15.7  | (8/51)             | p=.047 |
| 犯行の背景事情          |       |                   |       |                    |        |
| 摂食障害             | 57.1  | (4/7)             | 14.3  | (7/49)             | p=.008 |
| 前科・前歴            |       |                   |       |                    |        |
| 窃盗前歴あり           | 25.0  | (11/44)           | —     | (0/12)             | p=.053 |
| ② 40～64歳 (N=128) |       |                   |       |                    |        |
| 生活環境             |       |                   |       |                    |        |
| 母親が監督者           | 57.1  | (4/7)             | 26.4  | (32/121)           | p=.079 |
| 家族等と同居の自宅が帰住予定先  | 30.8  | (33/107)          | 11.1  | (2/18)             | p=.085 |
| 犯行の動機            |       |                   |       |                    |        |
| 高価な物欲しさ          | 100.0 | (2/2)             | 27.0  | (34/126)           | p=.078 |
| 盗み癖              | 44.4  | (8/18)            | 25.5  | (28/110)           | p=.097 |
| 酩酊の影響            | 100.0 | (2/2)             | 27.0  | (34/126)           | p=.078 |
| 犯行の背景事情          |       |                   |       |                    |        |
| 親子兄弟等とのトラブル      | 55.6  | (5/9)             | 26.1  | (31/119)           | p=.058 |
| 相談相手なし           | 100.0 | (2/2)             | 27.0  | (34/126)           | p=.078 |
| ③ 65歳以上 (N=72)   |       |                   |       |                    |        |
| 生活環境             |       |                   |       |                    |        |
| 単身居住者            | 50.0  | (11/22)           | 28.0  | (14/50)            | p=.071 |
| 犯行の動機            | —     |                   | —     |                    |        |
| 犯行の背景事情          |       |                   |       |                    |        |
| 職場の倒産・解雇         | 100.0 | (2/2)             | 32.9  | (23/70)            | p=.117 |
| 近親者の病気・死去        | 64.3  | (9/14)            | 27.6  | (16/58)            | p=.010 |

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 万引きの罰金処分者に限る。  
 3 調査対象事件の裁判確定前の余罪により、同裁判確定後に有罪裁判を受けた者を除く。  
 4 各項目について、不詳の者を除く。  
 5 「窃盗再犯率」は、調査対象事件の裁判確定後、新たに行った窃盗により、平成25年6月末までに有罪裁判が確定した者の人員の占める比率をいう。  
 6 p 値は、カイ二乗検定による漸近有意確率である。ただし、期待度数が少ないなど、漸近有意確率を用いるのが適当でない場合には、Fisher の直接法による。

## イ 多変量解析（COXの比例ハザードモデルによる回帰分析）

以上のとおり、単変量解析により、万引きの罰金事犯者を対象として、男女別・年齢層別に窃盗再犯と関連する要素を抽出した。更に、これらの諸要素が交絡する可能性を考慮した上で窃盗再犯との関連要因を検討するため、以下、COXの比例ハザードモデルによる回帰分析を実施する。

本分析においては、これまでの検討過程において、窃盗再犯に影響する要因の一つとして窃盗前歴の存在が示唆されていたため（本節2項（4）、3項（4）及び前記ア参照）、これを統制した上で、その他の関連要因について検討することとした。もっとも、高齢者については、ほぼ全員に窃盗前歴があるため<sup>（\*28）</sup>、窃盗前科を統制変数とすることとした。

その上で、単変量解析を通じて窃盗再犯と有意な関連が示された前記3の各要素を独立変数とし、窃盗再犯の有無と最初の窃盗再犯に至るまでの日数を従属変数として、COXの比例ハザードモデルによる回帰分析を実施した。

モデルの構築に当たっては、段階的に変数の投入を行い、第1ステップにおいて統制変数（窃盗前歴又は窃盗前科）を投入した上で、第2ステップにおいて、独立変数である前記3の各要素について、変数増加法により投入することとした<sup>（\*29）</sup>。もっとも、39歳以下の女性においては、窃盗前歴のない者に窃盗再犯が認められなかったため、統制変数を投入することなく、その他の各要素を変数増加法により投入した。また、中高年層の女性においては、窃盗再犯に関連する要因として示された「高価な物欲しさ」、「酩酊の影響」及び「相談相手なし」の該当者が極端に少なかったため、これらの変数を投入候補から除外することとした。

### （ア）男性

以上の方針に基づき、男性の窃盗再犯に関連する要因（年齢層別）について、COXの比例ハザードモデルによる回帰分析を実施した結果を見ると、**2-6-3-21表**のとおりである<sup>（\*30）</sup>。

（\*28） 万引きの罰金処分者のうち、窃盗前歴のある者の割合は、男性高齢者では96.3%、女性高齢者では98.6%であった。

（\*29） 変数選択に当たっては、投入基準を5%水準（ $p < .05$ ）に、除外基準を10%水準（ $p < .10$ ）にそれぞれ設定した。

（\*30） 最終モデルに投入された各共変量の比例ハザード性の仮定については、Shoenfield 残差を用いた検定により、仮定が保たれていることを確認した。なお、2-6-3-21表（男性・年齢層別）の①～③の各変数の検定結果は、各変数の上から、①が $p = .640, .780, .986$ 、②が $p = .957, .971, .242$ 、③が $p = .836, .216$ であり、いずれも有意差は認められなかった。また、2-6-3-22表（女性・年齢層別）の①～③の各変数の検定結果も、同様に、①が $p = .200, .330$ 、②が $p = .674, .175, .317$ 、③が $p = .250, .403$ であり、いずれも有意差は認められなかった。

2-6-3-21表

万引きの罰金処分者 Cox の比例ハザードモデルによる回帰分析結果  
(男性・年齢層別)

## ① 39歳以下 (N=118)

|              | B    | SE   | Wald | HR   | 95% 信頼区間 |       | p 値   |
|--------------|------|------|------|------|----------|-------|-------|
|              |      |      |      |      | 下限       | 上限    |       |
| 窃盗前歴あり       | 1.74 | 0.74 | 5.58 | 5.69 | 1.34     | 24.04 | 0.018 |
| 資産なし         | 1.63 | 0.61 | 7.10 | 5.11 | 1.54     | 16.98 | 0.008 |
| 背景事情：ギャンブル耽溺 | 1.51 | 0.55 | 7.69 | 4.54 | 1.56     | 13.22 | 0.006 |

## ② 40～64歳 (N=150)

|                   | B    | SE   | Wald | HR   | 95% 信頼区間 |      | p 値   |
|-------------------|------|------|------|------|----------|------|-------|
|                   |      |      |      |      | 下限       | 上限   |       |
| 窃盗前歴あり            | 0.71 | 0.53 | 1.83 | 2.04 | 0.73     | 5.71 | 0.176 |
| 背景事情：習慣飲酒・アルコール依存 | 0.97 | 0.35 | 7.69 | 2.65 | 1.33     | 5.27 | 0.006 |
| 背景事情：家族と疎遠・身寄りなし  | 0.83 | 0.30 | 7.87 | 2.30 | 1.29     | 4.13 | 0.005 |

## ③ 65歳以上 (N=72)

|          | B    | SE   | Wald | HR   | 95% 信頼区間 |       | p 値   |
|----------|------|------|------|------|----------|-------|-------|
|          |      |      |      |      | 下限       | 上限    |       |
| 窃盗前科あり   | 0.16 | 0.67 | 0.06 | 1.17 | 0.32     | 4.32  | 0.810 |
| 月収10万円以下 | 1.29 | 0.71 | 3.30 | 3.64 | 0.90     | 14.67 | 0.069 |

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 投入した変数に欠損値があるものを除く。  
 3 「HR」は、ハザード比 (Hazard Ratio) である。  
 4 p 値は、Wald 検定による有意確率である。

ここで同表中におけるハザード比 (Hazard Ratio)<sup>(\*)31)</sup>が1よりも統計的に有意に大きい場合は、モデル内の他の要因の影響を調整した上でもなお、その要因の存在が窃盗再犯のリスクを増加させることを意味している。

39歳以下の男性においては、窃盗前歴を統制した上で、他の要因の影響を調整してもなお、「資産なし」や「ギャンブル耽溺」といった要素の存在が、窃盗再犯に有意な影響を及ぼす要因

(\*)31) 再犯を例にすると、「ハザード」とは、ある時点 t までに再犯をしなかった対象者が次の瞬間に再犯をする確率をいい、「ハザード比」とは、ある要因を有する対象者が時点 t までに再犯をしなかった場合に次の瞬間に再犯をする確率と、その要因を有しない対象者が時点 t までに再犯をしなかった場合に次の瞬間に再犯をする確率との比をいう。例えば、ある要因についてハザード比が2であることは、その要因を有する者は、その要因を有しない者に比べて、2倍の再犯リスクがあることを意味する。

として示された。

また、中高年層の男性においては、窃盗前歴を統制した上で、他の要因の影響を調整してもなお、「習慣飲酒・アルコール依存」や「家族と疎遠・身寄りなし」といった要素の存在が、窃盗再犯に有意な影響を及ぼす要因として示された。

他方、男性高齢者においては、窃盗前科を統制した上で、他の要因の影響を調整すると、窃盗再犯に有意な影響を及ぼす要因は認められなかった<sup>(※32)</sup>。

### (イ) 女性

次に、女性の窃盗再犯に関連する要因（年齢層別）について、COXの比例ハザードモデルによる回帰分析を実施した結果を見ると、**2-6-3-22表**のとおりである。

39歳以下の女性においては、他の要因の影響を調整してもなお、「ストレス発散」や「摂食障害」といった要素の存在が、窃盗再犯に有意な影響を及ぼす要因として示された。

また、中高年層の女性においては、窃盗前歴を統制した上で、他の要因の影響を調整してもなお、「母親が監督者」であることや「家族等と同居の自宅が帰住予定先」であるといった要素の存在が、窃盗再犯に有意な影響を及ぼす要因として示された。

さらに、女性高齢者においては、窃盗前科を統制した上で、他の要因の影響を調整してもなお、「近親者の病気・死去」といった要素の存在が、窃盗再犯に有意な影響を及ぼす要因として示された。

---

(※32) 男性高齢者においては、回帰分析による有意差までは認められなかったものの、「月収10万円以下」( $p=.069$ )が、除外基準を下回ったまま、最終モデルに残っていた。

2-6-3-22表

万引きの罰金処分者 Cox の比例ハザードモデルによる回帰分析結果  
(女性・年齢層別)

## ① 39歳以下 (N=59)

|           | B    | SE   | Wald | HR   | 95% 信頼区間 |       | p 値   |
|-----------|------|------|------|------|----------|-------|-------|
|           |      |      |      |      | 下限       | 上限    |       |
| 動機：ストレス発散 | 1.56 | 0.69 | 5.10 | 4.74 | 1.23     | 18.30 | 0.024 |
| 背景：摂食障害   | 1.46 | 0.64 | 5.30 | 4.32 | 1.24     | 15.02 | 0.021 |

## ② 40～64歳 (N=129)

|                 | B    | SE   | Wald | HR   | 95% 信頼区間 |       | p 値   |
|-----------------|------|------|------|------|----------|-------|-------|
|                 |      |      |      |      | 下限       | 上限    |       |
| 窃盗前歴あり          | 0.24 | 0.75 | 0.10 | 1.27 | 0.29     | 5.52  | 0.746 |
| 家族等と同居の自宅が帰住予定先 | 1.47 | 0.75 | 3.85 | 4.34 | 1.00     | 18.78 | 0.050 |
| 母親が監督者          | 1.59 | 0.56 | 8.04 | 4.90 | 1.63     | 14.72 | 0.005 |

## ③ 65歳以上 (N=73)

|              | B     | SE   | Wald | HR   | 95% 信頼区間 |      | p 値   |
|--------------|-------|------|------|------|----------|------|-------|
|              |       |      |      |      | 下限       | 上限   |       |
| 窃盗前科あり       | -0.86 | 0.55 | 2.44 | 0.42 | 0.14     | 1.24 | 0.118 |
| 背景：近親者の病気・死去 | 1.18  | 0.42 | 7.86 | 3.26 | 1.43     | 7.45 | 0.005 |

- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 投入した変数に欠損値があるものを除く。  
 3 「HR」は、ハザード比 (Hazard Ratio) である。  
 4 p 値は、Wald 検定による有意確率である。



## 第3編 まとめ

## 第1章 窃盗事犯の増減の背景事情

窃盗の認知件数は、例年、刑法犯の認知件数の7割以上を占めており（1-1-1-1図参照）、窃盗事犯の増減は我が国の犯罪情勢にも大きな影響を与えている。窃盗の検挙人員も、例年、刑法犯の中で最も高い割合を占めており（1-1-2-1図参照）、犯罪者処遇の各段階における窃盗事犯者の占める割合も高いことを考慮すると、窃盗事犯の増減の要因について、窃盗事犯者の属性や手口を踏まえて検討しておくことは、今後の犯罪者処遇や再犯防止の在り方を検討する上でも重要と考えられる。

他方、平成14年をピークとするそれまでの犯罪情勢の悪化の要因については、これまでも分析が試みられてきたところであるが、いわゆるバブル経済崩壊後の長引く経済不況のほか、社会における規範意識の低下や地域社会における連帯機能の低下等といった社会環境の変化、家族的結合の希薄化や教育機能の低下等といった様々な事情が複雑に絡み合っているものと考えられる<sup>(※1)</sup>。そのため、窃盗事犯の増減要因を一概に論ずることは困難であるが、以下では、先行研究を踏まえ、窃盗事犯者の属性や手口ごとの特性も考慮しながら、近年における窃盗事犯の増減の背景事情について考察する。

---

（※1）平成14年版犯罪白書では、「昭和末期から平成初期のいわゆるバブル経済が崩壊して以来、十有余年の長期にわたって経済不況が続き、この間、大企業の倒産、金融機関の破綻、リストラの強化、完全失業率の上昇等、高度経済成長時代には想像すらできなかった事象が出現した」とし、こうした社会・経済状況が我が国の犯罪情勢に深くかかわっている旨を指摘するとともに、犯罪動向の特質の背景の一つとして「家庭・学校における教育機能の低下、社会の規範意識の希薄化、我が国において伝統的に犯罪を抑止する要因として機能してきた地域社会の連帯機能の低下等が指摘でき」としている（同白書はしがき参照）。

また、平成16年版犯罪白書では、我が国における一般世帯の平均世帯人員の減少や離婚率の上昇の「背景には、家族的結合の希薄化の影響があるものと考えられる」とした上で、「特に都市部において、他人への干渉を控える風潮が強まっており、価値観や生活様式の変化と併せ、地域社会の連帯意識が希薄化している」ことは、「捜査機関に対する国民の協力意識の低下にもつながって」いる旨を指摘している（同白書391頁参照）。

なお、平成18年版犯罪白書では、「犯罪情勢と社会的な諸要因との関連を客観的データに基づいて冷静に分析することが必要」とありつつも、「犯罪情勢には、数多くの社会的要因が複雑に絡み合って影響を与えて」おり、「犯罪情勢に影響を与える社会的要因をデータに基づき特定したり、その要因と犯罪情勢との関係を明らかにすることは容易なことではない」とした上で、「あくまで多くの仮説の中の一つとして指摘できるにすぎない場合も多いであろうし、一部の要因のみを取り上げて論ずることが適当でない場合もある」と指摘している（同白書214頁）。

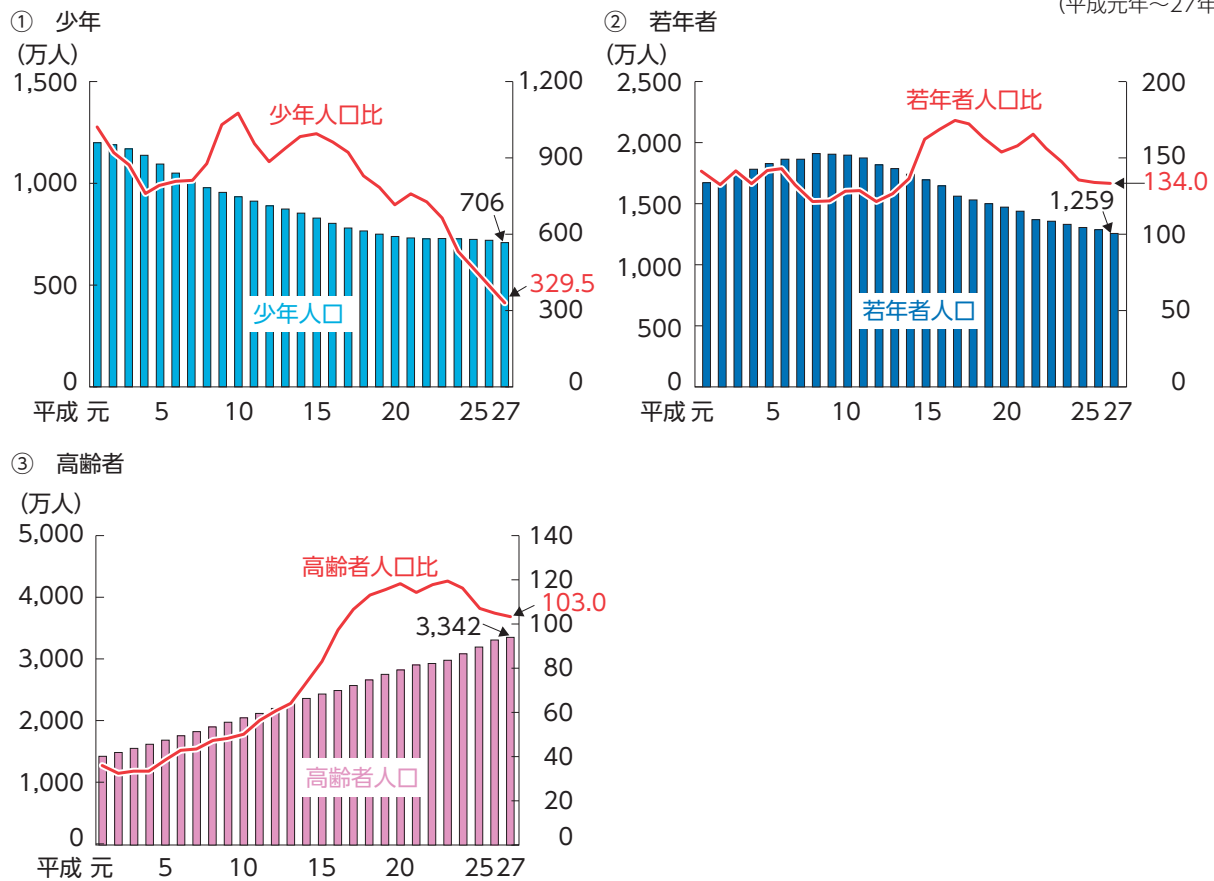
## 1 人口の少子高齢化

窃盗の検挙人員に占める少年の割合は、低下傾向にあり、平成15年（42.8%）までは4割超で推移していたが、27年には18.8%にまで低下している。他方、高齢者の割合は、むしろ上昇傾向にあり、14年までは1割に満たなかったが、27年には27.8%にまで上昇している（第1編第1章第2節2項（2）参照）。このような、少年による窃盗事犯の減少と高齢者による窃盗事犯の増加は、我が国における人口の少子高齢化とも相応の関係があるものと考えられる。そこで、我が国における少年と若年者<sup>(＊2)</sup>、高齢者の各人口の推移について、窃盗の検挙人員の人口比の推移（平成元年以降）とともに見ると、3-1-1図のとおりである。

3-1-1図

少年・若年者・高齢者の人口と窃盗検挙人員の人口比の推移

(平成元年～27年)



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。  
2 「少年」は、14歳以上20歳未満の者に限る。  
3 「若年者」は、20歳以上29歳以下の者をいう。  
4 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの窃盗の検挙人員をいう。

(＊2) 本章における「若年者」は、20歳以上29歳以下の者をいう。

我が国における少年の人口は、減少傾向にあり、平成27年には、元年（約1,195万人）の約6割に減少（40.9%減）している。また、若年者の人口は、8年（約1,913万人）まで増加していたが、その後は減少傾向にあり、27年は、8年の7割近くに減少（34.2%減）している。他方、高齢者の人口は、増加傾向にあり、27年には、元年（約1,431万人）と比べて、約3割増加（133.6%増）している。

これに対し、窃盗の検挙人員の少年人口比は、平成4年（758.8）を底に、10年（1,075.2）まで上昇し続けた後、若干の低下と上昇を経て、16年からおおむね低下傾向にあり、27年は、ピーク時（10年）の約3割にまで低下した。また、若年者人口比は、13年から上昇し、17年（175.0）と22年（165.9）をピークとして、23年からは低下している。他方、高齢者人口比は、5年から20年（117.9）まで大きく上昇し、23年（119.1）をピークとして、24年からは低下しているものの、27年は、元年（35.9）の約2.9倍となっている。

人口比の推移には窃盗の手口によって差異があることに留意する必要もあるが、窃盗の検挙人員の総数で見ると、少年の検挙人員は、平成11年以降は少年人口の減少を上回る勢いで減少しているのに対し、高齢者の検挙人員は、高齢者人口の増加を上回る勢いで増加していたことが明らかである。

## 2 雇用情勢の変化

窃盗事犯は、金品の取得を直接的な目的とする利欲的な犯罪の典型であり、窃盗事犯者においても、生活困窮や借金返済等といった何らかの経済的事情を動機や背景事情として抱えていることが多く（2-4-1-10図・2-5-1-6図・2-6-1-13図・2-6-1-14図参照）、窃盗の検挙人員においても、年金等生活者を除く「無職者」が約3割を占めており（1-1-2-4図参照）、窃盗事犯の増減には、社会における雇用情勢も一定の影響を及ぼしていると思われる<sup>(※3)</sup>。そこで、我が国の雇用情勢に関する経済指標の一つである完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の比率）について、バブル経済期以降の推移（平成元年以降）を見ると、3-1-2図のとおりである。

完全失業率は、平成4年から上昇し続け、14年には過去最悪<sup>(※4)</sup>となる5.4%を記録し、同年

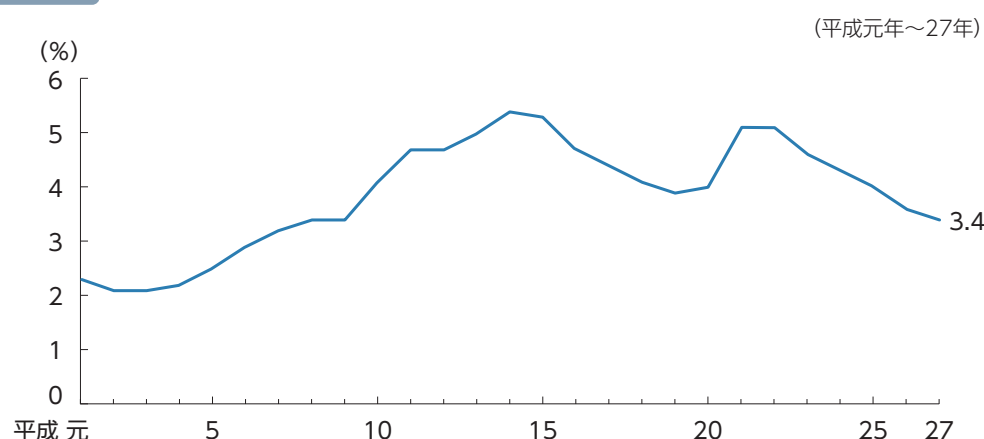
（※3）平成18年版犯罪白書では、「不況の影響による失業率の上昇が刑法犯の認知件数の大部分を占める財産犯を増加させるなどの影響を与え、同様に、失業率の低下が犯罪を減少させる方向で影響を与えたものとうかがうことができる」とした上で、「犯罪を犯した者等、特定の対象者に対する就労支援等の雇用対策は、犯罪抑止のための有効な施策の一つである」旨を指摘している（同白書215頁参照）。

（※4）平成15年版労働経済白書による。

までの10年間で2倍以上に上昇した。その後は、15年から19年（3.9%）にかけて大きく低下した後、いわゆるリーマンショックに象徴される世界的な金融不安に伴って、21年（5.1%）には上昇したものの、23年以降は低下し続けている<sup>(※5)</sup>。

3-1-2図

完全失業率の推移



注 1 総務省統計局の「労働力調査結果」による。

2 「完全失業率」は、労働力人口に占める完全失業者の比率である。

3 平成23年については、同年3月に発生した東日本大震災の影響により一時調査が困難となった県に関して補完的な推計を行い、それを基に算出した参考値である。

このように平成14年をピークとする完全失業率の上昇と低下といった雇用情勢の変化は、窃盗事犯の増減にも少なからず影響を及ぼしているものと考えられる。特に侵入窃盗や自動車盗、車上ねらい、ひったくり、すりの各手口は、他の手口と比べても、検挙人員に占める無職者の割合が高いところ（1-1-2-7図参照）、いずれの認知件数も14年ないし15年までに増加した後、その後は大きく減少している（1-1-1-2図参照）。これらの傾向は、21年前後の完全失業率の上昇・低下を除けば、完全失業率の推移とも極めて類似しており、雇用情勢の変化が前記の各手口の減少にも一定の影響を及ぼしているものと考えられる<sup>(※6)</sup>。

(※5) この間の経済情勢に関して、平成21年版経済財政白書では、「リーマンショック後は、米欧を中心とする金融不安が金融危機へと発展し、世界同時不況と呼ぶべき事態に陥る中で、日本経済は急速な悪化を示した」と指摘しており、雇用情勢に関しては、平成25年版労働経済白書では、リーマンショック後の「2009年から持ち直しを続けてきた日本経済は、2011年3月に発生した東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて2012年に入り増勢を維持してき」ており、2012年の完全失業率は「依然として厳しさが残るものの、このところ改善の動きがみられる状況となっている」旨を指摘している。

(※6) 大竹文雄・小原美紀「失業率と犯罪発生率の関係―一時系列および都道府県別パネル分析―」（日本犯罪社会学会編『犯罪社会学研究』35号（2010）54頁以下）は、失業率が犯罪の発生率に与える影響について時系列データ（昭和51年～平成20年）を用いて実証的に分析し、失業率と窃盗の発生率との間には、長期的に安定的な関係性（正の相関関係）が認められ、失業率の上昇が窃盗の発生率を引き上げていることを

もっとも、完全失業率が一時的に上昇した平成21年から22年にかけても、窃盗の認知件数は一貫して減少しており（1-1-1-1図参照）、雇用情勢の推移とは必ずしも整合しないこともある。

### 3 各種の犯罪対策

窃盗事犯に限らず、犯罪の発生を防止することは国家の最重要課題であり、我が国においても、古くから、その時々継続している犯罪の動向を踏まえ、その手口や犯罪者の特徴等も見極めながら、新たな犯罪の発生を抑止するための対策が考案され、その成果に応じて、より効果的な犯罪対策が模索されてきた。前記のとおり、我が国における犯罪情勢の悪化と好転には、様々な事情が複合的に影響していると考えられるため、個々の対策について、その奏功を一概に論ずることはできないが、我が国における完全失業率が一時的に上昇した平成21年以降も、窃盗の認知件数が一貫して減少していることの一因として、犯罪抑止に向けた各種の施策や取組の存在が考えられる。そこで、以下、窃盗事犯の増減の背景事情の一つとして考えられる各種施策や取組の内容を概観する。

犯罪抑止に向けた各種施策や取組の実施時期とともに、主な手口別の認知件数の推移（平成元年以降）を俯瞰すると、3-1-3図のとおりである<sup>(\*)</sup>。

#### （1）街頭犯罪対策

刑法犯の認知件数は平成8年から14年まで戦後最多を更新し続けていたところ、その大半は街頭において敢行される犯罪や住宅等に侵入して行われる犯罪の増加によって占められてお

---

見出している。なお、都道府県別パネルデータ（昭和50年～平成17年の5年毎）を用いた分析では、窃盗犯については、失業率よりも貧困率が重要な説明変数であり、失業率の上昇よりも貧困率の上昇が犯罪発生率を高める影響が大きい旨指摘している。

また、山口寛峰ほか「治安に影響を与える要因の統計分析について」（警察学論集62巻12号（2009）53頁以下）は、各犯罪の発生率（人口10万人当たりの認知件数。昭和44年～平成20年。）を目的変数とし、一人当たりの実質GDP等の経済指標や警察官数を説明変数とする重回帰分析を実施した結果、GDPと、侵入窃盗及び万引きの各発生率との間には、それぞれ負の相関関係（GDPが上昇すれば、発生率は低下する）があった旨を指摘するとともに、可処分所得に基づくジニ係数と万引きの発生率との間には正の相関関係（ジニ係数が増加すれば、発生率も上昇する）があり、完全失業率と、侵入窃盗、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、ひったくり及び万引きの各発生率との間には、それぞれ正の相関関係（完全失業率が増加すれば、発生率も上昇する）があった旨を指摘している。

（\*7） なお、窃盗以外の刑法犯についても、平成16年をピークとして認知件数が減少に転じているため、各種の犯罪対策の効果は、窃盗事犯のみならず、他の犯罪の増減も考慮して考察する必要がある。

り、国民の身近な犯罪の増加が治安の悪化の大きな要因とされていた。そこで、警察庁においては、街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するため、15年1月から「街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策」を推進し、街頭犯罪等について、犯罪発生の実態を多角的に分析するとともに、犯罪の多発する地域や時間帯における警戒活動や取締活動が強化された<sup>(＊8)</sup>。

また、犯罪情勢の悪化を踏まえ、平成15年9月には「犯罪対策閣僚会議」が設置され、同年12月に「犯罪に強い社会の実現のための行動計画―「世界一安全な国、日本」の復活を目指して―」が策定され、平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止のため、自主防犯活動に取り組む地域住民やボランティア団体の支援についても積極的に取り組むこととされた。そして、その後の5年間で警察官等の治安の維持に当たる公務員が大幅に増員されたほか、地域における防犯意識の向上に伴い、防犯ボランティア団体の構成員数も10倍以上に増加し<sup>(＊9)</sup>、まさに官民一体となった防犯対策が実施されてきた。

このような街頭犯罪対策の推進は、犯罪発生の大きな抑止要因となり得るものであり、平成15年以降の窃盗事犯の減少にも一定の影響を与えているものと思われる<sup>(＊10)</sup>。例えば、ひったくりは、少年や若年者によって行われることの多い手口であり（1-1-2-7図⑧参照）、少年や若年者による窃盗事犯の減少（1-1-2-2図②③参照）が、ひったくりの認知件数の減少（1-1-1-2図⑧参照）にも影響を及ぼしているところ、その背景事情としては、人口の少子高齢化（3-1-1図参照）や雇用情勢の変化（3-1-2図参照）だけで説明することは困難であり、街頭における警察の警戒活動の強化や防犯ボランティア団体による自主防犯活動の推進等といった、街頭犯罪対策も一因になっているものと思われる<sup>(＊11)</sup>。

---

（＊8） 平成23年版警察白書68頁参照。

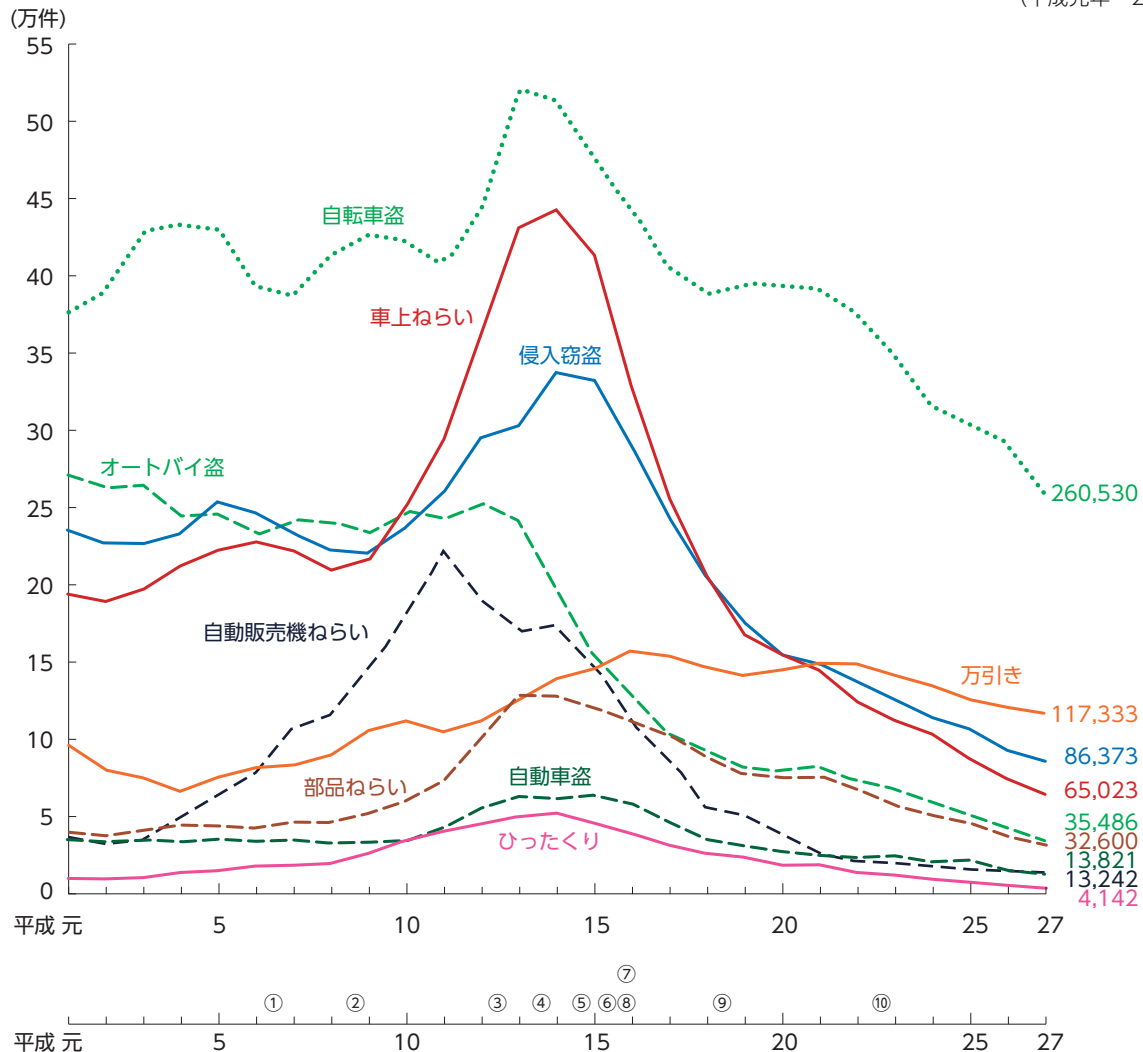
（＊9） 我が国における防犯ボランティア団体の構成員数は、平成15年では約18万人であったが、19年には約234万人にまで増加している（犯罪対策閣僚会議「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008―「世界一安全な国、日本」の復活を目指して―」参照）。

（＊10） 川出敏裕・金光旭「刑事政策」（成文堂（2012）29頁以下）は、平成8年からの治安情勢悪化の主な要因として、①経済不況の影響、②地域社会における相互の監視・関心といった非公式な社会的統制力の低下や職場・学校・家庭といった小集団内での非公式な犯罪抑止力の低下、③警察活動を始めとする公的な犯罪統制力の低下の3点を指摘した上で、その後の犯罪情勢の好転には様々な要因が複合的に影響しており、経済情勢や雇用情勢の好転のほか、官民一体による犯罪対策への本格的な取組にも一定の成果があり、街頭犯罪や侵入犯罪に対する取締りの強化による抑止効果、犯罪予防に配慮した環境整備等による犯罪機会の減少、住民の自主的防犯活動に象徴される地域社会における非公式な犯罪統制力の強化等の要因が、総合的に犯罪の減少に寄与した旨指摘している。

3-1-3図

各種施策の実施時期と窃盗の認知件数の推移

(平成元年～27年)



- ① 自転車防犯登録の義務化
- ② 自動販売機の堅牢化技術基準の制定
- ③ 新五百円硬貨の発行
- ④ 自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームの設置
- ⑤ 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議の設置
- ⑥ 街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進
- ⑦ 犯罪対策閣僚会議の設置
- ⑧ 特殊開錠用具所持禁止法の施行
- ⑨ 窃盗罪に罰金刑導入
- ⑩ 万引き防止に向けた総合的な対策の強化

注 認知件数は、警察庁の統計による。

(＊11) 平成16年版犯罪白書は、ひったくりの認知件数が15年に減少に転じた理由として「警察による街頭犯罪対策などが効果を上げているものと考えられる」と指摘している(同白書14頁参照)。

また、前記山口ほかは、発生率を目的変数とする重回帰分析を実施した結果、警察官数と、侵入窃盗、車上ねらい、自動販売機ねらい及びひったくりの各発生率との間には、それぞれ負の相関関係(警察官数が増加すれば、発生率は低下する)が認められた旨を指摘している。

## （２）侵入犯罪対策

住宅等への侵入犯罪については、前記の「街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策」に先んじて、平成14年11月に、警察庁を始めとする関係省庁と建物部品関連の民間団体によって「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が設置された。同会議では、それまでの侵入犯罪の手口を踏まえ、建物への侵入を防ぐための各建物部品の基準等について検討を重ね、16年以降、侵入までに5分以上の時間を要するなどの一定の防犯性能を有すると評価された建物部品をウェブサイトにおいて公表し、その普及に努めるなどの措置が講じられている<sup>(＊12)</sup>。

また、平成15年6月には、特殊開錠用具の所持等を禁止するとともに、特定侵入行為の防止対策を推進することにより、建物に侵入して行われる犯罪の防止に資することを目的として、「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」が制定され（同年9月施行）、ピッキング用具等に対する取締りが強化されており、このような規制により、侵入窃盗を含む侵入犯罪が一定程度抑止された面があるものと考えられる<sup>(＊13)</sup>。

## （３）車両を対象とした窃盗対策

自動車盗や車上ねらい等といった車両を対象とする窃盗事犯は、平成14年までの窃盗事犯の増加においても、増加率の高かった手口である。とりわけ自動車盗については、盗難自動車が不正に輸出されるなど国際的な犯罪組織の介在も指摘されていたところ、13年に設置された「国際組織犯罪等対策推進本部」の決定に基づき、同年9月には、警察庁等の関係省庁と民間団体からなる「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」が設置され、同プロジェクトチームによって、自動車の盗難及び盗難自動車の不正輸出を防止するための総合的な対策が検討された<sup>(＊14)</sup>。その後、盗難防止性能の高い自動車の普及、イモビライザー等の盗難防止装置の普及促進のほか、自動車の使用者や駐車場の管理者等に対する防犯指導や啓発活動、港湾における盗難自動車の不正輸出防止対策等の措置が推進されているが、我が国における自動車の保有台数が増加傾向にある中で<sup>(＊15)</sup>、自動車盗や車上ねらい、部品ねらいの認知件

---

（＊12） 平成23年版警察白書69頁参照。

（＊13） 平成19年版警察白書は、ピッキング用具を用いた侵入窃盗の認知件数が大幅に減少した理由として、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づいた取締りと、防犯性能の高い建物物品の開発・普及等の侵入犯罪対策とが相まって、侵入犯罪全体の認知件数の減少につながったものと考えられる旨指摘している（同白書60頁参照）。

（＊14） 平成14年1月「自動車盗難等防止行動計画」（自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム策定）参照。

数が、14年から16年にかけての時期に、それぞれ減少に転じていることからすれば、こうした盗難防止対策の推進が、前記の街頭犯罪対策とともに、自動車盗や車上ねらい等の減少の一因になっているものと思われる。

自転車盗については、平成5年12月に「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」<sup>(※16)</sup>が改正され、自転車の利用者に自転車防犯登録が義務付けられており（6年6月施行）、自転車防犯登録によって盗難自転車の早期発見等が図られたことは、前記の街頭犯罪対策と共に、一定の犯罪抑止につながっているのではないかとと思われる<sup>(※17)</sup>。

なお、車両を対象とした窃盗事犯のうち、オートバイ盗、自転車盗及び部品ねらいの各手口は、検挙人員に占める少年の割合が極めて高く（1-1-2-7図③④⑥参照）、少年による窃盗事犯の減少（1-1-2-2図②参照）が、これらの手口の認知件数の減少（1-1-1-2図③④⑥）にも影響を及ぼしているところ、その背景事情としては、ひったくりの場合と同様に、人口の少子高齢化や雇用情勢の変化だけではなく、前記の街頭犯罪対策や車両を対象とした窃盗対策も一因になっているものと考えられる。

#### （4）自動販売機ねらい対策

窃盗事犯の中で他の手口よりも早い時期から大きく増加し始めたのは、自動販売機ねらいであった。業界団体である一般社団法人「日本自動販売機工業会」においては、平成8年、自動販売機の施錠設備等が破壊されることを防止するための「自動販売機の堅牢化技術基準」を定め、堅牢化自動販売機の普及に努めてきた。飲料及びたばこの堅牢化自動販売機は、18年までに全国に普及しており<sup>(※18)</sup>、このような取組が、自動販売機ねらいの減少にも影響しているものと考えられる<sup>(※19)</sup>。

また、偽造通貨や変造通貨による犯罪の増加を踏まえ、平成12年には新五百円硬貨が、16年

---

（※15） 我が国における自動車保有台数は、平成元年では約5,759万台であったが、14年には約7,646万台、27年には約7,977万台に増加している（警察庁交通局の統計による。）。

（※16） 平成6年6月20日前の法律名は、「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」である。

（※17） このほか、自転車盗との関係では、平成4年2月に「全国自転車問題自治体連絡協議会」が設立され、いわゆる放置自転車の問題解消に向けた啓発活動が行われ、放置自転車対策に関する条例の制定や、公共交通機関周辺における駐輪場の整備等が地域レベルで推進されてきたことにも留意する必要がある。

（※18） 一般社団法人「日本自動販売機工業会」の資料による。

（※19） 平成19年版警察白書は、「堅牢化自動販売機の普及が自動販売機ねらいを減少させた要因の一つと考えられる」旨指摘している（同白書58頁参照）。

には新紙幣がそれぞれ発行されており、偽変造通貨を用いた自動販売機ねらいの防止にもつながっていると考えられる<sup>(＊20)</sup>。

なお、自動販売機ねらいについても、検挙人員に占める少年の割合が極めて高く（1-1-2-7図⑦参照）、少年による窃盗事犯の減少（1-1-2-2図②参照）が、自動販売機ねらいの認知件数の減少（1-1-1-2図⑦）にも影響を及ぼしているところ、その背景事情としては、ひったくり等の場合と同様に、人口の少子高齢化や雇用情勢の変化だけではなく、前記の街頭犯罪対策や自動販売機ねらい対策も一因になっているものと考えられる。

## （５）万引き対策

万引きは、他の手口の認知件数が大きく減少する一方で、平成21年まで認知件数の高止まりが続いてきた手口であり、近年の認知件数は減少しているものの、なお自転車盗に次いで最も認知件数が多い手口である。

万引きは、初発型の犯罪・非行とも言われており、現に平成14年までは検挙人員の約４割を少年が占めていた（1-1-2-7図⑪参照）が、かつては少年による万引きについては大目に見る風潮もあったように思われる<sup>(＊21)</sup>。また、対面式販売形態をとる小規模な個人商店が減少し、セルフ式の販売形態をとる大規模小売店舗が増加したことにより、店員の目を盗んで商品を万引きすることが容易になったことも、万引き事犯が増加した背景事情の一つとして考えられる。

しかしながら、被害を受ける小売店側にとっては、万引きによる商品ロスの売上高に占める割合は少なくなく、とりわけ利益率の低い書店業界においては、万引き被害の増加が経営を相当圧迫していると指摘されてきた<sup>(＊22)</sup>。このような情勢の中で、15年頃から、全国各地において、万引き防止に向けた官民合同の協議会等が開催されるなどし、万引きもれっきとした犯罪

---

（＊20）平成13年版犯罪白書は、自動販売機ねらいの認知件数が12年に大幅な減少に転じた理由として「新500円硬貨の発行、自動販売機における旧500円硬貨の受入れ制限等、変造硬貨の使用による自販機荒しに対する自衛策が講じられたことと関係しているものと思われる」と指摘している（同白書195頁参照）。

（＊21）平成22年9月「万引き防止に向けた総合的な対策の強化について」（警察庁生活安全局）は、万引きをめぐる背景事情として、「たかが万引き」といった「万引きを軽視する風潮があり、こうした風潮を放置すれば、社会の規範意識の一層の低下を招き、万引きのみならず他の犯罪の発生も誘発しかねない」と指摘している。

（＊22）経済産業省「書店における万引に関するアンケート結果について」（平成14年10月）による。なお、一般社団法人「日本出版インフラセンター」が実施した「書店万引き調査等結果概要」（平成20年3月）においても、「書店の売上額対経常利益率は、ほとんどの書店が1％を割っている状況で、万引きによる経営への影響が大きい」と指摘している。

であるとの啓発活動や、被害に遭った場合における警察への積極的な届出の推進等の取組が地域レベルで活発に行われてきた。また、22年9月には、警察庁が全国の都道府県警察に「万引き防止に向けた総合的な対策の強化について」を発出し、小売店舗を始めとする業界団体に対し、万引きを認知した場合における警察への届出の徹底を要請するとともに、届出等に要する被害関係者の時間的負担等を軽減するため、捜査書類等の合理化を図るなどの取組が進められてきた。

このような各種の施策や取組が、万引きの認知件数や検挙人員の増加、その後の高止まり傾向に一定の影響を及ぼしたものと考えられる。そして、その後も、全国各地で万引き防止に向けた協議会や官民合同会議が開催されるなどし、警察や小売業界だけでなく、学校等の教育機関やPTAをも含めた関係機関・団体が連携して、万引き犯罪に対する啓発活動等が積極的に推進されているが、少年に限ってみれば、万引きによる少年の検挙人員は、平成27年までの20年間で約3割にまで減少（69.2%減）し、万引きの検挙人員に占める少年の割合も大幅に低下しており（第1編第1章第2節4項（3）ウ（キ）参照）、官民一体となった各種の取組は、一定の成果を上げているものと思われる。

もっとも、万引きは、他の手口と比べて検挙率が高いものの（1-1-1-2図⑪参照）、大半の場合には、犯行状況の現認によって、保安員を含む被害関係者が検挙しているのが実情であり、被害関係者にとっては顧客との信頼関係もあるため、犯行状況を現認することができなければ、検挙することが難しいとも言われている。また、万引き被害の届出に関しては、警察への届出をためらう被害関係者が依然として少なくないとの指摘もある<sup>（\*23）</sup>。捜査書類の合理化等によって、被害関係者の負担軽減に向けた措置が講じられてきたが、万引き被害の実態には相当の暗数があるものと推察されるため、万引き事犯の動向については、なお予断を許さない状況にある。

また、近年は、万引きによる高齢者の検挙人員の増加が顕著であるところ、相応の人生経験や社会経験を有していながら、高齢に至って初めて犯行に及ぶ者も少なくなく（2-6-1-17図参照）、その動機や背景事情も様々である（2-6-1-13図・2-6-1-14図参照）。高齢犯罪者には、学校等といった地域的なコミュニティも乏しく、可塑性に富んだ少年とは異なる対策が必要であり、万引き事犯における高齢者問題への対策は、喫緊の課題ともなっている。

（\*23） 特定非営利活動法人「全国万引犯罪防止機構」が実施した「第8回全国小売業万引被害実態調査」（平成25年9月）によれば、万引き被害を全件通報している小売業者は66.6%であったとされている（全国万引犯罪防止機構の資料による。）。

## 第2章 窃盗事犯者の再犯防止に向けた課題

本章では、前章までに明らかにした窃盗事犯の動向や窃盗事犯者の実態等に関する分析を踏まえ、窃盗事犯者の再犯防止に向けた課題について検討する。

### 第1節 刑事処分の早い段階における処遇等の重要性

窃盗の2年以内再入率は、緩やかな低下傾向にはあるものの、依然として、他の罪名と比べて最も高く、5年以内再入率も、覚せい剤取締法違反の次に高い水準で推移している(1-2-4-10図参照)。窃盗の入所受刑者は、入所度数が多くなるにつれて、犯行時に住居不定であった者や無職であった者の割合が高くなっており(1-2-4-3図参照)、出所受刑者の再入率が、入所度数が多くなるにつれて、高い水準で推移していることからしても(1-2-4-14図参照)、初入者の段階における適切な処遇が重要であるが、窃盗の初入者の中には、前刑執行猶予中の再犯によって初めて刑事施設に入所する者(再犯初入者)が多いことにも留意する必要がある(1-2-4-7図・1-2-4-8図参照)。

また、今回の特別調査によれば、前科のない者に限定しても、窃盗の罰金処分者や万引き事犯者の大半が窃盗前歴を有しており、特に高齢者は、ほぼ全員が窃盗前歴を有していた(2-3-3-2図・2-6-1-16図参照)。罰金処分者や万引き事犯者は、微罪処分歴を有する者が少なく、特に女性や高齢者においては、微罪処分歴を有する者の割合が高い(第2編第3章第3節2項(5)・第6章第1節4項(2)オ参照)。万引きの検挙人員は微罪処分率が高く(1-2-1-1図参照)、微罪処分や起訴猶予処分を受けた後に再犯に及ばなくなる者も少なくないと思われる<sup>(\*)</sup>。

しかしながら、性別や手口によって差異があるものの、前科や窃盗前歴、微罪処分歴がある者の窃盗再犯率が高いこと(2-4-3-1図・2-6-3-8図・2-6-3-16図①参照)などを考慮すると、窃盗事犯者の中には、初めて刑事施設に入所するに至った段階において、既に何度も窃盗を繰り返して複数回にわたり刑事処分を受けている者が多く、犯罪傾向が相当進んでおり、本人を

---

(\*) 今回の特別調査は、微罪処分を受けた者や起訴猶予処分を受けた者を調査対象として、その後の再犯状況を追跡調査したものではない。そのため、各調査結果は、窃盗により微罪処分や起訴猶予処分を受けた者について、一般的な再犯率や窃盗再犯率を示すものではないことに留意する必要がある。

取り巻く生活環境も悪化している者が少なくないものと考えられる。

このような窃盗事犯者の特徴を踏まえた場合、その再犯防止のためには、刑事施設に初めて入所する前の犯罪傾向が進んでいない早い段階において、個々の対象者が窃盗に至る問題性を把握し、より適切な指導や支援を行っていくことが重要である。

## 第2節 対象者の特性を踏まえた指導・支援の重要性

### 1 経済状況等が不良で生活困窮に陥っている者（生活困窮型）

窃盗の検挙人員においては、年金等生活者を除く無職者が約3割を占めており（1-1-2-4図参照）、手口別では、侵入窃盗や自動車盗、車上ねらい、ひったくり、すりにおいて、その割合が比較的高い（1-1-2-7図参照）。窃盗の入所受刑者においては、無職者が大半を占めており、入所度数が多くなるにつれて、その割合が高くなっている（1-2-4-3図②参照）。

今回の特別調査においても、手口や性別によって差異があるものの、総じて、無職者の割合が高い上、侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者、男性の万引き事犯者では、勤労意欲の乏しい者も多く（2-3-2-5図・2-4-1-3図・2-5-1-3図・2-6-1-6図参照）、安定収入のない者や資産のない者、負債がある者も相当数を占めていた（第2編第4章第1節2項（4）・第5章第1節2項（4）・第6章第1節2項（4）参照）。犯行の動機・背景事情においても、「生活困窮」や「無為徒食・怠け癖」が上位にあり（2-4-1-10図・2-5-1-6図・2-6-1-13図・2-6-1-14図参照）、窃盗事犯者の中には、経済状況が不良で生活困窮に陥っている者、いわば「生活困窮型」と称すべき類型に該当する者が多く、特に男性において、その傾向が目立つ。

無職者は、有職者よりも取消・再処分率が高く（1-2-5-11図④参照）、勤労意欲のない者や安定収入のない者、「生活困窮」に該当する者の窃盗再犯率も高いこと（2-6-3-4図～2-6-3-6図・2-6-3-13図・2-6-3-14図参照）などを考慮すると、このような窃盗事犯者に対しては、生活状況を改善させることが必要であり、安定した生活環境に向けた支援や勤労意欲や能力を高めるための就労支援のほか、犯行の動機や背景事情等を考慮した上で、生活態度に関する指導等を行っていくことが重要である<sup>（\*2）</sup>。

（\*2） 生活困窮者に対する更生保護における処遇については、平成26年版犯罪白書258頁参照。

## 2 社会的に孤立している者（社会的孤立型）

特に男性に見受けられる特徴であるが、窃盗の入所受刑者においては、犯行時に配偶者がいた者の割合が低く（1-2-4-2図参照）、入所度数が高くなるにつれて、住居不定の割合が高くなり（1-2-4-3図①参照）、男性の仮釈放者では更生保護施設に居住する者の割合が、男性の保護観察付執行猶予者では単身居住の者の割合がそれぞれ高い傾向が認められた（1-2-5-4図・1-2-5-10図参照）。

今回の特別調査においても、犯行時に婚姻継続中であった者は限られており（2-4-1-1図・2-5-1-1図・2-6-1-2図参照）、住居不定の者や交流のある近親者もいない単身居住者も少なくなかった（2-4-1-2図・2-5-1-2図・2-6-1-3図・2-6-1-4図参照）。犯行の背景事情においても、「住居不安定」や「家族と疎遠・身寄りなし」が上位にあり（2-4-1-10図・2-5-1-6図・2-5-1-14図参照）、窃盗事犯者の中には、家族関係を含め、周囲との対人関係が喪失・希薄化し、社会における居場所を失っていると思われる者、いわば「社会的孤立型」と称すべき類型に該当する者が少なくない。

また、車両関連盗の執行猶予者では、婚姻歴のない者の再犯率が高く（2-5-3-2図参照）、万引きの罰金処分者では、配偶者と離死別していた者や住居不定の者の再犯率が高かった（2-6-3-2図・2-6-3-3図①参照）。さらに、男性の万引き事犯者では、単身居住者の窃盗再犯率が高く（2-6-3-3図②・2-6-3-12図②参照）、「家族と疎遠・身寄りなし」や「住居不安定」に該当する者の再犯率が高い（2-6-3-7図参照）などの特徴が見られた。

このような社会的孤立型に該当する窃盗事犯者に対しては、他人とのコミュニケーション能力に乏しい者に対するカウンセリング等の心理面や医療面での支援のほか、地域社会において本人を取り巻くサポート体制を再構築し、地域社会内に再統合していく方策が必要である。単身居住者であっても、近親者がいる者については、疎遠になっている近親者との関係の改善修復ができるような支援を働き掛けることも重要である。また、他者との関わりを持つことのできる場所が複数あることも再犯防止につながると考えられるため、本人の帰属する集団として、地域社会や有職者であれば職場での受入れ先等を確保し、人間関係の構築への支援をするとともに、地域社会内においても、自治会活動や地域の行事等の場を通じて孤立させないように配慮することが有効であると考えられる<sup>(\*)</sup>。

(\*) 3) 大久保智生ほか「万引き防止対策に関する調査と社会的実践 社会で取り組む万引き防止」（ナカニシヤ出版（2013）42頁以下）は、万引き被疑者の心理的要因に関する調査研究において、20～64歳の成人被疑者は、19歳以下（青少年）の被疑者と同様に、経済的な動機が高いが、青少年とは異なり、社会的孤立と

### 3 心身に問題を抱えている者

今回の特別調査においては、男女共に、心身に何らかの問題を抱えている者が少なからず存在していることが認められた（2-3-2-5図・2-4-1-3図②・2-5-1-3図②・2-6-1-6図・2-6-1-12図参照）。

特に、女性の万引き事犯者は、精神疾患のある者の割合が男性よりも高く（第2編第6章第1節2項（5）・同節3項（4）参照）、犯行の背景事情として、いずれの年齢層においても「体調不良」が上位にあったほか、30歳代では「摂食障害」も上位にあり（2-6-1-14図参照）、39歳以下の女性では、「ストレス発散」や「摂食障害」といった要素の存在が窃盗再犯に影響を及ぼす要因として示された（2-6-3-22表参照）。

他方、男性の万引き事犯者においては、犯行の背景事情として、「習慣飲酒・アルコール依存」が上位にあり（2-6-1-14図参照）、これに該当した者の窃盗再犯率も高かった（2-6-3-7図③・2-6-3-21表参照）。また、男性が圧倒的多数を占める侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者においても、一部の年齢層で「習慣飲酒・アルコール依存」が上位にあった（2-4-1-10図②・2-5-1-6図②参照）。

このように、窃盗事犯者の中には、男女共に、心身に問題を抱えている者が少なからず存在しており、鬱病等の気分障害を含め、精神疾患等の疑われる窃盗事犯者に対しては、刑事処分とは別に、適切な医療措置や福祉的措置が必要となる可能性がある。そのためには、地方公共団体や医療機関等も含めた関係諸機関の間で、事案に応じて適切な連携を図ることが求められる。

また、女性の万引き事犯者に多い摂食障害を有する者については、摂食障害が刑事責任能力に影響を及ぼすか否かの問題は別にして、摂食障害の治療の困難さを理解した上で、摂食障害を専門的に治療する医師や医療機関との連携が重要となる。この点、一部の刑事施設において行われている、重篤な摂食障害を抱える受刑者に対する治療について、以下、紹介する<sup>(※4)</sup>。

---

経済的な困窮が結びついていると考えられ、別の対策が必要であり、また、65歳以上（高齢者）の被疑者は、社会的に孤立していることが多いため、地域として高齢者の孤立の問題に取り組み、地域におけるコミュニティへの参加など他者とのコミュニケーションがとれるように支援することが必要である旨指摘している。その上で、被疑者の問題背景に合った対策、特に万引きの初犯者が再犯に至らないような対策を立てる必要がある、規範意識のように単純な図式に落とすのではなく、問題の背景ごとに分けて、それぞれに合った対策を立てていく必要がある旨指摘している。

（※4） 摂食障害を抱える保護観察対象者に対する処遇については、平成26年版犯罪白書263頁参照。

### 《摂食障害を抱える受刑者に対する処遇》

北九州医療刑務所においては、平成25年に、摂食障害患者の治療に長年携わってきた医師を刑務所長として迎え、重篤な摂食障害に罹患している女性受刑者の治療等に取り組んでいる<sup>(※5)</sup>。

摂食障害に罹患している受刑者に対しては、行動制限を用いた認知行動療法に基づいた治療を行っており<sup>(※6)</sup>、著しく痩せている時期における入浴や運動等の行動は、身体的にも危険であり、死亡にもつながりかねないため、受刑者の食行動が改善するまでは、上記の行動を制限する。その後、食行動の改善に伴い、体重が増えてきた場合には、心理面や行動面の状況も見極めながら、制限の程度を段階的に軽減するなどしており、制限が解除されることを目指して、適切に摂食して体重を増やしていくことが促されるという枠組みの中で治療が進められている。

このほか、受刑者がこれまで回避してきた自分の心の問題に向き合わせ、気づかせ、解決していくことを援助するためのカウンセリングを診療の中で実施しているほか、自分の生き方について考える契機となるような、絵本や童話、物語を順番に与えていく読書療法や、グループミーティング等も定期的に実施されている<sup>(※7)</sup>。

## 4 若年者

若年者の窃盗の検挙人員は、平成16年をピークとして減少傾向にあるが(1-1-2-2図③参照)、窃盗の検挙人員に占める若年者の割合は、男女共に、少年と比べると大きな変化はない(1-1-2-3図参照)。また、男性若年者は、窃盗の起訴猶予人員や起訴人員において最も高い割合を占めており(1-2-2-2図①・1-2-2-4図②ア参照)、保護観察付執行猶予者(1-2-5-8図①参照)や初入者(1-2-4-6図①ア参照)においても、同様の傾向が認められる。

窃盗の手口に着目すると、若年者は、男女共に、窃盗の検挙人員に占める万引きの割合が最

---

(※5) 本研究所のための調査に赴いた平成28年1月当時、北九州医療刑務所に収容されていた摂食障害に罹患している受刑者の人員は、20人(いずれも女性)であり、そのうち、約8割が窃盗による受刑者であった。

(※6) 「ある行動をした結果自分にとって都合のよい状態が生じれば、その行動の頻度が増し、都合の悪い状態が生じれば頻度が減少する」というオペラント行動療法に基づいた治療方法である(瀧井正人「摂食障害という生き方—その病態と治療—」中外医学社(2014)35頁以下参照)。

(※7) 北九州医療刑務所における摂食障害を抱える受刑者に対する処遇の詳細については、瀧井正人「万引きを繰り返す摂食障害患者の病態とその取り扱いに関して—「収容か治療か問題」についての考察—」誌友会『研修』807～809号(2015)参照。

も高いが(1-1-2-6図参照)、男性若年者は、他の年齢層の男性と比べると、万引きの割合が低く、女性若年者と比べると、侵入窃盗の割合が高い(1-1-2-6図・2-2-1-3図参照)。若年者は、侵入窃盗の検挙人員の中で最も高い割合を占めており(1-1-2-7図①ア参照)、今回の特別調査においても、若年者は、侵入窃盗事犯者の中で最も高い割合を占めており、オートバイ盗等の手口においても同様の傾向が見られた(2-2-1-4図参照)。

生活環境に着目すると、若年者は、親等の家族と同居している者の割合が高い(1-2-5-4図・1-2-5-10図・2-4-1-2図・2-5-1-2図・2-6-1-4図参照)が、その一方において、勤労意欲が乏しく(2-4-1-3図・2-5-1-3図・2-6-1-6図参照)、安定した収入のない者(2-4-1-4図・2-5-1-4図・2-6-1-7図②参照)や負債を抱えている者(2-4-1-5図②・2-5-1-5図②参照)が見られ、就労状況や経済状況の不良な者が多い傾向がうかがえた。犯行の動機・背景事情としても、「生活困窮」や「換金目的」、「収入減」といった経済的要素が上位にある一方で、「その他の遊興費欲しさ」や「ギャンブル耽溺」、「無為徒食・怠け癖」といった個人の性格的要素も上位にあった(2-4-1-10図・2-5-1-6図・2-6-1-14図参照)。また、若年者は、共犯者がいる者の割合が高く(2-4-1-7図・第2編第5章第1節3項(2)・第6章第1節3項(2)ア(イ)参照)、犯行の背景事情として「不良交友」も上位にあることからすれば、生活環境の不良な者が多いものと考えられる。

若年者は、他の年齢層と比べても、無職者の取消・再処分率が顕著に高く(1-2-5-6図②・1-2-5-12図②参照)、39歳以下の男性の万引き事犯者では、「資産なし」や「ギャンブル耽溺」といった要素の存在が窃盗再犯に影響を及ぼす要因として示されていることからしても(2-6-3-21表①参照)、若年者に対しては、早期の段階できめ細かな介入を行い、犯罪親和的な価値観や考え方を改めさせるための指導・教育、住居の安定や職場への定着を見据えた就労支援のほか、金銭管理方法の習得のための教育<sup>(※8)</sup>、不良交友からの離脱指導等といった多面的な働き掛けを行って行く必要がある。

## 5 高齢者

高齢者の窃盗の検挙人員は、高齢者人口の増加をはるかに上回る勢いで増加し(1-1-2-2図④・3-1-1図③参照)、窃盗の検挙人員に占める高齢者の割合も上昇しており、平成25年以降は、高齢者の割合が最も高い(第1編第1章第2節2項(2)参照)。高齢者は、窃盗の起訴人員も

(※8) ギャンブルや浪費の問題を有する保護観察対象者に対する処遇については、平成26年版犯罪白書258頁参照。

大幅に増加しており（第1編第2章第2節3項（2）イ参照）、窃盗の起訴人員に占める高齢者の割合も上昇し、その傾向は、女性高齢者において顕著である（1-2-2-4図②参照）。また、高齢者は、男女共に、入所受刑者の人員においても増加傾向にあり（1-2-4-1図②参照）、高齢者の割合は、保護観察付執行猶予者（1-2-5-8図参照）、初入者・再入者（1-2-4-6図参照）、仮釈放者（1-2-5-2図参照）といった処遇の各段階において、いずれも上昇傾向にある。

窃盗の手口に着目すると、高齢者は、男女共に、万引きが大半を占めており（1-1-2-6図・2-2-1-3図参照）、万引きの検挙人員に占める高齢者の割合も大きく上昇し、男女共に、高齢者が最も高い割合を占めるに至っている（1-1-2-7図⑩参照）。万引きは、微罪処分率の高い手口であり（1-2-1-1図参照）、前科のない万引き事犯者の大半が窃盗前歴を有していることからしても（2-6-1-16図参照）、初めて罰金等の刑事罰を受けるに至るまで、過去に微罪処分や起訴猶予処分を受けた経験のある者が多いと考えられる（2-3-3-2図参照）。現に高齢者は、男女共に、窃盗の起訴人員だけでなく、起訴猶予人員においても大幅に増加しており、高齢者の起訴猶予率が、罰金刑導入後に低下したとはいえ、女性若年者を除くと、依然として他の年齢層より高い水準で推移していることも考慮すると（1-2-2-1図参照）、高齢者の起訴人員等の増加は、罰金刑導入のみをもって、その傾向を説明することはできず、起訴猶予歴があるのに再犯に及んだ結果、起訴相当となる事案も増加しているものと考えられる。

生活環境に着目すると、高齢者は、男女共に、婚姻歴のある者が多いが、男性高齢者は、配偶者と離別している者が多く、単身居住者の割合も高い（2-6-1-4図参照）のに対し、女性高齢者は、現に配偶者がいる者の割合が高いが、その一方で、配偶者と死別している者の割合も高い（1-2-4-2図・1-2-5-4図・1-2-5-10図・2-6-1-2図参照）。女性高齢者については、「近親者の病気・死去」に該当する者の窃盗再犯率が極めて高く（第2編第6章第3節2項（3）イ（エ）・2-6-3-22表）、配偶者の病気の看護や死去等に伴う心理的負担が再犯につながっている可能性も考えられる。他方、今回の特別調査においては、男性高齢者に特有の再犯要因までは見いだすことができなかったものの、前記の「生活困窮型」や「社会的孤立型」といった類型は、男性高齢者にも共通して見られる特徴である。

また、高齢者は、男女共に、無職者の割合が高いものの、年金等の受給により就労の必要がない者が多く（2-6-1-6図参照）、他の年齢層と比べると、高齢者の取消・再処分率には、無職か有職かによる差が小さいことにも特徴があり（1-2-5-6図②・1-2-5-12図②参照）、高齢者に対する就労支援は、経済的な自立を促すのみではなく、他者との関わりの機会を確保し、社会的な孤立を解消するという意味においても重要と考えられる。

さらに、高齢者の窃盗事犯者は、窃盗を何度も繰り返し犯罪傾向が進んでいる者が多く（1-2-4-5図・2-6-1-15図・2-6-1-16図参照）、出所受刑者の再入率も高く（1-2-4-13図参照）、指導内容や指導技法等を含めた指導の在り方もより困難なものとなっているが、その一方において、高年齢に至って、初めて窃盗で検挙される者も少なからず存在することが今回の特別調査において鮮明となった（2-6-1-17図参照）。犯罪傾向が進んでいない、より初期の段階において適切な指導や支援を行うことは、高齢者の窃盗事犯者においても必要であり<sup>(※9)</sup>、例えば、起訴猶予の処分等に付す場合においても、対象者の特性や必要性に応じて、更生保護施設や福祉的なサービスに橋渡しするなどの取組も重要である<sup>(※10)</sup>。

## 6 女性

女性の窃盗の検挙人員は、窃盗罪に罰金刑が導入される前年の平成17年をピークに減少傾向にあるが、窃盗の検挙人員の女性比は、総数では、おおむね3割台で推移している（1-1-2-2図①参照）。もっとも、高齢者の窃盗の検挙人員においては、女性比が4割台で推移しており（1-1-2-2図④参照）、手口別では、万引きの検挙人員の女性比が顕著に高い（1-1-2-5図⑪参照）。

女性は、刑法犯の検挙人員に占める窃盗の割合が、男性と比べて、顕著に高く（第1編第1章第2節2項（1）ア参照）、その大半は万引きを手口とするものである（1-1-2-6図・2-2-1-2図参照）。また、女性の窃盗の検挙人員は、高年齢化が顕著であり、平成27年には、約4割を高齢者が占めるに至っている（1-1-2-3図参照）。

女性の起訴人員は、窃盗罪に罰金刑が導入された平成18年に大きく増加し、20年以降はおおむね高止まりの状況にある（1-2-2-4図①参照）。前記のとおり、窃盗の検挙人員の女性比がおおむね横ばいで推移しているのに対し、窃盗の起訴人員の女性比は、緩やかに上昇しており、特に罰金刑導入後の18年から19年にかけて、窃盗について、女性の起訴猶予率がいずれの年齢

（※9） 太田達也「高齢犯罪者の対策と予防～高齢犯罪者の特性と警察での対応を中心として～」(警察学論集67巻6号(2014)3頁以下)は、窃盗事犯者のみを対象としたものではないものの、高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査結果(平成17年～19年)に基づき、高齢者を取り巻く様々な要因に加え、社会的な孤立(「家族からの孤立」「近隣からの孤立」「行政からの孤立」)という要因が加わることで高齢者の犯罪発生を促進しているのではないかと仮説を提示し、刑罰が必要とまでは言えないものの、更生が危ぶまれるという高齢犯罪者に対しては、微罪処分等に付すとしても、社会的な支援・指導による働きかけや見守りを行う必要がある旨指摘している。

（※10） 高齢者の再犯防止に関する各種施策については、平成28年版犯罪白書259頁参照。

層においても大きく低下するとともに（1-2-2-1図参照），女性の起訴率や起訴人員中の有罰金前科者率が大きく上昇していることは（1-2-2-4図①イ・1-2-2-5図②参照），罰金刑の導入が女性の窃盗事犯者の処遇に大きな影響を及ぼしたことを物語っている。また，女性は，窃盗の起訴人員中の有前科者の人員も増加傾向にあり（1-2-2-5図②参照），このことは，保護観察付執行猶予者（1-2-5-7図・1-2-5-9図参照）や入所受刑者（1-2-4-1図・1-2-4-4図②・1-2-4-8図参照），仮釈放者（1-2-5-1図②・1-2-5-3図②参照）といった，処遇の各段階における女性の人員の増加にも影響を及ぼしていると考えられる。

生活環境に着目すると，女性の窃盗事犯者は，男性と比べると，外形上は，家族関係が比較的保たれている者が多く（1-2-4-2図・1-2-5-4図・1-2-5-10図・2-3-2-1図・2-6-1-2図参照），経済的に必ずしも困窮しているとまでは言いがたい者が少なくない（2-6-1-7図・2-6-1-8図・2-6-1-11図参照）<sup>（\*11）</sup>。その一方において，前記のとおり，精神疾患のある者の割合が男性よりも高く，犯行の動機・背景事情としても，「ストレス発散」や「体調不良」，「摂食障害」等といった心身に関わる要素のほか，「配偶者等のトラブル」，「近親者の病気・死去」等といった家庭的な要素が上位にあった（2-6-1-13図・2-6-1-14図参照）。

今回の特別調査における再犯状況について，男性には有意差が認められたにもかかわらず，女性には有意差が認められなかった要素が少なくなかったが（第2編第6章第3節参照），このことは，窃盗再犯の関連要因として，男性とは異なった，女性特有の要素が存在し得ることを示唆しているものと考えられる。特に，39歳以下の女性において，「ストレス発散」や「摂食障害」といった精神状態に関わる要素の存在が窃盗再犯に影響を及ぼす要因として示されたほか，中高年層の女性においては，「家族等と同居の自宅が帰住先」や「母親が監督者」という要素の存在が窃盗再犯に影響を及ぼす要因として示されており（2-6-3-22表参照），女性高齢者においては，「近親者の病気・死去」に該当する者の窃盗再犯率が極めて高いこと（第2編第6章第3節2項（3）イ（エ）・2-6-3-22表参照）などを踏まえると，女性の場合，むしろ家族関係や対人関係等に問題があることの方が多いたことが示唆された。

（\*11） 平成20年版犯罪白書では，高齢者を対象とした特別調査の結果に基づき，「女子の高齢窃盗事犯者の場合は，生活基盤はあり，生活費自体に困っているわけではない者が多く，少額の食品等の万引きがほとんどで，高齢になって万引きを繰り返すようになった者も少なくなかった。切羽詰まった状況ではないものの，経済的不安を感じることから金銭を節約しようとして，食料品等の物を盗む傾向が認められた。また，犯行に至った背景要因として，疎外感や被差別感を有している者がおり，これらについては，周囲からの働きかけや支えがほとんどないことからくる孤独感・孤立感といった心理的要因が影響している可能性がある。」旨指摘している（同白書291頁参照）。

このような女性の窃盗事犯者の再犯を防止するためには、家族等との人間関係の把握や調整、心理的なサポート、医療や福祉的な支援を検討していく必要があり、家族との間の意思疎通等が必ずしも良好に保てない場合には、家族間の調整のために、地方公共団体や地域社会の専門家、保護司等によるサポート体制も必要となると思われる。

また、女性高齢者においては、他の年齢層と比べると、比較的長い期間にわたって窃盗再犯率が緩やかに上昇していることからすると(2-6-3-18図②参照)、息の長い継続的な指導や支援が必要になると考えられる。

### 第3節 窃盗事犯者に対するプログラム等の処遇手法の開発の必要性

窃盗事犯者の再犯を防止し、矯正施設への再入所等を防ぐためには、矯正施設内における指導・教育や保護観察所での処遇が重要である。もっとも、前記のとおり、窃盗事犯者の抱える問題性は、対象者等によっても様々であるため、矯正施設や保護観察所において、これらの問題性に応じた窃盗事犯者のための標準的なプログラム等の処遇手法はなく、各矯正施設や保護観察所、更生保護施設の創意工夫により、窃盗事犯者のそれぞれの問題性に応じて、就労支援、福祉的支援、家族関係の調整、認知行動療法を基盤としたプログラムの実施等を組み合わせながら、再犯防止に向けた処遇が実施されている。窃盗事犯者に対する再犯防止は、プログラム指導のみにとどまらず、従来から取り組まれている福祉的・医療的な働き掛けを含めた、多方面からの処遇内容と相まって、相応の効果を発揮するものと考えられ、今後は、各施設等で実施している窃盗事犯者に対する再犯防止指導の内容やその効果、指導方法等について精査し、より精度の高い効果的な処遇手法を開発することが望まれる<sup>(＊12)</sup>。

この点、窃盗事犯の女性受刑者に対する再犯防止策として、近年、新たな取組が実施されているので、以下、紹介する。

---

(＊12) 一部の保護観察所においても、窃盗による女性の保護観察対象者等を対象として、独自のプログラムの実施に取り組んでいる(田平武史「万引き・窃盗防止プログラム」(条件反射制御法学会『条件反射制御法研究』4号(2016)62頁以下参照。なお、田平は、「地域で孤立したり家族仲が冷え切ったりしている対象者に対して、(プログラムという)安心して集まれる場所を提供していることにも(再犯防止の)効果があると考えられる」旨指摘している。)。このほか、更生保護施設における女性の窃盗事犯者に対する取組として、平成26年版犯罪白書262頁参照。

### 《女性受刑者に対する窃盗防止指導》

女性を収容する刑事施設においては、平成26年1月に取りまとめられた「マーガレット・アクション～働きやすい環境づくりと女子受刑者処遇の充実～」の中で、「女子受刑者特有の課題に係る処遇プログラム等の策定」が必要とされたことを受け、27年度から「窃盗防止指導」を一般改善指導の枠組みで実施している。

窃盗防止指導のプログラムは、「対人関係上の課題」や「あるがままの自分」、「自己表現とコミュニケーション」、「窃盗を止めるための具体策」等といった10単元で構成され、1グループ7人程度のグループワーク形式で実施されており、他者との関係性が犯罪の直接的・間接的要因になりやすいという女性受刑者の特性に鑑み、窃盗に至った自己の問題点について、家族等の「身近な人との関係性」という視点から振り返り、自己肯定感や適切な自己表現力を身に付けることなどによって、窃盗をせずに生活する方法を考えさせていくことを主眼としている<sup>(＊13)</sup>。

## 第4節 関係機関間の連携強化

今回の特別調査で明らかになったように、窃盗事犯者は、その手口や属性等によっても、多種多様であり、満期釈放者であるか否かなどを問わず、きめ細かな支援が重要であり、それらの対策を円滑に実施するためには、関係機関間での一層の連携が必要となる。

具体的には、刑事施設・保護観察所と、公共職業安定所、更生保護施設、地域生活定着支援センター等といった従来から連携している機関との間で、特別調整の場面も含めた連携の一層の強化が求められる。また、その実効性を確保するためにも、満期釈放者の場合には、釈放前の指導の一層の充実も必要である。また、窃盗事犯者について、不起訴処分が見込まれる場合においても、事案に応じて、更生緊急保護の円滑な活用も含めた検察庁と保護観察所、地方公共団体等との連携の一層の強化が求められる。

そのほか、医療的措置を講ずる必要性がある者に対しては、地方公共団体や地域包括支援セ

---

(＊13) 寺西晶「大阪発マーガレット・アクションへの取組」(矯正協会『刑政』126巻6号(2015)78頁以下参照)は、女性受刑者の特性に関連して、「女性と男性では、その心理的発達の過程に大きな違いがあり、女性は、人との結び付きの中で自己を問いながら発達する側面がある。」とし、「他者とのつながりや他者との関係性を大事にする生き方をする傾向が男性よりも強く見られ、この「関係性」が犯罪の直接的、間接的要因になりやすいことに着目した」と指摘している。

ンター、医療機関等も含めた関係諸機関の間で連携を図ることで適切な医療的措置が講じられるようにする必要がある。

## 第5節 今後の研究課題

本研究においては、これまでの先行研究では必ずしも明らかにされてこなかった窃盗事犯者の手口別での実態について、特別調査を通じて実証的に明らかにし、とりわけ罰金処分者や万引き事犯者の実態や再犯に関連する要因等については、ある程度詳細に明らかにすることができたものとする。もっとも、今回の特別調査は、窃盗の手口や処断刑等を問わず、全ての窃盗事犯者を対象としたため、手口等によっては、統計分析に十分なサンプルを収集することができず、実態面の概要を明らかにするにとどまったものも少なくない。

今後は、本研究の結果を踏まえ、その時々々の犯罪情勢に照らし、より焦点を当てるべき手口や対象者を絞り、適切な比較対照群を設定した上で、窃盗事犯者の再犯防止に向けて、より詳細な調査・研究を実施する必要があると考える。

# 凡 例

## 【罪名・用語・略称】

### 第1 罪名等の定義

罪名等の定義は、特に断らない限り、次のとおりとするほか、各統計資料の区分による。

#### 1 刑法犯

「**刑法犯**」は、刑法（明治40年法律第45号）、後記（3）の危険運転致死傷及び次の特別法の罪をいう。[注1]（ア）⑦及び（エ）

①爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）②決闘罪に関する件（明治22年法律第34号）③印紙犯罪処罰法（明治42年法律第39号）④暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）⑤盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和5年法律第9号）⑥航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年法律第142号）⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）⑩組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）

（1）刑法犯の基本罪名には、次の罪を含む。[注1]（ア）①～④及び（ウ）参照

①未遂 ②予備 ③教唆及び幫助 ④強盗致死傷等の結果的加重犯 ⑤業務、目的、身分等による刑法上の加重軽減類型 ⑥盗犯等の防止及び処分に関する法律による加重類型

（2）次に掲げる刑法犯の罪名には、括弧内の罪名を含む。[注1]（ア）①及び⑦参照

①殺人（自殺関与・同意殺人）②強盗（強盗殺人・強盗強姦）③強盗致死（強盗殺人）④傷害（現場助勢）⑤脅迫（強要）⑥窃盗（不動産侵奪）⑦公務執行妨害（封印等破棄等）⑧偽造（文書等の各偽造・公正証書原本不実記載等及び同行使）⑨職権濫用（特別公務員暴行陵虐）

（3）「**危険運転致死傷**」は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）2条、3条、6条1項及び2項に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪をいう。

## 2 過失運転致死傷等

「**過失運転致死傷等**」は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 4 条、5 条、6 条 3 項及び 4 項に規定する罪並びに自動車運転過失致死傷（平成 25 年法律第 86 号による改正前の刑法 211 条 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。）、業務上過失致死傷及び重過失致死傷をいう。〔注 1〕（ア）⑨及び（イ）並びに〔注 2〕（ア）及び（イ）参照

## 3 特別法犯

「**特別法犯**」は、前記 1 の刑法犯及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反以外の罪をいい、条例違反を含む。〔注 1〕（ア）⑦及び（エ）参照

「**道交違反**」は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）の各違反をいう。

〔注 1〕 各統計資料による場合の特則

（ア）警察庁の統計による場合

⑦ 「刑法犯」は、刑法、危険運転致死傷（道路上の交通事故に係るもの以外の平成 25 年法律第 86 号による改正前の刑法 208 条の 2 に規定する罪に限る。）及び次の特別法の罪をいう。

①爆発物取締罰則 ②決闘罪に関する件 ③暴力行為等処罰に関する法律 ④盗犯等の防止及び処分に関する法律 ⑤航空機の強取等の処罰に関する法律 ⑥航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 ⑦人質による強要行為等の処罰に関する法律 ⑧組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 ⑨火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和 47 年法律第 17 号）⑩流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和 62 年法律第 103 号）⑪サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成 7 年法律第 78 号）⑫公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）⑬公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 67 号）

印紙犯罪処罰法及び人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律の各違反は、「刑法犯」に含まれず、「特別法犯」に含まれる。

④ 「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、暴力行為等処罰に関する法律 1 条及び 1 条の 3 に規定する加重類型を、「傷害」は、同法 1 条の 2 及び 1 条の 3 に規定する加重類型を、それぞれ含む。

- ㉗ 「窃盗」は、不動産侵奪を含まない。
- ㉘ 「器物損壊」は、信書隠匿を含む。
- ㉙ 「暴力行為等処罰に関する法律違反」は、同法2条及び3条に規定する罪をいう。
- ㉚ 「過失運転致死傷等」は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律4条、5条、6条3項及び4項に規定する罪並びに道路上の交通事故に係る自動車運転過失致死傷、過失致死傷、業務上過失致死傷及び重過失致死傷をいう。

(イ) 検察統計年報による場合

「過失運転致死傷等」は、自動車又は原動機付自転車による交通犯罪以外の業務上過失致死傷及び重過失致死傷を除く。

(ウ) 矯正統計年報及び保護統計年報による場合

「暴行」は、凶器準備集合を含む。

(エ) 司法統計年報による場合

印紙犯罪処罰法、航空機の強取等の処罰に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の各違反は、「刑法犯」に含まれず、「特別法犯」に含まれる。

[注2]

- (ア) 「業過」は、業務上過失致死傷及び重過失致死傷のうち、平成19年法律第54号による改正前の刑法211条に規定する罪（平成18年以前ののものに限る。）をいう。
- (イ) 「自動車運転過失致死傷・業過」は、自動車運転過失致死傷、業務上過失致死傷及び重過失致死傷（平成19年法律第54号による改正前の刑法211条に規定する罪を含む。）をいう。

## 第2 用語の定義

本報告における用語の定義は、特に断らない限り、次のとおりとする。

### 1 警察等

- (1) 「**認知件数**」 犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察が発生を認知した事件の数をいう。[注3] 参照

- (2) **「発生率」** 人口10万人当たりの認知件数をいう。
- (3) **「検挙件数」** 警察が検挙した事件の数をいい、検察官に送致・送付した件数のほか、微罪処分にした件数等を含む。[注3] 参照
- (4) **「検挙率」**  $\frac{\text{検挙件数}}{\text{認知件数}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- なお、検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。
- (5) **「検挙人員」** 警察等が検挙した事件の被疑者の数をいう。[注3] 参照
- (6) **「送致件数」** 警察等が送致・送付した事件の数をいう。
- (7) **「送致人員」** 警察等が送致・送付した事件の被疑者の数をいう。

## 2 検察・裁判

- (1) **「検察庁新規受理人員」** 検察官認知又は直受の事件及び司法警察員（特別司法警察員及び国税庁監察官を含む。）から送致・送付された事件の人員をいう。
- (2) **「起訴率」**  $\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (3) **「起訴猶予率」**  $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (4) **「公判請求率」**  $\frac{\text{公判請求人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (5) **「通常第一審」** 地方裁判所及び簡易裁判所において行われる通常の公判手続をいう。
- (6) **「終局処理」** 検察統計年報による場合は、検察庁間の移送及び中止によるものを、司法統計年報又は最高裁判所事務総局の資料による場合は、裁判所間の移送及び回付によるものを、それぞれ除外した事件処理をいう。
- (7) **「執行猶予率」**  $\frac{\text{執行猶予人員}}{\text{有期懲役} + \text{禁錮人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

## 3 矯正・更生保護

- (1) **「入所受刑者」** 裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者をいい、矯正統計年報における「新受刑者」に相当する。
- (2) **「初入者」** 受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者をいう。

(3) 「再入者」 受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。

(4) 「仮釈放率」  $\frac{\text{仮釈放者}}{\text{満期釈放者} + \text{仮釈放者}} \times 100$  の計算式で得た百分比をいう。

(5) 「執行猶予者の保護観察率」  $\frac{\text{保護観察付執行猶予言渡人員}}{\text{執行猶予言渡人員}} \times 100$  の計算式で得た百分比をいう。

#### 4 少年

##### (1) 少年

- ① 「年少少年」 14歳以上16歳未満の者をいう。
- ② 「中間少年」 16歳以上18歳未満の者をいう。
- ③ 「年長少年」 18歳以上20歳未満の者をいう。

##### (2) 非行少年

- ① 「犯罪少年」 罪を犯した少年（犯罪行為時に14歳以上であった少年）をいう。
- ② 「触法少年」 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
- ③ 「ぐ犯少年」 保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

(3) 「児童自立支援施設送致」「児童養護施設送致」 家庭裁判所終局処理における児童自立支援施設送致・児童養護施設送致には、平成10年3月31日までの教護院送致・養護施設送致を含む。

(4) 「少年院入院者」 各年において、少年院送致の決定により新たに入院した者をいい、矯正統計年報における「新収容者」に相当する。

#### 5 その他

- (1) 「構成比」・「比率」・「割合」 の表示には百分比を用いている。
- (2) 「pt」「ポイント」 の略記。ポイントとは、比率の差をいう。
- (3) 「人口比」 特定のグループに属する者の人口10万人当たりの人員をいう。
- (4) 「女性比」 又は「女子比」 男女総数のうち、女性又は女子（非行少年の場合）の占める比率をいう。

- (5) **「少年比」** 少年・成人総数のうち、少年の占める比率をいう。
- (6) **「高齢」・「高齢者」** 65歳以上の者をいう。
- (7) **「来日外国人」** 我が国にいる外国人のうち、特別永住者、永住者、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。ただし、警察庁の統計又は同庁刑事局の資料による場合、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明の者以外の者をいう。
- (8) **「前科」** 確定裁判により刑の言渡しを受けたことをいう。
- (9) **「処遇」** 警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱いをいう。
- [注3] 過失運転致死傷等（前記[注1]（ア）㊦参照）及び危険運転致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪については、道路上の交通事故に係るものに限る。）については、「送致件数」を「認知件数」及び「検挙件数」として、「送致人員」を「検挙人員」として、それぞれ計上している。

## 【資料源】

### 第1 資料の種類

統計、図表その他の計数資料は、特に法務省の大臣官房司法法制部、刑事局、矯正局、保護局及び入国管理局の各局から提供を受けたもの並びに関係諸機関の調査等に基づくもののほか、以下の官庁統計によるものである。

警察庁の統計（警察庁刑事局）

検察統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

司法統計年報（最高裁判所事務総局）

矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

保護統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

### [注4]

- (1) 警察庁の統計は、昭和38年までは「犯罪統計書」という名称であったが、39年以降は「昭和（平成）〇年の犯罪」と改題されているので、本白書では、これらを一括して「警察庁の統計」と呼ぶ。
- (2) 総務省統計局の「国勢調査」及び「人口推計」を本白書では、一括して「総務省統計局の人口資料」と呼ぶ。

- (3) 昭和47年以前の統計資料については、同年5月14日以前の沖縄県該当分の数値を含まない。
- (4) 平成元年分の統計資料には、昭和64年1月1日から同月7日までの数値を含む。
- (5) 資料の編さん元を記載する場合は、全て、平成13年1月の中央省庁再編成後の省庁名を使用した。

## 第2 資料の範囲

統計資料は、原則として、平成28年7月末日までに入手し得た範囲内で、平成27年分までを集録した。

### 【図表の表示方法】

#### 第1 図表番号

図及び表の番号は、原則として、各節ごとに更新し、編、章、節の数字の後に一連番号を付して表示した（例えば、2-2-1-1図は、第2編第2章第1節の第1図を示す。）。

#### 第2 数字等の表示

1 表中の数字等は、次のように表示している。

- (1) 「－」 該当数が0のとき又は非該当のとき
- (2) 「0」 該当数が四捨五入して1にならないとき
- (3) 「0.0」 四捨五入して0.1にならない構成比
- (4) 「…」 資料のないとき又は母数が0のときの比率

2 図中の数字は、次のように表示している。

- (1) 「0」 該当数が0のとき又は非該当のとき
- (2) 「0.0」 四捨五入して0.1にならない構成比

### 【計数処理方法】

構成比、比率等は、それぞれ四捨五入した。したがって、構成比の和が100.0にならない場合がある。

また、各比率間の和や差を求めるときは、四捨五入する前に各数値の和や差を算出し、得ら

れた数値を四捨五入する方法によっている。そのため、各数値をそれぞれ四捨五入した上で、これらの和や差を算出する方法によって得られる数値とは一致しないこともある。

例 12.76と7.53の差を求めるとき

「 $12.76 - 7.53$ 」で得られた「5.23」を四捨五入して「5.2」とする方法によっており、  
「 $12.8 - 7.5$ 」で得られる「5.3」とは一致しない。